武雄市史

上巻

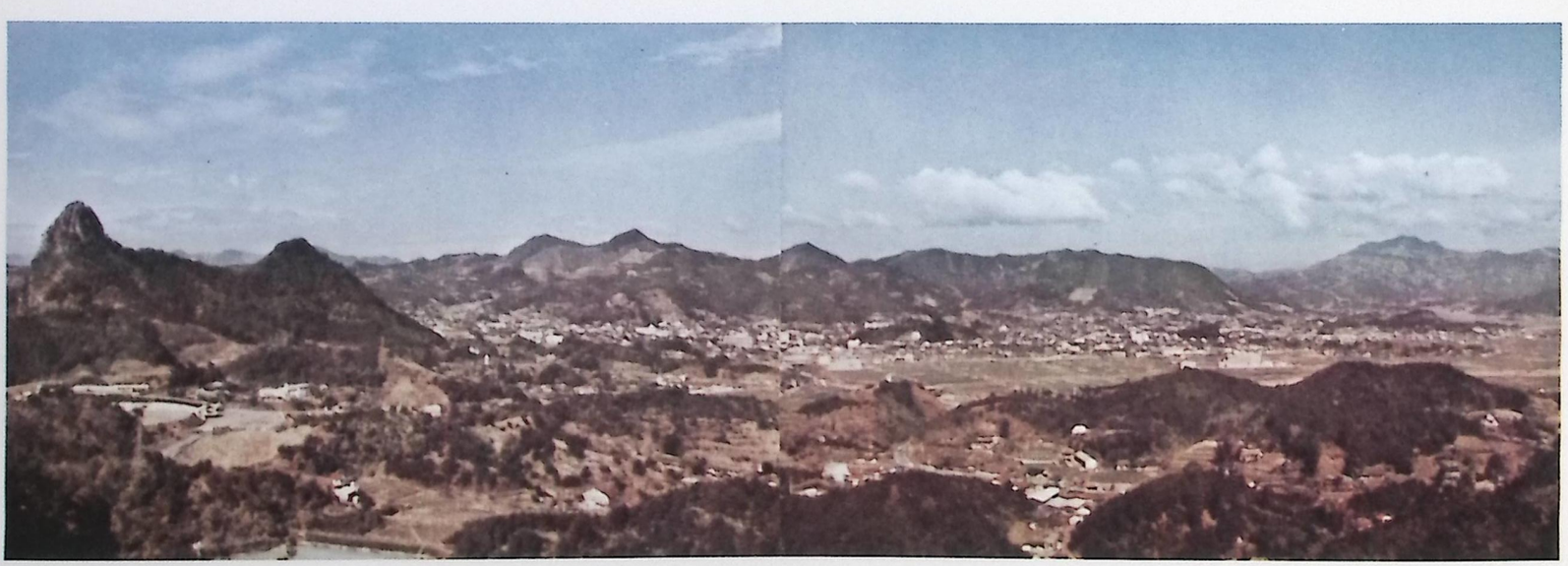

武雄と御船山

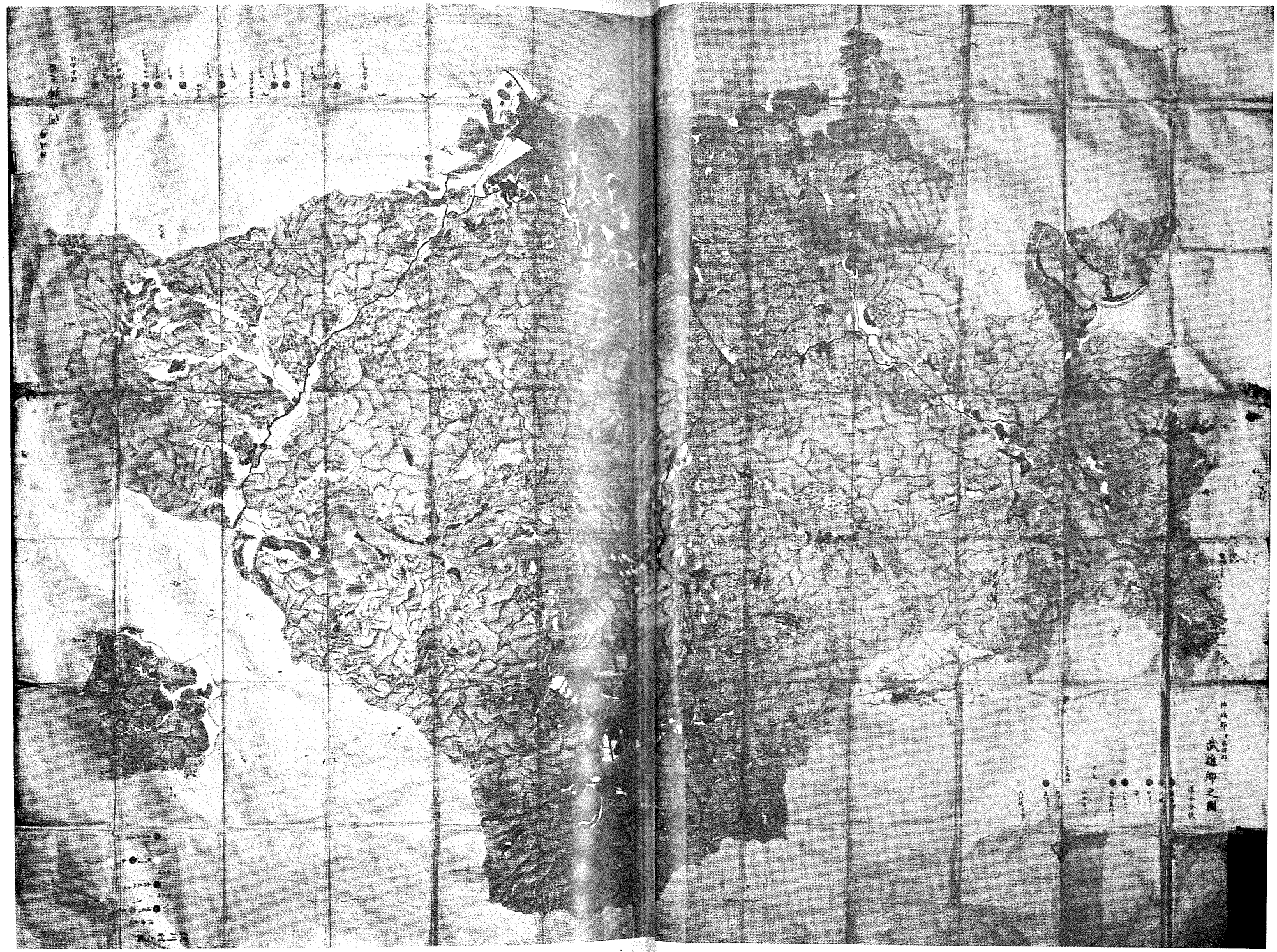

鍋島藩政期の武雄領の図（武雄鍋島家蔵）

『武雄市史』の復刊にあたって

昭和四〇年代は、郷土史研究の時代といわれた。いわゆる、郷土の先達が苦心のすえに創造した豊かな文化や歴史を探究し、それを後世に継承しようとする地方史研究の気運が全国各地で澎湃としておこったのである。

『武雄市史』は丁度そうしたふるさと回帰思潮の中で、武雄地方の地理的環境に始まり、原始古代以降現代に至る各時代の通史と民俗・古蹟・伝統・人物など、多岐にわたって詳述したものである。佐賀大学の三好不二雄名誉教授をはじめ、史学界の権威八人の編纂委員をもって、幾星霜心血を注いで完成されたものであり、『武雄市史』をもって佐賀県の誇る郷土の文化的巨産と称される所以が首肯される。

時代の流れはもとより、政治・経済・法制・教育・庶民生活・文化・芸術・産業・水利・土木など、およそ能う限りすべての項目にわたって詳述し、かつ市史には珍しく〝読み易く、わかり易く〟を可能にしている。なおまた、数百年来「開かずの戸」として固く鎖されていた武雄

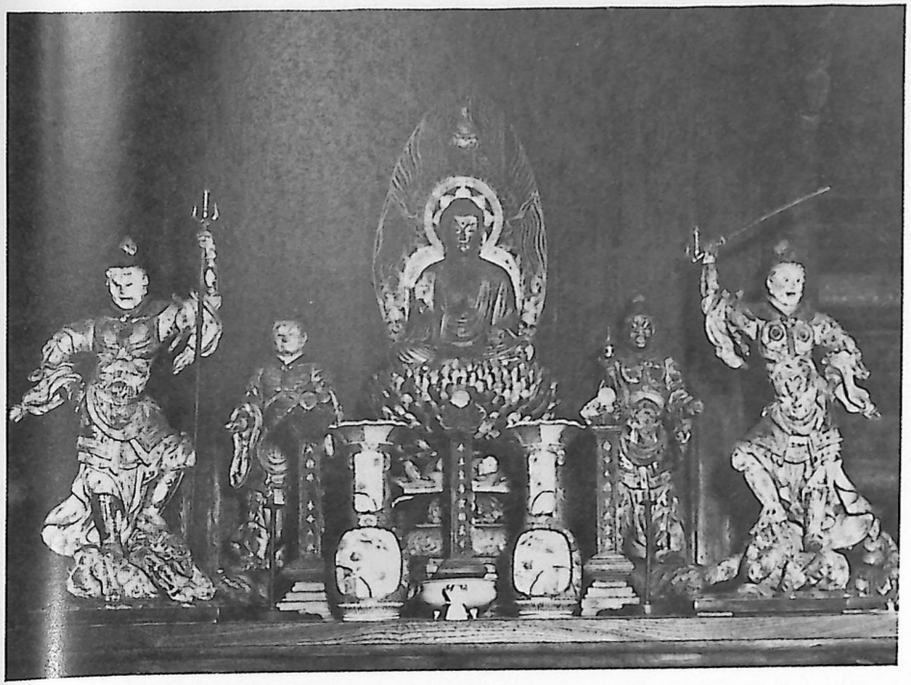

広福寺四天王像（重要文化財）

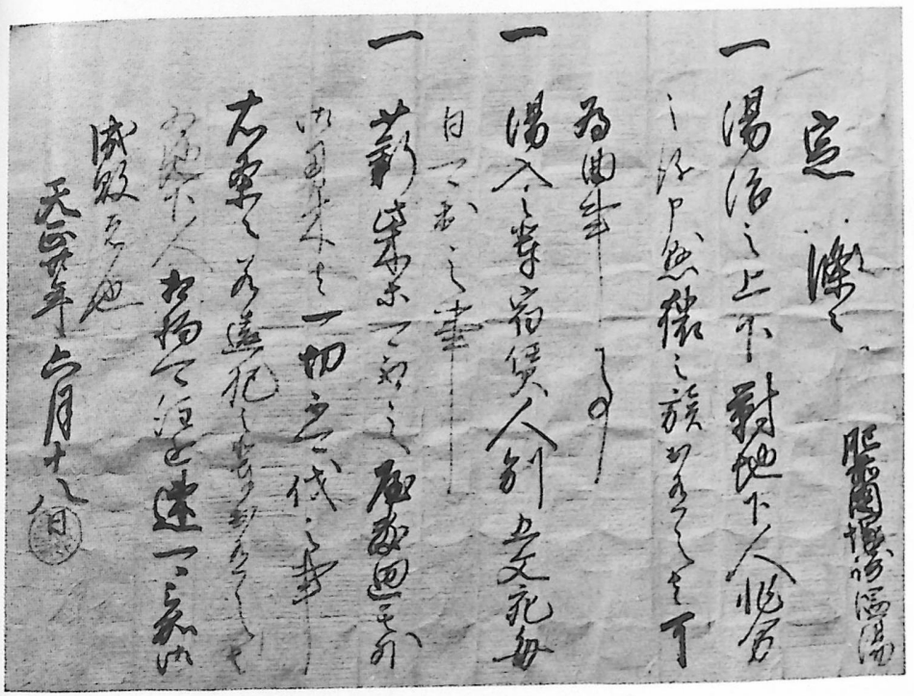

秀吉朱印状（塚崎温湯掟書）

鍋島邸の倉庫より発見された数々の貴重な資料古文書類がふんだんに活用され『武雄市史』に花を添え、一層内容を豊かなものにしている。本書『武雄市史』は必ずや輝かしい未来への扉を開く鍵となり、郷土に誇りをもち、その発展を願う武雄のすべての人々の指針となるであろう。

本書は昭和四七年から翌四八年にかけて市制十周年の記念事業の一環として武雄市によって刊行され、以来久しく絶版となっていた。このたび市当局の許可と協力を得、再び刊行するものである。

昭和五十六年十一月

国書刊行会

発刊のことば

武雄市の原始より近世までを収録した、武雄市史上巻の上梓を見ることは、まことによろこばしく、私は、市史編さん委員会のご苦労と、歴史研究会や貴重な資料を提供していただいた方々に心から感謝の意を表したい。

武雄市史の編さんは、武雄を中心に近隣七町村が合併して市制を施いた市制十週年記念事業の一環として、昭和三十九年四月企画されたものであり、八年の歳月を経て発刊の運びに至つたものである。市史は上中下三巻に纏められ、中下巻は引き続き刊行の予定であり、広く江湖の愛読を望むものである。

武雄市は古くから県西部における、産業経済、文化、交通の要衝であり、市内の各地域には、代々受け継がれた伝統と特徴があり、制度の変革や経済の変遷など時の流れに対応して、今日の武雄市を築き上げた経緯を武雄市史は明快に私達に解き聞かしてくれることと信ずる。

人間誰しも故郷を思わぬ者はなく、郷土に誇りを持ち、その発展を願わぬ者はない。このことは武雄市の歴史を知ることに正比例して強められ、更に、過去を知り現在を反省す

ることから、地域に即応した新しい市勢発展策が生れ、実施に移されることを望むと共に、本史の刊行によつて、武雄市に関係のあるなしにかゝわらず、広く多数の方々に武雄市を理解いたゞき、その繁栄のための助言や協力をたまわるよう希うものである。

無限に続く未来のいつの日か、そして又誰かゞ、その時代の中で生まれ育ち働いた先人の足跡をしのび、将来の発展を祈つて、市の歴史を更に深く探り編さんされるであろうことを強く期待したい。

本書が対内的には、よき温古知新の書となり、対外的には、助言協力のよき手引となれば、望外の幸である。

昭和四十七年三月一日

武雄市長　本山　昌太郎

修史のことば

八年の歳月と、八人の編さん委員の方々の努力で、漸く武雄市史上巻を発刊する運びとなつた。今夏中には、引続いて中巻及び下巻も上梓できる見通しである。

編さん委員会も約三十五回開かれた。主として資料の収集とその精選にあつた。九州近県はもとより、関東地方、更に遠くは戊辰戦後の跡を尋ねて秋田、山形にまで及んだ。

特に一つのやまと考えられたのは、武雄と、鎖国時代の唯一の門戸であつた長崎との交流資料であり、武雄近世史には不可欠のものとされた。武雄鍋島邸は、現当主、先代共に県外に出て久しい。勿論、管理はされているものの、倉庫は固く鎖ざされて、いわゆる開かずの戸であつた。いろいろと貴重な資料があるに違いない。あるいは思つた程期待できぬかも知れない。しかし、結論は、なんとしてでも見せて戴くことであつた。

幸い、武雄市が鍋島邸を、その好意により、宅地、庭園、田畑、山林合計、弐万坪と、屋敷、倉庫もろとも譲り受けることとなり、約二ケ年後倉庫は遂に開かれた。ごく一部の什器類を除いたほかは、例えば、日本で始めて造られた青銅の大砲や、豊臣秀吉の柄崎温湯（現武雄温泉）御定書、源頼朝御教書、古地図等々、数々の貴重な資料古文書類は、す

べて市に無償で寄贈され、これが市史に花を添えたことは、ここに特筆大書したい。

今後、新たな角度からする修史は、恐らく困難であろう。日を経るにつれて各種資料は、逐次散佚して行く。現段階で、できうる限り最良のものをと強く希求した。従つて若干の日時の遷延と、費用の増大は止むを得ないものであつた。先ずはそれに近いものができたと信ずる。

編さんは、三好不二雄氏を主査とし、池田史郎、小宮睦之、杉谷昭、原口静雄、七田忠志、中島平一、真名子磯夫の八氏である。特に名を記して、感謝の意を表したい。

また、武雄歴史研究会、その他秘蔵の資料を快く見せて戴いた今泉家、清水家、就中、石井家の諸氏に対してもお礼を申し述べたい。

紙幅の関係で、本誌に掲載できなかつた他の数多くの資料は、機を見て「資料篇」として続刊したいと思う。

昭和四十七年三月一日

武雄市史編さん委員長

谷口雄市

例言

一、本書は武雄市史上・中・下三巻のうちの上巻として、武雄の地理的環境に始まり、原始時代以降近世末期に至るまでの通史を収めた。

この巻の執筆者は次のとおりである。

地理的環境全般、　原口静雄

原始時代から古代二まで、　七田忠志

古代三から中世全般、及び近世のうち一、武雄鍋島家の成立、　三好不二雄

近世のうち二、武雄の城と城下町

三、島原の乱、

六、産業と文化の㈡以下、　池田史郎

八、西欧文化の受容、

近世のうち四、行政のしくみ

五、三部上地と財政

六、産業と文化の㈠　小宮睦之

七、犯科にみる庶民生活

なお、中巻には明治維新以後現在に至るまでの通史を収め、下巻には、社寺・古跡・伝説・年中行事・窯業・人物・その他についての事項別研究成果、および市史年表を収載する予定である。

一、文中に引用した文書・記録の類は、原本が漢文体で書かれているものについては、かな交り文に読み下して掲載するのを原則とした。

一、文中の人名は、参考ないし典拠として掲出した論文・編著の執筆者名をも含めて、すべて敬称を省略させていただいた。

武雄市史　目次（上巻）

発刊のことば　武雄市長　本山昌太郎
修史のことば　武雄市史編さん委員長　谷口雄市
例言

地理的環境

一　武雄市の位置……一
　武雄市の広がり……二
二　気候概観……三
　四季の変化……四
三　盆地群からなる武雄……六
　(一)　松浦川流域……九　(二)　六角川流域……一〇
　(1)　真手野盆地　(2)　川古盆地　(1)　川登盆地　(2)　武雄盆地
四　水　利……一三
　(一)　八ツ尾溜池……一三　(四)　玉江溜地……一四
　(二)　朝日ダム……一四　(五)　上水道……一五
　(三)　潮見川……一四

五 産業……五四
(一) 農業……五四
(二) 商業……六〇
(三) 工業……六五
六 武雄温泉……六七
七 観光……七七
(一) 観光客の動向……七九
(二) 入湯客の動向……八一
(三) 宿泊施設……八二
(四) 産業構成……八三
(五) 観光産業……八五
(六) 観光宣伝……八七
八 交通……八九
(一) 長崎街道……八九
(二) 唐津街道……九八
(三) 鉄道とバス……一〇〇
九 人口……一〇五
(一) 人口の推移……一〇五
(二) 人口分布と人口密度……一〇八
(三) 人口構成……一一〇
十 集落……一一三
(一) 家……一一三
(二) 水と集落……一一五
(三) 集落の形態……一一六
(四) 市は高橋……一一九
(五) 杵島郡各村字調……一二四

原始時代

一 史料と編年……一三一
(一) 原始時代究明の史料……一三一
(二) 原始時代の編年（時代区分）……一三二
二 旧石器時代……一三六
(一) 洪積世の氷期と間氷期……一三六
(二) 氷期の海退と間氷期の海進……一三八
(三) アジア大陸と日本の国土との断続……一四〇
(四) 世界最古の人類……一四二
(五) 日本最古の人類……一四四
(六) 日本の旧石器文化の推移……一四五
(七) 郷土の旧石器時代……一四九
(八) 腰岳中野の黒曜石と鬼の鼻山・多久地方・柏岳のサヌカイト……一五五
三 縄文時代……一五七
(一) 日本列島の成立……一五七
(二) 動植物相の変化……一五八
(三) 旧石器時代人の子孫……一五八
(四) 縄文式土器と縄文時代……一六〇
(五) 郷土の縄文時代……一六一
四 弥生時代……一七七
(一) 縄文時代人と弥生時代人との血統……一七七
(二) 長身族の渡来……一七八
(三) 弥生式土器と弥生時代……一七九
(四) 大陸の情勢……一八三
(五) 弥生文化の特色とその源流……一八五
(六) 郷土の弥生時代……一八六

古代一

一　国土の統一……三一
(一)　三世紀・四世紀の大陸の情勢……三一
(二)　邪馬台国と小国家の統合……三二
(三)　大和朝廷の国土統一……三六
二　大和朝廷の支配体制（氏姓制度）……三九
三　国家の動揺……三三
(一)　中央豪族の抗争……三三
(二)　地方豪族の反乱……三三
(三)　任那日本府の滅亡……三四
(四)　氏姓制度下の郷土の豪族……三五
四　郷土の古墳……三三
(一)　古墳の意味とその時代……三三
(二)　古墳の種類と変遷……三四
(三)　武雄地方の主な古墳……三六
五　住　居……三三
(一)　住居の形式……三三
(二)　野間峠住居址……三三

古代二

一　聖徳太子の新政とその後の情勢……三五
二　律令国家の成立……三七
(一)　大化の改新……三七
(二)　改新後の情勢……三六

(三)　行政組織……三六
(四)　国民生活……三七
三　律令国家の動揺……三九
(一)　一般国民生活困窮……三九
(二)　土地公有制の破綻……三九
(三)　政争の激化……三四
(四)　神主から大宮司へ……三四
(五)　国防と治安維持……三六
(六)　習　俗……三九

古代三

一　律令体制の弛緩……三五
二　武雄神社……三六
(一)　社殿の移転……三六
(二)　五所社……三九
(三)　神主伴氏……四〇三
(四)　神主から大宮司へ……四〇四
(五)　五所官長……四〇五
三　長島庄……四〇八
(一)　長島庄の成立……四〇八
(二)　長島庄の地域……四一五
四　後藤氏……四一七
(一)　後藤氏の発祥……四一七
(二)　武雄来住……四一〇
五　日向太郎通良の反乱……四一五
(一)　反乱の概要……四一五
(二)　日向太郎通良……四一九

(三) 反乱を起した地域……三三一
六 平氏と肥前および武雄地方……三三四

中世一

一 武家政権の成立……三三九
(一) 平氏の滅亡……三三九
(二) 鎌倉幕府の開創と武雄地方……三四〇
(三) 武雄地方の御家人・地頭……三四三
二 橘公業の長島庄入部……三四四
(一) 橘氏の出自……三四四
(二) 橘公業……三四九
三 文永弘安の役……三五三
(一) 文永の役……三五三
(二) 弘安の役……三五六
四 塚崎庄……三六三
(一) 塚崎庄の成立……三六三
(四) 武雄社神主の御家人化……三四七
(五) 承久の変……三五三
(二) 公業の長島庄入部……三六一
(三) 役後の恩賞……三七四
(四) 異国警固番役……三八一
(二) 塚崎庄の庄域……三八五

中世二

一 建武の新政……三九一
(一) 鎌倉幕府の滅亡……三九一
(二) 新政とその崩壊……三九三
二 南北争乱……四〇三
(一) 九州における宮方と武家方……四〇三
(二) 足利直冬九州に入る……四〇九
(三) 征西将軍府……四一六
(四) 今川了俊の入部……四三一
三 室町幕府の盛衰……四三七
(一) 幕府勢力の消長……四三七
(二) 九州探題……四四八
(三) 応仁の乱前後における武雄地方……四四九
四 戦国動乱の時代……四五六
(一) 肥前特に杵島内外の情勢……四五六
(二) 橘氏の盛衰……四六〇
(三) 後藤氏の盛運……四六六
(四) 龍造寺氏の興隆……四七〇
五 後藤貴明と家信……四七三
(一) 貴明の大村氏攻撃……四七三
(二) 惟明の逆乱……四八二
(三) 家信後藤氏を継ぐ……四八六
(四) 家信と私年号……四八八
(五) 鍋島氏への従属……四九〇

地理的環境



近世

一 武雄鍋島家の成立……四八三
二 武雄の城と城下町……四九七
(一) 武雄城（塚崎城）……四九七　(三) 湯町……四九七
(二) 武家屋敷（小路）……四九三
三 島原の乱……五〇三
四 行政のしくみ……五一三
五 三部上地と財政……五二七
六 産業と文化……五五〇
(一) 農業と村の生活……五五〇　(四) 石炭……六三七
(二) 三法潟の干拓と水利問題……六〇七　(五) 武雄温泉……六四七
(三) 窯業……六三五　(六) 身教館……六五五
七 犯科にみる庶民生活……六七三
八 西欧文化の受容……六九九
(一) 鍋島茂義の登場……六九九　(三) 種痘……七〇八
(二) 砲術……七一〇　(四) 写真……七一〇
付録 武雄鍋島家（塚崎、後藤家）系図

一　武雄市の位置

武雄市は佐賀県の西部に位置し、北部は伊方里市・相知町、東部は多久市・北方町・白石町、南部は塩田町・嬉野町、西部は山内町や長崎県の波佐見町に隣接して、南北二十キロメートル、東西九キロメートルにわたり面積百二十八・九平方キロメートルを占め、唐津市が百二十六平方キロメートルだからだいたいこれに近い。

武雄を通る北緯三十三度十分の線を東にたどれば、柳川市・高知県の室戸岬・アメリカ合衆国テキサス州のダラスなどがあり、西は佐世保市・中華人民共和国の南京付近を通りイラクのバクダッドなどがある。

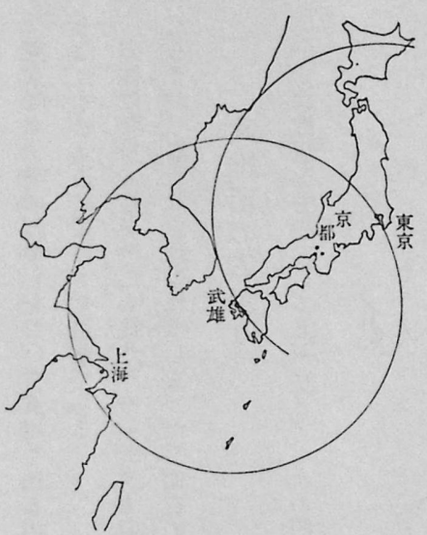

武雄市の位置

武雄を南北に通る東経百三十度の経線を北にたどれば、唐津を通り、満州東部・ソ連のブレヤ・ヤクーツクなどがあり、南はセラム島を通りオーストラリア大陸のダーウィンの西側を通っている。

武雄市は九州においても、わが国全体からみても西に偏在している。

昔から政治や文化の中心であった奈良・京都・大阪それに東京から遠い田舎であった。しかしそれと同時に半島や大陸に近かった。東京までの距離より上海（しゃんはい）が近いのである。おつ

ぼ山の神籠石の存在や武雄鍋島邸から発見された大砲などはそれを物語るものであろう。

東京にコンパスの中心をおいて武雄を通る円を描くと北海道の北部を通過する。つまり東京からみれば、わが郷土は日本の北辺に相当する距離である。

方言になってしまった「徒然」や「おくもじ」など都における立派な言葉であったものが波及して定着したものだろうが、都では忘れられてしまった。偏在の証明となる一例であろう。

武雄市の広がり

一　武雄駅を中心にして五キロメートルの円を描くと、北は戸坂峠・東は北方町・南は永野・西は山内町の犬走付近がその円内にはいり、武雄町・朝日町・橘町・東川登町がだいたいこの圏内になる。



武雄駅を中心とした10km圏・20km圏
佐世保より30km　佐賀より30km圏が武雄市で交さする

二　同様に十キロメートルの円を描くと、北は八幡岳・東は聖岳・大町・白石町を通り南は唐泉山・嬉野付近・西は黒髪山が円周上に位置する。

三　五キロメートル圏と十キロメートル圏を比較すると、若木・武内・西川登の三か町が武雄の核心から遠く、五キロメートル圏からはみ出している。

四　このことは小さくみても、伊万里や嬉野の商圏が食いこみ、地形・距離・交通機関の便などから、武雄市域にあるにもかかわらず、伊万里の高校へ、嬉野の銀行へ依存することになって、現在の時点では中心の吸引力が弱いように見受けられる。

五　佐賀市からも佐世保市、唐津市からも三十キロメートルの距離にあり、佐世保の奥座敷、佐賀市のベッドルームタウンの性格、機能を持っている。国鉄の列車利用によれば、佐世保より三十五キロメートル六十分、佐賀市よりは二十八キロメートル四十八分の時間距離である。（昭和四十五年）

佐賀空港や九州横断高速道路が完成すれば佐賀より二十分の距離になり、佐賀市に近くなり実質的な広がりを示すことになる。

二　気候概観

武雄の気象観測所は川良の農林省佐賀統計調査事務所武雄出張所にある。もとは武雄高等学校にあったが、昭和三十四年三月に移転して現在に至っている。

武雄の年平均気温十五・六度　観測所の資料によれば、過去四十年間の年平均気温は十五・六度である。県全体からみれば、玄界灘や有明海の沿岸が十六度から十六・五度で高く、天山山塊の高原地帯が十三度から十五度で低い。武雄は後者の低い方で、同様の地帯が嬉野地区を経て多良岳地区へと続いている。

年較差二十三度　年間の最高気温は八月に現われて、二十七・七度を示し、最低は一月の四・七度を示す。したがってその差の年較差は二十三度となる。県内で年較差の値の大きな所は、松浦川の上流地方にみられ、気候がわずかではあるけれども内陸的であることを示し、値の小さい所は東松浦半島北端で海洋性気候を示している。武雄はその前者の地域にはいることになる。

年降水量千九百四十九ミリ　雨量は年総雨量千九百四十九・三ミリで、県下でも少ない地域となっている。これ

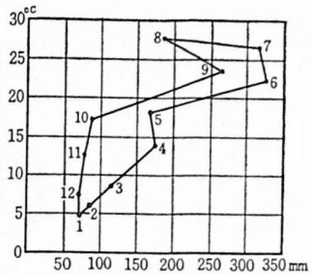

武雄の雨温図表

累年平均気温・雨量表

統計年数　一九二一～一九六〇年　四〇年間平均

月	温度	雨量
1	4.7	66.2
2	5.8	89.1
3	8.8	113.5
4	13.8	175.4
5	18.4	169.7
6	22.3	325.8
7	26.7	316.4
8	27.7	185.6
9	23.5	264.3
10	17.2	87.6
11	12.1	78.5
12	7.1	68.8
全	15.6	1949.3

を月別にみると、六月の三百二十五・八ミリが最も多く、一月の六十六・二ミリが最も少ない。

四季の変化

春　武雄が最も魅力に富む季節は春であろう。冬の寒気に閉じ込められていた自然が、三・四・五月と気温がゆるやかに昇ってくると、桜山公園の桜が咲き武雄温泉花まつり・御船山楽園の五万本のつつじが花のジュータンを敷きつめる四月五月には九州一円の花見客でにぎわい、緑の山と花に包まれた情緒あふるる温泉郷となる。しかし、この季節は天候が変わりやすい。一日の温度変化も激しい。雪は三月上旬に霜は四月の上旬に終わる。

夏　六・七月に雨の多いのは梅雨期間があるためで、記録によれば六月の豪雨による被害が多い。昭和二十八年六月二十五日潮見川の警戒水位二メートルが突破されて五・七メートルを記録した。浸水日数では橘町沖永が五日間、片白・二俣が四日間、高橋・大日が二日間、小野原が一日間の被害を受けている。

気温は最高になり、三十五度以上に昇ったことがある。また雷が発生しやすく台風の襲来も多くなってくる。

明治三十八年八月八日（一九〇五）台風のため南西風が強く、午後五時から烈風となり、最大風速二十八メートルに達した。三間坂駅を出た列車が西谷峠にさしかかった際谷間に転落したのである。一等車と二輌の三等車が大破、残る客車二輌も転覆し、死者一・重傷九・軽傷二十八人の惨事があった。

このように災害をもたらすこともあるが、水田耕作に必要な用水を与えてくれるのである。もし、梅雨期に雨が降らないと、早ばつとなり田植が植付不能ということになる。そのため雨ごい祈願もこの時期に行なわれることになる。

明治三十年（一八九七）五月中旬から八月の土用に至るまで八十日間降雨がなく、八月下旬になってようやく田植えをやった。

秋　夏から秋に向かっての気温の降り方はすみやかである。秋のはじめごろは大型台風が襲来しやすく警戒態勢をする時期である。

昭和二十三年九月十一・十二日の豪雨による災害は、バーゼル台風くずれが通過した後、顕著な不連続線によって起こり、武雄では雨量計が洪水のため水面下に没し、不明であるが、二百五十ミリ弱と推定された。全く油断のできない季節である。

十月になると雨量も少なく、さわやかな好天に恵まれる。年間で晴天日数の最も多い月である。霜は十一月中旬頃からみられ冬にはいっていく。

冬　大陸高気圧が発達し北西よりの季節風が吹き気温が下がる。晴天が少なくなり、曇天の日が多くなる。雨量は年間で最も少なく、十二月中旬に初雪をみるようになる。

大正六年十二月二十五日（一九一七）大寒・旬日にわたり積雪、結氷二寸余、積雪一尺と記録にみえている。

霧　水蒸気が多量に供給されて、風のない夜間放熱される条件の時は霧が発生する。七山や古湯、佐賀平野の東

部などとともに武雄盆地も霧の発生が多いところである。

三　盆地群からなる武雄

佐賀県の地形を区分すれば次の四つになる。

一　脊振天山地区
二　佐賀平野地区
三　松浦杵島丘陵地区
四　多良岳火山地区

脊振天山地区は地質時代に長い間の浸食に

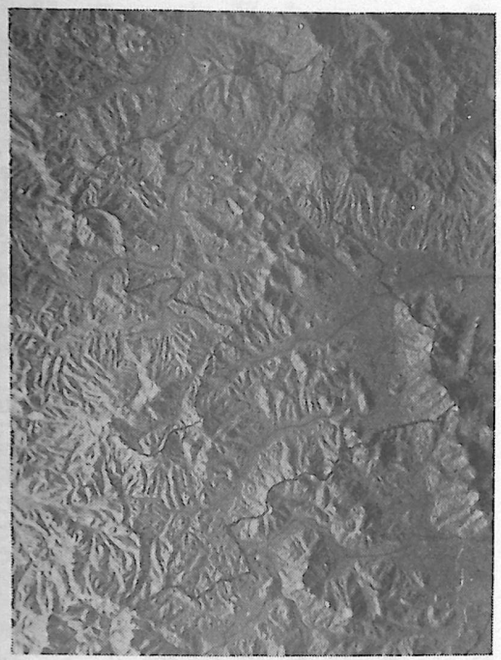

武雄市域とその周辺の地形模型
（５万分の１地形図で筆者製作）

佐賀県の地形区

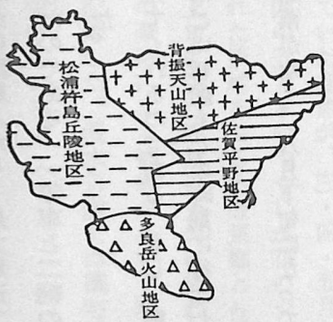

資料　佐賀気象台

武雄市の地質
火山岩類の分布
（佐賀県地質図より）

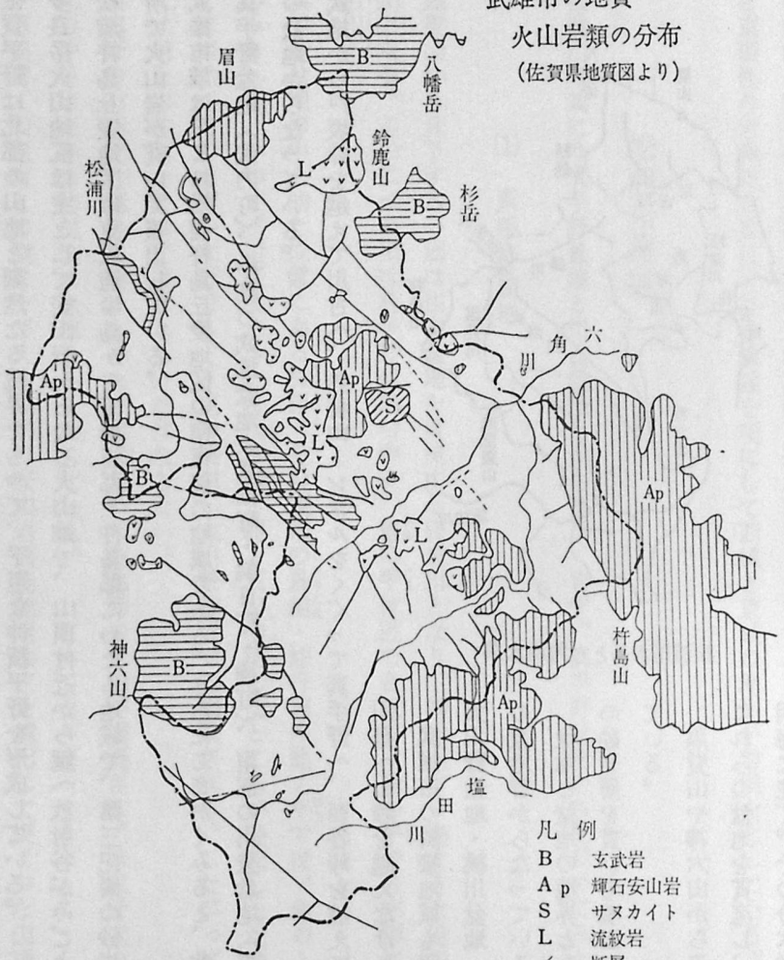

よって、深部の花崗岩が露出したものと考えられ、それが再び隆起して高原状の地形となった。

佐賀平野は北部の山地と劃然たる境界をもって、平坦な沖積平野を形成している。

多良岳火山地区は主として安山岩からなる火山錐で、山頂付近から麓へ放射谷がみごとに発達している。

松浦杵島丘陵地区は東松浦半島から西松浦郡・杵島郡にわたる地域で、第三紀層の砂岩からなる地質で、これを各所で火山岩が貫いて噴出している。

武雄市域は、この松浦杵島丘陵地区の南東部の地域である。さらにこまかくみると、北部の川古盆地（若木町）と真手野盆地（武内町）、中部の武雄盆地（武雄町・朝日町・橘町）、南部の川登盆地（東川登町・西川登町）の四つの盆地からなっている。

武雄から戸坂峠を越えて川古へ、赤穂山トンネルをくぐって真手野へ、西谷峠を越えて三間坂へ、平原峠を経て川登へと峠を越えなければならない。

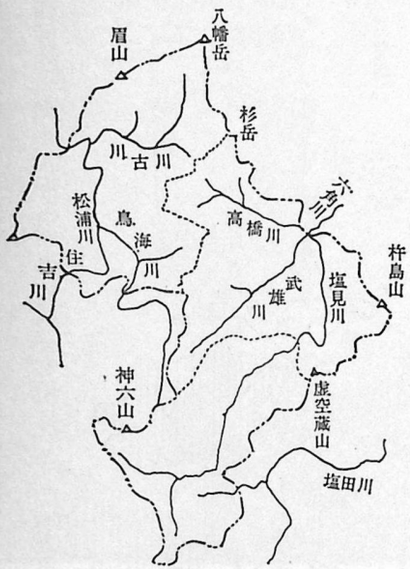

松浦川水系と六角川水系

武雄市の隣接地域も同類の地形で、多久盆地・大川野盆地・桃川盆地・宮野盆地・鳥海盆地などの盆地群からなっている。

盆地と盆地の境界となる山地は火山岩が第三紀の砂岩層を貫いて噴出しているか、またはおおっている。

黒髪山や神六山から流下する松浦川や六角川はこれらの盆地を貫流し、前者は玄界灘に後者は有明海に注ぐ。その分水嶺は杉岳から戸坂峠を通り

赤穂山峠―鍋倉山―踊瀬―楠峯―神六山を結ぶ稜線で、はっきり武雄市域を二つに分けており、南北性の松浦川水系と東西性の六角川水系は、この稜線を境にして西域と東域の地形が対照をなしている。

資料　五万分の一地形図

(一)　松浦川流域

松浦川流域には真手野盆地と川古盆地とがあるが、まず、真手野盆地からながめてみよう。

(1)　真手野盆地

黒髪山から流下する一筋は住吉盆地を貫流する住吉川となり、神六山より発する犬走川は鳥海盆地を北流する鳥海川となる。この二つの川は真手野盆地の中央、亀の甲付近で合流し、池の平でS字形に蛇行しながら北へ流れて行く。

真手野盆地の中心的な位置にある梅原、その東部の鳥越・蛇行部の池ノ平では、角のとれて、まるくなった段丘礫がみられる。かつて、川底であった時代に砂・泥・石が堆積したところが隆起したためと考えられている。このことは当然、その上流の大野でも、下流の桃川・大川野付近でも観察される。したがって、段丘上の水田を灌漑するには川上に井堰を設けて導水しなければならない。

西梅野の山内町と境界に設けられた井堰によって東梅野の水田が灌漑され、椿原付近の井堰は松浦川右岸を、柿田代の井手は左岸の柿田代の水田をうるおしている。

伊万里市・山内町との境にそびえる黒岳は安山岩質角礫岩などを噴出して突こつな山頂を形成して印象的である。その火山岩石は、赤色または黒色を呈し、そのうちの強固な石は、周辺民家の床石などにも使用されている。

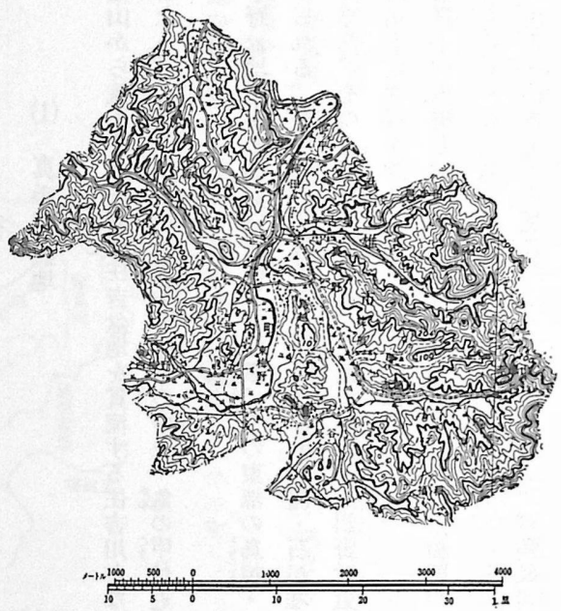

盆地の東端に丘陵性の地形に頭角を現わしているのは、流紋岩が噴出している鍋倉山で、武雄盆地と境している。

盆地の大部分の地域は第三紀の砂岩層が発達している。

赤穂山トンネル入口付近に芳ノ谷層が現われ、その西部の姥ノ原では杵島層が、馬場付近では佐里砂岩層、西ノ角付近では行合野砂岩層が、松浦川を越えて西へ進むと梅野や柿田代付近には畑津砂岩層が露出している。つまり、東から西へ行くにつれて古い地層から新しい地層へと移り変わる。

佐賀県における石炭採掘の主要なものは芳ノ谷層の含炭層であった。この芳ノ谷層が赤穂山付近に現われ、その石炭を採掘していたのが宇土谷溜池の上手に稼業した真手野炭鉱であった。しかし、火成岩の影響で炭層の発達がじゅうぶんでなかったために閉山したと聞く。

地質構造では複雑になっており、多々良より柚ノ木原にかけて脈状に玄武岩がのっている。これに対して周囲の地層は玄武岩に向かって傾斜する盆状構造を示している。それに対し、がたる山峰をもつ赤穂山付近では流紋岩が噴出している。これを取り巻く周辺の地層は、流紋岩を中心として外側に向かって傾斜するドーム状構造を示し、前者とは対照的である。

陶石の原料は流紋岩・安山岩・花崗岩などがあるが、そのうちでも流紋岩で、この変質したものが品質がよい。

窯業が立地するには、傾斜地・燃料・水・風を防ぐような地形や原料陶石の所在などの条件が考えられる。社会的な条件はさておいて、黒牟田の登り窯など陶石の原料である流紋岩が近くの山から採れたのも立地の一因であろう。最近では松浦町中野原の境付近の柚ノ木原にある白岩採石所でも流紋岩を採石している。ここの流紋岩には二酸化マンガンなどが晶出した、一見してシダの化石ではないかと思われるような「しのぶ石」が出る。愛石家の賞美している「シダ石」である。

地質時代表

新生代	第四紀	沖積期	現代
		洪積期	最新世
	第三紀	新第三紀	鮮新世
			中新世
		古第三紀	漸新世
			始新世
			暁新世
中生代	白亜紀		
	ジュラ紀		
	三畳紀		
古生代	二畳紀		
	石炭紀		
	デボン紀		
	ゴトランド紀		
	オールドヴィス紀		
	カムブリア紀		
原始生代			

佐賀・北松炭田地質層序表

時代		層名	厚 m	主要炭層	示準層
新第三紀	中新世	佐世保群 野島層	240		福井一枚物
		福井層	140～170		砂盤層
		世知原層	130～150		松浦三尺層
		柚木層	270～340		中盤砥山層
		中里層	150		大瀬五尺層
		相浦層	180～200		モエズ層
古第三紀	漸新世	芦屋層群 畑津頁岩層	85～130		
		畑津砂岩層	70		
		行合野砂岩層	200		骨石帯
		佐里砂岩層	70		
		杵島層	180		
	始新世	相知層群 芳ノ谷層	200～250		杵島五尺層 杵島三尺層
		厳木層	270～400		

野田光雄氏による

多々良窯　真手野盆地の北端に多々良窯が今も煙をあげている。その窯場から登った松林の中に記念碑が建って

おり、次のように刻みこまれている。

窯業百年記念祭碑……正面
昭和九年四月十五日建之……側面
裏面には
当窯業文政二年自西松浦郡脇田移窯
功労者　山口源蔵
野口大蔵
山口蔵之助
一　昭和六年三月佐賀県知事半井清閣下窯業視察
一　昭和九年三月窯業関係道路改修
金百円　自建設者　文政時代之細工人
寄附　故松尾栄吉
故火口次八
故山口武助
故大古場平市

その下に功労者・世話人・建設者・寄附者など氏名が刻まれている。

また、記念碑の右側に小さなほこらがあり、釜ノ神・山ノ神など四基並んでいる。最も古い釜ノ神には、正面左側に山口源蔵・同蔵之助・野口大蔵の名を連らね、嘉永二年酉三月十二日とある。

今より（昭和四十六年）およそ百五十年前に伊万里の脇田窯より移り、窯を建てたことがわかる。

黒牟田　黒牟田焼のかま元丸田正美氏がかまのほとりに肥前民芸陶器館を建設した。陳列場には、黒牟田焼が慶

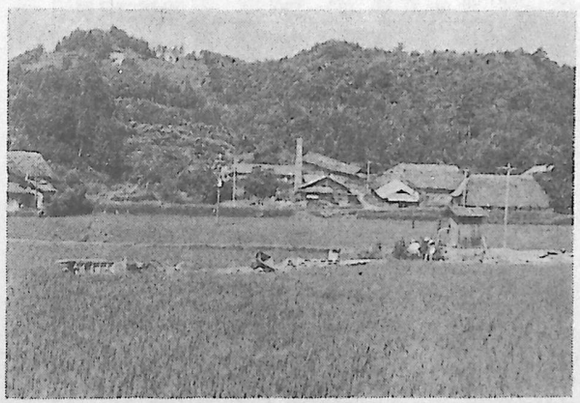

多々良窯

長・元和のころ、陶工宗伝とともに帰化した陶工群団によって開窯されて以来約三百八十年におよぶ文化遺産が集められている。

今は十一戸のうち陶器を造る者四戸であるが、かつては五十戸の陶家があったと伝えており、『黒牟田谷底ばってん都こたあ都』といわれ、八月十五日は盆綱引でにぎわい、宿屋も繁昌したらしい。

黒牟田物原の捨てられたソロバン玉型の青どびん・黒どびんなど民芸品として親しまれるものが谷間を埋めて、うず高く積もってその上には木さえはえている。この物原山はいま史蹟に指定され、昔時の盛大さがしのばれる。

内田は戸数わずか六戸の農家ばかりであるが、かっては黒牟田より繁昌し、多くの陶工集団が居住し、寺院さえも建立されていたらしい。有田町報恩寺にある宗伝の妻百婆仙の碑文に「而後捨内田来稗場」の文があるので、宗伝の率いる陶工達が内田で開窯したことが証明される。しかし、今はその窯あとだけが残っているにすぎぬ。小峠・大谷窯跡が史蹟に指定されている。いずれも唐津系陶器のほかに白磁が焼かれたことが注目されている。



〈上〉黒牟田窯
〈下〉黒牟田の集落を通りすぎてふりかえったら谷の中にかくれていたそのような谷底に立地している

臼川内・井上　山内村へ編入

武内町西梅野の字臼川内と井上は隣接の山内町今山の中に飛地で存在していた。今山の学童はここを通過して山内の学校へ、臼川内と井上の学童は武内の学校へ、用水

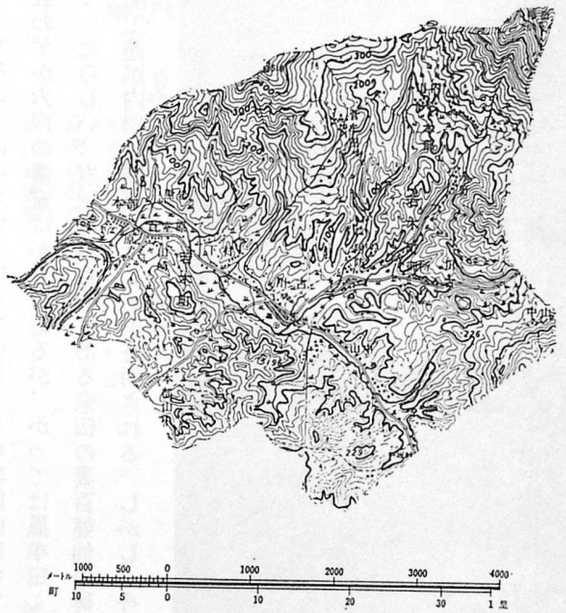

川古盆地

い、戸坂峠より流れる山中川と合流して川古川となり、眉山から流れる荒川や本谷川を合わせて松浦川に注いでいる。これらの流域が川古盆地で、ほぼ中心に川古の街村集落があるので川古盆地と命名した。

この盆地を取り巻く標高二百メートル以上の山地は大部分が火山岩より成り、それより以下の低い地域は堆積岩から成っている。

まず火山岩地域からみていくと、武雄市で最高の八幡岳がそびえている。

(2) 川古盆地

八幡岳に源を発する永野川・管牟田川が女山峠付近より流下する南川良川と落ち合い、川古川となり、眉山から流れる荒川や本谷川を合わせて松浦川に注いでいる。これらの流域が川古盆地で、ほぼ中心に川古の街村集落があるので川古盆地と命名した。

この盆地を取り巻く標高二百メートル以上の山地は大部分が火山岩より成り、それより以下の低い地域は堆積岩から成っている。

まず火山岩地域からみていくと、武雄市で最高の八幡岳がそびえている。

八幡岳は古地図には日鼓山または日包岳と記入してある。だから、かつて日皷山と呼ばれていたものであろう。そこに八幡大菩薩の石祠が祭られ、しだいに八幡岳と呼ばれてきたものと思う。

山頂からの眺望がよく、佐賀平野・有明海・多良岳・雲仙岳が、近くは天山・作礼山・玄界灘・黒髪山や伊万里湾の一部が展望される。

これを地質からみると、山麓にあたる御所付近の芳ノ谷層から登るにつれて杵島層・行合野砂岩層・畑津砂岩層と順次に露出し、川内付近では畑津砂岩層と地質が若くなり、そこから直立した断崖を形成し、玄武岩の柱状節理で山体を鉢巻き状に取り巻いている。土地の人々は、これを波うち岩と呼んでいる。標高にして五百から五百五十メートルの所で、断崖は二十から四十メートルに及ぶ。

八幡岳は天山とともに昭和四十五年十月一日付けで県立公園に指定された。雄大な山の景観を求めて登山者が訪れる登山やハイキング向けの公園として正式に発足した。県は伊万里市・武雄市・多久市・厳木町・相知町の三市二町にまたがる八百六十ヘクタールのうち、百九ヘクタールを形状変更などの場合、知事の認可が必要な第三種特別地域にして、施設設備を整備することになった。

頂上まで車で登れるようになったのは、テレビ塔建設のため、道路が開設され、昭和三十八年十二月十日竣工したためで、登山コースは、

一　相知―平山―蕨野―池―頂上
一　厳木―長者原―八久保―池―頂上



八幡岳頂上の自然公園標柱
背景は厳木の谷


八幡岳頂上に八幡大菩薩の祠がある

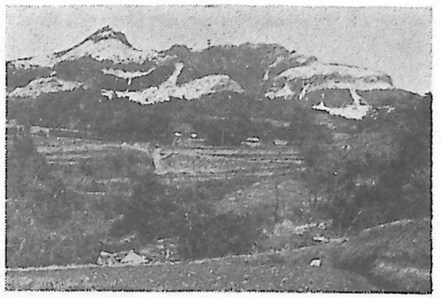

八　幡　岳　764m
右側の断がいは玄武岩の柱状節理で波打岩と呼んでいる

一　多久―板屋―八久保―池―頂上
一　大川野―東田代―頂上
一　川古―御所―永野―川内―池―頂上

などで、九州自然歩道コースの一環として考慮されている。

池部落から八幡岳の山道への地質は、自動車道の途中に、白い火山灰質粘土層が出ているところがある。その白粘土層には、玄武岩質の火山レキがはいっている。しかもその中から、たまに、メノウやタンパク石が出てくることがあるので興味深い。

山頂近くには、白粘土層の下に、黒い火山レキの層があり、さらに登っていくと、赤茶や灰紫色の凝灰質角レキ岩層に変わる。角レキは、多孔質の玄武岩質溶岩である。



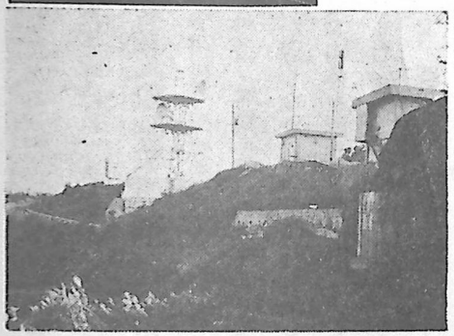

八　幡　岳　頂　上
NHK、STS、県警などのテレビ、無線塔が建っている

山頂部は、角レキ状の溶岩を貫いて、玄武岩がおし上がっている。そこの玄武岩は、灰黒色ち密なもののほかに、粒のあらいものがある。ちょっと見ると、花こう岩類ではないかと思うような

色、もよう、粒、のものがあるが、黒い粒々が、輝石やカンラン石で、白い部分は長石質だけであるから、やはり、玄武岩質のものである。

（歩け運動モデルコースNo.4）より一部引用。

菅牟田の地滑り

杵島郡若木村菅牟田部落に起ったものを一型式として採りあげたが此処の地滑りの規模が特に大きいと云う意味ではない。杵島郡と西松浦郡の境界に標高五百メートルの眉山が屹立しているが、此の東中腹に生じたものである。地滑りを正面から望むと第Ⅰ図の如く、断面は第Ⅱ図に示す。両図から地形、地質構造の特徴は明らかである。

最下部は第三紀層（芦屋層群上部）の砂岩を主とする累層で比較的堅固である。地層の傾斜は第Ⅱ図の通り山頂部に向っている。県下の炭田地帯に於て、第三紀層は此の例の如く火山岩で構成される山頂部に向って傾斜している事が多く、山麓に向う地滑りの方向とは逆の場合がしばしばである。第三紀層の上部には輝石安山岩、讃岐岩質の安山岩が俄かに急勾配の斜面をなしており山頂部を形作る。この斜面の右部には、之等火山岩の砕屑物が台地状をなして同じく第三紀層を被覆している。（Ⅱ図参照）砕屑台地は、山頂部の火山岩から崖錐や地滑りの堆積物として供給された岩屑により出来たものである。

菅牟田の地滑りはこの台地の末端部に生じているが、ここで菅牟田型として一括したの



八幡岳テレビ局建設推進期成会の
頂上までの道路開設記念碑
（昭和38年12月10日竣工）

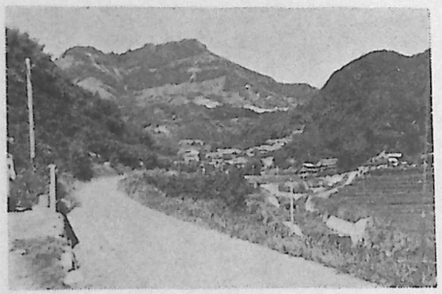

八　幡　岳
御所より左に折れ、永野部落の見え出した所より望んだ

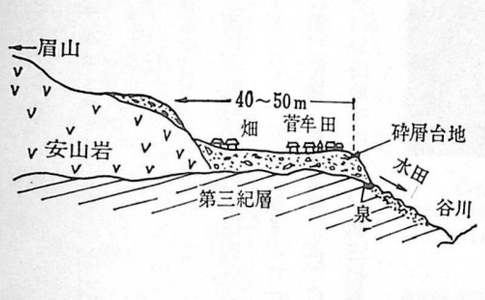

Ⅱ　菅牟田付近東一西断面図

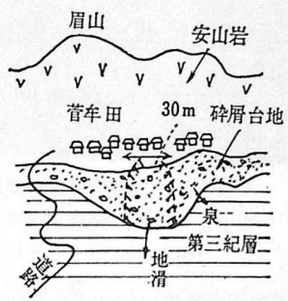

Ⅰ　菅牟田付近正面図

は砕屑台地が第三紀層との境界面から滑動する事を原因として、台地の全部または一部に生じた地滑りである。菅牟田では台地の滑動が明瞭でないが、かゝるものも含めている。その原因は水の系路をたどると明らかになるので、此の地域に降った雨水を追跡してみる。火山岩は一般に不透水性で、この部分の降雨は殆んど全部地表を流下して砕屑台地に向う。砕屑台地は透水度が高く此処に降る雨は、山頂火山岩区域から流下する水と共に滲透して台地底部に降り、第三紀層との境界面に達する第三紀層は砕屑台地より透水度が低く、境界面に達した水は、その面をたどって台地の末端の崖の下部から泉となって地表に出て、第三紀層の地表斜面を流下する。菅牟田でも台地の下際部から多量の湧水がみられ、台地上は畑地であるが、泉以下には階段状の水田が発達している。（此の型式の地形、地質の所では畑、水田の分布が此の例と一致するのが普通である。まれに台地上に溜池が設けられたり水田が開かれたりしているが、これは後述の如く地滑りを助長するので危険である。）

砕屑台地の底部はこの様に常に地下水に飽和され、水の通路となっているので、しばしば此の部分に粘土層が生成せられ、将来の滑動面となる。此の面にのる砕屑物は凝集力が弱く、特に豪雨などの際は一時に水に飽和されると崩壊し易くなり、砕屑物の重量も当然増大する。滑り易い面上に崩壊し易い重量物がのっているので、正に之で条件はそろった事になる。かゝる場合、台地全体が大規模に滑動したり（徐々に来る匍行運動等）、あるいは菅牟田の此の例の如く滑動は不明瞭であるが、端末から逐次崩壊したりする。

第Ⅰ図正面図をみると第三紀層が深く浸食された凹所を砕屑が埋めているので、恐らく此所は昔の谷川であったもので更に地滑りの条件を助長していると思われる。此の事は次の杵島の例からも推定される。

（菅牟田型地すべり、郷土研究第三号、昭和二十六年）

佐賀県下炭田地域の地こり　山崎達雄・本田庸夫　より

眉山（まゆやま）は伊万里市大川町と堺になっている山で、山頂部は溶岩流としてみられる角閃石（かくせんせき）安山岩からなっている。また



眉　山　五一八・二m

若木町川内部落より眺望

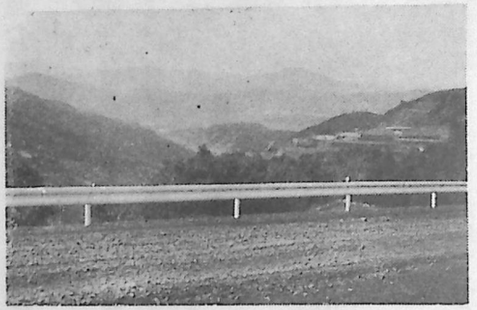

石英安山岩よりなる円頂丘



八幡岳産業観光道路

昭和四六年一月二〇日この道路は武雄、多久、相知から八幡岳に通じる道路と結ばれることになった。標高三〇〇mの八幡岳中腹に開設された道路より大川野盆を眺望した景観



若木町川内部落

戸数六七、三五一人、八幡岳南側中腹の標高二〇〇～三〇〇mの斜面にある農村、八幡岳産業観光道路も開通したので、登山客も多く訪れることになろう

若木鉱泉

ラジウム含有炭酸鉄泉一七℃皮膚病に効き近在はもとより、遠くは博多、佐世保大阪より湯治客がある

た、輝石を含む角閃石安山岩（外観は讃岐岩質安山岩に似る）も存在するので、何回も噴出した溶岩とも考えられている。

この眉山中腹の菅牟田部落や八幡岳中腹の川内部落（郷村帳によれば中野河内村とある）などは杉岳北側中腹の中山部落とともに、武雄市における最も高所にあって、三百メートルに近い標高を占め、地すべりの災害を受けたところである。

(ロ) 六角川流域

六角川流域では川登盆地と武雄盆地に区分することができる。まず、上流の川登盆地からみることにしよう。

(1) 川登盆地

川登盆地は西川登と東川登の両町を包含する地域である。

神六山から流下する神六川は番所で流れを東に向け、南の板屋から北流する庭木川を合わせ、さらに高瀬川と弓野で合流する。そして北東方向に転じ、大山路から流下する川や焼山を流れる焼山川をのんで東流し、溝ノ上の狭隘にかかる。ここを塞いだら、ダムができそうだとだれでもが思いめぐらすような地形である。

ここの潮見川右岸にそびえる標高三百メートルの山は現在採石場になっているが、古地図によれば、この山の所に台場と記入してある。これは武雄で高島秋帆指導の下に鋳造したといわれる砲の台場を羽根木神社境内に築いて試射した際の標的となった張事山である。

嬉野町境いの小田志は塩田川に注ぐ小田志川の流域になる。

神六山　松浦川、六角川の分水嶺をなす神六山は、武雄市西川登町・杵島郡山内町・西松浦郡有田町・長崎県東彼

杵郡波佐見町の境界になっている。

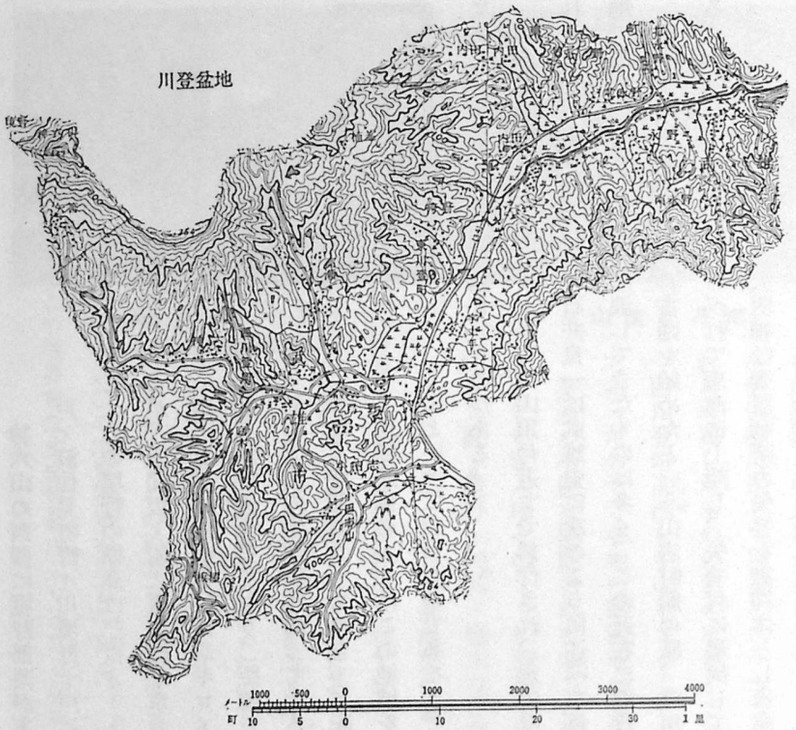

川　登　盆　地



溝　ノ　上

潮見川は溝ノ上狭隘を３つの蛇行部を形成して東流する



東川登町永野の張事山

潮見川は永野からこの谷間を流れ溝ノ上狭隘へかかる

神六山の西側に境野部落があり、山内町船ノ原境野が三戸・有田町境野十戸・波佐見町野々川境野十戸に分かれている。

この境野の標高は三百メートル山また山の交通の不便で辺ぴな地であったが、三間坂・船ノ原を経て車の通る道路が野々川に最近通じた。訪問した家では、兄が山内中学校に八キロメートルの道を、弟は波佐見の保育園へ六キロメートルを通学しており、距離では波佐見が近いのだが長崎県の言葉に子供がなじまず山内中学校へ通っているとのことであった。郵便は有田局から戸矢―古木場―境野のコースをとって配達される。

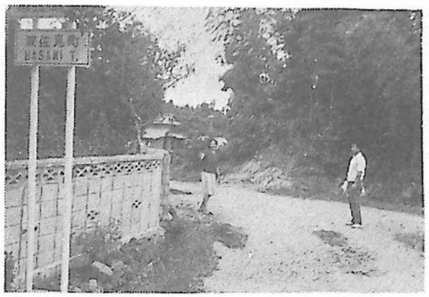

境部落
長崎県波佐見町の標柱

長崎県側の人々はこの地域を「杵島境」と呼んでいた、もとは神六山を杵島山といっておったのであろう。陣の峠と古来称していた原野は矢筈区字杵島山にある。また、杵島山溜池というのがある。

神六山（四百四十七メートル）は山頂付近まで耕作され、水田は四百メートルまで階段状にみごとな営みがみられその努力がしのばれる。石井良一は武雄史に次のように述べられた。「この付近は山また山にして交通まれな奥地であるため、他国より流浪してきたものは多く、この近在に潜伏したと伝えられる。」

平家の落武者が潜在し神古踊を始めたという山内町船の原、織田信長の臣であった備前守利清が、織田氏の亡ぶるに当たり士卒とともにのがれて唐津に上陸し、矢筈村に潜伏して後、修験道にはいり矢筈を祭ったのが地名となったといい伝える。矢筈大明神は菅原利清の矢筈を御神体とし唐津の鏡大明神の分霊を祭ったものである。

神六の南、小田志との間に庭木あり、庭木隼人佐藤原宗頭なるもの雲州よりのがれきたって居住したので村の名となると伝える。杵築の大神を奉祀したのが庭木大明神であると伝えられる。



畑茶の麓山六神

明治維新前においては武雄より退去を命ぜられたる者は他領との界隈に居住し、また犯罪人の遺骸は領内に葬ることを禁止せられたので、船の原・神六・小田志等の他領境に送りて埋葬したものである。境野に三百年以上経た真宗の光寿庵は、これら埋葬したもののために建立されたものであろう。

西川登町高瀬を中心とするこの付近一円の地は蓮華王院（三十三間堂）の御料地であったので、各地の落武者が身を隠すにはかっこうの場所であったと思われる。

交通の不便な隔絶されたような所には平家落人の伝説がある。証拠となるものはなくても世人はそのように想像している。隠田百姓村であったかどうか、石井良一は舟ノ原・境野・矢筈・庭木などの歴史を研究していくうちに、その考えが強くなってきたらしいことが武雄史に述べられている。

神六の御番所　神六には大村領との境に番所が設けられていた。番所は新番所と古番所とがあった。新番所はバス道路でない旧道のところにあって、付近に足軽の住んでいた家が古図に記入してある。土地の人達がふる番所と呼んでいるから二重に番所が設置されたのではなく、境界に近い新番所へ移ったのであろう。

神六山の地質は山頂付近から、山内町船ノ原にかけて玄武岩におおわれている。また高瀬の北部も玄武岩が噴出しており、この両者を含む地域を中心に、周囲の砂岩層がこれに向かって傾斜する盆状の地質構造を示している。

川登盆地の東部塩田町との境界をなす虚空蔵山より連なる稜線は輝石安山岩からなっている。



神六山中腹の棚田

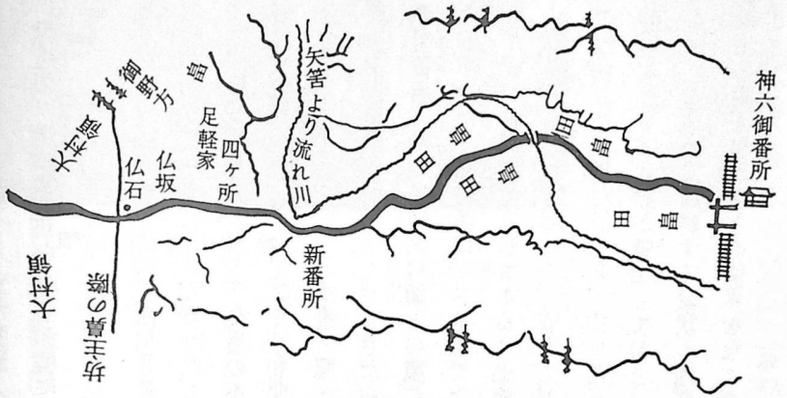

神六の御番所　（古図を縮図）
土地の人々は図の右の神六御番所を古番所と呼んでいる



神六の番所あと　右側石垣



神六の御番所
土地の人々はここを古番所と呼んでいる

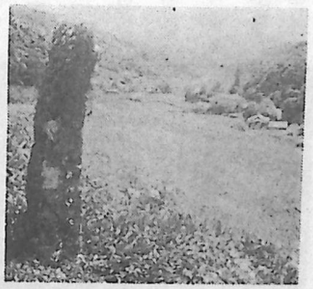

石　柱
長崎県波佐見町との境界に建っている
新番所右側　古番所あと中央部付近

堆積岩では、ここでも東部に古く西へ行くにつれて新しい地層へと移行する。

南永野の東部に芳ノ谷層・南永野付近が杵島層・佐里砂岩層・大山路付近の行合野砂岩層・内田付近の畑津砂岩層・袴野（はかまの）付近では畑津頁岩層が現われている。かつて稼行した永野炭坑は芳ノ谷層の含炭層を採掘したものであった。

西川登地区では小学校付近を中心とする小規模のドーム状構造がみられ、その中央部分に畑津砂岩層を貫いた流紋岩の岩脈があり、「神六長石」として古くから採石されて、内野山の源六焼・小田志の小田志焼の原料として使用されたり、戦後は農薬の増量剤として採石されていたが現在は休止している。採石所は小学校近くの祖頭崎橋より北の谷間にはいった井手川内にあった。



山ノ神社より小田志を展望　文政11年子の年の大暴風雨で有田大火災そのため職人が小田志に移動、有田に次ぐ繁栄をもたらしたという

小田志と弓野　有田を中心とした皿山を「内山」といい、その外縁に分布し泉山石を使用している山ばかりを「外山」と呼んで有田皿山代官所の支配皿山であった。小田志・弓野・庭木などはまたその外縁に所在した窯場で「大外山」と呼び天草石を使用していた。

文政十一年戊子八月九日大暴風雨のさ中、有田大火災となり、大部分が灰燼に帰した。この大火によって多くの陶工が地方の各山へ移転した者が多く、小田志山では百人以上もあったといわれ、結果的にみればこの災害以後他山の製陶を向上させるようになった。

奥川政次の推計によれば、明治十年ごろから以降小田志・弓野には職工が二百人強を数えられる盛況であった。含珠焼のごとき名品も焼いていたが、大部分は浜・塩田・久間・吉田などとともに下関の商人を通じて韓国向



江口亀次郎翁頌徳碑

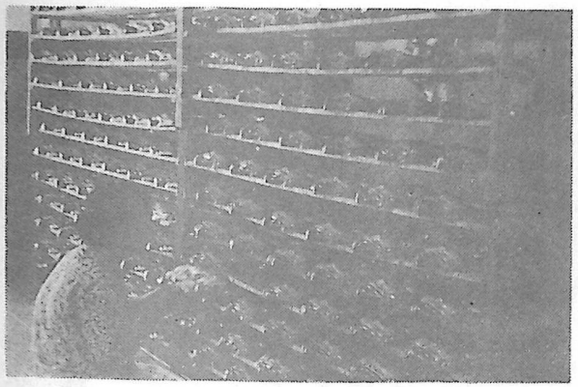

弓野人形の仕上げ

けのどんぶりを焼いていた。

岡の上に山神社があり、その鳥居に慶応元年とあり、小田志の人名の外に弓野山や伊万里の人名がある。付近の祇園社には嘉永五年・伊万里立町の人名が刻んである。これは伊万里商人資本の進出を物語るものか。

また、山ノ神社の石碑に享保十二年建設、再興天明三癸卯天三月十五日庄屋利平　釜焼中　伊勢講中　などからみて早くから焼物生産地として活況を呈していたことがうかがわれる。現在では昭和四十四年五月最後まで残った窯の煙も遂に消えてしまった。

弓野人形　弓野も小田志窯と同じく早くから磁器を焼いていた。袴野村・宇土手村の古地図をみると、弓野街村の西側に大きな登り窯が記入されている。それが次第に衰え、代わって人形生産の部落になった。

その起源は博多西職人町の原田亀次郎が藤津郡吉田に滞在していた。弓野の奥川権左エ門がこれを招き人形を製作させ、これに師事するものあり遂に弓野人形の野趣を帯びた陶製人形が生まれた。

明治二十年江口マサさんの家に婿入り江口姓となる。江口亀次郎に起因する弓野人形が地方農村で喜ばれ九州・四国・本州に販路が広がっている。地元民はこれをたたえて江口亀次郎翁頌徳碑を建立した。

製作は永野や上野の土を原料とし、窯も簡単な「空吹窯（からふきがま）」で七百―八百度位で焼上がり、現在五戸の工場が操業している。置物・三月・五月人形・エビス・大黒・額面などが焼上がると素焼

の上を塗料吹きつけで仕上がる。焼物の技術、伝統は以前からあったが、一人の人形師によってその地域の生産がかわる。これこそ村の偉人ではあるまいか。

真手野盆地のところでも述べたように、窯業の立地条件として神六長石があったことは小田志・弓野の窯業起因の一条件であると考えられる。また天草陶石を入荷するにも塩田川流域の陶石より陶土造りの水車群にも近かった。

(2)　武雄盆地

武雄盆地は朝日町・武雄町・橘町を包含する盆地で、市域の中央部を占め、盆地群の中で最も大きい。

神六山を水源とする潮見川は川登盆地をうるおして溝ノ上の狭隘から上野（かみの）を経て盆地を北流し、また別の流れである武雄川は赤穂山から流下する甘久川を合わせ、戸坂峠から流れる大阪川・高谷から流れる高谷繁昌川は川上で合流し、杉岳より流下する一筋を合わせて高橋川となって新堀の南部で合流し、二俣で落合い六角川となる。

武雄盆地は他の盆地に比べて盆地底が最も低く、標高五メートルの等高線は別図に示すとおりであるが、橘町沖永の三角点は四メートル七十五センチで五万の地形図に表示されており、それより低い三メートルの標高点が沖永の三角点の周囲にみられる。

現時点で低いばかりでなく、沖積層の厚さを調べた図をみてもわかるように、沖積層が堆積する以前においても低いことを物語っている。

六角川は延長四十七キロメートルに達しているが、河口から二十キロメートル上流まで潮の逆流がみられる。（牛津川は七・五、塩田川は十三キロメートル）その限界点は橘農協付近の東川に生見（いきみ）川が落ち込む所であるが、もう少し上流の小野原付近まで感潮するともいわれている。このあたりの川を土地の古老が古江（ふるえ）湖と呼ぶことは潮

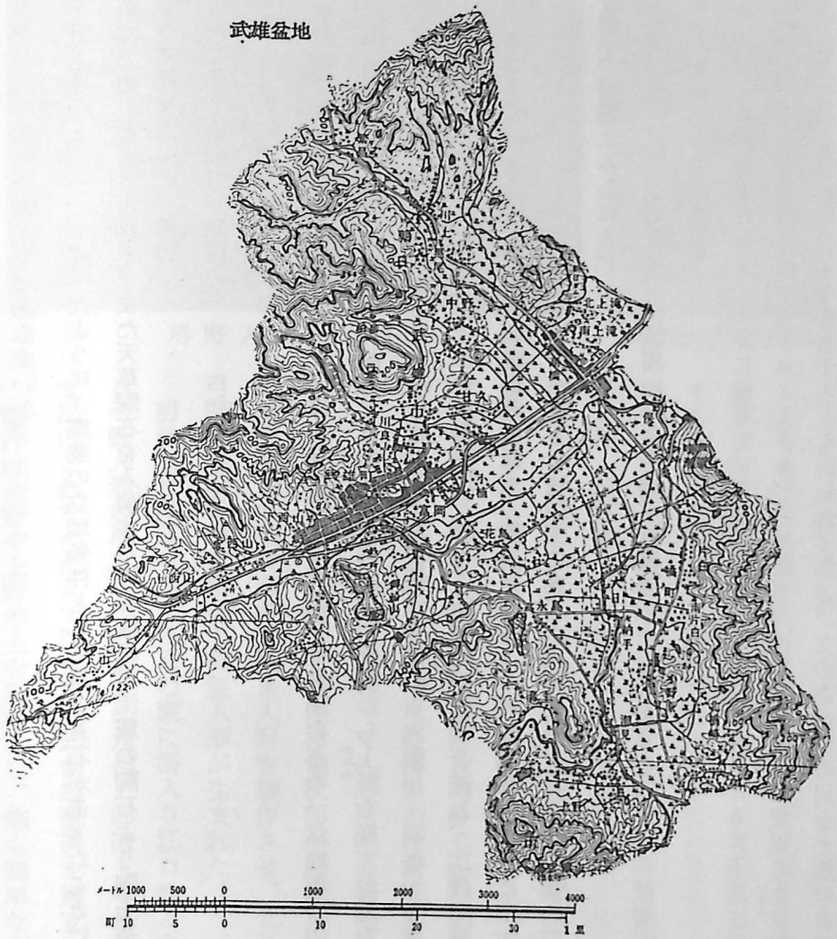

入川を意味するものであろう。

武雄川では花島の近くまでは逆流したが途中いくつかの井堰があるため阻止されている。高橋川でも川上付近まで感潮をみたであろうが、これまた井堰のために新堀で止まっている。疎導要書には「高橋より一里ほど上流まで舟の航行がみられたと云う。しかるに六角付近で蛇行部を堀切って直江にしたので潮の停滞が少なくなり、高橋までしか潮がのぼらないようになったと言い伝えられている。」とあるから標高四メートルの大

日や五メートルの茂手付近までは潮がのぼっていたはずである。

佐賀平野では五メートル等高線以下に堀の密度が大であることや、有明海の潮汐干満の差が最大五メートルに達すること。考古学上の弥生時代早期は今から約二千年位前で、貝塚の分布を拾ってみると四メートル付近に海岸線があったと推定されること。

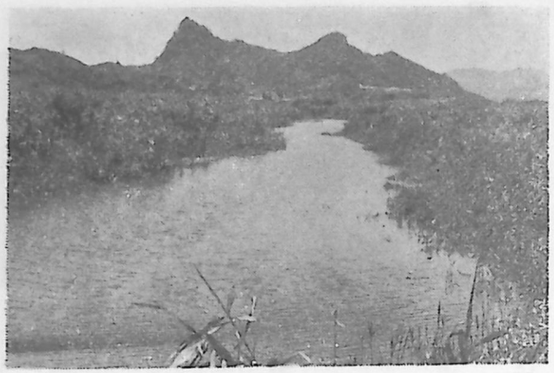

武雄川　市役所より2kmの所。井手堰で水をため用水されている。堰をとったらこの付近まで潮は逆流するであろう

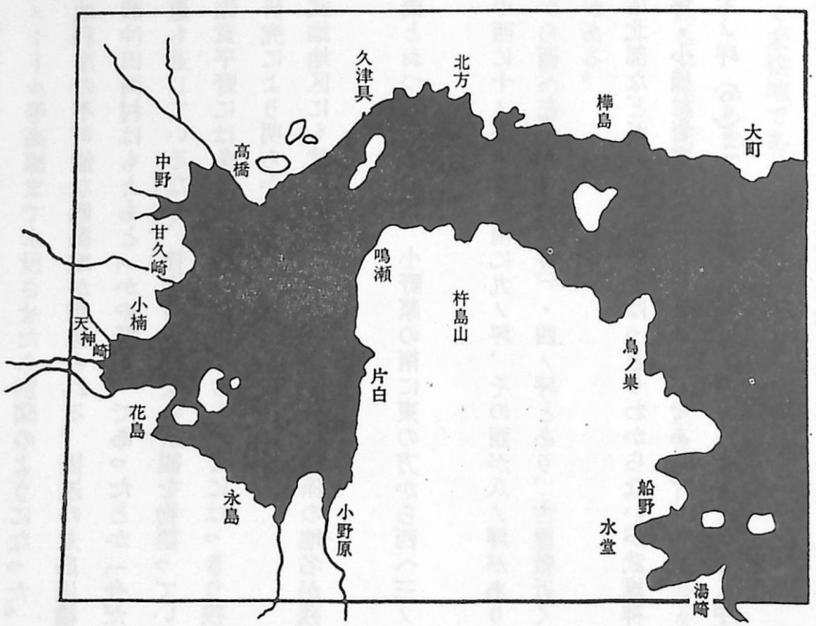

標高5mの線までの浸水を想定した有明海西部の海岸線



橘町沖永にある三角点
4.8m測量柱の直下田の中にある

潮汐による淡水の上下運動が五メートル付近まで及び得ることなどより考察して、武雄盆地を五メートル等高線まで水没させたら別図のようになった。これで昔時の江湖や土地利用の不可能な低湿地が想像される。後述の永島川横手井手水論に見える成瀬沖田両村はもともと「かや野原」であったとか「今だにかや野畷」と申す往還も通じているなど、昔時の盆地底の景観を物語っている。

条里制の遺構　佐賀平野には条里制の跡が復原できるまでにはっきり残っており、米倉二郎の研究により明らかにされた。

その延長である武雄地区にも武雄盆地と川登盆地に条里関係の地名が残っている。

潮見地区　潮見橋とおつぼ山との間、小野原の南に東の方から西へ三ノ坪・四ノ坪・五ノ坪がある。

大日地区　大納川と道越川との間に二ノ坪・道越川の西に十ノ坪、その南に九ノ坪、その西が八ノ坪があり、永島から井手橋を通って橘町支所へのバス道路沿いに東から西へ左ノ坪（三ノ坪）・四ノ坪とあり、古屋敷近くに十八ノ坪その南方にはたぢ（廿ノ坪）と呼ばれるところがある。

武雄地区　一ノ坪・武雄市農協付近や六ノ坪・枯木塔北部などがある。場所ははっきりわからないが武雄神社文書の中には里や坪名が多く出てくる。永松名温里廿五坪・小楠村岩富名栗元里廿一坪などである。

朝日町地区　高橋駅北に七ノ坪・南上滝に二ノ坪や木ノ坪（?）・甘久崎付近に丁ノ坪・八ノ坪・小坪・中野に五ノ坪などの坪名が残っている。

東川登町には五ノ坪・大坪などがあり字館の西に位置している。

以上坪名を拾ってみたのであるが、二俣・沖永など武雄盆地の中央部地区には坪名が出てこない。条里制が実施された時代は低湿地であったか沼地だったか、おそらく未耕地であったことが想像される。

甘久について　甘久と書いて「あまご」と発音していて、「あまぐ」とはいわない。この「あまご」は余戸・余子・尼子などと同語で、里毎に五十戸を置いたといわれるが余る所もあり、そこにつけられた余戸を後世甘久と記すようになったのではないかと思う。

朝日町川上の籠（こもり）について。

川上の樺島義和氏所蔵の田畑見取絵図巻物四本によって次のことが判明した。

安政二乙卯七月
壱本谷籠より
川古郷川上村
五本谷籠迄
田畑見取絵図
小管谷近傍

安政二乙卯七月
壱本杉より
川古郷川上村
六本杉迄
田畑見取絵図
上滝近傍か

安政二乙卯七月
壱本黒木籠より
川古郷川上村
四本黒木籠迄
田畑見取絵図
浦川内近傍

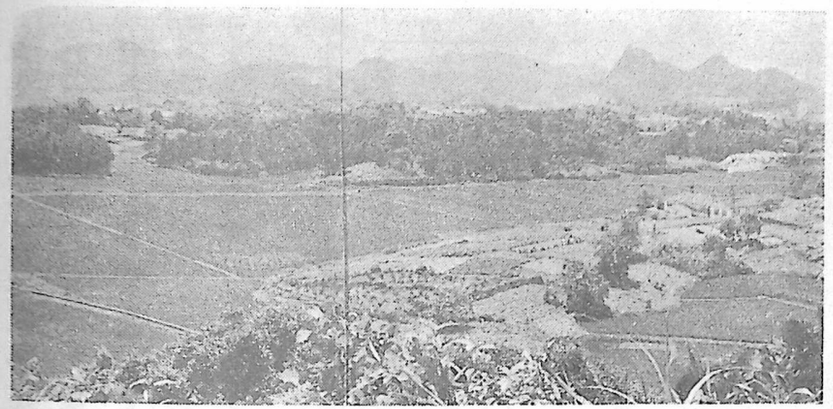

望眺を地盆雄武より

安政二乙卯七月
壱本柳籠より
川古郷川上村　　田畑見取絵図
□本柳籠迄　　都合谷

筆者は内陸部の武雄盆地に籠地名のあったことに驚き、籠について周辺の地名を研究することにした。

「籠は主に慶安頃（一六五〇年頃）の干拓名であるようである。搦（からみ）は無論「搦方」の干拓になるもので籠の後である。また、藩の力をもって施工したものは、今日各地に何本松・何本杉・何本楠・籠の名称をつけているが、民間のものは地名に多くの人名や明治搦などの名をつけている。」（日本土木史より）とある。

筆者が伊万里湾沿岸で調査したものには、国鉄東山代駅付近に惣九郎籠・田土居搦があって、前者が山ぎわに、後者が海岸近くにあることから、古い干拓が籠であり新しいのが搦であることがわかった。また、近くの天神西部に長徳寺籠・有田川口の日尾に馬場籠があり、伊万里湾沿岸でこの三つの籠名があり、いずれも搦より内陸側に存在している。

六角川下流の蛇行部西郷袋の東部、北江町の八丁（蛇行部をショートカットした長さが八丁だったから八丁という）では旧河道沿いが新しい干拓地として搦となっており、袋の中心付近は籠となり、ここでも新旧の様子がうかがえる。



中野の磐井八幡社

古地図をみると旧河道沿いには、古川外搦・古川内搦・形部左ェ門搦・十兵ェ搦・権十搦・源兵衛搦など人名のつく搦があり、袋の内部には、一本杉・二本杉・四本松・五本松・楠などの籠名になっている。

八丁を通過する国道二〇七号線の新屋敷付近に水準点二・四メートルがあり低いが、小城町南西部の舟田ケ里には、大江籠・船田籠・久蘇籠があり、大江付近が十二メートル、船田が十メートル・久蘇が六メートルの高さにある。平坦地でありながら、わずかの距離で六メートルの高低差があることは、洪積層と沖積層の漸移地帯と思われる。そこは沼沢地のような湿地であったろう、少なくとも海面ではなく、陸化していた所ではなかったろうか。

筑後川の川口大託間の小路付近に子年籠・巳年籠があり、いずれも海抜三メールの低地にある。

佐賀市南部の犬井道近くに咾分（おとなぶん）・小々森の部落がある。この二つの部落の間に威徳寺籠がある。小々森（こごもり）は小籠の意であろう。

久保田付近では福田・馬背・中島・快萬（かやま）の籠があり、これも三メートル位の高さにある。

塩田川下流では龍王崎付近に鹿島籠がある。鹿島地区では佐賀県農地改革史に

そもそも鍋島家初代勝茂が西目の秀館（ひいでやかた）に滞在して開拓事業を直接に監視せられたのは正保・慶安・承応から明暦の初年までのことであったが、その間に開拓された新地名としては主に籠・新開（新ケ江）位の名称であった。また、鹿島藩では脇江

の新地を首として平尻新地・北海新地・今籠・秀籠・山田籠・末増新地・小籠・富山新地・常吉籠等の築立があった。また安永三年豊田籠・富山籠を築立ており、河川・江岸や江湖・沼沢地の干拓しやすいところをしたのが籠で、以後有明海の怒濤に抗して干拓することになる。この新地が搦である。……

と述べている。

このように追究していくと、標高十メートルから二十メートルにわたる朝日町の川上地域に籠地名があることは、高度から考えても海面を干拓したものでなくて、低湿地を耕地化した所につけられた籠名と思うし、字名に沼口とあるのも、これを立証するものではないかと考える。なお、盆地周辺に籠地名は今のところ発見できないが、甘久の小字に小森がある。あるいは籠かもわからない。

盆地のまわりはすべて火山岩が第三紀の砂岩層の上にのっている。

武雄で衆目をひきつけるのが温泉前面の御船山と背後の桜山（蓬莱山ともいう。）の奇峰で、急峻な姿は周囲の山地にきわだっている。これは酸性の火山岩である流紋岩が砂岩層をつき破って噴出し固結が早いためにできたものである。

昭和四十四年二月に開設した北ケ倉にある武雄簡易保険保養センターも流紋岩の山を整地して建てられたものである。また、北上滝の猪熊山や中野にある磐井八幡社も流紋岩が噴出し、その上に鎮座している。

若木盆地との境になる杉岳（徳連山）や柏岳など卓状をなしているのは玄武岩や讃岐岩からなる溶岩流が第三紀層をおおっているものである。

杵島山は白石平野と区分するように南北性の方向に横たわる輝石安山岩・同集塊岩から被覆された山地で、虚空蔵山・潮見山も同質のものであり、この二つの山を中心とするドーム状構造を周辺の第三紀層が示すことと関係があるように考えられる。

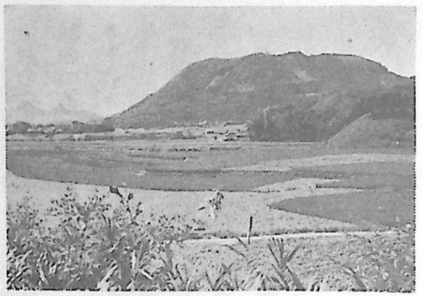

川上より柏岳を望む



磐井八幡

突こつとした流紋岩噴出丘上に建っている

この盆地内の第三紀層はこれらの火山岩に蔽われたり貫かれたりして下部に露出している。杵島山地では、鳴瀬―片白―楢崎に砂岩が現われ、東部に向かって傾斜していて、白石平野側に露出していないのは杵島山が東に傾動したのではなかろうか、白石側の谷は沖積層に埋められている。

小野原の丘陵や虚空蔵山北麓の上野付近には、市域で最も古い厳木層が現われ、その上部にある芳ノ谷層が楢崎に現われ、これに挟在した炭層を、かつて大辻炭鉱が採掘した。

橘町上野付近には良質の粘土が産出している。弓野人形やカメ焼の原料土を採掘したためか水田面に凹凸の地形がみられる。上野では家庭用のカメや沖縄の泡盛醸造用のカメが焼かれ、胴径一メートル、高さ一・四メートルの三石入から、大物では五石、六石入（千リットル）の全国唯一の産地であった。このように大型のカメを製造し得たのは「叩き手」と呼ばれる技術を持っていたからだという。昭和二十八年ごろまでは沖縄に向けられていたが、戦後の技術革新によってカメが不要となり上野の窯業の煙も消えた。おつぼ山では陶管などを焼いている。

四　水　利

現在みるような農業に至るまでの過程を物語ってくれるのが水利であり、それがまた、村と村との関係などを浮彫りにしてくれるし、あわせてそこの地域性を鮮明にしてくれるので㈠八ツ之尾溜池　㈡朝日ダム　㈢潮見川

四玉江溜池などを掲げて考察したい。歴史篇でも取り上げられるし、古文書など平易に直して読みやすくした。

(一) 八ッ之尾溜池

橘町二俣区長保存書類に次のような覚が数通ある。これについては宮地米蔵が佐賀平野の水利慣行調査に論文を発表されているので、その一部を引用する。

農業水利権者である数か村連合（非池元村）と、溜池所在村（池元村）とが別個であるといった大規模な溜池の場合、どのような形で溜池造成が可能であったろうか。

覚

蓮池領の接待村と武雄領の上滝村は灌漑用水が不足する場所であるから、溜池になるような地形を物色していたところ、川上村の内に八ッ之尾という所に格好の場所があった。そこで、両村が共同で堤を築立たいところであるが、この場所が本藩支配地であったので、我々二ヶ村の願い出ではむずかしいと思われるので、あなたの村は本藩の支配地で耕作田もあるから、どうぞ我々の共同の計画に参加して、本藩への願いがかなえられるよう御支援下さい。尚本藩対策以外は一さい面倒はかけません。このことについて我々両村よりなんの違乱がないことを念のため一筆申しそえておきます

己十一月

接待村
庄屋　卯太助　㊞
村役　嘉兵衛　㊞

上滝村
庄屋　貞兵衛　㊞

永田村
庄屋　次右衛門殿

村役　増右衛門　㊞

この覚の示すように、溜池の受益者となる非池元村の連合の結束をかためることが第一であった。ここで本当に水に困っていたのは、佐賀藩の支藩である蓮池領接待村と武雄領上滝村であった。だが苦心の末選んだ溜池の適地は本藩御山方支配地であったので、本藩蔵入地永田村を加入させることによって本藩の認可を取り付けようとした。したがって本藩対策以外の面倒は一さい永田村にはかけないというのである。

このように用水側村々の団結と相互の役割をはっきりさせた上で、池元村との損失補償契約がとり結ばれる。

覚

本藩領永田村と蓮池領接待村・武雄領上滝村は用水不足のため、八ッ之尾谷にもやい堤を築いたところ、宮裾村の内の田地にかかるようになったので、その替地について相談したところ、田四畝二十一歩堤床になり潰地となった。そこで双方立会い協議の上、上滝村の田のうち下ケ町坪より四畝二十一歩を代地として引渡され境界には新に杭を打ち?用水も上滝村と同じく水をかけることにし、また、その外に本藩領の内に田地弐畝十五歩、畠一段七畝、野方七段七歩が堤内にかかりつぶれ地となった。別紙三村庄屋どもからさし出した証文通り相違ありません。もっとも、宮裾村庄屋村役より受益三ヶ村えも下請に出した証文をさし出しており、それに境目には塚をきずき、方位、間数を測定してとりきめた。別紙帳面の通りであります。

年号月日
御立会御役人中
御連印
此方立会役中御署名

池元村への補償としては、現物による代替地補償、年貢の下請補償を行なったのである。別紙宮裾村庄屋村役よ

り受益三か村に下請に出した覚と下請額は次のとおりである。

覚

一、田数弐畝拾五歩　　此米三升

一、畠数壱段七畝　　此米壱斗壱升五合

一、野方七段七歩　　御成目銀壱歩壱厘八毛

〆右者各御掛リ村々田方水廻義不順八ツ之尾谷へ舫(もやい)イヅツミ御築立被相整候処此方請御山方之内ニ相懸リ候ニ付筋々ヨリ任御差図前書之通各御懸リ村下請ニ差出申候…以下略…

年号　月日　　多久私領宮裾村
庄屋
村役

御蔵入永田村
庄屋　……殿
村役　……殿

年号が不明であるが、寛政年間ではないかと思われる。……以上引用した。

高橋町南上滝の区長保存書類を見せてもらったら、次のように年号が判明した。

乍恐奉願口上覚

上滝村の田は用水が不足して年々干損していたが、文化六年己の年大旱魃で類がないような凶作となり、たとえ、どのよう

な費用を要しようとも、溜池を造成しなくては不作をしのばなくてはならない。新しい溜池造成については、上滝村内に適当な場所がないので、蓮池私領接待村と共同で川上村八ツ野尾谷へ造ろうと相談したところ、願いが聞きいれられた。しかし、この場所は本藩の地にして多久の請地になっていたためか多久より断られた。方策つきたので上滝村境小原谷を物色したが、流入河川がなく工事を見合わせていた。ところが、本藩永田村庄屋次右衛門が申すのに、本藩の内二俣村の水田に灌漑用水が行わたらずに困っていたところであった。ここに二俣村も参加して、また、八ツ野尾谷へ溜池を造るべく、永田村より願出たところ、幸いに許可になった。

この記録によって文化六年巳の年であることがわかった。

このように苦心の末できあがった溜池も度々水がなくなることがあったのであろう。明治八年、杉岳二ノ川より八野尾溜池へ水道を通ずるため隣村の大崎村の野方壱段五畝拾五歩五厘を借りて補水した。一部トンネルで通じている。その加地子米六斗にきめていたのだが、毎年の加地子では

朝日ダム、八ツ之尾溜池と水系





八ツ尾溜池　北方町境にある

困るので、一時に金三十円にしてくれるよう相談したところ、そのとおりに納められた借地証が上滝の区長宅に保存されている。

明治八年に二ツ川の水をトンネルで八ツ野尾池へ補水したものが現在では閉されたままになっている。八ツ野尾溜池の水は上滝・接待に今なお流れて水田を潤している。その一部が高橋区に引水されているため経費の八分の一が高橋区より支出されている。

昭和二十六年八ツ之尾定式帳

一、金弐千八百八拾円
　　堤心扱給
一、金七百八拾円
　　龍王祭典費
一　金六拾円
　　税金
一　金壱万参百九拾六円五拾銭
　　公役七一日七合
一　金弐百拾九円六拾銭
　　土俵代
合計金壱万四千参百参拾六円拾銭
　　内八分ノ一高橋区ヨリ
一　金壱千七百九拾弐円

㈡　朝日ダム

北方町にまたがる上滝に百五十万トンの貯水量を持つ朝日ダムが戦前から着工し長年月の時を要して築かれた。白石平野の用水をまかなうためのもので、池元村ではただ水を容れる器を提供した形のもので、永池や焼米の溜池の場合と似ている。

この朝日ダムの水は、高橋川の上流である繁昌川・大阪川が暗渠をくぐって杉岳川に落ち込ませ三つの川水を引いている。通水の時期は秋の水田落水後、溝さらえをしてそのあと降雨しだい取水する慣しになっている。水の補償としては、小菅溜池の土手を高める工事をして貰ったことで終わっている。

朝日ダムは北方町の西浦と朝日町の北上滝・南上滝の一部が潰地になったため、水利権は白石と西浦・北上滝が一部持っており、漁業権は西浦と北上滝がそれぞれ百、南上滝が六十五に分配され、堤防の草刈権は西浦と北上滝にあって、三村の権利が入会っている。

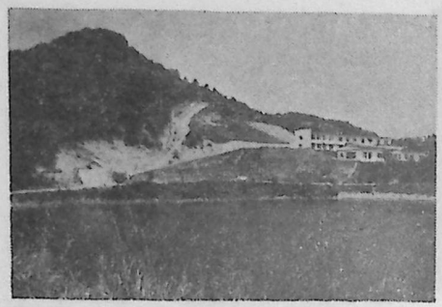

朝日ダムと杵島向陽園



朝日ダムへの取水路と繁昌川より導水してサイフォン式で吹き上がった水を朝日ダムへ　灰川橋付近　大阪川よりの取水

㈢　潮見川

地形図で潮見川を読図すれば奇異な感はだれしも持つだろう。

川登盆地を貫流した潮見川は溝ノ上の狭隘にはいり、三つの蛇行部を持って上(かみ)

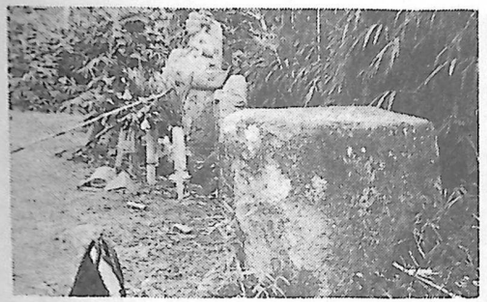

茂手石井樋の蓋石

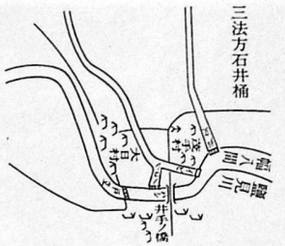

疎導要書三法方石井樋の図

此ノ江筋前ノ如ク武雄山々ヨリ打出ス事ニテ急水ノ憂スクナカラサルニ数年堀浚ル事ヲ怠リシニヨリ弥水害ツヨク農民ノ難儀トナリケルユヘ去辰秋ヨリ一万三四千人夫ヲ入テ此江筋ヲサラヘケルニ江筋ノ引落シ速ニナリテ水害殊ノ外減シタル由ナリ

野に出る。東漸寺付近でまた蛇行して北流し、茂手で三つに分流し、さらに大日で二つに分流されその一つが小野原側を北流する東川と片白付近で合流している。読図だけではどれが本流かと疑う程である。

疎導要書によれば「永嶋川」と表記され「幅八間　貴船川　塩見川」とある。貴船川とは東川登町袴野にある貴船神社の名をとったものかと思うが、現在は潮見川と記載しているのを疎導要書には塩見川と記されている。次いで「この川の上流は大村境波佐見山より出る。弓野村袴野村そのほか、さてまた三法方の作水茂手村より成瀬江に引落す。道のり五里ほど」とある。

元禄十年丁丑十二月十七日此絵図三法方郷白石南郷より差出候を写置候也

筆者が写真縮図したもの　黒は川点線は道路

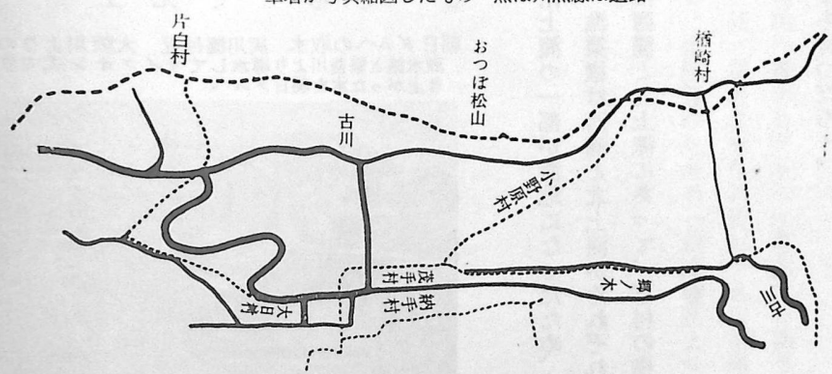

「この三法方に荒野があったのを成富兵庫の見立により新田を開き、この永嶋川を分水して茂手村の中に石井樋をはめ、水道を掘り作水の便りとした。こうして開いた地面は千二百石余である。石井樋の築立・野越・戸立（戸立とは分水するための分場のこと）の構造は昔通りで、改造することがないと云うことである。後世の参考となる構造であるからここに記しておく」と前おきして説明をしている。そして「今度高橋の江頭に戸立の普請あり、この永嶋の戸立を手本にして構築したから手間は多くかかったが非常に丈夫に末永く耐ゆることと思われる。」

「三法方　永嶋石井樋上蓋銘あり」

鎮西肥前国杵島郡永嶋井樋　藤原朝臣　鍋島信濃守勝茂之臣　領主大蔵朝臣　成富兵庫茂安　部之星輯寛永二乙丑仲冬日

梯　原　吉右衛門
成　富　助　兵　衛
角　　与次右衛門
角　　内右ヱ門
大庄屋　清右ヱ門
同　　長右ヱ門
石　工　福井源助
古賀六右ヱ門

この蓋石は永島から片白への道路の井手橋を渡って崇専寺の手前へで再び川を渡るが、その橋ぎわ右の土手に表面を五十センチメートルばかり現わして土中に埋まっている。それにわずかに「鎮西肥前国」の刻銘がよみとれる。石は輝石安山岩で、オツボ山の神篭石の列石を運んだものといわれている。成富兵庫の石井樋構築に際して神

篭石を大量に使用した。そのため小野原の八郎神社の九月一日の祭礼には大日・沖永・二又・鳴瀬・釈迦寺・片白・納手の井手組合として祭典費というが燈明代の含みで金一封を献納する習慣になっているという。

潮見川の流路　潮見川は東漸寺のところで大きく屈曲してここから一・五キロメートルの茂手で分水され、東へ直線状に流れるのが「イキミ川」で東川に一メートル強の落差をもって落ちこんでいる。生見川は洪水調節の排水路とも考えられるが、一部潅漑用にも利用されている。

生見川を分けた潮見川は間もなく石井樋で制禦され、直角に西に曲り二百メートルばかりでまた北へまがり、百五十メートル位のところで東側へ野越で余水を本流に流す仕組みになっている。野越分岐点から北へ三百メートルにして東へ折れたのが大納川で二俣付近を潅漑し、まっすぐ北流しているのが道越川で沖永を潤している。

佐賀県干拓史には「因云、兵庫の三法潟を開拓せられた際の宿舎は、橘村潮見の長泉寺を宛てられたもので、同寺にはその過去帳と墓碑とが存し、今に毎年九月十八日、その恩恵に浴しつゝある二又・沖永あたりの部落民で、盛に兵庫祭が執行せられている。

思うに、成富がこの三法潟の地を開拓せられるや、従来潮見川の潮見神社下から、東の方楢崎方面に直流し、次で杵島山麓に沿うて北流したものを、東漸寺裏に於て堰止め、潮見山麓を開さくして納手に至り、例の茂手の石井樋を設けて、その水を沖田・永田・二又の部落に灌いだものである。」と述べている。すなわち東漸寺裏でせき止め、潮見山麓を開さくして、納手・茂手に引水したと推定している。このことについて古記録をまだ見聞し得ないが、筆者もこの考え方をとるものである。

潮見川の本流は東漸寺から東の方の楢崎へ向かって流れ現在の東川に落ち合っていた。と考える。

東川については小野原の古老が「古江湖」と呼んでいることである。元禄十年の古地図には生見川が東川に落ち合うところに古川と記入してある。ことなどによって東川は潮見川の本流であったという疑いが濃くなる。それを

東漸寺のところで堰止めたので本流の機能を失った。しかし、元の潮見川だと云う意味で古川と呼ばれるのではなかろうか。

また、その古地図に上野の内として古川を描いている。これは現在の蛇神川の場所に当たる。しかし古川は図に示すように東に流れずに、茂手へ向かう「長ん堀」に通じている。その古川から「長ん堀」に移る所より東の方現在ある「ハジの木デー」（川の堤防上にはじの木が生えているのでいうのであろう）の用水路が通じている。しかし、同じ位の川幅を持つ潮見川と古川の二つともどのような仕組みで流れているのであろうか古地図だけでは解明できない。

上野の中小路に「イツセキ」と呼ばれるところがある。伝によれば潮見川をここで堰止めて大日の方に水が流れるか試したとかいう想像するに「イツセキ」から下流が新河道になるかもわからない。

旧河道は東漸寺より東へ「ハジノ木デー」に平行に北側に通っているもののようである。この近傍の水田から、カメ焼原料粘土が採土されていたが、土地の人のいうところでは、この場所の土は砂があって使用できないものであった。また、大楠の幹や土器などが旧河道と推定される所にあるらしいとのことである。

現在の「イツセキ」の場所は護岸工事が施されている。

川登盆地を貫流してきた潮見川が溝ノ上の狭窄部を通って上野で武雄盆地にはいるが、はんらん原や自然堤防を形成して上野を扇頂とする微扇状地を流下する潮見川の河道を変えて潮見城の外堀としての防禦策を図ったのか、それとも農業用水を目的とした利水のために河道を変えたのか不明であるが、二俣区保存書類である「永島川横手井手水論の願書」下書によれば、

「成富兵庫様大日井手御再興なされ候発端の儀申し伝え罷在候は御蔵入二俣分東西成瀬分今泉牟田の二つの上り地ならびに御私領成瀬沖田両村　以上の村々田方はもともと茅野原であったのを　開発については井手御再興にも相成　井手上最寄の村

々も妨にしていると聞き伝えている　今だに茅野畷と申し住還も通じている。

ついては配水振などは聞伝えにては井手上下区々有之、天明丑年大旱魃のとき井手上四ヶ村より自まま勝手に差働候所より井手下は渇水至極難渋之次第奉願上候

御役々御見分下され双方御問合せの上　水分の儀あとになって違乱なきため御定下され御記録之通きっと相守り候えば争論など差発候訳御座なく候へども　もはや年数久しく相成井手下の儀は少々相隔り居自然に大形になり行候故只今に於てはことの外みだりに相成候　儀専井手上四ヶ村より差発候事御座候」以下略　辰六月

とある。天明四年が甲辰となっているので一七八四年の記録であろう。成富兵庫の大日井手は寛永二年（一六二五年）だから百六十年後の記録ということになる。筆者は文中にある「成富兵庫様大日井手御再興なされ候」とか、「開発については井手御再興にも相成」など、最初に築いたのでなく、すでにその時には水路が現在のようにできていたものかと思われ、それに手を加えたものが大日井手ではないか、どうも村人達の御再興の言葉が気にかかるのである。

日本土木史に述べられるように、「東漸寺裏より潮見神社鳥居下付近までは七百年前潮見城の固めとして橘公業の築く所、下流地方に灌漑水の潤沢を計るため、之を改造し、更にその下に新に水道を開さくせしは、寛永二年成富兵庫茂安なり。（有名なる茂手の石井樋）橘村二又は、芦原を此の兵庫の力と、この水道のため美田に変ぜるものなり……」と断言している。さきの永島川横手井手水論にあるように御再興なされのことであろう。

いずれにしても再興の資料がないので想像するだけである。

上野付近のカメ土の研究や、大日付近の赤土（土地の人がヤケゴーラと呼ぶ肥料分のない地表面下〇・五メートルに堆積する赤土）を究明したら、この方面から潮見川の全ぼうが解明されるかもわからない。

二俣部落を夏踏査したところ六角川の水を田に汲み揚げていた。潮の逆流するこの水を灌漑して稲に害はないか

と尋ねたら、田にまだ幾分かの水分が含まれていたら被害がないとのことだった。『石井樋の用水も途中でとられて此処まで仲々きません。本方（本藩の意）の水を私領の農民が汲みあげるのはけしからん、ツルオケ三杯までは大目に見ていたのだが』と額の汗をふきながら老人が語ってくれた。

昭和四十五年四月に着工された六角川河口ぜきの工事は五十年三月完成の予定。福富町の六角・牛津川合流点右岸に可動式ダムを建設して人工湖を作るもので、これが完成すれば二俣付近の灌漑の心配は解消されることになるという。

㈣　玉江溜池

上野の西部山ふところに玉江の溜池がある。この水は片白村を灌漑しており、桜谷の二つの溜池は小野原村を灌水していた。片白村はこれがじゅうぶんでなかったので前田伸右エ門が蓮池藩の普請役として、玉江の溜池かさあげをやり、片白村の水利を全うした。ところが谷頭にある小野原村用の二つの溜池の水が下流の玉江溜池に流入する。ともにプールした上で送水されるので上野片白両村で樋管の工事などで出費の場合は小野原村もその十分の二を負担すること。を玉江溜池の堤防上の石碑にきざみ紛争が起らぬよう建立したものであろう。碑文を次に掲げる。

此玉江堤ハ旧蓮池藩ノ藩領上野村ノ専有ニ属スルモノナルモ旧同藩領片白村灌水ニ乏シキヲ以テ当時普請役前田伸右衛門ナル者特ニ藩命ヲ奉シ天明六年始メテ土工ヲ起シ其旧堤ニ従リテ三段拾九歩ノ幅員ヲ増シ又天明八年ニ五畝拾九歩寛政三年ニ壱畝拾五歩ヲ増セリ其総幅員凡壱町壱反八畝ナリ以テ上野片白両村ノ共有ト為セリ以後片白村水利ニ乏シカラサルヲ得タリ而シテ桜谷ニ在ルニ堤ノ溜池ハ旧蓮池藩領小野原村ニ属スルモ上野片白両村ノ臨監ヲ以テ逐次玉江堤ニ逓送シ以テ其ノ村ニ送灌スルヲ常例トセリ上野片白両村ニシテ玉江堤ノ樋管ニ関スル工事ノ必要ヲ認メ是カ工事ヲ施ス際ハ小野原村モ必ス其ノ費ノ拾分

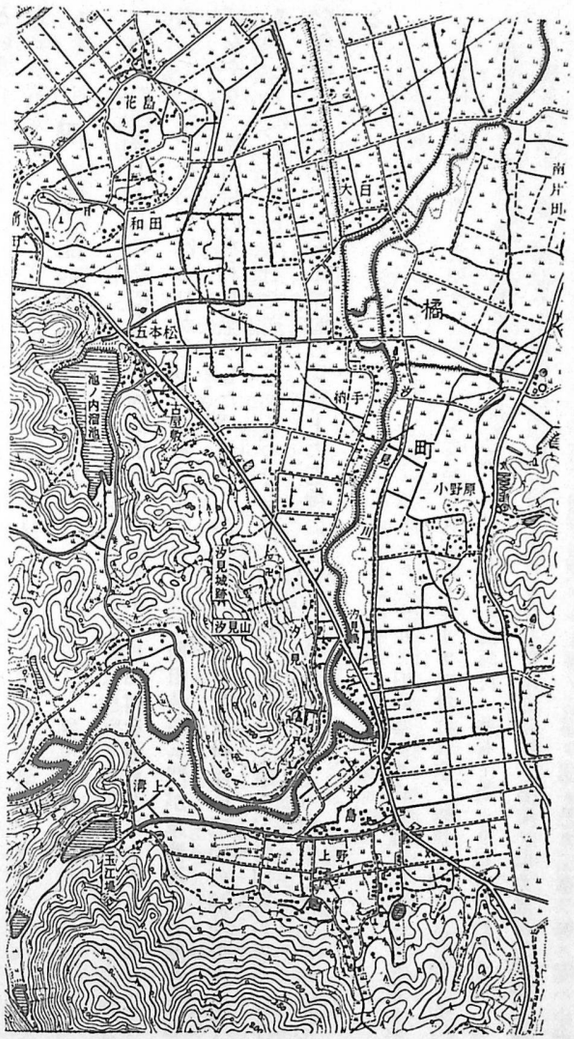

池の内玉江溜池と潮見川水系

ノ弐ヲ負担スルヲ例トナセリ後世人情ノ変測可ラサルヲ以テ古来古碑ニ存スル所ノ定約ヲ石ニ勒シテ永ク後世ニ伝フ時ニ明治三十五年三月某日

玉江溜池ノ底樋内部方壱尺同縦樋内部方八寸同鳩ノ巣円形経参寸而シテ鳩ノ巣栓ノ歩ミ壱尺四寸則チ左ノ図ノ如シ

桜谷溜池ノ底樋内部方八寸同縦樋内部方六寸同鳩ノ巣円形経弐寸六分ニシテ栓ノ歩壱尺参寸則チ左ノ図ノ如シ

玉江堤栓ノ歩ミ(参寸)―壱―尺―四―寸―(同上)

桜谷堤栓ノ歩ミ(弐寸六分)―壱―尺―参―寸―(同上)

橘村々長　樋口　彦太

同第四区長　久保　寅一

同第二区長　渕　兵太郎

同第五区長　中村満三郎

橘村の第一区は沖永・二俣・第二区は片白・第三区は大日・納手・第四区は上野・第五区は小野原・植崎に区分されていた。

茂手の石井樋と玉江の溜池・池ノ内溜池とは互いに関係している。

武雄史を引用すれば「成富兵庫が茂手の石樋を築造した後、百数十年を経て三法潟の灌漑用水また不足を告げた。塩田の住民前田伸右エ門は蓮池領内の上野村に玉江の溜池を築造したがなお充分でなかったため、文化五年更に武雄領内における池の内溜池のかさ上を施行したものである。

池の内溜池は武雄の専有溜池にして且つ領主の御猟場であるため、他領に属する三法潟のためにかさ上げをなすことは非常に困難な問題が伴うことは勿論である。然るに伸右エ門は蓮池藩主の諒解を求めまた武雄領主に交渉し、且つ本藩の許可を得て工費の分担・用水使用量の指定をなし、武雄領の田畑が潰地と成り減少する其代地を蓮池藩より提供することとし解決を遂げた。と述べている。

このため毎年、水不足に困っていた橘の村々は米どころに生まれ変わった。伸右エ門が文化八年（一八一一）十一月八日（旧暦）に没して以来も毎年、子孫を迎えて感謝の気持を表わしている。

『十二月八日大日(だいにち)の村役が子孫の前田貞正氏を迎え、前田宮に参拝、お供えした二重の餅と神酒をさげて村人との会食がはじまる。伸右エ門の肖像に餅を供え、遺徳をしのぶのであった。四歳の時から父政八・祖父悦一と共に賓客と



前田宮祭り　昭和44年12月8日撮
伸右エ門6代目の貞正氏を迎えて大日の村役が参拝



武雄盆地の中央に位置する沖永の散村



池の内提防上に建てられた文化五年の約定の石碑
この約定は、本文は武雄領主・写しは大日区長。(板に書いたのも)保存



茂手の石井樋

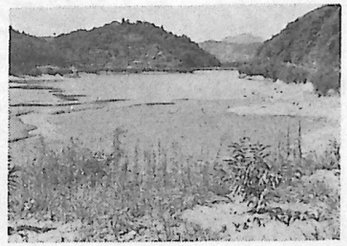

池の内溜池　市内最大の溜池
昭和28年より3ヶ年計画で改良工事着工総工費2,100万円労務者延6万人受益面積165町歩堤塘嵩上1.50m増水量20万トン総貯水量58万トン昭和30年6月完工

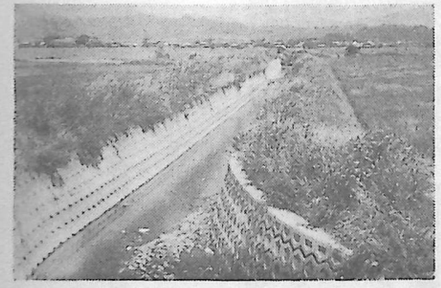

大　納　川

して招待され、逸香口とつとをお土産に持参することが習しになっていた。

祖父の頃から大日部落民と特に親しくなり、吉凶ともに大日部落の方々が訪れ、親せきに次ぐ間がらで、祖父の死去には部落民がひつぎをかついだ』と貞正氏が語った。

二俣部落の兵庫さん祭りとともにまことにうるわしい行事である。

㈤　上　水　道

上水道は昭和三年六月に武雄町八並水源地の浅井を水源として創設された。次いで永久の策として深井二百八十メートル強を掘さくし、その湧水で五・六年間はじゅうぶんであったが、用水の増加で、十年三月宗安川に第二水源地の池を造り、ようやく毎日の水量三千五百石をまかなった。

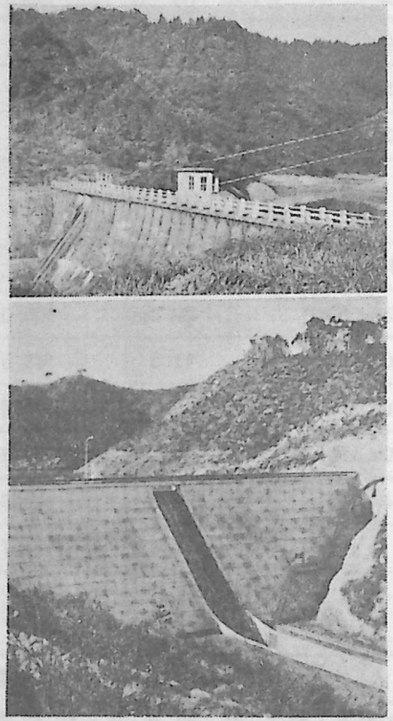

(上)　踊瀬ダム（貯水量10万3千トン）
(下)　渕ノ尾ダム（貯水量30万5千トン）

配水量

年度	総配水量	1日の配水量		1人1日の配水量
		最大	平均	
40年度	609,794(㎥)	2,198㎥	1,677㎥	152ℓ
41年度	631,027	2,176	1,728	156
42年度	594,542	2,910	1,628	144
43年度	961,514	3,185	2,634	192
44年度	952,525	3,242	2,609	138

用途別戸数と使用水量（昭和44年度）

区分	戸数	給水量	一戸一ヶ月あたり給水量	対全水量比
総数	2,619	636,665㎥	20.3㎥	100.0%
家事用	2,134	305,832	11.9	48.0
営業用	302	167,249	46.2	26.2
官公署	64	106,196	138.2	16.6
工場用	6	47,896	665.2	7.5
共用栓	113	9,492	7.0	1.7

給水状況

年度	戸数			人口			配水管総延長
	計画給水	給水	普及率	計画給水	給水	普及率	
40年度	3,867戸	2,173戸	56.2%	11,000人	10,855人	98.7%	24,617m
41 〃	4,013	2,267	56.5	11,000	11,070	100.6	26,370
42 〃	4,087	2,334	57.1	11,000	11,318	102.9	26,789
43 〃	4,080	2,452	60.0	20,000	11,790	59.0	26,789
44 〃	5,000	2,619	52.4	20,000	12,458	62.3	31,120

資料　水道課

しかし、夏季は水量が不足し、毎夏時間給水の状態が続いたので水源調査を十九年、二十二年、二十三年と三回にわたり行なった。

合併当時の二十九年、山内町を流れる踊瀬川の流水を引き貯水する踊瀬ダムが一億三千万円強の巨額で三十三年三月に完工した。

したがって、武雄町、朝日町中野、甘久まで給水ができるようになった。以後住宅建設の増加と観光施設の改良や市民生活の向上によって給水量が増加し、末端地域では水不足に悩むありさまであった。

二十九年の給水戸数千戸、五千人から三十九年には千九百七十八戸、一万百人と約二倍となり、三十三年六月から八月まで五十五日間の給水制限をし、およそ五万六千トンの水不足を生じた。

その後、三十五年八月には完全断水となり近接の市町村から給水援助により危機を脱した。三十七年七月豪雨で浄水場が土砂で埋没した。自衛隊と消防団の緊急応援で回復、毎年夏になると武雄の水不足がニュースの種になっていた。四十四年八月から四十四日の給水制限をした。しかし、五月に渕の尾ダムの工事にかかっていたので、来年はダムが完成し断水も今年限りとして希望を持った。

渕の尾ダムは自然流水を貯めるのではなくて、いわば水槽の役目で、水は潮見川よりポンプアップする。したがって、動力費がかかることになる。貯水量三十万トンで、給水能力一日六千トンで今までの二千六百トンより三倍の増量で橘町にも給水できるようになった。

ダムの本体工事費二億八千万円の巨費であるが配管その他莫大な経費を要したが、この上水道の問題そのことが武雄の地域性を物語るものである。

五　産　業

(一)　農　業

武雄市の農業は歴史的にその開発が早く、弥生時代の遺跡が小楠やおつぼ山などで発見されており、古墳時代の古墳が確認された数が百基近くもあるし、条里制の遺構も残存していることなどから、農業も古くから発達していたことがわかる。その後の歴史的発展を経て、今日現在に至った。

最近の急激な近代化により、従来の米麦中心から、しだいに農業経営の多角化に移行しつつあり、そして、経営の零細化・兼業化は年々に進み、昭和四十年には農家戸数の割合は専業二十二・九パーセント、一種兼業四十パーセント、二種兼業三十七・一パーセントであった。それが四十五年には十二・五パーセント、四十四・二パーセント、四十三・三パーセントへと兼業化が進み、三十五年の三十九・三パーセント、二十五・五パーセント、三十五・二パーセントであったときからは、専業と兼業の比率が逆転している。

佐賀県の稲作は全国的に高位を保っており十アール当たり五百四十キログラム（昭和四十二年）の収量であった。武雄市は橘・朝日両町の平坦地以外は山麓地帯が多いために、県内七市のうち第六位の四百二十七キロで、佐賀平野に比べると低く、全体として山麓的性格が強い。

経営面積は田・畑・樹園地合わせて一戸平均六十七アールで県平均の八十七アールより低い。したがって、地域ごとに米と畜産、米とみかんを組み合わせた複合経営による規模の拡大を進める計画をたて専業農家の成立困難を克服しようとしている。

経営耕地面積を農林業センサスでみると昭和四十年に対し同四十五年は田も畑も減少しているのに樹園地（主としてみかん園）は増加している。特に南部地区の三十一パーセント、北部地区の二十六パーセントは目だってい

る。武雄市農業の目標が米とみかんの二大主幹作目にあり、盆地底や河川沿岸の平坦地に米を、標高三百メートル以下の山麓を開墾してみかん園を栽培育成してきた。

わが国の農業が戦前、戦後を通じて基礎をなしているものは米作で変わっていない。しかし、戦後急速に商業的農業が展開され、なかでも果樹は国内市場の拡大により著しい発展を示してきた。特に昭和三十六年に始まる農業基本法農政以後、新興産地があらわれてきた。

武雄市においては、明治末期から大正の初期にかけて、一時みかんが導入されたが、養蚕におされて発展しなかった。

もともと県内におけるみかん産地としては玉島村や厳木村であった。それに次ぐのが川上村の大願寺・小城町の晴気、多久町の番所などで、そのほかに藤津郡の能古見や武内村の福和がそれぞれの特産となっていた。

現在武雄市内におけるみかんの古木は樹齢百年を数えるのが福和や西梅野などに育っているから適地であるとともに歴史も古い。

昭和五年の経済恐慌後農山漁村経済更生運動の時も導入されたが、太平洋戦争時の食糧増産のため放棄されたため、終戦時は、荒廃したみかん園がわずか残っていたのみであった。それが町村合併で武雄市が誕生した昭和二十九年ごろから新植されるようになり、同三十四年ごろから新農山漁村建設産業に促進されて増加し始め、三十八年構造改善事業が始まったころから山麓や丘陵の土地利用として、みかんの新植が指導奨励され、急速に栽培面積が増大し、一応四十二年まで続いた。栽培面積十アール以上を資料でみると次のようになっている。



武内町福和部落
武雄市内で最も古いみかん栽培地

武雄市の農業は米作中心で商品化率の高い果樹・畜産物・農産加工などあるが生産高が少ない。温州みかんだけは増加し、昭和四十五年度には六千トンになり、東京・京阪神・甲信越・東北・北九州に出荷されている。

注目すべきことは輸送園芸作物で、黒尾地区の電熱温床によるトマト・キウリ・袴野地区のビニールトンネルのイチゴ、武雄のスイカ、本部地区のトマト、西川登一円のショウガ等は目だっている。

袴野では米作減反生産調整などによって、イチゴ作付面積十ヘクタール強・約七十戸にふえている。その中・ハウス栽培が三ヘクタール・トンネル栽培四ヘクタールで、もとは袴野イチゴの商標で売出し、それから東川登イチゴに改正し、最近では温泉マークを

温州みかん栽培状況

区分	戸数	樹齢別栽培面積							
		計	3年生	5年生	10年生	20年生	30年生	40年生	40年以上
計	1,213	45,596	11,022	16,880	14,692	2,561	309	77	55
若木	262	8,905	2,716	2,408	2,863	819	85	12	2
武内	318	11,340	1,653	5,936	2,638	861	173	33	46
武雄	69	2,871	1,094	1,242	505	30	—	—	—
橘	56	1,747	337	446	892	67	—	—	5
朝日	60	3,397	686	640	1,908	161	—	—	2
東川登	219	8,303	1,906	3,146	3,073	173	5	—	—
西川登	229	9,033	2,630	3,062	2,813	450	46	32	—

栽培面積10アール以上　昭和42年9月1日　単位アール資料　みかん経営確立基本調査

温州みかん栽培地区別状況

区分	戸数	樹令別栽培面積							
		計	3年生	5年生	10年生	20年生	30年生	40年生	40年以上
計	1,213	45,596	11,022	16,880	14,692	2,561	309	77	55
北部	580	20,245	4,369	8,344	5,501	1,680	258	45	48
中部	185	8,015	2,117	2,328	1,595	258	—	—	7
南部	448	17,336	4,536	6,208	5,886	623	51	32	—

武雄市みかん栽培の分布図（昭和44年10月現在）

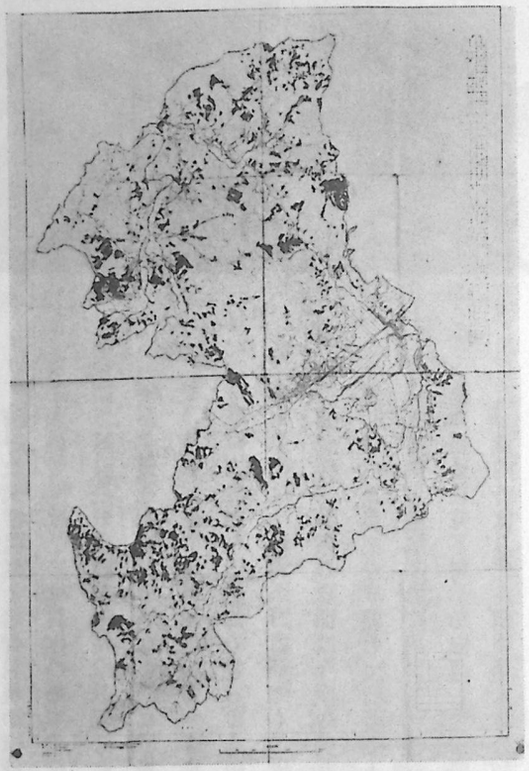

武雄都市計画図の果樹園地類界を筆者が彩色

市別水稲・小麦生産量

	作付 ha	生産量 t	10a当り kg	小麦生産量 t
佐賀市	5,490	28,600	521	4,870
唐津市	2,050	8,570	418	963
鳥栖市	2,210	10,800	488	3,370
多久市	1,410	6,250	442	990
伊万里市	3,910	16,700	427	1,520
武雄市	2,210	10,600	480	1,300
鹿島市	1,810	9,560	531	2,800
佐賀県	54,000	268,900	498	45,200
全国			449	

佐賀県勢要覧　1968年

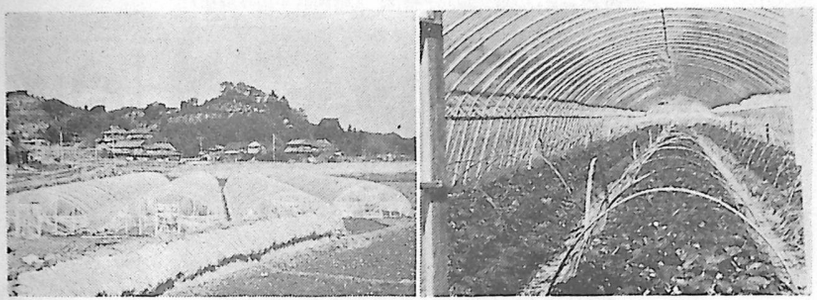

袴野のトンネルいちご

つけた真赤なビタミンイチゴ、武雄温泉イチゴの商品名で佐世保・長崎・有田・武雄・嬉野の市場へ出荷している。

袴野は武雄温泉と嬉野温泉のほぼ中間の位置にあって、はじめは裏作の効率化を図るために、両温泉の需要を考えて栽培したものであろうが、最近では指導者ならびに栽培農家の研究で、イチゴ苗の冷温処理をやって従来より一か月早い三月初めに出荷できるようになった。たとえ生産量はわずかであっても、研究的な農民の換金作物導入の意欲は今後の農業をして、従来の米麦作・竹細工の副業から新しい武雄農業を展開して行くことだろう。

すでに黒尾地区では「フキ」のハウス栽培が始められた。これも球根を冷温処理して三月下旬から出荷して市場を独占するため高価に取引きされる。また、武内ではみかん園の幼木時の利用として小玉すいかの特産地を形成していたが、鳥越地区では電熱利用の共同育苗所で早出ショウガ栽培をはじめ七月下旬から八月上旬にかけての出荷をねらっている。

武雄市内の茶畑五十三ヘクタールのうち約八割は西川登町に集中しており、県下では嬉野に次ぐ生産量を示している。特に庭木・小田志・高瀬・神六地区



黒尾のビニールハウス　(背景は杉岳)

が盛ん。市としても神六地区で山林を開墾して茶園を増反することにしており、嬉野に次ぐ特産地形成に意欲を燃やし零細農業の打開を図ろうとしている。

神六山の南斜面にへばりついたような矢筈地区は各市場から遠く、交通もかつては不便であった。したがって、換金作物は軽くて腐らず、しかもかさばらずに高価なものでなければならない。お茶などはそれに適合するもので、隣接の野々川部落には広大な茶園が展開する。

矢筈では田舎ミソ漬が多年の研究によって特産物となった。歴史は浅いが、交通不便なしかも急斜面の農村の換金作物を選ぶのに考慮されてきた。消費地に近い農村と同じものを作っていては競争に負けることは明らかであり、どうしても加工して量は少なくても高価なものへと商品を考えることになる。はじめは地元の野菜を対象にして、六戸の農家が製造にかかったが、地元ではまとまった量のキウリ・ナス・大根・ショウガが得られないので、現在では大牟田の青果市場で購入しており、ショウガは台湾から輸入している。加工や販売の点で現在では四戸に減っているが、大渡氏一族の努力が実って販路が拡大しつつある。

武内の百戸・二百二十頭の酪農、橘の三十四戸・七十六頭の水田酪農、いずれも平均二頭の零細規模であるが、裏作の契約牧草栽培で乳牛五頭・育成牛三頭の



若木町中山部落　前方は八幡岳

畜　産　　資料　農林業センサス

年次	牛	馬	豚	めん羊	山羊	乳牛	にわとり
35年	2,407	128	460	207	318	234	13,211
40	1,922	27	1,238	37	88	419	16,599
45	1,415	9	3,280	3	93	743	15,321

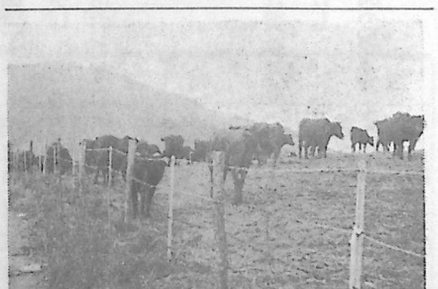

杉岳牧場　標高400mの山頂まで改良牧野が展開若木町中山部落

専業酪農の方向を目ざしている。

若木では米作以外ではミカン百五十ヘクタールに次いで目だつのが畜産で肉牛と豚飼育に関心が高い。多久市や北方町との境をなす中山部落（二十戸）で十二戸が養豚をやり、標高四百メートルの山頂を六戸の共同経営で十五ヘクタールの改良牧野を開き、杉岳牧場が経営されており、現在は四戸に減って肉牛三十五頭が放牧されている。

武内町多々良地区では、農業の近代化と経営合理化を目ざして、四十六年一月からほ場整備を行ない、水田二十二ヘクタール・畑十ヘクタールの農地を全面的に整備、これまで段々畑や高低の差がひどく用水の便が悪かった水田を統合、一区画三十アールないし五十アールに整理、縦横に中型農業機械が通る農道（延長三・八キロメートル）と水路八キロメートルを新設、これによって六十五戸の農家が機械による省力化で余力を果樹園芸や畜産に向けることができ、市内ではじめてのほ場整備だけに大きな期待がかけられている。

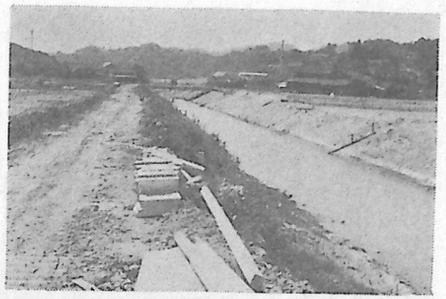

武内町多々良のほ場整備

昭和46年1月から総工費6,700万円で行なっている。水田22ha、畑10haを全面的に整備し区画が30～50aに整理され、農道3.8km水路8kmを新設し、65戸の農家の機械化で余力を畜産、果樹園芸に向けようとしている

(二) 商業

藩政時代から河港として水陸交通の接点としての高橋は牛津とともに、今日の佐賀県西部における商取引の中心であった。しかし、鉄道開通と道路交通の発展によって、その中心が武雄町へ移行した。しかし、卸小売業を主体とした零細企業によって占められ、地域の中心的役割を果たしているが、交通機関の発達によって地元住民の購買力は福岡・佐賀・佐世保に吸収されている。

商業の年次別比較（各年7月1日現在）

年次	商店数	従業者数	年間商品販売額
37年	744	2,287	327,521万円
39	712	2,135	353,303
41	749	2,268	456,009
43	771	2,724	713,046
45	809	2,917	935,806

資料　商業統計調査

九州経済調査会の市に対しての提言によれば「……市内居住者で官公署職員数は千三百人を上廻るにいたり、市外居住者を入れると千八百人を上廻る職員数に達している。このことは武雄市が地域的管理中枢地として成長してきていることを物語る。この管理中枢機能の集中、整備にともない、都市機能の高度化が促進され、都市型雑工業が成長し、次第に武雄市の性格を勤労者の街の方向へ傾斜させつつある。このため、一般卸売業の後退にかわって、飲食料品小売業、織物衣服身廻り品小売業の販売額の急上昇にともなう小売業の発展である。外延的には北方、大町の一部までは乗りだしているが、より拡大するのに苦慮しており、内包的には充実の過程を歩んでいるといえよう。……」と述べ武雄市発展の三本の柱は、観光の発展、農業の発展・勤労者の街であって武雄市の商業活動はこの三本の柱の上にたっている。と診断している。

商業統計調査によれば、商店数六百十九、従業員数千八百七十八人、年間販売額三十四億一千八百二十七万円で、一商店当たり従業員三人、年間販売額五百五十二万円となっており、これを県下七市の平均一商店当たり従業員四人、年間販売額一千三百三十九万円と比較すると販売額において五十パーセントに

業種別比較（各年7月1日現在）

年次	卸売業			小売業			飲食店		
	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額
37年	80	411	158千万円	567	1,565	156千万円	97	311	12千万円
39	68	343	105	551	1,535	236	93	257	11
41	79	388	188	570	1,561	249	100	319	18
43	65	394	231	597	1,943	454	109	387	27
45	66	381	385	619	2,051	502	124	485	48

資料　商業統計調査

も満たない、いかに零細経営であるかを物語っている。

商店街　都市は成長して行くにつれ官公庁地域・住宅地域・商業地域・工業地域など、それぞれの機能によって地域分化をもたらしてくる。



松　原　町

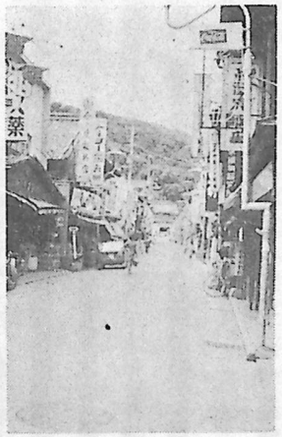

本町通り

町　名	世帯数	商店数	比%
本　町	145	72	50
宮野町	152	59	40
松原町	209	65	31
仲　町	120	37	30
西浦町	124	30	24

宮野町商店街

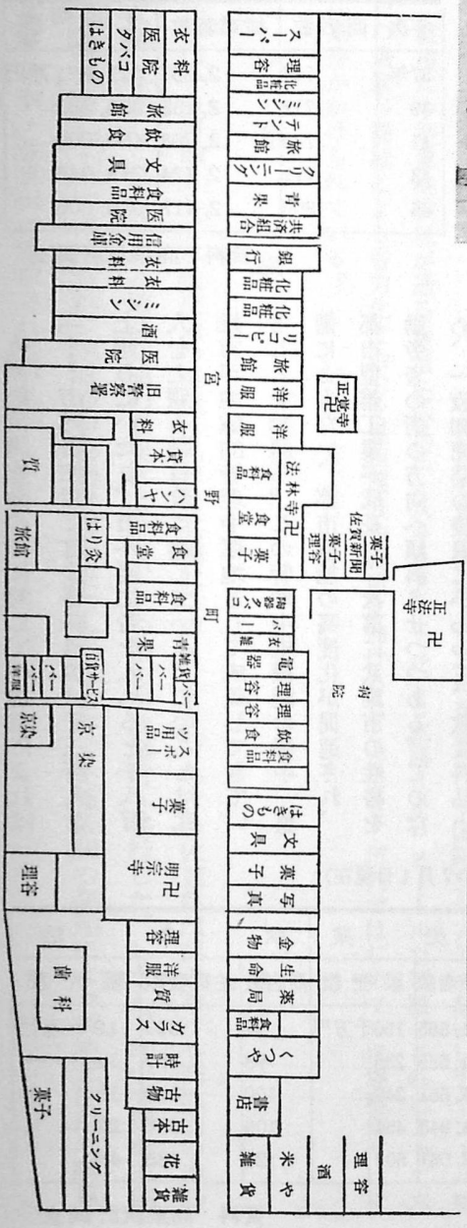

本町商店街

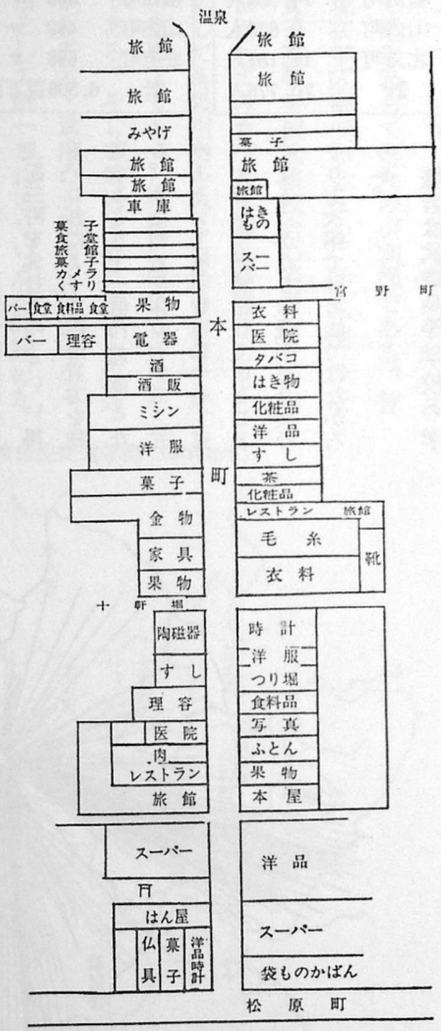

武雄の場合は温泉と長崎街道によって自然発生的に宿場町としての本町と門前町性格を持った宮野町の街村集落と御船山北麓の本小路・浦小路・穴小路・東小路・西田小路・西山小路・竹下小路・常善小路・長周路・千綿小路などの武家屋敷があったほかは、城下町としての商業の発達はみられず、当時の商取引の中心はむしろ高橋であった。

機能分化のきざしはしだいに見えはじめたが今の時点では雑然たる観がある。その中で商業地域のみは本町通り・松原通り・宮野町・中町・西浦町など昭和の初めまでに現在のような街区に発達した。

商業地域設定の目標として、一地域の世帯数に対する商店比を使うので、以上の商店街についての商店比を出してみると、次の表のようになる。

商圏　商業診断報告書によれば商圏について次のように述べている。

武雄市の商業を考えた場合、一応周辺の塩田・山内・北方三町を含む商圏の中心であるといえる。しかし東に佐賀、西に佐世保の両市があり、その勢力にはさまれて、きわめて流動的であるといえる。

建設省懸案の地方生活圏構想による地方中核都市案では、佐賀市を中心とする圏域に含まれており、その西部における副都心として、日常生活圏域都市として観光、レクレーションセンターという特色と共に位置づけされている。

商業販売額	
武雄市	4,541百万円
塩田町	800 〃
山内町	469 〃
北方町	698 〃
計	6,508百万円

人口	
武雄市	35,431人
塩田町	14,334人
山内町	9,830人
北方町	11,181人
計	70,776人

ともあれ、当市の商圏は一応上記三町を含むものといい得る。これによって総購買力を推定すると九十一億円程度となる。すなわち全体の七十二・五パーセント吸引し、二十七・五パーセントが流出していることになる。かなりの吸引が今後のやり方次第では可能ではなかろうか。

筆者は武雄高等学校の学

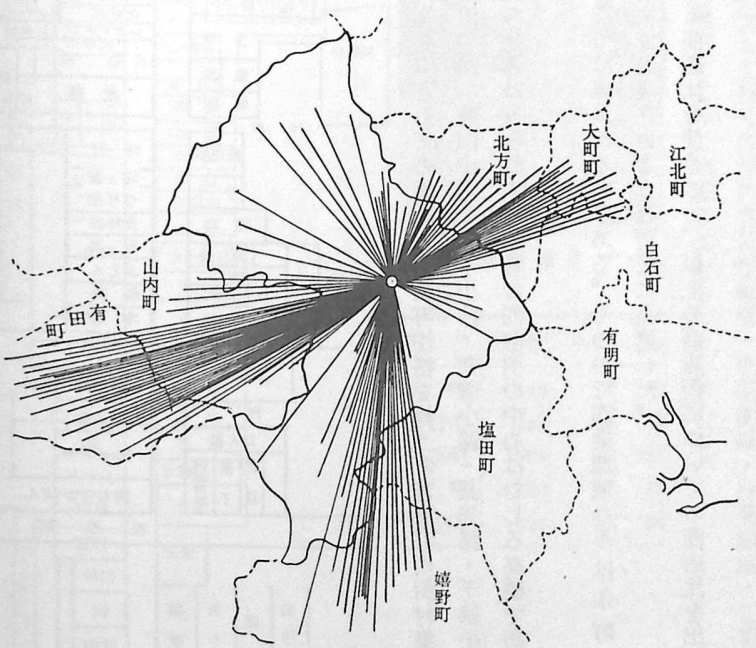

武雄高等通学圏（昭和45年）

校要覧によって、生徒の通学圏を調べ、十人を一本の線であらわしてみたのが別図である。普通高校は現在学区制であるため、学区制のない、佐賀女子高等学校武雄校舎の通学圏を同様の方法で図示してみた。通学圏は商圏そのものではないにしても吸引力をみるための参考となる。前掲の商圏よりもっと外縁に伸びていることが明瞭である。そして地形・それに伴う交通の便などから若木・武内の北部地区が疎になって、武雄市として統一されにくい点が問題になる。

佐賀女子高等学校武雄校舎生徒通学圏（昭和45年）

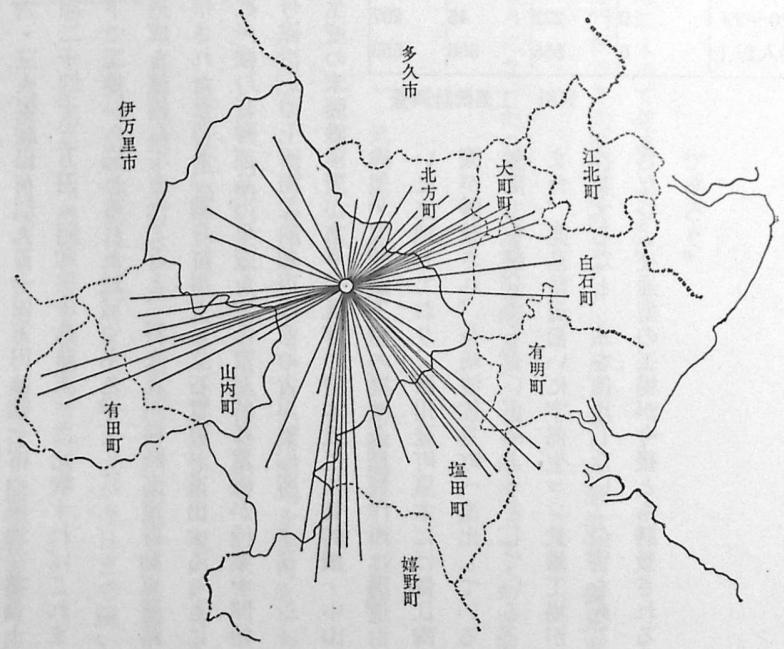

㈢　工　業

県下七市の中で工業は振わず市民層のなかにも工場誘致への強い意見は余りみられない。それは水資源が今まで市民生活の上水道すらまかないきれないから、工場誘致は不可能だという意識があったからだろう。

工業統計調査によれば、事業所数二百二十

工業の年次別比較（各年12月末現在）

区　分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1工場当従業者数	1工場当出荷額	1人当従業者出荷額
38　年	226	1,421	206,563	6.3	914	145
39	189	1,338	241,247	7.1	1,276	180
40	168	1,334	270千万円	7.1人	1,609万円	202万円
41	165	1,366	332	8.2	2,014	243
42	158	1,405	374	8.9	2,370	267
43	150	1,343	358	9.0	2,390	267
44	149	1,465	431	9.8	2,898	295

資料　工業統計調査

六、従業員数一千四百二十一人年間出荷額は、二億六千五百六十三万円で、一事業所当たり従業員六・三人年間出荷額九百十四万円は県七市の平均従業員十三・七人、年間出荷額二千四十五万円（昭和三十八年末）に比較すればこれまた五十パーセント以下で工業から忘れられた地域である。

市が水資源と用地造成を整備してきたことと、将来九州横断高速自動車道路が武雄市通過の案が示されたためか、朝日町川上に立石電機が進出することになり、また、中野に拡声機の音響部品の生産をする東亜特殊電機が操業を開始した。また、三十五号線沿いの上西山に船舶用機器の古川製作所・クラッシャーやコンプレッサー生産の末藤鉄工所があり、既存の清本鉄工佐賀鋳鋼・中山鉄工・末藤鉄工等の機械金属製作所は国道沿いに立地しており、西川登町庭木には錦江陶園が誘致され、長崎波佐見町へ流出している労働力を幾分でも食い止めようとしている。

また、鹿島県道沿いに宇部生コン武雄工場が操業するなど、水を使用しない、公害を起こさない、交通型の工場が今後とも誘致されるであろう。

規模別の事業所数、従業者数、出荷額
（昭和44年12月末現在）

区　分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1人当出荷額
			千万円	万円
統　計	149	1,465	431	259
1～9人	117	417	37	90
10～19	17	271	41	153
20～29	9	222	45	207
30人以上	6	555	306	553

資料　工業統計調査

六　武雄温泉

武雄市の中心である武雄の市街は温泉と周辺の景勝地によって発達してきた。

大正三年唐津出身の辰野金吾博士の手になる天平式楼門ができ武雄温泉のシンボルとなり多くの湯治客・観光客をひきつけている。

古来柄崎温泉の名で知られており、武雄温泉と呼ぶようになったのは、九州鉄道開通によって明治二十八年に開設した駅名を武雄としてからのことという。

郷村帳によれば

一　武雄湯町　同本町　宮ノ町　十間堀町　牛ノ鼻町
一、富岡町　谷村　西浦村

とあり、温泉を中心としてできた市街地を湯町といっていた。古名の米守名の温里の所である。

温泉は広福寺の境内にあったことから、境内に含まれる地域を内町というようになった。広福寺の住職が一月一日の初湯に読経して入浴する式が今日まで続いていることもこのことを物語っている。

武雄湯町に包含される牛ノ鼻町は十間堀町と新町の間にあったのか、それとも新町の名に変わったのか、

武雄温泉所在図　（付：泉源間距離）

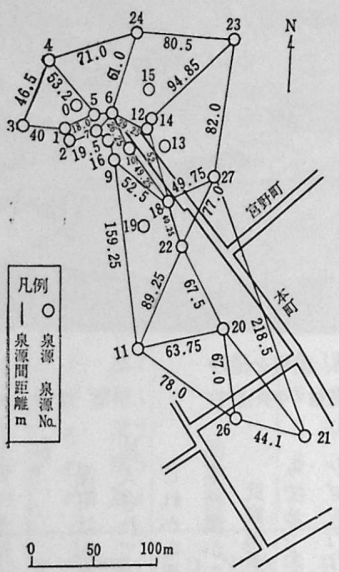

また、湯町のうちで最も新しくできた街だったので新町といったのか。

湯町は旧長崎街道に沿う街村であって、これを核として周辺に膨張拡大されて今日現在に至った。

これから温泉を自然的な観点から記述したいが、幸いに佐賀県厚生部薬務課から刊行された佐賀県温泉資料集にあるので掲載しよう。

武雄温泉は明治年間まで、源泉は蓬来山麓に自然湧出していたNo.0源泉のみであった。大正二、三年にかけて温泉会社がNo.0源泉近くに四本のボーリングを行ないNo.1源泉では四十五・六度の自噴が得られ、新湯と称されて利用されていた。

昭和八～十五年の間には二十三本のボーリングが行なわれ、掘さく当時No.5・6・8・12・14・17などでは四斗～一石五斗（約七十～三百ℓ/m）自噴していたといわれている。その後は源泉は増加していない。現在は自然湧出は見られなくなり、温泉水位は地表下となっている。

源泉の形態は嬉野温泉のように複雑でなく、ボーリング孔だけである。本温泉地の総揚湯量は約千四百ℓ/mと思われる。

温泉の利用は自家源泉利用が大半であり、利用施設は昭和十五年頃から増加していない。



桜山公園から温泉、湯町を望む
手前が新館，右が旧館・中央楼門

また、同じく薬務課より昭和四十年三月に刊行された報告書は、専門家の泉源を科学的に調査された貴重な資料であるので、一部掲載することにした。

武雄温泉 泉源一覧表

No.	泉源名	泉源所有者名	開発年月日	深度m	口径インチ	動力装置	湧出量 m/m	休廃の別
0	武雄温泉KK第0	武雄温泉KK		0				廃
1	〃 第1	〃	T. 2. 3		6			休
2	〃 第2	〃	T. 2. 8	127	6			休
3	〃 第3	〃	T. 3. 4	218	6			休
4	〃 第4	〃	T. 3	115	6		150	使
5	〃 第5	〃	S.10	188	8	エアコンプレッサー 5PS	235	〃
6	〃 第6	〃	S.11	303	7		250	〃
7	〃 第7	〃	S.12	215	8		80	〃
8	春慶屋第1	〃	S. 8.12	182	4			廃
9	〃 第2		S.10	182	4	エアコン1PS		使
10	〃 第3		S.10	212	4	〃 22KW		使
11	〃 第4		S. 9	242	4			休
12	東洋館第1	江口文雄	S.11. 8	157	4	エアコン 2PS×2台	88	使
13	〃 第2	〃	S.12	150	4			廃
14	東京屋第1	山崎イト	S.11	212	4	ピストンポンプ1PS	53	使
15	〃 第2	〃	S.12	17				廃
16	三国屋第1	神宮久一	S.12. 3	142	4	ピストンポンプ1PS	48	使
17	〃 第2	〃	S. 8.12	121	4			休
18	扇屋第1	山下喜代次	S.14	182	4	タービン1PS	67	使
19	〃 第2	〃	S.12	159	4			休
20	松の屋	福島阿佐栄	S.12. 4	227	4	手押ポンプ		使
21	京都屋	前田光雄	S.12	206	4	エアコンプレッサー2PS	60	使
22	唐津屋	山北マキ	S.12.10	117	3	タービン1PS	42	使
23	花月	田中登	S.13. 6	258	4	エアコンプレッサー2PS	119	使
24	花菱	中山嘉太郎	S.14. 3	212	4	深井戸ポンプ ¼PS		使
26	中島	中島平市	S.10. 5	194	4	タービン½PS	31	使
27	中桝	田中醇吾	S. 9	236	5			休

（佐賀県温泉資料集昭和44年）

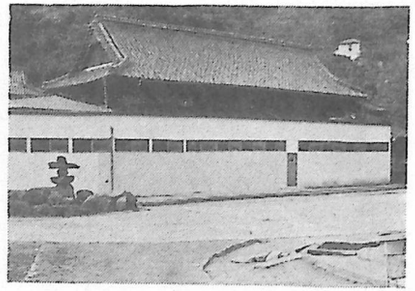

武雄温泉旧館　明治8年(1875)改築したもの
新築当時は上等湯が3銭と2銭

武雄温泉調査報告要旨

昭和三十九年九月から四十年一月にわたって、佐賀県の依頼により、武雄温泉の地質・物理探査・水理など総合調査を行なった。

三十九年九月に室井渡・小幡利勝は精査のための概査として資料の蒐集地質の予備調査水理地質的検討を行ない、更に四十年一月九州大学理学部地質学教室、高橋良平、岩橋徹はこの付近地質の精査を行ない、これらを総合して次の結果が得られた。

(1) 武雄市には武雄温泉と箱水地区の二ヶ所に温泉又は異状地温泉帯がある。

(2) 武雄温泉の現在は過剰汲上げを行なっているので、このままこれを放置することはできない。注水による復元と本格的熱管理を行なうべきであろう。

(3) このためには影響圏の測定、温泉の流動方向、可能汲上量等の調査が必要である。又温泉会社付近には、常時水位水温を測定する施設をなすべきである。

(4) 過剰汲上げの水位水温の変化と共に泉質の定期分析を行なうべきである。

(5) 過剰汲上げ対策に平行して深部開発を行なうべきであるが、その地点等については地質及び放射能探査、精密調査を行なったからその結果を参照されたい。

即ち、三十九年十二月には室井渡、伊従則孝は水理地質的調査及び放射能探査

第一表

地質時代		岩石・地層名		岩質
第四紀	沖積世	沖積層		砂、礫、粘土
		洪積層		砂、礫（粘土を含む）、ローム
	更新世	流紋岩		（古第三紀層とは貫入関係）
古第三紀	漸新世	杵島層群	木原砂岩頁岩層	砂岩、頁岩互層、ときに凝灰岩をはさむ
			黒川砂岩層	細～粗粒砂岩（緑色鉱物を含むことあり）
			大川野砂岩頁岩層	粗粒砂岩、頁岩、泥岩の互層
			城野砂岩層	粗粒砂岩を主とし、ときに円礫層

を施行し、同温泉の若返りに明るい希望を懐くことができるに至り、更に四十年一月には九州大学理学部地質学教室高橋、岩橋両理学博士により地質調査を行なって地質構造と放射能測定値及び地温上昇率等の関係を明らかにした。

本報告を取まとめるに当り色々と御指導を賜った九州大学理学部教授松下久道博士並びに調査に協力された薬務課衛生研究所、武雄市観光課、武雄温泉株式会社の各位に心から謝意を表します。

(一)　地質

本地区を構成する岩石・地層の地質系統は第一表のとおりである。

(1) 今回の調査で蓬来山に露出する流紋岩岩体の正確な分布範囲・産状をつかむことができた。この岩体は四ヶ所で杵島層群との接触部が観察されるが、それによると本岩体は北々西―南々東方向に帯状に分布し、四〇～八〇度の傾斜角をもって西方へ傾いているものと考えられる。

この岩体はその流理構造などから判断すると溶岩流ではなく、むしろ第三紀層を突き破って貫入した大規模な岩脈と思考される。しかし岩体と接する杵島層群は本岩体によって著しい熱変質や破砕作用、褶曲作用などを蒙っていない。

(2) 御船山の流紋岩岩体は蓬来山の岩体と比較して著しく巨大であり、しかも不規則な塊状分布を示していて、その東北端では幅三〇～四〇メートルの岩脈（流紋岩）が派生している。この派生岩脈は東方へ七〇～八〇度内外の急角度で東方へ傾斜しているようであり、旧武雄高女敷地の東端で行なわれた試錐でも流紋岩脈の下位に古第三紀大川野砂岩頁岩層の一部が確認されている。

御船山の流紋岩の岩体は武雄高校の裏側切取りで古第三紀層との接触が見られるが、その貫入状況や岩体の各所で見られる流理構造のほか、本岩体の東西での古第三紀層の層準の喰違い岩体を中心とするドーム構造が生成し、続いて断層運動が起って弱線が出来、その弱線に沿って岩漿が上昇して、ドームの西側などではとくに二次的にその構造を促進したと考えられる。

(3) 古第三紀層の褶曲構造

前記のように御船山を中心とし、東側では比較的緩傾斜であるが、西側では急傾斜をなすドーム構造があるほか、蓬萊山の流紋岩岩体を軸とし、軸が北に緩傾斜する極くゆるやかな沈降向斜構造が認められる。なお、丸山公園の北西側には地質図に示すようなきわめてゆるやかな褶曲構造（二つの背斜構造とその間に一つの向斜構造）が認められる。

(4) 断層節理

国鉄佐世保線を境として、その南北で第三紀層の層準および構造が喰違っているので、地質図に示す東西方向の断層の存在が推定できる。また、御船山の火成岩貫入以前あるいは同時に北々西―南々東方向の断層運動があったと想定されるが、断層線は流紋岩によって充塡されて断層線として残されていない。しかし、流紋岩体およびその周囲の古第三紀層にはしばしば南北方向、北々東―南々西および北々西―南々東の節理、ときには微小断層を認めることが出来る。

(二) 温泉と地質

武雄温泉地区は北側地塊から南するに従い下降しているため、温泉は北側ほど温泉が高く、また、地温の上昇率も北側ほど大である。

第三紀中新世以降本地域は全般的に上昇作用に伴い浸食作用が行なわれたらしいが、第四紀に入り嬉野温泉報告（昭和三十九年三月）第五図北中九州後期新生代火山活動対比表に示すような豊肥、第二瀬戸内山陰・大陸系統の火山活動が現在まで周囲の各地域で見られるため、地下深部からの岩漿作用は相当この地域に影響を与え、この余波が嬉野武雄等の温泉現象と考えてよい。

また、沖積世以降（約一万年）本地域は五〇～六〇メートル程度の沈降作用を示しているが、山麓地帯には沖積世の沈降以前の河成段丘が二、三段（沖積推積面から五～一五メートル）示されていることは洪積世末期までには最大七五～八〇メートル現在より隆起していたことを示している。

このような第四紀以降の火山活動、地盤の隆起並びに沈降作用は古い亀裂により割れ目を与え、このことが温泉湧出に直接の関係を有するものと考えられる。

(三) 放射能探査

放射能探査は地質調査より先に行なったので、これを地質構造と比較訂正したものを示すと第二図(略)のようになったが、これからいわれることは次のことである。

(1) 温泉会社地区は最もハイカウントである。

(2) 蓬来山地区は石英粗面岩の影響で七〇―七五CPMである。

(3) 武雄高校の西側の石英粗面岩脈地区は六〇―六五CPMであるのに高校付近は六五―七〇CPMでこの深部に石英粗面岩が潜在するかあるいは温泉が存在するか？

(4) 温泉会社から高校にNW二〇度の方向にハイカウントの線が連なる。

(5) (4)と平行に山口氏ボーリング地点から南及び北にややハイカウントの地点が連なっている。

(6) (5)より更に西側にほとんどNSに六〇―六五CPMの線があるが、これはその北部N七〇度Eの断層付近で弱まっているから、或は石英粗面岩の影響か？

(7) N七〇度Eの断層付近でCPMはちょっと弱まった感じがする。これはその断層が帯水層で温泉脈を弱めているためかと考えられる。

(四) 温泉の分布について

最近十五年間ばかりの間に地球物理は驚くべき進歩をとげ、従って温泉に関する考え方も根本的に変化してきた。即ち地下深部のモホ面以下において物理的均衡が破れると、岩漿作用が起り、極めて緩い速度で上昇する。このようにマントル部に向う高温岩漿（一四〇〇―一六〇〇度）は地表に現れれば火山となるが岩漿自体が地表に現われず、単にその高温・高圧ガスのみが地上に現われる場合もある。たとえば那須火山帯は比較的火山が連続して分布するが、富士火山帯が太平洋にはいっては点々として見られる。これと全く同様な現象は愛知県設楽から奈良県・四国を通り九州に達する。二上火山も殆んど百キロメートル程度はなれて火山が存在しているし、飛騨火山帯の如きは溶岩を噴出しないで単に高温ガスを噴出し、または、温泉の

みを示す所が非常に多い。また、ニュージランド及びカナダ・米国等でも温泉中の水は九五パーセント以上は地表水または地下水の加熱されたと考えるに至ったから、温泉の維持管理に地表水・地下水の管理が必要であることは当然首肯されるべきことである。

武雄温泉においては第三紀層上にうすく（二―二〇メートル）分布する砂礫層等の滲透は温泉の保持上極めて大切なものであることは謂うまでもない。また、温泉の構造上岩漿圧で押上げられた上昇地塊が高温であることは当然で、これに適当なる地下水が滲透すれば温泉は形成され温泉圧が大であれば河川中でも自噴の形で生きているが、一旦その圧力を失う（過剰くみ上げに陥る）と逆に地表水が温泉中に混入されて温度が低下し、泉質が悪化して行くのは一般的傾向である。当温泉の古い記録を見ると、現在より水位は最小三百メートル、最大三十メートル程度高く温度平均四度位は低下し、泉質もこれに比例して変化している筈である。

例えば、温泉会社の例をとると

№1　大正二年掘さく　自噴出四・五四メートル

№5　昭和九年掘さく　水位〇―一・〇メートル

№0　（旧源泉）昭和九年頃まで水位は〇・三―〇・五メートル自噴

東洋館　昭和十一年八月　水位一・八メートル温度五十一度　湧出量二七〇ℓ/mという。

このような温泉が現在水位は地表下に没し、その他の浅井戸もかつて自噴したものが、全く姿を没した上、温度も著しく低下した。ここで都合の悪いことは井戸管理が著しく良くないため、また、井戸の掘さく時の地質・水位・汲上量・温度等が全く記録されておらず、地下の状況がつかみ得ない有様である。そこで現地で知り得た口伝の資料から温泉の経年変化を求めてみると平均〇・一八度一年の温度低下となっている。これは全体的な過剰汲上げによると言うことが出来る。

（中略）

過去の実績から将来の温度低下を考えると必ずしも楽観を許さない。以上の点から深部開発と温度の現状保持の二方面から考える必要がある。

五　泉　質

武雄温泉成分分析表

泉源No.	源泉名	泉温	PH	Cl	CO_2	HCO_3	蒸発残渣
4	武雄温泉KK第4	20.6°C	6.95	14.89	8.89	46.86	127.5
5	〃　5	48.0	8.4	78.00	—	415.01	558.0
6	〃　6	50.0	8.4	87.22	—	455.17	621.5
7	〃　7	41.0	8.4	73.75	—	394.93	543.0
9	春慶屋第2	33.8	8.4	58.50	—	314.59	447.5
10	〃　3	45.3	8.4	80.13	—	421.69	584.5
12	東洋館第1	47.3	8.4	82.99	—	435.09	605.0
14	東京屋第1	47.2	8.3	81.55	—	441.78	595.0
16	三国屋第1	41.4	8.3	57.79	4.44	307.91	435.5
18	扇屋第1	29.0	7.3	39.00	13.34	200.81	295.0
21	京都屋	27.8	8.3	65.95	4.45	361.45	510.0
22	唐津屋	18.8	7.5	60.99	13.34	254.36	437.0
23	花月	23.7	8.2	72.33	13.34	334.68	477.0
24	花菱	22.8	7.6	65.95	13.34	294.52	426.0

調査　昭和39.9.22～23

本地域の泉質は単純重曹泉とされているが、水位・泉温が低下しているので、泉質も厳密な意味で変化しているといってよい。従って生きた姿の泉質をつかむためにも或は過剰汲上を抑制する意味から今後多くの分析が行なわれるであろうが、ここでは代表的泉質と今回行なった若干の成分の温度に対する変化を示すことにする。

報告書で示されたように武雄温泉は石英粗面岩（流紋岩）のさけ目から湧出している。湧出の中心は温泉会社付近で、泉脈はここから南方武雄川を渡り、御船山東麓に達し、南下するにつれて泉温も低下する。

県薬務課調査によれば二十七か所の泉源があり廃止されたり、休止中のも

のも含まれている。その分布状態は南北三百四十メートル、幅百五十メートル内外である。

今度市が開発した溝ノ上地区は温泉街より三キロメートル離れた新しい泉源である。近くに溝ノ上冷泉が湧出していたが、新泉源の汲上げにより枯渇してしまった。三か所の泉源のうち一か所だけを使用し、保養センターに一日五十トンを送湯している。

温泉の維持管理については、休止中のNo.2泉源に消火栓から毎分八十リットルの水を約三時間注入した結果、温泉水位の上昇が認められ、温度には影響がみられないという結論が得られた。嬉野温泉でも、溜池は埋立てをせずに、むしろ保存して地下水の滲透を助長すべきであるとしている。



北ケ倉に開設された保養センター
昭和45年2月17日開館

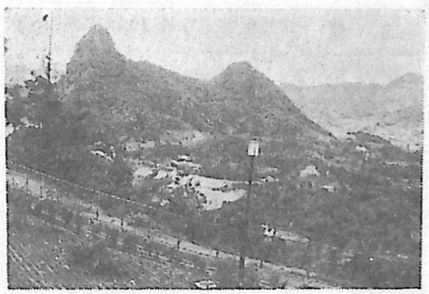

保養センターから御船山を眺望

七　観　光

武雄の観光は、古くから近隣の湯治に利用されてきたことから基礎づけられ、周辺の景勝地によって発達し、確かに九州屈指の温泉観光地として栄えてきた。しかし、戦後は嬉野温泉の抬頭や車の発達とレジャーの多様化、点の観光から線や面の観光となり、静かな湯治から活動する観光に進行して、武雄温泉の地位は相対的に下降をたどってきた。

この対策として新泉源を開発して溝の上地区に第二温泉街を、桜山公園から鍋倉山に至る観光道路を建設して北山公園開発・中野―梅林線の一部人馬屋町から宮野町への道路など再開発の構想が実施され、また、既存の御船山周辺の萩尾公園の御船山楽園・五百羅漢・堂島茶園・不動尊・柄崎城跡・武雄神社・御船山梅林・武雄競輪場・北ケ倉の保養センターなど、豊かな自然が生かされ観光価値を高めつつあるが、どこでもあるようなものでなく



御船ヶ丘梅林

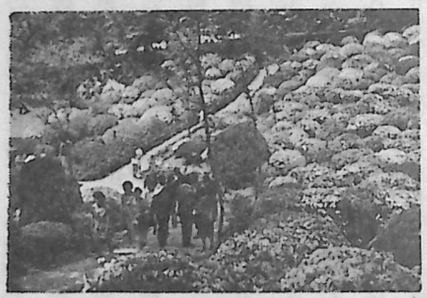

御船山楽園のつつじ

のも含まれている。その分布状態は南北三百四十メートル、幅百五十メートル内外である。

今度市が開発した溝ノ上地区は温泉街より三キロメートル離れた新しい泉源である。近くに溝ノ上冷泉が湧出していたが、新泉源の汲上げにより枯渇してしまった。三か所の泉源のうち一か所だけを使用し、保養センターに一日五十トンを送湯している。

温泉の維持管理については、休止中のNo.2泉源に消火栓から毎分八十リットルの水を約三時間注入した結果、温泉水位の上昇が認められ、温度には影響がみられないという結論が得られた。嬉野温泉でも、溜池は埋立てをせずに、むしろ保存して地下水の滲透を助長すべきであるとしている。



北ケ倉に開設された保養センター
昭和45年2月17日開館

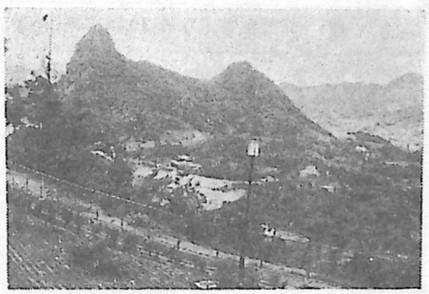

保養センターから御船山を眺望

七　観　光

武雄の観光は、古くから近隣の湯治に利用されてきたことから基礎づけられ、周辺の景勝地によって発達し、確かに九州屈指の温泉観光地として栄えてきた。しかし、戦後は嬉野温泉の抬頭や車の発達とレジャーの多様化、点の観光から線や面の観光となり、静かな湯治から活動する観光に進行して、武雄温泉の地位は相対的に下降をたどってきた。

この対策として新泉源を開発して溝の上地区に第二温泉街を、桜山公園から鍋倉山に至る観光道路を建設して北山公園開発・中野―梅林線の一部人馬屋町から宮野町への道路など再開発の構想が実施され、また、既存の御船山周辺の萩尾公園の御船山楽園・五百羅漢・堂島茶園・不動尊・柄崎城跡・武雄神社・御船山梅林・武雄競輪場・北ケ倉の保養センターなど、豊かな自然が生かされ観光価値を高めつつあるが、どこでもあるようなものでなく



御船ヶ丘梅林

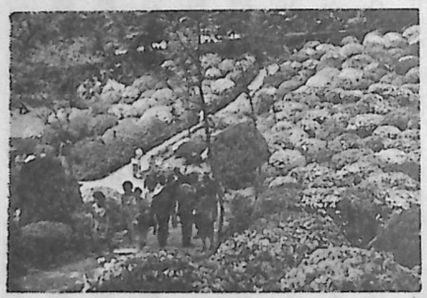

御船山楽園のつつじ

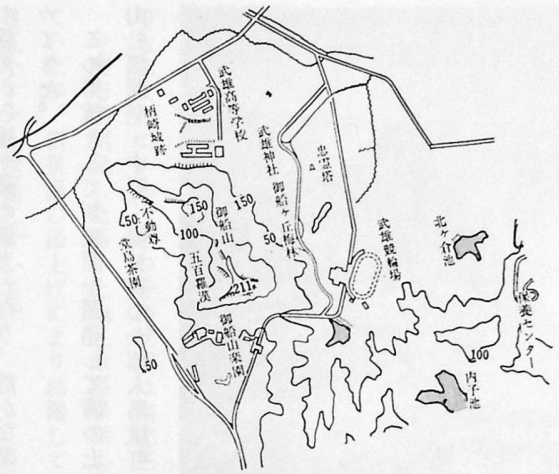

図　取見辺周山船御

て、武雄だけにあるもの、この構想から鍋島邸あとに文化施設を集中し、群建築としてまとめ、中央の市民広場とともに、一大文化施設群を造成しようとしている。その他白岩の運動公園・東川登の森林公園ができあがれば、市が標ぼうしている

みどりにあふれる個性的な都市

若さが鼓動する豊かな都市

文化を誇る明るい都市

に近づくであろう。そのように魅力が備われば広域観光計画として、旅は九州へ、太陽とみどりのくに九州をキャッチフレーズとして西九州国際観光ルート沿線上の温泉地としての宣伝も意義がある。

武雄は夏枯れがひどい、どうしても夏は観光客の目は海や山に向く。八幡岳登山道路完工を期して、唐津―八幡岳―武雄のルートが考えられてくるし、陶芸趣味の人を招くには多々良―黒牟田―おつぼ山―小山路―弓野のコースや、有田、嬉野、鹿島と連合して、やきもの、温泉、多良岳山麓の広大なみかん園などの産業観光などが考えられよう。

武雄温泉の受入れ態勢についての分析を「佐賀県地理教材資料その七」より一部引用する。

佐賀県高等学校教育研究会社会部会発行　佐賀県地理教材資料　その七

武雄温泉・嬉野温泉の考察

山田敏宣・村山勝・藤島正弘・桑原峰俊・山口善次郎

昭和四十六年三月

武雄温泉入込客数の変化

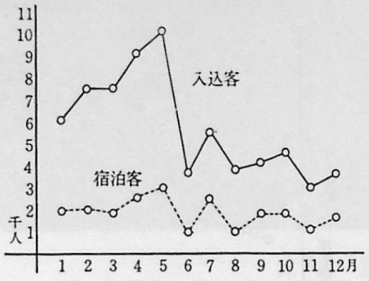

武雄温泉入込客数の月別変化(昭和44年)

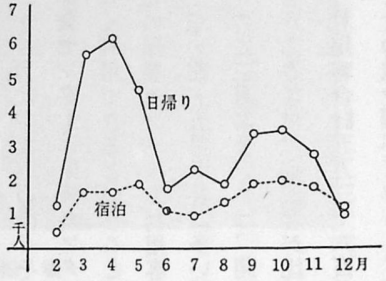

佐賀県内の観光地、宿泊地における観光客動態調査結果。佐賀観光連盟

(一)　観光客の動向

武雄温泉を訪れる観光客の動態を国鉄西部本社の調査をもとに、年別、月別に表示した。その表をみると昭和三十八年、四十年にそれぞれ急激な伸びをみせているが、その他は漸増を示している。特に、昭和四十一年から突入した五十万台に三年後もなおとどまっており、伸びなやみをよく表わしている。

なお、昭和四十三年度に武雄温泉を訪れた客は、どこからきたのか、国鉄武雄駅がつかんだ概数五十六万人強の入込客圏を調べてみると、県内三十一万、九州二十一万、中国一万九千、近畿八千その他となっている。県内客と県外客に大別してその割合をみると、前者が五十四・九パーセント、後者が四十五・一パーセントとなっており、県内客は約一割多い。

武雄温泉入込客数をみると、四・五月に客が集中している。桜、つつじ等の花見客が多いためである。この二か月で全体の三十七・四パーセントを占める。逆に六・七・八月の夏枯れ期と十一・十二月は極めて客が少ない。なお、嬉野温泉との比較を簡単にしてみると、特に一・二・三月の冬場の客数の圧倒的な相違は、湯治客数の差を表わしているものと思われる。湯治場的性格は嬉野の方が強いことをこの表は示している。

御船山観光ホテル入込客数の月別変化
（昭和43年）

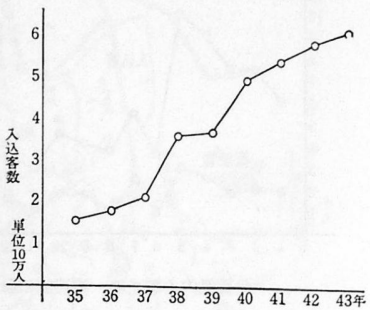

温泉利用状況調査　武雄市観光課

保養センターの利用客数の月別変化
（昭和45年）

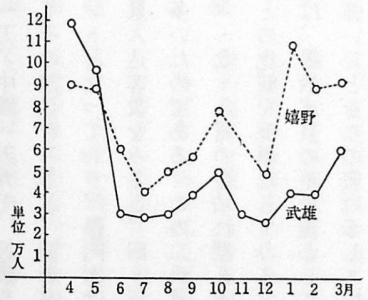

筆者聴取

ことは、日帰り可能な交通圏の客（県内・長崎・北九州・福岡・熊本など）が多いことを示している。特に、六月、十一月に少ないのは、その時期が農繁期であるためと思われる。

保養センター　保養センターは昭和四十五年二月十七日に開設された。ここは非常に景観に恵まれ、また、料金も安く利用できるということで、利用度も大きいようである。

この保養センターの利用客を、日帰り客、宿泊客に分けて表示すると、二月は十一日間だけなので客は少ないが、三・四・五月は特に多い。それは、それぞれ梅・桜・つつじと観光シーズンの動向に符合していると思われるが、特に三月に多いのは、開設当初であるという物珍しさも加わっているのであろう。一般に日帰り客が多いが、割合からみて秋に宿泊客が比較的多い。十二月では、日帰り客よりも宿泊客が多いのが特徴的である。客層をみると、利用客合計五万三千六百名のうち、子供は千八百七十名で約三パーセントを占めているにすぎない。また、客圏とその数を調べてみると、福岡五千九百、佐賀五千三百、熊本二千、長崎千四百名、その他となっており県内客より県外客が、それも特に福岡からの客が多いのが目立つ。

御船山楽園　武雄の象徴である御船山と、昔から萩の尾園の名前で知られるつつじの名所とをもつ御船山楽園の観光ホテル利用者数を表でみると、四・五月の花見シーズンが一番多い。特に、五月に集中しているのはつつじの見物客であろう。また、年間通して宿泊客は非常に少なく、ほとんど日帰り客である。そのため、交通機関の便利な福岡・佐賀・長崎・熊本などの客が多いのである。



武雄競輪場

武雄競輪入場者数の変化

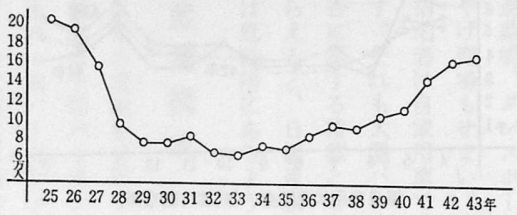

筆者聴取

武雄競輪は年間四億円がはいって市の財源となっている。武雄競輪入場者数の変化を表にしてみると、昭和二十五年をピークに競輪人口は下降の一部をたどり、三十五年まで停迷している。特需景気後の不景気現象と密接に関連し、こうした数字の動きは廃止論を生みだした。三十六年以降は上昇カーブを示しているが、これは高度消費経済の動向にささえられた「昭和元禄」の世相を反映しているものと思われる。施設がよくなったことも相まって、競輪もレジャー化し、日曜日など家族ぐるみで来る客も多くなったといわれる。客圏とその数を特定日に限って調べてみると、佐賀三百二十、福岡百五十、長崎二百二十、熊本四、その他五で計七百名（昭和四十五年十一月九日の場合）であり、ここでも県外客が多い。

(二)　入湯客の動向

武雄温泉の利用者、つまり入湯客の動向はこれまでにどう変化してきたのか、それを年別、季節別に検討してみたい。

おもな年の入湯客数を次に示してみる。明治十二

入場客の季節変化　（武雄温泉株式会社）

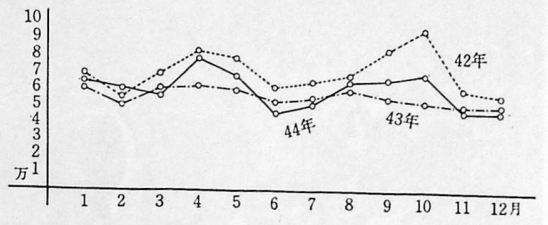

入場客の季節変化　（武雄温泉主要旅館）

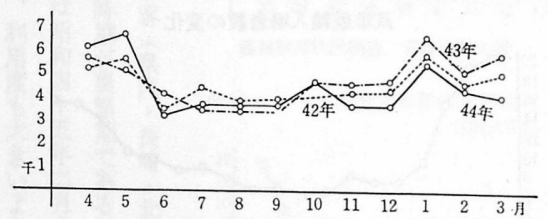

温泉利用状況調査　（武雄市観光課）

年二十九万人、昭和二十年百三十一万人、昭和二十五年百十三万人、昭和三十年百五万人、昭和三十五年百二万人、昭和四十年百万人、昭和四十四年七十六万人。

このように、昭和二十一年の百五十七万人をピークにその後は減少傾向を示しているが、これは「過疎化現象」とも無縁ではないと思われる。

武雄温泉会社の入湯客の季節変化をみると、最大の数を占める月は、昭和四十二年十月、同四十三年八月、同四十四年四月となっており、観光シーズンの動向と軌を一にしている。逆に最も少ない月は、それぞれ二月、十二月となっている。

次に主要旅館における入湯客の季節変化をみると、いずれの年においても、四・五・十・一・三月の入湯客が多い。この場合の客はほとんど宿泊客とみてよいので、やはり観光シーズンの客の動きと入湯客の動きも関連している。この二つの表を比較してみて、月別変化の型はそれほど変わりないが、後者の表で一・五月が多いのは、それらの月に宿泊客が多く集中していることを表わしているものと思われる。

㈢ 宿泊施設

温泉観光地における観光産業の中核は宿泊機能を代表する旅館業によって支配される。

	①旅館数	②収容人員	③従業者数	②／③	3,000円以上の旅館の率
旅館	10	1,080	140	7.7	100%
旅館連の	46	948	156	6.0	9
観日そ合	56	2,028	296	6.8	25

（昭和44年佐賀県商工銘鑑、武雄観光協会資料より作成）

そこで、武雄温泉の宿泊施設規模、設備、料金、サービスなどの質的内容について検討してみたい。武雄においては旅館数五十六軒、そのうち日観連旅館十軒で全体の十八パーセント、収容人員八十人程度の中規模旅館が温泉会社を中心に集中している。もっとも大きな旅館は昭和四十一年九月に御船山の南麓に創業した御船山観光ホテルがある。その他の旅館は収容人員二十人程度の小規模旅館である。

このような旅館規模の大小は宿泊料金の高低との対応関係がみられる。宿泊最高料金三千円以上の旅館は日観連旅館の十軒のほか四軒で全体の二十五パーセントである。設備についてみると、旅館内に遊戯場、ダンスホール、バーなどを持っているのは観光ホテルで、温泉街には一軒もなく、みやげ売場もせまい。

また、昨今の宿泊者は自家用車で乗りつける場合が多いのに旅館専用駐車場をもっている旅館は三軒にすぎず、それも大型バスの駐車場には狭く不便である。

サービスの良否に関する指標として従業者当たり収容人員、すなわち従業者一人の受け持ちの客数としてとらえると、日観連旅館七・七人、その他の旅館で六・〇人である。これからみると武雄の場合は低段階にあるように思われる。

㈣ 産業構成

さらに、武雄温泉の機能を分析するため、市の産業構成をみると昭和四十年の産業構成中、サービス業就業者率は十四パーセントにすぎない。しかし、サービス業就業者中、対個人サービス就業者は三十六・四パーセント、そのうち女性率は六十七パーセントと高い。さらに温泉街地区でのサービス業就業者は昭和三十五年と比べて、ほとんど変化がなく、温泉街地区でも

武雄市における産業構成の変化

	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年
就業者数	19,098人100%	18,444人100%	17,303人100%	17,010人100%
第一次産業	10,963 57.3	9,441 51.2	7,677 44.4	6,459 38.0
第二次産業	2,245 11.8	2,464 13.4	2,946 17.0	3,493 20.5
第三次産業（サービス業を除く）	3,526 17.5	4,095 22.2	4,225 24.5	4,567 26.9
サービス業	2,364 12.4	2,444 13.2	2,455 14.1	2,491 14.6

武雄市における第三次産業の変化

	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年
就業者数	5,890人100%	6,539人100%	6,680人100%	7,058人100%
サービス業	2,364 40.1	2,444 37.4	2,455 36.7	2,491 35.3
卸小売業	2,006 34.0	2,489 38.0	2,351 35.2	2,592 36.7
その他	1,520 25.9	1,606 24.6	1,874 28.1	1,975 28.0

総理府「国勢調査結果報告」各年度45年度は市役所調査

武雄町（人口集中地区）の産業構成

業	昭和35年	
就業者数	3,605人	100%
第一次産業	195	5.3
第二次産業	506	14.0
第三次産業（サービス業を除く）	1,814	53.2
サービス業	1,090	37.5
サービス業中の女性	668	61.2

昭和40年　武雄市のサービス業就業者2,455人
中の対個人サービス業893人36.4%
対個人サービス業中の女性599人67.1%

武雄市の観光産業構成（武雄町のみ）昭和45年

	事業所(A)	従業者(B)	構成比(C)	B/A
旅館業	56	296人	30.3%	5.3人
保養所	1	25	2.4	25.0
土産品店	4	19	1.9	4.7
パー	24	110	11.2	4.5
娯楽場	10	64	6.1	6.4
飲食店	59	312	32.8	5.3
タクシー	2	96	9.7	48.0
その他	19	56	5.6	2.9
観光産業計	175	978	100.0	5.6
全事業所	836	3,400		4.0
観光産業従事者／全事業所従事者×100	28.7%			

（佐賀県商工銘鑑、筆者の聞き取り調査）

サービス業関係の事業所の開設が二、三しか見られないことから、現在でも温泉街地区でのサービス業就業者は約四割程度とみられる。

それにサービス業就業者中、対個人サービス業就業者は七十八パーセントと高く温泉街地区の特徴をよく示している。これは武雄の場合、温泉街地区が武雄市の中心地で商店街をも形成し、旅館や飲食店などが集中しているので高率を示していると思われる。

㈤　観光産業

そこで、温泉街区についての観光産業構成をみると、観光産業従事者数は九百七十八人を示し、その全事業所従事者数に占める比率は二十八・七パーセントである。また、観光産業構成における旅館業従事者の比率をみると三十・三パーセントで、旅館業が観光産業の中核をなしている。

さらに、飲食店従事者率が旅館業従事者率と同様に高いのは前述したように武雄が商業都市としての機能をもち、県南西部の中心地として発達してきたからと思われる。

ところで、わが国の温泉観光地は千三百九十か所といわれるが、その中の有名な温泉観光地における観光産業の中核は旅館業にあり、その比率は六十パーセント以上と高く、かつ

その大規模化は土産品業、タクシー業、保養所、寮などの関連観光業の規模の拡大を招集せしめていることが明らかである。

だが、武雄の現況をみると温泉観光地として旅館業が観光産業の中核をなしてはいるが、その比率は全国的にみて低い。さらに土産品業、保養所などをみると土産品店四軒、保養所は一軒というように関連観光業の中心というべきものの比率が低い。

そこで、武雄の観光産業の中核をなしている旅館業がどのような活動をしているかをみるために、旅館の収容人員に対して宿泊者の利用状況がどの程度であるか、いわゆる稼動率を検討してみた。昭和四十三年における温泉街地区の主要旅館の宿泊総数は五万八千八百十五人、年平均の稼動率は二十・四パーセントと低い。また、御船山山麓の観光ホテルについてみると、年平均の稼動率は二十三・二パーセントとやはり低い。しかし、後者については日帰り客を含めてみると六十二・八パーセントと高く、総合娯楽施設を擁する大規模旅館の強みを示している。

四十五年二月完成の保養センターは主要旅館、観光ホテルをしのぎ六十二・三パーセントと高い。なかでも三～五月の花見のシーズンは利用者が特に多い。これは近くに御船ケ丘梅林・御船山楽園・桜山公園などの梅・つつじ・桜の名所があること、北ケ倉山頂からの眺望がすばらしく、西に御船山と梅林、北に武雄の中心街と桜山公園、北山、台形状の柏岳、東に古墳と万葉の地である杵島山と穀倉白石平野が、南には池ノ内溜池とみかん園が広がり、武雄市の中心地を一望することのできる位置で宿泊料金が安いことなどから利用者が多いものと思われる。

このように武雄市の温泉観光地は温泉街地区が伸び悩んでいるのに対して、御船山を中心とした南側に発展の兆しをみせてきているようである。これはここ十年ほど武雄の温泉街地区に温泉観光地として観光産業の進出がほとんどみられないことからも、武雄の温泉観光集落は戦後の花柳界の復興当時の姿とあまり変わらず今日に至っているようである。

㈥ 観光宣伝

武雄市観光協会は国鉄武雄駅構内にあり観光客へのサービスに努めている。

ところが、観光協会は市内の観光業者の協力が小さく、市の助成金が中心となって運営されている。その事業は武雄市商工観光課の指導のもとに、温泉まつりなどの市内行事が中心であり、観光宣伝、宣伝隊の派遣やマスコミを利用した宣伝活動などについて検討してみたい。



蓬　萊　町
赤線の廃止によって旅館になった旧花町



武雄温泉付近の旅館分布
収容人員は45年２月現在武雄観光協会資料による

昭和四十四年度の観光協会の歳入額は二百四十万円で、観光業者の負担金である特別会費は十五万円にすぎない。その構成をみると観光協会加入の主要旅館が十万円で、旅館組合は一万円少ない。次に宣伝費についてみると二十一万円、全体の一割弱である観光宣伝はポスター、パンフレットによるものであまり盛んでないことを示している。

ところが、御船山観光ホテルは看板、ポスター以外にテレビを利

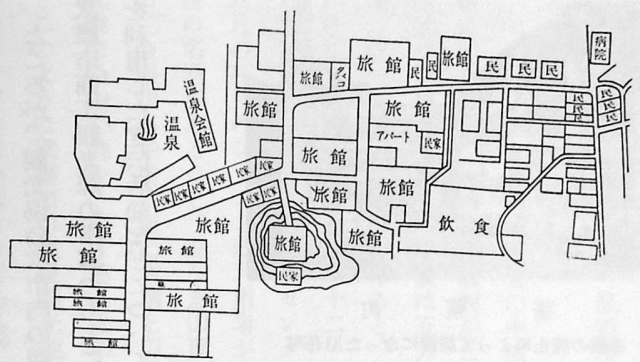
温泉
温泉会館
旅館
旅館
旅

四　船旅日記　一八〇二年
五　伊能忠敬測量日記　一八一二年
六　シーボルトの江戸参府紀行　一八二六年

オヲンダ使節に従って江戸参府紀行を記したケンペルは元禄四年長崎を出発、馬籠―時津―彼杵―嬉野―下宿―今寺―美野―大草野―塩田―鳴瀬―追分―大町―小田のコースで通過している。この間嬉野については温泉の事情を詳しく述べてから、

北九州島にはなお他の温泉あり、効力の同じものあり、有島（湯本）・肥前の柄崎（武雄）・島原の大浜・温泉山・肥後の山家をあげており、塩田カメ焼に注意し、一時程もここに留まりて後、我等は出発し、数多の沼のような川を越したるが、その数個には美しき木の橋をかけ、広き処には渡船を備えたり。鳴瀬村 Narisii 付図には Narsi とあり、追分村 Wewaehi を通りて付図にはこの間に Omatz 大町あり、小田村 Oda 付図には Oada に至り、そこにて一泊す。今日は彼杵より小田まで十一里を行けり。

異国叢書　ケンペル日本紀行　山田珠樹訳註　駿南社

文中の数多の沼のような川とは潮見川流域鳴瀬付近の景観をさしたものだろうか。

日本汐路之記　明和七年（一七七〇）大阪で刊行の木版刷

この中の「▲長崎へ肥前よりの行程

境原一里半・佐賀二里・牛津二里・小田一里半・成瀬二里・塩田三里・嬉野三里・その木三里　▲唐津より長崎迄の行程

唐津より徳居（とくすえ）へ三里、徳居より大川野へ二里。この間に駒泣坂と云う難所あり。大川野より塚崎へ四里八町。この間に本辺（もくべ）・かりごとて二宿あり。本辺とは本部（もとべ）・かりごは川古（かわこ）のこと（筆者注）伊万里へ行は本道にて馬を次ぐ。塚崎より嬉野へ三里。又竹尾とも言う湯あり諸病によし、但し湿病に甚悪し。」筆者注　竹尾＝武雄

ツンベルグ日本紀行　異国叢書

スウェーデン人のツンベルグはオランダ使節に従って安永五年出島を出発し、日見―矢上―諫早泊、大村―彼杵泊、嬉野―武雄―小田―牛津泊、のコースで通過しているが、土地不案内の外人のためか、それとも、後日、思い出して記したのか、一七七六年三月六日のところに、「朝のうちに Orissino 嬉野まで行き、そこで硫黄泉をみてから、Takkivo 武雄で昼食をするまで更に三マイル半歩いた。午後には Svota 塩田の近くを通って Oda 小田まで三マイル半。そこから更に宿をとった Otsinosov 牛津まで二マイル半。」と書いている。嬉野―武雄の距離や武雄―小田の間で塩田の近くを通ったことなど順路が狂っているようである。そして温泉の記録に沸騰泉とあることなどから嬉野温泉の様子を述べているようだし、塩田の土カメ焼についても注意しているので、距離も一致する嬉野―塩田コースをとったのか疑問に思うところである。

温泉はむしろ沸騰泉というべきものであるが、これは皆閉ざした一室のうちにあって、これに付属して、病人の便宜を計って、きれいな家がついている。病人は湯舟のうちに坐る。管が湯舟まできていて、この管のコックをねじれば水なり湯なり望むものを入れることができる。同じ土地のうちに便宜な部屋が沢山あって、ここで入浴後休んだりねたりすることができるし、また、景色のよい散歩場もある。日本にはこの温泉の設備の数は非常に多い。日本人は、ばい毒、中風、かいせん、リウマチ等その他病気になると温泉にはいるからである。

塩田は焼のよい褐色の土かめの産地として知られている。この土かめは数トンの水を容れうるのだから、私の知っている限りでは一番大きなものである。オランダ人はこれを非常に沢山買い入れて、バタビアその他のインドの会社所在地に送り、その地でよい価で売る。土かめは日常の使用水の容器として使われるのである。水はこのうちにすべてにごりを沈澱させてしまうから、このうちに衛生的に清冷純粋な水を貯えることができる。

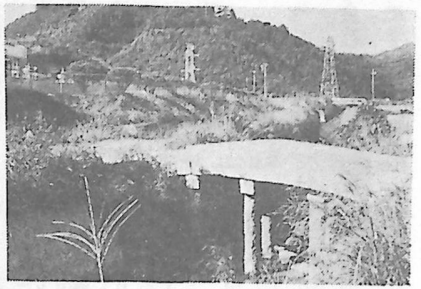

塔ノ原川　渕ノ尾の東手づたいに塔ノ原川幅2間を渡る。伊能忠敬測量日記にある。左に渕ノ尾ダム浄水場が少し見えている。

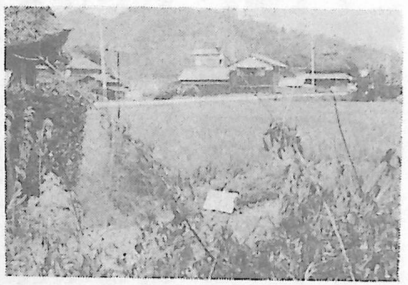

上西山宿　長崎街道と皿山街道分岐点の追分家と右側水田との間あぜ道が旧長崎街道

享保二年（一七一七）に橘、塩田付近が毎年のごとく水害のため交通に支障が多かったので嬉野―川登―武雄に至る新街道を開通させ旅の便利をはかることになった。

そこでツンベルグの記録のように武雄で昼食をとり、ケンペルの文献や、道中の聞こみで塩田のことを述べたものかとも思われる。

船旅日記　亨和二年（一八〇二）京より長崎までの往復日記

嬉野・此所へ明六ツ過に着、温泉に入。四つ過まで休足いたし候。此所の温泉入湯人多くあり。此辺の不動山より出。名物茶あり（二百五匁に付）青葉八百文。飛鳥は五百文。みどり嵐は四百文。春花は三百廿文。その外に品々あり。

三里、竹尾。此所にも温泉あり、入浴客多し、色物、竹尾茶あり。此間弓の山村、焼物類仕出し所。

一里、高橋。朝鮮ヶ岳の景色よし。

半里、北方。

二里余、小田。

二里、牛津、宿、和泉屋。

文化十年　伊能忠敬日記

九月廿三日晴曇六ツ時後西山村出立同村字渕ノ尾峠東手伝　㊁印初、長崎本街道枝塔ノ原分塔ノ原川巾二間西山ノ本村皿山街道追分昨日打止　㊂印ニ繋百十一町三十六間右田ノ中ニ薬師堂左山上ニ観音堂　枝亀屋分左ニ町斗打込山王社枝カンヂョウ



上西山宿と長崎街道

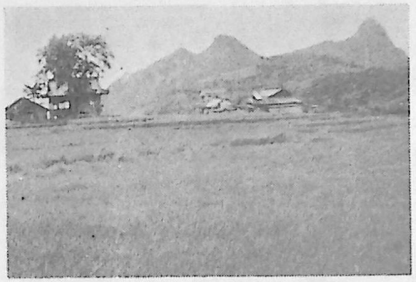

上西山の薬師堂　伊能忠敬が右、田の中に薬師堂と日記に書いている。遠景は御船山



旧長崎街道新町

枝下分武雄村枝湯町分左ニ一向宗善念寺　三ツ辻真直ニ二町斗本陣あり即客室此所湯泉湯壺六ヶ所也名湯也右制札左馬駅場通名塚崎ト云左一向宗法林寺妙林寺一西教寺常念寺　右ニ一向宗円楽寺明宗寺富岡村八並村枝西浦分河良村枝山ノ上分枝石木分甘久川巾三間枝甘木分枝久保分唐津街道追分長崎街道打止

伊能忠敬「測量日記」より
千葉県佐原市　伊能忠敬記念館蔵

前掲の日記によれば、上西山―下西山―新町―本町―宮野町―八並―川良―甘久のコースで測量しており、地形よりも人文景観を重要視して長崎本街道沿いのことを記録している。街道は東川登の大山路から現在水没した渕ノ尾ダム底を経て上西山の宿を通って、ここで西谷峠を越えて有田に行く皿山街道と分岐していた。その分岐点の追分までに、川幅二間の塔ノ原川を渡ったこと、右の方の薬師堂、左山上に観音堂などを観察し、亀屋への分岐点に測量の杭を打ち込んだことが本人だけにわかる符号で記録されている。

山王社を左にみて新町の善念寺前を通り、温泉通りに出て三つ辻より二町ばかりで本陣があると述べている。これを石井良一の武雄史には

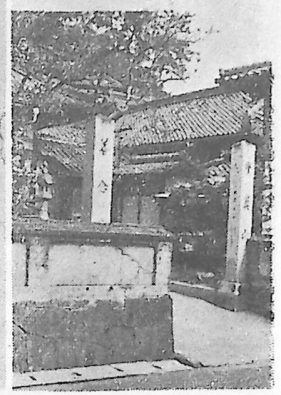

旧長崎街道 牛鼻町
（御村帳）今は新町、善念寺。

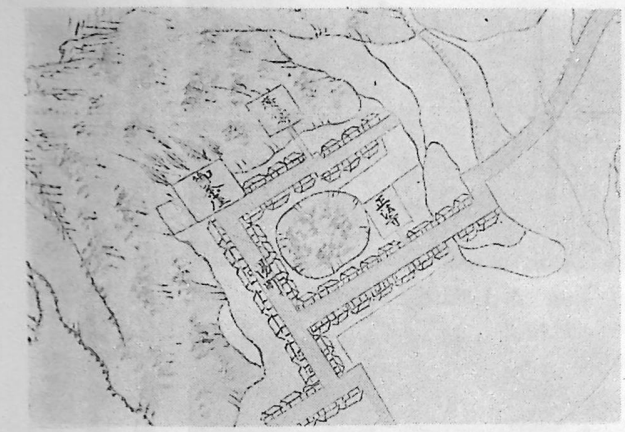

古図に見られる武雄温泉
御茶屋、湯坪、湯町などが記入され街村を形成していたことがわかる

「古老に聞くに、現今朱塗門のある所に本陣の正門あり門内に本陣と温泉場があった。門の左側に老松がさしかかり風致をそえた。本陣は畳敷の立派なる建物にして公用役人の旅館にあて随員は門外の脇本陣に宿泊した、その位置は現今の東洋館の位置に当る。その前が十二間間口の里代官屋敷にして宏壮の建物があった。今の三国屋、春慶屋旅館の位置に当る。湯泉場には御前湯あり、藩主領主の浴場にして温泉を絹ごしして風呂桶にくみ取り浴用に供したと云う。次ぎに十枚湯あり御親類、御家老の専用に供し男女混浴であった。三番目にあるを三の湯と号し男女の二壺あり、侍に限り之れに浴し、其次ぎの五枚湯には御徒士、足軽の男子のみが入浴した。

その次ぎに三枚湯二枚湯の二壺ありこれが一般の浴場にして男女混浴であり御徒士、足軽の婦人もこれに浴した。馬湯は門外にあり下湯と号した。」



宮野町の通りを望む　本町通りとの分岐点に制札があった。　火災の場合、井戸に入れ、石造のエビさんで沈め火を防いだ。　エビス呉服店角にある。　井戸の上に鉄板を覆ってある

とあり、日記に湯つぼ六か所とはこれらのことであろう。

右制札左馬駅場とあるのは、宮野町交差点に制札があったので札の辻と呼んでいた。武雄町郷土史によれば、「石造のエビスをまつり且つ失火のおそれあるため二十四人よりなる制札守護をおいて守った。そのそばに井戸をうがち火災の場合はこれに制札を浮かし、エビスを以ておし沈め火を防いだ。」とある。また、郷土史は、継ぎ場の解説に、「札の辻より宮野町に至る北側にあった。郵便小包、人足の継役所なり。」とある。日記の馬駅場とあるのがそれであろう。

当時の宮野町の通りにあった寺をあげて、左側に法林寺・妙林寺（妙輪寺は高橋に移転）・西教寺（犬走に移転）・常念寺（三間坂に移転）、右に円楽寺（真手野に移転）・明宗寺の六か寺を記録しているが、正法寺と正覚寺がもれているのはなぜだろうか。また、徳円寺と信行寺は文化四年春火災で焼失しているので、当時まだ再建されていないのかもしれない。



旧長崎街道　宮野町の東端より西を眺望



川幅三間の甘久川にかかる宗安川橋

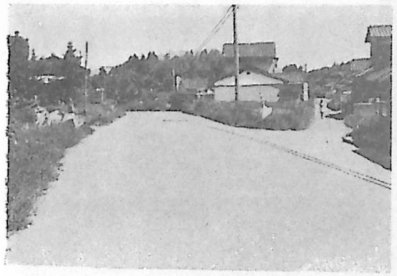

唐津街道（左）と長崎街道（右）の分岐点の追分　栗原住宅団地附近

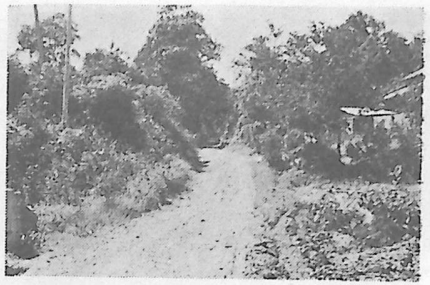

エンマ坂　水田の中を通ってきた長崎街道はエンマ坂から台地上に出る。道の左上にエンマ石像がある

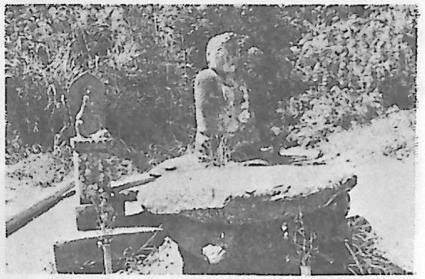

エンマ坂の呼び名になったエンマ像



享保橋　朝日小学校前を西へ長崎街道が水田の中を通っている

ていなかったのか、それとも失念してもれたものか、当時宮野町には十か寺があったし、明治の中ごろに徳円寺は宇土手へ、信行寺は御所へ全部で六か寺が移転し宮野町には四か寺が残ったわけだが、寺町の特色がしのばれる。

宮野町から八並・川良を通り甘久川を渡り、今の栗原住宅団地のところで長崎街道は左に唐津街道を分岐した追分で測量を終わっている。

栗原住宅団地のところで唐津街道を分岐した長崎街道はエンマ坂をくだり、水田の中を東行、道路ぎわに松が生えていた。現在の朝日小学校前に至るまでに享保橋を渡り横町に出右折して高橋宿に通じていた。

既述の通り、以上のコースよりも古くは成瀬―片白―楢崎―塩田のコースであった。

成瀬にはいつごろから橋がかけられたのか郷村帳によれば

橋より下　東郷・橋より下　西郷がある。

前者は一名橋下郷とも云い、後者は北方郷とも呼んでいた。すなわち成瀬には橋が掛けられていたことを物語る。

再び前にもどってこれからシーボルトの江戸参府紀行をみることにする。

江戸参府紀行　東洋文庫　斉藤信訳　平凡社

嬉野から数時間進むと塚崎（Tukasaki）の温泉があるが、三つの登りという意味で三坂（Sansaka）と呼んでいる高い山を越えて道が通じている。この塚崎付近の温泉はまた武雄（Takewo）温泉の名で知られていて、同じ名の山麓にあり、一般に嬉野温泉と同様の物理的、化学的性質を示している。ただ温泉の温度は摂氏四十度（五十度）に過ぎず、湯元の湯溜りはもっと大きく浴室もいちだんと快適な設備を持っている。

使節とわれわれは、肥前藩主の浴場で入浴する許可をえた。木製の浴槽で、湯元から湯が運ばれた。その清けつさは驚くほどで、もともと水晶のように透きとおった湯をまえもって馬の尾で作った細かいふるいでこすのである。塚崎は小さい町で、嬉野温泉と似通った病気に利用され、広い効能があるといわれているから、沢山の入浴客が訪れる。

途中われわれは度々茶の栽培と陶器を作っているのをみかけた。嬉野の茶園は全国的に有名で優良な緑茶を生産する。すなわちここでは特に湯気を通してつくられ、そうやって緑色を保つのである。

一般に肥前地方と同様にここの陶土は非常にすぐれたものである。今日でもなおヨーロッパで人気のある古い日本の陶器を十六・七世紀において生産したのと同じものであり、当時栄えていた工場は、元の連合オランダ東インド会社と長崎の日本政庁の間に存続している協定に従って、自分たちの製品を前の時代にとりきめた値段で引き続き供給しなければならなかった。それで後になって値段があまり安いので、良い品を生産することができなくなった。良い陶器をつくる土がもうとれないというのは作り話である。

二月十八日　（旧一月十二日）

われわれは朝六時に出発し、広くひらけた水田――そこには所々数リーニエン（一リーニエンは約十分の一インチ）の厚い氷が張っている。――にそって高橋（Takahasi）という小さい村へ、それから北方（kitakata）を通って小田（Woda）に向

かった。

これまでの日中の旅行では若干のアトリ・セキレイ・ツグミ・カラス・スズメ等を認めたのだが、今日はそれよりもたくさんの鳥をみた。今度は大部分ガン・カモおよびツルであって、それらの鳥は下におりて水におおわれた稲田で餌をさがしていた。街道ではこれまで日本ではめったに見ない日本産のカササギがいて、われわれを驚かせた。この鳥はアジア大陸から朝鮮をへて日本に渡ってくるので、朝鮮カラスとも呼ばれている。

牛津町史の中の野田家日記の記事に次のように記録されているのがシーボルト一行のことであろう。

文政九年丙戌　正月十二日　阿蘭陀人通る。牛津昼休みなり。

(二) 唐津街道

川古と本部　郷村帳によれば川古郷の項に

一、川古村　御所村　永野村

一、本部村

一、中ノ河内村　山中村　須ケ牟田村　中山村

一、上滝村

一、川上村

とあって、川古(かわこ)に御高札と馬次場があり、十疋と記され、本部(もとべ)には馬次があって十疋とある。また、肥前一国道則帳慶安二年八月朔日（一六四九）には

一小田町より伊万里まで六里二十三町

平地　内小坂少々有

佐賀域本より伊万里まで十一里五町

内　川八ツ

壱里山　福母村に有

壱里山　志久村に有

壱里山　川上村に有

一、川上川　広五間深一二尺小石川陸渡壱里山　川古村ニ有

一、川古村ノ川　広六間深一二尺石川陸渡

一、上滝村ノ川　広七間深一二尺石川陸渡壱里山　本部村ニ有

一、本部村ノ川　広七間深二三尺石川陸渡

一、桃川村ノ川　広七間深二三尺石川陸渡壱里山　中ノ原村ニ有

一、六仙寺村ノ川　広三間深一尺石川陸渡

一、同川　広四間深一二尺石川陸渡

但六仙寺村ノ川二ツ内川ニテ二所渡ル

一、伊万里村ノ川　広四間深一二尺石川陸渡

とあり、川古や本部は佐賀・伊万里間の重要な道路で、小田町が馬三十・北方宿が五・桃川に御番所が設けられていた。

伊能忠敬日記にある追分で長崎街道より分岐した唐津街道は中野を通り、今の井戸川橋の所を経て、川上の戸郷谷で佐嘉―小田―北方からの道路と落合って、戸坂峠を越え川古や本部を過ぎ、桃川で唐津や伊万里に分れた。

長崎街道はその後、明治九年三月、国道渕ノ尾峠経由は廃止され、下西山―平原峠―永野の現在のコースに変更され、今これが国道三十四線になっていて、

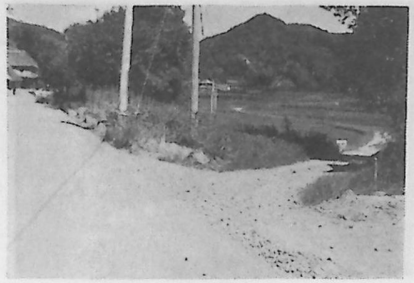

繁昌より戸坂峠方面を望む
右の細道が旧道。

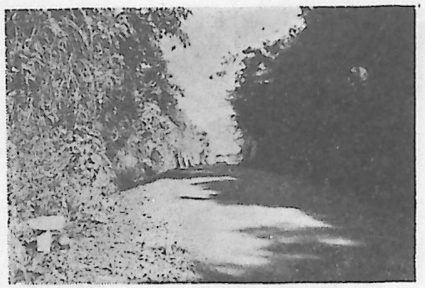

若木町と朝日町を結ぶ戸坂峠

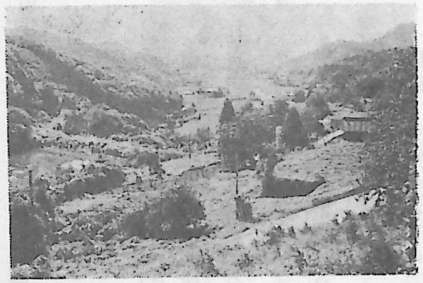

戸坂峠より繁昌、川上方面を望む

(三) 鉄道とバス

明治二十八年五月五日九州鉄道は佐賀より武雄まで開通し、三十年七月十日には早岐まで延長、三十一年一月十二日佐世保まで達した。高橋駅はずっとおくれて大正十二年八月二十一日に開業し現在に至っている。

武雄駅より宮野町に通ずる町道西浦線が開通したのは明治三十一年で、同三十六年町道劇場線が開通している。

三十八年二月六日武雄―祐徳門前の祐徳軌道が開通し、上西山の追分から皿山街道は西谷峠を越えていたが廃止され、明治二十年十月現在の踊瀬経由に変更され、国道三十五号線となっている。

鹿島方面への道路は古地図に示されるように白岩北麓から花島経由であったのを明治十九年六月野間―永島経由の県道が開通した。

武雄の交通量調査

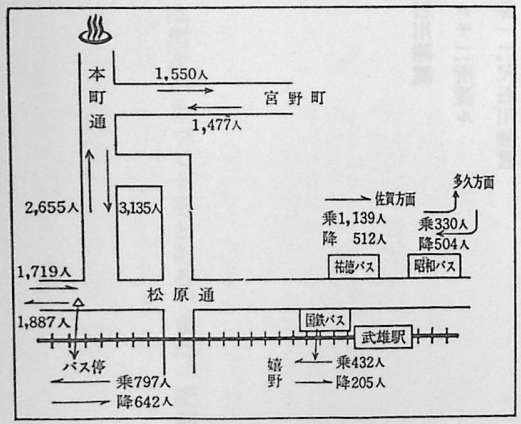

調査時間　10時～18時
調査日　昭和44年7月28日(月)・29日(火)2日間平均(バス)
昭和44年8月2日(土)・3日(日)2日間平均(歩行者)商業診断報告書より。昭和45年3月

高橋まで延長されたのは四十年七月十五日であった。

大正十年十月国道より武雄高等女学校への町道が同十一年十一月には温泉通りが国道へ直通した。また、その月に西浦町より人馬屋町に通ずる中町線が開通して現在に至っている。

長崎線が肥前山口より有明線として開通した時、祐徳軌道は営業廃止した。(昭和六年四月二十八日)

それに代わって乗合自動車が運行するようになり、後で西肥・昭和・国鉄・九州急行などがいずれも武雄駅を拠点として営業するようになり、駅前は狭いのにいっそうの渋滞を来すようになった。

国鉄乗降客数　資料　武雄・高橋駅

年度	総数	定期外	定期	一日平均
40	2,673,112	625,784	2,047,328	7,326
41	2,597,628	533,608	2,064,020	7,112
42	2,519,106	506,894	2,012,212	6,902
43	2,214,280	503,600	1,710,680	6,050

国鉄貨物取扱状況　資料　武雄駅

年度	発送			到着	
	小口	車扱	コンテナ	小口	車扱
40	369	34,351	—	202	17,362
41	144	30,284	—	93	15,139
42	102	27,835	130	78	18,052
43	140	10,592	585	66	12,880

バスの運行状況
資料　国鉄、昭和、祐徳、西肥

年度	営業キロ	延走行キロ	乗車人員		一日平均	
			総数	うち定期	運転台数	乗車人員
40	262.5	2,754,088	3,794	1,375	52	10,395
41	262.5	2,812,267	3,666	1,342	52	10,043
42	262.5	2,874,507	3,493	1,309	52	9,570
43	262.5	2,924,948	3,376	1,298	51	9,224

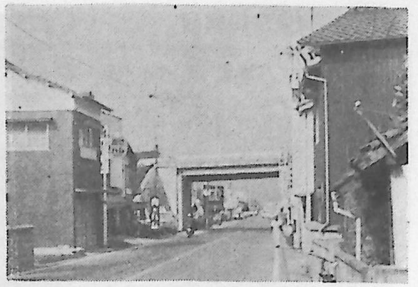

小楠におけるバイパスの立体交差

統計が示すように鉄道もバスも利用者が年々と減少傾向にあるのは自家用車の増加のためであろうし、このことが駅前の交通混雑の度合がはなはだしくなってきた。そこで、昭和三十九年からバイパスの建設が進み、同四十二年甘久から鉄道をまたぐ立体交差で駅南から下西山の国道分岐点まで開通した。

国道三十四号線と三十五号線の分岐点に当たり、佐世保、長崎、佐賀方面をはじめ、伊万里、鹿島、唐津方面など、西九州の内陸交通の要衝である。

将来、九州横断高速道路が鳥栖より佐賀の北部を通り多久から武雄、嬉野を経て長崎に至る建設が計画されており、インターチェンジの設置も予想され、内陸交通の拠点としての優位性がいっそう高まるものと予想される。

バスは市民の足の役目を果たしている。特に五社のバスは武雄駅前に乗り入れ運行図に示すように二百二十九本に及び三十四号線沿いの住民には便利である。嬉野方面が四十七本、鹿島方面が四十五本、若木方面十八本、武内方面へは祐徳八本、西肥が市外の山内廻りで十本の運行で少なくなっている。ことに若木―武内の連絡がないので両町の統合中学設立の問題が難行している。

祐徳バス　鹿島―祐徳
　　佐賀
　　片白
　　黒尾
　　赤穂山―梅原―金石原
　　白石―福富

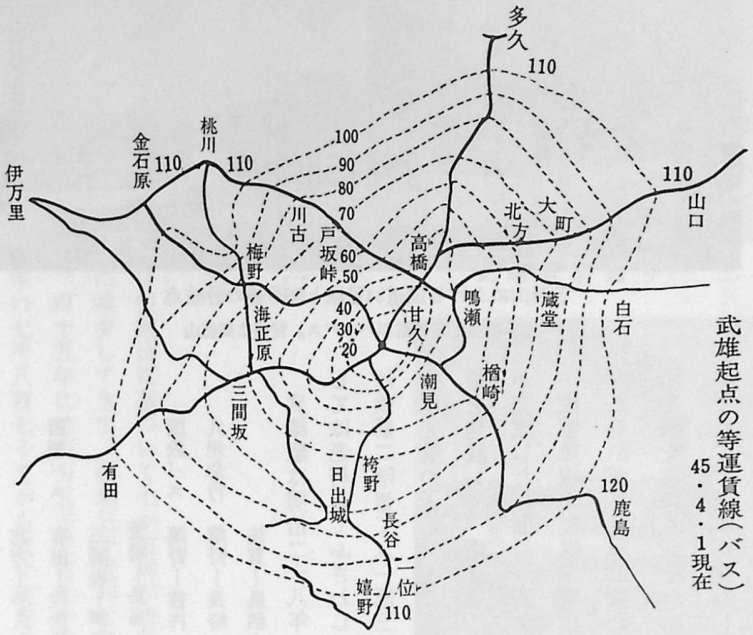

武雄起点の等運賃線（バス）
45・4・1現在

武雄で発着するバス運転回数と系統図　　太線は急行・特急

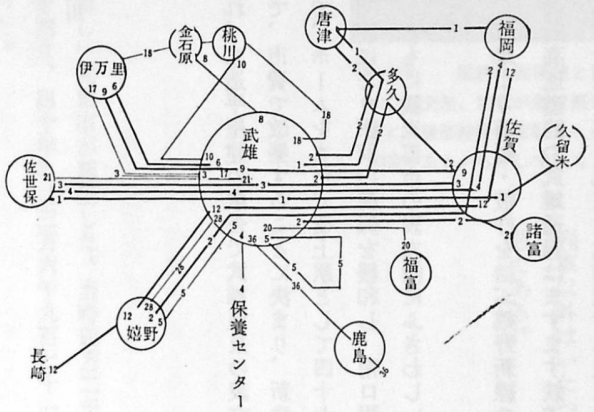

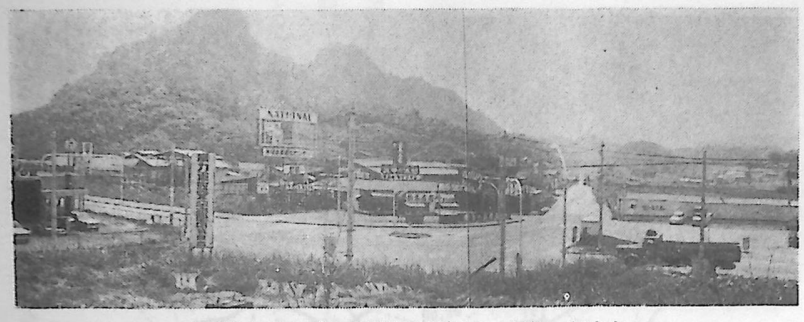

下西山における国道34号線と35号線の分岐点
左手に見える道路がバイパス。背後は御舫山

昭和バス　高橋―川古―伊万里
北方―多久―唐津　多久―佐賀
西肥バス　有田―佐世保
三間坂―伊万里
萱場―鳥海―梅原―桃川
国鉄バス　嬉野―彼杵
九州急行　嬉野―長崎
佐賀―鳥栖―福岡

武雄駅は明治二十八年に建てられ、木造平屋建の駅舎で武雄温泉の表玄関にしては老朽してふさわしくないので、市費で改築することに決まり、新武雄駅は鉄筋二階建て（一部三階建て）で、ホームをまたぐ橋上駅として四十七年度中に完成の予定。かくて駅南口の開設により駅前の混雑を緩和し、南口駅前広場を建設して、南部地区開設促進とともに観光都市の表玄関にふさわしい整備が完成したら面目一新するであろう。

佐世保線の複線・電化の問題や、武雄より嬉野・彼杵を結ぶ嬉野新線の構想もあるが、自動車に食われ、九州横断高速道路の武雄通過はますます鉄道交通の不振をまねくおそれがある。昭和四十六年四月現在で武雄駅では上り二十四本下り二十三本が発着しており、その中で各駅停車十四本急行七本特急二本特急通過一本となって、近距離間の利用がバスに奪われている。高橋駅は急行

九　人　口

(一)　人口の推移

昭和二十九年四月町村合併促進法に基づいて七か町村が合併して、新しい武雄市が誕生した。当時四万二千人の人口であったが、以来年毎に減少してきて、昭和三十五年には四万台を割り、四十年には三万六千九百七十一人と減り、その後も減少を続け、四十五年には三万五千三百七十七人となった。

しかし世帯数は昭和三十年の七千八百七十五から三十五年の七千九百四十八、四十年の七千九百九十九、四十五年の八千二百六十一と増加を示している。このことは武雄・朝日以外が減少がはげしくなって武雄はわずかの減



武雄駅前通り

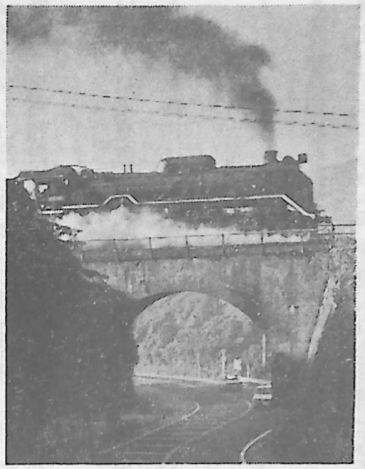

西谷峠　国鉄佐世保線と国道35号線の立体交差、勾配が急で長いため武雄駅には後部補機が常駐し、永尾駅まで列車のあとから押していく

特急通過するので利用されるのは十四本であり、朝夕の通勤通学の列車以外はいたって閑散である。

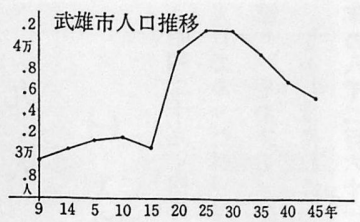

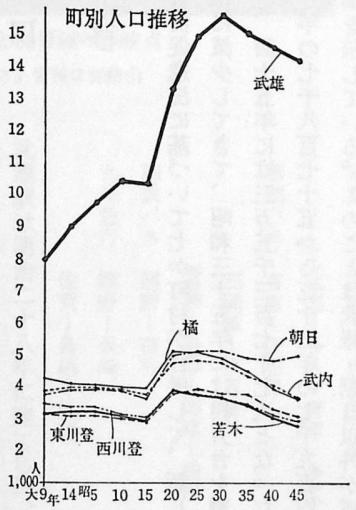

武雄市人口推移

昭和三十五年頃からわが国の経済は急激な成長を続け、東海道線、山陽線沿線に工場が集積された。そして大都市への急激な人口集中と農山村の急激な人口減少は大きな社会問題としてクローズアップされてきた。

政府が「過疎地域対策緊急措置法」を昭和四十五年四月三十日公布してから、過疎なる言葉が日常使用されるようになった。

総理府統計局の佐賀県の市町村別人口増減数（昭和三十五年―四十年）を図でみると、佐賀、鳥栖の両市だけが増加しその他は減少している。なにも武雄市のみが減少しているわけではないのがわかる。ことに産炭地であったところは減少が著しい。

武雄市北・中・南の三地区の人口表を作成してみると、中部のみが市全人口に対しての比率は増大し、北部と南部は減りつつあるが特に北部にその傾向がみられる。

人口減少の過程で、就業人口構成の変容があった。就業人口の推移をみると、減少したのは第一次産業就業者で、少、朝日は増加をみせていることによる。地区別にみると停滞から衰退へ向かっているのではなく、武雄・高橋間の三十四号線ぞいに発展の傾向がみられ交通関係の商工業が定着しつつある。その現象は街村型で規模は大きくないが、都市化現象を伴い人口が集中してきたのである。

武雄市３地区の人口推移

	昭和30年		35年		40年	
総計	41,673人	100%	39,437人	100%	36,971人	100%
北部(若木・武内)	8,408	20	7,781	19.7	7,050	19
中部(武雄・朝日・橘)	25,769	51	24,481	62	23,376	63
南部(東川登・西川登)	7,496	17.9	7,175	18.2	6,538	18

構成比は昭和三十年に五十七・四パーセントであったのが三十五年には五十一・二パーセント、四十年には四十四・七パーセントに低下した。そして第二次産業では十一・七パーセント、十三・三パーセント、十七パーセントと増加し、同様に第三次産業も三十

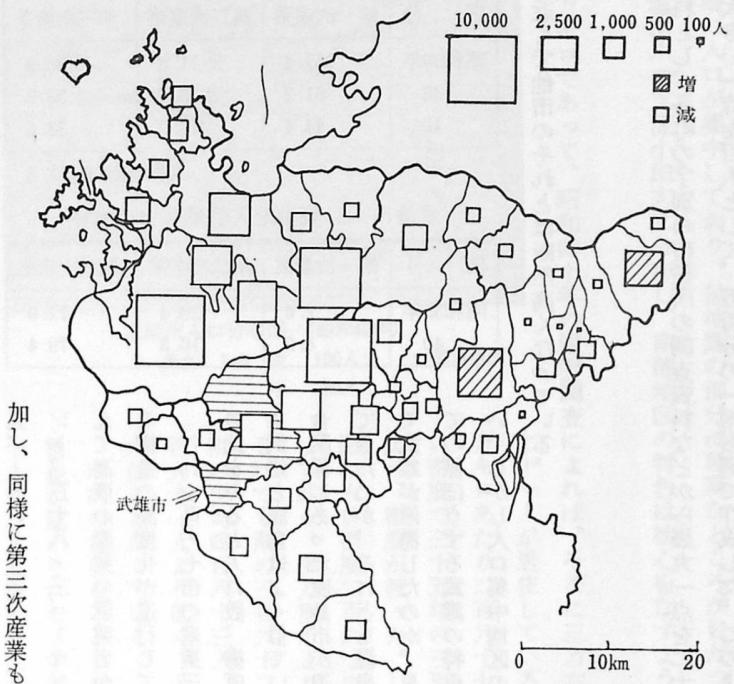

市町村別人口増減数　昭35～40年　総理府統計局

産業三大別人口比

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	人口
佐賀市	16	23	61	154,302
唐津	25	20	55	74,415
鳥栖	24	30	46	47,094
多久	33	36	31	31,458
伊万里	42	24	34	63,216
武雄	44	17	39	36,480
鹿島	43	18	39	36,290

都道府県別民力測定　資料集
70民力　朝日新聞社

武雄市就業人口の推移

区分	第一次産業	第二次産業	第三次産業
昭和30年	57.4	11.8	30.8
35	51.2	13.4	35.5
40	44.4	17.0	38.6

国勢調査資料による

武雄市人口集中地区就業人口の推移

区分	第一次産業	第二次産業	第三次産業
昭和35年	2.6	26.4	71.0
40	4.2	16.3	79.4

口比をみると第三次産業が八十パーセント近くで他市のそれとは断然高くなっている。

(二) 人口分布と人口密度

人口分布図は昭和四十年の国勢調査を資料とし、各町の字別の市役所の調査資料などから黒丸一点を二十人として絶対位置に黒点を押し市街地はそれより大きい一点を百人として、五万分の一地形図で作成した。このような条件でドットマップを作ると、どうしても多かったり、少なかったりするものである。たとえば二十五人のところも十五人でも一点にして、できるだけその近くの集落でプラス、マイナスを整えた。

九パーセント、三十五・五パーセント、三十八・三パーセントに増えて高度の産業の就業者が増加する構造の高度化が進行している。

これを県内七市の産業三大別人口比をみると人口数、構成比ともに武雄と鹿島はよく似ている。競合関係にあった鹿島市が追い越してきたのか、それとも温泉地として武雄が停滞したのか、泉都としての標ぼうする武雄の特色がうすい。しかし人口集中地区の就業人

分布図をながめてみると、まず北部地区では松浦川沿いと本部(もとべ)、川古から高橋に至る県道沿いの一線や八幡岳中腹に分布し、杉岳から赤穂山を結ぶ稜線は空白になって、北部と中部の境界が明瞭である。

中部は武雄盆地の周辺に分布し武雄と高橋に人口が集中しており、盆地底の部分に稀薄なところが目だつ。

南部地区では潮見川水系に散在し、他は塩田川の支流小田志(こたじ)に分布し、南部地区の特色は核心をなすような人口集中地がないことである。

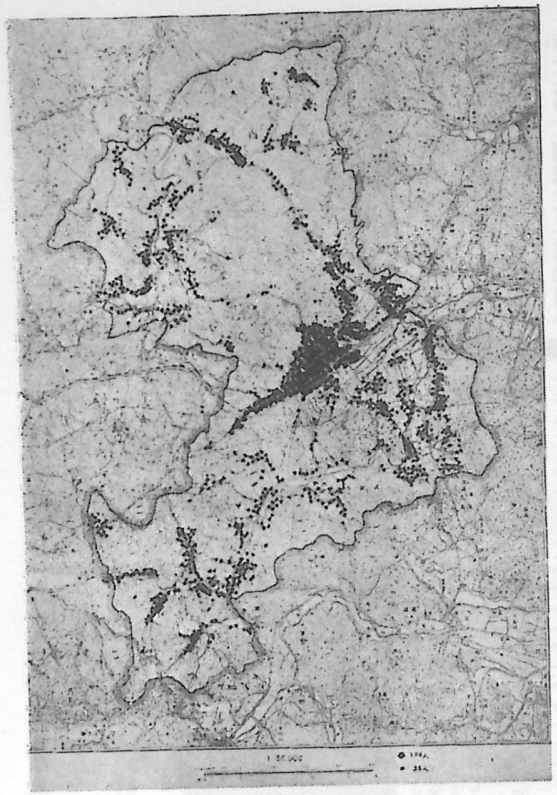

武雄市人口分布図　(昭和40年)
黒丸　1点　大　100人　　筆者原図
　　小　20人

人口密度　武雄市の総面積は百二十八平方キロであって、昭和四十年の国勢調査によれば、そこに三万六千九百七十一人が居住している。一平方キロあたり二百八十七人の人口密度で三十五年の三百六人に比べ、密度が減った。しかし全国の人口密度二百六十九人に比して高く、伊万里市より高い。それでも県の三百六十二人、七市の平均四百八十三人、郡の二百九十一人より低く、七市の第六位にあたっている。

市内の密度をみると地域的に格差が認められる。中部の五百十九に対し北部の百四十七、南

部の百八十一とその差が画然としており、こうした人口密度の高低は地形や人類居住の歴史の差でもあり、最近の人口流動はこの傾向をさらに強めつつある。

旧市街地域のうち鉄道以北では一平方キロあたり八千に達し、飽和状態になっているが鉄道以南では新市街建設が進みつつあるので人口充塡の可能性がある。

㈢ 人口構成

まず年齢構成を昭和四十年の国勢調査によってみると幼年人口（〇―十四歳）が一万一千百七十八で三十パーセント、生産年齢人口（十五歳―六十四歳）が二万二千六百三十七で六十一・二パーセント、老年人口（六十五歳以上）が三千百五十六で八・八パーセント（全国幼年人口三十六・五パーセント、生産年齢人口五十八・三パーセント、老年人口五・三パーセント）さらにこれを昭和三十五年についてみると幼年人口が三十四・三パーセント、生産年齢人口が五十八・五パーセント、老年人口が七・二パーセントとなっており、幼年人口の減少、老年人口の増加が認められ、全国的な傾向と一致しており、次第に武雄市は幼年と老年とがふえ生産年齢人口が減ってきている。

次に男女別構成は昭和四十年において男子が一万七千二百十一人、女子が一万九千七百六十人で性比（女子百に対する男子の指数）は八十七・一と女子が多く男子を二千五百四十九人上回っていて、全国比九十六・六に比して低い。

これを町別でみると、特に性比の低いのは武雄の八十二・四で他は市平均の八十七・一よりも高い。

人口ピラミッド　年齢別構成と性別構成を組み合わせたものが人口ピラミッドで、左の黒い部分に男子、右の方に女子の数をとり、それぞれ五歳ごとの年齢階級に属する人口数を計算して描き、その形態によって地域の特色を示すものである。

武雄市各町の人口ピラミッド　（昭和40年10月1日現在）

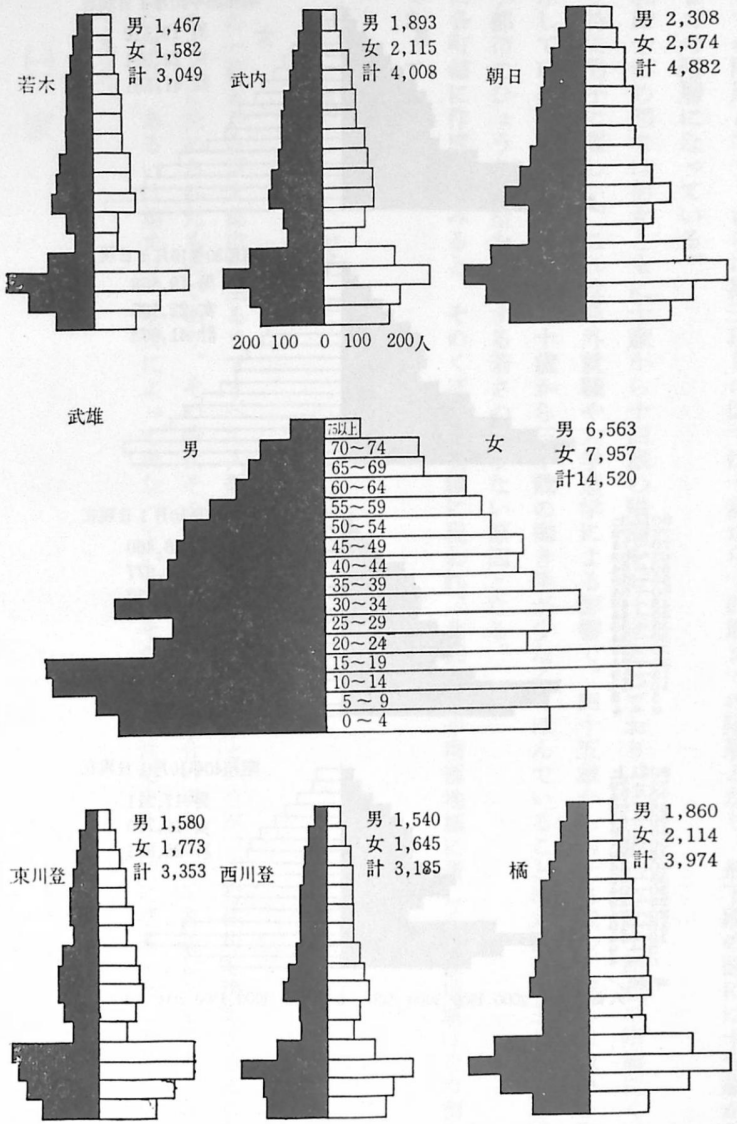

武雄市人口ピラミッドの推移

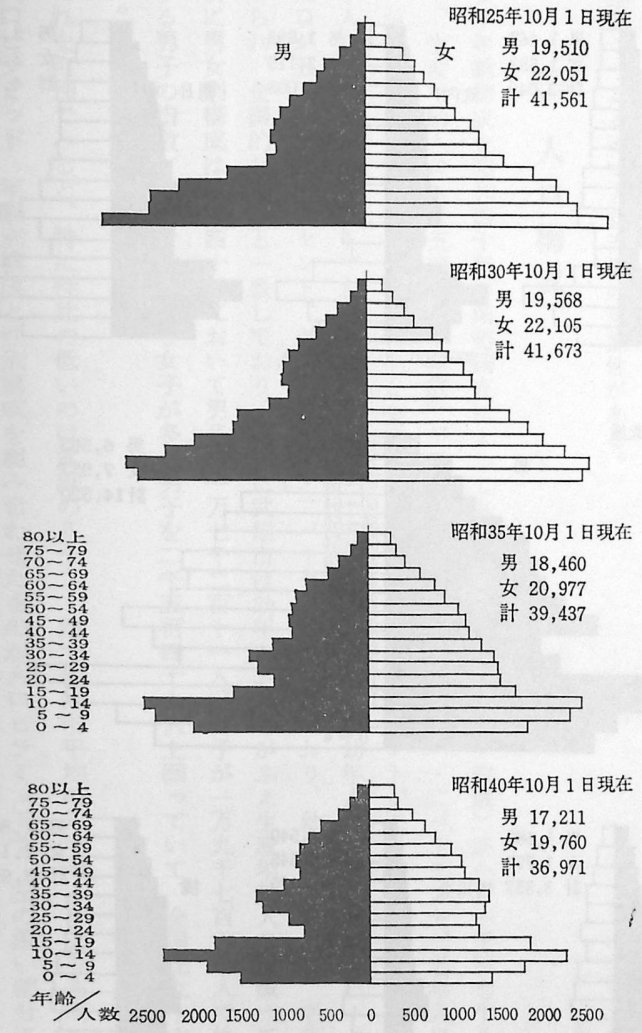

市全体の図をみると、最上段における底辺となっている四歳までの階層は、その次の第二段目の図では五歳から九歳までの階層となり、さらに第三段目の図では十歳から十四歳までの階層となり、最下段の図には十五歳から十九歳までの階層になっている。

昭和四十年の図では男女ともに十歳から十四歳の階層をピークとしており、二十歳から二十四歳の階層にくぼみがあり特に男子に著しい。これは県外就職や大学進学による影響で、四十五歳から四十九歳のくぼみは戦争の傷あとを示している。いずれにしても二十歳から三十歳の働き手が少なくくぼんでいることは大都市の玉ねぎ型と逆の地方小都市のひょうたん型を形成する若さの足りない原因となる。

次に各町毎に作成してみると、そのくぼみが明瞭に現われ、北部地域や南部地域に著しく中部地域はその割合が少なくなっている。

十　集　落

谷間の一軒家から巨大都市に至るまですべて人類の居住する場所を集落というが、その住居を決定するには種々の条件のもとに決められたものであり、その時代そこに住む人が最も好都合の場所として居住したものが、あるいは、散らばり、あるいは集まり、場所によって異なっていて、その地域の性格を総合的に把握するきめ手になるのが集落である。

(一)　家

家は集落の単位で、いくつか集まって村落にも、密集して都市にもなっている。

武雄領内における家屋は屋根型・間取りともに同じもので異質なものは見あたらない。屋根としては、農家に多く見られるものとして、わら葺の寄棟・屋根がコの字型になった「くど造り」があり、わら葺の切妻や、入母屋はない。

農家の間取りは四つ目型（田の字型）が一般的で、入口から土間、座敷、奥座敷、膳部（食堂）・納戸、土間をはさんで納屋、炊事場の配置である。

町になると、地価が高いので道路に面した間口よりも奥行が長く、いわゆる片側住居式となりやすい。したがって道路に面した屋根は切妻が多くなってくる。

道路沿いや商家以外の農家では南面するのが普通であるが、若木町永野では谷地形のため必ずしも南向きでない家がみられる。



くど造り　屋根がコの字型になつた両かぎの屋根。若木町川内部落にて



武雄町桜町でみた「くど造り」



下西山におけるくど造り
ワラ屋根にトタンを覆ったもの

(二) 水と集落

水道の施設のなかった時代では、水の得やすい場所が絶対に必要であった。

若木町字山中部落は標高二百五十から三百メートルの高所にあるが、南側杉岳から続く萬場ノ辻（四百十八メートル）の北麓で、玄武岩の山に降った雨水が浸透して部落をのせた緩斜面のところから湧出しており、溜池もそれで満され、そのためにみごとな階段状の水田が展開している。最近ではコンクリート水槽を設け、各戸に水道を配管し、非常用の消火栓がこの山里に完備している。古地図にも記入してあるから、早くから人が住みついたものであろう。

武雄町八並に設けられた揚水場は、その近くの松尾敏也宅の井戸が、汲み干すことができない位湧出するので、その場所を決定したということである。八並には川良から流れくだる小川が南の鉄道をくぐり天神崎付近で他の川を合わせ東流して武雄川に合流している。

川良から八並にかけて小川沿いに観察すると流紋岩の礫が宅地にも畑にも、水田にも堆積している。ここの地形は扇状地であり、伏流水を取水するため地表すれすれの所に揚水場が設けられていることになる。降雨時にはこの付近の畑からも庭からも床下からも湧水がみられるそうである。

長崎街道に面した八並では、これも早くから人が住みついたと思われる。

いかに住むために水が必要であるからといっても、あり余って水害を被るようでは困る。

潮見川が溝ノ上から上野に流れ出る所では氾濫原があり、そこでは道路も宅地



二俣の民家　洪水の難をさけるため土盛りをした土壇の上に建てられている



橘町大日の散村



橘町二俣の散村



若木町川古の街村
上宿とそれに続く皿宿がある

も盛土した高所を利用している。また、下流の茂手大日の部落なども敷地を高めており、最もそれがよくわかるのは高橋・鳴瀬間の二俣部落で道路面より〇・五メートル位は土壇を築いた上に家が建てられ洪水による水没を免がれようとしている。

(三) 集落の形態

散村と集村　散村は一戸一戸が離れて散在する集落で、橘町の二俣・沖永・大日などはこの型で、近世以降の開拓地にみられる。

市内におけるその他の集落は大部分が集村であり、中でも道路沿いに街形態になっているのを街村とよび、本部・川古・高橋・鳴瀬・弓野はこれであり、武雄の町も当初は長崎街道沿いの街村を核として、裏通りや横町が発達して今日のような市街地を形成した。

最近急に人家が建ち並んできたのが高橋・武雄間の三十四号線沿いで、ここ数年のうちに新興の街村ができあがるだろう。

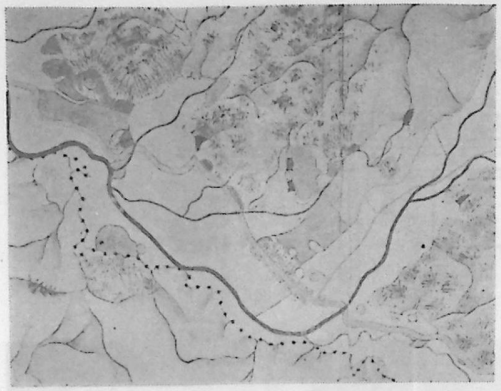

江戸時代の川古
古地図写真縮図　この図には河古本村とある

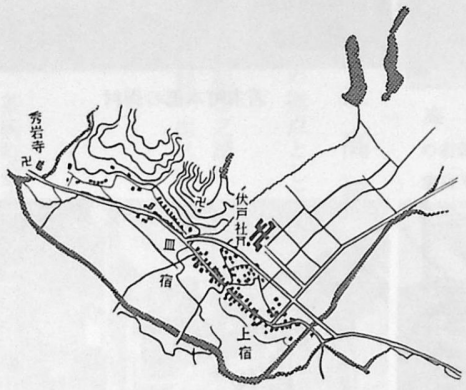

川古の街村　(昭和44年4月1日現在)
古地図と比較してみると、皿宿はあとから発生した集落であることがわかる。
さら宿のさらは新しい意味ではあるまいか。
また伏戸神社は学校の側に移転していることが読みとれる

各町の中心である支所・農協・学校などの所在地は機能の面からみて商店などがあって純然たる住宅や農家ばかりではない。しかし東西川登や橘町など街村形態がみられない。武内町では梅原の交差点付近にその芽ばえはあるがまだ不十分である。

市内で代表的な街村は高橋である。

商業的色彩のうすい弓野・鳴瀬・本部・川古など路村の性格を持っている。

甘久～高橋軒並調査

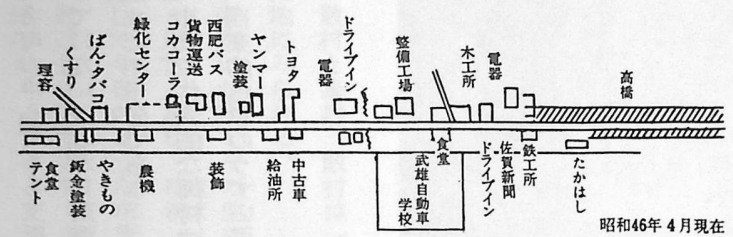

昭和46年4月現在



西川登町弓野の街村

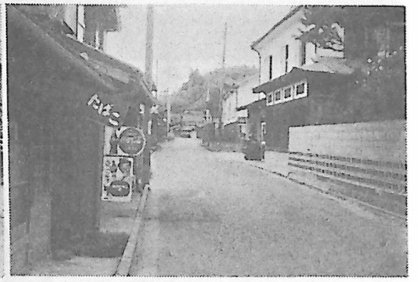

若木町本部の街村



高橋の街村

漁市場のあった高橋宿

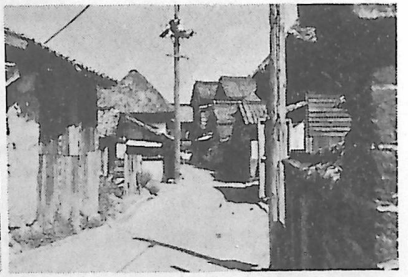

鳴瀬の街村

追分への道を望む。郷村帳によれば成瀬宿には御高札、馬に足とある

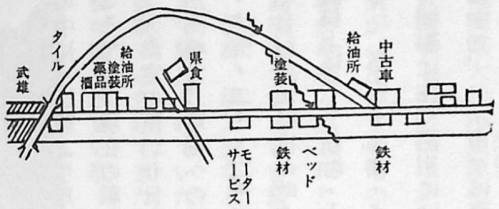

㈣ 市は高橋

内陸部における水陸交通の拠点として交通上経済上の機能を早くから発揮した集落である。

茂和公茂紀公御年譜の茂紀様之譜に「寛文十二年壬子（一六七二）高橋町之市近年始ム当国六月ヨリ警固之足軽ヲ出ス」と見えているから今より三百年前より市が開かれていたことがわかる。

郷村帳によれば

一、高橋宿　横町　茶碗町

一、新堀村

とあり、高橋宿の中に横町、茶碗町があった。また、武雄から横辺田代官所への差出

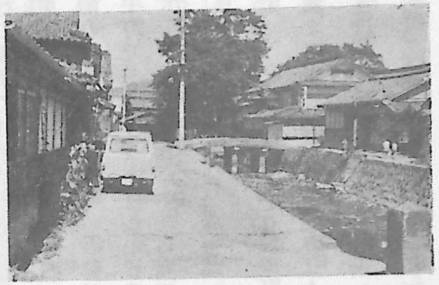

高　橋　前景の道路が長崎街道で朝日町。川の右側が夕日町。それを結ぶのが高橋。橋側の家はもと榎津屋の屋号をもった家具店であった



国道34号線　甘久高橋の間は街村形態の都市化現象がみられる

状の中に「以前より月六度市興行の場所に付」とあり、市が月六度開かれていたこともわかる。高橋の古老の語るところでは、現在の朝日小学校東側が田中町、南側の東西の道が横町、伊東病院付近の西側袋小路になったタンス町、天満宮の南が廿日町、その南の川沿いが朝日町、西側が十日町、朝日町の南が夕日町、朝日と夕日の町を結ぶのが高橋で、新堀への途中が船手町であった。十日とか廿日の日付のある町名は市日と関係があって、一・五・十・十五・二十・二十五の六回市がたったのだろう。

朝日村誌には次の町名があげられている。

高橋上区　横町・上廿五日市町・下廿五日市町・上五日市町・下五日市町・上十五日市町・下十五日市町

下　区　中橋・タンス町・萬才町・廿日市町・十日市町・舟手町・新堀津・朝日町・夕日町

有明海に注ぐ河川には潮汐の限界点に港が発達した。浜・鹿島・塩田・高橋・牛津・厘外・蒲田津などがあり、その中で、一（市）は高橋、二（荷）は牛津といわれたように、高橋の市が盛んで有名であった。

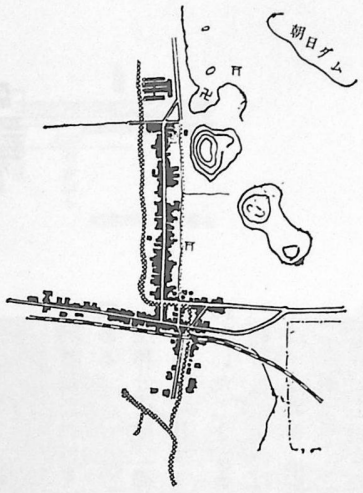

高橋の街村（昭和44年4月1日現在）

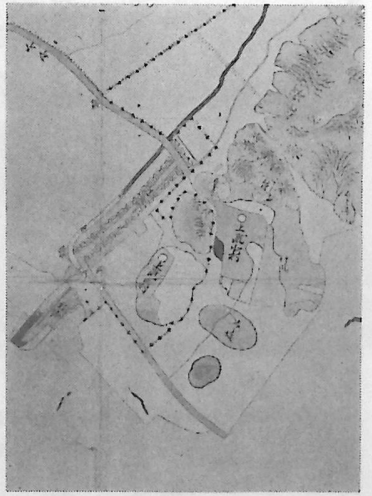

江戸時代の高橋　古地図写真縮図



高橋の新堀

古図には新堀江とある潮の限界点。左側に新堀別当、御蔵床があった。川掃除をしないので浅くなり泥土にヨシが生えている。昭和20年まで船が入港していた

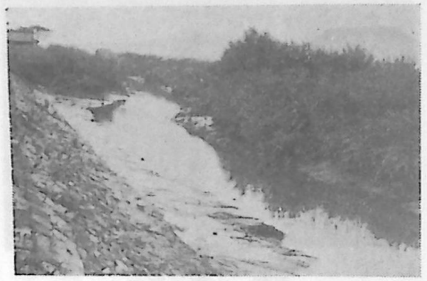

高橋新堀の下流武雄川が潮見川に合流したところの江湖

有明海の海水は満潮の時、海水が逆流してくる

福岡県大川市榎津の家具は舟便で高橋へ輸送され周辺の村々の需要に応じた。

入荷するものはほかに域島瓦・久保田窓の梅・厘外砂糖・天草生石灰・八代砂利・セメント樽・嘉瀬川砂などの物資が、出荷するものでは、川登・武雄方面からの割木（まき）厘外行、黒牟田焼（上野やその付近のカメは鳴瀬土場から積み出された）、周辺から青竹などがあった。

高橋宿で魚市場を経営されていた原陽一所蔵の書類を調べてみると、大正十年頃では、入荷先は下関、戸畑、長崎、彼杵、伊万里などからで、大正十二年八月二十一日高橋駅が開設されるまでは武雄駅で荷をおろし、車力で高橋まで転送されていた。

高橋に送られてきた魚はどのような所まで売りさばかれたか、大正十年の萬水売揚仕寄によれば、大部分は地元高橋の商人が買い取っている。高橋十九、武雄二、北方二、須古三、多久一、橘一、伊万里一、と数字が出るがその他武内・若木・塩田・嬉野・小田の魚屋さんが仕入れにきている。大体杵島郡一円から藤津郡、小城郡にも及んでいた。

松浦川の舟運は明治末年まで続き、河口の唐津満島から伊岐佐・久保・下佐里・上佐里と舟着場があって終点が伊万里市大川町駒鳴の字石坂で

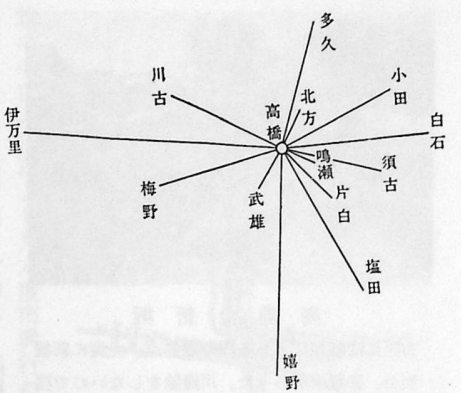

大正10年ごろの商圏

る仕組みであった。

この石坂土場に問屋を営んでいた野中定造宅がある。土間に塩ぐぢら山積していたので柱に油がにじんでいた。上り舟の荷は塩・塩物特に塩ぐぢらが多かったらしい。この塩物は石坂―桃川―高橋のコースで運ばれ販売されていた。牛馬の背で運搬されたので問屋にはつなぎ場が設けられていた。問屋の裏に高さ一メートルの長い石垣らしいものがあったが、片荷の場合は石をのせて平均をとっていたので、着荷ごとに石が捨てられてできたものという。

このようにして玄界物が高橋にはいり、人馬で転送されたり、舟積みされて六角川を下り有明海に出て佐賀行は厘外津を経由したと思われる。杵島郡内の「おくんち」前などはまだ日の出前に伊万里の楠久津から焼だい（浜焼という）が運ばれていた。



鳴瀬　土場（どば）のあと

黒牟田の焼物は牛の背で峠を越え高橋の新堀から舟で搬出されていた。当時の様子は唄にうたわれている。

黒牟田牛がノーハヨイヨイ
黒牟田牛が茶出しをうせて
エイワエンサラサァーア
エンヤラサーアー
エワエンサラサーアー
ヤアサラサー
黒牟田牛がノーハヨイヨイ
茶出ばうせて
登り降り（のんぼりくんだり）
エイワエンサラサァーアー
エンヤラサーアー
エワエンサラサーアー
ヤアサラサー

石搗唄

古場（木場）　山林原野を焼いて畑とし三―五年間作物を栽培し地力が衰えると林野として放置する。これを繰り返す畑を切替畑というが、九州ではコバが切替畑を包括する名称で、語の起こりは木場すなわち伐木を要する場所を意味したかと思う（民俗学辞典）にある。

西川登町には神六に西古場・平古場・中古場・若木町川古に古場・本部に坂ノ古場・下ノ古場・武内町では真手野に平古場・猪野古場・今古場・古場中などかつて開拓された所であったと思われる。また、若木町本部に新ケ

江・小開・武雄町の開田・東川登町永野に新替ヱ・西川登町神六の新ケ恵なども新ケ江新開の意で新しい耕地を意味する。

(五) 杵島郡各村字調

肥前国長嶋荘史料・杵島郡各村字調帳より武雄市関係の分を記録して集落研究の参考にしたい。原野・山林・谷など必ずしも人の居住した字名だけではないが、しだいに字名がわからなくなり、時たまに境界などの問題がおきた場合にこれらの字名が出てくるのである。地籍台帳や地籍図を閲覧するのも困難であるし、集落のところで掲げて読者に研究の便を図ったしだいである。カナ付きに誤りがないか吟味した上で調帳を一部訂正した。

若木町

○本部村

・本部・狸穴・上瘤・石原・倉谷・叶松・中ノ河内・山中・柳橋・長尾・飯盛・百堂ノ原・新ケ江・五反田・小川内・杉山・九十九谷・八ツ枝・宮ノ原・鴻ノ巣・池ノ原・野々瀬・田下・北ノ前・宿・鯨ノ上・古川・山浦・本谷・釘原・大平・黒岩・迎田・竹ノ辻・中葉山・岳ノ元・北畑・岳ノ山・日皷岳・黒牟田・柳ノ元・川内・桑原・坂ノ古場・谷口・神山・蜂ノ巣・井口・小開・山下・大畑・野中・下ノ古場・南ノ谷・金當・大塔・郷士山・牟田・前田・塔ノ元・長深ケ・岩ノ元・大久保・菅牟田

○川古村

・川古・中島・林副・戸別當・釜ケ谷・二ツ川・中山・大野原・菅ノ谷・清正寺谷・打越・松葉・山中・大坂・古川古・荒川原・原・大深ケ・永野・荒川・清水ノ又・孫六・大平・焼ケ山・平原・石ノ谷・露割・椿川・神谷ノ浦・古場・野中・廣早田・渕ノ上・大茂・梅ノ木・大楠・一万坊・小路・北ノ川・橋口・坊山・塩井川・金當・次郎ケ谷・引地・宮崎・宮ノ前・井ノ上・石橋・山下・川久保・鉾ノ元・岩野・柿ノ元・道免木・只越・味噌花鳥・瀬戸口・下帆立・上帆立・滑り川・笹ノ尾・新四郎谷・猪ノ木谷・七石・下杉ノ元・上杉ノ元・西ノ尾・前田・牟田・久保畑・向エ畑・瀬ノ元・峠・南川良・耳切・橘・火箱谷・大山口・萬場・九浦・陣屋・脇川内・三本柿・祭り田・平松・森ノ元・長谷口・長谷・中尾山・中尾・椎場

武雄町

○武雄村

・武雄・乙田・原畑・木下・童堂・忠次郎・上西山・稲荷免・鐘突・清水堂・前田・本堂・下西山・明山・瓶屋・鴉蘇谷・本堂浦・胃牌谷・柄崎・素桶田・福和・三坂・柳ノ内・長畑・深谷・本谷・大久保・百合角・白木城・石轉・西谷・西谷峠・岩名口・高名畠・曲り田・藤ノ谷・浄風・草富・長谷・茗荷谷・八反田・原田・石原・山副・笹ノ谷・下山・松原・砥石谷・梨ノ木谷・大谷・立山・開田・中ノ間・清水原・曲り尾・塔ノ原・笹ノ元・湯ノ谷・木折・鷹ノ巣・正光寺・菅牟田・枯木塔・平原・四拾九重・白岩・狩祭・尾ノ上・迎田・竹ノ下・永松・六ノ坪・山王川内・稗ノ浦・上砥石川・下砥石川・北ノ浦

○富岡村

・富岡・内町・鷺田・黒尾町・五反町・西浦・川良・永松・天神崎・一ノ角・二ノ角・三ノ角・八並・四ノ角・五ノ角・六ノ角・赤尾・向・小楠・明音谷・平原・内ノ子・山口・赤坂・中島・八反畑・山ノ上・寺内・水谷・山下・楠町・梶原・野田・竹ノ下・門町・六田

○甘久村
・甘久・渕ノ上・石木・田崎・栗原・柳ノ瀬・高橋・外久保・丁ノ坪・下牟田・甘久崎・上瀧・新堀・接待・前田・城ノ辻・南上瀧・後田・権現元・森崎・八幡平・北上瀧・猪ノ熊・西田

○中野村
・中野・藤田・牛ノ谷・馬ノ谷・宮原・中ノ館・黒尾・半上・戸坂・大坂・戸郷・満場・鳥居原・伏原・中小路・土井下・小原・武川上・沼口・蓮川上

○永島村
・永島・土井渡・杉橋・屋敷坪・中剪・水町・花島・會町・村内・牛飼・竹政・木ノ下・上野・和田・野間・知財・丸熊・鳥越・溝ノ上・古屋敷・代地・幸牟田・梅坂・五本松・一本松・十佛・大別當・前田・池ノ上・山田・潮見・溝ノ上・南上野・東上野・北上野・西上野

橘　町

○大日村
・大日・大西・大東・納手・郷ノ木・小ノ原・浦田・玉島・楢崎・草場

○片白村
・片白・二俣・沖永・馬場・茂手・内辻・志田町・水町・沖田・永田

芦原村
鳴瀬・橋津・新ケ江・天神面・東平・北平・医王寺・西平・境町・長町・六本松一角・六本松二角・樺島・五本松一角・五本松二角・三本松・富永・四本松・二本松・壹本松・山東・上八田・下八田・折尾・芦原・堀越・別法・谷内・谷西平・深新ケ江・南細工町・北細工町・西袋・釘ノ元・野中・岩石・丁ノ坪・三ノ坪・野田・新坪・貝良木・樽正津・七田・勘取町・樋口・鳴瀬・一本楸・札ノ元・一本松・二本松・堀ノ内・射場元・茅場・一本黒木・江越・林副・二本楸・山西

東川登町

○永野村
・南永野・張川・張事・谷野浦・運道・持當・北永野・亀道・天神皆木・京田・打越・虫川・内田・栗ノ木・於ボ登ノ・麦田・元村・金割・楠峯・孤田・五反田・かくれ・楠ノ木尾・於手水・宮ノ前・山久形・大浦・小深田・夏木・立石・湯下・大坂・古賀・鍛治屋下・本路ケ谷・竹下・二位道・又六原・馬場・柳川内・光石・恋丸・谷口田・郷ノ原・宮ノ浦・源蔵原・大又・今藤・原田・唐干田・池田・楢木谷・山下・見ノ木・屋鋪尾・大円寺・上立石・中川内・太鼓石・片平・八ノ久保・溝市・釜ケ谷・川深ケ・大野山・猴喰・矢竹・道祖ノ元・内樋渡・下霜・道分川・川田・谷口靍・縄手・戸石平・山祭り・新川・引地・永渕・土井ノ内・槍役・榎ノ下・中道り・廣間・三反田・四十九重・引地ノ前・壱丁田・原田・二皆ノ下・天川良・山副・小林・亀丸・稗田・家鴨田・舘・馬正ノ元・新行屋・相園・菅牟田・五ノ坪・大坪・水白シ・大野山・大野原・霜巻・霜島・新替エ・薬師ノ前・山ノ木・井龍・峯・大谷・千手寺・日吉・駄渡瀬・美ノ子田・久拂・池田・南川・宮ノ元・南田・中野・川満テ・供日田・惣田町・瓜倉・宮園・水上・二王堂・諏訪ノ前・西廣寺・田渕・嶌ノ坪・八反田・桜田・松ノ元・小山路・皿屋・

井手ノ谷・山副・元明山永田・末廣・老松・渕ノ尾・餅割・廣田・乙田・観音ノ元・中田・六反田・渕殿原・大燕・北川・桐ノ木・楠峯・松原・上林・古堤ノ元・辰石・皿谷・牛鬼谷

○袴野村

・袴野・樫峯・瓶屋・北田・古舘・大園・宇土手・宮市・古田・喜藤田・田原・二又・於モノ木・萩原・猪川・浦川内・山揚・黒木元・森ノ木・三反田・壱町田・東百木・百木・遠見久保・菅ノ谷・大久保・五反田・郷ノ原・東ノ間・西ノ間・柿ノ又・姥子原・大坂・池ノ谷・構・久保田・土井ノ内・割コギ・前田・溝口・周路・井手口・岩崎・上舘・久保・下舘・花田・平尻・天龍庵・辻・中山・前山

西川登町

○神六村

・神六・野田・長蓮和・杵島山・川良田・岳・高瀬・笹ノ元・辰石・蕨ノ原・丸葉山・村内・庭木・株ノ元・東ノ川内・蓮和・西ノ谷・小畝町原・矢筈・八末り・椎木谷・蛇ノ谷・松ノ尾・高名畑・二反田・春畑・佛坂・門石・林副・川井堀・中田・福田・前田・柿田・割五合・迎・西古場・飛松・黒尓田・引地・小向・庭木分・天古屋敷・永蓮和・下原・樋渡・道ノ下・新ケ恵・上園・阿手ノ木・寺屋敷・野副・狩集り・中畑・平古場・孫田氏・中古場・小深ケ・辻・山ノ頭・北尾・惣古門原・祢知・釜ノ谷・土井切原・梅ノ木原・向ノ原・真手ノ川内・押ケ渕・大野・板屋・鋳物師・黒ハ恵・加呂登・天神狩倉・狢ノ谷・円所原・祖塔崎・旅永・上平狩倉・中平狩倉・下平狩倉・川内口・初入田・樔ノ木・井堀・寺山・扇山・岩崎・狸山・二反田・菰牟田・下蓮和・山口・近江・慧下ノ原・明園・大坂・東ノ川内・小川内・苗代田・釜田・北ノ阪・藤兵エ谷・茅テノ尾・持山・川良田・下鶴・慧

良・中谷・永葉山・出ノ川内・境ノ谷・瀬海

武内町

真手野村

・真手野・田手・柿ノ木田・次米田・三反田・多々良・鳥越・前亀・大久保・畑野・新屋敷・柚ノ木原・烏帽子・源田・前田・野隅・柳葉・黒牟田・鬼木・八反田・田原・宇土・曽部石・馬場・姥ノ原・大原・牟財岳・平古場・鶴ノ原・四反田・内田・池ノ平・市射場・黒牟田・柿田代・稗田・猪野古場・山仁田・山ノ上・松尾・亀ノ甲・山ノ下・野田ノ原・櫨ノ川内・松ノ尾・藤原・有田川内・大谷・松ノ元・満ノ川内・今古場・清水・北畑・柚ノ木原・馬渡・八ツ枝・小谷・若林・藤ノ元・山口・中谷山・桜川・椎生川・割石・飯森・渕ノ上・黒尾岳・岩名・忍明寺・大山・平柿・丸田・西平越・久保畑・大平・東平越・古場中・陣ノ平・橋ノ本・浅見・小峠・藤谷・安田原・西岳・大久保・前田・大場見・境谷・上石原・中山

三間坂村　山内町の一部が入っているが全部記しておく。

・三間坂・茅場・松ノ元・小村・樋口・小ケ倉・梅野・グミノ木・野中・岩ノ口・ネゴレ・長ノ坪・八反田・牟田・原中・浦田山・白岳山・見上・七鳴・白水・丸田原・鰐口・島巡り・四切田・長者原・網土原・白岩・通り山・鎮守山・三間園・前田・山浦・前ノ原・猿坊・大坂口・草木原・大開・柳ノ元・馬場・陣ノ内・八ツ田・堀切・高松・七ツ枝・柿木田・鶴ノ原・水洗・櫨ノ谷・廣見原・小越・平古場・代良・大平・古宮ノ下・清水・坂ノ下・空道・津々良・宮ノ上・井ノ上・臼ノ川内・下橋・境田・瀬道・臼久保・前田・土橋・藤原・松尾・合帰・石原・柳谷・柿ノ木原・飯森・一ツ橋・笠山・イゲ原・園田・有ノ木・下黒木・上黒木・大高野・社ノ元・海正原・

原始時代



柳ノ元・源田・畠野・下海正原・清水・椎木ノ元・立山・鮫渕・五本松・引砂・大谷・渕ノ元・大椿・伊藤山・小椿・榊原・森ノ木・穴角・井手ノ元・平原・長谷・新替・唐干田・桑ノ木原・境川・古場田・打越・田ノ平・桑原・大原・福和・船石

原始時代



柳ノ元・源田・畠野・下海正原・清水・椎木ノ元・立山・鮫渕・五本松・引砂・大谷・渕ノ元・大椿・伊藤山・小椿・榊原・森ノ木・穴角・井手ノ元・平原・長谷・新替・唐干田・桑ノ木原・境川・古場田・打越・田ノ平・桑原・大原・福和・船石

一　史料と編年

(一)　原始時代究明の史料

現在世界中で発見されている人類の化石（遺骨）の中で最古のものは、今からおよそ二百万年も昔のころのものと考えられているが、人類が文字を作り出したのは、早くても五千年ぐらい前にすぎない。したがって、人類の二百万年の歴史の中で、文字で書かれている記録（文献）によって少しでも人類の歴史がわかるようになるのは、わずかに四千年ないし五千年くらい前から後のことにすぎないのである。しかも、それとても、現在のイラクのチグリス・ユーフラテス両河流域、エジプトのナイル河流域、中国の黄河流域などで、ごく限られた地方にすぎない。日本の場合は、後で記すように、西暦紀元前一世紀（約二千年余前）ころの記録を史料にして、西暦紀元後一世紀の後半に書かれた中国の「漢書」という歴史書の中の、わずかに二十字からなる日本に関する漢文体の記事が、著作年代の確実なものとしての最古の文献である。このように人類の歴史には、世界史的に見た場合でさえも、文字で書かれた史料によっては全く知ることのできない百九十九万数千年もの長い期間と、文字の発明によって記録が数的にも地理的にも徐々に増加して、記録（文献）によって歴史がしだいに明白化する四千年ないし五千年にわたる期間とが存在する。

このような人類の歴史の中で原始時代といわれるのは、具体的にいえば、人類が出現してから金属器や文字の使用、食用植物の栽培などが始まり、階級的社会～国家が成立するまでの、ひじょうに素朴な自然生活の時代のことである。したがって、一般的には原始時代はほとんど文字で記した記録などの史料を欠く時代であるから、この時代の歴史を考察するには、記録（文献）以外のものを史料（資料）とする学問の研究成果を総合して考察しなけれ

ばならない。人骨などによって人類の特徴や進化を究明する人類学、過去の人類の遺物や遺跡によって歴史を考察する考古学、社会や文化の進度が前述のような原始時代と類似している現在の未開な民族の社会や文化を研究する民族学、現在のわれわれの社会のうちに残存している古い社会や文化の要素を研究する民俗学、古い時代の自然環境や生物を研究する地質学や古生物学などはそのおもなものである。

(二) 原始時代の編年(時代区分)

記録が存在しない原始時代の動植物の化石や人類の遺物や遺跡など、さらには、それらによって考えられる歴史的現象の古さを定め、その新旧の順序や同時期であることを決定する方法としては、堆積以後、層位が人工的または自然的に乱されていない一連の重なりあった地層の上下関係や、それらの地層の中に包含されている物と物との上下関係や伴出(共存)関係によってきめるのが一般的である。堆積は下から順に積み重なっていくから、堆積時のままの状態であれば、下のものほど古く、上のものほど新しく、同じ層位で伴出するものはだいたい同時期のものである。

(1) 地球の歴史の時代区分

地球の表層の部分である地殻(ちかく)は厚さ三十五キロメートルぐらいで、火成岩と少量の堆積岩とからできている。それらの中で、今までに知られた年数の最も古い岩石は、カナダで発見された約四十五億年ぐらい前のものであることなどから、地球は、その地殻が成立してからだけでも四十五億年以上経過していると考えられている。

この約四十五億年間は、地学の上では、地層の上下関係や、地層に含まれている動植物の化石の変化などを基準にして、古い方から新しい方へ順にいえば、先カンブリア時代(始生代と原生代)・古生代・中生代・新生代の四

地球の歴史

地質時代			年数(百万年)		おもな生物の変遷		日本列島のおもなできごと
新生代	第四紀	沖積世(完新世)	2	2	人類↓		平野の形成
		洪積世(更新世)					台地と火山の形成(氷河)
	第三紀	鮮新世	69		ほ乳類時代	被子植物時代	日本のおもな油田の形成
		中新世					
		漸新世					日本のおもな炭田の形成
		始新世					日本列島の骨組みの形成
		暁新世		70			しゅう曲山脈の形成・花こう岩の貫入
中生代	白亜紀		65		巨大なは虫類時代	裸子植物時代	
	ジュラ紀		45	135			大陸と内海の時代
	三畳紀		45	180			大しゅう曲山脈の形成
古生代	後期	二畳紀	45	225	両生類時代	しだ植物時代	地向斜の時代
		石炭紀	80	270			
	中期	デボン紀	50	350	魚類時代		浅海の時代(日本最古の化石)
		シルル紀	40	400			
	前期	オルドビス紀	60	440	動物時代	海生そう菌植物時代→?	大陸時代
		カンブリア紀	100	500	海生無せきつい		
先カンブリア時代	原生代		2100+	600			飛騨(ひだ)片麻岩(日本最古の岩石?)
	始生代						日本の基盤の形成?

アンモナイト(頭足類)
紡錘虫
三葉虫

～五つの大きな時代に区分されている。最後の新生代は最近の約七千万年くらいの期間で、人類の所属する哺乳類が発展し、次いで人類が化生し、発展した、人類にとっては最も重要な期間である。この約七千万年間くらいの新生代のうち、今から約二百万年前までを第三紀、その後を第四紀という。第四紀は、さらに古い順にいえば、洪積世（別名を更新世・最新期・最新世）と沖積世（別名を完新世・完新期・現世）とに細分される。洪積世も沖積世も、ともに地学上の地球という自然の歴史の上の時代名称であって、洪積世とは今から約二百万年前から約一万年前までの期間をいい、沖積世とは約一万年前から今日に至る期間をいうのである。

(2) 人類の歴史の時代区分

人類の歴史の中の原始時代は、地学上の地球の歴史の時代区分とは別に、地中から発見される人類が製作使用した文化的遺物（特に利器）の、上に述べたような層位的な上下関係によって、世界史的には、古い順に石製の利器を使用した石器時代、青銅製の利器を使用した青銅器時代、鉄製の利器を使用した鉄器時代の三つに区分される。さらに石器時代は、石器類が地中から発見される場合の地層の地学上の時代や、石器の層位的・製作技術的違いなどによって旧石器時代・（中石器時代）・新石器時代と二つ、もしくは三つの時期に細分される。旧石器時代は、地学上の時代区分の一時期としての、洪積世における人類の歴史としての石器時代であり、新石器時代は沖積世における石器時代を意味している。

日本の原始時代は、日本では後記のように、青銅器と鉄器とがほとんど同時に用いられたことなどの特殊性にかんがみて、土器の地中から発見される場所の層位的上下関係によって時代を細分している。すなわち古い順に先土器時代・（あるいは無土器時代・前縄文時代）・縄文式土器を製作使用した縄文時代・弥生式土器を製作使用した弥生時代の三つに細分されている。先土器時代（前縄文時代）は土器の出現に先んずる時代（縄文時代の前の時代）

という意味で、縄文式土器の包含層よりも下層の洪積世の地層（洪積層）などから、土器を伴出しない粗雑な石器が発見され、そのような石器を製作使用した時代が存在したことが明らかになったからである。したがって先土器時代の全部、もしくは大半は旧石器時代である。

しかし、以上のような遺物の相対的層位関係による年代のきめ方は、ある物がある物よりも相対的に古いか新しいかはわかっても、それらの物が現在から何年前のころのものであるかということはわからない。これに対して、今から何年前かという絶対的年数（年代）を計る方法がある。これにはいくつかの方法が行なわれているが、最近世界的にも一般化しつつあるのは、原子物理学の発達によって明らかになった放射性元素の崩壊速度を利用する方法である。

自然界に存在する放射性元素は放射能を出しながら、それぞれの放射性元素固有の規則正しい一定速度で崩壊して安定した他の元素に変わっていく。それだから、火成岩や変成岩の中に含まれているウラン・トリウム・カリウム・アクチニウムその他の放射性元素の量と、それが崩壊して変わった新しい元素の量とを測定装置によって測定すれば、その鉱物や岩石が生成されてから現在までの時間（年数）を計算することができる。また、空気中には、宇宙線の影響で生じた少量の放射性炭素（C^{14}）が炭酸ガスと混合して存在している。植物は生きている間は、空気中の炭酸ガスを絶えず吸収して同化作用を営むので、植物体の中には空気中とほぼ同じ定量の（C^{14}）が含まれている。また、そのような植物を食べる動物の体内にも、生きている間は同じ定量の（C^{14}）が保有されている。また、空気中から溶けこんだ炭酸ガスをイオンとして取り入れて作られる水中の貝殻などにも、空気中や水中とほとんど同じ定量のC^{14}が含まれている。しかし、動植物が死ぬとC^{14}の吸収が止まるので、その瞬間から、その遺体の中のC^{14}は放射能を放出して一定速度をもって崩壊するので、C^{14}の量はしだいに減少する。したがって、生物の遺体（植物性遺物・骨・貝殻…）などに残っているC^{14}の現在量を測定することによって、その動植物が生きていた年代や死んで

から現在までの年数を計算することができる。ただ地球の長い年代の中における空気中のC^{14}量の変動などが、その時期における生物体の中に含まれるC^{14}にある程度の影響を与えることなどが問題視されているので、C^{14}を利用する年代測定は現在の段階では絶対的とはいえないが、有効な方法の一つではある。

「地球の歴史の時代区分」などの項に記した数値はだいたいにおいて、この放射性元素の崩壊速度を利用した年代測定法によるものである。ただその逆算年数は、特に説明がない限り、国際協定に従って、西暦一九五〇年（昭和二十五年）を基準として、それよりの逆算年数であることを特に記しておきたい。

二　旧石器時代

㈠　洪積世の氷期と間氷期

洪積世には、地球の気温が現在よりも摂氏で五ないし一〇度くらい寒くなって、アメリカ大陸とヨーロッパとの北半分や、シベリヤの大半など、北半球の大部分の広い地域が、今日の南極大陸をおおっている大陸氷河（厚さ平均約二千五百メートル）よりも厚い大陸氷河におおわれ、その他の地方でも、当時の高山には山岳氷河が発達するというような寒冷な期間（氷期という）が五回くらい繰り返えされた。また、それらの氷期と氷期との間には、気温が現在と同じか、いくらか高温になって、大陸氷河や山岳氷河が衰退した温暖な期間（間氷期という）が介在した。また、一つの氷期の期間中にも、より小さい周期的な寒暖の起伏があった。これは氷期と間氷期になぞらえて亜氷期および亜間氷期とよばれる。むろん、氷河の規模は各氷期の気温変化の度合いに応じて大きかったり、小さかったりした。以上のような現象があったことは、氷河によって運ばれた特有の痕跡のある氷堆石といわれる石塊

の位置や氷河特有の侵食地形、当時の堆積土壌中の化石、段丘などの調査研究によって解明されたことである。

これらの氷期と間氷期は、氷河期の研究の発祥の地であるヨーロッパアルプス地方の当時の氷河の痕跡が最もよく残っている河谷の名前をとったり、古い順に数字をつけたりしてよばれているが、古い方から新しい方へ順に記すと、

- ドナウ氷期（ドナウ寒冷期）
- ギュンツ氷期（第一氷期）
- ギュンツ・ミンデル間氷期（第一間氷期）
- ミンデル氷期（第二氷期）
- ミンデル・リス間氷期（第二間氷期）
- リス氷期（第三氷期）
- リス・ウルム間氷期（第三間氷期）
- ウルム氷期（第四氷期）

である。ドナウ氷期を第一氷期としないのは、長らく第四紀はギュンツ氷期に始まるものとして取り扱われ、ドナウ氷期の存在はずっと後で承認されたからである。

氷河の規模は、最も厳寒であったウルム氷期の最盛期などには、北緯五十一度のロンドンや北緯四十度のニューヨーク地方までが、今日の南極大陸の氷床よりも、もっと厚い氷におおわれたといわれる。日本でも、リス氷期には、当時の最高の高山であった北海道の日高山脈に、ウルム氷期には、日高山脈や日本アルプスに、山岳氷河が発達したことが立証されている。

(二) 氷期の海退と間氷期の海進

氷期（～亜氷期）には、大量の水分が大陸氷河や山岳氷河として内陸や高山に長く凍結されるので、海に還元する水の量は著しく減少する。したがって、氷期（～亜氷期）には、発達した氷河の規模に応じて、海水面は全世界的に低下して、浅い海域は陸地となり、浅い海峡の中には陸橋（地峡）に変化するものも生じて生物の陸上移動路が新たに成立したり、拡大したりする。このような氷期における海水面降下の現象が海退といわれるものである。

間氷期には、氷期とは逆に、今まで氷河として陸上に凍結されていた大量の水分が溶けて海に流入するので、その量だけ全世界的に海水面が上昇し、上昇の程度に応じて、海に接した海岸平野などの低い陸地は海没する。このような間氷期（～亜間氷期）における海水面上昇の現象が海進といわれるものである。現在の地球上の氷河地域（南極大陸、北極圏のグリーンランドの大部分と北極海沿岸、アルプス・ヒマラヤ・天山・カラコルム・ロッキー・アンデスなどの大山脈その他）は陸地面積の十%くらいを占め、その氷厚は平均十メートルくらいで、洪積世のそれに比べると問題にならないほど規模は小さい。しかし、それでさえも、気温が温暖化して全部溶けて海に流入した場合には、全世界の海水面が現在よりもおよそ七十メートルくらいも上昇して、海抜七千メートルくらい以下の陸地（臨海地域）のほとんどが海没してしまうと計算されている。

前記のような海進・海退は必然的に全世界の海岸地域の地形にも大きな影響を与え、当時の海岸に階段状の丘陵を形成する。現在の世界の各地の臨海地域や海岸線周縁の海底にみられる海岸段丘や海底段丘には、土地自体の隆起によってできたものもあるが、同じ程度の高さの何段かの段丘地形（陸上の海岸段丘や海底の海底段丘）のほとんどは、そのような海進・海退によって形成された海食崖や波食台がもとになって成立したものである。

地学的な調査・研究に基づいて今日一般的にいわれている洪積世の各氷期（～亜氷期）と各間氷期（～亜間氷

期）の海退・海進における海水面の降下・上昇のおおよその度合いを、現在の海水面を基準にして示すと、

- ドナウ氷期（約二百万年前―約百万年前）―不明
- 第一氷期（約百万年前―約八十万年前）―百メートル以下降下
- 第一間氷期（約八十万年前―約四十五万年前）―約六十メートル上昇
- 第二氷期（約四十五万年前―約三十八万年前）―百四十メートル以上降下
- 第二間氷期（約三十八万年前―約二十四万年前）―四十五～三十メートル上昇
- 第三氷期（約二十四万年前―約十五万年前）―百七十メートル前後降下
- 第三間氷期（約十五万年前―約七万二千年前）―約十八～十メートル内外上昇
- 第四氷期（約七万二千年前―約一万年前）

△第一亜氷期（約七万二千年前―約四万六千年前）―四十～八十メートル降下
△第一間氷期（約四万六千年前―約二万九千年前）―五～六メートル降下
△第二亜氷期（約二万九千年前―約二万六千年前）―百メートル内外降下
△第三間氷期（約二万六千年前―約二万五千年前）―八十メートル内外降下
△第三亜氷期〔第四氷期最盛期〕（約二万五千年前―約一万六千年前）―百三十メートル（最大百四十メートル）降下
△第四亜氷期（約一万六千年前―約一万年前）の最古期（約一万四千年前位）には約七十メートル降下、終わりの新ドリアス期（約一万一千年―約一万年前）には約二十メートル降下した。

(三) アジア大陸と日本の国土との断続

日本の国土は、現在は列島をなして、アジア大陸と隔離している。しかし、国土から発見されている動物の化石のうち、洪積世のもので、海を泳いで渡ることのできない陸生の哺乳類は百種近くも存在している。象・犀（サイ）・野牛・大角鹿（オオツノシカ）・虎（トラ）・豹（ヒョウ）その他多様である。なかんずく象の化石は二十種近くもあるばかりか、その分布はほとんど現在の日本全土に及び、その個体数もおびただしいものである。しかも、そのほとんどがアジア大陸にいたものと同類である。このことは、日本で生まれたものは別として、これら自身が、あるいはその祖先が、日本に移ってきた当時の日本は、アジア大陸となんらかの形で陸続きであったことを物語っている。日本が列島化した原因はなんであろうか。また列島化した最後の時期はいつのことであろうか。

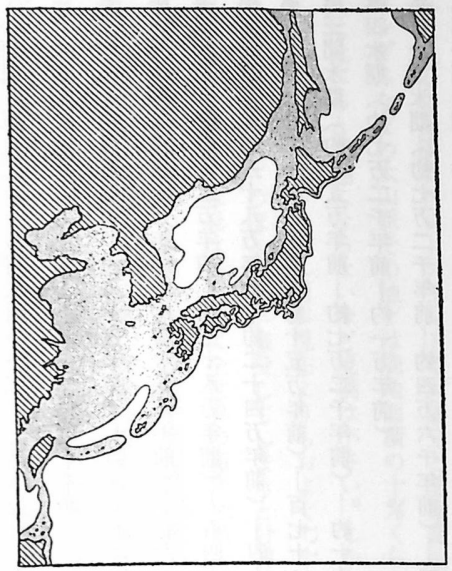

洪積世初頭の日本（岩波新書「日本列島」より）

アジア大陸との断続に最も関係の深い日本列島内およびその周囲の海峡の現在の水深は、

- シベリヤと樺太（サハリン）との間の間宮海峡（タタール海峡）の大半は三～四メートル（最深部は約二十七メートル）、樺太と北海道との間の宗谷海峡は約六十メートル、北海道と本州との間の津軽海峡は、海峡を南北に横ぎる海底の峠状の浅い部分で約百四十メートルである。
- 朝鮮半島と対馬との間の朝鮮海峡は百二十～百四十メートル（中央部の細長い海釜の部分は二百メートル）、対馬と壱岐との間の対馬海峡は百二十メートル前後、壱岐と九州本土との間の壱岐海峡は約二十メートル、九州と本州との間の関門海峡は二十メートルである。

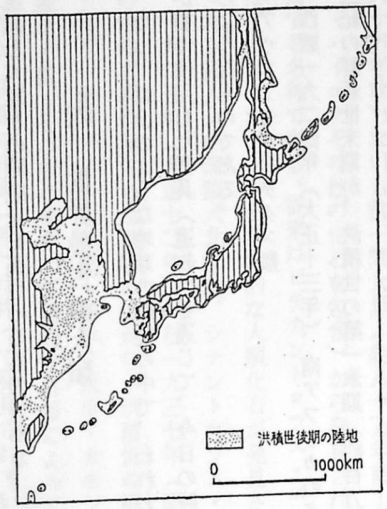

これらの各海峡の現在水深を、前に記した各氷期と間氷期における海退（降下）と海進（上昇）の数量と比較してみた場合には、少なくとも氷期には大半の海峡が地峡（陸橋）化して、アジア大陸と陸続きになることが多かったこと、日本海は湖と化したことなどを推測することができる。このうち最も問題になるのは津軽海峡（深百四十メートル）と朝鮮海峡（深百二十～百四十メートル）であるが、これとても、地殻運動による陥没や、何回も行なわれた氷期（～亜氷期）の海面降下によって生ずる河川傾斜の変化の繰返しに基づく河川による谷の浸食作用や、洪積世末期における大陸系動物（化石）の存在などをあわせ考え、津軽海峡や朝鮮海峡が最終的に海峡となったのは第四氷期第三亜氷期（約二万五千年前―約一万六千年前）よりも後、宗谷海峡の場合は第四氷期第四亜氷期アレレード期（約一万二千年前―約一万一千年前）のころと推測されている。要するに、日本の国土が完全に列島化したのは約一万年前そこそこのころであったのである。日本の各地において、陸上はもとよりのこと、瀬戸内海や島原半島周辺の有明海や不知火海などの海底から、洪積世の各時期の象などの陸生動物の化石が数多く発見されているのは、まさに氷期における海退

現象と大陸との陸続きを裏付けるものである。

(四) 世界最古の人類

では、以上のような地球の歴史の中で、われわれ人類の祖先はいつ出現したのであろうか。化石（遺骨）や人類が製作使用した器具（遺物）を通じて、今日の時点において知ることのできる世界最古の人類のおもなものは、次のようなものである。

◦アウストラロピテクス類

西暦一九二四年（大正十三年）、南アフリカのタウングスの石灰岩地帯の石灰岩の裂け目の中の堆積層から、第三紀の鮮新世末期か、洪積世の第一氷期（約百万年前―約八十万年前）のころのものと推定されるマストドン象やステゴドン象や河馬などの化石と共に伴出した人類の化石（頭骨・腰骨・その他の骨）をもとにして明らかにされた人類は、学問上の名前をアウストラロピテクス・アフリカーヌス（南アフリカの猿人の意）とつけられた。その後、南アフリカや東アフリカの各地で、第一氷期のころの動物の化石や人工の加わった礫器（礫石器―礫の一端を片面あるいは両面から打ち欠いて刃をつけた簡単な石の利器）とともにアウストラロピテクス・アフリカーヌスと同じ特徴をもった人類の化石（骨）が発見された。

これらの人類の化石（骨）をもとにして知ることのできる、アウストラロピテクス・アフリカーヌスと同じ特徴をもった人類はアウストラロピテクス類と総称されている。これらのうち東アフリカのタンザニア北部のオルドヴァイ峡谷から、ヨーロッパでは第一氷期の前後のころの動物といわれている動物の化石や、原始的な礫器と共に発見されたものは、その地層中の放射性のカリウムを含んだ岩石を試料として放射性元素による年代測定を行なった結果では、約百九十万年前ころのものという絶対年代が出た。

一九六八年（昭和四十三年）から一九六九年にかけて、北ケニアのルドルフ湖附近で、きわめて原始的な石器とともに発見されてオウストラロピテクス・ボイセイと名付けられた人類の化石は、それらが包含されていた凝灰岩層の凝灰岩中の放射性元素（カリウム）を測定した結果では二百六十万年前という驚くべき数値が出たといわれる。

◦藍田原人（シナトロプス・ランテンネンシス）

一九六三年（昭和三十八年）、中国陝西省藍田県の、洪積世の第一氷期（約百万年前―約八十万年前）から第一間氷期（約八十万年前―約四十五万年前）のころの地層から、当時のステゴドン象・野牛・バクなどの動物化石とともに発見された人類の頭骨や原始的な打製石器をもとに明らかにされた人類である。

◦ジャワ原人

一八九一年（明治二十四年）、今のインドネシアのジャワ島のトリニールの洪積世の第一氷期（約百万年前―約八十万年前）ないし第一間氷期（約八十万年前―約四十五万年前）のころの地層（ステゴドン象・サイ・バク・カバ・ハイエナその他の化石を包含）から発見された人類の頭蓋骨・大腿骨・歯などによって明らかにされた人類に対する名称である。従来はピテカントロプス・エレクトス（直立猿人）と呼ばれていたが、アウストラロピテクス類などのような、もっと原始的な人類化石が発見された今日ではホモ・エレクトスとかジャワ原人と呼ばれている。

◦北京原人（中国猿人北京種、シナントロプス・ペキネンシス）

一九二三年（大正十二年）から一九三七年（昭和十二年）にかけて、中国の北京の西南方の周口店にある石灰岩の山の石灰岩洞穴の堆積層の中から、洪積世の第二氷期（約四十五万年前―約三十八万年前）のころの動物化石（ステゴドン象・サイ・大角鹿・野牛・水牛・カモシカ・ラクダ・剣歯虎その他）とともに発掘された多くの人類の頭蓋骨・歯・その他の骨や、原始的な石器によって明らかにされた人類をいうのである。

なお、人類の化石（骨）は伴って発見されていないが、前記の人類が住んでいた時代に属する地層（～堆積層）か

ら、加工痕があることによって人類が製作使用したものと確実視された原始的な石器の出土した遺跡は、ユーラシア大陸やアフリカ大陸の各地で発見されている。さらに、洪積世でも時代が新しくなれば新しくなるほど、人類の数と居住地域が拡大していったことは、アジア大陸やヨーロッパやアフリカ大陸の各地で、より新しい地層（～堆積層）から、より多くの人類の化石（遺骨）や遺物が発見されていることによって立証されている。

このような、簡単な石器（石で作った利器）などの道具を製作使用するという文化をもった洪積世の人類の時代を、歴史学上では旧石器時代と呼んでいるのである。

㈤ 日本最古の人類

以上のように、洪積世では、アジア大陸においても、第一氷期（約百万年前―約八十万年前）から第一間氷期（約八十万年前―約四十五万年前）のころのものと推定される藍田原人や、第二氷期（約四十五万年前―約三十八万年前）のころのものと推定される北京原人をはじめとして、人類は各地に加速度的に発展した。また、そのアジア大陸と日本の国土とは、「㈢、アジア大陸と日本の国土との断続」の項で述べたように、少なくとも洪積世の大部分は陸続きであった。したがって、アジア大陸の洪積世（旧石器時代）の人類は、船を造る文化はもたなくても、他の陸生動物と同様に―あるいは獲物とすべくそれらの動物を追って―陸路を日本へ移動して、住みつくことは可能であったはずである。

しかし、「日本の国土に洪積世には人類（旧石器時代人）はいなかった。沖積世になってから、この列島に渡ってきて、石器を用い縄文式土器を製作使用した人たちが日本人の最初である」、というのが長い間の学界の一般的常識であった。ところが、昭和二十四年（一九四九）になって、群馬県新田郡笠懸村岩宿で、洪積世の関東ローム層と呼ばれている地層の中から、はじめて数個の原始的な石器が発見され、日本における旧石器時代確認の発端

となった。その後の調査研究の発展に伴い、今では洪積世人類の製作使用した旧石器の出土する遺跡は、北海道から九州にわたって、数千を数えるほど発見されている。これらの旧石器を製作使用した人びとは体質的にどういう人たちであったかは、まだよくはわかっていない。ただいえることは、当時は陸続きであった大陸から、獲物として動物を追って移動してきた人たちや、その子孫であろうということである。

そして洪積世の人類の化石も、ついに、昭和三十二年（一九五七）と昭和三十四年には、愛知県豊橋市牛川町忠興の石灰岩採石場の石灰岩の亀裂の中の堆積層の中から、遺骨の断片が第三間氷期のころの動物化石とともに発見され、牛川人と名付けられた。さらに昭和三十三年と三十六年には、牛川町に近い静岡県引佐郡三ヶ日町只木の石灰採石場の石灰岩の亀裂の中の、第四氷期ころのナウマン象の一種であるアオモリ象・大角鹿・虎・狼などの化石のでる堆積層の中から、遺骨の断片が発見されて、三ヶ日人と命名された。その他栃木県安蘇郡葛生町・静岡県浜北市根堅岩水寺・大分県南海部郡本匠村宇津津の聖岳などの石灰岩洞穴（～亀裂）からも発見されている。このうち聖岳洞穴遺跡では、人類の骨がナイフ形石器と伴出し、また同層から人類の脛骨を尖らかして作った尖頭器や、橈骨の先を扁平に加工したヘラ状の骨器が出土している。三ヶ日人の断片的な遺骨の中の一つである頭頂骨にも、刃部の薄い鋭利な剝片石器（後述）のようなもので削り取った跡が数個所認められている。

㈥ 日本の旧石器文化の推移

洪積世の人びとが製作使用した石器（旧石器）の出土する遺跡は、北海道から九州まで、すでに学界に報告されたものだけでも六〇〇以上で、いまだ学界に未報告のものを加えると、その数は数千になるものと推測される。しかも今日では、多くの学者と文化財保護の意義を理解した民間人の努力と協力とによって、これらの石器には、用途の相違のほかに、時代的な特色や地方的な特色の相違さえも認められている。

すなわち、これらの石器によって象徴される旧石器時代の文化は、多くの遺跡におけるそれぞれの石器の出土した層位や石器の組み合わせなどからみて、大局的には、最も古いのが礫器などの打割器（敲打器）を中心とする文化、ついで石刃などの刃器を中心とする文化、槍先形石器（石槍）などの尖頭器を中心とする文化、細石刃などの細石器を中心とする文化、そして有舌尖頭器の出現の順になるようである。

打割器（敲打器）とは、手に直接握ったり、木の柄を縛りつけたりして、その重さと刃によって、動物を殺傷したり、物をたたき割ったり、切ったり、つぶしたり、いろいろな用具に使用したものである。その中の礫器は、河原石などの石ころや破砕した大形の石片の一端だけを片側、または両側から粗く打ち欠いたり（打ち剝がしたり）して粗雑な刃先をつくり出し

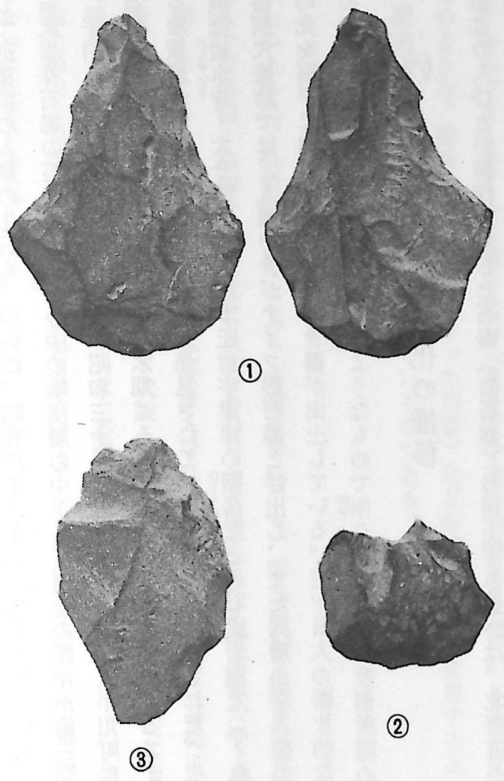

草場遺跡出土　①握槌　②③掻器

た刃物であって、発達したものには全面にあらく調整のための加工を行なった握槌や握斧と呼ばれるものもある。

刃器とは、石塊から薄い石片を剝ぎとり、剝ぎとった薄い石片（剝片）の周縁の鋭利さを利用した石器（石製の利器）の総称であって、用途や製作技法によっていくつかの種類に分かれる。最初は、細部は調整加工を加えない、剝ぎとったままの側縁や先端が鋭い刃をなした縦に長い石片である縦長剝片刃器（縦長剝片石器、長さ二・五～四センチ、幅一～二センチくらいが普通）、次いで、石塊から次々に剝ぎとった剝片の周縁の鋭さを刃として利用した石刃（長さ二・五～四センチ、幅一～二センチ位が普通）が作られたが、やがて剝片や石刃を巧みに加工したナイフ形石器（ナイフ形刃器・石刃の長軸の一側縁だけを刃としてのこし、その反対側には刃つぶしに行なったもの）・切出形石器（切出形刃器、切出小刀形の石器）・彫器（彫刻刀、石刃・縦長剝片の先端を平彫形刻刀の刃先のように加工）・掻器～削器（石刃や縦長剝片の長軸の先端や一側縁、あるいは貝殻状剝片の前縁部などに強い刃を与えるための調整加工を行なったもの）・錐器（小剝片・石刃の先端を加工して細く鋭く尖らせたもの）などさまざまな利器が分化発達した。縦長剝片刃器・石刃・ナイフ形石器・切出形石器などはともに物を切ったり、削ったりするための用具であり、彫器は木工具としての「のみ」の用途をもつもの、掻器・削器は毛皮や樹皮を剝いだり、木や骨を削ったり、毛皮の脂肪を削りとったり、その他いろいろなことに用いられたもの、錐器は今日の錐と同様に、木・骨・貝・皮などのような材料に穴をあける道具として用いられたものに違いない。

尖頭器は、先端が尖っている槍先形の石器で月桂樹葉形・柳葉形・菱形など先の尖ったいろいろな形のものがある。長さは四センチ位の小形のものから、二十センチ前後の大形のものまである。幅は中央部位で、二センチ前後のものもあれば、十センチに近いものもある。主として物を刺突するための手槍や投槍の穂先として用いられたものと推測されるが、あまりに厚味のあるものは一種の握斧～握槌として用いられたことも考えられる。

細石器は、加工によって調整した細かな石核から次々に剝離された、横断面が三角形、あるいは台形（梯形）を

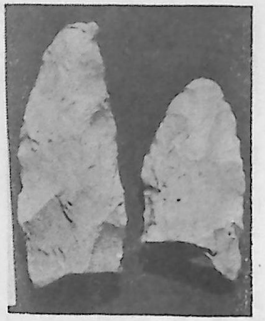

若木町池ノ平遺跡・出土尖頭器

呈する、長さ二―四センチ、幅二―五ミリ、厚さ一―二ミリくらいの、平面形がだいたい長方形の、きわめて細かな石刃（細石刃）が主体をなす石器である。この部類には、石刃を切断して作った半月形・台形・三角形などを呈する幾何形細石器といわれるものもある。これらは、単独で鏃（矢じり）として使用されたり、鉛筆程度の太さの木や骨の棒の縦の両側あるいは一側に、縦に溝を彫りこみ、その溝にいくつも細石器の半身を並べはめこんで、銛・槍・ナイフ・その他の利器として使用されたものである。このような組合せ石器は、外国では骨製の軸にはめこんだままの実物が発見されている。

有舌尖頭器（有茎尖頭器）は、形の上では柄を差し込むための茎（基部）の舌状の突起を持っていることによって、前記の尖頭器と区別される石器である。長さが十センチ以上の大形のものもあるが、一般的には四―五センチ前後のものが多い。投槍や手槍の先端部として、あるいはナイフとして使用されたものと考えられているが、ごく小形のものは鏃として用いられた可能性もある。

前記のような旧石器文化の推移は、厳格な意味での画期的な時期を示したものではなく、それぞれの石器が石器の中の主体となった時期の推移を概観的に示したものである。なぜならば、早く主体となった石器でも、後々までも製作使用され、また遅く主体となった石器でも、その出現はずいぶん古いものがあって、ある時期には、いく種類もの石器が同時に並行して用いられたこともあるからである。

また、前記のそれぞれの旧石器が主体となった時期の絶対的年代については、強く異説を唱える学者もあるが、比較的多数の学者は、石器出土の遺跡における地層の中の植物化石や木炭のC^{14}の測定、その他の科学的検討に基づいて、今のところ次のようにみている。礫器や縦長剥片石器の出現は第三氷期（約二十四万年前―約十五万年前）

で、最盛期は第四氷期の第一亜間氷期（約四万六千年前―約二万九千年前）末から第二亜氷期（約二万九千年前―約二万六千年以前）にかけてのころであり、刃器群は第四氷期の、第三亜氷期末から第四亜氷期初にかけてのころの、約一万八千年前ころから約一万五千年前ころにかけてであり、尖頭器は第四氷期の、第四亜氷期の中頃から終わりころにかけての、約一万六千年前から約一万三千年前ころにかけてであり、細石器は第四亜氷期の、約一万四千年前ころ、有舌尖頭器は細石器中心の文化から縄文時代草創期への過渡期に、おもなる石器として製作使用されたものというのである。

このような年代観に対して、強く異説を唱える学者の中には、共伴する石器の中に、ごく少数の一部分だけを磨いたものが存在することや、地層上の見解の相違などから、石刃文化以下の文化（人によっては前に記した群馬県岩宿遺跡さえも）を洪積世のものではなく、沖積世のものであるとして、旧石器時代としては取り扱わずに、新石器時代のものとする人が存在することと、また、これらの石器の中の一部は縄文時代でも製作使用されたことを附記しておく。したがって、従来先土器時代とか無土器文化時代とかいわれていた時代を、土器を伴わない洪積世の石器時代と土器を伴わない沖積世の石器時代とに区分して、前者を旧石器時代、後者だけを無土器文化（先土器文化）時代にすべきだと提唱する人もあるのである。

㈦　郷土の旧石器時代

佐賀県下では、いまだ考古学者と地質学者との提携による本格的な旧石器時代の遺跡の調査は行なわれていないが、考古学者の間では次のような遺跡が、その代表的なものとしてあげられている。打割器文化の遺跡は少数であるが、唐津市唐川一の坂の遺跡・小城郡三日月村の下古賀や犬塚山の遺跡、縦長剥片刃器を出す遺跡は、右の打割器を主とする遺跡のほかに、唐津市竹木場石高山や東松浦郡鎮西町打上早田ダイラ・伊万里市波多津町木場前山の

遺跡、各種の刃器を出す刃器文化の遺跡は伊万里市二里町平沢良・東松浦郡七山村藤川・多久市西多久町綿打・藤津郡塩田町南志田・佐賀郡大和町東二十一角・神埼郡神埼町朝日・三養基郡基山町金丸などの遺跡、尖頭器文化の遺跡はまず有名な多久市多久町の三年山や茶園原・杵島郡大町町鬼が鼻のほか西松浦郡西有田町立木原・佐賀市久保泉町梅ヶ谷・神埼郡神埼町日ノ隈・三養基郡中原町東寒水などの遺跡、細石器文化の遺跡は伊万里市東山代町辻ノ堂・唐津市枝去木牟田辻・藤津郡嬉野町大野原・佐賀市金立町大門・神埼郡神埼町城原・三養基郡上峰村堤などの遺跡である。有舌尖頭器を多量に出土する遺跡は見当らず、今のところ発見されたところでも、一遺跡から二、三個くらいであるが、発見地は県内各地域に及んでいるから、将来はもっと発見される可能性もあれば、一遺跡から相当数発見される可能性もあるものと推測される。

以上のように、佐賀県においても旧石器時代の石器が各地で発見されていて、洪積世（旧石器時代）から人類の歴史的活動が展開したことは確実である。では洪積世のいつのころから始まったであろうか。それについてはいろいろ検討を要する問題点があるが、現在の時点では、松岡史氏によって発見調査された小城郡三日月村の下古賀や犬塚山の縦長剥片刃器や握槌を出す打割器文化の遺跡が最古の遺跡と考えられるので、それらの遺跡の時期には、すでに佐賀県の地にも人類が住みついていたとみてよかろう。下古賀や犬塚山の握槌は、群馬県伊勢崎市権現山遺跡の中部ローム層（南関東の武蔵野ローム層相当＝第四氷期の第一亜間氷期から第二亜氷期＝約四万四千年前から約二万六千年前ころ）中位から発見された握槌と形態も製作技法もきわめて近似するばかりか、出土層位は、礫層、黄褐色粘土層、黒色表土層の順に堆積した地層中の礫層であったといわれる。礫層よりも上層（新しい層）である黄褐色粘土層は福岡県八女郡の八女台地の八女粘土層や、鳥栖ローム層に対比される地層とみられる。八女粘土層はその底に含まれていた炭化木片のC^{14}による年代の測定では約三万三千年前ころである。したがって、それよりも古い礫層から発見されたというから、下古賀や犬塚山の遺跡をのこした旧石器時代の人々が活動した時代は約三

万五千年前後のころであったと思われる。八女粘土層や鳥栖ローム層は新期阿蘇溶結凝灰岩（新期阿蘇溶岩）といわれる、阿蘇山の大爆発で火山灰・火山礫・軽石などの火山砕屑物（さいせつぶつ）の混じったものが高熱状態で噴出したものの粘土化したものである。その新期阿蘇溶結凝灰岩は阿蘇山を中心として中部九州以北のほとんど全域に及び、佐賀県でも鳥栖・三瀬・鹿島・伊万里というふうに、その全域に分布している。武雄地方でも黄褐色・褐色または灰白色の粘土層はほとんどそれである。阿蘇火山の、その時期における火山活動の猛烈さをしのばせるものである。

ところで、武雄地方の旧石器時代の人々の歴史的活動の具体的証拠としての遺物や遺跡はどうであろうか。武雄地方の歴史の第一頁は現在の時点ではどこまでさかのぼることができるのであろうか。武雄地方の旧石器時代の遺物・遺跡の調査研究は、原始時代のその他の時代のそれと同様に、故森善一・中島平一・江口真一郎・国平健三・川内正治・松尾善章・金丸禎隆・大曲初郎・その他の諸氏によって行なわれてきたが、おもなる遺跡とその出土石器を列挙すれば、次のとおりである。

若木町池ノ平北方遺跡

大形尖頭器・大形剥片掻器・ナイフ形石器・台形石器

若木町下村西北方の大平遺跡

石刃・掻器・台形石器

朝日町川上淀姫神社東南方丘陵遺跡

大形尖頭器

朝日町中野、笹尾山東麓畑遺跡

細石刃・台形石器・石刃・石刃石核・ナイフ形石器・掻器・彫器

武雄町川良水谷遺跡

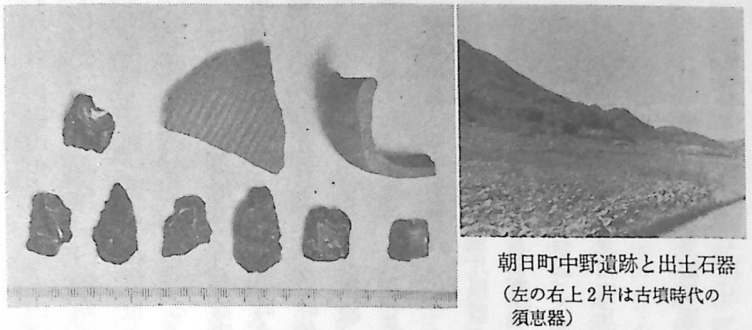

朝日町中野遺跡と出土石器
（左の右上2片は古墳時代の須恵器）

石刃・ナイフ形石器・掻器・小形尖頭器
武雄町柏嶽川良側中腹
大形尖頭器
武内町多々良東北方丘陵遺跡
石刃・掻器・細石刃
東川登町袴野北東丘陵遺跡
細石刃
橘町小野原おつぼ山八郎社東方遺跡
ナイフ形石器～有舌尖頭器
橘町小野原おつぼ山神籠石第一水門北方遺跡
石刃・ナイフ形石器・掻器
橘町北楢崎草場遺跡
握槌・石刃・ナイフ形石器・掻器・彫器・錐器・尖頭器・台形石器
橘町南楢崎玉島古墳封土
礫器・石刃・掻器

草場遺跡の西洋梨形の握槌は、調査者の国平健三氏によれば、サヌカイト（讃岐岩―古銅輝石安山岩）製で、約二十～三十センチの黒色表土層の下の、二メートル以上も堆積している黄褐色粘土層の中から出土したものであって、製作技法は石刃技法よりも古拙な横剥ぎ技法による大形剥片を剥離加工で調整したもので、幅広く剥離された第一次

の剥離面を多く残しており、全体の加工の方法からみると片面加工的な石器であるといわれる。この石器の出土した黄褐色粘土層は、本項の初めに記したように、約三万三千年前ころの八女粘土層に対比される地層である。このC^{14}による測定年代を認むるならば、この石器はおよそ三万三千年前ころの人類（祖先）が製作使用したもので、当時すでに人類が郷土の山野にも活動していたことを物語るものといえよう。玉島古墳の封土から発見された礫器は、昭和四十五年七月の発掘調査の際発見されたもので、古墳築造のとき、上部の盛り土の採土をした地域の土中に包含されていたものが土に混入したまま運ばれてきたものである。封土の土壌や附近の地形から考えて、もとは古墳から県道を距てて西側にある台地の一部に包含されていたものと推定される。サヌカイトの円礫の半面は全面を荒く加工調整し、他の半面は左右の側面と先端部だけを荒く加工して刃をつけた、上端の半面に大きく円い原礫面の残った礫器である。縄文時代にも、定形化された、先端が尖頭状の握り槌形の礫器が存在するが、形態的にみて旧石器と思われる。



若木町下村大平遺跡出土石器（下右端は縄文時代石鏃）

右に列挙した遺跡については、遺物の地中に包含されている層位関係を明らかにするための発掘調査や、地層の地学的な調査がほとんどふじゅうぶんであるため、石器の一部には縄文時代のものも含まれていると思われるが、種類～形態・製作技法などからみて、大半は旧石器と推定される。少なくとも数万年前から、現在の武雄市の全域にわたって、人類が住んでいたことは確かである。それらの遺跡の位置する場所は、この時代の日本各地の遺跡と同様に、ほとんど河川や泉の近くの、見晴らしのよい丘陵の上である。このことは飲み水が得られ、狩猟や野生植物の果実や根茎などを採集するのに都合のよい場所が、当時の人々の居住地として選ばれたことを示している。当時の食生活は狩猟や野



王島古墳封土発見礫器・掻器

生植物の果実や根茎などの採取によって維持されていたのである。居住地（―設営地）が平野の中でないことは、石器の形態や種類からも考えられるように、当時の人々の生活は農耕に頼る生活ではなかったのである。前記の石器の大半は第四氷期（洪積世後期）に相当する旧石器時代後期のものと推定される。その当時の自然環境を形づくっていた植物としてはマツ・トウヒ・モミ・ツガ・コウヤマキ・ブナ・ナラ・ツルコケモモ・ミズカシワ・シバタカエデ・ウラジロモミ・サワシデ・ハンノキ・ハクウンボク・エゴノキ・ヤマブドウ・ヤマボウシなどが繁茂していたことが化石によって明らかにされている。また動物としては、ナウマン象（北海道）・オオツノジカ・ニホンジカ・サル・ヒグマ・オオカミ・野牛・ノウサギ・ツキノワグマ・タヌキ・キツネ・アナグマ・イノシシ・カモシカ・ヤマネコ・ヒョウ・トラ・蒙古馬・サイその他が化石によって知られている。今の日本列島ではみられない恐しい動物が郷土の山野にもうろついていたのである。そしてこのような植物や動物が当時の人々の食糧・衣服や設営の材料に利用されていたのである。ナウマン象の化石は有明海・不知火海の海底や福岡市老司附近の那珂川に臨む段丘から発見されている。陸生動物の化石が海底から発見されるのは、氷期の海退現象によって、そこが陸になっていたからである。しかも長野県上水内郡信濃町の野尻湖の湖底の発掘調査によって、このナウマン象はオオツノジカのような寒冷地域の動物とともに二万年くらい前の第四氷期の最寒冷期にまでもいたことが明らかにされている。

当時の住居がどのようなものであったかは、それを推測させる遺跡の発見が全国的にも乏しく、いまだ明白ではない。しかし、ナイフ形石器の発見された東京都板橋区茂呂遺跡・切出形石器の出土した東京都下国分寺町殿ヶ谷遺跡・尖頭器が主体で石刃や削器も発見された長野県開田村古屋敷遺跡などでは、火熱を受けた痕跡のある小石を

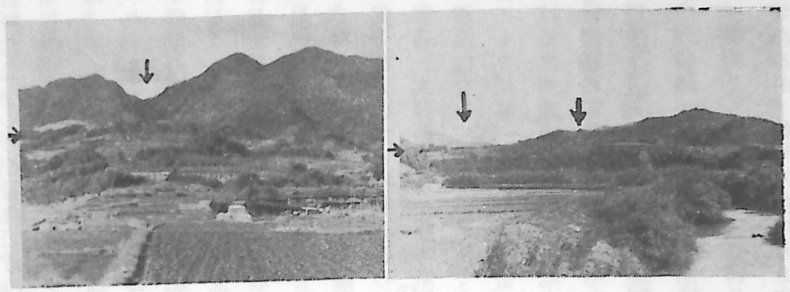

遺跡の景観(左　下村遺跡　右　池平遺跡)

水平に並べた、一種の炉跡と推測される遺構が確認されており、細石器出土の静岡県沼津市金岡平の休場遺跡では、内部に木炭や焼土の残った、大形の河原石十四個で囲んだ不整長方形の炉跡が発見されている。以上の四例は、いずれも柱穴らしいものは発見されていないので、枝のある立ち木に茂った数本の木を立てかけたり、あるいは立ち木に横木～竹をしばりつけて横木に片側～両側から茂った数本の木を立てかけたりして、その上を茅その他で簡単な覆をしたような、構造のきわめて簡単な小屋がけ程度のものであったのではないかと推測される。その他の住居としては、石灰岩や火山岩そのほかの岩石の自然の洞穴や岩陰（岩が大きく、家の庇のように出っぱった下）を住居として利用した例が日本でも各地で発見されている。

(八)　腰岳・中野の黒曜石と鬼ノ鼻山・多久地方・柏岳のサヌカイト

旧石器時代から縄文時代にわたるきわめて長い期間の人々の、食糧としての獣肉と被服材料としての毛皮を得るための狩猟用の利器（刃物）、猛獣や人々との戦いのための武器として利器、木工具としての利器などは、ほとんどが石で作った利器である石器であった。次の弥生時代でも利器の一部は石器であった。したがって石器を作るための材料としての石は生活にとって欠くことのできない最も重要なものの一つであった。しかし、石器の石質をみると、その

材料となっている石は、どのような石でもよいというものではなかった。石器の機能や製作技法に適した性質をもつものでなければならなかった。旧石器時代の石器のほとんどと縄文時代の石器の大半を占める打製石器の材料には、硬くて均質で、打ち欠いたり、剝離させやすく、その部分の縁に鋭利な刃ができやすい性質をもつ黒曜石・サヌカイト・玄武岩・珪石・石英・珪質頁岩・チャートなどが選ばれている。磨製石器の材料としては、均質で、ある程度の硬さをもっているが、研磨しやすい安山岩・閃緑岩・蛇紋岩・粘板岩・硬砂岩などが最も多く利用されている。この中で、佐賀県下全般でも武雄地方ででも、打製石器の材料として圧倒的に多く利用されているのは黒曜石とサヌカイトの二つである。

黒曜石は火成岩の一種で、きめの細かい、一般的には黒色の光沢のあるガラス質の岩石である。硬度も比較的高く、打ち欠いだり、押圧剝離を行なった場合、割れ口が貝殻状断口をなして鋭い側縁ができやすいので、鋭い側縁の部分を刃とする打製石器の材料として広く、長い期間にわたって利用されている。九州地方では佐賀県伊万里市の腰岳・大分県姫島・熊本県阿蘇山などがおもなる産地であるが、姫島のは一般に乳濁色を呈し、阿蘇山のは一般に漆黒色をしているが不純である。腰岳のは一般に漆黒色（一部に緑色・乳濁色のものもある）をし、質的にも量的にも九州第一である。腰岳一帯にはこぶし大前後の黒曜石がおびただしく散乱している。腰岳一帯は石器時代における九州地方から山口県地方にかけての黒曜石の補給源であったようである。武雄地方の黒曜石製石器のほとんどは腰岳のそれを利用したものである。ただ武雄市内でも朝日町中野の南方に、地表下一メートルくらいのところに径三～五センチくらいの黒曜石の円礫・角礫を混在する砂礫層が存在し、その黒曜石を利用した石器も存在するが、石質は一般的に不純である。

サヌカイトは讃岐岩ともいわれ、古銅輝石安山岩の一種で、産地としては四国の讃岐（現在の香川県）地方が有名であるが、瀬戸内海地方に広くみられる。黒褐色の石でたたくと金属製品をたたいたときのようなカンカンと音がするので一名カンカン石とも呼ばれる。ガラス質で割ると貝殻状断口を示し、鋭い側縁ができやすいので、黒曜石と同様に、打製石器の材料として広く長期間にわたって利用されている。佐賀県下では杵島郡鬼ノ鼻山から多久市の天ケ瀬・瓦川内・東原・陣ノ辻にかけての一帯と西有田町広瀬・武雄市の柏岳がおもな産地である。このように打製石器の材料としての黒曜石やサヌカイトに恵まれた武雄地方の石器時代文化は、今日までに遺物を通じて知り得た程度でなく、もっと栄えたものと推測されるので将来の、多くの遺物・遺跡の発見が期待される。

三　縄文時代

(一)　日本列島の成立

地球の歴史の上で、最近の極寒期は洪積世の第四氷期の第三亜氷期（約二万五千年前―約一万六千年前）であった。この時期を境に気温がしだいに上昇して、大陸氷河や山岳氷河が衰退しはじめると、しだいに、溶けた膨大な氷の水が海に流入して、世界中の海面が上昇し、海陸の分布や生物相などが、現在とほとんど同じような状態に変化していった。長い間陸地で、象やオオツノジカやトラなどが歩きまわっていた、中央に湖を抱いた現在の日本海の地域や有明海の地域にも海水が浸入してきて、しだいに現在のような海になっていった。

このような融氷による河水の海への流れと、それに伴う土砂の海岸や低地への堆積が最も激しくなったのは約一万年前以後のことであったようである。地質学上では洪積世の次の新しい時代を沖積世といい、この沖積世に堆積した土砂の層を沖積層というが、沖積層の基底部から得られた木片や動物の遺体のC^{14}の測定年代は、だいたい約一万年前に近い年代を示しているからである。大阪駅の東方で約二十六メートルの厚さを示している沖積層の基底部

から得られた資料（試料）の年代は九千三百六十年前のころ、青森県十三湖付近の厚さ約三十九メートルの沖積層の基底部から得られたものの年代は約九千五十年前ころを示している。日本の国土がアジア大陸と陸続きの状態から完全に分離して、今のような列島化した時期は、だいたい一万年前に近いころ、すなわち沖積世初頭のころと思われる。地質学者の間では、最終氷期（第四氷期）の極寒期後の海面上昇が始まった時（約一万六千年前）以後を沖積世と考える人もあるが、一般的には約一万年前以後を沖積世といっている。

(二) 動植物相の変化

気温の温暖化と、それによる海面の上昇に伴う海陸の分布の変化は、生物界にも大きな変化をもたらした。氷期に北方のアジア大陸から移動してきた生物のうち、温暖化していく気候に順応しないものは、平地よりも寒い高山地帯や北方の大陸へ移動したり、亡んでいった。そしてこれに代わって、温暖化する気候に適応するものが繁栄していった。獣類としてはシカ・イノシシ・アナグマ・タヌキ・ウサギ・サルなどが栄えた。

(三) 旧石器時代人の子孫

洪積世末期から沖積世初頭にかけての日本は、火山の活動や地殻の変動が全国的に激しかった。富士山が今日のような日本一の高山になった時期もこのころであるといわれる。九州地方でも熊本県の阿蘇山をはじめ、大分県の九重山・宮崎鹿児島両県にわたる霧島山・鹿児島県の桜島や開聞岳・長崎県の雲仙岳などが、この時期にも激しく、火山灰や溶岩を噴出している。

武雄地方に最も近い火山であった多良岳は、第二間氷期のころには玄武岩類が噴出し、その上に第三氷期のころ火山灰が噴出堆積し、第四氷期第一亜氷期のころには複輝石安山岩の溶岩・凝灰角礫岩が噴出し、約三万三千年前

ころには、その上を阿蘇火山の大爆発による溶結凝灰岩（粘土質軽石流＝軽石質ローム＝八女粘土）がおおい、第二亜氷期のころには一部に黒雲母を含む角閃岩・複輝石安山岩の溶岩流が噴出したが、洪積世の最末期から沖積世初頭にかけての時期には、その活動はほとんど行なわれなかったようである。

このような激しい火山の活動や地殻の変動があっても、旧石器文化をもった人々（旧石器時代の人々）は亡びずに、その子孫は土器を製作使用したり、狩猟には一般に弓矢を使用するなどの一段と進んだ文化をもつ次の新しい時代の人々へ発展していった。このことは、旧石器時代の末期に盛んに製作使用された石器類が、土器がはじめて出現する次の新しい時代（縄文時代）の最古の土器と伴出（共伴）することによって明らかである。

佐賀県西松浦郡西有田町大字大木字岳の八天岳中腹のぬすど岩洞穴遺跡の第五層からは尖頭器が細隆起線文土器とともに、長崎県北松浦郡吉井町福井の洞穴遺跡の第三層からは細石刃が細隆起線文土器とともに、鹿児島県出水市上場の遺跡では、細石刃が爪形文土器とともに、愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩の岩陰遺跡の第九層では、有舌尖頭器が細隆起線文土器とともに発掘されていることなどは、そのおもな例証である。これらの土器は、遺跡の層位的な発掘の結果、いずれも、縄文式土器といわれる土器の中では最も古い時期の土器である。

細隆起線文土器は細隆線文土器・細隆文土器・細隆帯文土器などとも呼ばれる。土器の表面に、幅も高さも五ミリぐらいの細かな隆起線文を何条も施文した土器である。その細隆起線文は細い粘土の紐を土器の表面に張り付け、それを篦状の器具、あるいは指頭で整形したもので、その線の方向は横走したり、斜行する隆起線を併用したりしている。中には波線的なものもある。隆起線の上を断続的に指あるいは棒状のもので押しつぶしたような文様や線上に刻目をつけたものも存在する。爪形文土器は、人間の爪先でつぎつぎに突いたような爪形の圧痕の並列した文様のある土器である。これらの土器は、層位的発掘の結果明らかにされた、現在の時点では日本最古の土器である。福井洞穴で、それらの土器と同じ層から共伴した木炭片のC^{14}を、学習院大学木越研究室で測定し

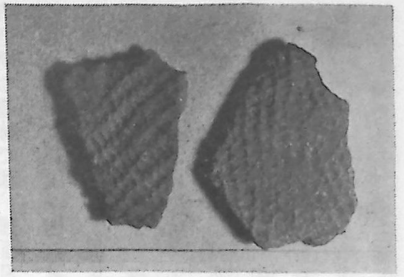

参考(関東地方縄文式土器の縄文)

た結果では、細隆起線文土器は一万二千四百年～一万二千七百年ぐらい前、爪形文土器は一万二千四百年ぐらい前のものという年代であった。

㈣ 縄文式土器と縄文時代

旧石器時代（先土器文化時代・先土器時代・無土器文化時代・無土器時代）の次の新しい時代は縄文時代（縄文式文化時代・縄文文化時代・縄文式時代）と呼ばれている。この時代で最も特色のある遺物が、わが国最古の土器である縄文式土器（縄文土器）と名付けられている土器だからである。すなわち縄文式土器といわれる土器を製作した時代という意味である。

縄文式土器という名称は、焼かれない前の生乾きの土器の表面に、縄自体を押しつけたり、回転させながら押しつけたり、撚糸（撚紐）を鉛筆の太さぐらいの棒軸に巻いてころがしながら押しつけたり、などしてつけた縄目の文様のあるものが少なくないからである。縄文時代の土器には、このような縄目の文様以外に篦や貝殻その他で施文したものも相当多いが、これらも同様に縄文式土器と呼ばれる。縄文式土器は、その次の新しい時代の弥生式土器と同様に素焼であるが、弥生式土器と比較すると、焼き方は幼稚で、実験的研究の結果では摂氏の五百度から六百度ぐらいの低い火熱で焼かれているので、固く焼きしまらず、吸水性も強い。また燃料からくる炭化水素が土器面に還元して残って、黒くくすんだような色（黒褐色～茶褐色）のものが多い。露天焼が多かったものと思われる。粘土も精選していないので、粗い砂粒が多く含まれているものが多い。

同じような器形や文様をもった土器が相当広い地方的範囲から発見されたり、同じ地点で上層から発見される土器と下層から発見される土器との間には、器形や文様のちがいが見られることが多いことなどによって、土器の器

形や文様には地方的な、時代的な、用途的な特色がよく表現されているということができる。そのことは、土器は決して無造作に作られたのではなく、器形や文様の上に地方的、時代的な社会的制約を受けて作られ、用いられたことを示している。学者はそのような類型的な一群（同じ型式）の土器に対して、そうした土器を出した代表的な遺跡の地名や文様の名などをとって○○式土器と名付ける。また遺跡の層位的な発掘によって、各型式の土器の間の年代的新旧関係を明らかにして、土器をもって時代変化の示標とする。今日では、そのような作業の結果、縄文時代は大別して〔草創期〕・早期・前期・中期・後期・晩期の六ないし五期に分けられている。草創期は細隆起線文土器や爪形文土器などが製作使用された、縄文時代のはじめの時期である。弥生時代は西暦紀元前二～三世紀（約二千二百年ぐらい前）に始まるので、縄文時代は、少なく見積っても、西暦紀元前二～三世紀ごろ以前の六～七千年間ぐらいにわたる期間であろう。

㈤ 郷土の縄文時代

(1) 郷土の主な遺跡と遺物の概要

武雄市内で、今までに発見された縄文時代のおもな遺跡の所在地と、その遺跡から出土しているおもな遺物は、次のとおりである。

若木町池ノ平北方丘陵…縄文式土器（押型文土器）、石鏃、磨石
朝日町黒尾神社附近　…縄文式土器（曽畑式土器）、石鏃
橘町小野原おつぼ山神籠石第一水門前…縄文式土器（阿高式土器）
橘町おつぼ山神籠石第一水門北方山道…縄文式土器（阿高式土器）、横形石匙、石鏃

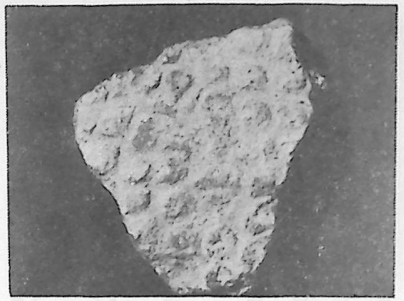

若木町池ノ平遺跡出土押型文土器

朝日町甘久字田崎台地…縄文式土器
東川登町袴野部落東北側丘陵…縄文式土器（黒川式土器）
武雄町川良水谷…石鏃
武雄町富岡小楠祇園社境内…石鏃
朝日町中野笹尾山…石鏃
朝日町下村西北側大平山…石鏃
橘町潮見・潮見神社裏の中腹磨製石斧

右のように、現在までのところ縄文式土器や、その時代の石器の発見数は、他の地方に比べてきわめて少ない。縄文式土器は非常にもろいのが多くて、細片になりやすく、大きな破片や完形品として遺存するものが少ないこと、調査がじゅうぶん行き渡っていないようであることなどが、発見数の少ないことのおもな理由ではないかと思われる。縄文時代にあっても、当地方では石器のおもな素材となったのは、旧石器時代（先土器時代）と同様に、黒曜石とサヌカイトであるから、それらの石屑の散布地をまず発見し、次にその場所から黒褐色や赤褐色を呈する素焼の土器の破片～細片を発見するように努力して、縄文式土器を発見してもらいたいものである。縄文時代の歴史の究明はまず縄文式土器の発見によらねばならないからである。

武雄地方では、縄文時代の草創期の土器である細隆起線文土器や爪形文土器はまだ発見されていない。現在までに発見された縄文式土器の中で、最も古い時期のものは若木町池ノ平東北方台地出土の楕円押型文土器である。押型文土器は草創期の次の早期の後半の土器の一型式で、回転押型文土器ともいわれるが、鉛筆の軸ぐらいの細い丸棒の周囲に山形（ジグザグ）、あるいは格子目、あるいは楕円の連続文様を陰刻したものを、生乾きの土器の表面

に押えつけながら転がして、山形文や格子目文や楕円文などの、それぞれ浮き出た文様（浮文）をつけた土器である。刻み目の部分に圧迫された粘土が集まって盛り上るので、このような細かい浮文が形成されるのである。押型文土器は縄文時代早期の土器であって、岡山県牛窓町の瀬戸内海に浮かぶ小島である黄島の貝塚（貝塚は新しい時代のものもあるが、おもに原始時代の人々が捕食した貝類の殻を堆積した遺跡で、魚骨・獣骨・器具の破片や完形品も包含されていて、原始時代を研究する上にとって重要な遺跡である）において押型文土器と共伴したハイガイの貝殻を試料としたC14による測定年代は八千年前ぐらいであった。池ノ平東北方台地の押型文土器には黒曜石やサヌカイトの石鏃・磨石が伴って発見されている。



池ノ平遺跡磨石

朝日町黒尾神社付近の丘陵から発見された縄文式土器は、縄文式土器の中では曽畑式土器といわれる型式であって、九州地方の縄文時代の前期の前半に製作使用された土器の中の一型式である。したがって、器形の上には早期のような尖底ないし丸底が見られる。前期はおよその目安として西暦紀元前三千年ころあたりから三千八百年前ぐらいごろまでの期間が考えられている。今からおよそ五千年ぐらい前ごろである。曽畑式土器は熊本県宇土市に存在する曽畑貝塚出土の土器の中で、基調をなす土器を標式とする土器で、表面に数本の櫛歯状の器具や篦で鋸歯文・平行線文・羽状文・綾杉文・連点文などの陰刻の幾何学的文様を施している。やや外反する口縁部の内側にも簡単ではあるが同じ文様をもつものが多い。また器壁に滑石の粉末を混入したものが多いのも特色の一つである。曽畑貝塚で、曽畑式土器を包含していた貝層中のマガキのC14を理化学研究所で測定した結果によれば、曽畑式土器の年代は五千百九十年前ぐらいであった。曽畑式土器はほとんど全九州、特に九州の西北部（佐賀県・長崎県）から熊本県・鹿児島県にかけての地域に最も多く発見され、薩南列島の屋久島にまで及んでいる。また福岡県宗像郡に属する玄海灘の沖の島からも発見されている。

櫛目文土器

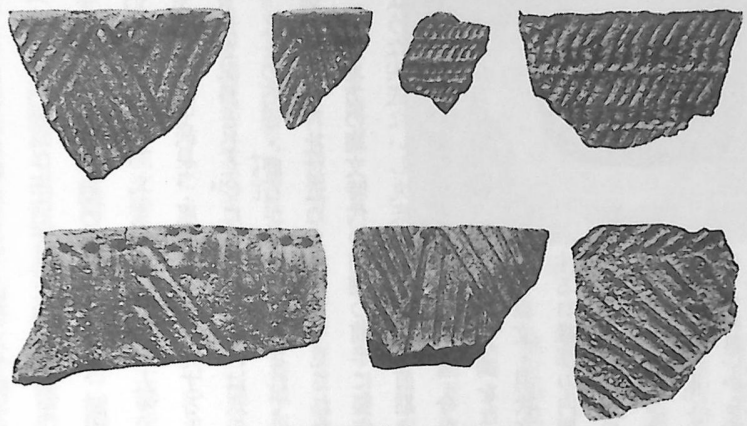

朝鮮東三洞貝塚出土櫛目文土器



西唐津港海底遺跡出土曽畑式土器

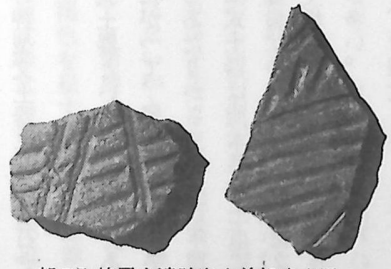

朝日町笹尾山遺跡出土曽畑式土器

佐賀県下でも全域にわたって発見されている。この曽畑式土器の源流をなすものは、ユーラシア大陸の北部のフインランドや中央ロシア・シベリア・満州・朝鮮半島に広く製作使用された、櫛目文（櫛文）土器といわれる土器である。曽畑式土器と櫛目文土器とはいくらかの相違はあるが、器形がおもに深鉢形であること、口縁部が直立したり、わずかに外反したりしていること、底部は丸底や砲弾形の尖底が多いこと、土器の体土の中に曽畑式土器では滑石の粉末を、櫛目文土器では石綿や滑石粉末を混入しているものが多いこと、幾何学的文様の構成がきわめて近似していることなどを考えると、同じ系統の土器であると推測される。しかも九州に最も近い朝鮮の南端の釜山市絶影島（牧ノ島）の瀛仙町にある貝塚出土の櫛目文土器は、この貝殻のC^{14}をアメリカのミシガン大学で測定した結果では、四千九百四十五年ぐらい前のものであるといわれる。前記の曽畑貝塚出土の曽畑式土器の五千百九十年ぐらい前ときわめて近い数値である。曽畑式土器は大陸の櫛目文土器文化の波及によって生まれた土器であろう。曽畑式土器と櫛目文土器を介して、当時の大陸と日本との交通、文化の伝播・交流が考えられる。

橘町小野原おつぼ山神籠石第一水門前と同水門北方農道から発見された縄文式土器は、縄文時代の中期の土器の一つである阿高式土器と呼ばれるもので、ともに滑石粉末混入のものである。中期の年代的期間の目安は、西暦紀元前三千年前ごろから二千四百年ごろにわたる時期と考えられている。阿高式土器は、熊本県下益城郡城南町西阿高貝塚の土器の基調をなす土器を標式とした土器である。この土器も滑石粉末を含むものが多く、器形は直口またはやや外反する口縁をもつ平底の深鉢形である。口縁部の上縁は波状を呈するものが多く、数個の突起を有するものもある。指頭で画いたような太い沈線の雲形・渦巻形の曲線文様や連点文・直線文などの文様が目だった特色である。

武雄地方では、現在のところ縄文時代の中期に続く後期に製作使用された土器は発見されていないが、次の晩期の土器としては東川登町袴野の東北側の丘陵発見のものがある。これは外面が茶褐色、内面が灰褐色を呈し、土器

の口縁部の小破片で、口縁に近く内外両面にそれぞれ一条の凹線を施していて、縄文時代晩期の黒川式土器に属するものと思われる。凹線は内面のが外面のものに比べて幅も太く、深さも深い。黒川式土器は鹿児島県吹上町永吉砂走の黒川神社洞穴遺跡で、炉址や埋葬土壙とともに発見された土器を標式とするもので、九州各地における層位的調査の結果を総合すると、縄文時代の晩期の土器である。晩期の年代的目安は西暦紀元前一千年ぐらい前から紀元前二～三百年前ぐらいまでの期間と考えられている。

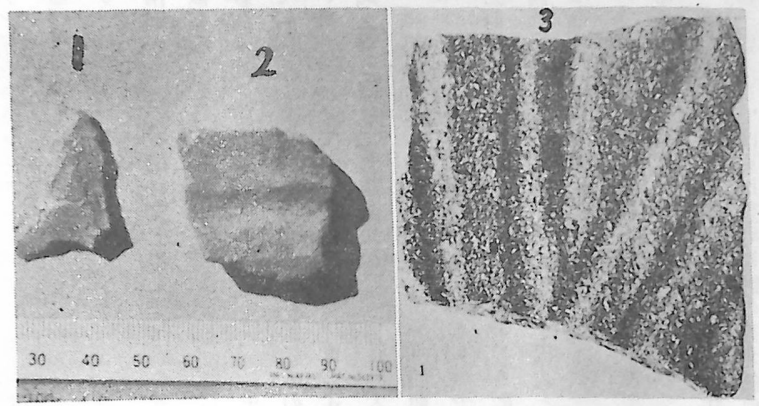

おつぼ山出土(1石鏃　2・3阿高式土器)

(2) 食生活

前記のように、武雄市内にも旧石器時代(先土器時代)に続く縄文時代の早期から晩期にかけての遺跡や遺物が発見されてはいるが、その数はきわめて少なく、現時点では、この時期の文化や社会の状態を、これらの少ない資料だけをもとにして、推測することは困難である。したがって、佐賀県下や他県の、この時代の遺跡や遺物の調査結果を援用して、当時の文化・生活・社会などの一般的な特色の要点を粗描することにしたい。

縄文時代の人びとは狩猟をしたり、漁撈(ぎょろう)をしたり、野生の植物を採取したりして食物としていた。それは、縄文時代の代表的な遺跡である貝塚(前にも記したように貝塚には弥

生時代などの後代のものも存在する)から、当時の人びとが食用に供したものの滓(かす)である種々の野獣や、鳥類・魚類・海獣などの骨および貝殻、あるいは炭化した木の実などが発見されることによってわかる。貝塚ばかりでなく当時の住居址からもそのようなものが発見されることがある。当時食用に供されたもののおもなものを挙げると、獣類としてはイノシシ・シカ・タヌキ・キツネ・ウサギ・カモシカ・クマ・アナグマ・オオカミ・サル…、鳥類としてはキジ・ハト・カモ・カラス・ゲラ・ツル・タカ・トビ・シラサギ・燕雀目の小鳥…、魚類としてはマグロ・スズキ・タイ・アジ・イワシ・ブリ・カレイ・サバ・フグ・ヒラメ・サケ・ウナギ・コイ・フナ…、海獣類としてはクジラ・イルカ・シャチ・アシカ・トド・アザラシ…、貝類としてはハマグリ、アサリ・カキ・ハイガイ・サザエ・マテガイ・アワビ、シジミ…、野生植物としてはシイ・クリ・クルミ・カヤ・カシ・アベマキ・トチ・ムクノキ・エノキ・モモ・アケビ・ノブドウ・カキなどの実…などがある。漁撈は日本の旧石器時代では明確でなかったが、この時代では少なくとも早期中葉からは明確に行なわれた。唐津市西唐津の唐津港海底の遺跡は、砂丘に営まれた貝塚が、後に海進や波浪による浸食によって海没したものと考えられるが、その遺跡から、大陸の櫛目文土器系統の曽畑式土器その他の遺物とともに、貝殻や、イノシシ・シカ・サル・イヌ・クジラなどの獣類や鳥類の骨、タイ・スズキ・フカ・マグロなどの魚類の骨やクルミの殻などが多数発見されたのは、そうした生業の存在したことを立証するものである。マグロのような外洋の漁獲物の骨があったことは舟による外洋の漁撈の行なわれていたことを物語っている。クジラの漁法は室町時代の末期ごろから行なわれるようになったから、シャチなどに追われて砂浜に乗り上げたものを捕食したものであろう。吉永直氏によって発見され、木下之治氏、森醇一郎氏、柴元静雄氏らによって調査された西松浦郡西有田町山本の坂の下の縄文時代の遺跡は、この時代の中期末から後期初頭にかけてのころのものと考えられるが、ここでは食糧としてアラシカ・ツブラ・シイ・チャンチンモドキなどの木の実を多量に貯えた貯蔵穴が、約百六十平方メートル位の面積の中に、確認されたものだけでも十九箇所も地下に埋

没していた。貯蔵穴の構造は、長径が〇・八メートルから三・六メートル、大半は一・二メートルから二・二メートルぐらいの不整円形（隅丸方形～楕円形に近いもの）で、深さが九十センチから百二十センチぐらいの穴で、底に砂や木の葉や枝を敷きつめて木の実を入れ、上に多量の木の葉をのせて覆蓋とし、さらにその上に木材や石塊をもって押えとしたようなものであった。中には木の葉とアンペラ状の編物で木の実の覆としたか、あるいは下段の木の実と上段の木の実とを区別したかに見えるものも存在していた。第二次（昭和四十五年）の調査では一つの貯蔵穴の外周に四本、他の一つに一本の、径約二～四センチの柱根が発見され、雨水を防ぐための簡単な小屋組みが作られていたことが推測されるに至った。食糧としての木の実がこのような貯蔵穴に保存されていた例は、この時代の晩期の例ではあるが、鹿児島県日置郡吹上町黒川洞穴・岡山県赤磐郡山陽町南方前池遺跡・山口県熊毛郡岩田遺跡などが存在する。黒川洞穴では、長径六十五センチ・短径六十センチぐらいの不整円形を呈する深さ約十五センチぐらいの貯蔵穴にシイの実が多量に貯蔵されていた。前池遺跡では、直径一メートル前後の円形を呈する深さ七十～百三十センチの貯蔵穴が十箇所密集していて、そのほとんどが底に砂や木の葉を敷きつめてトチ・カシ・アベマキ・クリなどの実を入れ、その上に木の葉を二十センチぐらいつめ、さらにその上に木材を組んで、木の皮やアンペラ状の編物で屋根をふいたような状態のものであった。十の貯蔵穴から発見された木の実の量はおよそ三十石から四十石ぐらいもあったと推定されている。岩田遺跡では、直径一メートル、深さ九十センチぐらいの円形のものが二箇所発見された。ともに多量のホンガシ・シイなどの木の実を入れ、その上を木の葉のついた小枝でおおい、さらにその上に板の蓋を載せ石で重しをしたものであった。前池遺跡や岩田遺跡での貯蔵穴と貯蔵法は西有田町の坂の下遺跡のそれときわめて類似したものである。貯蔵法が入念であることは、一時的な保存というより、長期の貯蔵を意図したものと思われる。クリやシイの実は別として、カシやトチなどの実はその渋味を抜くためにも、長期間湿気のあるところに穴を掘って埋めておく必要があったのであろう。武雄地方の縄文時代の人びと（祖

先）も、この時代の他の地方の例証から考えて、狩猟や野生の植物の採取や川や、池の魚貝類の漁撈によって食生活をまかなっていたものと推測される。狩猟が行なわれたことは、市内の各地から弓矢につける石鏃（石のやじり）が発見されることによって明らかである。

九州地方の西北部における縄文時代晩期の土器は、古い順にいえば黒川式土器（前記の黒川洞穴出土のものと同様な土器）・山ノ寺式土器（長崎県南高来郡深江町梶ノ木通称山ノ寺遺跡出土のものと同様な土器。口縁部の付近や胴部などに貼付突帯をめぐらし、その上部に刻み目を施している）・夜臼式土器（原山式土器。福岡県粕屋郡新宮町夜臼遺跡や長崎県南高来郡北有馬村原山遺跡などから出土するものと同様な土器。壺形土器が増加し、深鉢形土器には口縁部に刻み目のある突帯をめぐらす）の三つに分けられている。武雄市内では黒川式土器は、小破片ではあるが東川登町袴野の丘陵から出土している。

稲作農耕は、日本では弥生時代から始まったというのが長い間の定説であったが、九州地方の一部では、すでに縄文時代の晩期ごろから開始され出したことが近年になって次第に明らかになってきた。唐津市枝去木女山遺跡や長崎県高来郡深江町山ノ寺遺跡などからは山ノ寺式土器の、同県同郡北有馬村原山遺跡や唐津市宇木汲田貝塚最下層などからは夜臼式（原山式）土器の、底部に籾痕のついたものが発見され、山ノ寺遺跡では多数の焼米が、宇木汲田貝塚では夜臼式土器に共伴したイノシシの頭骨の眼のくぼみの中から一粒の焼米が出土している。ただそれらの遺跡のほとんどが低湿地ではなく、高原あるいは台地上に立地するものが多い点から考えて、水稲栽培ではなく、陸稲栽培の農耕であると推測される。したがって、縄文時代の生業の主体は依然として狩猟・漁撈・野生植物の採取などの自然採集のものであったと思われる。

しかし、学者の中には、縄文時代でも、一部ではヤマイモ・サトイモ・ミズイモなどのイモ（芋）類やヒエ（稗）、あるいはクリ（栗）などの栽培が行なわれたのではないかと考える人も存在することを付記しておきたい。

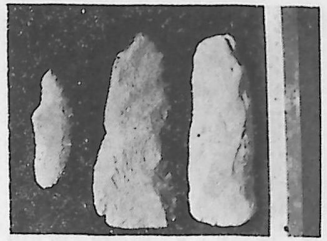

参考　神埼郡東背振村出土
石匙と石斧(右2つ)

(3) 器　具

当時の住居跡や貝塚から縄文式土器と共伴して出土することによって、当時の生活上の遺物であることの明らかなものには石器や骨角器などがある。縄文式土器と共伴して出土した金属器は全然発見されていないので、この時代までは金属器は全く使用されなかったものと思われる。土器は、初めは尖底の鉢形のものが製作使用されたが、平底または上げ底の深鉢となり、後には用途に応じたいろいろな形のものが作られた。土器は日本でも独創的に発明されたものか、大陸よりの文化の波及や人びとの移動に伴って製作使用されるようになったものかは明瞭でないが、縄文時代草創期の細隆線文土器と同様なものが、中国の東北部（満州）のチチハル付近で発見されているところをみると、この方面からの土器文化の波及が考えられる。土器は人間が物質の化学的変化を応用してつくった最初の道具である。粘土で形を作りあげ、火熱を加えて水分を蒸発させ、粘着力を喪失させて堅い結晶に変化させたものである。土器を作るようになったことによって、火で焼くか生のままでしか食うことを知らなかった人びとは、土器を用いて食料を煮沸することによって、今まで食べることができなかったものも食べることが可能になり、利用できる食料資源の範囲が著しく拡大した。しかも、今までよりも美味に・衛生的に・消化もよく食べることができるようになって、体質の改善、ひいては寿命の延長にも大きく作用したにちがいない。その上、土器の中に物を入れることができるので、食料の貯蔵用具として、また運搬用具として生活の上に大きな価値をもった道具であった。

石器には打製のものが多いが、磨製のものも存在する。武雄地方でも縄文時代の石器はほとんど打製のものであるが、磨製のものとしては橘町潮見神社付近から、毛利潮氏によって発見された石斧がある。石器は旧石器時代のそれに比べて用途に応じていろいろなものが作られていることが目だって、そういう点にも文化の進歩がうかがわれる。狩猟用具～戦闘用具としての弓の矢竹の先につける石鏃・木や竹の柄をつけて手槍～投槍とした石槍（いしやり）、木工具や土掘り道具としての石斧（いしおの）、橘町おつぼ山神籠石第一水門北方山道において阿高式土器や石鏃などと共に発見されたような、動物や樹木の皮をはいだり肉を切ったりする小刀としての石匙（皮剥）、若木町池ノ平東北方九十九谷丘陵において押型文土器や石鏃と共に発見されたような、木の実などを磨りつぶすための丸い扁平な塊状（～石瞼状）の磨石・平たい大きな石の真中をくぼめた石皿などがある。磨石の中で小さいものは、生乾きの土器の内面を滑らかに磨くための用具であったかもわからない。漁撈の道具には骨角製の釣針や銛・漁網につける石錘（錘石）や土錘などがある。石錘には、径四～八センチの扁平な楕の長軸の両端に、樹皮などの繊維で作った糸で編んだ漁網に結びつけるための紐をつける打ち欠きがあるものが多い。扁平な土錘はこれと大体同じ形態であるが管状の土錘も存在する。石錘や扁平な土錘は網の錘としてでなく、糸を撚ったり、編物を作るときの錘であったかもしれない。佐賀県下では西唐津海底遺跡からは石錘や管状土錘や骨角製の針や尖頭器が、西有田町坂ノ下遺跡などからは扁平な円形の土錘が発見されている。石製や土製の耳飾、貝製の腕輪、石製骨角製の髪飾や首飾などの装身具も用い

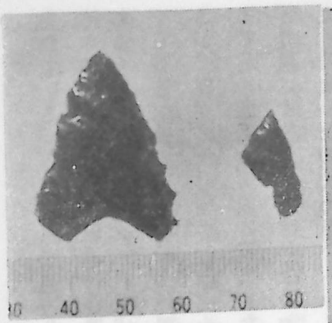

池ノ平遺跡出土石鏃

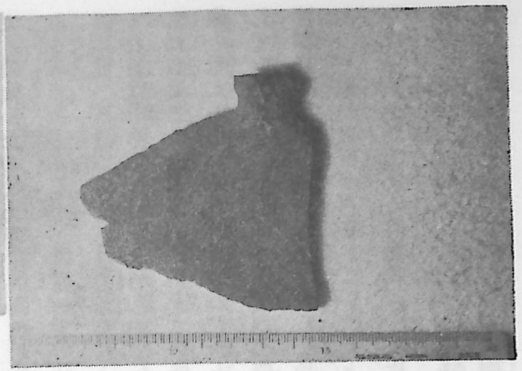

おつぼ山発見石匙

られている。西唐津海底遺跡からはイノシシ（猪）の牙に孔を通した首飾としての牙製勾玉、唐津市佐志町笹尾遺跡や神埼郡東背振村戦場ケ谷遺跡からは滑石製の玦状耳飾（径五センチ内外の扁平な環状の石の一箇所に切れ目のあるもの）が発見されている。

旧石器時代末期の有舌尖頭器の小さいものは、弓の矢の先につける鏃として用いられたものではないかと思われるが、縄文時代の細隆起線文土器や爪形文土器の次の時期からは、鏃の形を整えた明確な石鏃が数多く発見される。弓の使用は狩猟に画期的な進歩をもたらしたものである。弓矢を使用することによって、それまでは、ほとんど食糧にすることもできなかった鳥や、人間を恐れて近ずかない獣や恐しい獣を危険なしに獲得することができるようになったのである。

(4) 衣服

衣服は、その材料が腐朽しやすい性質のものであるから、この時代の衣服がどのようなものであったかを具体的に知ることは困難であるが、この時代に作られた土偶（人物または動物をかたちどって焼いた土製品で、呪術的な神像と考えられている）の中の人物土偶から推測すると、筒袖で前合わせである上衣と、ズボンのようなものを着用していたらしい。しかし、土偶の姿ははなはだしく文様化されたものであるから、確かなことはわからない。西唐津海底遺跡から発見されたような骨製の針が存在すること、撚糸や縄をころがして施文した土器が存在することによって撚糸などが存在していたことを知り得ること、西有田町坂ノ下遺跡などから編み籠や紐とともに糸に撚りをかける整速器である紡錘車（土器片利用の直径四・五センチ～六センチ、厚さ五ミリ～一センチの円枝状を呈し、中央に径八ミリぐらいの孔があるもの四個）が出土していることなどによって、樹皮や毛皮を糸で縫い合わせた、人物土偶から考えられるような衣類や、編物のような衣類が存在したことが推考される。なお、この時代の後晩期ごろの土器（黒川式土器～山ノ寺式土器）に布目の圧痕のついたものが唐津市の枝去木女山・佐志町笹尾その他から発見されているから、少なくとも後晩期には織布が作られていたことは確実である。

(5) 住居と集落

縄文時代の住居は、竪穴住居と平地住居がおもであるが、自然の洞穴や岩陰などを利用した洞穴住居や岩陰住居も存在した。竪穴住居は、地表面を円形や方形や楕円形・長方形などの形に五十センチ前後掘りくぼめて、その底を土間の床として、床面のまわりに数本から数十本の木の柱を掘り立てて、棟木や横木や垂木のようなものをわたして組み立て、上に柴草や草カヤ・木の皮などで屋根をふき、土間あるいは屋外に石囲みなどをした炉を設けたものである。平地住居は地表面にじかに柱を掘り立てて屋根をふき、内部に炉を設けた形式のものである。そのほかに床面に石を敷きつめた敷石住居と呼ばれるものもある。竪穴住居も平地住居も、広さは普通十五～二十四平方メートル位で、五～七人前後の家族が住んでいたらしい。

佐賀県下で、その形態の明確な縄文時代の住居址は、東松浦郡相知町千束や西松浦郡西有田町山本などで発見されたものがある。千束新田の住居址は竪穴住居址であって、押型文土器や曽畑式土器が出土したものであるから、早期末か前期前半の時期のものである。径二・六メートル、深さ七十センチのほぼ円形を呈し、底面の周壁に沿って、四十二本も柱を掘り立てた証拠の柱穴があり、床面のほぼ中央には石囲いの炉が設けられていた。このような平面が円形の竪穴は円錐形の屋根をもった竪穴住居であったと考えられる。山本伊古石の第一遺跡で発見されたものは、内部からは土器は発見されていないが、格子目文の押型文土器が出土した第二遺跡との距離が僅かに十メートル余りしか離れておらず、また両遺跡の石器類（石鏃・石刃・ナイフ形石器・掻器・錐器など）に類似点が見られるので、第一遺跡の住居址も押型文土器の時期である縄文早期のころのものと推定される。住居址の残存部分か

ら推定された規模は二・四メートル×二・八メートル余りの方形プランのもので、深さは浅く、十～二十三センチ余りで、径十～二十センチ・深さ十センチぐらいの小さくて浅い柱穴が各辺にそれぞれ三箇所ずつ計九箇所存在したものであった。この住居址にも、長軸線のほぼ中央で、やや片側に偏したところに、径五十センチ余りの不整円形の炉の跡が存在していた。この第一遺跡の住居址は竪穴住居と考えることもできるが、深さがきわめて浅いところから、平地住居の床面を少し掘りくぼめたものと考えることもできる。このような平面が方形ないし長方形のものは、棟木を利用して入母屋造りか切妻造りかの屋根をもった竪穴～平地住居であったと推定される。平地住居址は晩期のものが唐津市枝去木の女山遺跡などで発見されている。

武雄市内では、この時代の具体的な住居址はまだ発見されていない。しかし、前記のような縄文式土器や当時の石器、ならびに黒曜石・サヌカイトなどで石器を製作したときにできた黒曜石・サヌカイトなどの石屑が多く発見されるところは、多くは当時の人々が生活した場所であるから、そのような場所には住居址が発見される可能性があるといえる。特にそのような場所の道路に沿う崖などの赤土の上部に、長方形に黒土が埋まっている部分があって、赤土に接する底の部分に土器の破片や石器・石屑・木炭屑・灰などがあれば、それは道路の開設によって竪穴住居址が切断され、その断面が露出しているものと一応推定してよいことを付記しておきたい。

同じ形式（単一～数形式）の土器が発見される同じ時期の住居址（竪穴住居址・平地住居址）が群をなして見出されることが多いので、当時の人々も集落（村）を形成して共同生活を営んでいたことは確かである。戸数は数戸から二十戸ぐらいが普通である。狩猟や野生植物の採取・漁撈が経済生活の基礎となっていたので、一般に集落は飲料水や狩猟・野生食用植物の採取・漁撈などの獲物が得やすく、日当りのよい山麓や森林のへり、海辺や河岸の台地などに形成されることが多かった。武雄市内で縄文式土器や石器、石屑などが発見され、当時集落が存在したと推定される場所もほとんどそのようなところである。

縄文時代のはじめのころの住居は、はっきりした痕跡が残らないような簡単な小屋掛け程度のものが多く、集落を構成する戸数も少ない。また、そこから発見される遺物も少なく、土器にしても、時間的に接続する数形式のものが発見されることは少なく、当時の生活が定着性に乏しいものであったことを示している。しかし、早期末～前期以降になると、竪穴住居がしだいに一般化するとともに、集落を構成する戸数も漸増している。また集落の形成された一地区において、時間的に接続する三形式前後の土器が出土するところがあったり、遺物も多く発見されるところがあったりする点から考えると、同一場所に相当長く定着的に住したものもあったようである。それに、気候が温暖化して、豊富な植物性食糧を提供する広葉樹（闊葉樹）林が発達したことや、海進の進展に伴って魚貝類にとって格好のすみかである溺れ谷が各地に形成されたこと、あるいは磨製石斧の発達によって建築用材の加工が容易になったことなどがその大きな原因であろう。しかし、一般的にいって、縄文時代の集落は弥生時代のそれに比べると、規模も小さく、また鳥獣・木の実その他の野生食用植物・魚貝類の得やすい場所を求めて転々と住居を変えることが多かった移動性の強い生活であった。食糧を自分たちで生産することは少なく、右のような自然物を食糧とすることがほとんどであった生活では、一場所に多人数が住んだり、長期間定着的に住むことが困難であるからである。しかし、食糧に恵まれた時期や場所では、ある程度の定着的な生活が営まれ、規模の大きい集落が成立したこともあった。



相知町千束竪穴住居址（白の立棒は柱穴を示す。）

(6) 墓制

熊本県宇土市宮ノ荘の轟貝塚・広島県尾道市高須町太田貝塚その他で、一定の地域から前期以降の縄文式土器を伴って、数十体の人骨が発見されている例がある

ことから考えると、少なくとも前期以降では共同墓地が営まれるようになったことがわかる。死者は単に遺棄することなく、住居に近いところの地下に穴を掘って埋葬されている。手足を伸ばしたまま埋葬した伸展葬もあるが、下肢の位置を膝の位置で強く折り曲げた、うずくまったような姿勢で埋葬した屈葬が一般的である。しかも屈葬の由来については、死者の霊が死体から抜け出して悪霊となって人々に危害を加えることを恐れ、それを防ぐための呪いであろうとか、胎児の姿にして再生を願うためだとか、さまざまな意味づけが試みられていて定説はない。副葬品は弥生時代以降のような個人の富や権力を示したような特別なものは存在していない。あっても被葬者が生前身につけていたと思われる貝輪（貝製腕輪）、骨角や土製や玉製の作りやすい腰飾・耳輪などの装身具にかぎられている。佐賀県下では、縄文時代の埋葬方式のわかる人骨はいまだ発見されていない。

(7) 社会組織

同じ住居址が群在しているので、集団生活が営まれていたことは明確である。知能〜文化も幼稚であったこの時代では、個人の力はきわめて弱く、社会の生産力も低かったので、きびしい自然を克服して生きていくためには、多人数の協力が必要であったので、ある程度の集団生活が行われたのである。

しかし、住居址の規模や遺物には、ほとんど差がなく、特に立派な（大きな）住居は見られない。また死者を葬るのもみな同じ扱いで、一部の人だけの墓が特に立派な設備をしたり、質的にも量的にも特別な副葬品が供えられた例はほとんど発見されていない。これらの事実から考えると、集落（集団）には貧富の差や身分の上下はまだ発生していなかったと思われる。長老や経験に富んだものが統率者の地位を世襲することはなかったものと考えられる。集落（集団）どうしの間には、狩場や木の実採取場や漁場や石器の材料採取場などをめぐっての闘争が行なわれたこともあったろうが、交易も行なわれていた。同じ形式の土器や産地の限られた黒曜石やサヌカイトが石器の

材料として、旧石器時代と同様に、相当広範な地域に分布していることは、当時の人々の移動・交通・交易・文化の交流などが相当広範囲に行なわれたことを示すものといえよう。隆線文土器・爪形文土器、あるいは若木町九十九谷丘陵出土のような押型文土器が九州地方から関東地方・北陸地方にまで分布していること、朝日町笹尾出土のような曽畑式土器が佐賀県・長崎県・福岡県・熊本県・鹿児島県さらに種子島その他の薩南列島方面にまで分布し、朝鮮半島からアジア大陸北部の櫛目文土器と同系統の土器であること、橘町おつぼ山出土のような阿高式土器が九州全域に分布すること、多久市山崎〜下鶴・大町町鬼ケ鼻・武雄市柏嶽などのサヌカイトが石器の材料として、佐賀県東部や長崎県方面にまで分布していること、伊万里市腰岳の黒曜石が同じように石器の材料として、佐賀長崎両県はもとより福岡県・山口県にまで運ばれていることなどはそうしたことが行われたことを裏づけるものである。

四 弥生時代

(一) 縄文時代人と弥生時代人との血統

弥生時代とは、後に「(三)弥生式土器と弥生時代」の項で記すような弥生式土器を作って使用した時代のことである。武雄市内のあちこちの丘陵や平地でもよく見かける、赤褐色や淡褐色の素焼の土器（完形品・破片とも）の大半は弥生式土器である。丘陵やその縁辺での道路や宅地その他の造成工事の際などに、右のような色あいの素焼の大きな二つの甕の口と口とを合わせて埋められているのを発見するが、そのような甕や、それと共伴して出土する同様な色調の土器が弥生式土器である。

地中において、縄文式土器の包含されている層よりも上層から発見される土器の中で、最も下層から発見される土器は弥生式土器である。したがって、縄文式土器を製作使用した時代の次の時代は弥生式土器を製作使用した弥

生時代であることは明らかである。しかし、大部分の縄文時代人と弥生時代人の大部分とが血統的につながりをもつものであるか、血統を異にするものであるかについては、従来意見はまちまちであった。

文化と人種とは一致するものとは限らないが、縄文時代の晩期と弥生時代の前期の文化や風習には、人種の一致を考えさせるほどの共通点があまりにも多い。その主なる点をあげると、福岡市那珂町板付遺跡出土の土器を標式とする最古の弥生式土器である板付式土器と、最晩期の縄文式土器である夜臼式土器とは共伴して出土する場合がきわめて多い。佐賀県下でも、東松浦郡浜玉町五反田・唐津市宇木の汲田や鶴崎・同市柏崎の石蔵・小城郡三日月村中学校校庭・藤津郡大良町大浦の野崎などの遺跡はその好例である。右のうち浜玉町五反田の例は、支石墓の下に埋葬されていた合口甕棺の、下の方が板付式土器の壺で、上の方が夜臼式土器の鉢であった。しかも共伴するばかりでなく、板付式土器は製作技術や焼き方には進歩がみられるが、形態には夜臼式土器の特徴を残している。また初期の弥生式土器には新しい大陸系統の磨製石器と共に縄文時代からの打製石器が伴っている。縄文時代に盛んであった成人の仲間入りをしたしるしとして行なわれたらしい切歯や犬歯を抜く抜歯の風習も弥生時代の前期の人に受けつがれていることが多い。両時代の頭骨や四肢骨などの骨格上の違いの多くは、文化の向上によって、食糧獲得その他における労働が軽減され、それに伴って筋肉の緊張も軽減され、筋肉につつまれている骨の形状も変化することを考えると、人種を異にするものではないといわれる。要するに、弥生時代の人々の絶対多数は縄文時代晩期の人々の子孫であって、大陸から移動してきて、先住の縄文時代の人々を駆逐したものではないということができる。

(二) 長身族の渡来

同じ弥生時代でも、中国の漢代の青銅鏡四面（同じ丘陵の北方約五百メートルのところから発見されたものをい

れると六面）や鉄製素環頭太刀・銅鏃・多数のガラス製の管玉や小玉・二十数個の貝製腕輪（貝釧）など、弥生時代としては実に貴重な品々を共伴した神埼郡東背振村三津永田遺跡の人骨男女合計三十九体や、山口県豊浦町土井ケ浜遺跡の人骨男女合計九十体を調査（金関丈夫博士・牛島陽一博士による）した結果では、北九州地方の人々は面長の中頭型で身長が高く、南九州地方の人々（鹿児島県種子島広田遺跡の人骨による）は顔が丸い短頭型で、身長は北九州の人々よりも低いという地方差が見られるという。その北九州地方（山口県を含む）の弥生時代の人々は縄文時代の人々（身長平均値男子で百六十・二四メートル）よりも平均値で約三センチほども身長が高く、男子で平均値百六十三・二三メートルであったといわれる。ところが、弥生時代の次の古墳時代の人々の男子の身長平均値は百六十一・四五メートル、現代北九州人の男子の身長平均値（東背振村などの調査による）は百六十・二〇メートルで、しだいに年代が新しくなるにつれて身長は低下し、縄文時代人と大差のない身長になっている。弥生時代の北九州の人々の身長が高いのは、朝鮮半島方面から新しく渡来した身長の高い人々の血を多分に受けた結果（結婚による混血）ではないかといわれている。やがて身長が低下するのは長身の人々の体質的特色が絶対数の多い縄文時代の人々の子孫の体質のなかに溶解してしまったからである。

(三) 弥生式土器と弥生時代

(1) 弥生式土器の一般的特徴

明治十七年（一八八四）、現在の東京都文京区弥生町にあった貝塚から、縄文式土器といろいろな点で異なる土器が発見されて、学者の関心を高めた。その後の層位的調査研究の結果、その類の土器が製作使用された時代が縄文時代に続くことが判明したので、これと同系統の土器を、弥生町の地名にちなんで弥生式土器と呼ぶようにな

った。弥生式土器は素焼の土器である点では縄文式土器と変りはないが、色調・形態・文様・製作技法・機能用途などの上に、さまざまな進歩がみられる。前期の弥生式土器には灰褐色にくすんだ色調のものが多いが、中期以後の土器は焼き方が進歩し、摂氏九〇〇度前後の火熱で焼成したものらしく（関東地方の土器を資料とした場合は五〇度前後と考える人もある）、硬さも増し、粘土の酸化の度合いも進んで、赤褐色または淡褐色の明るい感じのものが多い。しかし、その窯の多くはただ平地をくぼめた程度のもので、特別な設備の窯ではなかったものと考えられている。原料の粘土も精選されたものが多く、器壁は大型品でも薄く均質で、文様はあっても簡素（無文のものが多い）であるが、どの土器も左右相称の均整のとれた形の美しさをもっている。弥生式土器には糸切り底のものは見当らないので、現在使用されているような製陶用の速度の早い轆轤は用いられなかったと思われる。しかし器壁が均質で、器形が左右相称の均整のとれたものであることは、轆轤の前身ともいえる回転させながら形を作る回転台程度の道具を使用して成形したことを推測させる。このことは櫛描文様の施文方向や、土器の表面に整然と ついている筋目から考察されることである。回転台の使用は土器製作の能率を高め、多量生産を可能化して、人口増に伴う土器の需要にも対応することができたのである。

弥生式土器のもう一つの特色は、弥生時代のどの時期のものでも、またどの地方のものでも、用途（機能）に応じて器形がはっきり分化し、しかも、それらの器形の土器が一つの組み合せ（一セット）として同時に用いられていることである。そのことは、それらの器形の土器がほとんどの遺跡から共伴して出土することによって明白である。その基本となるものは、ものをたくわえる貯蔵用としての壺と、水や食物を沸かしたり煮たりする煮沸用としての甕と、食べ物を盛る供膳用としての高坏（皿に脚をつけたような形のもの）の三つであるが、これに以上の土器などをのせる器台や鉢などが加わっている。壺は良質の粘土を用いて素地を密にして湿気を防ぐ工夫をし、磨きあげたり、文様や丹塗で装飾をしたものが多いのは、この土器が物の貯蔵用であることを物語っている。甕や深鉢

は粗製で飾りも少なく、下部が赤く焼けたり、外面に黒く煤が付着したり、内面にこげついたものが炭化して残っているものが少なくないのは、これらの土器が炊事（煮沸）用の土器であったことを示している。しかし高さが一メートル以上や、口径が三十センチを越えるような大形の甕は煤などの附着していないので、水甕もしくは物の貯蔵用その他に用いられたものと思われる。北九州地方には、後で記すように、大甕を死者埋葬用の棺とした甕棺が多数存在している。高坏にも丹塗を施した美しいものが多く、供膳用（供献用）としての性格が現われている。器台は鼓から両方の張皮をとったような鼓形の土器である。その他に食器としての浅鉢や皿、蒸器としての甑なども存在する。甑は甕形や深鉢形の土器の底に一つあるいは数個の小穴をあけたもの（全てが甑とは考えられないが）で、内側の底に目の細かい編物か布をしき、米などの食物を入れて、水を入れた甕の上にのせ、下から火をたいて、熱湯のたぎる下甕からたちのぼる蒸気を甑の底の穴を通して内部の食物を蒸すための用具である。甑をつかわずに、甕や深鉢などで煮たり炊いたりして食べることも多かったと考えられる。

(2)　弥生式土器の編年

層位的な発掘調査の結果や、共伴して出土する製作年代の明らかな大陸製金属器（銅鏡・貨泉その他）などからみて、弥生式土器にも縄文式土器と同様に、器形や文様などの上に時間的な、地方的な変化がみられる。詳細は専門書にゆずるが、北九州地方、特に筑紫平野地域における弥生式土器の各時期のおもなる型式名を古いものから順に示すと次のとおりである。

- 前期＝板付Ⅰ式・立屋敷式（板付Ⅱ式）亀ノ甲式（下伊田式）…これらは遠賀川式と総称されることもある。
- 中期＝須玖式（須玖Ⅰ式・須玖Ⅱ式）
- 後期＝高三瀦式―西新町式（西新式）



貨泉（京都府函石浜出土）

板付・立屋敷・亀ノ甲・下伊田・須玖・高三瀦などは全て、それぞれの型式の土器の標式となった土器の出土した福岡県内の遺蹟の所在地名である。板付は板付空港のある福岡市那珂町板付、立屋敷は遠賀郡水巻町立屋敷、そのうち、弥生式土器の中の中期後半の土器（須玖式土器など）には前漢（西暦紀元前二〇二―西暦八）時代の後半に鋳造された内行花文鏡や重圏文鏡などが共伴する。後期前半の土器には、新を建国した王莽が西暦一四年から鋳造し、王莽の没落後二年（二五）に廃止された「貨泉」と呼ばれる銅銭や、その新の時代から後漢（二五―二二〇）の時代にかけて鋳造された方格規矩四神鏡や後漢初期の流雲文帯五獣鏡・四螭鏡などが共伴している。前期の土器には今のところ、このような年代推定の有力な参考資料となる銅鏡・銅銭の共伴出土は確認されていない。しかし縄文時代晩期末の夜臼式土器と共伴する例の多い弥生式土器前期初頭の板付式土器は、唐津市宇木汲田貝塚での放射性炭素による年代測定では西暦一九五〇年（C^{14}による年代測定は国際協定によりすべて一九五〇年を基準とする）から数えて二千二百四十年前―誤差プラス～マイナス五十年―という数値であった。これを現在からの西暦年代に換算すると紀元前二九〇年プラス～マイナス五十年ぐらい（西暦紀元前四～三世紀）となる。

今これらの銅鏡や銅銭がわが国にもたらされるまでの若干の期間や、日本での伝世期間などを考慮すれば、だいたいにおいて

前期＝西暦紀元前三世紀ごろから紀元前一世紀初ごろまで

中期＝西暦紀元前一世紀前半ごろから紀元後一世紀初ごろまで

後期＝西暦一世紀前半ごろから三世紀ごろまで

と推定することができる。すなわち、弥生時代はおおむね西暦紀元前三世紀のころから紀元後三世紀のころまでにわたる期間と考えられる。

なお、右に記したもののうち、銅鏡は、内行花文鏡の一つである内行花文明光鏡（内行花文昭明鏡）が杵島郡北方町椛島山で、弥生時代の箱式石棺から、貨泉は、現品は武雄中学の火災の際に亡失してしまっているが、武雄市武雄町小楠祇園社境内と杵島郡北方町東宮裾において、ともに弥生式土器の甕棺から副葬品として発見されている。それらの歴史的意義については後で記することにする。

㈣　大陸の情勢

わが国が長い石器時代の段階にあったころ、中国では、紀元前十七～十一世紀ごろの殷の時代に、漢民族はすでに青銅器を製作使用していた。それが次の周の時代（紀元前十一～三世紀末）の後半の春秋戦国時代の春秋の末（紀元前五世紀ごろ）には早くも鉄器の使用をはじめ、紀元前三世紀には東アジア最初の統一国家である秦が成立し、そのあとをうけた漢も統一国家を形成し、大いに国力を進展して、その勢威を四方に張った。この漢時代には鉄器の使用が普及するなど文化の著しい発展がみられたので、その進んだ文化は各地に広まった。

いっぽう朝鮮半島方面では、中国の戦国時代のころには、ツングース民族の一種と考えられる貊族や濊族が東満州から北朝鮮にわたる地方に住み、南朝鮮には韓族が居住し、ともに石器時代の文化段階にあった。しかし、戦国時代に戦国七雄の一つとして、現在の北京を都とした燕の国が南満州から朝鮮北部に勢力を伸ばし、また戦国の動乱におびえた漢民族の北朝鮮への移住も行なわれたので、漢民族の文化がしだいに朝鮮半島に及ぶようになった。王朝の交替時とか政治的混乱時には、多数の流民が発生し、生活の安定を求めて、それぞれ他地域に流出する。燕の国の貨幣と考えられる表面に「明」の字を有する刀子形の銅貨である明刀銭が、北朝鮮各地や南朝鮮の全羅南道の康津から発見され、またわが沖縄県の那覇市城岳の縄文時代貝塚からも発見されていることは、戦国時代におけ

る漢民族文化の東方波及を示すものである。

紀元前三世紀半には秦代末期の戦乱のため、北中国方面から漢民族の北朝鮮への移住が活発となり、大同江と鴨緑江の間に漢民族を支配者とする植民国家が成立したようである。殷の王朝の一族の箕子が建国したと伝えられる箕氏朝鮮国などはそのような国家であった。紀元前二〇六年には、同じ漢民族の燕王の一族の衛満が建て、今の平壌に都した植民国家である衛氏朝鮮国がこれに代わり、その勢力は南朝鮮にも及んだ。この衛氏朝鮮国は漢と匈奴に共に朝貢した。満州・蒙古・中央アジア方面を領土とした遊牧民族国家の匈奴は、西方の遊牧民族スキタイ人のすぐれた青銅器文化を受け入れていたので、朝鮮半島には漢の鉄器・青銅器文化とともに、スキタイ民族の青銅器文化も影響を及ぼすことになった。しかし、中国の漢が武帝のとき大いに国力を進展し、四隣に版図を広げるに及んで、漢に従順でなかった衛氏朝鮮も紀元前一〇八年に滅ぼされた。漢は直轄植民地として、今の北朝鮮の首都平壌附近を中心とする楽浪郡（大同江・清川江流域から鴨緑江下流に及ぶ）・臨屯郡（江原道　咸鏡南道方面）・玄菟郡（鴨緑江中流方面）・真番郡（忠清・全羅道方面）の四郡を設置したので、朝鮮半島の大部分は漢の領土となったのである。これらの直轄植民地の四郡には、優れた文化をもった漢民族の官吏や軍隊が派遣され、一般の漢人の移住も行なわれた。四郡中最も重要視されたのは楽浪郡であった。楽浪郡は他の三郡が改廃された後も、西暦三一三年高句麗に滅ぼされるまで、東方支配の重要拠点として、漢民族の国家によって受け継がれて、政治的にも文化的にも一大中心として存続繁栄した。このように四郡設置以来、楽浪郡を中心に栄えた漢文化は、漢の強勢に伴い南朝鮮やわが国にも大きな影響を及ぼした。後漢末にいたって、南満州方面の有力豪族の公孫氏によって楽浪郡は接収され、その南を



漢の四郡と朝鮮半島

割いて、西暦二〇四年新に帯方郡（今の黄海道南半と京畿道北半）が設置された。郡の役所はもとの楽浪郡帯方県―今の黄海道鳳山郡文井面土城里にあった。

㈤　弥生文化の特色とその源流

弥生式土器が製作使用された時代（弥生時代）の文化は「弥生文化」の名をもって呼ばれている。この弥生文化の時期の前半にはなお石器も製作使用されているが、縄文時代の文化（縄文文化）に比し、特に主要な文化上の進歩（特色）は、水稲農業と金属器の使用が始まったことである。

弥生時代前期の遺跡はアジア大陸に最も近い西日本にかぎって分布し、その初頭の遺跡は西日本の中でも、最も大陸に近い北九州に分布している。西日本の弥生時代の遺跡からは前記～後記のような中国製や朝鮮製の金属器が弥生式土器と共伴して発見されることが多い。それらの金属器の中で最古のものは、現在までの発見例では前漢時代の中国や朝鮮での製品に限られており、その後の金属器には日本で造られたものも数を増すが、後漢時代の中国や朝鮮での製品も多い。また後で詳記するように水稲農耕も金属器の普及に並行して普及してゆく姿をみせている。その前漢時代から後漢時代にかけては、文化の発達した中国の勢力の朝鮮半島への進出が著しかったことはすでに記したとおりである。最古の弥生式土器である板付式土器と最末期の縄文式土器である夜臼式土器とが共伴して出土することが多いこともすでに記したとおりである。これらの点からみると、弥生文化は縄文文化が自然に成長したのではなく、大陸文化の影響のもとに、まず北九州に成立し、質的な変換をなし、しだいに全国に広まっていったものと考えられる。もっと具体的にいえば、水稲農耕や金属器という新しい要素をもつ弥生文化の成立と発展には、前に記した長身族の系統の人たちの移住が大きな作用をなしたものと考えられる。

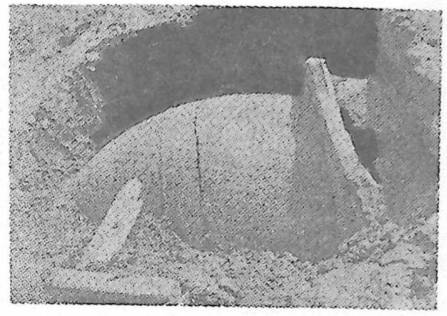

橘町釈迦寺出土石蓋甕棺

㈥ 郷土の弥生時代

(1) 郷土の主なる遺跡と遺物の概要

- 武雄町富岡の小楠の祇園山一帯…須玖式～高三潴式の土器・合口甕棺・石蓋甕棺・貨泉
- 武雄町永島の野間峠附近…須玖式土器・石庖丁
- 橘町小野原のおつぼ山神籠石第一水門西方列石線外南斜面農道附近…須玖式土器の合口甕棺・石蓋甕棺
- 橘町釈迦寺…須玖式～高三潴式土器の甕棺
- 橘町小野原集落西南方の水田…須玖式～高三潴式土器
- 橘町南楢崎台地…須玖式土器・合口甕棺
- 橘町上野の玉江の粘土採土場…銅鉾
- 朝日町南上滝ダム南側一帯…須玖式土器・合口～石蓋甕棺・磨製石斧・石庖丁井細形銅剣・磨製石剣・石鏃
- 朝日町高橋の永吉…須玖式土器・合口甕棺・有柄石剣
- 朝日町甘久の外久保…箱式石棺
- 朝日町甘久バス停留所附近台地…甕棺
- 朝日町中野の笹尾山附近…箱式石棺

武雄市内では、まだ板付式は発見されていないが、近郊の北方町橋下の蔵堂附近からは、川内正治氏によって板付Ⅱ式（立屋敷式）土器の破片が発見されているので、須玖式土器よりも古い板付式土器も発見される可能性は存在する。

(2) 水稲農耕の伝来

水稲農耕の開始と発展　縄文時代の末期には北九州の一部で稲作農耕が行なわれ出したことは、「縄文時代」の項ですでに記したとおりであるが、それが陸稲であるか水稲であるかはいまだ明らかにされていない。しかし、その籾の跡のついた縄文末期の土器や、縄文末期の土器と共伴した炭化した米が発見されたところは、佐賀県の上場地方や長崎県島原半島雲仙火山の中腹部その他平野部から離れた丘陵の水の乏しい地方であってみれば、陸稲である可能性が強いようである。

これに比して、弥生時代には明確に水稲農耕が行なわれた。平野の内部や平野周縁の丘陵から籾の圧痕のある弥生式土器や、弥生式土器と共伴して炭化した米や木製の鋤・鍬や石庖丁と呼ばれる石製の稲の穂摘器・石鎌・脱穀するための木製の臼や竪杵などが出土することによって明らかである。佐賀県内で



小城郡三日月町土生遺跡出土
（上は住居の木柱、下はまた鍬）
県教育委員会提供

も籾の圧痕のある弥生式土器は神埼郡千代田町詫田貝塚・佐賀市成章町成章中学敷地地下八尺の遺跡などから発見されている。鳥栖市田代町柚比の梅坂には、火事で焼けたと判断される焼け米のつまった弥生時代の竪穴式貯蔵庫が発見されている。

西村隆司氏によって発見された小域郡三日月町土生遺跡は弥生時代中期の大遺跡で、その発見と県教育庁社会教育課文化室の佐大考古学研究会の協力による調査(柴元静雄氏指導)の結果は、昭和四十六年度における佐賀県の原始古代史研究上の最大の収獲であった。その土生遺跡からは炭化米(焼けた米)・木製の平鍬・二本歯や三本歯のまた鍬・鋤・石庖丁・竪杵などの多数の農耕遺物が、多くの弥生式土器や竪穴住居址とともに発見されて、当時の水稲農耕の実態を示してくれた。また鍬は水切りがよく軽いので、水田の耕起には最適の農器具である。石鎌は木の柄をとりつけるようにした石製の鎌で、神埼郡千代田町詫田貝塚・同郡三田川町吉野ヶ里・佐賀市金立町大門など、平野の中や平野周縁部の遺跡から発見されている。石庖丁は文字のような庖丁ではなく、図示したような扁平な板石でつくった手のひらにおさめうるか、それよりもやや大きい幅の半月形(〜長方形)の磨製石器で、背に近く二個の小孔があって、その穴に紐を通し、この紐でできたワナを指かけとして石庖丁をうまく掌中にそわせて、稲の穂を摘み切るための農器具である。背の反対側の下縁には刃がつけられていて、刃には外弯形・内弯形・直線形などがある。石庖丁は中国の北部や東北部・朝鮮・台湾各地など乾燥地農業地帯を含む東アジア農耕地域に広く分布している。石庖丁の石質はほとんど輝緑凝灰岩・頁岩・安山岩・砂岩・粘板岩などである。石庖丁は、県内でもほとんどの弥生時代の遺跡から完形品や破片が発見される。武雄市内でも、国平健三氏によって、武雄町永島の野間峠付近から砂岩製の石庖丁の破片が発見されていて、武雄平地における弥生時代水稲農耕の一端をうかがうことができる。潮見川沿いの平地には、土生遺跡のような、当時の農耕集落の埋没があるかもわからない。小野原集落西方の、弥生式土器の破片が多数発見される水田地域一帯はその可能性の最も高いところである。長崎県壱岐原ノ辻遺跡で

は、下層の中期後半の弥生式土器包含の層からは石庖丁が磨製石剣などとともに発掘されたが、上層の後期前半の弥生式土器包含の層からは鉄製の鎌・鋤・鍬先などが貨泉と共伴して発掘されて、弥生時代における時間的な農器具の質的変遷が明示された。そのほかに、大分県国東半島の安国寺遺跡・滋賀県琵琶湖畔の安土町大中の湖南遺跡・静岡市登呂遺跡・静岡県沼津市の沢田遺跡、同県韮山村山木遺跡などでは、多くの弥生式土器や住居址・木製農器具などとともに、崩壊しないように両側に杭を打ち込んでかためた畦道で区画した、水田址さえも発見されている。前記の土生遺跡は短期間の調査であったため水田址は確められていないが、次回の大調査では発見されることであろう。また三養基・神埼・佐賀・小城・杵島の五郡にわたる佐賀〜杵島平野には無数の弥生式遺跡が存在しているが、このような集落の平野内部への進出は前代の縄文時代にはほとんど見られなかった現象である。水がかりを必要とする水稲農耕の開始と進展が住居〜集落の低地への進出を促進させたのである。水稲農耕が進展したのは、水稲農耕は収穫が確実で、籾は貯蔵(保存)が容易であるため生活が安定し、また狩猟や漁撈のような危険が少ないからである。

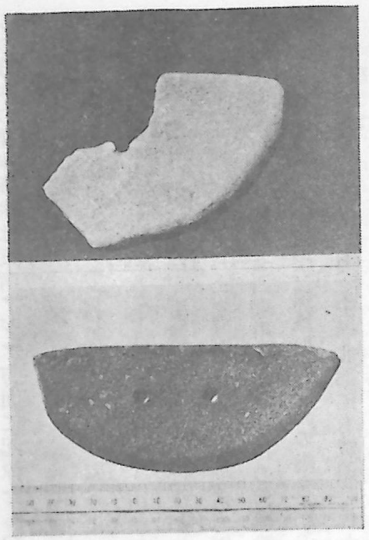

石庖丁(上武雄町野間峠出土破片 下 神埼郡千代田町上黒井出土)

水稲農耕の伝来経路 アジアにおける稲の原産地は、従来はインドとするのが定説であったが、野生稲がインドシナ・広東地方でも確認されたので、今日ではインド・インドシナ・中国広東地方などの広い地域にわたるものと考えられている。そして以上の地域に中国中部を加えた地方では、稲作は日本よりも古く、新石器時代の当初から広く行なわれていた。また植物学界では日本には本来稲は自生しておらなかったといわれている。したがっ

て、日本の稲作農耕は東南アジア方面に起源をもつものと考えられる。その伝播経路については①東南アジア→中国本土→朝鮮半島→日本、②東南アジア→中国南部→琉球列島→日本、③東南アジア→中国南部→中国中部（江南地方）→南朝鮮→日本、などの説があって、今のところ定説はない。しかし、江南地方には日本稲と同型の粳（ウルチ）（飯米）が卓越しており、イネの名称も安南・江南・南朝鮮・日本に共通性がみられる。中国の北部や東北部（満州）は畑作卓越地域といわれるが、全然稲作農耕が行なわれなかったのではない。中国北部の河南省洛陽の西方の仰韶（ヤンシャオ）遺跡は紀元前三〇〇〇年ごろの遺跡であるが、稲籾の圧痕のある土器片や土塊中にふくまれた籾が石庖丁などと共伴して出土している。陝（せん）西省西安市東都洪慶村の前漢時代の墳墓から発見された副葬品の陶倉の中からは、炭化米が発見され、洛陽近郊の漢代の墳墓の副葬品の陶倉にも、中に米を入れたことを記入したものが相当量発見されている。以上の例によってみても、中国北部にも戦国時代から漢代にかけて稲作農耕が、麦・粟（あわ）・黍（きび）・高粱（コーリャン）などの農耕と並行して行なわれていたことをうかがうことができる。九大の岡崎敬助教授の遺物と文献の上からの、東南アジア↓中国南部・中部↓中国北部の山東半島↓西南朝鮮↓日本、という稲作農耕伝播の経路の推定は有力な学説と思われる。また水稲農耕は低湿地で行なわれたので、木器の遺存度は高く、相当数の木製農器具が発見されている。しかも奈良県田原本町の唐古遺跡、大阪府安満（あま）遺跡などのような弥生時代前期の遺跡から多種類の木製農器具が発見されたことは、日本の水稲農耕は初期からある程度発達した技術段階のものであったことを物語り、先進地域での長い稲作の経験を経た後に伝えられたことを示している。

狩猟・漁撈・植物採取の副次化　水稲農耕が大陸から伝来してきたからといっても、すぐ従来の生業が廃絶したのではない。生活の安定度の高い水稲農耕は確かに加速度的に人々に受け入れられて進展したが、狩猟や漁撈や野生食用植物の採取は水稲農耕と並行して相当後まで行なわれ、しだいに副次的生業と化していった。中期や後期の弥生式土器の出る貝塚が日本各地に存在していることはその証拠である。それらの貝塚の中から、食べた魚貝や鳥獣

や木の実などの残がい（骨・殻）が、籾痕のついた弥生式土器や石庖丁などと共伴して出土している。佐賀県内でもそのような状態のよくうかがえる弥生時代の貝塚が平野の真中や周縁部の、三養基郡の三根町の西島・持丸・本分・石井、上峰村上米多、神埼郡の神埼町荒堅目、千代田町の詫田西分・下真鳥・姉・上黒井、佐賀市巨勢町牟田寄や鹿島市七浦町西塩屋、唐津市内で、宇木の鶴崎・汲田、柏崎の石蔵・田島などに存在している。中でも本分・詫田西分・姉・牟田寄などの貝塚は規模の大きな貝塚であることは注意すべきことである。

(3)　金属器の伝来

青銅器と鉄器の伝来　金属器が使用されたことは、縄文時代にはみられなかった弥生時代の一大特色である。しかし、弥生時代には石器も併用されたので、弥生時代は石器時代から金属器時代へ移行する過渡期（金石併用時代）であったのである。

中国では、紀元前十七～十一世紀ごろの殷の時代にはすでに青銅器（銅と錫（すず）の合金で作った器具）を製作・使用しており、紀元前五世紀ごろの春秋戦国時代には鉄器の使用が始まり、紀元前二〇二年ごろから紀元八年までの前漢の時代には鉄器の使用が普及した。戦国時代（紀元前四〇三―前二二一年）に今の北京に都した燕の国の勢力が北朝鮮に及んで以来、絶えず漢民族の勢力が朝鮮半島に伸びたことは、その高度な文化を日本へ波及させる要因となったのである。一般に金属文化はまず青銅器が現われ、ついで鉄器がこれに代るのが順序であるが、わが国に金属器を伝えた中国や朝鮮半島の西北部では、その当時（弥生時代）すでに青銅器時代の盛りを過ぎて鉄器時代にはいっていたため、青銅器と鉄器がほとんど同時にわが国へもたらされたのである。熊本県玉名郡天水町尾田字正法寺平の斉藤山貝塚からは鉄斧が、鹿児島県日置郡金峰町高橋貝塚でも鉄製刀子の破片らしいものが、どちらも弥生時代前期初頭の板付式土器と共伴して発見されており、奈良県唐古遺跡から前期の弥生式土器と共伴して数多く発掘され

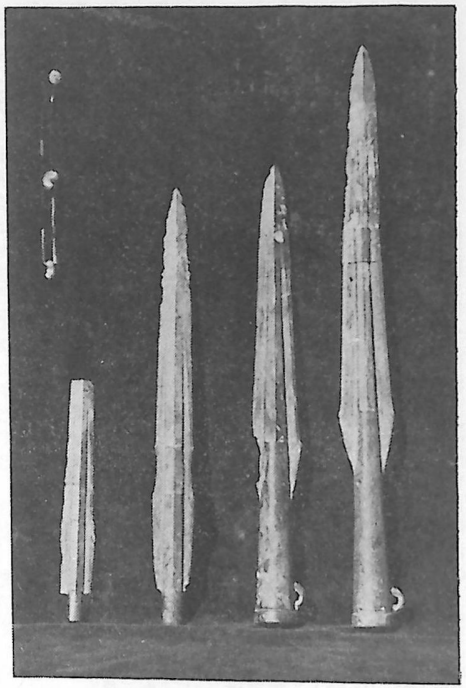

唐津市宇木汲田出土(左上は勾玉、管玉、下左2つは細形銅剣、右2つは狭鋒銅鉾)

た木器類は、鋭利な鉄器によらなければ加工し難い優れたものであることなどはその証拠である。鉄器は青銅器に比べてより腐蝕しやすいものであるから遺存率が低いのである。

この時代の青銅器は、おもに集団の首長の権威の象徴としての宝器や集団の祭祀に用いられた呪術的聖器であり、実用の利器は多く鉄器であったと考えられる。

青銅器としての代表的なものは銅剣・銅鉾(銅矛)・銅戈(基部に直角に柄を

つけて用いる、今の鳶口のような引きかく武器)と銅鐸や銅鏡などである。剣は、柄に差し込むように身の下端に茎(作り出し)をつくったものをいい、鉾(矛)は作り出しの部分に柄をさし込む大きな穴がつくられているものをいう。銅剣・銅鉾・銅戈のうち、鋒の尖鋭な細形(狭鋒)銅剣・細形銅鉾・細形銅戈は大陸においても多数発見されていて、ほとんどが大陸製品である。また鋒が尖鋭であるとともに、刃も研ぎ上げられているので、大陸では武器として実用に供されたものである。ただ細形銅剣は一部日本でも鋳造された証拠として、その砂岩製の鋳型の残欠が福岡県粕屋郡志賀島で発見されている。弥生時代の銅鏡のほとんども大陸製品である。武雄市朝日町上滝の朝日ダム建設工事の際、堤防南方の、数多くの須玖式土器の甕棺を主体とした弥生時代中期の共同墓地の合口甕棺の

内部から発見されて、工事監督の県土木技師石井亀吉氏によって注意された銅剣は現在までに武雄市内で発見された唯一の細形銅剣である。また、それは死者を納めた甕棺の中から発見されたものであるから、その死者への副葬品として納められたものである。杵島郡北方町椛島山の若松神社背後の山頂近くで、弥生時代の箱式石棺(組合せ式石棺)の中から、鉄製の素環頭刀子や硬玉製勾玉・碧玉製管玉などとともに発見された、径十・三センチの内行花文明光鏡と呼ばれる銅鏡は、質はあまりよくないが、前漢時代の鏡であって、大陸から将来されたものである。また鏡背の部分や縁の稜が磨滅しているのは、宝器として数代か数人の間かに伝世(継承)されたことによって生じた手磨れによるものと思われる。

以上の青銅器は、おもに集団の首長の権威の象徴として用いられた宝器や集団の祭祀に用いられた呪術的聖器であることについては次項で記すが、実用の利器は多く鉄器であったと考えられる。

鉄器は専ら実用の利器として用いられたので、その種類も多い。工具として鉄斧・鉇(細長い鉄棒の先端を三角

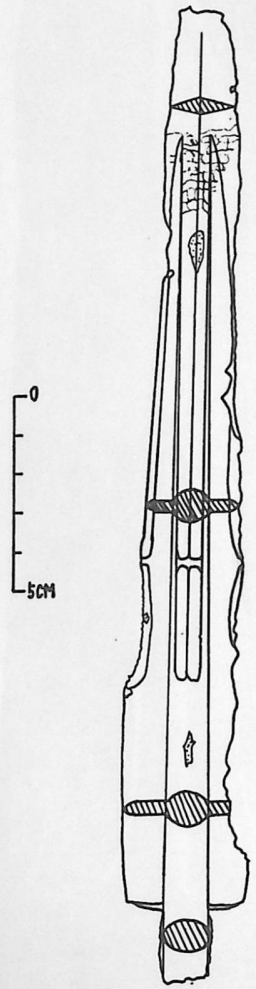

朝日町北上滝朝日ダム遺跡甕棺内発見銅剣

形にして少し反りをつけたもの）・鉄製刀子（今の小刀に類するもので、柄頭が環状につくられていて、他に飾りなどないものは素環頭刀子という。刀子は長さ十五～三十センチぐらいである）など、農具としては鉄鍬先・鉄鎌など、武器としては鉄剣・鉄戈・鉄刀・鉄鏃などがみられる。前記の北方町桃島山の箱式石棺から発見された鉄製素環頭刀子は、現在のところ武雄平地での鉄器としては最古の遺物である。

金属器の国内製造　中広形の銅鉾・銅戈は南朝鮮でも発見されている（中広形銅剣の発見も予想される）が、その銅鉾・銅戈の発見数はきわめて少ない。この二者の発見数を南朝鮮と北九州と比較すると、北九州が圧倒的に多い。広形の銅剣・銅鉾・銅戈はいずれも大陸には見られないもので、大陸製の細形のものを模造した国産品であることは、それを鋳造するのに用いた砂岩製の鋳型（鎔范）が北九州の各地から発見されていることによって明白であ



佐賀市金立町櫟ノ木出土銅戈鋳型

る。中広形のものも如上の発見数や広形のものが明白に国産であることなどからみて、多分に国産品の性格が強い。それらが国内で鋳造された時期は、伴出した土器からみて、弥生時代の中期にまでさかのぼるものもあるが、大半は後期である。

佐賀県内でも青銅器の鋳造が行なわれた証拠としては、広形銅戈を鋳造するための、砂岩製の厚い板状の鋳型が神埼郡東背振村西石動と佐賀市金立町櫟ノ木の二個所から発見されている。前者は半欠品だが、両面とも銅戈の形が彫られおり、後者は完形品で、一面だけに中広（中細）形の銅戈の形が彫り込まれている。いずれも同形のものを二枚、彫刻面が合うように重ねて固定し、茎あるいは刃先の湯口から溶解した青銅を流し込むものである。

細形・中広形・広形のうち、細形は銅質もよく、その鉾は尖鋭で、刃も研ぎ上げられているものが大部分であって、武器としての効用はじゅうぶんであるが、日本で発見されたものは武器としての使用痕がないものがほとんどである。中広形のものはこれにつぎ、広形とともに武器としての使用痕は全然ない。広形は銅質もさらに落ち、鉾は扁平で、鈍く鋳放しのまま痕は全然ない。広形は銅質もさらに落ち、鉾は扁平で、鈍く、鋳放しのままで刃は研いでなく鉾などは、柄をさしこむ基部の柄孔（袋）の中に鋳型の土がつまったまま遺存していて、一度も柄を差し込んで武器として用いられたものでないことを物語っている。このようにみてくると、ほとんどの青銅製の銅剣・銅鉾・銅戈などは、日本では武器としては用いられずに、首長の権威の象徴としての宝器や、集団の祭祀に用いられた呪術的な聖器として用いられた可能性が強い。

武雄市橘町上野の玉江粘土採取場出土の銅鉾は、中央で二つに折れているが、長さ約八〇センチ、

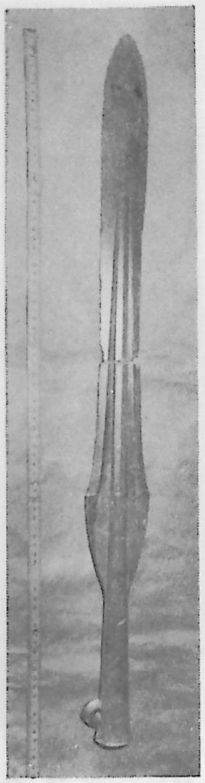

橘町上野出土銅鉾

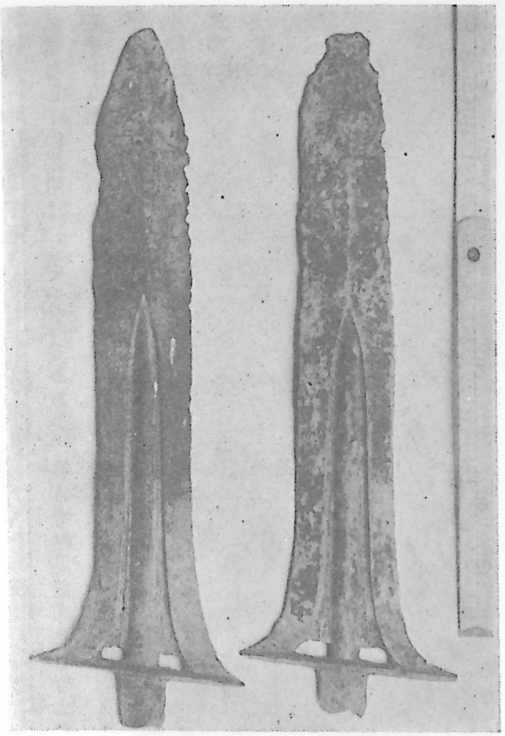

小城郡小城町牛尾出土銅戈

鉾の広い部分の幅約八センチの中広形（中鉾）銅鉾である。この銅鉾は銅質もかなり良く、身は磨かれているが刃は研いでなく、木の柄を差し込む袋と呼ばれる基部の筒状の内部にも、鋳造時の土が詰まったまま遺存していて、武器としては用いられずに、宝器～聖器であったことを暗示している。銅戈は、武雄市に最も近いところでは、小城郡小城町牛尾神社境内出土の中広形銅戈二本であって、ともに牛尾神社に保管されている。

北九州地方を中心に多く発見され、この地方を遠の地方を遠ざかるにしたがって少なく発見される銅剣・銅鉾に対して、畿内を中心に多く発見され、この地方を遠のくにつれてしだいに少なくなる青銅器として銅鐸が存在する。銅鐸は小形の釣鐘を少し押しつぶしたような青銅製のもので、身の上部には扁平な半楕円形の鈕がつき、鈕から身の両側にかけて帯状の鰭が存在し、身の表面や鰭ならびに鈕には文様や絵画を鋳出している。高さは約三十センチ～百五十センチぐらいである。九州地方では昭和三十五年に福岡県筑紫郡春日町小倉の大南から、高さ十・一センチの小銅鐸が一個発見されただけである。銅鐸は中国には例がないが、朝鮮方面にこれに似た小さなものが発見されている。しかし日本のような大形のものは半島でも未発見である。しかし、大陸の銅剣・銅鉾などが日本で模造された場合大形化していることなどを考えると、日

本の銅鐸の祖形は朝鮮半島の小銅鐸であると推測される。この銅鐸も楽器としての形態をもっているが、たたいても音色は鈍く、またたたいた痕跡もない、そのことは発見される土地が住居跡でも墓地でもなく、平地を見おろすような丘陵や山の傾斜地、あるいは平地から見えない山の背後など特殊なところであること、何個も大小を入れ重ねて埋没したものもあることなどを合わせ考えると、楽器として用いられたものでなく、銅剣や銅鉾と同じように宝器～聖器として用いられたものと考えられる。

鉄器は青銅器に比べて腐蝕性が強いので、遺存する率は少ないが、鉄剣・鉄戈・鉄釧・鉄刀・鉄製鉇・素環頭大刀・鉄片などが県下のところどころの遺跡で、甕棺や箱式石棺の内部（ときには外側）から副葬品として発見されている。鳥栖市田代町柚比・神埼郡千代田町詫田西分・同郡三田川町吉野ヶ里、その他の弥生時代の集落遺跡で鉄滓が発見されることが少なくない。大分県佐伯市下城の弥生前期末の下城式土器の出た竪穴からは、鉄滓・鉄器製造時の火を起こすための送風器である鞴の口（土製の）・鍛造工程中の未製品が多く発見されたり、福岡県飯塚市立岩の弥生中期の一竪穴からは溶鉄状の鉄滓が多量に検出されたり、中国や朝鮮に類例のほとんどない鉄戈が北九州地方の弥生時代の遺跡から見出されることなどから、鉄器の国内生産は、前期初以来の大陸製品の移入と並行して弥生時代の前期末ごろからすでに開始され、漸次盛大化したことが推測される。佐賀県下では如上の性質の鉄戈は神埼町二子山南麓の弥生時代遺跡において、弥生式土器の中期後半～後期前半の合口甕棺の中から発見されている。

石器と木器　弥生時代の器具としては、青銅器や鉄器が加わる一方、石器や骨角器も依然として使用されて、石器時代から金属器時代への過渡期（金石併用時代）の様相を示している。また金属器の発達に伴って木器が著しく発達したことも大きな特色である。

石器としては、縄文時代からの伝統を受け継いだものとしては打製の石鏃・一部の石斧・石匙などが中期ごろまで見られるが、磨製石器が著しく多くなったこと、大陸製の石器が輸入されたり、模造されたりしたこと、金属器



参考（神崎郡千代田町下直鳥貝塚出土抉入石斧）

を模造したものが増加することなどが顕著な特色である。

大陸系の石器としては太形蛤刃石斧・抉入（けつにゅう）石斧・扁平片刃石斧・石庖丁（石包丁）などがある。太形蛤刃石斧は、横断面が楕円形で、先端に蛤の腹縁のように、刃が両面からつけられている、鉞のように着柄をして用いる棒状の磨製石斧である。重みによる衝撃を利用して、木を打ち切ったり、打ち割ったりするための木工用の道具である。刃が両面からつけられているのはそのためである。抉入石斧は柱状片刃石斧ともいい、方形あるいは台形状の断面をもった柱状の磨製石斧で、太形蛤刃石斧ほど大型ではなく、先端に片側から四十五度ぐらいの角度をもつ刃をつけ、その反対側には体の中程に着柄の際の紐がかりのための抉り（横溝）をつけている。体に刃と直角に木の柄をつける石斧である。木材を抉るのに適し、大型木製容器や舟などを作るのに適した。今の手斧の役割りをした石斧である。扁平片刃石斧は今の鉋の刃のような形をした、幅広く、薄い片刃の石斧で、手斧や鑿として木工に用いられた道具と判断される。石庖丁は稲の穂摘器であって、武雄市内でも野間峠付近で国平健三氏によって採集されていることは前に記した。その他の石器も発見されたにちがいないが、武雄市内の古遺物を保管していた武雄中学が火災にあった際亡失してしまったようである。

金属器は当時としては著しく得がたい貴重なものであったから、金属製の利器を模して造った、朝鮮製や国産の石器が各地で発見されている。大陸各地では普通見る形式であるが、朝鮮でも少なく、日本では発見例のきわめて少ない把と身をいっしょに鋳造した有柄式細形銅剣（佐賀県では唐津市柏崎の甕棺内から出土している）を模した有柄式石剣や・細形銅剣形石剣・鉄剣形石剣・銅戈形石戈（石戈）・石鎌などがある。佐賀県内の弥生時代の遺跡からも以上の模造石器（仿製石器）は各地で相当数発見されている。

武雄市内でも、おもに須玖式土器の出土する弥生時代中期の遺跡である武雄市朝日町高橋の永吉にある遺跡からは、松岡史氏によれば有柄式石剣が発見されている。

工具としての尖鋭な鉄器の伝来・国内生産・普及に伴って各種の木器が生活用具として盛んに製造されるようになった。生活用具としての鉄器による木器の製造が弥生前期にまでさかのぼることや木器の種類、佐賀県内の代表的な木器の出た遺跡として三日月町土生遺跡の木器などについては、「水稲農耕」の項で記したので省略することにする。

(4)　衣服と装身具

縄文時代の晩期には、佐賀県や長崎県の地域を中心として、北九州地方にはすでに粗い織物が作られていたことは、晩期の土器に布目の圧痕のある土器（布痕土器）が各地で発見されていることによって確認することができる。弥生時代になると各地の遺跡から、甕棺中の青銅器などに附着した織物の断片・織物の圧痕のついた土器・石製や土製の紡錘車・木製機織具がより豊富に発見されている。織物は全部といっていいくらい、経糸の間を緯糸が一本おきに上下して織られた平織である。材料は麻などの草皮系統の繊維と楮や葛などの樹皮系統の繊維の二種類がおもなるものであったらしい。木製機織具は、奈良県唐古（弥生前期遺跡）・静岡県の登呂や山木・愛知県瓜郷・大分県安国寺（登呂以下は全部後期）などの集落址から、その部分品が発見されていたが、昭和四十六年には、わが佐賀県の小城郡三日月町土生遺跡からもその部分品が検出された。

そのような織布によって、どのような形式の衣服を作ったかは明確でないが、弥生時代最末期（三世紀）から古墳時代初にかけての日本の状態を記した中国の魏志倭人伝には「男子…の衣は横幅、但だ結束して相連ね、ほぼ縫ふことと無し。婦人…衣を作るに単被の如し、其の中央を穿ち、貫頭して之を衣る」と記されている。これをわかりやす

いように解読すると、「男子は、裁縫をしない織ったままの長い布を、肩から反対側の脇下にかけて巻く形式の袈裟式衣をまとい、女子は合せでない一枚の風呂敷～敷布のようなものの中央に切目をつけ、首を通して着る衣服（貫頭衣）を着る」という意味になって、そのような形式の衣服が用いられていたらしい。

装身具の中には前代からの伝統を遺しているものもあるが、それと異なった新しいものもあらわれた。首飾りとしては、碧玉岩やガラスで作った管玉・勾玉、ガラス製の小玉や硬玉製の勾玉などが用いられた。ガラスは鉛分の多い、低熱度で溶ける鉛ガラスである。ガラス製品は中国から材料としてのガラスを輸入して、国内で再び溶かして製造したものらしく、勾玉の鋳型が福岡県筑紫郡春日町の須玖遺跡で発見されている。武雄地方では、碧玉岩製の管玉が北方町久津具の弥生時代遺跡中の箱式石棺から発見されている。ガラス製の管玉、あるいは小玉は神埼郡背振村三津永田遺跡などの甕棺や同村松葉遺跡などの箱式石棺の内部から多数発見されている。腕飾りとしての腕輪（釧）は前代に多かった二枚貝の片方で造ったものに代わって、薩南列島の種子島近海に多い大形の巻貝であるゴボウラなどを縦切りにしたり、イモガイを輪切り（横切り）にしたりしたものが賞用された。しかも、男性人骨の腕骨に装着して遺存しているものはゴボウラを縦切りにしたものが多く、女性人骨のそれは、イモガイを輪切りにしたものが多い。したがって、そのような性別による形式の区別も定まっていたかに思われる。福岡県飯塚市立岩遺跡の甕棺から発見された成人男性人骨の中には、片腕に、十四個のゴボウラ縦切りの貝輪を装着していたものがあった。神埼郡東背振村三津永田遺跡の甕棺内の成人男性人骨にも片腕に十個余りの縦切りの貝輪を装着したものが二体発見されている。貝輪装着の人骨は県内でも他に数例見いだされている。

貝輪の形を青銅で鋳造した銅釧（青銅製腕輪）は、唐津市桜馬場の甕棺副葬品としての二十六個をはじめとして、同市鬼塚の千々賀・同市宇木汲田・長崎県対馬の佐須奈村佐護・兵庫県尼崎市田能・静岡県の静岡市登呂や沼

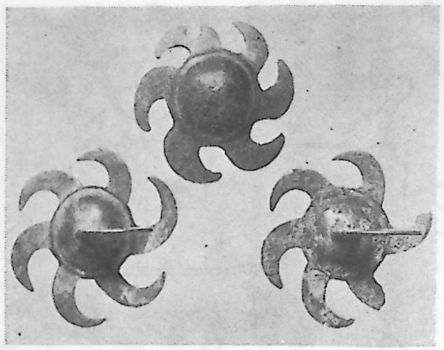

唐津市桜馬場甕棺内出土巴形銅器

津市外矢崎などの弥生時代の遺跡から発見されている。桜馬場や矢崎の例は巻貝の突起の部分までも表現したものである。なお、この銅釧も国内で鋳造されたことを物語るものとして福岡市多々羅大牟田から突起のある銅釧の鋳型が発見されている。鉄製釧と思われるものも神埼郡東背振村三津永田の甕棺から発見されている。

この他に、古墳時代前半まで用いられる装具と考えられる青銅製品に巴形銅器がある。中空の半円球～截頭円錐体の下辺周縁に、扁平な先曲がりの脚が数個突出し、裏面に紐を通す半鐶がある金具で、四脚をもつものが巴紋（卍形）を呈するところから巴形（卍形）銅器と呼ばれている。弥生時代のは脚は六、七、九脚で、脚の曲がりは左曲がりを普通とし、古墳時代のは四・五脚で、多く右曲がりである。古墳前半では革製盾や革製靫の留金具を兼ねた飾りとしての実例が検出されている。しかし弥生時代では、その用途を示すような出土状態は未発見である。また、今のところ大陸にその祖形と思われるものもない独創的なものである。

弥生時代の巴形銅器の出土した遺跡数と（出土個数）を県別に示すと、長崎県対馬一（2）・佐賀県二（6）・福岡県一（3）・広島県一（1）・香川県一（8）・長野県一（1）で、合計七遺跡（21）個である。佐賀県下では唐津市桜馬場の三個と杵島郡北方町大崎柳町東宮裾の三個（現存数）であって、前者は弥生後期初頭（西暦一世紀）の高三潴式土器による合口甕棺から、後者は同式の石蓋甕棺から、あとで「階級社会と部落国家の成立」の項で述べるような数々の貴重な遺品と共伴して発見されたものである。桜馬場の例や東宮裾の例にしても、福岡県糸島郡前原町井原鑓溝の例にしても、盾あるいは、相当の数の矢を入れて背に負う用具としての靫を死体とともに入れるのには狭い甕棺内から発見されたことを考えると、額の鉢巻ないし冠帽や首や

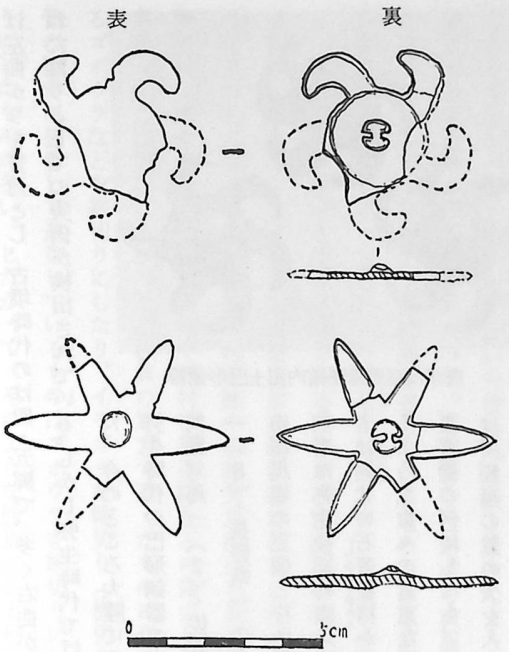

北方町東宮裾甕棺内発見巴形銅器（柴元氏原図）

胸などに装着したもので、銅剣や銅鉾などと同様に、呪術的（宗教的）・社会的に権威をもったものの象徴的な宝器か、呪術的な聖器として用いられたものではないかと推測される。

(5) 住居と集落

狩猟・漁撈・野生植物の採取による食料獲得に比べると、水稲農耕（水田耕作）は食料の収獲や保存が一段とまさっていて、生活がより安定し、危険も少ない。したがって水稲農耕が伝えられると、人々はしだいに水稲農耕を中心に生活を営むようになった。住居や集落も水田耕作に便利なように低地に営まれるものがふえた。初めの技術のまだ低い時期にあっては、大規模に水を引いたり、排水したりする必要のない低湿地を水田に選んだので、水田を営んだ低湿地の周囲の、河川の三角州や自然堤防のような、わずかでも高いところや水田に近い丘に住居を構えた。弥生時代前期の住居や集落の跡はほとんどそのようなところに発見されているのはそのためである。佐賀県内でも前期の弥生式土器の出る遺跡である唐津市宇木汲田・神埼郡千代田町の詫田西分・上黒井などの遺跡は、そのようなところで、一部では漁撈も行なった集落であった。生活の安定に伴って人口が増すと、いろいろなところに水田を開拓して行った。住居は縄文

時代と同じく竪穴式住居や平地式住居が多いが、水田農耕を営むので定住性が増し、穀物を貯蔵するための床を高くした高床式の倉庫がつくられた。銅鐸に鋳出されている絵画や弥生式土器に刻まれた絵画、ならびに大分県安国寺・静岡市登呂などの遺跡から発見された建築遺材などによって高床式建築の存在したことを知ることができる。

水田耕作による生活をよりいっそう安定させるためには、開墾による水田の造成や水利工事などの大きな作業が必要であり、そのためには共同作業が必要であるため、集団的に生活するようになって、水田農耕生活の定住性とあいまって、集落の規模は大きくなった。北九州市八幡区高槻（たかつき）遺跡では、南北二キロメートル、東西三キロメートルの広範囲にわたって、数百の竪穴住居址群が発見されている。昭和四十六年、佐賀県三日月町土生（はぶ）の鉱害復旧工事現場から発見された遺跡は、木製の農器具や炭化米などが多数出土した、水田農耕を営んだ弥生時代の大集落の跡である。発掘調査を行なったのは約五百平方メートルで、その範囲から見出された竪穴式住居は七戸と見られている。この遺跡の規模は、弥生式土器片の分布などから考えて、約七千平方メートルにも及び、全体的には約五十戸前後の農耕集落が形成されていたものと推定されている。土生遺跡の西方約二百メートルには牛津川改修工事によって発見された小城町畑田の久蘇遺跡が存在し、発掘調査の結果、弥生時代末期から鎌倉時代にわたる長期間の農耕集落址であることが明らかにされている。

最後に、弥生時代の集落はどのように構成されていたかを考察する資料として、福岡市比恵の、那珂川と御笠川にはさまれた標高五メートル前後の台地に営まれていた、弥生時代中期の集落遺跡をあげておきたい。この遺跡では、近接した数個の竪穴住居の集まりである竪穴住居群の周囲に、深さ一・五メートル幅平均二メートル程度の溝を方形にめぐらして区画が施されていた。その区画は大きいもので一辺六十メートルぐらい、小さいものは三十メートル×三十六メートルぐらいであって、そのような一単位の竪穴住居址群の周溝の内外には柵をめぐらした痕跡が認められた。またそのような環溝（周溝・周濠）をもつ竪穴住居群はさらにいくつか寄り集まって、より大きな

集落を形成していた。そして、その中には共同で使用したと思われる井戸も存在し、また大きな環溝集落の外方のやや高い場所には、この大集落の共同墓地と考えられる甕棺埋没地帯も発見されている。何回も行なわれた調査の結果では比恵の集落は、小さいのは方十メートル、大きいのは方百メートルに近い大小の環溝の住居集団から成立していたことが判明した。さらに今日では、このような環溝住居群は、北九州地方から関東地方にまでその存在が明らかにされている。

このように集落の規模が拡大し、共同してあたる仕事が多くなると、それを統制指導する人も必要となり、多収穫を祈る祭りも重要となり、指導者や司祭者が首長的性格を帯び、また相当期間貯蔵できる穀物の収穫によって、知能や家族労働力・土地の良否などによって、家族間に、あるいは集落の間に貧富の差も生じてくる。このような状態が生起したことは、次に記すこの時代の墳墓がその一面を示してくれる。

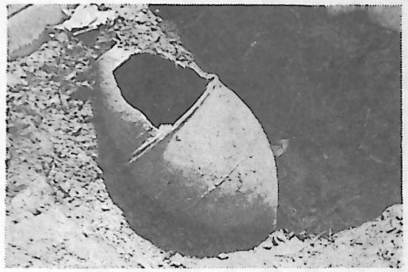

橘町南橘崎出土合口甕棺

(6) 墓制

この時代になると、死者の処理もさらにていねいになり、遺骸を棺に納めて葬る風習が発展した。北九州地方の弥生時代の墳墓には、二個の甕（かめ）など（壺や鉢も利用）の口を合せたものの中に死体を納めたり、一つの甕に死体を入れて、板石や板で口を封じたりする甕棺（かめかん）墓（前者は合口甕棺、後者は石蓋（いしぶた）甕棺などという）や、土を長方形に掘りその内部の側壁に数枚の板石を並べて箱形に組み合わせ、その中に死体を埋葬する箱式石棺墓（組合せ式石棺）・土を長方形～円形に掘りくぼめて内部に死体を葬り、その上を板石や板などで蓋をしたり、しなかったりする土壙墓（石蓋土壙・木蓋土壙・無蓋土壙）などがあり、またそれらの甕棺・箱式石棺・土壙墓など

を一つ～数個埋めた上に、数個の頭大の支石を並べ、その上、に比較的平たい大石をおいた支石墓といわれる大陸伝来の形式も存在する。弥生時代の後期になると、九州地方から近畿地方・関東地方にまで、土壙墓のまわりに方形の溝をめぐらした方形周溝墓といわれるものが造られるようになった。

甕棺墓・箱式石棺墓・土壙墓・方形周溝墓・支石墓などは、ほとんど多数群集して発見されることが多く、集落には共同墓地が形成されていたことを示している。武雄平地周縁の丘陵にも、富岡の祇園山・小野原のおつぼ山神籠石第一水門附近・南植崎・釈迦寺・朝日ダム・高橋の永吉・甘久・北方町宮裾・同久津具などの丘陵に甕棺墓や箱式石棺墓などからなる共同墓地が見出されている。当時のおもなる集落はその附近にあったのである。その附近に多くの弥生式土器の破片が散布している場所が見出されるのはそのためである。

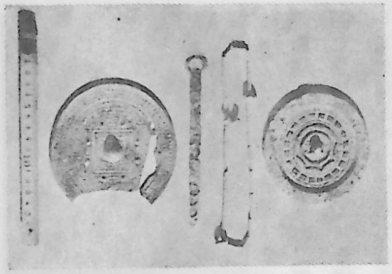

北方町樺島山石棺出土（右より内行花文鏡、玉類、素環頭力子、方格規矩神獣鏡）

(7) 社会の変化と小国家の分立

おもに北九州を中心とする西日本の甕棺や箱式石棺の中には、大陸製の銅剣・銅鉾や銅鏡、あるいは各種の美しい玉類などを副葬したものがある。

たとえば、福岡県筑紫郡春日町須玖岡本遺跡の支石墓の内部主体であった甕棺からは、内行花文精白鏡その他の中国の前漢時代の銅鏡三十数面・細形銅剣三・細形銅戈一・ガラス製穀璧（くぼ）や勾玉などの多くの副葬品が発見されている。同県糸島郡前原町三雲遺跡からは、一甕棺から内行花文鏡・精白鏡・その他の前漢時代の銅鏡二十五面・有柄細形銅剣一・細形銅鉾二・細形銅戈一・ガラス製穀璧（くぼ）・勾玉・管玉などが、同糸島郡前原町井原鑓溝遺跡でも、一甕棺から、後漢の時代の方格規矩四神鏡約二十一面・鉄製刀剣・巴形銅器三などが、飯塚市立岩遺跡の一つの石蓋甕棺から

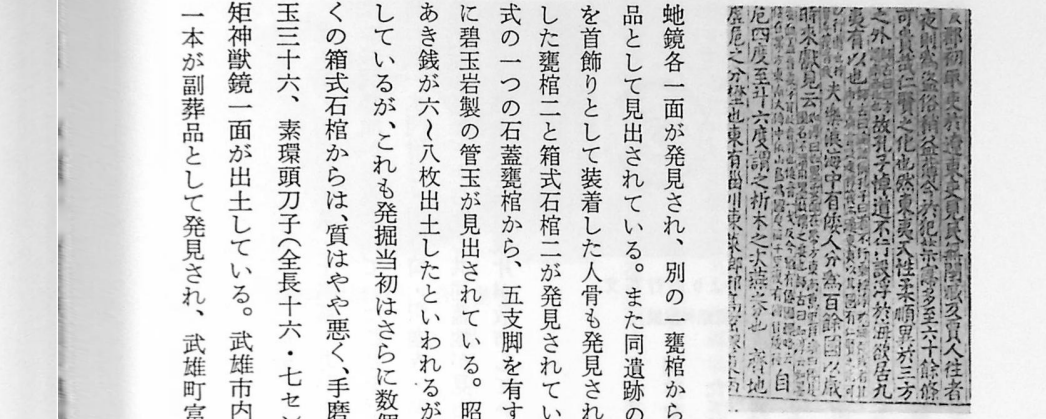

漢書地理志

は、前漢時代の銅鏡六面・細形銅鉾一・鉄剣一・鉇一が発見されている。佐賀県内でも唐津市桜馬場遺跡の一甕棺から新～後漢時代の方格規矩鏡二・銅釧二六・巴形銅器三・鉄刀一・ガラス玉が、同市宇木汲田の一甕棺からは細形銅剣一・多紐文鏡が一が、同市鬼塚の山本駅附近の中尾遺跡でも、一甕棺から細形銅釧一・管玉二・勾玉一が発見されている。神埼郡東背振村三津永田遺跡でも、一つの甕棺から、前漢時代の内行花文明光鏡（昭明鏡）が一面、他の二つの甕棺から同時代の四虺鏡各一面が発見され、別の一甕棺からは後漢時代の流雲文五獣鏡一、その棺の外側からは鉄製素環太刀一が副葬品として見出されている。また同遺跡の他の甕棺内から縦切りの貝釧十を腕にはめ、胸にガラス製の管玉・小玉多数を首飾りとして装着した人骨も発見されている。武雄平地の周辺においても、当時としては実に貴重なものを副葬した甕棺二と箱式石棺二が発見されている。北方町大崎柳町東宮裾遺跡では、昭和三七年水田の耕地整理中、高三瀦式の一つの石蓋甕棺から、五支脚を有する普通の巴形銅器と六支脚をもつ海星形を呈する特殊な巴形銅器、ならびに碧玉岩製の管玉が見出されている。昭和三十七年の発掘の際はこれらとともに銅剣ならびに貨泉と推定される穴あき銭が六～八枚出土したといわれるが現在存在していない。巴形銅器は前者が一個、後者が二個、管玉は一一現存しているが、これも発掘当初はさらに数個あったといわれるが、明らかでない。また同町桃島山若松神社裏の山頂近くの箱式石棺からは、質はやや悪く、手磨れの跡のある前漢代の内行花文明光鏡一、硬玉製小形勾玉三、碧玉岩製小管玉三十六、素環頭刀子（全長十六・七センチ）が、その西南至近の地点の箱式石棺からは、後漢時代の優秀な方格規矩神獣鏡一面が出土している。武雄市内でも朝日町上滝朝日ダム堤防南方の甕棺共同墓地の中の一甕棺からは銅剣一本が副葬品として発見され、武雄町富岡小楠の祇園山でも一合口甕棺の中から、王莽の「新」の時代の貨幣の貨

泉といわれる銅銭にほとんど間違いないと思われるものが中島平一氏によって検出されている現品は昭和三十八年の武雄中学火災の折焼失したが、形態や大きさなどは同氏のメモに記録されていて、貨泉の寸法の径一寸（二十三ミリ）と、一致することが九大の岡崎敬助教授によつて確められている。貨泉は前にも記したように、西暦一四年に鋳造され、王莽の没落後二年（二五）にして再び五銖銭が復活し、貨泉が廃止になるまでの短期間鋳造されたものである。寛永通宝のような、まわりに郭をもつ方形の孔を中央にもつ円形の銅銭で、孔をはさんで右側に貨、左側に泉の字を鋳出してあるもので、裏面の方孔には郭はない。「漢書食貨志」によると、貨泉の寸法はメートル法になおして直径二十三ミリである。

なおわが国で、弥生式土器に共伴して貨泉の出土したことの確実とみられる遺跡にはつぎのようなものである。

- 長崎県下県郡豊玉村佐保シゲノダン遺跡…一個
- 長崎県壱岐郡芦辺町深江原ノ辻遺跡（後期土器包含）…一個
- 福岡県糸島郡志摩町御床松原遺跡…一個
- 熊本県菊池郡上長田遺跡（後期土器包含）…一個
- 広島県福山市津ノ郷町本谷遺跡（後期土器包含）…一個
- 大阪市東住吉区瓜破西の町遺跡（後期土器包含）…一個
- 京都府熊野郡久美浜町函石浜遺跡…二個

このような大陸製の宝器を副葬したものがあることは、大陸との交通を行ない、豊かな財宝を私有する有力者が現われた証拠で、中国の文献に記された小国家（部落国家）の存在を裏づけるものである。「(5)住居と集落」の項で記したように、各地に有力者を首長とする集落が発達してくると、大規模な治水・灌漑などにはいくつかの集落の協同作業も必要であり、また土地や用水上の紛争も生じ、その結果は有力な首長のもとに、いくつもの集落が統

漢書地理志

楽浪海中に倭人あり、分れて百余国となる。歳時を以って来り献見すという。（原漢文）

後漢書東夷伝

（上略）建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以ってす。安帝の永初元年、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。（下略）（原漢文）



金印（黒田氏蔵）福岡県柏屋郡志賀町志賀出土。「漢委奴国王」とある

一され、小国家（部落国家）が成立するに至ったのである。

日本人が倭人という呼び名で、はじめて中国の史書に現われたのは、この弥生時代の中期（西暦紀元前一世紀）のころからで、「漢書地理志」には、前漢のころ、倭人は百余国に分かれており、それらの小国家の中には、毎年定期的に、漢の直轄植民地であった北朝鮮の楽浪郡に使いを送り、朝貢という形式で交易を行なっていた国があったとある。また「後漢書」には「西暦五十七年に、今の博多湾沿岸にあった小国家と推定される奴国（日本の古事記や日本書紀には博多地方を儺県とか那津と称したことがみえる。那珂郡というのもそれらに由来したものである）の使者が遠く後漢の都洛陽に行き、貢物を献上して挨拶を申し上げた。後漢初代の皇帝の光武帝はその使に托して奴国王に印綬を授けた。また百七年には、倭の面土国の国王帥升（師升らが使を遣わして、生口（奴隷と考えられる）百六十人を献上して後漢の安帝に拝謁を願った」と記されている。これらの記事によって、時とともに小国家）部落国家）の国力が高まり、国王の権力もしだいに強くなっていったことを推測することができる。弥生時代の墳墓の中に、この前漢時代から後漢時代にかけての中国製や朝鮮製の青銅器類や鉄器・ガラス製首飾などを副葬したものがあるのは、このような国王その他の有力者の墳墓であろう。光武帝が奴国王に授けた印綬とは、印鑑と、そのつまみにつける組み紐のことである

が、その印鑑が方形の金印であったことが、江戸時代の天明四年に、博多湾の志賀島で、水田用水路修理中に金印が偶然発見され、それには「漢委奴国王」の五字が三行に刻まれていて、後漢書の記事の正当性を裏づけることとなった。印文は漢の属国である倭（委は倭の略字）の奴の国の国王という意味である。面土国は回土国で、魏志にいう国、今の糸島郡の前原地方（怡土郡）にあった小国家であろう。

当時は、倭人の社会はまだ多数の小国家（部落国家）に分かれていたので、個々の国が単独で、あるいは数か国が連合して朝貢使を派遣したものと考えられる。また国を代表する使者のみでなく、私的にも新しい文物を求める船が、盛んに渡ったはずである。この時代には丸木舟だけでなく、すでに舷側に板を当てた組立式の船（構造船）が建造されていたのである。弥生時代前期の奈良県唐古遺跡出土の弥生式土器の中には、腹部に、ヘサキとトモがそり上っていて、ヘサキ近くに二人の漕手がそれぞれ櫂をもち、その後に三本の櫂が線描きされているものがある。福井県の井ノ向発見の銅鐸には両側をいちじるしく高く上げたゴンドラ形の舟の中央に屋形らしいものが作られ、二本帆柱に旗をなびかせた絵が鋳出されている。同県大石発見の銅鐸には一〇数人の漕手と一～二人の舵方を表現した絵画が鋳出されている。このような構造船の出現の背後には、当然鋭利な鉄製工具の普及と発達が存在する。この時代のわれわれの祖先は、このような船によって、危険な荒海をのりこえて盛んに大陸と交易を行なったのである。また大陸側からも交易船が往復したにちがいない。

古代一



一　国土の統一

(一)　三世紀～四世紀の大陸の情勢

三世紀のはじめ（西暦二二〇年）に、中国では後漢が滅び、魏（華北全域を支配、都は洛陽）・呉（おもに江南地方を支配、都は今の南京である建業）・蜀（おもに四川地方を支配、都は成都）の三国の対立が五十年ほど続いた。この間、魏は北東にも勢力を伸し、呉と結ぼうとした公孫氏を滅し、二三八年には楽浪、帯方の二郡を配下に収めた。やがて魏は蜀を滅したが、まもなくその家臣によって奪われて晋が成立し、晋は呉を滅して、二八〇年、中国を統一した。しかし北方民族の盛んな活動におびやかされ、わずか四代で滅び、晋の王族は華北から江南に移って、三一七年に晋を再興した。これを東晋といい、それ以前を西晋という。華北では北方民族がつぎつぎに各地に王小国を建て、五胡十六国時代といわれる動乱期が現出した。

朝鮮半島では、魏が倒れると、東北満州方面にあった扶余族の高句麗の勢力がしだいに強力となって南下し、三一三年ついに楽浪郡を奪い、ついで帯方郡もその有に帰した。南朝鮮では、古くから韓族がいたが、後漢の末ごろには馬韓・辰韓・弁韓（弁辰）の三地方に分かれた。馬韓は五十余国、辰韓・弁韓は共に十二か国の小国家に分かれていたが、四世紀（三二〇年ごろ）に、馬韓諸国では伯済国が中心となって百済国が建てられ、辰韓諸国では斯盧国が中心となって新羅国が建国された。

(二)　邪馬台国と小国家の統合

三世紀後半につくられた中国の歴史書の「三国志」の一つである魏書巻三〇、東夷伝、倭人の条（通称「魏志倭

人伝）には三世紀ごろのわが国の政治や社会などに関するかなり詳しい記事がみられる。それによると、まず「倭人は帯方東南大海の中にあり。山島によって国邑をなす。もと百余国にして漢の時朝見する者あり、今使訳通ずる所三〇国なり」にはじまり、帯方郡から邪馬台国に至るまでの各小国家間の行程・官人名・戸数などを示している。国名戸数などを、少し、くだいて示すと、狗邪韓国（南鮮の弁辰十二国の一つで、今の金海地方）・対馬国（千余戸）・一支国（壱岐……三千許家）・末盧国（四千余戸、後の肥前国松浦郡の唐津地方）、東南陸行五百里にして伊都国（千余戸、魏志の原本となった魏略には戸万余とあるから一万余戸の間違いであろう。後の筑前国怡土郡）・東南百里にして奴国（二万余戸、後の筑前国那珂郡地方）、東行百里にして不弥国（千余家、筑前国粕屋郡宇美?）、南

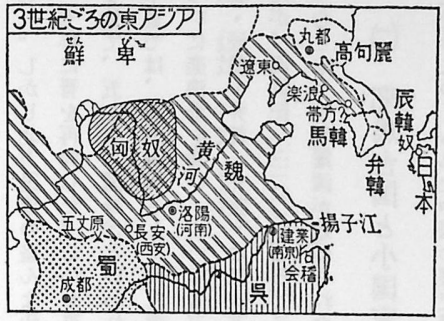

3世紀ごろの東アジア

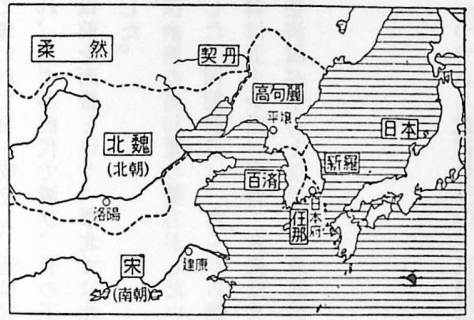

5世紀の東アジア

南朝は東晋・宋・斉・梁・陳と交替し、これに呉を加わえて六朝（りくちょう）という

に水行二十日にして投馬国（五万余戸）、南に水行で十日、陸行で一か月にして女王卑弥呼の支配する邪馬台国（七万余戸）がある、としている。卑弥呼は上に記した国々を含んで二十九の小国家を従えており、かなり強大な権威で君臨していた。しかし南方の狗奴国（邪馬台国九州説では肥後南部の球磨地方など、畿内説では紀伊の熊野地方や東海地方など）は女王に服従せずに常に対抗していた。

邪馬台国の「台」は、日本では、昭和二十一年に当用漢字が作られる前は長く「臺」の字が用いられていた。しかし、最近の研究によれば、「邪馬臺国」は誤りで、古くは「邪馬壹国」と記されていたことが検証された（壹は現在当用漢字てとし用いている壱の元の文字である）。したがって、学者の中には「邪馬壹国」はヤマト〜ヤマダイ国とは読まないので、それは大和でもなければ、九州の山門地方でもないという新説を唱えるものも出ていることを附記しておきたい。



伝　人　倭　志　魏

ところで、小国家の連合体（部落国家の連合体）としての倭国の中の最高主権者としての邪馬台国の国王はもとは男王であったが、七〜八十年前に倭国が乱れ、相攻伐して年を経た。そこで諸小国家の間でともに卑弥呼という一女子を立てて王となし、より強力な連合国家が出現するに至った。卑弥呼の語意は姫子・

姫命・日ノ御子などともいわれるが、支配権が確立するに伴って、小国家集団の主権者は、通常その地位を天賦とする意味をもつものが世界的に多いところから、日ノ御子の意味ではないだろうか。この内乱の時期は、後漢書には「桓（桓帝、在位西暦一四七～一六七年）・霊（霊帝、在位一六八～一八九年丸カッコ内は市史の筆者が記入）の間の」こととし、梁書でも「漢の霊帝の光和年中（一七八～一八三）」と記しているので、だいたい、二世紀の後半ごろと考えられる。卑弥呼は二三九年には魏に使節を派遣して朝貢する。かつての倭の奴の国王のごとく一小国の王としての朝貢ではなく、倭王としての朝貢である。魏からは、破格の待遇ともいうべき「親魏倭王」の称号と金印紫綬などをうけている。卑弥呼は、この後二四三年と二四七年にも使節を魏に派遣して、朝貢している。このようにして邪馬台国の国王を盟主（最高主権者）とする政治的結合は、強大な魏の国の力を背景に、小国家の連合国家から一つの統合国家への成長の過程を歩んでいったものということができる。邪馬台国に、伊支馬・弥馬升・弥馬獲支・奴佳鞮という官名がそなわっており、諸小国を検察するための一大率（大宰？）を伊都国に置き、卑奴母離（夷守の意）という辺境防衛官を、いくつかの国に副長官として設置している、ことなどは邪馬台国の支配階層が中央政府を構成し、諸小国が地方組織化された体制の成立を思わせるものがある。

女王卑弥呼は、「鬼道を事とし、能く衆を惑わす」とあるように、神に仕え呪術（まじない）によって神意を受けて政治を行なった祭祀者と統治者を兼ねた原始的性格の王であった。年はだいぶとっているが夫婿（をつと）はなく、ただ弟が国を治める助けをした。女王の居処は立派な宮殿や高台（楼観）や厳重な城柵を設けて、常に武装したものが警衛にあたっている。

邪馬台国の社会体制に関しては、「尊卑各々差序あり」とか、「下戸（一般民衆）、大人（支配階級）と道路で相逢へは蹲巡（しりごみ）して草に入らんとする。辞を伝へ事を説くに或は蹲り、或は跪づき、両手地に據って（地について）、之を恭敬と為す」と記されたり、王―大人―下戸―奴婢（男女の家内奴隷）という身分上の差別があり、卑弥呼が死亡して葬られたときには奴婢百余人が殉葬され、その死後男王を立てたが国中服せず、再び内乱が起こり、卑弥呼の一族の娘である台与（壱与）が王位を継いで、国中がやっと安定したと述べられている。以上のことによって、明確な階級社会であったことや、王権が世襲化する傾向をうかがうことができる。卑弥呼は二四八年前後に死亡したが、径百余歩の冢（塚―墓）が造られたといわれる。魏の時代の一歩は一・四五メートル余になるので、およそ百五十メートルの径をもつ当時としてはきわめて大きな墳墓である。また倭人の風習として「其の死には棺あれども槨（石室など）無し、土を封じて冢（塚―墓）を作る」とあるので、卑弥呼の墓は竪穴式や横穴式の石室のないもの、多分に方形周溝墓のようなものではないかといわれている。しかし、そのような大きな方形周溝墓はまだ一つも発見されていない。

邪馬台国の所在地については、学者の間に、畿内の大和説と北九州（筑後国山門郡と肥後国北部山門郷をふくむ地域説や大分県宇佐説）説の二つが対立していて、いまだ解決をみていない。

仮に畿内大和（奈良県）説が正しいとすると、邪馬台国は当然、大和国家（大和朝廷―皇室中心の諸豪族の連合政権）であって、北九州の末盧国・伊都国・奴国などいずれも邪馬台国の支配下に属していたので、大和国家（大和朝廷）はすでに北九州を統一していたことになり、大和国家（大和朝廷）による国土の大部分の統一はすでに卑弥呼のころの三世紀半ばには達成されていたことになる。

しかし北九州説が正しいとすると、邪馬台国の勢力はいまだ畿内にも及んでいなかったのである。ただ三世紀の初めころには、多くの部落国家（小国家）が地方的に、より有力な部落国家によって統合されつつあったことを知ることができる。

当時の部落国家（小国家）は魏志やその原史料となった魏略の記事の末盧国（唐津地方）四千余戸、伊都国（旧怡土郡）一万余戸、奴国（博多地方）二万余戸などからみて、およそ後（律令制度時代）の郡程度の大きさであっ

たようである。

前に記した弥生時代の遺跡からの青銅器などの出土数からみて、県内では、少なくとも唐津地方・神埼郡東背振村と神埼町仁比山地区・杵島郡武雄平地などは、それぞれ一つの部落国家の中心であったと思われる。

邪馬台国を盟主とする連合国家を九州地方に仮定してみた場合、その部落国家の中で、佐賀県内に存在が考えられるものをあげると、次のようなものである。

末盧国（後の松浦郡……特に唐津地方）
支惟国（後の基肄郡と田代地方）
弥奴国（後の三根郡地方）
華奴蘇奴国（後の神埼郡地方）
都支国（後の小城郡三日月地方）
鬼国（後の杵島郡地方）

㈢　大和朝廷の国土統一

(1)　大和朝廷

朝廷とは天皇が政治を執行される場所をいい、大和朝廷とは大和地方（奈良県）を本拠とした皇室（天皇家）の祖先が、卓越した文化・財力・武力・呪術などによって、しだいに大和や河内（大阪府）などの諸豪族（部落国家の王とその一族）を従え、あるいはそれらと連合して、その中心となってつくりあげた政府をいうのである。

大和朝廷と邪馬台国との関係については、大和に存在した邪馬台国が大和朝廷であるという説、北九州に存在し

た邪馬台国を大和朝廷が征服してしまったという説、北九州に存在した邪馬台国が、あるいは他の有力な部落国家の王とその一族ならびにその輩下の武装集団が、東遷して大和に大和朝廷を成立せしむるに至ったという説などがあって、いまだ定説化したものはない。

(2)　大和朝廷の国土統一の年代と朝鮮進出

中国と朝鮮との国境の鴨緑江の中流の北岸（中国領輯安県東崗）に近い丘の上に、満洲から北朝鮮にかけて大きな勢力を張った高句麗最盛期の好太王（広開土王在位三七四～四一二年）の墓の近くに、その子の長寿王が好太王の功績を記念するために、好太王の死後二年目の四一四年に建立した、高さ六・二メートル、幅二メートルほどの方柱状の石碑（好太王の碑）がある。その約千八百字の刻字からなる碑文の中に（好太王の功業を記しているため、誇張された部分もあるが）、「百済や新羅は高句麗の属国で、昔から朝貢していた。しかるに倭（日本）が辛卯の年（このころでは三九一年に当たる）に海を渡って攻めてきて、百済・加羅・新羅を破って倭の属国としてしまい、……（中略）……その後、九年己亥（三九九年）、十年庚子（西暦四〇〇年）十四年甲辰（四〇四年）の三回にわたって高句麗と戦い、戦線は南の任那地方から、北は平壌付近にまで及んだ」ことが記されている。



4世紀の朝鮮

このような大規模な海外遠征は、国内の統一がじゅうぶん達成されて、強力な政治権力が確立した後でなければ不可能に近いことである。したがって辛卯の年〔三九一年…四世紀末〕よりも前、

少なくとも四世紀の中ごろまでには、大和朝廷は西は北九州から東は中部地方までの主要な小国家や連合国家を従えて、大和国家とよばれる統一国家（中央集権統一国家ではなく、各小国家の独立性をある程度認めながら、これらを統制する形の統一国家）の形成を達成したものと考えられる。その後、大和朝廷は南九州の熊襲・関東以北の蝦夷の経略を進めるとともに、朝鮮半島へ積極的に進出するのである。すでに記したように、四世紀の後半には、朝鮮半島に対する遠征によって任那（加羅）と呼ばれた弁韓諸国を従え、ここに政治的軍事的拠点としての任那日本府を設置して、南鮮における日本の勢力の維持拡大をはかった。その理由は、領土の獲得、優れた知識・技能をもつ帰化人の獲得による知識・技能の移入、鉄資源の獲得などが主なるものとして考えられる。

百済は日本と結んで高句麗や新羅の勢力に対抗する政策をとったが、新羅は国力が充実すると日本から離れ、百済や任那に攻撃を加えるようになり、日本との対立を強めた。高句麗は南下して百済を圧迫し、日本勢力を南鮮から駆逐しようとはかった。

当時、中国大陸では魏・呉・蜀三国分立の時代の後に、晋が二八〇年に全土を統一したが、北方民族の華北侵入によって南にのがれ、これ以後中国は、華北には北方民族の諸王朝が興亡し、おもに江南を中心とした華南では漢民族の諸王朝が興亡する南北朝時代が現出した。大和朝廷は東晋（三一七～四二〇）・南朝の宋（四二〇～四七九）・斉（四七九～五〇二）・梁（五〇二～五五七）などの諸王朝と親密な交渉をもち、大和朝廷の讃（宋書に記す倭王讃の系譜や中国風の一字の王名と日本書紀に記す天皇の系譜や日本風の諱（生前の本名）とを比較対照して仁徳天皇説が有力）・彌（または珍）（反正天皇）・済（允恭天皇）・興（安康天皇）・武（雄略天皇）の、いわゆる「倭の五王」は、しばしば使節を派遣して、朝鮮半島における日本の立場を有利にしようとしたことが、南朝側の宋書・南斉書などの史書に記されている。しかし半島における日本勢力はしだいに衰退するばかりであった。

大和朝廷の雄略天皇と推定されている倭王武が南朝の宋の順帝に朝貢した際の上表文（宋書倭国伝に所載）の中に「昔より祖禰（先祖）躬ら甲冑を擐き、山川を跋渉して、寧処に遑あらず、東は毛人（蝦夷のこと）を征すること五十五国、西は衆夷（熊襲などのこと）を服すること六十六国、渡りて海北（朝鮮のこと）を平ぐること九十五国……」とある記事は、大和朝廷の国土統一や朝鮮遠征を表現したものである。

倭王武の上表文

（上略）興死して弟武立ち、自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大将軍・倭国王と称す。順帝の昇明二年、使を遣わして表を上る。曰く「封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋渉して、寧処に遑あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国。（下略）」（宋書倭国伝　原漢文）

（1）安康天皇のこと。（2）雄略天皇のこと。（3）西暦四七八年。（4）父祖の意。（5）蝦夷のこと。

日本の古事記や日本書紀・風土記などの、崇神天皇のときと伝える国内統一のための四道将軍派遣の伝説、景行天皇の熊襲その他の征伐、日本武尊の熊襲・蝦夷の征伐、神功皇后の朝鮮遠征などの物語りは、国内統一期における大和朝廷の活発な動きを、何人かの英雄の物語として伝承されたものである。特に北九州地方に日本武尊や景行天皇の熊襲征伐に関する伝承や、神功皇后や武内宿禰の朝鮮遠征の伝承が多く強く伝承されているのは、北九州がそのような征討事業の前進基地をなしていたからにほかならない。

二　大和朝廷の支配体制（氏姓制度）

大和朝廷は統一を進める過程で、氏姓制度といわれる政治組織（支配組織）をつくり上げた。この組織の構成単位をなすものが氏といわれるもので、大和朝廷の皇室（大王家―後の天皇家）も、諸豪族も、朝廷に服属した小国家の王をはじめ各地の豪族も、それぞれ氏と呼ばれる身分の高い支配階級としての同族団をつくっていた。身分の高い支配階級としての同族団である氏は、最も有力な家族を本家として、それと父方や母方の血筋をたどって社会生活の上で密接な関係をもっている（共通の祖先から出た）いくつかの血縁の家族や、それらと同じ地域に長らく

住むことによって祭祀・経済・戦争などを共同で行なう生活（地縁的共同生活）から、共通の祖先から出たと信ぜられた親しいいくつかの家族を分家という形で形成された、血縁を主とした同族的意識をもつ身分の高い一族（同族）をいうのである。

したがって、一つの氏は一つの豪族で、多くの家に分かれていたが、そのうち本家にあたる最も有力な家の長を氏上といい、本家や分家の家族の人々を氏人といった。各地は他の氏との出自の違いを明らかにするため、その根拠地の地名（例―出雲・紀・蘇我……）や大和朝廷での職掌の名（例―玉造・大伴・物部―武人の団体の意）などをとって出雲氏・紀氏・蘇我氏・玉造氏・大伴氏・物部氏などという氏の名をつけた。

氏の領地（私有地）は一般豪族の場合には田荘と呼ばれた。田荘のところどころには、氏上の管理の下に、氏上とは血縁関係のない部民（部曲）と呼ばれる一般の領民が、それぞれ一戸を構えて家族生活を営みながら部落を形成して、農業や漁業、あるいは手工業を兼業するなどして、氏に対して貢納や労務を行なった。そのような各氏の部民は、その貢納または労務の名によって服部・土師部・玉造部などと呼ばれたり、その所属する豪族の氏の名を冠して大伴部とか久米部などと呼ばれることもあった。また氏や氏を構成する家々は奴（奴婢）といわれた奴隷をいくらかもっていた。

氏上は、氏の首長として、同族の祖先神（守護神）である氏神の祭祀権と、氏の内部における裁判権をもち、氏人・部民・奴婢を統率し、外に対しては氏を代表した。

大王家（皇室）は大王（天皇）を首長とする最も強大な氏であって、大王家や朝廷は屯倉（官家）と特別に呼ばれた直轄領を各地にもち、田部と呼ばれた部民や、天皇や皇族の名前や宮号をつけた部民である御名代部（例―安閑天皇の皇后春日山田皇女の春日部）や御子代部をして耕作させた。朝廷における職務は、中央（大和・河内地方）の有力な氏が、それぞれ全国に散在する部民を管理して、大伴氏・物部氏・久米氏は主に軍事を、中臣氏や忌部

（斎部）氏は主に祭祀をというように分担して世襲した。また朝廷には矢作部・鍛冶部・馬飼部・土師部・玉造部などのように特殊な専門技術をもって奉仕する部民の団体が特に多く直属した。このような専門技術をもって朝廷に奉仕する部民の団体は品部とよばれ、これらの部民を管理する豪族は伴造といわれた。土師部は土師氏という伴造が管理して土器を、矢作部は矢作氏という伴造が管理して弓矢を製作するというような組織であった。

大和朝廷の地方の支配組織はだいたい次のようなものであった。朝廷に服従した小国家（部落国家）やその連合国家をそのまま、あるいはいくらか改編して、それぞれの国を設定した。それらの国の長は国造といわれ、国造にはもとの小国家や連合国家の王（支配者の豪族）がそのまま任ぜられたものが大多数であるが、中央から皇族や豪族を赴任させたものもあった。国造の支配地域（国造時代のそれぞれの国）は、後の一郡ないし数郡程度であった。国造は江戸時代の大名のような半分独立した君主のようなもので、その国を自由に支配しながら、領域内に朝廷～皇室に所属する部民や屯倉が設定されている場合は、その管理に奉仕したり、朝廷に対し貢物・労役・軍役などの負担に応じた。朝廷は国造支配下の人民を直接支配するようなことはなかったのである。地方には国のほかに県と呼ばれた地域があり、その長（管理者）は県主といわれた。県の範囲は国よりも小さいが、県は県の制ができた以後は直轄領であったと考えられている。県の設定されたところは、朝廷に早く服属した畿内および西日本の要地に多く、したがって県や県主は国造やその時代の国よりも早く成立したものといわれている。県主も、もとはその地方の有力豪族であったのである。県と県主については、学界でも、六～七世紀には、国と国造の行政上の下部組織になったという説と、しだいに国造に転化していったとする説などがあって、よくわからない点が多い。

大王家（皇室）～朝廷は服属したそれぞれの氏に対して、大王家（皇室）との親疎関係・血統・功績・職掌・勢力の大小などに応じて、国家における地位や家柄や職掌を示す姓と呼ばれる称号を与え、世襲させて統制した。姓には臣・連・君（公）・直・造・首・村主・史・忌寸などがある。臣・君・直などは皇族出身の氏や中央・地方の

有力な氏に多く、連・造などは、一定の職業をもって中央に奉仕する団体（品部）の首長の伴造に与えられた例が多い。たとえば蘇我臣などの皇族出身の氏、筑紫君・米多君・吉備臣・紀直などの国造層、物部連・大伴連・鍛冶造などの伴造層がその好例である。最も高い姓は臣と連で、これらは大王につぐ豪族階級の首位で、五世紀の半ばごろから、臣姓氏族の中の有力者が大臣、連姓氏族の中の有力者が大連という国政総理の官職につき、大王を補佐して国政の中心をなした。大臣は大和（奈良県）西南部の葛城・平群・巨勢・蘇我の諸氏から、大連は河内（大阪府）あたりの大伴、物部の二氏からだされた。

三　国家の動揺

(一)　中央豪族の抗争

大陸のすぐれた鉄器文化や農業技術の獲得によって、皇室は全国的に屯倉を増設・拡大し、地方豪族に対する統制も強化した。しかし、皇室のこのような勢力拡大に伴って、朝廷の有力な豪族も田荘の拡大と部民の獲得に力をそそぎ、五世紀の後半ごろから、政治権力をめぐって有力な中央豪族の争いが激化した。大王（天皇）を中心とする氏姓制度にあっては、大王（天皇）を味方にすることが政治権力獲得の要訣であるから、中央豪族の権力争いは必然的に皇位継承問題をも紛糾させた。大伴氏と物部氏は朝廷における軍事団の統師として代々大連を世襲したが、西暦五一二年に、大連として内治・外交に権勢をふるっていた大伴金村が、任那の西半分の四県（全羅南道半部）を百済に割譲して、任那を動揺させた半島経営の失敗の責任を問われて、失脚して大伴氏は没落した。大伴氏に代わって物部氏が大連の地位についたが、五三八年の百済の聖明王よりの欽明天皇への仏教公伝に伴う仏教受容の問題を契機に、崇仏派の大臣蘇我氏との対立が激化し、五八七年に物部守屋氏は蘇我馬子に攻め滅ぼされた。蘇我氏は大陸か

らの帰化人を多く輩下として、武力・財力を誇り、大王家に対する最も有力な対立勢力となった。

(二)　地方豪族の反乱

中央豪族の政治権力争いや皇位継承問題の紛糾などによって、朝廷の地方豪族に対する統制力がゆるんだ場合などには、新羅の強大化による百済・任那への侵犯に対するたびたびの朝鮮出兵、その他の重い負担に対して、不満をもつ地方豪族の反乱が起きた。五世紀後半の吉備国造の反乱、播磨の豪族文石小麻呂の反乱・西暦五二七年の筑紫国造磐井の反乱などはその代表的なものである。このうち磐井の反乱は、最大の反乱である。朝鮮半島経営のために、たびたび無理な人的・物的負担をさせられて不満をもっていた筑紫国造磐井は、日本書紀によると、五二四年継体天皇の御代に、新羅に奪取された任那の二国を回復するため遠征軍が編成されて負担がさらに重くなると、北九州一帯の豪族の不満を背景に、新羅と連絡をとって、筑紫（筑前・筑後）を中心に火・豊二国（肥前・肥後・豊前・豊後）にまたがる北九州全部を根拠地として、近江臣毛野の率いる六万の新羅遠征軍の行手をはばんで反乱を起した。朝廷は大連の物部麁鹿火（古事記には大連の物部麁鹿火と大伴金村の二人）を遣わして討伐させたが、乱は翌年の末に筑紫の御井郡（三井郡―久留米附近）で最後の大決戦が行なわれ、磐井は敗れ斬られて戦いは終わったといわれる。釈日本紀に引用されている筑後風土記（現在は亡失）の文には、磐井は豊前国上膳（もと上毛郡の地、今の福岡県築上郡内）に逃げて死んだことになっている。また風土記には上妻県（福岡県八女市）の南二里に磐井が生前あらかじめ造った墳墓があるとして、その状態を詳記している。その記事と今日実測調査をした

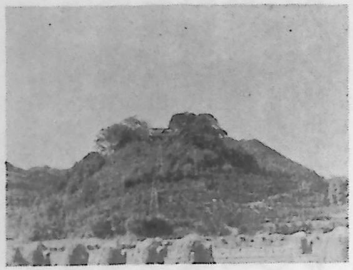

磐井ノ岡（朝日町中野）

筑後方面の古墳とを照合した場合、福岡県八女市吉田にある岩戸山古墳（前方後円墳で、全長百三十二メートル…外堤を含めると百七十六メートル、後円径七十メートル、前方部前縁の幅九十五メートル、高さ十三・五メートルの北九州最大の古墳）が磐井の墳墓であることは学界の定説である。

武雄市朝日町中野に磐井八幡社のある大きな独立丘がある。ここは武雄城主第七代後藤政明が、次男十郎定明に東目の防備として築城しておらしめ、その後、武雄城主第二十代の後藤家信の時に、佐賀の龍造寺八幡社の分霊を磐井八幡社として奉祀した土地であるが、古く筑紫国造磐井が砦を築いて肥前方面の統制と朝廷への反抗の一拠点としたところという伝説があって、古くから磐井の丘といわれている。伝説の真偽は不明であるが、磐井は筑（筑前・筑後）・豊（豊前・豊後）・肥（肥前・肥後）によって反乱を起したもので、その肥前では唯一ともいうべき磐井の反乱に関係した伝説が存在することは興味のある問題であろう。

㈢　任那日本府の滅亡

西暦五世紀後半から新羅・高句麗の勢力が強くなり、日本に親しい百済や任那がしばしば侵されるようになった。わが国ではそのたびに出兵して、南朝鮮における日本勢力の保持に努めたが、出先官吏（豪族）の失敗や、武将たちの内輪もめや内通があり、大和朝廷の内部でも半島経営についての氏族間の対立があり、任那日本府の勢は振わず、五六二年（欽明天皇二十三年）に、新羅によってついに任那日本府も滅ぼされ、新羅の国力は強まった。任那の喪失は、日本にとって、豊富な貢調を納めてきた直轄地を失ったことであり、また南朝鮮支配の基地を奪われたことにもなり、新羅の日本進攻の脅威も感ぜられたので、日本の痛手は深刻なものであった。また大陸では、五八九年に隋が南北朝を統一して、強大な中央集権統一国家を建設し、三たび高句麗を遠征するなどして、東アジアの諸民族を威圧し始めた。新羅が強大化し、隋の圧力も東方に加わってきて、危機の切迫が痛切に感ぜられた。

㈣　氏姓制度下の郷土の豪族

古くからの伝承や記録などをもとにして八世紀の奈良時代につくられた古事記（七一二年完成）・日本書紀（七二〇年完成）・肥前風土記（諸国に七一三年に撰進の詔、完成はその後）や、おそくとも平安時代初期の延喜年間（九〇一年―九二二年）ころまでの編集になるものと推定されている旧事本紀（先代旧事本紀・旧事紀）の中でも信用の高いものといわれている巻十の国造本紀などに散見する、現在の佐賀県の地域に関係する国造・県主・その他の豪族、ならびに県や屯倉などの主なるものには次のようなものがある。

火国造・末羅国造・松津国造・米多国造・葛津立国造・嶺県主・佐嘉県・肥君等の祖の健緒組・日下部君等の祖の弟日姫子や大屋田子・紀直等の祖の稚日子・末羅県（松浦県）・杵島県・火国の春日部の屯倉

火国は、初めは、後の肥前国（佐賀県と、長崎県のうち壱岐、対馬を除いた地域）・肥後国（熊本県）のどちらをいったものか、あるいは最初から両者を合わせた地方をさしたものか不明である。しかし、肥前風土記や肥後風土記逸文（他書に引用されて残っている風土記の文章を風土記逸文という）によると、両国が分離させられるまでは、両国の地域は合わさって火国といわれていたようである。火国の名前の由来については、日本書紀は、景行天皇が九州巡幸の際、八代地方の海上にて日没となって困ったときに、はるかに火光が現出し、その方向に船団を導いて無事に岸に着くことができたが、その陸に見えた火光は人為的な火光ではなく、不可思議な神の火（不知火）と考えられたので、その国を火国と名づけられたと伝えている。風土記には二つの説話が記されている。一つは日本書記の話と似ているが、命名者は景行天皇ではない。すなわち、「景行天皇の部隊をのせた船団が、今の熊本県葦北より火国に渡られる際、海上で日没となって困ったとき、不思議な火光（不知火）が現出して行く先が見え、火光をたよりにして無事に着岸することができた。着岸できた火の光った邑の名前を質問されたのに対し、住民が火国

八代郡火邑である、今の火光は誰がなしたものか判らない不思議な火光（不知火）と答えたので、天皇は今の火光は人為的な火光ではない。神の火である、昔から火国といわれている理由がわかった」と語ったと伝えている。他の一つは崇神天皇の御代に、肥後国益城郡の朝来名峯の土蜘蛛（大和朝廷に抵抗した土豪を卑しんだ呼称の一つ）を肥君等の祖の健緒組の率いる部隊を派遣して討滅した後、健緒組が国中を巡察した際、八代郡の白髪山で日没となって宿営をしたとき、大空に火が自然に燃えて少しずつ下にさがって、この山について、かがり火のようであった。後で健緒組が天皇の威霊によって賊を無事に討滅できたことと不思議な火のことを天皇に奏上したら、今まで聞いたことのない不思議なことであるとして火国と名づけられ、功を賞して健緒組を火君（君は姓の一つ）として火国を統治させたという話である。以上の三つの話に共通なことは火国の名前が不思議な火光と天皇に関係していることである。三つ目の話の特色は、このほかに火国の国造の火君の祖先（健緒組）の天皇に対する忠節の話が加わっていることである。不思議な火光は有明・八代海域の不思議な自然現象としての不知火でもなく、太陽でもなく、陸上の不知火として語られているが、それは海上の不知火の神の威霊は陸上でも発揮されるものと人々が信じていたからであろうか。海の不知火も陸の不知火も、火の神という一つの神の現象としてみた場合には同じであるからであろうか。要するに、この説話には、火国が朝廷に服属したこと、有明・八代海域周辺の地域の最高の神、あるいは火君の祖先神としての火の神、それと関係深い火君が朝廷の国土統一の手助けに功績があったことなど語られている。そのような説話の構成は朝廷側にとっても、支配される地方豪族側にとっても有利な構成であるからである。国造本紀には、火国造には崇神天皇の御代に、大分国造と同祖の志貴多奈彦命（彦八井耳命の孫で、敷桁彦命とも書く）の子の遅男江命を定めたと記されている。設置の時代は問題であるが、遅男江命の遅男江は、肥前風土記に肥（火）君の祖とある健（建）緒組の行書を誤写した可能性が強く、遅男江命は健（建）緒組命と同一人物であろう。さらに健（建）緒組命は、日本書紀景行天皇三年二月の条に「屋主忍男武雄心命（一にいう、武猪心命）

……紀直が遠祖菟道彦の女影媛を娶りて武内宿禰を生ましむ。」とある屋主忍男武雄心命と同一人物視されたのではないかと思われる。もしもそうであれば、武雄神社の祭神の中の武雄心命・武内宿禰（古事記は建内宿禰と書く）と関係が生じてくる。関係というのは、武雄神社の祭神は本来は火国造らの祖の建緒組命であったものが、それを氏神とする武雄地方の豪族（武雄氏？）によって、武雄心命に改められたのではないかということである。日本書紀では武内宿禰は景行・成務・仲哀・神功・仁徳の歴代に仕えたことになっている。書紀の年代で年齢を計算すると二百七十九歳か二百八十歳になる。公卿補任には三百十二歳で死んだと記してある。武内宿禰は蘇我氏の祖と伝えられている。武内宿禰は実在の人物であったにせよ、なかったにせよ、その長期にわたる功業の説話は、蘇我氏が勢力を振った時代に、その祖先として功業を誇示するために造作されたものが多いといわれている。

末羅国は松浦国と同じで、魏志倭人伝にでる末盧国の地域で、この時代の豪族の墳墓である古墳の分布から考えて、現在の唐津市の鏡地区と浜崎玉島町とを中心として伊万里・平戸方面にも及んだ範域であろう。対外関係の要地として大和朝廷が重視した地域である。その国造には成務天皇の時に、有力な軍事団の長の一つでもある物部氏の祖の伊香賀色雄の子の大水口宿禰（足尼）の孫の矢田稲吉を任命したと記されている。この矢田稲吉は肥前風土記に出る同じ唐津地方の土蜘蛛を討滅した大屋田子（風土記では日下部君らの祖とある）と同一人物ではないかと思う、大をとった場合にそう考えられる。日下部氏は大伴氏を統率者とする朝廷の軍事団である靫負部に属するものといわれるが、靫負部は大伴氏だけが終始統率者でなかったと思う。矢田稲吉にせよ、大屋田子にせよその祖先は武人として物部氏の配下であったときもあれば、大伴氏の配下であったときもあったと考えたい。その時代と系譜には問題が存するが、稲吉を稲置と同一と見た場合には重要な問題となる。稲置は県主に比べて極端に少なく、畿内・東海の両地方に出雲・讃岐を加えて九か国に十四例しかなく、九州には全くないといわれてきた。稲置は屯倉に関する税長のような職名の性格が強いものである。そうすると松浦国造や松浦の県主と稲置との関係をどう解釈

するかが問題である。ここでは問題提起にとどめておきたい。

松津国は松浦（末羅）国、あるいは藤津国、あるいは杵肆国の誤写であるといわれている。しかし同じ国造本紀に松津も松浦（末羅）も藤津（葛津立）も存在するので、これらの誤写ではない。松津は杵肆の誤写と考えると、杵肆（基肆）国は律令制定以後の杵肆（基肆）郡、今の三養基郡の基山・基里・田代方面である。松を乎の誤写と考えると佐賀郡の小津郷（川副附近から嘉瀬久保田附近）を中心とする佐賀市郡一帯となる。国造の後裔は大化改新後多く郡司に任用されたが、河上淀姫社建久七年の文書に小津郡司相秀の名が見える。基山・基里・田代地方も佐賀郡大和町、佐賀市金立町、久保泉町地方もともに前方後円墳などの豪壮な古墳の多い地方であってみれば、いずれの地域とも断定しがたい。前方後円墳の分布からみれば、両地方共に国があって、国造が統治していた可能性がある。国造本紀に脱落の可能性もある。ただ大和町地方には県が設けられて県主があったことは後で述べる。しかし国造と県主の関係が学界でも明白でない以上、国と国造の存在を否定することもできない。松津（杵肆あるいは小津）国造には、仁徳天皇の代に物部氏の祖の伊香色雄命の孫の金弓連を任命したと記されている。そうすると末羅（松浦）国造の祖も伊香色雄命の曽孫の矢田稲吉が初代であるから、松津（杵肆あるいは小津）国造家と末羅（松浦）国造家は物部氏一族で、血縁であるということになる。そのことはともに軍事団の部隊長（国造軍の部隊長）として、物部氏の統率の下で活躍した歴史をもつ家柄であることを物語るものであろうか。

米多国は風土記や和名抄にもでる三根郡（今の三養基郡の西部）の米多（今の上峰村米多）や神埼郡三田川町目達原（米多原）を中心とする地方である。目達原地方に存在（現在ほとんど消滅）した前方後円墳を中心とした古墳群はこの地方が米多国の中心であることと、国造家の存在を証拠だてるものである。初代の米多国造の米多君には志賀高穴穂朝すなわち成務天皇の代に、稚沼毛二俣命の孫の都紀女加王が任命されたと国造本紀は記している。古事記の応神天皇の条には稚野毛二俣王の子意富々杼王は筑紫米多君らの祖とあって、国造本紀の記事と符合して

いる。しかし国造本紀の文の志賀高穴穂朝は誤りで、穴穂朝すなわち安康天皇の代が正しいらしい。米多国造の系譜や設置年代は疑問の点が多いが、古墳の大半は、形状、出土品などから六世紀の中期から末期ごろに編年されるもので、米多国造は六世紀中期ごろから強大仕したものとみることができる。前の杵肆地方の優れた古墳（前方後円墳や壁画装飾古墳）も六世紀代に編年されるものがほとんどで、基肆国造の勢力も六世紀になって急速に拡大したようである。基肆国造家は前に記したように物部氏とのつながりがあり、米多国造も、風土記に三根郡に物部郷があって、そこの物部神社が物部若宮部によって祀られたと伝えられるように（時代は推古天皇十年（六〇二）来目皇子新羅遠征準備時ではあるが）物部氏との関係が認められる。このことは継体天皇の代と伝えられる西暦五二七年の筑紫国造磐井の反乱の際に、米多国造家も、物部大連麁鹿火の軍に加担して、磐井を破る功績をたて、その功績によって勢力を拡大し、杵肆国造は物部氏との関係を深め、米多国造家は皇親氏族として待遇されるに至ったのではないかと考えられる。

葛津立国の葛津は、三代実録貞観八年五月の条の藤津郡領葛津貞津や、藤原氏を葛原氏とも書く例などからみて藤津であり、立は藤津郡に隣接する高来郡（今の長崎県の南北両高来郡＝島原半島）の高来で、葛津立国は現在の藤津郡から南北両高来郡にわたる地域を中心とした地方と考えられる。この国の国造家の初代は、国造本紀には、成務天皇の代に、紀直と同祖の大名茅（草）彦命の子の若彦命が任ぜられたと記している。若彦命は肥前風土記に、藤津郡能美郷の土豪大白一族を討伐して功績を立てたと記されている稚日子（紀直らの祖）と同一人物であると考えられる。この紀氏と同族であると伝えられる若彦命（稚日子）は後の藤津郡の郡司になった葛津氏の祖先とも考えられる。換言すれば風土記の稚日子の話は郡司葛津家の朝廷に対する服属と忠節とを反映したものであろう。平安時代初期の八一五年に氏姓の台帳として作成された新撰姓氏録の右京皇別上の部の紀朝臣の項には、紀氏は屋主忍雄建猪（武雄）心命の後なりと記している。この命は藤津郡に隣接する杵島郡に属した現在の武雄市の武雄神

社の祭神である。杵島郡地方の紀伊氏となんらかの関係があるのではないかと考えられるが、詳細はわからない。

嶺県は三養郡の西部であった三根郡にその名が残り、米多国との関係が問題になる県である。風土記には、三根郡は神埼郡の一部であった三根村地方を、海部直嶋という豪族が政府に願って郡として独立させたと記してある。今の神埼郡の千代田町・三養基郡の上峰村（上三根）・三根町方面が嶺（三根）県ではなかったかと推定される。日本書紀雄略天皇十年の条に県主泥麻呂のことが記されている。

佐嘉県は肥前風土記佐嘉郡の条に、佐嘉県主らの祖大荒田の名がでることによって、その存在が認められる。風土記には、川上に荒振神があって、往来の人は半は殺され半は助かるという悲惨な状態であったのを、大荒田が、土蜘蛛大山田女、狭山田女の二人の意見に従って、下田村の土で人の形や馬の形を作ってその神を祀ってから、荒振る行為がおさまった。二人の女を賢い女（賢女）だとほめ、この賢女という名を郡名にして賢女郡、それが訛って佐嘉郡になったと記されている。この神の荒振る行為は川上川の氾濫を表現したもので、この神は大和町川上の淀姫神社（川上神社）のことで、佐嘉県主の祭神であり、県主は、司祭者の性格を強くもっていたことを示している。この地方に小津国が存在していたなら、その国と県との関係も問題である。松浦国の地域にも松浦県があり、米多国の地域にも嶺の県が存在することは、国と県は時代的に性格を異にするものか、どうか、あるいは上下の統属関係の有無、あるいは同じ時代に同じ地域に並存した場合の関係や性格の違いなど明らかにしなければならない多くの問題をふくんでいる。ただ前にも記したように県は一般的古い時代の朝廷の直轄地であったものが多いということだけを附記しておきたい。

肥前風土記には唐津地方には日下部君らの祖の弟日姫子（松浦佐用姫）と五三七年に新羅を討って任那、百済を救援した大伴狭手彦との悲恋伝説が記されている。また松浦郡賀周の里に土蜘蛛の海松橿媛というものがいたのを、景行天皇御巡幸の際に陪従の大屋田子（日下部の君らの祖）が討滅したという話が記されている。討滅の地は

現在の唐津市の見借附近であろう。この二つの説話によって、唐津地方に豪族日下部氏のいたことと、日下部氏が大伴氏と関係があったこと、朝廷に忠節をつくしてきたことを主張することによって、有利な地位の保持をはかっていることがうかがわれる。

杵島県は、「肥前風土記の逸文」に、杵島山のことを「県の南二里一孤山有り……」と記すことによって、その存在を考えることができるが、風土記逸文の中には、中国風の一種の文飾として郡を県に作ることが多いので、杵島県をそのまま県として認めてよいかは問題であることも考慮しなければならない。県が存在した地方には大和朝廷の支配力波及の顕著な表徴としての前方後円墳がよく見られるが、杵島山を中心とした地方には現在のところ、前方後円墳が見あたらないことが問題である。しかし葛津立国造の存在やそれと関係のある古社の武雄神社の祭神を考え場合、一概に杵島県の存在を否定することもできない。武雄平地では古墳の大半は平地周縁の山麓地帯やた平地内の独立丘の上に存在し、その多くは古くからの開拓によって早く破壊されている。その破壊されたものの中に前方後円墳が存在していたのではないかとも考えられるので、その決定は将来の全域的密な調査（再調査を含む）をまつべきであろう。

火国の春日部の屯倉は、日本書紀安閑天皇二年の条に記されている。同年に設置された二十六か所の屯倉の中の一つである。春日部の名は皇后の春日山田皇女の名代としての部民を置いて設けられたことに起因するものであろう。春日部屯倉の所在地については、熊本市春日町付近や熊本市国府付近（昔の託麻郡三宅郷）に推定する学者が多い。それらの学者のこれに関連する意見には、春日部屯倉と建部（軍事団の一つ）の設置によって、当時宇土半島の基部あたりに本拠地をもっていた火国の国造火君や白川上流の阿蘇国の国造阿蘇君は大和朝廷の大きな圧力を受け、火君は本拠地を八代地方に南遷させるに至ったと説き、しかも一方では、筑紫国造磐井の反乱の際は、火君は朝廷側に味方し、その功労によって乱後は北九州にも進出したと述べる学者が多い。春日部屯倉の設置は磐井の反

乱の時の継体天皇の次の安閑天皇の代のことと伝えられる。その伝えが事実で、春日部屯倉が火君の本拠という後の肥後（熊本県）であるならば、功績のあったものに対する処置としては過酷である。そのような観点からも肥後地方以外の火国、すなわち肥前地方に春日部屯倉の所在地を求めることには意義がある。肥前国における春日部屯倉の所在地としては、現在の佐賀郡大和町の春日地区（旧春日村）と藤津郡嬉野村の吉田地区（旧吉田村）の春日の二つがあげられる。前者は律令政治時代に長く肥前国衙（国府）が置かれた土地であり、隣接の川上地区（旧川上村）には山田の地名も存在し、佐嘉県とも重複する土地であり、豪壮な前方後円墳が最も多く散在する地方でもある。藤津郡の吉田の春日は、隣接地の鹿島市鹿島町の琴路神社は安閑天皇を奉祀しているといわれるが、この付近は古墳はほとんど発見されていないばかりでなく、水田にもあまり恵まれない地域である。

四　郷土の古墳

(一)　古墳の意味とその時代

国土を統一した天皇や中央・地方の豪族たちは、大きな墓を造った。それらは、今も各地に、古墳として残っている。

学問の上でいわれる「古墳」とは、「古い時代の、地上に高く土（ところによっては石塊）を盛り上げて造ったり、丘陵をそのような形に削って造った墳墓」のことであって、ただ単に「古い時代の墳墓」という意味ではない。具体的にいえば、この地方で塚（つか）だとか、御塚（おんつか）だとか、ところによっては鬼の岩屋などと呼ばれているものが古

墳の大半である。そのような地上に高く土を盛り上げたりして造った高塚式の墳墓(古墳)は、出土遺物などからみて、西暦三世紀の後半ないし四世紀のはじめごろから、ほぼ七世紀のころまで造られている。そのような古墳は、出土遺物からみて畿内を中心に発生したものである。具体的にいえば大和朝廷を形成した畿内の大王(皇室)・豪族の間に発生した墓制で、朝廷の勢力の伸展に伴って各地の豪族に広がったものと今日では考えられている。古墳が築造された時代は文化の上で古墳時代というが、古墳時代は古墳の出土遺物（副葬品）や構造上の特色などから、ふつう前期（三～四世紀―九州地方では五世紀初めごろ）・中期（五世紀）・後期（六～七世紀）の三つの時期に区分する。したがって古墳とは「だいたい西暦三世紀後半ないし四世紀のはじめごろから、ほぼ七世紀のころまで造られた、地上に高く土を盛り上げたり、丘陵をけずって高く土を盛り上げたような形に造った墳墓」という意味にとらえればよいわけである。そのように古墳は形状の上でも、時代の上でも限定されるので、それより以前の弥生時代や縄文時代の墳墓、あるいは以後の奈良時代（少し前も含んで）・平安時代・その他の時代の墳墓は古墳といわずに、〇〇時代の墳墓などといって区別する。また古墳が築造された時代にあっても、古墳以外に横穴（丘陵や崖に横に穴を掘り、墓室を造った墳墓）や地下式墳墓などの墳墓が営造されたことを付記しておきたい。

地方によっては、前に説明したような古墳（塚）で、大きな石室のあるものなどは、古墳とは知らずに古代人（大昔の人）の穴居の跡などと思っている人が多いが、それは本来は土で完全に覆（おお）うた立派な古墳であったものの入口などをあばいて、内部の副葬品などを盗み去った跡で、堅固な石で造った家のように見えるからである。古墳は大なり小なりその地方の豪族の墳墓であり、祖先の人たちの墳墓であるから、丁重に取り扱うべきものなのである。

(二) 古墳の種類と変遷

前にも記したように、弥生時代では地下に墳墓の施設があるのが普通であるが、この時代の墳墓(古墳)は高塚などとも呼ぶように地上に墳丘があることが普通である。古墳は外形上(墳丘の形の上)から分類すると円墳・方墳・前方後円墳などが代表的なものである。円墳は平面形が円形の古墳、すなわちまるく土饅頭のような古墳である。方墳は平面形が方形の古墳、もっと具体的にいえば、頂部が平らになった截頭方錐形の古墳をいう。円墳や方墳は中国、朝鮮にも存在するが、日本ではこの二つの形の古墳の他に、方墳と円墳とをいろいろ組み合わせたような独特の形の古墳が造られた。その中で最も代表的なものが、円墳の前に少し低い四角な段のようなものが造り出された形の前方後円墳(前が方形で後が円形の古墳という意味)である。前方後円墳は外国に例のない日本独自の形式であるとともに、大和朝廷の皇室や中央豪族の墳墓の多くを占めたものであった。したがってその分布は特に朝廷勢力の波及の示標として重視されるものの一つである。服従した地方豪族はこれを模倣して、同形式の墳墓を造ることが相当行なわれたのである。前方後円墳は時代によってその形が、いろいろ変化して造られているので、形は古墳の古さを研究する上にとって重要な観点である。


おつぼ山発見箱式石棺
(古墳時代)

前期の古墳の多くは、単独で小高い山丘や尾根の上に、自然の地形を利用して、集落全体を見下ろすように、聳える如く築造されているものが多い。前方後円墳では、立地の関係上、前方部が明確に方形になっていないものが多い。前方部は低く細く長く伸びている。古墳の盛土(墳丘)の上には葺石(礫で覆うこと)をしたり、壺形埴輪・円筒埴輪・家形埴輪・盾や甲冑や大刀その他の器財を形どった器財埴輪などの埴輪(墳丘上にたてならべる素焼の土製品)をめぐらしたりするが、動物を形どった動物埴輪や人物を形どった人物埴輪はほとんど造られていない。内部の死体埋葬施設としては木棺や箱式石棺と、あるいはそれを被覆する狭長な竪穴式石室や粘土槨などがある。副葬品としては中国伝来の銅鏡や碧玉岩などでつくられた腕飾りとしての石釧・車輪石・鍬形石などの石製品・玉類・武器などがある。

中期の古墳は、山丘や尾根の上ばかりでなく、独立丘を利用して造られたものもあるが、平地(平野)の中にも造られるようになるのが大きな特色である。それらの古墳の大半は、下からほとんど全部積み上げた盛土だから、その盛土の量は莫大である。盛土を運ぶ手間を節約するために、古墳の周囲に濠(空濠も含む)が掘られることもある。世界最大の墳墓である大阪府下の仁徳天皇陵と伝える古墳は、平地に築造された最も典型的な前方後円墳で、全長四百七十五メートル、後円部径二百四十五メートル、高さ三十メートル、前方部幅三百メートル高さ二十七メートルである。中期の前方後円墳は、前方部の幅がだんだん後円部の径より大きくなり、高さも著しくなるのが特色である。埴輪にも人物埴輪や動物埴輪が加わり、竪穴式石室の中に納められる長持形石棺や舟形石棺が現れる。副葬品としては、仿製(日本製)銅鏡が現れ、鉄製品の武器・武具・工具が急激に増加する。鏡・玉類・武器・日用品の類を滑石などで模造した石製模造品の副葬も増加する。馬具や透彫を施した金銅製の冠帽や帯金具などの立派なものが現われ、前期では呪術的色彩が濃かったのが、外形上の儀礼的な威厳を整えたものへ変化している。

佐賀県下における中期古墳のおもなるものには次のようなものが存在する。これらの中には前期末から中期初頭に編年されるものと、中期に編年されるものとがあるが、その区分や区分の理由については、行文の繁雑を避けるために省略し、県史などに譲ることにした。

○東松浦郡浜玉町横田下西谷、横田下円墳

内部は、扁平な割石を積み上げた竪穴式石室形式の石室の一側に、ごく短かい羨道をつけた横穴式石室で、その中には三箇の箱式石棺があって、八体の死体が合葬されていた。わが国における横穴式石室の初現的なものとして学界で重視されている。筒形銅器・土師器・仿製の獣帯鏡や方格規矩鏡・短甲・鉄刀等発見

○東松浦郡浜玉町谷口、谷口前方後円墳

内部は竪穴式石室に長持形石棺(東西二室で二棺)、仿製三角縁神獣鏡・位至三公鏡・石釧円筒形埴輪など発見

○伊万里市二里町大里、杢路寺前方後円墳

内部は磆槨、仿製三角縁神獣鏡・円筒埴輪など発見

○佐賀市久保泉町川久保、熊本山円墳

内部は舟形石棺、四獣鏡・碧玉製紡錘車など発見

○佐賀市金立町金立、銚子塚前方後円墳

内部不明、壺形埴輪発見

○神埼町朝日、下朝日西方高地円墳

内部は箱式石棺二箇、仿製変形四獣鏡・石釧など発見

○佐賀郡大和町横馬場、船塚前方後円墳

内部は竪穴式石室に箱式石棺、硬玉製大勾玉・家形埴輪や円筒形埴輪発見、県下最大の前方後円墳で、全長百十四メートル、後円部径六十三メートル、高さ十メートル、前方部幅六十二メートル、高さ九メートル、周囲に一重～二重?の空濠をめぐらし、それを加えると全長およそ十四メートル。封土は三段の築成。七基の大円墳が陪塚(主墳に付随する古墳)として存在

○小城郡三日月村西分、円山(丸山)円墳

径四十メートル、高さ八メートル、内部は羨道部の短かい只字式の横穴式石室、石室を凝灰岩製切石で三室に区分。眉庇付の冑・短甲・多数の鉄剣・鉄刀・鉄鏃・玉類・象形埴輪発見

○佐賀市金立町西隈、西隈円墳

墳丘の径三十メートル、高さ約四メートルの円墳。石室は板状の石を小口積にして造った横穴式石室で、羨道(外よりの通路)は長さ二メートル、幅一・二メートルの簡単で、未発達なものである。玄室(奥室)には凝灰岩製の横口式家形石棺が安置してあって、石棺には縄通しのための環状突起と、円形や三角形の線刻文様があり、石室石棺ともに水銀朱によって塗彩されている。封土(墳丘)上には円筒埴輪や葺石が設けられている。次の西原古墳とともに佐賀県下における装飾古墳としては初期のものである。

○佐賀市久保泉町西原、西原古墳

破壊されていて、円墳か前方後円墳か不明であるが、石棺破片の存在した古墳主体部の封土の径は三十メートル、高さ五・一五メートルで、石室の構造・石棺の種類や石質・文様などは全く西隈古墳と同じで、石棺の線刻文様の部分は水銀朱や緑色塗料での塗彩がみられた。円筒埴輪も葺石も存在。石棺破片とともに鉄鏃・碧玉製管玉、挂甲の鉄板の小札が出土している。

後期の古墳の特色は、大陸墓制の影響による横穴式石室(大きな石材をもって構築した死体安置の石室(玄室)の横の方に、同様な石材で通路(羨道)と入口(羨門)を設けたもの……当地方の古墳の大半はこの形式の石室をもった円墳、埋葬終了後入口は石塊や土で閉塞する)を設けた古墳が普及すること、数多くの小形円墳(ほとんど横穴式石室の)が一ケ所に群をなして多く造られるようになる小円墳の群集墳が出現すること、すなわち、それほどの豪族でない十数人ないし数十人の家族、ないしいくつかの世帯の共同した集団の家父長たちが、新しく古墳を造るようになったこと(群集墳の個々は家父長家族、ないし家父長制世帯共同体の家族墓と考えられる)、前方後円墳も横穴

式石室の採用によって、石室の長さが、後円部の墳丘の半径を制限することになって後円部が縮少し、比較的に前方部が広さも高さも大きく見えるように変化したこと、家形石棺が多くなること、南鮮より伝来し、日常の容器としても用いられた灰色で硬質の須恵器といわれる土器がよく副葬品としてみられること、大陸墓制の影響で、北九州地方を中心に、石室や石棺にいろいろな絵や文様を彫刻したり、彩色した装飾古墳が普及することなどがおもなものである。

佐賀県内の後期古墳は至るところに多数存在するが、そのうち特色のあるものには次のようなものがある。

○神埼町志波屋、伊勢塚前方後円墳

全長七十八・八メートル、後円部は径約三十六メートル、高さ約七メートル、前方部の前幅約二十八メートル高さ約五～四メートルの墳丘をもつ前方後円墳。石室は全長十六・七メートルにも及ぶ横穴式石室。石室のうち玄室は南が幅三・五五メートル高さ二・八メートル、東が幅三・二〇メートル高さ二・七メートル、北が幅三・六八メートル高さ二・〇七メートルの巨石で囲まれたもので、天井石までの高さは約四メートル位という県下屈指の巨石墳である。玄室の奥壁の一部には朱で施した日の丸状円点文が残り、彩色による装飾古墳でもある。円筒埴輪と人物埴輪が発見され、葺石も存在。

○鳥栖市田代本町太田、太田古墳

径約五十四メートル高さ約四・五〇メートルの円墳で、前・中・後の三室からなる模穴式石室。石室の全長は約八メートル、玄室の奥壁に赤・緑・黒などの顔料で同心円文や渦巻文・花状文・人物像・騎馬像などが描かれている、県下で最も優れた装飾古墳である。

○鳥栖市柚比の永田古墳群

○鳥栖市神辺町東十郎から柚比町森塚にわたる東十郎古墳群

○神埼町城原から岩田付近にわたる猿岳古墳群（天神尾古墳群もふくむ）

○佐賀市金泉地区古墳群

○小城町畑田、一本松古墳群

○杵島郡有明町深浦、龍王崎古墳群

○藤津郡太良町大浦広江丁、帆前鼻古墳群

㈢　武雄地方の主な古墳

(1)　上の山古墳



武雄町野間上の山古墳遠望（西南方より）

武雄町大字永島字野間の、俗に上の山といわれる独立丘陵の上の畑（井手寿一氏宅や中林政一郎氏宅の裏＝北側で、井手氏の所有地）に存在している、封土がなくなって、巨大な石棺だけが露出している古墳である。以前に同丘陵からは、一般的な厚さ八センチ前後の扁平な緑泥片岩数枚よりなる箱式石棺二基が発掘され、その棺材の一部は左に記す巨石石棺の蓋石の上にのせられて残存している。現在では主軸を南北にした巨大な箱式石棺だけがほとんど全体を露出して遺存しているだけである。

この箱式石棺は、薄い板石を組み合わせた一般の箱式石棺とは趣を異にし、写真のような、長持形石棺を思わせるような、巨石を使って構築した巨大な箱式石棺である。小さな隙間を封じた石を除外すれば、石棺の主体部は、四枚（東・西・南・北）の側石と二枚の蓋石とを長い箱形に組みたてて構成されている。詳しくいえ

ば、東と西の横に長い側石は、ともに、厚さ二十六センチ前後（東側石平均二十三センチ、西側石平均二十九センチ）、内法でなく外面の長さ二・四メートル前後（東側石二・五八メートル位、西側石二・三メートル位）、地表面よりの高さ四十四センチ前後（東側石平均四十二センチ、西側石平均四十六センチ）の厚い扁平な花崗岩の自然石で、約六十センチの幅（北側は下七十四・五センチ、上六十九・五センチ、南側は下五十四センチ、上五十三センチ）をおいて立ち、その長い両側石の南と北の両端にそれぞれ小面積の側石がはめこまれ、このようにしてでき上った石棺の枠組みの上に、だいたいは不整長方形を呈する花崗岩の厚い（平均十八センチ）扁平な自然石二枚（北石は厚さ十七センチ、長さ一・〇七メートル位、南石は厚さ十九センチ、長さ一・四七メートル位）を載せて蓋としている。



上の山古墳石棺

両端の小面積の側石は、北側（厚さ約十四センチ、幅は下で七十四・五センチ、上で六十九・五センチ、高さ約四十四センチ）のも、南側（厚さ約十八・五センチ、幅は下で五十四センチ、上で五十三センチ、高さ約四十四センチ）のも、ともに安山岩の切り石で、表面も側面も、ともに削って平らにした加工の痕跡がみられる。

昭和十七年ごろ、封土を取り除いて整地した際に、石棺内から銅鏡・鉄剣・玉類が発見されたといわれるが、現

品は遺存していないので、それらの性質を明らかにすることはできない。

右のような巨石を使用した巨大な箱式石棺は、県下では神埼町二子で、数基が見出されているくらいで、現在のところ発見例のきわめて少ないものである。福岡県下でも古式の管玉を副葬していた粕屋郡粕屋町上大隈谷蟹の平塚古墳（森貞次郎氏、九州考古学11・12合併号に報告）その他数例にすぎない。弥生時代の箱式石棺は一般に封土が全然認められないものが大多数で、封土が認められるものでも顕著な封土は持っていない。またほとんどが群集して存在するか、相当の数の甕棺や土拡墓などと共存して、共同墓地を形成し、孤立して単独である例はひじょうにまれである。

このような弥生時代の一般的な箱式石棺（組み合せ式石棺）と上の山の巨石石棺とを比較した場合、上の山の例はひじょうに珍しく、日本における墳墓～古墳発達の歴史上重要視すべきものである。神埼町二子や前記の福岡県下の例と合せて考えた場合には、ある時期に北九州でこのような箱式石棺がある範囲に行なわれたことは事実であるから、それが弥生時代から古墳時代にかけて一般に行なわれた薄い板石を数枚組合せた箱式石棺や古墳時代の石室墳とどのように関係するかは究明さるべき問題である。上の山の例は箱式石棺の形体はもっているが、巨石を利用した点などでは一種の石室とみられないこともない。あるいは長持形石棺の形だけを扁平な部厚い自然石をもって模倣して造ったものともみられる。とにかく、当地方の有力な豪族の墳墓であることは間違いがなく、また学問的にもひじょうに貴重なものであるから、祖先の霊を慰める意味も含めて、手厚く保存されることを要望したい。

(2)　玉島古墳

橘町楢崎六千九百七ノ三番地の、県道武雄―鹿島線の東側に存在する円墳である。方墳のように見えるのは墳丘上の畑の造成と耕作によって墳形が変化したからである。



玉島古墳（西方より）

本古墳は、石室の石材の一部と見られるものが、墳丘上の畑の土手の石垣に使用されていたので、早くから相当以前に盗掘にあったものではなかろうかと考えられていた。それが昭和四十五年七月の県教育委員会と武雄市の共催による、木下之治・柴元静雄・尾形徳之・木下巧・森醇一郎諸氏らを中心とし、佐大考古学研究会の協力による発掘調査によって、盗掘にあっていることが確認されるとともに、内部構造に、後に記すような古墳発達史上の重要性があることが明らかにされたのである。ここでは、この調査の結果得られた資料をもとに、玉島古墳の概要と歴史的価値について記すことにしたい。

本古墳は独立丘のように見えるが、付近の地形や発掘調査の際に設定された古墳から西側の県道に向かっての試掘溝の地層断面などから推測して、県道の西側から県道の部分を通って東へ伸びていた低い舌状台地の先端部の高地を利用して、その上に築造されたものと思われる。

墳丘は築造後の長い間の耕作などで相当改変されていて、現在では東西径四十一メートル・南北径四十九・五メートル、水田面から墳丘頂上までの高さ約九メートルの県下屈指の大円墳である。

ちなみに県下最大の円墳は、地名・地形的環境・土質・丘陵成立の伝説などを総合して考えた場合、神埼郡東背振村大字大曲字大塚ケ里の籾神社の鎮座される大円丘ではないかと推定される。この大円丘は大円墳でなければ、大前方後円墳の前方部が後世取り除かれた残りの後円部であろう。

玉島古墳の被葬者を安置した石室の平面形は主軸方向は南西で、東西の長さ三・二五メートル、幅（南北）は奥壁（東壁）で二・〇六メートル、横口（横からの出入口）を設けた前壁（西壁）の部分で一・二二メートルと前

（西側）が狭くなった不整長方形を呈する。石室は奥壁（東壁）・南壁・北壁とも基部に大き目の長方形石を二～三個横たえて腰石とし、その上に扁平な割石を小口積みにして、上方に向かうに従って次第に内方へ湾曲するように持ち送り式に積み上げて、天井を巨石でふさいだ構築形式である。前壁（西壁）の部分には他の三壁と同様に、ほぼ同じ高さの腰石が一つ据えられ、その両端の外側に接して大人が通れるくらいの間隔をおいて、高さ一・二二メートルくらいの袖石が基部を床面より三十五センチ高位置にして立てられている。袖石と袖石の間の外側には幅約五十センチの黒土層が前方に向かって約一・五メートル伸びていて、外部から石室に通ずる通路が設けられていたことを示しているが、完成した横穴式石室墳のような両側壁と天井の部分を石で構築した通路（羨道）は設けられていない。横穴式石室の初現的な幼稚な構造である。石室の現状の高さは二・六メートルであるが、天井の部分はすでに破壊されている。ただ現在一枚の大きな天井石が石室の一部を覆っているが、これは現在の位置する状態から考えて原位置にあるのではなく、側壁が崩れた際に移動したものと推察される。石室の床面の状態は、奥壁の前一・〇五メートルの位置に、奥壁に平行して北側壁と南側壁との間に長さ一・九メートル、幅二十センチ、高さ約二十センチの断面がほぼ三角形を呈する安山岩の自然石が頂点を上にして間切り石（石障）として据えられて、奥壁との間に屍床が設けられている。間切り石の線より前の床面には小石をもって、





玉島古墳石室状況

玉島古墳出土品

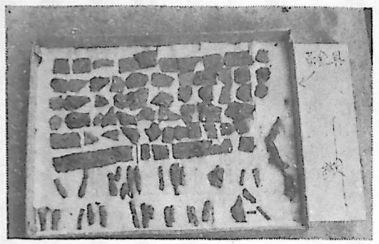

帯金具（上）　鉄鏃（下）

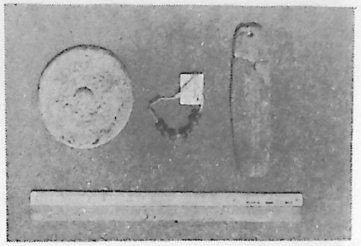

右より石製模造品、玉、変形文鏡

屍床のところにはやや大きな扁平な割石をもって、敷石が施されていたが、盗掘などの際にかき乱されている。また、石室の内部には各所に朱（水銀朱）を塗った跡がみられるので、もとは全面に朱が塗布されていたものと判断される。

被葬者に対する副葬品として石室内に残存していた遺物には次のようなものがある。

屍床内から発見されたもののおもなるものは仿製変形文鏡（形は鉄瓶の蓋のような、中央に孔の通ったつまみのある銅鏡―仿製鏡とは日本で中国や朝鮮のものを模倣して造った鏡）一、長さ約八十センチの鉄製直刀一（奥壁に密着状態で発見）、碧玉製管玉二、ガラス製紺色小玉八、上縁近くに一孔をあけた斧形石製模造品（緑泥片岩製。……この石製品については鉞とみる説もある）一である。

屍床外が大多数を占むる、屍床内外から発見されたその他の残存副葬品としては鉄刀片一、鉄刀子（刃部片二十二、茎片百五十二）、鉄鏃片三十三、鉄鉾茎一、鉄製鉇八、小環付き鉄釧一、不明鉄片六十二、帯金具一個分がある。

なお、かなりの土が落ち込んでいた石室の床面から約五十センチ上の土層中から、人骨の細片と中国の銅銭が共伴して発見された。銅銭はこの骨の残った被葬者への副葬品とみられる。銅銭は開元通宝（唐時代、九六六年）二、元豊通宝（北宋時代、一〇七八年）一、熙寧元宝（北宋時代、一〇六八年）二である。これらの輸入銅銭はおもに平安時代末から室町時代にかけて流通しているが、室町時代に多く輸入された永楽通宝などの明時代の銅銭が含まれていないので、この骨を残



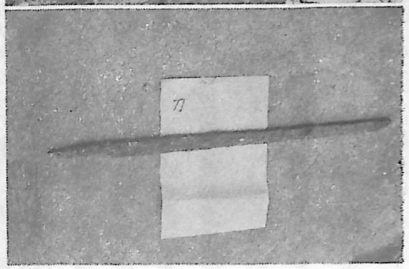

玉島古墳出土鉄製直刀（上は出土状況）

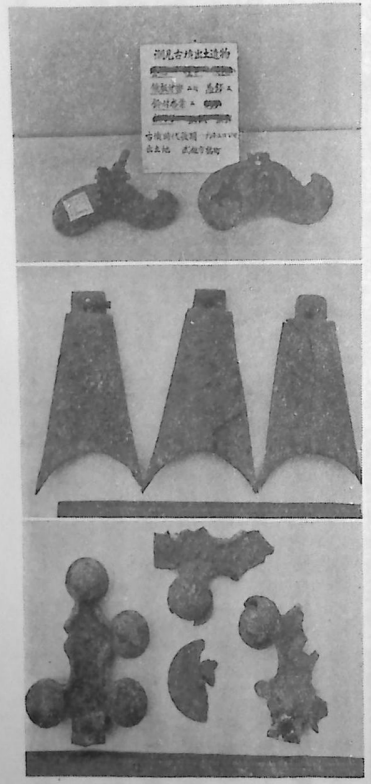

潮見古墳出土馬具類

した被葬者は、鎌倉時代（あるいは室町時代まで下がる可能性もある）に、この古墳に重葬された人物と推察される。

墳丘上の葺石（盛り土の崩壊を防止するために敷きつめた礫石）は原位置では確認されなかったが、封土の中や畑の土手などに相当数の人頭大以下の自然石が存在することからみて、もとは一部あるいは全面的に葺石が施されていたものと考えられる。また封土中に小数の円筒埴輪や靫（弓矢を入れる携帯用具）をかたちどった象形埴輪の破片が混在していたので、墳丘上には、もとは小数の埴輪が立てられていたことは確かである。

本古墳から発見された古墳時代の土器は土師器と須恵器である。土師器は弥生式土器に似た土器（弥生式土器系統の土器）であるが、水でゆすって砂粒などの不純物を除去したような精選されたち密な粘土で造られた素焼の土器であって、古墳時代の後期にも製作使用されたが、前期や中期に製作使用されたのはこの土器だけである。須恵器（祝部土器ともいう）は大陸からの製作技術の伝来によって後期以降に製作使用された、灰色がかった硬質のよりすぐれた土器である。当地方では須恵器を造った窯跡は、昭和四十年に、国平健三氏によって、朝日ダムの北方町大崎字大西地先に発見されている。この二種類の土器のうち、土師器は古墳の封土や石室内から発見され、その総数は千数百片であるのに対し、須恵器は封土や落ち込み土の中からだけ発見されて、石室内からは一片も発見されず、その総数も三十五片に過ぎない。次に記すこの古墳の内部構造から考えられるこの古墳の築造年代とも一致する現象である。須恵器は、この古墳の被葬者に対して行なわれた後代の祭の際の供献物をいれた土器の破片であると思われる。

以上記した本古墳の発掘調査の結果、明らかにされたものの中で、最も重要なことは石室の構造である。石室の側壁を扁平な割石を小口積みにして構築する方法は前期以来の竪穴式石室の伝統的な特色の一つである。いっぽう死体を安置した石室（玄室）の一方の壁面に、扁平な割石や大きな野石を用いて、外部との通路（羨道）を設けた

横穴式石室は朝鮮や中国から伝来したものである。その最も早く伝来したのは北九州地方であって、そのはじめの受容の仕方は玉島古墳と同じように、扁平な割石小口積みの竪穴式石室一方の側壁に、外部との出入口だけを簡単に設けたもので、短かい、あるいは長い通路（羨道）を設けるのはその後の時期であることが副葬品（鏡その他）による時代的考証によって明らかにされている。そのような横穴式石室の技法を採用し始めた時期は右と同じような考証によって五世紀初頭から中ごろにかけての時期と判断されている。玉島古墳の石室構造は以上記した横穴式石室技法受容の初期の特色をもっているが、仿製の変形文鏡の出土などをあわせ考えて、西暦五世紀中ごろに築造されたものと推定される。

以上の諸点から本古墳の武雄地方の歴史上における価値としては、

① 本古墳は五世紀中ごろに、当地方一帯を統治した王（豪族）の墳墓であること。

② 畿内を中心に発達した竪穴式石室の墓制・石製模造品・埴輪などの存在から考えて、この豪族は早くから中央の優れた文化を採り入れていたこと。

③ 県下はもとより、日本でも数少ない、従来の竪穴式石室の墓制に大陸伝来の横穴式石室の技法が採り入れられた初めのころの古墳であること。

④ 右の③からみて、この古墳を営造した豪族は大陸の先進文化の受容にも積極的であったこと。

ことなどをあげることができるだろう。要するに玉島古墳は武雄地方だけでなく、佐賀県にとっても、日本にとっても、政治史的にも文化史的にもきわめて貴重な存在である。



刀鉄土出墳古見潮

(3)　潮見古墳

橘町潮見の潮見神社の真裏で、潮見山の東の中腹より少し下方の斜面に築造されている古墳で、昭和三十一年三月山道建設中毛利潮氏によって発見されたものである。

古墳は高さ約二・七メートル、径十二メートルくらいの円墳で、封土はあまり顕著でない。内部構造は純然たる横穴式石室である。石室の入口（羨門）は南面し、土砂の侵入によって高さのよくわからない、幅約七十センチ、長さ約三メートルの通路（羨道）を背をかがめて通ると奥室（玄室）に達する。玄室は奥行三・四五メートル、南幅二・五メートル、北幅二・三五メートルである。羨道部も玄室部も側石や天井石は自然の岩石を用い、玄室の天井は上部をしだいにせばめた持送式天井である。

武雄歴史研究会が発見時に緊急調査を行なったが、潮見神社宮司の毛利潮氏や歴史研究会員によって見出された副葬品の遺物のおもなものには次のようなものがある。

小形仿製鏡（文様不明）一、金銅製冠一個分の断片、鉄製挂甲一領分の小札、鉄製直刀（大二・小二）、鉄製刀子二、鉄鏃（尖根・刀子形）約三十、鉄鉾四、騎馬用馬具類（鉄製鞍金具断片、鉄製革

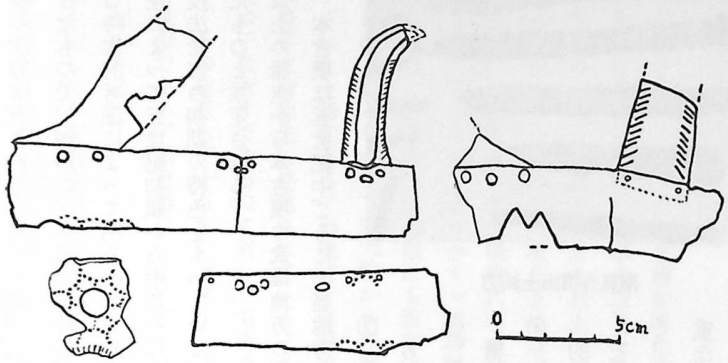

潮見古墳発見金銅冠の断片実測図　（松岡氏原図）

金具断片、鉄地金銅張S字状鏡板付轡二、金銅製五鈴付杏葉三、鉄地金銅張雲珠一、青銅製馬鐸三、土器（須恵器の坏一、坩一）

金銅製冠は破損がひどく、破片が多く不足しているので全形の復原は困難である。厚さ一ミリ弱の比較的厚い銅板に金鍍金を施したもので、松岡史氏が残存する破片で復原可能な部分だけを復原した状態は図の通りである。中心に円形の突起を有し、その周囲に点刻による蓮華文に似た尖端の尖った花形文様のある破片は、この冠に似た朝鮮発見の三国時代の金銅冠の例からみて、冠の立飾の尖端にあったものと考えられる。

冠の出土した古墳は、全国では二十数基であるが、九州地方では北九州地方に限られている。簡単にふれたその数少ない七基の古墳の中で佐賀県は五基（唐津市鏡の島田塚横穴式石室前方後円墳・佐賀市久保泉町川久保の関行丸横穴式石室前方後円墳・神埼郡三田川町目達原古墳群の塚山横穴式石室前方後円墳・杵島郡有明町深浦の竜王崎古墳群中の第一号墳の横穴式石室円墳―二個出土・武雄市潮見古墳）である。

挂甲（かけよろい）は、短甲とともに、この時代の甲（鎧）の一種である。短甲は最も早く発達したもので、一般的には、体の胴部の丸味に合わせて湾曲させた横長の相当大きな鉄板を何枚か鋲や皮ひもなどではぎ合わせて、肩から胴までだけがすっぽりはいるような形につくり、前胴の右半分～左半分に開閉するための蝶番をつけた



馬具類　鉄鏃・刀子

挂甲の小札

潮見古墳出土品



野間古墳出土須恵器類

りしたもので、窮屈で行動には不便なものである。この地方では白石町船野の一の谷古墳（円墳・破壊により石室形式不明）から発見されている。これに対して、挂甲は短冊形の鉄板（小札）を数多く、皮ひもや組みひもなどでつづったものであるから可動的で、動作に便であった。

日本の挂甲は、短甲を着用して徒歩戦を行なっていた日本軍が、古墳前期末の朝鮮での高句麗などとの戦争によって、外国軍の機動力に富む挂甲着用の騎馬戦術に苦戦した結果、その騎馬戦術と挂甲を採用して改良したものであった。本古墳出土の騎馬用馬具と挂甲とはそのような点からみてよく対応するものである。挂甲は中期以降主として後期に用いられた防具である。

潮見古墳の被葬者は、古墳の石室、副葬品などから考えて、西暦六世紀中ごろの豪族である。憶測するならば、多くのすぐれた武器や挂甲・馬具などからみて国造軍を基幹とする遠征軍に小部隊長として従軍したこともある豪族ではなかろうか。

(4)　その他の古墳ならびに古墳群のおもなもの（湮滅したものも含む）

- 武雄町武雄の野間古墳……円・石室不明・滅
- 武雄町富岡小楠の祇園山古墳……竪穴式石室円墳
- 武雄町永島字山田の剣塚……滅
- 武雄町花島の聖権寺（正現寺）山古墳……円墳・内部主体不明
- 武雄町枯木塔の枯木塔第一古墳（園田病院裏）……竪・円・滅



武雄町花島聖権寺山古墳（南方より）



朝日町黒尾成鎮寺東北方古墳遠望
（西方より）

- 朝日町川上の成鎮寺東北古墳……横・円
- 朝日町川上の司宮古墳……横・円
- 朝日町川上の鬼塚古墳……横・円
- 朝日町中野の観音山古墳……横・円・滅
- 朝日町中野の笹尾山古墳……円・内部主体不明
- 橘町北楢崎八千二十三番地の楢崎古墳……複室をもつ横穴式石室円墳
- 武雄町武雄四十九重四千五百五十三番地付近の野間古墳群……横・円……ほとんど滅
- 武雄町永島の溝の上古墳群……横・円……ほとんど滅
- 橘町北楢崎の谷古賀古墳群……横・円

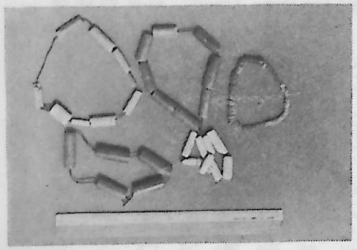

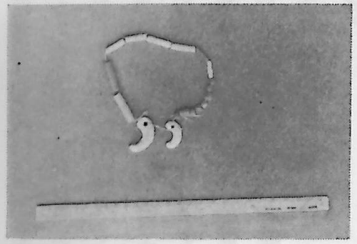

勾　玉、管　玉　類
（中は溝上古墳、下は永島古墳出土）

●橘町大日古墳群……横・円……大半滅
●橘町鳴瀬古墳群……横・円……大部分滅
●橘町釈迦寺古墳群……横・円……大半滅

右の記号中竪は竪穴式石室、横は横穴式石室、円は円墳、滅は現在大半～全部滅亡を示す。大半は後期の古墳である。群集墳の歴史的な意義については前に記したので略する。右は主なる古墳～古墳群だけであることを再度付記しておく。しかし右以外にも重要な価値をもつ、しかも祖先の墳墓である古墳が相当存在している可能性があるので、それらの保存を、学問上からも、市民の立場からもお願いしておきたい。

五　住　居

(一)　住居の形式

奈良県北葛城郡河合村の前期の古墳である佐味田黄金塚古墳発見の日本製の家屋文鏡（家屋を文様として鋳出した鏡）には四種の家屋の図が浮文として鋳出されている。入母屋造の屋根をもった高床建築で梯子式階段のあるもの、切妻造の屋根をもった高床建築で梯子式の階段のあるもの、入母屋造の屋根をもった高床建築で床は今日の住居に似て地上からわずかに高く設けたもの、入母屋造の屋根をもった竪穴住居の四つがそれである。切妻造の屋根をもった高床建築は倉庫と見られているが、他は全部当時の住居であると考えられている。また、この時代の家屋を知る資料としては各地方から発見されている多くの家形埴輪がある。それによるといろいろな形式の家屋があったことがわかる。大部分のものは土壇か低い床のあるものが多いが、高床のものもある。屋根の形は切妻造・入母

屋造・四注造などである。しかし、竪穴住居以外の形式の家屋は一般人よりも身分の高いものの家屋と考えられる。各地で発掘された古墳が営造された時代の集落遺跡ばかりでなく、奈良時代の集落遺跡さえも、家屋の大半は竪穴住居や平地住居であるからである。一般人はほとんど竪穴住居か平地住居かに居住していたものと思われる。

(二)　野間峠住居址



野間住居址　（柱穴と土師器の出土状況）

昭和四十三年十月に、武雄市教育委員会が、武雄市文化財調査委員の中島平一氏・江口真一郎氏や当時駒沢大学三年生であった国平健三氏らを中心として、発掘調査を行なった武雄町大字永島字野間の野間峠の住居址は、古墳が営造された時代でも古い時代のもの（出土した土器は土師器ばかりで、須恵器は皆無）であって、国平健三氏によって発見されたものである。詳しいことは中島平一氏が武雄歴史研究会の機関誌「湯か里」第二十八号（昭和四十三・三・一発行）に発掘調査報告を載せておられるので、それにゆずり、要点だけを記することにする。

県道武雄―鹿島線の改修舗装工事の際、削られた路肩の土手の赤土層の中に一部分だけ黒い腐植土が食い込み、その腐植土と赤土との接触するあたりに古墳時代の土師器の破片が点在しているのを発見したのが住居址発見の端緒であった。赤土は古く、黒い腐植土は新しいから、赤土層の上部に黒土がまわりよりも一段と落ち込んで浅い穴状になっていて、黒土の底あたりに土器片や木炭片などが点在しておれば、そのようなものの多くは、後で黒土の埋った竪穴住居のある部分を道路などでたち切った跡なのだからである。

調査の結果、この住居址は、床面が約三〇度傾斜し、七・九メートルと四・

古代二

七メートルの長方形（矩形）の平面をもった、深さ五十センチ前後の竪穴住居の跡であることが判明した。柱穴は十二個発見されたが、一定間隔ではなく、乱雑に建てられていた。出入口は西側のほぼ中央で、出入口から約三十センチ外側の二つの柱穴があったので、そこに庇（ひさし）が設けられていた可能性がある。屋根の形式は、発掘者の見解では片屋根と推測されている。床の境には、東北から南にかけて、外側の粘土をたたき固めた側壁が鍵の手に設けられ、それに沿って幅十五センチ、深さ十センチ前後の内溝が鍵の手に造られていた。東北部の粘土壁の内溝を隔てたところに粘土で囲んだ火床らしいものが認められたが、たき火の形跡はなかった。しかし木炭片はかなり床面に散乱していた。

出土遺物は、土器は土師器ばかりで、唐津の横田下古墳のものに似た丸底の壺二、高杯三、その他坏・碗などで、破片は無数であったが、完成品はなかった。金属器としては鉄片一と用途不明の鉄製品三個が発見された。

土器が土師器であって、しかも形式が横田下古墳発見のものと似ている点などから考えて、この住居址は古墳が築造された時代の中期の西暦五世紀中ごろの住居の跡であろう。

古代二

七メートルの長方形（矩形）の平面をもった、深さ五十センチ前後の竪穴住居の跡であることが判明した。柱穴は十二個発見されたが、一定間隔ではなく、乱雑に建てられていた。出入口は西側のほぼ中央で、出入口から約三十センチ外側の二つの柱穴があったので、そこに庇（ひさし）が設けられていた可能性がある。屋根の形式は、発掘者の見解では片屋根と推測されている。床の境には、東北から南にかけて、外側の粘土をたたき固めた側壁が鍵の手に設けられ、それに沿って幅十五センチ、深さ十センチ前後の内溝が鍵の手に造られていた。東北部の粘土壁の内溝を隔てたところに粘土で囲んだ火床らしいものが認められたが、たき火の形跡はなかった。しかし木炭片はかなり床面に散乱していた。

出土遺物は、土器は土師器ばかりで、唐津の横田下古墳のものに似た丸底の壺二、高杯三、その他坏・碗などで、破片は無数であったが、完成品はなかった。金属器としては鉄片一と用途不明の鉄製品三個が発見された。

土器が土師器であって、しかも形式が横田下古墳発見のものと似ている点などから考えて、この住居址は古墳が築造された時代の中期の西暦五世紀中ごろの住居の跡であろう。

一　聖徳太子の新政とその後の情勢

前に記したような内外の不安な情勢の中で、女帝推古天皇が即位し、翌西暦五九三年その甥の聖徳太子が摂政となって、国家改革を目ざして新政を行なった。太子は内に蘇我氏と協調し、外に任那の回復を図ろうとしたが、新羅征討の計画は失敗に終わった。すなわち六百年には、蘇我馬子の弟の境部臣摩理勢を大将軍として新羅を討たせ五城を攻略・六城を割譲させたが、遠征軍の国内帰還後、新羅はさきの割譲地を再占領してしまった。六百二年には太子は弟の来目皇子を将軍として国造・伴造らの率いる二万五千の大軍を派遣しようとしたが、皇子は筑紫で病没した。後任の将軍当麻皇子も筑紫に向かう途中、海上で妃の死にあい、都に引き揚げ、新羅征討、任那復興は取りやめとなった。肥前風土記には、三根郡の条に、来目皇子が新羅征討のために筑紫にあった時に、朝廷の軍事団であった物部の若宮部に命じて武神の経津主命を祭る神社を物部郷に建てて、戦勝を祈願したこと（三養基郡北茂安町板部の物部社がこれであろう。）や同郡の漢部郷（現中原町綾部）で、帰化人系統の忍海漢人らをして兵器を製造させたことなどが記されている。

聖徳太子は新羅征討と任那回復の計画の失敗後は、これを断念して、内政の改革に力を注いだ。冠位十二階の制を定めて、旧来の氏姓とは関係なく、才能や功績のある個人に対して位を授けて、人材を登用する道を開き、門閥の勢力を抑制しようとし、憲法十七条（十七条の憲法）を作って、皇室中心の国家体制を整えるための政治理念を示し、精神的・物質的いろいろなすぐれた文化を含んだ仏教を保護奨励して精神的・物質的文化の向上を図り、対外的には小野妹子らの遣隋使や留学生・学問僧を隋に派遣して、隋の中央集権統一国家の政治制度や、すぐれた学

芸や仏教文化を学ばせて、国家の改革を達成しようとした。しかし、蘇我氏の勢力にはばまれて、在世中には天皇中心の中央集権統一国家の建設は実行に移すことができなかった。しかし、その理想はこののち大化の改新によって実現されることとなった。

聖徳太子は六二二年に、推古天皇は六二八年に病没されたが、太子の死後、蘇我氏はますます権勢をふるい政治を左右するほどの勢いを示した。大陸では高句麗遠征が災いして、六一八年に隋が滅亡して唐が興った。唐は隋よりもさらに強力にして整備された中央集権統一国家を築いて、周囲の国々に勢力を伸ばした。このような内外の情勢の悪化によって、危機の切迫は以前に増して痛切に感ぜられた。日本は、推古天皇の後を継いだ舒明天皇の時、六三〇年にはじめて遣唐使や留学生・学問僧を唐に派遣して、国際的な立場の安定と先進的な文物・制度の摂取に努めた。

二　律令国家の成立

(一)　大化の改新

国内においては蘇我氏の専権はますます皇室を脅かした。大陸では律令制度の整備によって強固な中央集権統一国家を建設した唐が、六四四年に高句麗を侵攻して、これを服属せしめようとするなど、力を外に向け版図の拡大を図るようになった。新羅も、唐にならって中央集権統一国家の体制を整えるとともに朝鮮半島の統一に乗り出した。このような内外の情勢の急迫に直面して、中大兄皇子（舒明天皇の皇子）は中臣鎌足らとはかり、蘇我氏の専制を除き、皇室を中心とする強力な中央集権統一国家を建設しようとして、六四五年、蘇我氏の本家を滅ぼして、

皇室略系図(一)　（1 2 3は天皇の即位順、太字は女帝を示す）

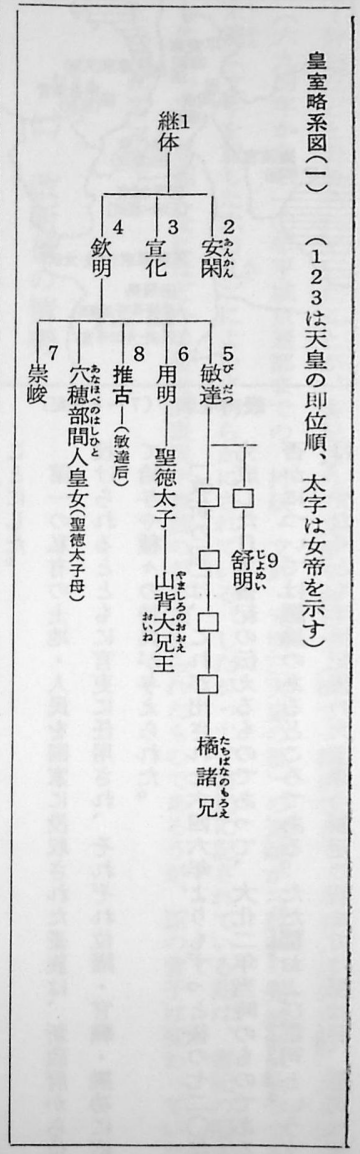

皇室略系図(二)　（1 2 3は天皇の即位順、太字は女帝を示す）

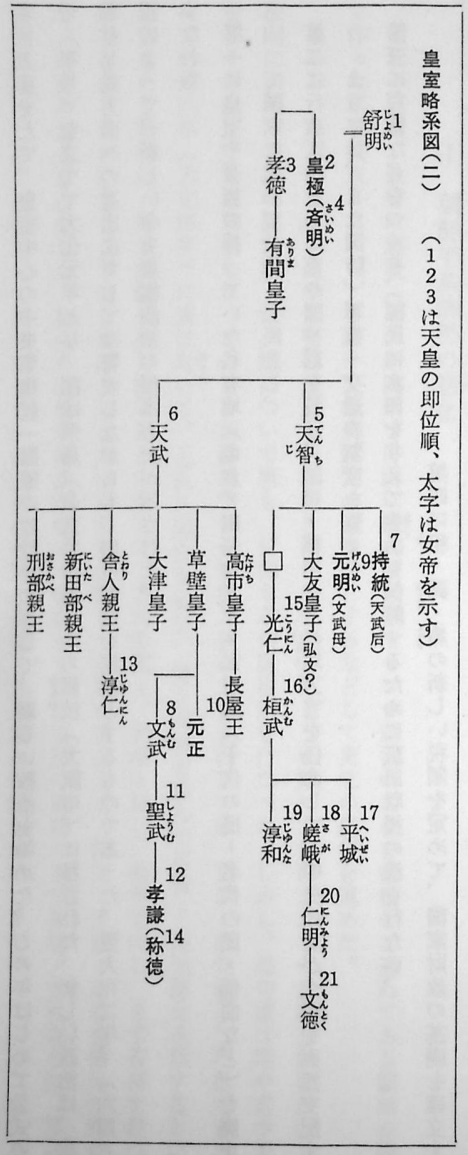

孝徳天皇をたて、皇室中心の中央集権統一国家の建設をめざして、新しい政治を始めた。この年はじめて公式の元号（年号）を立てて大化元年とし、都は飛鳥（奈良県南部）から難波（大阪市）に移された。新しい政治は、唐の朝鮮半島方面への進出に対しては警戒しながらも、唐の制度を模範とするものであった。翌大化二年、（六四六）詔によって、新しい中央集権政治の根本方針が示された。

すなわち

第一に皇室や豪族の持っていた私有地（屯倉・田荘など）・私有民（子代の民・名代の民・部曲など）を廃止して国家に収めて公地・公民とし、

第二に行政区画として都や国や郡を設け、国司・郡司などの地方官を任命して、中央政府が全国を直接支配するようにし、また国防・軍事・交通の制度を整え

第三に戸籍などをつくり、国民に水田を与えて生活を保障するために班田収授の法を行ない、

第四に租・調・庸の新しい税制を定めて、国家財政の基礎を確立することにした。

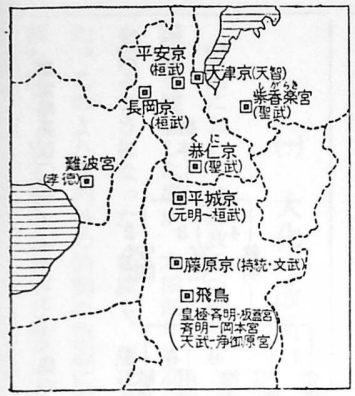

畿内地図　（7～8世紀）

第一の私有の土地・人民を国家に没収された豪族は、新政府から位を授けられるとともに官吏に任用され、それぞれ位階・官職・勲功に応じて給与や種々の特典が与えられた。

「改新の詔」は、これが出された六四六年よりもずっと後の七二〇年に完成した日本書紀の伝えるものであって、大化二年当時のものであるか否かについては議論のあるところである。ただ郡および郡司という文字は、少なくとも半世紀後の大宝律令制定の前までは郡は評、郡司は評督～評造などと表現されていたことが、書紀以外の文献や金石文（碑文・鐘銘など）、あるいは奈良県にある藤原京（六九四年から七一〇年平城京遷都までの、持統・文武・元明三天皇の都）の遺跡から数多く発掘されつつある木簡（文字を記した木の札）によって明らかにされている。したがって、書紀に記されている詔は、書紀の編者たちによって、原詔になにほどかの後世的表現や修飾の手が加えられたものであろうが、詔の骨子は変わっていないとみられている。

(二)　改新後の情勢

(1)　朝鮮半島情勢の悪化

改新の直後、政府は越後（今の新潟県）方面に柵（直径三十センチ前後の木材を密接して連ねてある範囲を囲んで作った軍事拠点＝とりで）を設けて蝦夷鎮定の根拠地とするなどして東北の経営を進めた。

しかし、一方、朝鮮半島の形勢は急迫を告げてきた。先に記したように隋は六世紀末から七世紀初期にかけて、数回にわたって高句麗を討った。隋についで唐も、何回も高句麗征討を行なった。しかし、高句麗は隋や唐の大軍を、そのたびごとに撃退した。そのころ新羅の宰相金春秋（後の太宗武烈王）は、百済・高句麗に対抗するために、六四八年（大化四年）に唐に赴いて、これと親交を結び、唐と同盟を結んで百済・高句麗を攻撃するという方策をとり始めた。唐も困難な高句麗征討を中止して、方向を変え、新羅と結び、海軍を出し、まず百済を討つことにした。六六〇年七月、唐と新羅の連合軍は百済を挟撃して王城を陥落させ、国王・王族・高官を捕えて唐に送り、百済の領土を占領した。百済の旧領で残兵を集めて奮戦していた百済の武将の鬼室福信・余自進らは、百済王室の再興のため、人質として日本にきていた王弟の豊璋の返還と日本軍の救援を求めてきた。

政府は、この救援に応ずることになり大規模な動員を行ない、翌六六一年には斉明天皇・皇太子の中大兄皇子らは九州に至り、朝倉の橘広庭宮（福岡県朝倉郡朝倉町の上須川や宮野にその伝承地があるが、遺址は明らかでない）を仮りの宮殿として百済救援を図った。不幸にも天皇（中大兄皇子の母）は朝倉宮で病死された。皇太子の中大兄皇子は称制（即位の式をあげずに皇太子のままで政治をとること。その間は治世の年代には含まる）のままで軍政を担当した。これが後に即位された天智天皇である。中大兄王子は博多湾沿岸の長津宮（福岡市三宅か）を大訳語本営として作戦指揮を続け、翌六六二年阿曇比羅夫を大将軍とする大軍を朝鮮に派遣し、百済の王弟の豊璋を本国に返して百済王とした。次いで翌年、さらに上毛野君稚子、巨勢神前臣訳語、阿倍比羅夫らをそれぞれ将軍とする二万七千人の軍を派遣した。しかし、百済側に内争があり、日本よりの救援軍の士気も低下した。これに乗じて唐は六六三年（天智天皇二年）に大軍を派遣し、唐新羅の連合海軍は日本の海軍と白村江（忠清南道錦江の下流）上に決戦し、日本海軍は完敗した。この敗戦の結果、豊璋は高句麗にのがれ、残余の日本の陸海軍は、亡命を希望する多くの百済人を伴なって、本国に引上げることになった。こうして日本の百済復興の企ては失敗し、朝鮮半島における権益を完全に失ったばかりでなく、唐と新羅の日本進攻にも備えねばならない重大な局面を迎えた。その後、六六八年には高句麗も唐新羅連合軍に滅ぼされ、間もなく新羅が全朝鮮を支配するようになった。

(2)　国防の強化

神籠石　神籠石は、もとは、山上に有名な古社の高良神社がある、久留米市三井町の高良山の山腹を取り巻く方形の切石の列石を、神域を囲む護石とみて古くから呼んだ名称であるが、ほかにも類似した遺跡が存在することが注意されるに至って、そのような遺跡の一般的な名称になったものである。

神籠石の特色は、山頂を取り巻くように、山腹に延々数キロメートルにわたって、立方長方体の切石を稜線をそ

ろえて一列に並べめぐらせていることにある。また谷を渡る部分には数段の列石よりなる水抜きの水門が設けられており、そのほかなんか所かに門が設けられていた跡もある。列石を構成する切石の大きさは遺跡により、また同じ遺跡の中でもその場所により違いがあるが、一般的には長さも高さも七十～八十センチ前後のものが多い。

武雄市橘町大字大日字小野原の靫山神籠石は、昭和三十七年、江口真一郎氏によって、神籠石として全国で第八番目に発見されたものである。しかし、各地の神籠石の中で学術的発掘調査が実施されたものとしては最初のものである。また神に対する祭祀場とする霊域説と防備のための山城説の二つがあった神籠石に対し、山城たることが解明された全国最初の遺跡である。

調査は九州大学考古学教室の鏡山猛教授・岡崎敬助教授・小田富士雄先生らを中心に、同教室員や県教育委員会・武雄市教育委員会などの手によって、昭和三十七年から三十九年にわたって実施された。

靫山は杵島山の西側に派生した標高六十二メートルの半独立の小丘陵であるが、地形は複雑である。神籠石の列石線は、後世（江戸時代?）他に利用するためにすでに列石が取り除かれているが、その痕跡が残っている五百七十四メートルの部分と破壊されている百九十メートルの部分を含めて全長約千八百七十メートルである。列石の石材は神籠石の東北隅より東方約八百メートルに位置する立岩の安山岩の大露頭から切り出されたものである。その列石線の中に門址が二か所と水門址二か所（四か所存在していたと推定されている）・土塁一か所が確認された。門址は間口三メートルで四個と六個の柱孔が存在する。水門は、谷の上方に向かって中央を張り出し、アーチ形に構築され、中央に石で囲んだ暗渠（水抜き穴）が通じている。土塁は、峰と峰との鞍部を連結するために、九メートル幅に二列に切石を並べ、その間に盛土をして築いたものである。列石線の前面約三十センチには、三メートル間隔に、列石との間に控石をもった径三十センチぐらいの柱をおよそ十度の角度で内傾させて立てていたことが、柱穴と木柱の残存物（発見された炭化した木柱から、少なくとも長さ三メートル以上の長さのものではなかったかと



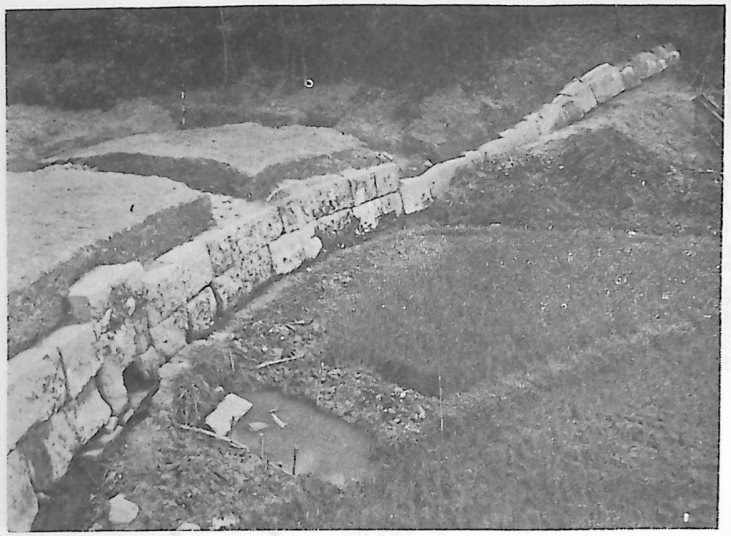

第一水門正面



第二水門正面

推測される）の発見によって明らかにされ、三メートル間隔の柵柱が存在したことが確認された。列石は、土壘前面基底部の土留をなすとともに、柵柱の後背の控石の役割をしたものであった。神籠石は列石線の前面に一定の間隔をおいて、何本も木柱を掘立て柱にし、それらに横木を組み合せてしばりつけ、さらに横木に補助の支柱を縦にしばりつけたり、横木に竹や木の枝の先をとがらせた逆茂木（さかもぎ）を取り付けたりしたらしい鹿砦（ろくさい）式の防柵であったことが靱山（おつぼやま）神籠石の発掘調査によってはじめて確認されたのである。その後、佐賀市久保泉の帯隈山（おびくまやま）神籠石、福岡県山門郡瀬高町の女山（めやま）神籠石などでも同様な柱穴が発見され、謎の神籠石の正体は右に記したような施設をもつ山城であることがさら

に確められた。このような山城は新羅や百済などの山城に類似点が多く、特に次のように朝鮮半島に最も近い西日本、特に北九州に多いことは、もとからいわれていたように、これらが朝鮮山城の影響を受けて構築された可能性の強いものといえよう。鞠山神籠石の東の杵島山の東中腹に稲佐神社（有明町）があって、祭神の一つに百済の聖明王があることは、鞠山神籠石の構築に百済よりの帰化人が関係したことを思わせるようである。鞠山は今はなまって「おつぼやま」と呼んでいるが、元来は「うつぼやま」である。鞠は（靫）は弓矢を入れて背負う筒形の器具の名であることは山城の名として興味深いものである。山の北西端の尾根の先端に「明治二年鞠山神社」の銘のある小石祠がある。



おつぼ山神籠石列石線・水門・土塁などの配置

神籠石の所在地

1　杷木　福岡県朝倉郡杷木町（最新の発見）
2　高良山　〃〃〃久留米市御井町
3　女山　〃〃〃山門郡瀬高町
4　雷山　〃〃〃糸島郡前原町
5　鹿毛馬　〃〃〃嘉穂郡嶺田町
6　御所谷　〃〃〃行橋市稗田町
7　帯隈山　佐賀県佐賀市久保泉町
8　靫山　〃〃〃武雄市橘町
9　石城山　山口県熊毛郡大和町

神籠石は文献に現われない遺跡であるので、その年代については異論が多かった。しかし鞠山神籠石をはじめとし、帯隈山や女山などの神籠石の発掘調査を基礎とした鏡山教授の研究によって、山城である神籠石の築造年代は明らかになった。教授によれば、神籠石の柵柱の間隔はほとんど全部三メートルか一・五メートルである。この三メートルという尺度は唐尺の十尺に当たり、算出された柱間の平均値は、白鳳時代（大化改新以後で平城京遷都以前の間）の単位尺と一致する。このことは第一に神籠石の設計が画一的に行なわれていること、第二にその設計は国

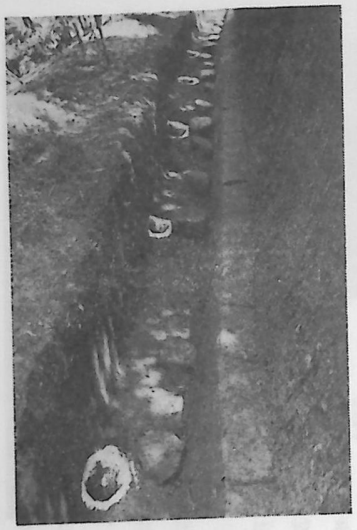

第一土塁の木柵止石と柱穴　白丸は柱穴



第一土塁内側土留列石
（おつぼ山神籠石）

の統一的決定であって、地方豪族の計画ではないことが考えられる。飛鳥時代の寺院などの設計には高麗尺（唐尺の一・二倍）が使用されているから、わが国における唐尺の使用は大化以後と考えられる。したがって神籠石の築造年代は、大化の改新開始の六四五年より後で、文献に明らかな大野城（福岡県太宰府町と粕屋郡宇美町にわたる）や基肄城（佐賀県三養基郡基山町）の築かれた天智天皇四年（六六五年）より以前という、きわめて限られた年代である公算が強いと考証されている。天智天皇の時築かれたことの明白な大野城・基肄城など、百済人によって築城指導をされた朝鮮式山城では、倉庫址と推定される礎石の間隔は唐尺使用であることが明らかにされている。鞠山などの神籠石は山城であり、大化改新後二十年の間の日本と唐・新羅との間の緊迫した非常時に、外敵に備えて緊急に国家の手によって築城された、国土防衛のための城塞施設であったのである。前にあげた九つの神籠石は斉明天皇西下時の大本営である朝倉宮を中心にして配置された形であることも興味深いものがある。鞠山のそれは有明海方面からの外敵の侵入に備えたものかどうかは明らかでない。すでにこの時代は、今の白石町・有明町方面は海でなく、水田が開発され、陸上の通行も困難でなかったはずである。しかるに、杵島山の東側に築城せずに、西側に築城されているのは、主として鞠山の麓附近を通る官道と伊万



穴柱は丸石　白丸は（東門址）石籠神山神籠石



おつぼ山鞠山神社の石祠

里湾方面からの外敵侵入とに備えたものであるかもわからない。北九州地方の朝鮮に面する多くの湾や地形などから考えた場合、神籠石は将来もっと数多く発見されるのではないかと考えられる。

その他の築城　史料（日本書紀）の上で明らかな天智天皇のころに築かれた城には次のようなものがある。

- 水城（みずき）　福岡県太宰府町上水城―天智天皇三年（六六四）築城
- 大野（おおの）城　福岡県太宰府町四王寺～宇美町―天智天皇四年（六六五）、百済の遺臣憶礼福留らの指導で築城
- 基肄（きい）城　（椽城）佐賀県基山町基山～福岡県築紫野町―天智天皇四年（六六五）、大野城とともに憶礼福留らの指導で築城
- 長門（ながと）城　山口県下関付近?―天智天皇四年百済の遺臣答炑春初（とうほしゅんしょ）が指導
- 金田城　長崎県対馬の下県郡美津島町―天智天皇六年（六六七）築城
- 屋島城　香川県坂出市城山―天智天皇六年築城
- 高安（たかやす）城　奈良県高安山・大阪市生駒山付近?―天智天皇六年築城



三養基郡基山町基肄城址

水城・大野城・基肄城の所在地は大宰府の近郊であって、博多湾方面と有明海方面、さらには伊万里湾方面からの侵入軍に対し大宰府を守る位置に存在している。

九州地方の諸国の統轄・国防・ならびに外交などを管掌する役所である大宰府（築紫大宰府・築紫都督府）が、現在の福岡県太宰府町の遺址の地にいつ設けられたかは、史料の上では明らかでないが、大宰府の防衛拠点である水城の築城が六六四年であってみれば、少なくともその年に近い前後の時期には大宰府は現在の遺址の地に設けられていたと考えられる。重要官庁である大宰府の

防衛拠点として右の三城は築城されたのである。

(3) 律令の制定

・白村江の敗戦以来、政府は全く朝鮮から手を引き、唐・新羅に備えて西日本方面の防備を特に強化するとともに、一方では唐との国交の回復を図って、先進文化の摂取と国際的立場の安定を図り、内政の整備に努めた。

内政の重点は、大化の改新によって成立した皇室中心の中央集権統一国家の体制の整備にあった。そこで、そのような国家体制の最もよく整備された唐の中央集権統一国家を運営するためのよりどころとなっている律（刑法）や令（国家の行政一般に関する法）を参考にして、わが国でも律や令を制定することであった。律や令は制定後修正補足され、そのつどよく整っていった。天智天皇の時の近江令（六六八年制定）、天武天皇の時の飛鳥浄御原律令（六八九年施行）、藤原京にあった文武天皇の時の大宝律令（七〇一年制定）、元正天皇の時の養老律令（七一八年制定、七五七年施行）がそれである。養老律令は大宝律令の一部が修正されただけであるから、大宝律令の制定によって律令は完成したということができる。こうして、大化の改新に始まった新しい中央集権統一国家体制の基礎はいちおう完成し、日本は、はじめて整備された法典を持つに至ったのである。

(三) 行政組織

政府は全国土と全国民を直接支配するために、まず都を定め、都を中心にした一定の範囲を畿内と名づけ、その他の地方を七道に分け、畿内と七道をさらにいくつかの国に分け、国の内部はさらにいくつかの郡に、郡の内部はさらにいくつかの里に分けた。

(1) 九州の諸国と大宰府

七道の中で、今日の九州地方は西海道と呼ばれ、他の六道には、それぞれの道内の諸国の行政を監督するような官庁はなかったが、西海道にだけは九国二島の行政などを監督する上級の特別官庁としての大宰府が今日の福岡県太宰府町に置かれた。大宰府は、今日その遺址の大礎石や出土瓦によって想像することができるような、瓦屋根と大きな柱をもった堂々たる庁舎であって、付近に多くの倉庫や官吏の住宅もあり、中央から長官大宰帥以下多くの上級官吏）が赴任し、また交替した。

九州地方は筑前国（福岡市方面）・筑後国（久留米・大牟田地方）・豊前国（北九州市方面と大分県中津市方面・豊後国（中津方面を除いた大分県全部）・肥前国（佐賀県・長崎県）・肥後国（熊本県）・薩摩国（鹿児島県の半分）・日向国（宮崎県）・大隅国（後に設置・鹿児島県の半分）と対馬（長崎県の一部）・壱岐（長崎県の一部）の二島などに区分された。国名の中の前（例・肥前国）と後（例・肥後国）は、都に近い方に前がつけられた。

(2) 肥前国の国衙

諸国には、今日の県庁に相当（ただし、司法も管掌）する国衙と呼ばれ、平安時代以降には国庁ともいわれた官庁が設けられ、国衙の所在する地方都市は国府といわれた（国衙はときには国府といわれることもあった）。国府は一般には方八町（一町は約百七メートル）、あるいは方六町の区域を占める場合が多かった。国衙は多くは国府の中央部に方二町ぐらいの区域を占め、築地や溝などをめぐらして外部と区画されていたようで、そこには国司以下の官人（宮吏）が諸般の政務に従事するための種々の庁舎や住宅その他の建物が多数存在した。国府の内外には、国家の鎮護や鎮災招福を仏に祈願するための国分寺・国分尼寺（奈良時代の西暦七四一年＝天平十三年ごろ建立の官

立の寺で、国分寺には僧二十人、尼寺には尼僧十人を置いた)、国内の神社の祭神を総合して勧請して国司の参拝に便じた総社、国印や国衙の正倉(重要な倉庫)の鍵などを保管した印鑰社、あるいは公用の使者に宿舎や馬や食料を提供する機関である駅家(うまや)などがあった。

肥前国の国府は佐賀郡大和町久池井あたりにあったので、この付近には尼寺という地名もあれば、国分寺という寺院も存在する。また尼寺の町の中に国道に面して印鑰神社があり、総社の訛と考えられる惣座という地名の部落も存在している。

国は管内の水田の面積や、調・庸・雑徭などの負担を義務づけられた十七歳から六十五歳までの男子である課口(課丁)の多少などによって大国・上国・中国・下国の四等級に分けられた。

肥前国はもともと中国であったが、奈良時代の西暦七五七年(天平宝字元年)に上国に昇格した。律令制度下では各官庁首脳部を構成する官吏は、一般的には四階級(四等官)であった。四等官の用字は官庁によって異なるが、読み方は上から順に(長官)・(次官)・(判官)・(主典)であった。(長官)は官庁の事務総括、(次官)はこれを補佐し、(判官)は事務監督、(主典)は記録・文案の作成などを担当した。諸国の国衙の首脳部は国司といわれ、国司は中国の場合は守一人・掾一人・目一人三等官であったが、上国の場合は守一人・介一人・掾一人・目一人の四等官であった。肥前国は、風土記には下国とあるが、天平宝字元年(七五七)には介一人が加えられているので、この時に中国から上国に昇格したものと考えられ、それより以前に下国より中国へ昇格したことが推察される。守は長官(国司の最上席)、介は次官で、他の下級の国司とともに、前記のように政務を分担し、下級の官吏を使役し、管内の各郡司と各軍団を統率して、民政・司法・軍事一般を掌った。今の県知事に相当するのが守で、肥前国の守は肥前守といわれた。国司の任期は大宝令では六年、のちには四年で、中央貴族が赴任した。肥前国から大宰府までは往き一日半、帰り一日が標準行程であったが、大宰府から都までの行程は往き二十七日、帰り十四日、海路で

は三十日であった。したがって、肥前国から都までは陸路では約半月から一か月、海路ならば約一か月余の日数を要したようである。

肥前国の国司となったものの中で、歴史上の有名な人物としては、吉備真備や佐伯今毛人などがある。前者は唐に留学し、儒学・天文・兵学など各種の学芸に通じ、右大臣～左大臣の橘諸兄のもとで活躍し、後に藤原仲麻呂によって筑前守、次いで天平勝宝二年(七五〇)肥前守に一時左遷されたが、仲麻呂没落後、右大臣の顕職に昇った人物である。これより以前肥前国の国司に任ぜられたものも相当数あろうが文献に現われないので不明である。吉備真備が文献にみられる範囲での最初の国司である。後者は東大寺造営の長官として活躍したが、仲麻呂の手によって再度の左遷で肥前守になった人物である。

(3) 肥前国の諸郡

肥前国は現在の佐賀県全部と、壱岐・対馬を除いた長崎県の大部分を含んだ範囲であった。その内部は基肄(三養基郡の基山町・鳥栖市の基里・田代地区)、養父(鳥栖市の鳥栖・麓・旭地区)、三根(三養基郡の中原・北茂安・上峰・三根の四町村)、神埼(神埼郡全部と佐賀市蓮池町)、佐嘉(後世に佐賀に改む。佐賀市郡の内佐賀市蓮池町を除く)、小城(小城郡全部と多久市)、松浦(佐賀県の東松浦・西松浦、長崎県の北松浦・南松浦の四郡…その範囲内の市を含めて)、杵島(武雄市・杵島郡)、藤津(藤津郡・鹿島市)、彼杵(長崎県の東彼杵郡・西彼杵郡…その範囲内の市を含む)、高来(長崎県島原半島地方)の十一郡に分けられた。

(4) 杵島郡の郡名起源

奈良時代の和銅六年(七一三)、政府は、諸国に国内の地名の由来や伝承・物産・地形などを記録して政府に報

告するように命じた。諸国が調査の末提出した報告書が、一般に「風土記」といわれる、わが国最古の地誌である。完全に現存するものは「出雲国風土記」のみであるが、常陸（茨城県）・播磨（兵庫県）・豊後（大分県の大半）・肥前の四風土記も大部分が残っている。肥前風土記などに形式や文体などの異なった二種類のものがあったらしいが、今日では片方だけは大部分がまとまって残り、他の一つは文章の一部分がいろいろな古書に引用されて残存しているだけである。後者のように全部、あるいは大部分がまとまって残らずに、他書に引用されて断片的に残っている風土記の文章は「風土記逸文」とよばれている。

杵島郡の郡名起源説話には次の二つがある。一つは現伝本の肥前風土記にするもので、これには『むかし纒向日代宮御宇天皇（景行天皇）巡幸の時、御船がこの郡の磐田杵の村に停泊した時に船牲戮（船つなぎの大きな杭）の穴から冷水が自然に湧き出た。またこうもいう、船が泊まったところは自然に島となった。景行天皇はこれをご覧になって、群臣たちに仰せられるには、「この郡は牲戮島の郡と呼ぶがよい」と。いま杵島の郡とよぶのはそれが訛ったのである。郡（郡衙の意味）の西に温泉が出ている巌がある。崖がけわしくして行く人はまれである。』と、朝廷との結びつきをもって説明している。

磐田杵村の所在地については従来次の四説があるが明らかでない。

イ　武雄市朝日町上瀧

ロ　白石町須古の湯崎

ハ　北方町医王寺熊野神社のある山（斎火山）、同社の縁起には景行天皇天磐船に乗って当山石船に着き、頂上にて神祇を祭り、熊襲退治・天下泰平を祈願して斎火を上ぐと。

ニ　大町町福母（古く石崎と称したという）

他の一つは肥前風土記逸文の記事である。これは鎌倉時代の天台宗の僧で、古典学者であった仙覚の著「万葉集

注釈」（文永九年・一二六九）完成の中に引用されている文章である。口語に訳すると、

「杵島の県。県の南二里に一つの孤山（独立した離れ山）がある。坤（南西）から艮（北東）にかけて三つの峰が連なっている。これを名づけて杵島という。坤にあるものを比古神といい、中にあるのを比売神といい、艮にあるのを御子神という。《一名を軍神。動くときはただちに戦がおこる》…」と記してある。

すなわち、「杵島山」の「杵島」が郡名になったというのである。杵島山の一部である稲佐山の中腹にある、五十猛命などを奉祀した稲佐神社は平安時代の三代実録（九〇一年成）に記されている貞観三年に従五位下、仁和元年に従五位上を授けられた古社である。もとは稲佐山南方の尾横平山に在ったとも伝えられている。この五十猛命は、日本書紀に、全国に播種植樹をされたと伝える樹木の神であり、また「猛」という字を帯びる点から考えられるような軍神でもある。白石町馬洗の妻山神社の祭神妻津彦命と妻津姫命のうち、妻津姫命は五十猛命の妹神である。要するに杵島の郡名は杵島郡のほぼ中央に存在し、古くからこの地方一帯の人々の間の信仰の対象であり、また歌垣（後記参照）の行なわれたところでもあった杵島山に起因し、「杵島山」の「杵島」は、「上代特殊仮名づかい」の法則的なものにははずれるが、樹木の繁茂した島のような山（木島）という意味であると考えることが適当ではなかろうか。

(5)　杵島郡の郡家

郡には郡司が郡内の行政をつかさどるための役所があった。その役所は郡家とか郡衙とか、郡庁・郡院などいわれた。郡家の所在する地域は郡府と呼ばれ、いわば郡内の一つの中心大集落の地でもあった。

郡家の建物としては、記録に散見するところによると、執務をするところである庁院（官舎）や郡司の住む館舎（私宅）や、税として受入れた稲穀などを収納するための多くの倉庫その他が存在していたらしい。天平二年（七三〇）～十年の正税帳（諸国の田租の年間収支決算報告書）には、豊後国（大分県の大半）二郡に三十八棟、薩

摩国（鹿児島の半分）三郡に三十一棟の正倉（主要倉庫のこと）が記されている。肥後国（熊本県）玉名郡の郡倉跡ではないかと推定されている玉名市高瀬町郊外の遺跡では、それぞれ約二十棟よりなる二群の礎石群が発見されている。その中の一棟は三間に三間の大きさをもったものと推定されている。

律令制度では、行政区としての郡の内部を多くの里に分けた。行政区としての一つの里は五十戸（戸は今のような一戸ではなく、今の数十戸を擁する郷戸いわれる大家族。後記参照）で構成され、行政区としての里の数の二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡というように等級づけをした。郡司の定員も、この郡の等級によって定められ、大郡の郡司の定員は、上席から言って、長官にあたる大領一名、次官にあたる少領一名、判官にあたる主政三名、主典にあたる主帳三名の四等官であった。その分掌業務は国司の四等官とだいたい同じである。下郡は大領一、少領一と主帳一の三等官で、主政は置かれなかった。

しかし、霊亀元年（西暦七一五）に、従来の里が郷と改称され、郷の下部組織として、各郷とも、小さな地域を占むる新しい里が三つぐらい設けられ、郷長には元の里長が、新しい里の里正（里長）には、新しい里内の有力者が任命された。しかし、この国―郡―郷―里の制度も天平十二年（西暦七四〇）ごろには廃止されて、国―郡―郷だけの制度になって、郷を末端とする地方行政組織が固定したらしい。肥前風土記には、杵島郡の郷の数は四、里数は十三と記されている。これは郷と里が記されているので霊亀元年以後のことで、里の数も新しい里の数である。従来の里が郷と改称されたのであるから、郷四ということは、改称前の里四と同じである。改称前には大きな地域を占むる里が四つあったわけである。したがって、杵島郡は下郡で、郡司の定員は、上記のように主政を欠く三等官であったということになる。

国司が中央貴族から選ばれて赴任（～交替）してきたのに対し、郡司は在地の豪族が任命され、一たん任命されると死ぬまで勤められる終身官であり、また、子孫もずっとその職に任用された。大領・少領は前代の国造の一族の中から、国司が推せんして、中央の式部省で人物考査の上発令された。主政・主帳は大領たちの補佐役で、書・

算に巧みなものを任命した。これらの郡司の下には、それぞれ何人かずつの、書記である郡書生や出納係である鎰取や徴税係である税長、用務員である駈使丁など二十数人の下働きのものや、多くの雑役夫がいた。また、郡家には、官吏などの普通の公用で馬を利用するもののための馬である伝馬が五匹備えられ、付近の民家がその世話や伝馬の先導に当たった。郡司の給与は、大領は六町（現在の約七町二段―約七・二ヘクタール）、少領は四町、主政・主帳は各二町の、職務に対する給与としての職田があった。杵島郡の郡司は誰がなったかは、文献に出ないので知ることはできない。ただ前代において大きな古墳を築造した豪族、杵島県が実在していたならば、その県主の子孫、あるいは、群集墳を築造した一族の家父長などの子孫のものが任用されたものと思われる。

杵島の郡家が杵島郡内のどこに存在したか、あるいはその郡家の位置が移動したかどうかは明白にはわからない。その位置については、先輩学者の説としては次のようなものがある。

- 武雄市橘町鳴瀬説（糸山貞幹先生の肥前風土記纂註・松尾禎作先生肥前風土記の研究）
- 武雄市橘町片白の官付（釈迦寺）説（松尾先生の前記書）
- 白石町馬洗宮の下付近説（山口良吾先生杵島郡史）
- 武雄市朝日町黒尾中の館・館ノ上・前場付近説（森豊太郎氏朝日村誌）
- 北方町の北方～志久付近説（森周造先生肥前国誌）
- 江北町佐留志・堤雄神社西方説（右の肥前国誌に伝承を記す）

ここでは、まず一応は右の諸説を考慮せずに、郡家の位置を考えてみることにする。肥前風土記の杵島郡の条には、武雄温泉と推定されるものを「郡の西に湯泉の出る巌あり」と記し、また景行天皇の巡幸の際に、土蜘蛛の八十女を討滅された伝説のあるところとして記す嬢子山については「郡の東北に在り」と記している。肥前風土記逸文の杵島山に関する文（前掲）には、杵島山を「県の南二里一孤山あり」と記している。ここにいう郡、あるいは県は杵島の郡家を指していることは申すまでもないことである。以上の記事から杵島の郡家の位置がよくわかるように

すると、杵島の郡家は武雄温泉の東方、嬢子山の西南方、杵島山の北方およそ二里の位置にあることになる。嬢子山の推定地は杵島郡と多久市との境、あるいは境近くの東多久町の両子山（杵島郡江北町の北で、山口良吾先生によれば女岳とも称したという）、大町町北側の鬼ノ鼻山・多久市西多久町板屋北方の女山、大町町福母の福母山などがあげられている。しかし、女山は全く小城郡であるので、杵島郡内にあげられている嬢子山であるはずはない。奇峰には種々の伝説がつきまとうものであってみれば、嬢子山は両子山（女岳）か、鬼の鼻山か、福母山かのいずれかであろう。しかし、風土記所載の小城郡の烽（とぶひ）の位置を両子山に推定すると、両子山は小城郡に所属するので、嬢子山は両子山でないことになる。奈良時代ころの距離としての一里は後の五町（約五百三十四・五四メートル）であるから、杵島山の北二里のところは杵島山の北の方へ、およそ一キロメートル余りのところということになる。杵島郡家は武雄温泉の東方で杵島山の北方およそ一キロメートル余りのところにあるといえば北方町の樟島丘陵や久津具丘陵も考えられないことはないが、六角川の氾濫や周囲の低湿を考慮すれば、郡家の所在地は北方町の北方から追分にわたる一帯のどこかに推定することが最も適当であろう。郡家や当時の官道（駅路）の道筋に沿うかあるいは近いところにあるのが一般的である。当時の官道は風土記や平安時代の延喜式（九二七年完成の法令集）の記事によると佐嘉駅―高来（多久のこと）駅―杵島駅―塩田駅の線である。多久から杵島平地に出る道といえば、馬神峠付近を通り、北方町の馬神・北方に出る道と多久市多久町岡から北方町の駄飼場・杵島鉱業所二垓付近に出る二つが古くからの道であってみると、北方町北方付近か北方町高野～追分付近の山麓に求めるのが最適であろう。森周造先生が「肥前国誌」の中の杵島庁趾（郡家の意か）の項に、

「杵島炭垓ノ北数丁ニアリ其跡ヲ館中ト呼ビ軍馬ヲ飼養セシ趾ヲ駄飼場ト云ヒ物見台ノ趾ヲ御立目ト云フ其附近ニ御手水、馬洗等ノ地名ヲ存ス未ダ其事実ヲ詳カニセズサレド父老伝テ杵島官舎ノ趾ナリト云フ」

と記されている一帯は牧（牧場）・駅・郡家などを推定する場合の最適の候補地ではないかと思われる。右の地域

を含んで高野～追分一帯の細かな地名を採集分析する必要が痛感される。

(6)　官道と杵島駅

政府は中央集権の実をあげるために官道を設定整備し、官道に駅やうまやを設けて、中央官庁と地方官庁、地方の上級官庁と下級官庁との間の連絡がよく行なわれるようにした。

駅は重要な官道に、原則的には三十里（今のおよそ四里…約十六キロメートル。里には距離としての里と、行政上の土地区画としての里の二通りがあるので注意）ぐらいおきに設けられた、公用旅行（出張・赴任）者に人馬を継立てしたり、宿泊させたり、文書を逓送するための重要な交通通信機関であった。

駅には駅家という庁舎や倉庫などがあり、一定数の駅馬や乗具・蓑笠・食料などが備えられていた。また駅には、それを維持するために、地元に一定数の人家よりなる駅戸という集団（集落を形成した）を定め、四町（面積の四町）ないし二町（今の約二町四段…約二・四ヘクタール）の駅田がつけられていた。駅長は駅戸の中の有力者から選任され、施設の管理にあたった。官道は重要度に応じて、次のように区分され、それぞれの官道のある駅の駅馬も次のように数が定められていた。

大路―二十四、中路―十四、小路―五匹・肥前国の官道は小路であったので、筑後・肥後・薩摩方面への西海道中央路と佐賀・彼杵・島原方面への西海道西路との分岐点である交通上の要地の基肄駅の十四以外は、すべての駅の駅馬は五匹であり、駅田は二町（二・四ヘクタール）であった。杵島駅も無論五匹である。駅馬は、郡家の伝馬と違って、緊急な大事な場合におもに使われ、それを利用するものは官庁発行の駅馬利用許可証ともいうべき駅鈴や伝符を必要とした。郡家の伝馬で使する役人は途中の駅で宿泊や食事が官費で供給された。五位以上の貴族は私用の旅行の際でも駅で宿泊することが許され、それ以下でも初位（郡司の中の主政～主帳は初位か無位＝位が無いか―

である）以上のものは付近に村里のない場合には駅に宿泊することが認められたが、食費は私費である。

駅馬の飼養・駅の雑役・駅馬利用者の先導や馬ひきは駅戸のものが従事した。

九州地方の政治上の中心は大宰府であったので、官道も大宰府を中心に開設された。基肄駅（基山町木山口関屋）―切山駅（北茂安町中津隈？上峰村切通？）―神埼駅（神埼町駅家里）―佐嘉駅（大和町尼寺）―多久駅（多久市多久町）―杵島駅―塩田駅（藤津郡塩田町塩田）―これにより今の長崎県の彼杵・大村・船越（諫早付近）を通り島原方面へ―を結ぶ線が杵島郡を通過する官道であった。

肥前風土記には杵島郡に「駅壱所」とあげ、駅名は記していないが、平安時代の延喜式には「杵島駅」と記載されているので、奈良時代の駅も杵島駅に間違いあるまい。後世の道中行程細見記には鳴瀬駅があげられているので、先学の中には、鳴瀬駅のあった武雄市橘町鳴瀬に、奈良平安時代の杵島駅もあったものと推定する人が多い。しかし、六角川は鳴瀬付近では最近まで渡舟によって渡っていたこと（橋がなかったこと）や、成富茂安による三方潟の開拓が行なわれるまでは、付近が潟的な状態であったことを考えると、奈良平安時代では、官道は鳴瀬よりも西方の武雄町近くを通って塩田に通じていたのではないかと考えるのはどうであろうか。二つとも武雄神社文書であるが、天暦五年（九五一）の武雄社領四至実検状に「東ハ長島ノ大路鎮祭隈ヲ限ル」と、寛喜三年（一二三一）の僧長順田地寄進状に「東ハ太田ノ大路ヲ限ル」とあるところの大路がかつての官道の後身ではなかろうか。

郡家の所在地に駅が必ずあるとは限らないが、一般には郡家と駅は同じ地域か、近くである場合が多い。そのような点から考えた場合、郡家の項で説明した北方町の二坑付近の御手水・馬洗などの地名のあるところは杵島駅の所在地の推定地として適当ではなかろうか。延喜式には「駅は路辺に菓樹を植え、往還の人をして休息を得せしむ。若し水無きところは、便をはかって井を掘れ」と規定している。駅家のあった土地には「駅家」・「駅田」・「はゆま（駅馬）」などのほかに「清水」・「馬洗」・「御手水」などという地名が多いからである。

㈣　国民生活

(1)　二つの戸口調査

国民は六年ごとに調査作成される戸籍や、毎年調査作成される計帳に登録された。

戸籍も計帳も、ともに戸口調査の帳簿であるが、戸籍は班田収授（後記）や租徴収のための台帳であり、計帳は調・庸の徴収などのための台帳であった。

(2)　国民生活の保障

各戸には、それが存続する限り、ある程度の宅地と畠が永久に与えられた。また、山林や川や池などの利用もすべての人が利用することができた。

さらに政府は、国民の最低生活を保障するために、六年ごとに、戸籍の記載に基づいて、六歳以上の国民に班田収授を行なった。班田収授というのは、六歳以上の一般の男子には二段（今の約二段四畝＝約二十四アール）、女子にはその三分の二の一段百二十歩の水田を与えて終生用益させ、死亡すると六年に一度の班田を行なうときをまって、死没者の水田を回収することであった。政府が支給するそのような水田は口分田とよばれた。口分田は一年限をって他人に賃借することはできたが、売買することはいっさい禁止された。豪族の土地兼併を防ぎ、国民の最低生活を保障するとともに徴税を確実にする目的で売買が禁止されたのであった。

(3) 条里制

政府は上記のような班田を行なうときに都合がよいためと、農業を行なうために必要な潅漑用水路や農道を整備したり、農村を整然と編成するために条里制を行なった。

条里制というのは、次に記すような、それぞれ一定の等間隔をもって東西と南北に伸びる道路や畦畔（あぜ）や溝を造って、水田地域を碁盤の目のように規則正しく区画する地割法で、それは郡を単位として行なわれた。

一辺の長さ六町（今の約六百四十二メートル）四方に区切った面積の六町平方（三十六町歩―今の約四十三・二ヘクタール）の、正方形の区画を里といい、これを縦に連ねた幅六町（約六百四十二メートル）の線を条と呼んだ。条は各郡ごとに郡境の基準線から横に一条・二条・三条…と呼んだ。神埼郡の千代田町の十条、小城郡三日月町の四条・五条などの地名は条里制関係の遺名である。里は各条ごとに横または縦に一里・二里・三里…と数字で呼んだり、梶原ケ里・湯ケ里などのように、その土地の村落名で呼んだ。杵島郡の白石町の戸（十）ケ里や有明町の六ケ里などは数字を用いた里名である。

里は、さらにそれぞれ三十六等分（道路・畦畔・溝などを境として）して、一辺の長さ一町（今の約百七メートル。使用尺によって少し異る）四方の小さな正方形（一町歩―今の約一・二ヘクタール）の区域が三十六つくられ、その小さな正方形の区域を坪と称した。里の中の三十六の坪の呼び順（番号のつけ方）は所によって異なるが、肥前平野では大半が図のように東北隅から西へ、一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪と呼び次に六の坪の南隣を七の坪として、八の坪・九の坪・十の坪・十一の坪・十二の坪と東へというふうに折り返して、最後は東南隅の三十六の坪で終わっている。杵島郡有明町の久治部落附近では坪の代わりに角という語が用いられて、一角から三十六角までほとんど全部遺存している。また、その配列は肥前平野の一般とは異なって、西北隅を一角と

条里制の図解

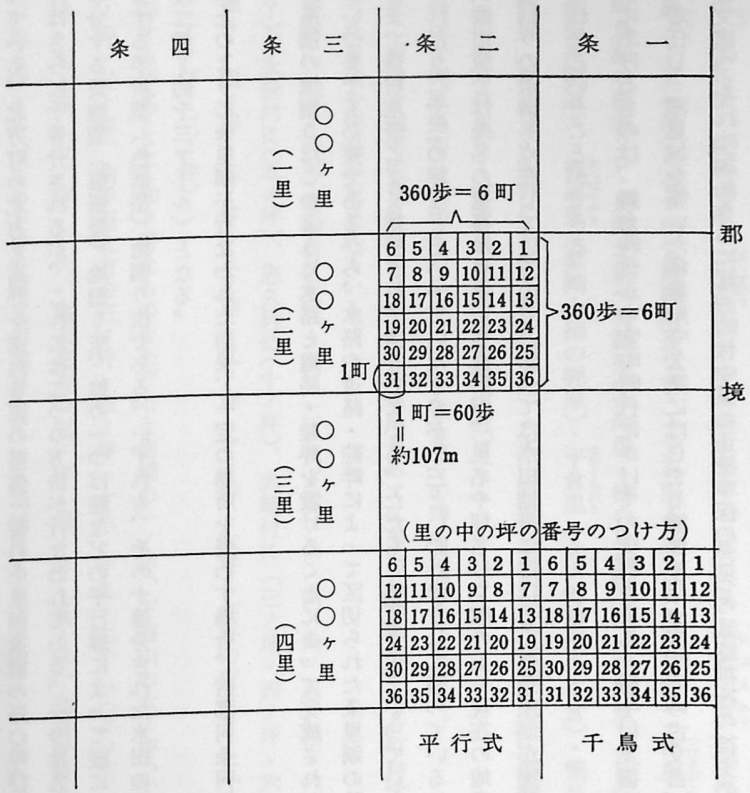

○長さの単位

1町＝60歩≒現在の約107メートル

1歩＝6尺＝現在の約1.8メートル

○面積の単位

1町＝10段＝3600歩＝60歩平方＝現在の約1町2段
＝
1.2ヘクタール

1段＝360歩＝現在の約1段2畝＝12アール

1歩＝6尺平方＝現在の約1坪
＝
3.3平方メートル

して南下して六角に至り、次は折り返して七角から北上して十二角に至り、以下繰り返して東北隅の三十六角で終わっている。北方町の北方と高野を連ぬる線の南側一帯の条里制遺構の坪の呼び順は肥前平野一般と同じである。

坪はさらに十等分されるが、これには二つの方法が行なわれている。一つは九本の畦（あぜ）などの平行線によって縦に十等分する長地型（短冊型）地割り法、他の一つは畦などの平行線によって縦に五等分したものをさらに、横に二等分する半折型（色紙型）地割り法である。いずれも、その十等分された水田の広さは一段（＝三百六十歩＝今の一段二畝＝約十二アール）となる。

以上のように条里制が行なわれた結果、一定の場所を表わす場合、何郡何条何里何の坪と明示できるようになった。

条里制の地割りはこのように水路と道路・畦畔を設けることによって完成された。水路や畦畔は水田農業にとってはいつまでも必要であるから、水路や道路・畦畔によって区切られた条里制の跡や条里制に関係のある地名は、今日まで農村地帯によく維持されて遺存している。ただもと梶原ケ里といっていたものがケ里が省略されて梶原といわれたり、十三の坪などといっていたものが十三といわれたりして残っていることも多い。

武雄市域では条名の遺存は見あたらないが、里名や坪名は文献の上や現在の地名に相当残っており、また条里制の地割りの遺構も点在しているので、かつては水田地帯にはほとんど条里制が実施され、同時に農村もよく組織だてられたということができる。

次にあげるものは、鎌倉時代から室町時代にかけての史料である「橘中村文書」（一二三七年、長島荘の地頭として着任し、潮見城を築いた橘薩摩守公業にはじまる橘薩摩氏一族関係の古文書）、「小鹿島文書」（同上）、「武雄神社文書」、それに加わうるに江戸時代中期の正徳享保のころの武雄神社の神主であった武雄信門の編集にかかる「武雄社本紀」などから拾った、武雄市一帯の条里制に関係のある里と思われるものである。（　）内は現在の位

置である。

林里（はやしがり）・庄島里・庄島北里・三隈里（さくまがり）（市役所南東？）・三隈南里・志布江里（しぶえかり）（潮見神社下宮附近？）・志布江西里・都里（みやこがり）・上立石里（立石―橘公民館附近？）・下立石里・加井良井里・長島里・椿里（つばきがり）（西川登椿原？永島の椿辺田？山内町鳥海の椿原？）・長崎北里・長崎里（永崎里―橘の片白附近）・玉屋里・花島里（花島）・湯里（ゆかり）（温里・温泉里―武雄温泉附近）・梶原里（かじばらがり）（富岡小楠の梶原）・平倉里（ひらくらがり）（北方町蔵原の平倉）・繁昌里（武内町真手野の繁昌？）・今藤里（東川登の永野の羽根木神社附近）・大山路里（東川登の大山路）・朝灘里（花島の一部の朝灘）・林口里（山内町林口）・富永里（北方町大崎附近）

前記の中で梶原里から上のものには、ほとんど多くの坪名が記されている。

また、明治十六年佐賀県令より政府の地理局長あてに提出した県内の「各町村字小名調帳」にも、摘出すると次のような里名や坪名が記されている。

武雄村に（六ノ坪）、富岡村に（一ノ角・二ノ角・三ノ角・四ノ角・五ノ角・六ノ角）、甘久村に（丁ノ坪＝十坪？）、永野村に（五ノ坪）、志久村に（十ノ坪）、大崎村に（三ノ坪・四ノ坪・六ノ坪・丁ノ坪・十六・甘治（へだち）＝二十坪？・四ノ坪・七ノ坪・八ノ坪・九ノ坪・丁ノ坪・大坪＝六坪の変化？・五ノ坪・二ノ坪・阿勢里（アセリ）、芦原村に（丁ノ坪・三ノ坪）

現存する坪名として知り得たものをあげると富岡の一ノ坪、下西山の六ノ坪、小野原の三ノ坪（訛（なま）ってサナツボ）・四ノ坪・五ノ坪、納手西北方の三ノ坪・四ノ坪・十八・十九・二十（ハタジ）、大日附近の二ノ坪・三ノ坪・八ノ坪・九ノ坪・十ノ坪・十六、郷木東方の三ノ坪・四ノ坪・五ノ坪、高橋駅附近の二ノ坪・六ノ坪・七ノ坪などがある。また、このような坪名が残存している地域はもとよりのこと、それ以外の地域でも、水路や畦畔で区画された方一町（一辺約百七～百八メートル）の遺構が相当残存しているようである。

以上のような諸点から、武雄平地でも水田地帯ではほとんど条里制が施行されたものということができる。

これらの各々の里には三十～五十戸が塊村として配置されて、与えられた口分田などの耕作に当たったのである。里には、里の中の清正にして志操の堅い有力な農民が任命された里長がいて、郡司の監督の下に行政に当たった。里長には職田などは与えられず、庸や雑徭が免除されたくらいであった。

霊亀元年（七一五）には従来の五十戸くらいで構成されていた里の字を郷の字に改め、郷の下に、平均十二～十三戸くらいよりなる新しい小さな里が三つぐらい設けられ、郷には郷長、里には里正（里長）がおかれて行政を担当した。しかし、これも天平十二年（七四〇）ごろには改められて、郷だけになった。大宝律令の制度では国―郡―里の行政組織であったのが、霊亀元年（七一五）ごろ国―郡―郷―里に改められ、さらに天平十二年（七四〇）ごろに国―郡―郷に改められたのである。

戸は令制では、初め十人前後から百人以上（戸主直属の家族と戸主の管理下にありながら、別に家族を作っている親類その他のいくつかのグループよりなる）に及ぶものなど大小さまざまであって、このような大家族的な戸を郷戸といい、その中の小さな単一家族を房戸というが、天平時代ごろから郷戸の中の十人前後の小家族よりなる房戸が納税その他の単位として取り扱われるようになったようである。

肥前風土記には、杵島郡の郷数は四、里数は十三とあげられているが、郷名や里名については一つも記されていない。しかし平安時代中期初の九三五年ごろ作られたわが国最初の百科辞典ともいうべき和名類聚抄（和名抄）には、「杵島郡多駄、杵島（喜之萬）、能伊、島見（志萬美）凡四郷」として、数と郷名があげられていて、風土記の郷数と一致している。しかし、前掲の里の数に北方・大町・江北その他白石平野の、文献に、あるいは現在地名として残存している里の数を加えてみた場合、合計里数は五十里といわれる（広島大学米倉二郎教授の算定）。和名抄ができてから以後、開拓によって、相当数の里が増加したものであろう。

多駄郷はオホダ郷と読んで、今の江北町小田附近（江北町・大町町）一帯と推定すべきではなく、白石町多田を中心とする一帯と考えられる。

杵島郷は、有明町須古に杵島という地名のところがあるそうだが、前に記した杵島郡家の所在地推定の立場から、北方町・大町町一帯ではないかと推定しておきたい。

能伊郷は、武雄神社文書の中の、天暦五年（九五一）の武雄社領四至実検状に

「西ハ布留恵　野井　牟多　大溝ニ限ル」

とある野井一帯であって、武雄神社より西方山内町や武雄市武内町一帯と推定するのが適当である。牟多は牟田と同じであって、前記の「各町村字小名調」の中にでる三間坂村牟田か、現在の武内町黒牟田かであろうから、野井はその隣接地とみれば、前記の地域一帯が能伊郷の推定地としては最も適当と思われる。

島見郷の島見は橘町の潮見である。島見郷は橘町潮見附近から北方の平地の大半を占めた地域であろう。

(4)　国民の負担

政府は国民に負担を課するための必要上などから、国民を次のように六つの年齢的階層に分けた。

女	耆女	老女	丁女	次女	小女	緑女
男	耆老	次丁（老丁）	正丁	少丁（中男）	小男（小子）	緑児（黄）
年齢	六十六以上	六十五―六十一	六十一―二十一	二十―十七	十六―四三歳以下	

また、身分の上で良民と賤民の二つに大別した。賤民は公私の奴婢（奴隷のこと）などであるが、その数は少なく、国民のほとんどは良民であった。良民の中でも、役人は特にいろいろな優遇を受けたが、一般国民は、次のような種々の負担を課らせれることが多かった。

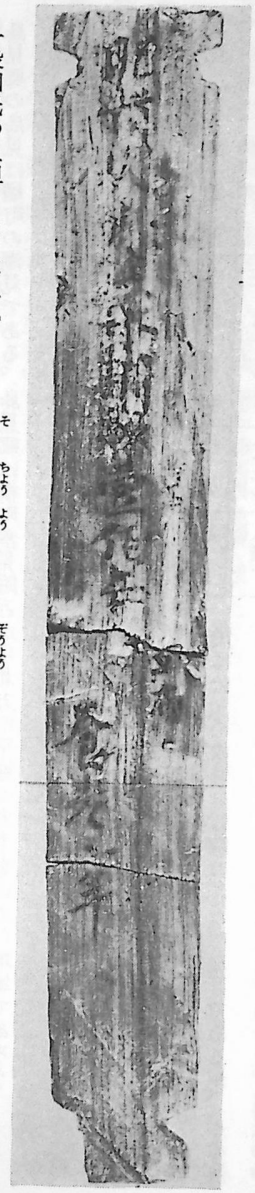

平城宮址出土木簡（奈良国立文化財研究所提供写真）
（表）肥前国藤津郡調綿壱伯屯　四両　（五カ二〇）
（裏）片麻呂　養老□年

一般国民の負担としては租税としての租・調・庸のほか、雑徭・兵役その他があった。租は口分田一段（今の約一段二畝＝約十二アール。上田・中田・下田・下々田の四種の中で、上田の収獲は約五十束、米にして今の量になおすと一石ぐらいになる）につき二束二把（一束は十把）の割合で、標準収獲量の約三%にあたった。口分田を与えられた男子は二段分、女子は一段百二十歩（当時は一段は三百六十歩）分の租を納めたわけである。租の大部分は地方や国や郡の費用に与えられた。ゆえに国衙や郡家には多くの倉庫があったわけである。

調・庸は成人男子を対象に課せられ、正丁に対し、老丁はその二分の一、中男（少丁）は四分の一を負担しなければならなかった。

調は絹・糸・布（麻布）・海産物・鉱物その他郷土の産物を納めるものであった。平安時代の延喜式の中の主計の部によれば、肥前国から納めた調は綿紬（絹織物）・貲布（科の木の皮の繊維で織った経糸の少ない布）・ほし鰒・敖海鼠（ほしなまこ）・塩・綿（このころはまだ綿花はなく、綿は真綿のことであった、九州地方の綿は質がよく筑紫の綿といって中央貴族たちに賞用された）などであった。近年平城京跡の発掘で、諸国から集められた調の品物につけられた木製の荷札が何枚も発見されているが、九州地方からのは調綿の荷につけられたものが最も多く、肥前国からのものとしては神埼郡のもの三点と藤津郡のもの二点が発見されている。いずれも養老年間から神亀年間のころの年号のものである。杵島郡からも調としては綿も納入されたにちがいない。これらの品々の大半は大宰府に一応まとめられ、博多から船で運ばれたのであった。

しかし、養老元年(七一七)には中男の調と徭役（歳役と雑徭）は廃止され、その代わりに中男作物といって郷土の産物を作って納めさせることになった。肥前国の中男作物として指定されたものは、延喜式中の主計の部の記載から推測すれば、奈良時代も斐皮（雁皮と同じで斐紙を作るための原料―斐紙は虫害にも湿度の高い気温にもよく耐える、紙王とまでいわれる）・各種の薦類や簀子・油類・鰒などであった。

庸とは、毎年正丁は十日間（次丁はその半分の五日間、中男以下は不要）都に行き、役人の命ずる労役に服務する歳役の代わりに布（麻布のこと）・米・塩その他諸国毎に指定されたものを納めるのをいった。肥前国の庸の品としては、奈良時代も綿（真綿のこと）・米・鰒が指定されていたらしい。

調や庸は都に運ばれて、中央政府の主要な費用にあてられた。これを都まで運ぶ運脚といわれた労使も負担者の義務であったので、毎年何人ずつかが交代で、国司の引率のもとに運んだのであった。輸送の方法としては駄載・舟載・人がかついでゆく人担などがあったが、九州地方は軽い綿さえも船で運ばれたので、多くは舟載ではなかったかと推測される。九州地方の調庸の大半は大宰府の費用に充当された。

雑徭は国司が一年間に、正丁は六十日以内、次丁は三十日以内、中男は十五日以内を限度として成人男子にだけ課することのできる労役であって、それぞれの国内の土木工事や国司の雑用などにあてられた。

その他次に記するような兵役の義務もあった。

(五) 国防と治安維持

(1) 軍団と徴兵制

政府は国防と国内の治安維持のために、国々にそれぞれいくつかの軍団を配置した。軍団は国防と治安維持のための駐屯部隊で、現在の陸上自衛隊と警察をいっしょにしたような任務をもっていた。中央にも衛士府や衛門府や兵衛府などの首都警備を担当する役所があった。

政府は軍団の兵士や衛士府の衛士などを充当するために、成人男子の中の正丁（二十一歳―六十歳までの男子）に兵役を義務づけ、強制的に兵士を徴集する徴兵制を採用した。それぞれの諸国の正丁の中から三～四人に一人の割合で徴集して兵士にした。兵士は諸国内の軍団に配属されて訓練を受け、警備任務についた。兵士は十日交代で勤務し、勤務期間以外は家業に従事したが、兵士に指名されると六十歳までは勤務せねばならなかった。兵士の中から、一か年間都に派遣されて衛士として、宮城の警備につくものもあった。北九州海岸地帯の防衛のための防人には、多く東国地方から派遣された兵士が、大宰府の防人司の司令によって、服務した。

軍団には大小があって、兵員千名以上が大軍団、六百名以上が中軍団、五百名以下が小軍団であった。軍団の内部は歩兵隊と騎兵隊に分かれ、後世の軍隊の分隊・小隊・中隊・大隊…に似た組織をもっていた。その組織に応ずる指揮官として数十人の隊長（大軍団の長は大毅）ならびに事務官（主張）などがいた。

(2) 杵島団

軍団は各国ごとに、三～四郡に一軍団の割合いで配置された。肥前国は十一郡よりなるから、三つの軍団が配置されたものとみられる。

平安時代初期の弘仁四年八月九日類聚三代格の官符に、肥前国の軍団の兵力を二千五百人から千五百人に減らし、各団別五百人とあるところからみても、肥前国の軍団は三軍団であったことが明らかである。したがって肥前の三軍団は、それより以前の奈良時代では、それぞれの中軍団とみられ、弘仁年間以後小軍団になったわけである。

肥前国の軍団の中で、文献の上に明確にでるのは、類聚国史弘仁四年の条、大宰府から提出した肥前国司の解にある基肄団（基山町の基肄城駐屯）だけである。他の二団の所在地は明らかでないが、その一つは肥前国府の所在地であった今日の佐賀郡大和町春日の城崎附近ではないかと考えられる。残りの一団は、平安時代の三代実録貞観十二年六月十三日の条に「肥前国杵島郡兵庫震動」とある記事から、兵庫を軍団の兵器庫とみれば、杵島郡にあったものと推測される。この杵島団の位置については武雄市橘町鳴瀬片白説や白石町妻山説などがある。片白説の推定資料は、附近に上記の「兵庫震動」に関係ありと伝えられる「震動石」といわれる石があるといわれていること、風土記逸文の杵島山に関する文にある「艮（うしとら）（東北）にあるを御子神という。またの名を軍神……」とある東北の峰の西麓に所在することなどである。また前に杵島郡家の所在地として推定した北方町二坑附近にも、駄飼場とか御立目とかいうような軍馬～駅馬の飼養～見張所を思わせるような地名があるので注意を要する。また江北佐留志の堤雄神社の西側にあるという陣の内とか習岡という地名の土地附近も注意を要するところである。

(六) 習俗

(1) 杵島山の歌垣と杵島曲

武雄平地と白石平野とに囲まれた杵島山は、古くから神山として当地方の人々の信仰の場であり、中央にも古く



杵島山遠望（朝日町中野方面より）

から知られた名山である。

さきに「㈢の千杵島郡の郡名起源」の項で記した、仙覚の「万葉集註釈」の中に引用されている肥前風土記逸文の中には「…艮にあるを御子神という。《またの名を軍神、動くときは則ち兵興る》」の次に続いて

「郷閭の士女酒を提え琴を抱き、歳毎の春秋に手を携えて登望す。楽飲歌舞、曲尽きて帰る。歌詞に云ふ。

霰降る　杵島が岳を　険しみと　草取りかねて妹が手を取る（是れ杵島曲なり）」

とある。村々郷々の男も女も酒を携え、琴を抱いて、毎年春と秋に手をとりあって登り見渡し、音楽を奏し酒を飲んで歌舞し、曲が終わって帰る。（歌詞は杵島山のけわしさに、登るのに草をつかまえようと思っても、草にも取りつくことができず、いとしい人の手を取り助けあってようやく登ったという意味である）。万葉集巻三に載する杵島曲は

「霰降り吉志美が岳を険しみと草取りかねて妹が手を取る」

とあって、風土記のそれとはほんの少し違うだけである。

また杵島山は日本書紀にも出る有名な山である。すなわち巻第七の景行天皇の条の

「筑後国の御木（三池）に至りて高田行宮に居ます。時に倒れたる樹あり、長さ百七十丈。…天皇問いて曰く、是れ何の樹ぞ。一老夫ありて曰く、是の樹は歴木なり。昔未だ倒れざる先に、朝日の光りに当りては則ち杵島山を隠しき。夕日の光に当りては阿蘇山をかくしき」

の中にも出る筑後地方の人々の信仰の対象にもなった有名な山である。

また杵島曲として有名な「霰降る杵島岳…」の歌は、常陸風土記に、東国を平定し、関東の常陸地方の那珂の国

造の初祖となった健借間命が抵抗する賊徒を征討する際に部下に歌わせたものとしても登場する歌である（健借間命の名で呼ばれる武将は当地の杵島～鹿島を本貫地としたものであるかもわからない）。

歌垣は歌嬥ともいうが、元来は一種の農耕儀式で、農耕に従事する人々が一定の場所で神に対し、春には一年の豊作を祈願し、秋には収穫を感謝する行事であったものが、しだいに男女交際の場ともなり、神に対する歌舞に熱狂する間に、神によって男女が結ばれるという意味で、男女がかがり火を囲んで舞い、素朴な感情を歌にうたって伝え合う（歌のかけあい）ようになったものである。神に対する農耕上の祭りの場であるとともに男女の間の求婚・求愛の場ともなったものである。杵島山は常陸（茨城県）の筑波山、摂津の歌垣山（摂津山?）とともに日本の三大歌垣の場として有名である。杵島山の歌垣が行なわれた場所は明確ではないが、佐賀大学の中原勇夫教授などは白石町船津の杵島の主峰（標高三百四十メートル）東北の八合目あたりの山腹の俗称札ノロと呼ばれている草原台地（標高二百メートル）を推定された。教授らの尽力によって、そこには万葉学の泰斗であった沢瀉久孝博士の筆になる、万葉集中の杵島曲の歌碑が建立されている。附近から神々を祭る際用いた種々の器具（玉・壺・鏡その他）をかたちどった土製模造品や土師器などが発見されることを期待するものである。

(2)　武雄温泉

肥前風土記の杵島郡の条に

「…郡の西に湯泉の出る巌有り。岸峻しくして人跡まれにいたる也」。

とある。現在も蓬菜山の巌の岸はまことに険しいものである。このように奈良時代の肥前風土記に載せられ、また大宝律令制定以後施行された条里制関係の地名として、温泉附近を湯ケ里（温泉里）と称していたことは、武雄温泉が古く奈良時代ころにはすでに一部の人々に利用されていた証拠である。

(3)　仏教文化の波及

奈良時代ころには佐賀県地方にも、仏教文化が波及するに至った。天平十三年（七四一）の聖武天皇の詔によって肥前国分寺が建立されたが、文献や遺瓦からみて、その前後に建てられたものと思われるものには基山町基山の四王院・上峰村の塔ノ塚廃寺・東背振村の辛上廃寺・大和町の大願寺廃寺・小城町の晴気（寺浦）廃寺・浜玉町の弥勒知識寺などがある。その大部分はこの地方の郡司などの豪族によって建立されたものであろう。ほとんどが各郡に少なくとも一寺は存在しているようで、郡司などによって建立された氏寺ではあっても、一種の郡寺の性格をもったものと思われる。また仏教文化の波及によって豪族の間に火葬が流行したので、県内各地から焼けた骨のはいった骨壺（須恵器質の蔵骨器）が相当多数発見されている。この地方では蔵骨器は有明町稲佐神社グラウンドや、附近の林道、あるいは北方町の宮裾などから発見されている。また塩田町冬野一本松の池の岸にある瓦窯址の瓦は、平安時代のものらしいといわれているが、再検討を要する。鹿島の金剛勝院、（今の蓮厳院）に使った瓦でないようだから、この窯で焼いた瓦を用いた寺院が冬野の周辺地域に存在するはずである。仏教文化の波及と大化の改新の際の「薄葬令」によって、豪族たちの壮大な古墳を築くことは衰



奈良時代肥前国分寺瓦

え、これに代わるものとして火葬が流行し、寺院が建立されるようになった。

三　律令国家の動揺

(一)　一般国民の生活困窮

律令の制定によって国家は組織のある活動ができて、八世紀の奈良時代には大規模な平城京も建設され、聖武天皇の時代には律令国家（律令によって運営される中央集権国家）は全盛期を迎えた。

しかし、一般国民のほとんどを占むる農民は、口分田を班給され、宅地や畠を与えられて、一応の生活は保障されていたが、それだけではじゅうぶんではなかった。そこで彼らは国家や貴族や社寺や役人の土地を賃租して生計を補った。しかし、それらからの収入に比べて、租は軽くても、調・庸・雑徭・兵役などの負担は過重であった。負担の過重に苦しむものは浮浪人となったり、盗賊となったので、社会不安はしだいに高まった。

(二)　土地公有制の破綻

貴族や寺社は国家から与えられたいろいろな特権を利用して、巧みに原野などを占有し、貧民を使って開墾させて私有地的な土地を持つようになった。人口の増加による口分田などに充当する耕地が不足するようになって、政府がその不足を補う方法として、一定期間だけ開墾による水田の使用を許す三世一身法を施行したり、開墾した土地の永久私有を認める墾田永代私有法を天平十五年(七四三)を出すと、資力や労働力に富む、貴族・社寺は墾田を開発したり、買い入れたりして、後に荘園といわれる広大な私有地をもつようになって、国民の間の貧富の差はま

すます大きくなって、社会不安は増大した。

㈢ 政争の激化

資力に富む貴族や寺院の僧侶たちの間には、資力を背景に政治権力をめぐっての争いが激しくなった。一般国民の生活困窮からきた社会不安とあいまって、律令国家は動揺し続けて、平安でない時代が展開した。

天平十二年（七四〇）、藤原不比等の三男で、大宰府の長官の大宰師にもなった藤原宇合の子で、大宰少弐であった藤原広嗣の反乱も僧玄昉や吉備真備との政争が原因であった。広嗣は玄昉や真備らの指導する政治を批判し、朝廷に上表文を送って彼等の解任を要求し、それが認められなかったので、真備ら追放の目的で挙兵した。政府は大野東人を大将軍に任命し、東海・東山・山陰・山陽・南海の諸道の軍団の兵士一万七千の軍勢を九州に派遣して、この反乱の鎮定に当らせた。広嗣の率いる第一軍は筑前国・豊後国などの軍団軍五千人、弟の綱手の率いる第二軍は肥前国・筑後国などの軍団軍五千人で、多胡古麻呂の率いる第三軍は兵力不明であるが、広嗣は北九州市方面で対戦して破れて敗走し、今の肥前国松浦郡値賀島長野村にて兄弟とも捕えられて、唐津付近で斬られた。後にその慰霊のために建立されたのが、肥前国分寺とともに、中央の文献にたびたび現れる弥勒知識寺（無怨寺）で、今の浜玉町の大村神社の地がその遺址と推定される。

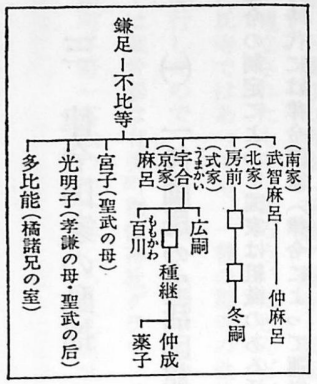

藤原氏系図

古代 三

一　律令体制の弛緩

延暦七年に奈良から一度長岡に遷都するが、さらに同十三年(七九四)、山城国の平安京、今の京都に都を遷す。以後、源頼朝による武家政権が出現するまでの約四百年間、政治・文化の中心はここにあったので、従来この期間を平安時代と呼びならわしている。

前代の終わりごろからこの時代の初期にかけて、ともすれば弛緩しつつあった律令制の強化振興政策が採られたが、そうした努力にもかかわらず時世はむしろその逆の方向に推移していった。律令的な土地制度の基礎である土地公有の原則がしだいにくずれ、口分田の班給も行ないがたくなっていった。律令制的な政治原則もくずれて、九世紀後半期になると天皇が実質上政治の中心を離れて摂関による政治が行なわれる先蹤が現われ、十世紀半ばにはそれが定着する。また、そのころから庄園制の発達伸展が顕著になるとともに、一方それらの庄園、あるいは公領を基盤として武士階級が発生し成長してくる。

十一世紀の末期に近く、摂関政治に取って代わって天皇の父系の尊属による院政が成立し、やがてこの時代を終わるころ、武士の出身である平清盛が政権の座につく。

以上の全期間を通じて、武雄地方の当時をうかがい知ることのできる史料はきわめて少なく、ほとんど不明であるというほかはないが、しかし、武雄神社には佐賀県下では最も古い天暦五年(九五一)のものをはじめとして、この時代に属する数通の文書が伝来しており、その他二、三の史料、遺物などによって、武雄社、長島庄等を中心に、わずかながらも当時の様子をべっ見することができるのである。

二　武雄神社

(一)　社殿の移転

武雄神社は武雄地方において最も古い伝統を伝える社である。その詳細については後篇に述べてあるが、ここにはこの社の持つ歴史的な問題点の若干について述べて置きたい。

まず、武雄神社の創祀はいつであったかということが第一の問題であろうが、結論的にいって不明であるというほかはない。ほとんどの古社がそうであるように、この社もいつできたのか、その史実を伝える確かな史料は何も残っていない。現在この社の歴史をうかがうことのできる史料としては、神社に伝来してきた二百通余りの古文書と『武雄社本紀』と称する上下二編から成る書物などがあるが、後者は江戸時代中頃に同社の神主信門の編さんしたものであって、古い時代に関する記事はそのままに歴史的事実としては受けいれがたいものである。前者は貴重な史料であって本県下における最古の文書を伝えているが、神社の創祀についてよりどころとなるような史料は何一つ含まれていない。『武雄社本紀』にも、「鎮坐年久、不レ記二何時一也」としるされていて、武雄社の神がここに祭られるようになったのは遠い昔のことで、それがいつのことであったかわからない、といっている。江戸中期のころにもこの社の創祀を伝える史料はすでに何も残っていなかったのである。

神社の創建についてはなんの伝えもないが、社地の移転、神殿の移築などについては、武雄社本紀に次のような意味の記載がある。

聖武天皇の天平七年に伴行頼と云う者に神託があって云われるのに、「自分は武内大臣（宿称）である。昔、神功皇后が新羅を討たれた時、自分も皇后のお船に陪乗したが、自分は船の舳（へさき）に居り、艫（とも）の方には住吉の神が居られた。だから、今自分はともの嶽にまつられているが、心がどうしても落ち付かないので、いつもへさきの嶽に行っている。もし自

分をへさきの嶽の方にまつってくれたならば、永く外敵をふせぎ国を安らかに守ろう」この神託を受けた伴行頼はこのことを大宰府に報告し、大宰府は朝廷に申し上げ、天皇のみことのりが下って、神殿を神託どおりへさきの嶽に移した。

これによると、武雄神社の社殿は天平七年（七三五）のころまでは今の御船山の南側の部分ともの岳に在ったが、この神託によって北側のへさきの岳に移した、というのである。

次に、十七世紀の中期のころの編さんと推定せられる『藤山考略』の、後藤家二代資茂の伝の中に、以下のような意味のことが書かれている。

元永年中（一一一八―一一二〇）に資茂は初めて肥前国に来て、しばらく杵島郡塚崎庄内の米守名温泉里に住んでいたが、いつも向うに御船山のすばらしい山容をながめて、あそこへ移り住みたいものだと思っていた。たまたま或る日、武雄社の神のおしえをこうむり、朝廷のおゆるしも受けて、御船山のへさきの岳の北のふもとに城を築いてそこに移り住み、城を塚崎御船山城と名づけた。武雄社の社殿はもとの位置からトモの岳の東のふもとへ移し、長島庄の茂手村を寄進してその後ながく後藤家は武雄社を崇敬した。

この記事によれば、一一〇〇年代の前半期に、そのころへさきの岳の北麓にあった武雄社の社殿をその東麓に移した、というのである。

ところで、ここに挙げた『藤山考略』と前に挙げた『武雄社本紀』とは、ほぼ同じころの編著であるが、くわしい考証は省略するが前者『藤山考略』の方がやや早く書かれたものと推定せられる。

また、前にひいた天平七年（七三五）における社殿移転の記事も、後に引いた資茂の代（一一〇〇年代前半期）における移築の記事も、それぞれ両書共に記載せられており、しかも両者それぞれの記載は文章も用語もほとんど同じである。これは、後から書かれた本紀が、前に書かれていた考略の記事によってこの部分の文章を書き入れたか、あるいは考略以前にすでに両者のもととなった第三者的な史料があったか、であろう。がそれらのせんさくは

暫くさしおいて、今、二度の社地移転の記事をあわせ考えてみると、天平年間における移転の記事は、「武雄社は本来御船山のともの岳に在ったのだ。」ということよりも、「武雄社はなぜへさきの岳の北麓に移されたのか。」ということの説明に重点が置かれていると考えられるし、また資茂の代における移築の記事は後藤家が塚崎城に本拠を置くようになったいわれを重点として述べた文章であるが、武雄社を主体としてみれば「なぜへさきの岳の北麓に在った社殿を移さなければならなかったか。」の説明と受けとることができる。

社殿移転に関する二つの伝えには、とうてい史実としては受けとれない作為や、神話的な要素を含んではいるが、いずれも武雄社がある時期にへさきの岳の北麓にあったということの自然な認識の上に物語られている。もともと北麓にはなかったものをあったという虚構を作り上げる理由はこの場合あり得なかったと考えられるし、そうした作為が武雄社あるいは後藤氏にとって都合が良かったのだとも、この場合考えられないであろう。武雄社はもとへさきの岳の北麓に祭られていたということは事実であったと思われる。そしてその社地は、「へさきの岳の北麓」という伝えを重視する限り、さらに天暦五年（九五一）以降中世の文書にも見える宮崎と称する地名が御船山北端の西北に近く現存することなどともあわせ考えて、現在の武雄高校のある場所よりもやや西南に寄った地域にあった、と推定するのが妥当であるように思われる。

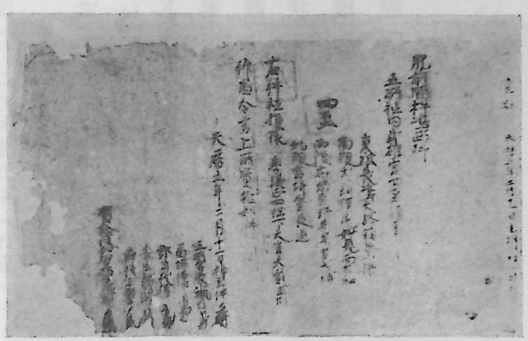

武雄社領四至実検状（天暦５年—951）

(二)　五所社

武雄社最古の文書天暦五年二月十一日武雄社領四至実検状には、その終わりに次のような順序で七人の署判者の名が見える。

神主伴　（花押）
五所官長小槻宿称（花押）
図師僧　（花押）
郡司代僧　（花押）
書生船宿称　（花押）
府使平朝臣　（花押）
実検使加賀権守源朝臣（花押）

図師僧から実検使までの五人は大宰府あるいは国衙郡衙に関係のある人々であり、初めの神主伴については前に述べたとおりであるが、二番目の「五所官長小槻宿称」とはどんな立場にあった人であろうか。五所官長とは何を意味するであろうか。まず五所という名称について武雄神社文書の中にその例を拾えば、

一　肥前国杵島西郷　五所社内武雄宮
二　五所官長
三　杵島五所社
四　五所社是当郡鎮守、聖朝外朝之御祈祷所也、而武雄黒髪両所者、其中為第一霊社、

五　杵島五所社内武雄社
六　当社者為九州五社之内而一国肥州三社（武雄、鏡、河上）、其一也
七　杵島郡五所社武雄社
八　杵島郡五所社内武雄社
九　杵島五所社内武雄社

以上が武雄社を五所、五所社、あるいは五社と称して武雄神社文書のうちに出てくる例のすべてであって、年代は一、二の天暦五年（九五一）から九の正平十六年（一三六一）に及んでいる。

ところで、この九例のうち、一と二は天暦五年の四至実検状に見えるもので、明らかに太宰府を対象とする文書である。五、七、八、九は当時すでに武家の統率下にはいってその実質を失っていたとはいえ形式的には存続していた大宰府を宛て所とする文書であろうと考えられ、文永三年十月以降武雄神社文書中に多数見出される大宰府庁下文に対応するものではあるまいかと思われる。六は後に述べるように同社大宮司国門の延慶二年六月日付の申状案中の一節であるが、この申状の宛てられた所は、大宰府をも含めてこのころ九州統率機構の中枢を握っていた鎮西探題所であって、広義的には対大宰府関係のものと見ることができよう。三と四は仁安三年二月、本司貞門の解状であり、実検所の裁断を乞うたものである。この実検所についてはさきに述べたが、工藤敬一の論文「肥前国武雄社領の支配構造」[1]の中に、「国衙・荘園両方にまたがる管理機構」であろうといっているように、国衙あるいは府・国・郡を通ずる律令的な機構とかかわり合いのあるものであったことは事実であろう。

以上のように見てくると、杵島郡五所社という称呼は大宰府もしくはそれを含めた律令的統轄機構との関連において用いられている。おそらくこの称呼はそのような関係のもとに、杵島郡内の特定の五つの神社に与えられたものであったと推定せられる。

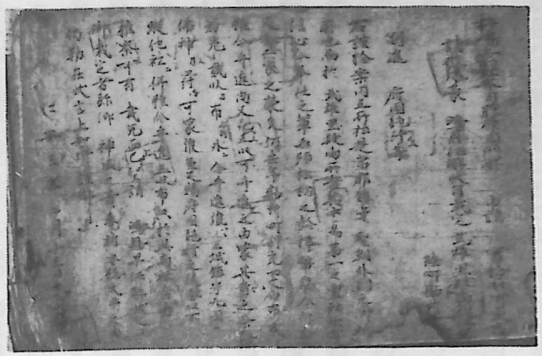

武雄社本司藤原貞門解状

五所社は当郡（杵島郡）の鎮守であり、武雄と黒髪の両社はその中の第一の霊社である、といっている

以上の文書の記載のとおり、武雄社は「杵島(郡)五所社内」の武雄社、つまり、杵島郡内の由緒あるおもだった神社五つを選んでこれを杵島（郡）五所社と称したが、武雄社はその五つのうちの一つであった、のである。このことを端的に物語っているのは写真に示した文書の記載であろう。これは杵島五所社は杵島郡の鎮守であり、朝廷の御祈祷所であるが、ことに武雄と黒髪の両社はその中でも第一の神社である。という意味のことを申し立てているのであって、杵島五所社とは、武雄社と黒髪社のほかに、いずれか郡内の他の三社を合わせた五つの神社の総称であったことは疑いない。

ところでこれについては古くから異なった説が立てられている。まず、その最も古いと思われるものは写真にあげた記事である。これは延慶二年（一三〇九）六月、時の武雄社大宮司藤原国門が、文永弘安年間における蒙古来襲に際し、武雄社は色々霊験を現わして敵撃滅に功績があったにもかかわらず今に恩賞をいただいていない。早くその沙汰を給わるようにと願い出た申状の草案である。千数百字をもて書かれた長文のものであるが、文書の性質上ところどころに誇張の言葉のあるのはやむを得ない。

「武雄社は九州宗社の随一、」と称し、「異敵征罰の権輿は専ら当社根本の芳躅、」といっているが、そうした中で、「宰府（大宰府）精撰註進の六箇所、」として、武雄、住吉、高良、阿蘇、鏡、河上の六社を列記し、他のところでは、「当社（武雄社）は九州五社の内、」と称している。前の六社のうちから更に精選した五社を意味するか、

あるいは杵島五所社という称呼の誤用もしくは転用であったか、要するに大宮司国門の主観的な見解に基づく称呼であったと考えられる。したがって、この国門の申状草案の言葉によって、五所社を九州五所社と解釈する説のあるのは誤りであるというほかはない。

次は武雄社本宮の祭神が武内宿祢のほか、仲哀、応神両天皇・神功皇后・武雄心命の合わせて五柱であるとされているところから、武雄五所社というのだとする考え方であって、その出所は『武雄社本紀』宝基採要中の左の文にある。すなわち、神主伴行頼の時、神殿を舳岳に移して武内宿祢を祭った上、

「なお豊浦天皇（仲哀天皇）、住吉皇后（神功皇后）、誉田別帝（応神天皇）、武雄心命を援いて同殿に斎い奉り、武雄五社大明神と称して以て本宮と為す。」

というのであって、『藤山考略』にもその武雄社祭儀の条に全く同文の説明をしている。もし、平安時代以来、武雄社を杵島五所社の内と称したこととは別に、その祭神に視点を置いて武雄五社大明神とも称した、とすればそれはおのずから異なった概念に属する称し方であって同時に存在しても矛盾はない。たとえば、杵島山東麓の稲佐神社でも、古く稲佐三社大明神といっている。しかし、その場合、武雄五社大明神とはあくまでも武雄社五柱の神という意であって、杵島五所社の内の武雄社という意ではない。したがって、両者を混同して解釈するのは誤りであるが、一歩を進めて考えれば、武雄社本紀や藤山考略の編著者自体の思考の中に両者の混同があったのではあるまいか。おそらく五所社という称呼の意味が忘れ去られたままに、この言葉を五柱の祭神にかけて誤用したのであろう。

㈢　神主伴氏

前に引用した武雄社本紀の一節によれば、天平七年（七三五）に武雄社の祭神武内宿祢の神託によって社殿を舳の岳の北麓に移したのは、その当時の神主伴信頼という者であったという。武雄社の神主が平安時代の中期ごろから一一〇〇年代の初めごろにかけて伴氏を称する者であったことは、同社に伝来する天暦五年（九五一）二月十一日の武雄社領四至実検状に、「神主伴」という署判があることや、寿永二年（一一八三）十二月十五日の武雄社本司藤原貞門の本司職譲状[2]などによって明らかであるので、それより以前のある時期に、伴信頼という神主が実在した可能性はあり得る。しかし、この信頼なる者が、武雄社本紀に伝えるとおり、天平年間の人物であったということははなはだ疑わしい。伴姓神主の実在が史料的に確認できる天暦五年から、二百十年余の空白を置いた天平の昔の人としてこの名が正確に伝えられるということは疑問であるし、また、「信頼」という名は天平ごろの人名としては不似合な名である。ことにまた、伴という氏名は『類聚国史』の巻二十八、天皇避諱の条に、

「淳和天皇弘仁十四年四月壬子、大伴宿称を改めて伴宿称と為す。諱に触るればなり。」

とあるとおり、大伴という氏名が淳和天皇の諱（いみな）大伴と同じであるので、それを避けるために「大」の字を省いて「伴」としたのである。すなわち従来の大伴氏は弘仁十四年四月以来伴氏を称するようになったのであって、伴氏の起源はこの時（八二三）にある。したがって、天平七年（七三五）のころ、伴信頼という者が武雄社の神主であったとの伝えは事実とは認めがたい。天平七年という年紀が確実であれば伴信頼は虚伝であり、伴信頼という人名の伝えに誤りがなければ天平七年は虚伝であることになる。もしかりに両方のうちいずれかを択ぶとすれば後者であって、弘仁十四年以後のある時期に神主伴信頼が神殿をともの岳からへさきの岳に移したということになるが、これを証する確かな史料は残っていない。肥後の北部山鹿郡所在の石村八幡宮は、承平五年（九三五）に山城の石清水八幡を勧請したのであるが、その時、神霊に供奉して来たのは伴親直なる者であったと伝えているのをはじめ、その後、平安後期から鎌倉期を通じて、九州の諸社の神官、あるいは大宰府府官、国衙の在庁官等の中には伴姓の者が多数ある。肥前国衙の在庁官の中にもその例は少なくない。武雄社神主の伴氏も、それらの伴氏のいずれかに系譜のつながる家であったかと思われる。

㈣　神主から大宮司へ

天暦五年（九五一）の武雄社領四至実検状には、前掲のように「神主伴」として署判されていて、このころ武雄社の神官の長と思われる伴氏は神主と称していたことがわかるが、その後、伴氏の跡を受けた藤原姓第一代の貞門は、自身を「武雄社本司」と称し、さらに寿永二年（一一八三）十二月の譲状には「大宮司藤原貞門」と称している。本司あるいは大宮司の称呼の早い例を肥前国内の他の神社に求めてみると、佐賀郡河上神社には寛治五年（一〇九一）に権大宮司清原貞国の名が見え[3]、安元二年（一一七六）には本司沙弥某なる者が座主大法師某とともに同社政所の注進状の署判者になっている[4]。また所属神社は明らかでないが、大治四年（一一二九）のころには藤津大宮司某の称呼も見られる[5]。

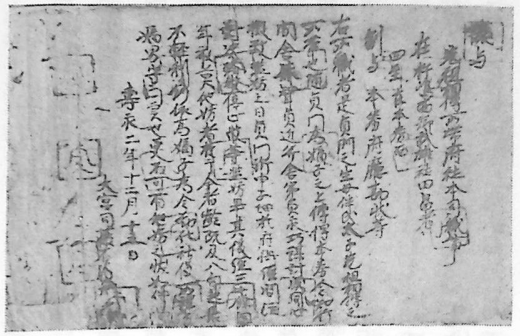

武雄社大宮司藤原貞門本司職譲状

武雄神社においては、前述のとおり、本司と大宮司の称呼のはじめて文書に見えるのはそれぞれ平治元年と寿永二年とであって、以後長くその称呼が用いられるのであるが、いまこの二つの称呼の用例を武雄神社文書にたどってみると、次のようなことが注目される。

さきにも触れたように、武雄社は少なくとも平安中期以来、大宰府の所管に属する府社としての性格を持ち、この関係は文書の示すかぎり南北朝時代のなかばまで続くが、一方武雄社のかんぬし藤原氏は、鎌倉幕府の成立とともにやがてその御家人としての立場を持つようになることは、これも後に述べるとおりである。ところで、かんぬし藤

原氏の歴代が平安末から南北朝中期にわたって大宰府関係に差し出した文書、ならびに太宰府関係からかんぬし藤原氏に宛てた文書には、いずれも武雄社本司と称しているのに対して、武雄社大宮司と称しているのは、写真に掲げた寿永二年の文書を初見とする自称か、もしくは承久三年（一二二一）から貞応二年（一二二三）ころのものと推定せられる将軍家御教書をはじめとする以後の対幕府関係相互文書である。すなわち太宰府との関係においては平安末期以来終始「本司」であったが、鎌倉幕府との関係においては少なくとも一二二二年ごろ以降「大宮司」と称したのである。しかもこの幕府関係文書が一二二二年前後のものと推定されることは、さきに述べた武雄社かんぬしの藤原氏が御家人としての処遇を受けるようになったのが建保三年（一二一五）のころと推定せられることとあわせ考えてみると、両者はおそらく無関係ではなかったであろう。御家人身分を得るとともにやがて対幕府関係においては大宮司を公称するようになったものと思われる。

㈤　五所官長

次に、では五所官長とはなんであったか。まず「官長」とはどんな性質の職名であったのであろうか。武雄神社文書のうちでこの名の出てくるのは、天暦四年の社領四至実検状のほかには、前掲した仁治三年、元亨四年、建武元年、および正平十六年のいずれも社領田検註目録の注進の場合における例のみであって、この四例においては「官長」とのみ署してあって天暦五年例のように「五所官長」とは書いていない。

この官長という称呼は、武雄神社文書における上述の五例のほかには県下の諸文書には見当たらないが、大分県の柞原八幡宮文書の中にその例が見いだされる。一、久安元年（一一四五）、二、仁平二年（一一五二）、三、保元四年（一一五九）の三例であって、いずれも同社の宮師であった僧院清という者が同社官長の裁断を乞うために差し出した解状である。一は桑と名畠の裁免を願い出たものであるが、その文中に、

「ここにつらつら事情を案ずるに、官長殿の御命に非ずんば、天福皆来、地福円満、望むところ有る可けんや。」

といい、二と三は放生会の帽額と法服の料として桑の裁免を請うたものであって、それぞれの文中に、

「官長殿、かたじけなくも宿殖の厚縁にむくわれ、社務執行の其の一人におわす者か。」

といい、また、

「地頭に備わり、官長の職に預かること、かたじけなくも神明の計らいなり。」

といっている。そして、三通の解状にはそれぞれその袖の部分に官長の免判が加えてあるが、三のそれには「地頭散位紀」と署判している。

武雄神社文書の例ではただ、五所官長小槻宿称、官長上津毛、官長使二郎勾当、という署判があるだけであって、それがどんな性質のものであるかを知ることは困難であるが、以上の杵原八幡宮の例によれば、その性格をある程度うかがい知ることができる。すなわち、前記の院清解状中の言葉には若干の誇張があったにしても、杵原八幡宮における官長とは社務の執行者であり、これらの解状に記されているような事柄についての裁断権を有し、院清をして「官長殿のおはからいに依らなければ幸福な状態はあり得ない。」といわせるような立場に在り、他面では地頭として開発領主的な土地の経営者でもあったと思われる。官長とはこのような性格のものであったとすれば、武雄神社における場合もほぼこれに准ずるものであったとして差しつかえないであろう。

いま天暦五年の社領四至実検状の最後に連署している七人の名前を見ると、後の五人はさきにも述べたように府・国・郡の関係者であって、最後の署判者である実検使加賀権守源朝臣を最高位者として、右から左へ地位の上下の順に連署している。同様な順序は神主と五所官長との間にもあったはずである。思うに杵島郡内の武雄・黒髪両社を含む特定の五社にはそれぞれ神主がいたが、それら五社全体を統轄する者として五所官長の職が置かれていたのであろう。西垣晴次は「中世社会の形成と神社」[6]の一節に、「神主が司祭者的性格であるのに対し、大宮司は

神社全体の経営の責任者であり行政官としての面が強い。」といっている。二つの名称の歴史的な用例からみて、全面的にそのようにいい得られるかどうかには疑問の余地があるにしても、少なくとも武雄社についてみれば、この見解は妥当であると思われる。おそらく神主伴氏は文字どおり神の祭祀の主宰者であって、官長はそうした神の祭られる神社の社務執行者、つまり神社の経営面の統轄責任者であったと考えられる。

このような神主職が伴氏から藤原氏の手に移るのは、『武雄社本紀』によれば貞門の父幸門の時で、永久から元永の頃（一一一三～一一一九）としているが確実な史料的裏付けはない。むしろ貞門の本司職譲状や貞門の孫家門の解状などによれば、この職は貞門が生母伴太子（おおいと）から譲られたもので、時代はほぼ保延前後のころ―一一三〇年代から四〇年代にかけてのころであったと推定される。この藤原氏は社司の系譜によると内大臣藤原高藤の曽孫太宰帥同為輔の後えいであるとしているが確証はない。このころ前後にこの地方で藤原氏を称していた者には、のち後藤氏を称した藤原氏や、長島庄の庄官となった藤原氏などがあったが、あるいはこれらと系譜的につながる家であったかもしれない。いずれにしても、神主の職が藤原氏の手に移るとともに、一つは平安末から鎌倉初期へと移行する時代の趨勢もあって、本来の神の司祭者としての性格の上に、しだいに神社の経営者統轄者として、西垣の言を借れば行政官的な性格を加えていったと思われる。貞門が寿永二年十二月の所職譲状に自身を大宮司藤原貞門としているのは、そうした段階をうかがわせるものであろうが、さらにこの傾向が進むと、も早や単なる行政官的な立場を超えて、神の祭祀権と社領の領有権を世襲の私有財産とみなすようになる。すでに貞門の前記譲状において、「先祖相伝の世帯」といっているが、その子守門は「先祖相伝の私領武雄社本司職」と称するに至っている。かんぬし藤原氏がしだいに武士化の傾向を加え、やがて幕府の御家人と称するようになって大宮司の称呼も定着するということについては前に述べた。藤原氏は神主として神の祭祀者であると同時に、神社の社領の領主として、これを幕府に公認されることによって御家人としての地位を固めていったのである。

以上のような事態の進展につれて、かつては社務の執行者であった官長の存在は形式化への道をたどる。仁治三年（一二四二）度の社領田検注目録の注進状にはまだ官長上津毛の署判があるが、元亨四年（一三二四）以後のそれには官長使二郎勾当の名で署判してあり、建武元年（一三三四）のものには官帳使次郎勾当と書いてある。正平十六年（一三六一）の注進状にも官長使と書かれているところからみて、帳は長の誤記であろうと思われるが、こうしたところにも官長の名の形式化が推知できると思われる。

三　長島庄

㈠　長島庄の成立

現在の佐賀県の地域内で、この時代に成立したことが一応文献的にあとづけられる庄園としては、現在の鳥栖市のあたりに成立した鳥栖庄をはじめ、神埼郡の石動庄、同じく神埼庄、佐賀郡の河副庄、蛎久庄、佐嘉庄、小城郡では大楊庄、赤自庄、杵島郡には長島庄・杵島庄・中津庄・大町庄・藤津郡に藤津庄・松浦郡に松浦庄・宇野御厨庄などがあり、そのほかにも文献的な徴証はないがやはりこの時代から成立していたと考えられる庄園も幾つか数えられる。すなわち現在の佐賀県のほとんど全域にわたって以上のような多数の庄園がこの時代に成立したのである。

これらのうち杵島郡内のものはこのように、長島・杵島・中津・大町の四庄であるが、中津庄は現在の白石町域に属する地方であり、大町庄は大町町のあたりである。

杵島荘については、治承二年（一一七八）の後白河院庁の下文（くだしぶみ）[7]の中に松浦荘の四至（東西南北の境界）を述べて、南は杵島一荘と堺を接している、といっている文がある。松浦荘とは東松浦郡の松浦川以西の部分に、西松浦郡の東北部を加えた地域に成り立った荘園であるが、その松浦荘の南部でこれと堺を接する杵島の地といえば、今日の武雄市域の北部山地帯である。すなわちこの文書の記載によれば、当時この地帯を含む杵島郡域、もしくは郡の北部地域に「杵島一荘」とこの文書に呼ばれている荘園が成立していたことが知られるのであるが、この時代、この荘園に関する史料はこれが唯一のものであって他に所見が無く、したがって、ここにいう杵島一荘についてはこれ以上明らかにしがたい。しかしながら、これの書かれている後白河院庁下文は、前述のごとく治承二年のものであるから、後に述べるように、武雄盆地を中心として少なくともこれより数年前から蓮華王院領長島荘が成立していたのである。

成立当初のころの長島荘の荘域をしるした史料は残っていないが、鎌倉期の文書によれば荘域は北部山地帯にもはいり込んでいる。もし当初のころの荘域もこれと大差なかったとすれば、杵島一荘は更にそれより以北の限られた山地帯であったということになるであろう。

長島荘は、現在でも一部にその名を残しているが、杵島山の西方から北方にわたる武雄地方の中枢的な田園地帯およびその周辺の山地帯を占めて成立した荘園である。

長島という名のはじめて史料に見えるのは、武雄神社に伝えられている天暦五年（九五一）二月十一日付けの武雄社領四至実検状の中に、〝長島大路〟という路名として出ているそれであるが、長島の荘として出てくる最初の史料は杵島郡北方町橋下医王寺の歓喜寺にある薬師如来像の背面に線刻されている次のような造像銘である。

「長嶋庄　医王寺
藤原宗明并藤原氏
橘宗友　并平氏
承安弐年十月　日
勧進僧　静覚」

承安二年は一一七二年に当たるが、この造像銘によって長島荘はおそくともこの年十月までには成立していたことがわかる。

さて、この荘が承安二年十月には成立していたことは以上によってわかるが、ではさかのぼって、いつ成立したのであろうか。

これらのことを考究する史料として、佐賀県史料集成に収めている武雄神社文書の二七号、二八号、二九号、三〇号の四つの文書に注目したい。



武雄社本司藤原貞門解状（承安２年―1172）

まず二七号は武雄黒髪両社の本司藤原貞門が、両社に対する勘料白布五段ずつの加徴の免除を乞うた仁安三年（一一六八）二月十三日付けの解状であり、二八号は同じく藤原貞門が、両社が前々から貰っている六町の上分田を、一定の土地にきめないで、今までのとおり浮免として貰いたいと願った承安二年（一一七二）十二月二十日付けの解状、二九号は武雄神社の社僧覚俊という者が、春秋二季の彼岸に武雄社で大般若経を転読するための料田として、荒田二町を開発したいから、神社の免田として認めてほしいと願い出た安元二年（一一七六）二月の解状、三〇号は二七号、二八号と同じ藤原貞門が、二八号の時と同様、上分田を固定化しないで浮免として置いて貰いたいと願った安元二年（一一七六）三月十日の解状である。

解状とは、一般に下から上に対して上申したり願い出たりする時の文書の名前であるが、こうした願い出を受けた側の責任者は、願い出の内容に対する裁定なり指示なりの言葉を、解状の初めの余白の部分に書き、證判を加えて願い出た者に返えし与える、そうした形式が古代から中世にかけてのころはしばしばとられている。この場合、余白に書かれた裁定指示の文句を外題といっているが、ここにあげた四つの解状には、いずれもこの外題が書かれており、しかもその証判―花押は四つとも同じである。花押が同じであるということはそれを書いた人が同じ人であるということにほかならない。つまり、これらの解状を受け取り、それぞれに裁断を与えた当事者は、四つの場合いずれも同一人物であったのである。

二九号と三〇号はともに安元二年（一一七六）二月と三月の近接した時期の文書であるが、二九号の社僧覚俊の解状は、

「僧覚俊解、申請　御庄裁事、」

という言葉で始まっており、三〇号の藤原貞門の解状は、

「武雄社本司藤原貞門解　申請　実検所御裁事、」

という言葉で始まっている。すなわち前者が解状を差し出した対象は「庄」であり、「御庄裁」、つまりその庄の裁定を乞うたのであるが、後者が差し出した対象は「実検所」であって、その実検所の裁定を乞うている。これらの解状を受け取ったそれぞれの当事者は、解状のはしの余白に裁定の言葉を書いて花押を加えているわけであるが、当然、この場合、前者のそれ（外題）は荘園の現地における責任者によってなされたものであるし、後者は実検所の責任者によってなされたものである。ところが前に述べたように両者の花押は全く同じであって、同一人であることがわかるし、そればかりでなく、二通の解状の終わりに、

「御外題の旨に任せ、直人らこれに加署す。」

あるいは

「御外題明鏡なり。よって直人らこれに加署す。」

つまり、「御外題の通り、願い出のことはもっともである。」として証判を加えた直人ら（この場合荘園現地における下級役人）それぞれ四人のうち、最初の一人を除きあとの三人、別当藤原朝臣、別当橘朝臣、惣公文僧は、おのおのの下に書かれている花押によって、二つの解状のこれらの署判者はそれぞれ互いに同一な三人の人物であったことがわかる。

以上によって、あるいは荘の役所と称し、あるいは実検所と称されていても、両者はその責任者と構成メンバーを共通にする機構であったことが知られる。すなわち、実検所は荘と――つまりこの場合長島荘と――密接な関係にある機構であった。

つぎに二八号文書を見る。これには終わりのところに直人らの加署は無いが、前述したように、初めの外題の花押は二九号、三〇号と同じであり、したがってこの外題をしるした「実検所」の責任者は、二九号の「庄」の責任者、三〇号の「実検所」の責任者と、三者いずれも同一の人物である。

したがってまた、二八号の文中に、

「当社（武雄社）は是れ御庄第一の鎮守」

といっている「御庄」は、二九号の文中に、

「長島御庄一の鎮守武雄社」

といっている長島御庄に当たり、初めに述べたとおり、北方町橋下医王寺の歓喜寺薬師如来像後背の造像銘とともに、長島荘はおそくとも承安二年（一一七二）冬までには成立していたことを物語っている。

さて、二七号文書も、二八号と同様に、武雄社本司藤原貞門が同じく実検所の裁定を乞うために提出した解状であって、しかも外題の署判者、すなわち実検所の責任者は、既述のように、二八号、二九号両通の文書にしるされた外題署判者と同一人物である。とすれば、長島荘に密接な関係を持つ実検所は、承安二年（一一七二）をまたず、数年さかのぼって仁安三年（一一六八）二月にはすでに存在していたのである。このことは、長島荘がすでに仁安三年には成立していたのではないか、と推定できる可能性を強くする。

以上の年代から百年ばかり後の文永三年（一二六六）八月二十六日付けの鎌倉幕府の裁許状案の中[8]に、

「蓮花王院領肥前国長島庄」云々

ということばが見える。長島荘が京都の蓮華王院の荘園であることを示す初めての史料であって、少なくとも文永三年のころには長島荘は蓮華王院領であり、蓮華王院を領家とする荘園であったことがわかる。

長島荘が蓮華王院領であることをはっきり記している文書は、この文永三年（一二六六）八月の鎌倉幕府の裁許状案と、やや降って永仁七年（一二九九）六月五日付けの、荘内高瀬山の田畠山野中分状に[9]

「蓮華王院御領肥前国長島御庄」云々

とある二つであるが、その領有関係に移動のあったらしいことをうかがわせる史料は無く、おそらく平安の終わりごろ以来、引き続いて蓮華王院領であったものと推測される。

蓮華王院は後世三十三間堂をもって名高い寺であって、後白河上皇の御願によって平清盛が造進し、長寛二年（一一六四）十二月に竣功した。当時はこのような権貴な人達による御願寺の建立が盛んに行なわれたが、寺にはその維持経営にあてるために多くの寺領荘園が寄せられるのが常であった。蓮華王院にも竣功とともにそうした寺領荘園が寄せられたであろうし、また、御願寺のいわゆる「権威に募らんがために」所領を寄進してくる者もあって、各地に多数の寺領荘園を有するようになった。このころから鎌倉時代にかけての諸記録、文書などに散見する蓮華王院領の所在地は、関東、北陸から九州にかけて約三十箇所にのぼっている。長島荘もその中の一つであったわけであるが、ではそれは、いつ、どのような経過をたどって蓮華王院領荘園となるに至ったのであろうか。

武雄神社文書のうちに、同社の上分田貢進状、あるいは同じく奉免状と称すべき、天仁二年（一一〇九）八月から応保三年（長寛元年、一一六三）四月にわたる二十三通の文書がある。そのうち最古の四通は「貢進」の形式をとり、郡司の署判があるが、永久二年（一一一四）十二月以降のものは「奉免」の形式に変わり、署判者の中から郡司が消えて「政所（まんどころ）」がこれに代わる。こうした点に着目して工藤敬一は前に引いた論考の中で、「この時点をもって長島荘の前提ないしは前段階における何らかの権門領の成立時点とすることができるのではないかと思う。」といい、さらに、「蓮華王院の造立は長寛二年（一一六四）であるから、この段階で成立していた権門領がそのまま蓮華王院に寄進されたことも考えられる。」と述べている。政所のこの時代における歴史的性格については、なお究明の余地が残るとしても、結論的にいって、まず従うべき意見であるように思われる。

「奉免」の形式は、保安二年（一一二一）十二月からは「検田所奉免」あるいは「内検所奉免」の形になり、今までの政所に代わって、新しく「公文（くもん）」が現われてくる。検田所あるいは内検所の名も平治元年（一一五九）以降はさらに「実検所」と名称を改める。実検所の名による奉免状は現在平治元年（一一五九）十一月と、永暦元年（一一六〇）十二月、応保二年（一一六二）閏二月、同三年（一一六三）四月の、合わせて四通残っている。平治元年の奉免状はなんらかの理由によって永久二年（一一一四）以来の慣例を破って、かつて行なわれた郡司の署判をもって出されているが、永暦元年以降の三通は再び公文の署判にかえっている。そしてこの三通の奉免状に「公文僧」としてそれぞれ署判を加えている人物は、その花押の同じであることから三通とも明らかに同一人物である。そしてまた、さきに述べた安元二年（一一七六）二月の武雄社僧覚俊の解状と、同年三月十日の武雄社本司藤原貞門の解状との奥に署判を連ねている長島荘の「惣公文僧」の花押は、両者同じであるが同時にまた前記三通の奉免状の公文僧の花押とも同じである。すなわち、少なくとも永暦元年から応保三年（長寛元年）まで実検所の公文であったこの署判者は、安元二年には長島荘の惣公文として現われているのである。さきに、武雄社の年間上分米が貢進

の形から奉免の形に変わり、郡司の名が消えて政所がこれに代わる時点をもって、「長島荘の前段階的な権門領の成立時点と考え得るのではないか。そしてこの権門領が蓮華王院に寄進されたのではないか。」という見解を紹介して、一応従うべき意見であろうと述べたが、さらに敷衍（ふえん）すれば、この権門領は、少なくとも永暦元年十二月には後白河上皇の管領下に置かれた荘園的所領となっていたのではあるまいか。あるいはこのころすでに「長島荘」と称していたかも知れない。それが長寛二年（一一六四）十二月、蓮華王院の造立とともに、やがてこれに寄せられて蓮華王院領長島荘となったのであろうと思われる。

永暦元年の前の年は平治元年であって、有名な平治の乱のあったのはその十二月である。翌平治二年は正月十日に改元されて永暦元年となる。戦いに勝った平清盛は後白河上皇に接近しつつ戦後の新情勢をリードして行くのであるが、兵乱とその終熄に基づく新しい情勢の展開は、中央ばかりではなく肥前にも見られた。あとで述べるが、肥前では平治元年の冬のころ、中央の兵乱と相前後して、日向太郎通良という者が叛乱を起した。通良一族は、当時肥前における最も有力な土着豪族であったと考えられる。上皇の命を受けた清盛は同族の平家貞を派遣し、年を越えて永暦元年の四月に乱はようやく鎮定されたが、この乱が清盛の手によって鎮定されたこと、あるいはまた、これもあとで述べるが、仁安二年（一一六七）には清盛は杵島郡内に大功田を与えられたこと、などを通じて、平氏の肥前における影響力の強くなっていったであろうことが想察される。

(二)　長島庄の地域

初めにも述べたように、成立当初のころの長島庄の範囲については、これを示す史料は今日残っていないが、鎌倉時代にはいって橘氏がこの地の総地頭として入部してから以後は、その関係文書によってある程度それを明らかにすることができる。

まず、小鹿島文書のうち、正安三年（一三〇一）七月十二日付けで鎌倉幕府から出した下知状中に次のような記載がある。

「当庄（長島庄）は本主公蓮（橘公業）の遺領なり。一庄を分けて上下と為し、上方を以て上村と号し、下方を以て下村と号す。而して上村を以ては余一公員法師法名公阿にゆずり、下村を以ては後家にゆずるところなり。上村にはすなわち河上・大崎・大渡以下の村あり。下村また志保江・牛島・中□などの村あり。上下はこれ惣名なり。一村の名にあらず。」

長島庄は上下に二分して上村と下村といい、上村のうちには河上・大崎・大渡その他の村々が含まれており、下村のなかには志保江、牛島・中□などの村々がある、といっているのである。すなわちこれらの村の地域が現在と比べて著しい相違は無いものとすれば、上村に属する河上とは現在の中野北方の川上であり、大崎は上滝北方の大崎、大渡はやや東方に離れた大町西南方の大渡であろう。下村に属する志保江・牛島・中□は、潮見川が北に流れて永島と片白のほぼ中間の地帯で二重に大きく屈曲するあたりであろう。元禄十年の絵図にはこのあたりに渋江・牛島・中村の三村の名が見える。志保江はあるいは潮見の訛であるかも知れぬがおそらくこの渋江であり、中□の□の部分は字が欠損していて不明であるがおそらく村であり、したがって中村であろう。その

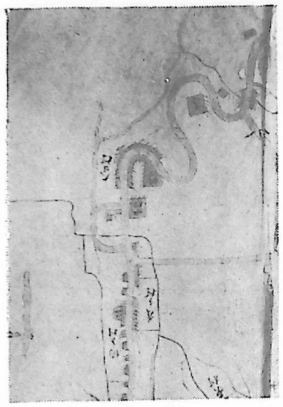

大日・納手地区の古地図（江戸時代）中村・渋江・牛島の所在も示されている



大日・納手地区の空中写真

ほかこのころの諸文書によって長島庄に属する村々の名を拾えば、今の武雄市の中心部に当たる武雄、墓（塚）崎、富岡をはじめとして花島・長島。杵島山の西麓に沿って楢崎、東福寺、釈迦寺から、北麓に回って橋下医王寺さらに東方に互って大渡・木佐木・永池などの名が見える。以上のように武雄盆地からさらに東に伸びる平野部を中心として北は皮（川）古中山の山間地方から西は今の山内町に及び、西南は宇土手から高瀬・矢筈・内田などの山地帯までも含む広い地域に長島庄は成立したのである。正応五年（一二九二）八月の河上宮造営用途支配惣田数注文[10]によれば、この庄は当時肥前における諸庄園のうち神埼庄に次いで最も広い地積を占め、千五百十七丁と書き出されている。蓮華王院にとっては重要な庄園の一つであったであろう。

四　後藤氏

(一)　後藤氏の発祥

後藤氏は、同家の系図や家譜によれば、藤原鎌足の後裔で武将として名を知られた鎮守府将軍藤原利仁七世の孫である章明に始まると伝えている。家の名を後藤と称するようになったのは、章明の祖父公則が肥後守に任ぜられたので、公則の子（章明の父）則経が、その任地の名肥後の後と、氏の名藤原の藤とを合わせて後藤と称したのであるという。

章明は異本には則明、また憲明とも書いており、『尊卑分脈』の一本には範明ともしるしている。章明以下、平安時代から鎌倉時代の初めころに至るまでの系図は次のようになっている。

後藤章明――資茂――助明――宗明――清明
　　公明
　　信明

『尊卑分脈』にも清明までを収めているが、章明と資茂を別名で載せているほかには、世系排行などには異なった点はない。

系図に、章明は河内国坂戸（さかど）荘の地頭であったと註し、また坂戸判官と称したとも註している。尊卑分脈にも、「坂戸判官と号す。河内国坂戸の住人なり。出生の坂戸を以て本領と為す。」としるしている。章明は坂戸で生まれ、坂戸を本領としてここに住んでいた、というのである。また家譜には、章明の弟時家は坂戸大監物と称した、とあり、また尊卑分脈には、章明の父則経の弟で、出家して法名を忠念と称した人物に註書して、「河内国の住人、坂戸禅師と号す。」といっている。同じく則経の兄公員の跡を継いだ康季という者は、尊卑分脈に註するところによれば、実父は忠念であって、河内国の坂戸に住んでいた、といい、家譜にはこの康季を坂戸太郎と記している。

一つ一つの記載内容の真偽のほどはともかくとして、以上の諸伝は、少なくとも章明一族が坂戸という土地と何か深い結び付きのあったらしいことを思わせる。家の系図や尊卑分脈によれば、章明の祖父公則は肥後その他諸国の守に歴任しているが、また河内守にも任ぜられており、その子則経―すなわち章明の父もまた河内守となっている。国司が在任中にその任国と親縁関係を結び、あるいは任が満ちても続いてその国に土着する傾向は、平安時代の中ごろ以降各地に見られた現象であって、肥前国でも十一世期前半期における前国司源氏や、十二世中ごろにおける同じく大江氏などにその例が見られる。後藤氏についても父祖二代にわたって河内守を歴任し、父則経の時代には同国坂戸を本拠とする土着豪族化していたのではあるまいかと考えられる。

河内国の坂戸という土地については、『和名類聚抄』に古市郡、尺度郷とあり、また、同郡内西琳寺に伝えられ



住吉城跡

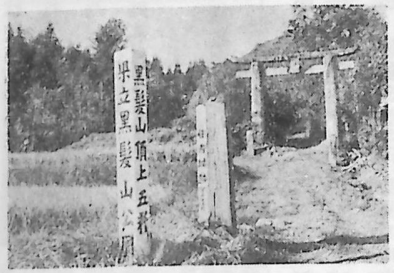

住吉城跡登り口

た弘安四年（一二八一）五月の太政官符によれば、同寺の寺域の西に尺度荘があり、根本法華堂領であったことが知られる。坂戸とは、この尺度（さかと）郷―のちの尺度荘であったと思われるが、ここを本領の地とした章明およびその子資茂が、なぜ塚崎に所領所職を与えられ、やがてここに移り住むようになったのか、それを知ることのできる確かな史料は何も残っていない。家譜の類には、初代章明が累年の功労を以て肥前国塚崎の総地頭になった。」といい、あるいは同様にして「塚崎荘の地頭に補せらる。」といっているが、いずれも後世の事実によって遡及的に書かれたものであって、確かな史料に基づく記載であるとは考えられない。

同じく家譜や系図によれば、二代資茂は源義家や同為義に従って所々の戦いに軍功をたてたが、元永年中（一一一八―一一二〇）はじめて塚崎に下向してしばらく富岡村米守名の温里におり、やがて御船山の舳岳の北麓に城を築いてここに移ったと伝える。資茂についてはそのほか、塚崎下向の時に日吉山王と祇園の神霊を鎧の両袖に奉じて持ってきて、山王の神霊を居城の戌亥に当たる西山村岩次名に祭り、祇園の神霊を鬼門にあたる小楠村岩富名に祭ったと伝え、また、御船山北麓に築城の時には、それまでそこにあった武雄神社を現在の位置に移してそのあとに築城した、とも伝える。また資茂は後藤家の三種と称された信国の刀と尉の面と蟬の絵を持参したともいわれていて、塚崎における後藤氏の始祖というにふさわしいいくつかの伝承を持って

いるが、その史実性を究明すべき史料はない。

三代助明は、武雄地方では昔から有名な黒髪山の大蛇退治の伝説とともに伝えられている。黒髪山に住みついて村里をなやましていた妖蛇を鎮西八郎為朝に協力して退治したというのである。『歴代鎮西要略』には、

「このころ肥前の国黒髪山の池中に一巨蛇ありて人をなやませり。為朝これを射殺す。時に盲あり。小劔を振ってこれをほふり斬る。世に云う梅堅の座頭なり。」

とあって助明のことは出てこないが、『後藤家戦功記』や、ことに『藤山考略』には詳細に助明の働きを述べ、なお、「その後、黒髪山の前峯に城を構築して別拠とした。これが住吉城であり、また黒髪山城とも称した。」といっている。しかし、大蛇退治の伝説は梅野の座頭が小刀を帯したことの起源説話とはなんらかの関係があるらしいが、本来助明とは無関係な伝説であったと考えられる。助明の大蛇退治の詳細な活躍談はおそらく藤山考略の著者あたりの創作に過ぎないであろうと思われるが、後藤氏が三代助明の時代に住吉黒髪方面にその勢力圏を広げた、という歴史的事実に関するなんらかの伝承があって、その伝承を大蛇退治物語に投影させたもの、と考えれば、いちがいに否定し去り得ないものを含んでいるかも知れない。

(二) 武雄来住

後藤氏は、以上に述べてきたところによってもわかるように、初代章明から三代助明に至るまでの間は、それぞれの事蹟なり活躍なりはもちろんのこと、厳密にいえばその実在さえもこれを確かに裏づける史料は今日残っていない。ことに二代資茂と三代助明とが、武雄と関連づけて伝えられている諸伝承は、全く物語的要素に満ちていて、これらをそのままに史実と認めることは困難であろう。実在なり、その若干の事蹟なりが史料的に確認できるのは四代宗明からである。

伊万里文書の建保六年（一二一八）八月日付けの源披（ひらく）所領譲状案に次のような一節がある。

「（前略）ただし伊万里浦においては、去る治承年中のころを以て、本弁済司公文二郎大夫真高、披の舅 知行の間、かの浦寄作人なきに依り、荒廃の地となり、辞退せしめおわんぬ。ここに墓埼の地頭宗明、前肥前守殿ならびに実検使山城介久包奉行の時より、下文等をたまわり、知行せしむるの日、披（ひらく）、真高の聟たるのあいだ、相論を致すに依り、宗明調度の文証を相副え、辞退せしめおわんぬ。」

すなわち、これによれば、伊万里浦は治承年中のころ（一一七七―一一八一）、本弁済司公文二郎大夫真高という者が知行していたが、耕作人がないために荒廃地となったので知行を辞退した。ところがその後、墓崎の地頭宗明が、前肥前守殿や実検使山城介久包が奉行しておられた時から、下文などを貰ってそのあとを知行していたので、披（すなわち自分）は真高の聟であるから、その知行権を取り返えそうと相論をしたために、宗明は知行に関する証文などを添えて伊万里浦の知行を辞退してきた、というのである。

ここにいう「墓崎の地頭宗明」とは明らかに墓崎の後藤宗明であって、北方町橋下医王寺の歓喜寺薬師如来像の背面に、





北方町橋下医王寺、歓喜寺薬師如来像 とその後背造像銘

「長島荘　医王寺
藤原宗明并藤原氏」

とある承安二年（一一七二）十月の造像銘とともに、宗明の実在を示す貴重な史料である。ちなみに、この銘文にいう藤原氏とは宗明の妻を指している。宗明の夫人は氏の名藤原を称する家の出身であったのであ

る。

宗明の正確な生存年代は不明であるが、以上の二つの史料によって、承安二年（一一七二）には橋下歓喜寺の薬師如来像を願主となって造立し、治承年間以後（一一七七以後）のある時期にはしばらく伊万里浦を領していたことは事実である。源頼朝が全国に守護地頭を置く勅許を得たのは文治元年（一一八五）であるから、宗明はおそらく引き続き存命して、前に掲げた源披の譲状の中にもいっているように、墓崎の地頭職に補任せられたのであろうと思われる。『後藤家戦功記』や『藤山考略』などには、宗明は武雄社神主守門らとともに志を鎌倉に通じ、源頼朝の代官弟範頼の軍に属して軍忠をぬきんでた。文治二年には勅使と鎌倉の使節天野遠景らが墓崎にきて武雄社に参拝し、宗明はその接遇にあたったことが色々書いてあるが確証はない。

後に述べるように、墓（塚）崎という土地は本来どこであったのか。どれだけの地域を占めていたのか。史料が乏しいためにこれをはっきりつかむことは困難である。しかし平安時代の後期、後藤氏がここを根拠として歴史の上に現われてくるようになったころのつかさきは、まだ後世の武雄町域の一部を占めた一村落であったと考えられる。ずっと時代がくだって鎌倉時代の終わりに近くなったころでも、まだ長島荘内のつかさき村であったのである。

そのつかさきの村落を根拠とした後藤氏が、四代宗明の世になると、東に数キロメートル離れた橋下医王寺の寺院に仏像造立の願主となったり、あるいは西北方遠くへだたった伊万里浦を所領としたりするほどの発展を見せているのであるが、たんなる墓崎村の範囲を出ない一村落内の土豪であったならば、遠く伊万里の領有には飛躍がありすぎるであろう。伊万里領有にまでも手を伸ばし得るに至る中間的な発展の段階が当然あったはずであって、その中間的段階が二代資茂、三代助明の時代に築かれたとすれば、助明の大蛇退治の伝説には、そのような歴史事実の投影があるのではないかと見ることもできよう。後藤氏がある時期に住吉、宮野方面に勢力圏を拡げたことは、後世の史実によって明らかであるが、そうした勢力圏の拡大には当然それに伴う近隣諸勢力との間の大なり小

なりの抗争、抵抗があったにちがいないのである。

系図や家譜によれば、宗明のあとは嫡子清明が嗣ぎ、その二人の弟公明は西山を領し、信明は富岡を領したという。助明、宗明の時代を通じて後藤氏の所領所職は拡大を続け、拡大した所領の上に庶家がしだいに分立して行く方向をたどったのである。系譜によれば、更に清明の庶子共明は八並後藤氏を興し、七代政明の庶子定明は中野後藤氏の祖となったと伝える。後藤氏の発展と、「つかさき」を地名とする地域の拡大とは、相表裏して進んだと考えられる。

後藤氏は四代とせられている宗明以来、幕府の御家人となり塚崎の地頭であったが、またその以前から、長島庄の成立にともなって、その庄官としての立場を持つようになっていたのではないかと思われる。安元二年（一一七六）二月、僧覚俊という者が長島庄内の荒田開発について庄の裁定を願い出た文書[11]の奥に、「御外題の旨に任せ、直人等これに加署す」として、

公文僧　（花押）
別当藤原朝臣　（花押）
別当橘朝臣　（花押）
惣公文僧　（花押）

以上の四人の庄官が署判を加えており、また同年三月十日付で武雄社本司藤原貞門が庄方へ差し出した解状の奥にも、別当藤原朝臣と別当橘朝臣の署判があるが、両文書における藤原朝臣と橘朝臣とは、それぞれ花押の同一であることから同一人物であることがわかる。

ところで、さきに述べたが、橋下医王寺の歓喜寺にある薬師如来像の後背銘に次のようにしるされている。

長島庄　医王寺

藤原宗明　並　藤原氏
橘　宗友　並　平　氏
承安二年十月　日
勧進僧静覚

右の藤原宗明はさきに述べたとおり塚崎の後藤宗明であると推定せられるが、この宗明と橘宗友との二組の夫妻は共同して薬師像造立の本願主となっていること、宗明と宗友は宗という通字を名前に持っていること、などからなんらかの親縁関係にあったことを推測させるのである。ここで更にやや大胆な推測を下せば、この薬師像後背銘の藤原宗明と橘宗友は、前掲安元二年の二文書の奥に署判を加えている別当藤原朝臣、同橘朝臣とそれぞれ同一人物ではないであろうか。後背銘の承安二年と文書の年紀安元二年とはわずかに四か年をへだてているだけである。この近接した時期に、同じ長島庄内に在地していたと考えられるこの二組の人物を、同じ人物ではあるまいかと推測するのは、必ずしも無理なことではないように思われる。もしこの推測が誤っていなければ、後藤宗明は長島庄の別当と称する庄官としての立場を有し、のち、鎌倉幕府の開創せられるとともにやがて地頭職に補任せられたのであろう。

少し時代が下るが、応長元年（一三一一）七月、後藤幸明（浄日）と甥秀明父子とが塚崎村の地頭職相続について争った時、これを裁決した鎮西探題の下知状[12]の中に、秀明の母妙性を「公文代妙性」と称している箇所がある。妙性は幸明の先代氏明の弟長明の娘であり、幸明の弟宗明の妻となって秀明を生んでいる。彼女が公文代と称していることからみれば、その夫かあるいは一族の中に公文―つまりこの場合長島庄の庄官公文であった者が存在したことを推測させる。公文にしても公文代にしても、後藤氏の一族中にはこの時代にも長島庄の庄官職を帯びる者がいたのである。

五　日向太郎通良の反乱

(一)　反乱の概要

中央で平治の乱が起ったころ、肥前国では日向太郎通良という者が一族とともに反乱を起した。この反乱事件の内容をやや詳細に伝えているほとんど唯一の史料は『源平盛衰記』であるが、『百錬抄』にも事件の事後処置に関する若干の記載があるし、はるかに後世の編さん物ではあるが『歴代鎮西要略』もこの事件についてかなりの字数を費やしている。この三つの書物にはそれぞれ次のように述べられている。

『源平盛衰記』巻二、日向太郎通良懸首事

「平治元年のころ、肥前国の住人日向太郎通良、野心をさしはさみて朝威を傾けんとする聞こえありしかば、追討すべきの由、清盛朝臣に仰せ下さる。勅命をこうむりて筑後守家貞を召して申し合わせ、家貞宰府に下向して、通良が城に押し寄せて度々の合戦に及ぶ、城もくつきようの城なり。主も勇者なりければ、たやすく落ちざりけれども、月をへだて日を重ねては、官軍は雲の如くに集りければ、賊徒は霧の如くに散りけり。永暦元年四月、通良以下の党類三百三十五人討ち取るの由、家貞が許より交名を註して申し上げたれば、清盛朝臣事の由を奏聞す。同じき五月十五日、鳥羽殿に御幸あり。通良ならびに子息通秀親良以下の首七ッ、御桟敷の前を渡されて御覧あり。家貞馬上にて名謁す。ことの体ゆゆしくぞ見えける。（中略）七条川原にて検非違使、通良等が首をうけ取りて、大路を渡して、獄門の木にかけられけり。」

『百錬抄』七巻、二条天皇の条には、

「永暦元年五月十五日、鎮西の賊主通良等従類七人の首、京師に伝う、上皇御桟敷において御見物あり。」

また、『歴代鎮西要略』巻の二には、

「平治二年（中略）肥前の国の住人日向太郎通良、源氏の縁を以て平家に従わず、ついに城郭を構う。清盛勅を奉じて追討使を下す。使節は筑後守平家貞（家貞は平氏の族なり）なり。太宰府に下向し、筑後の兵を率いて肥前国に発向す。通良の一族等と数日防戦を遂げて家貞勝に乗ず。四月中旬、筑後守家貞肥前の合戦に打ち勝つて、日向太郎通良及び通秀（多比良氏）親良以下宗徒の者七人、従兵三百二十五人を斬獲し、以て首を帝都に送る。ここにおいて鎮西ことごとく平家清盛に付き従う。」

以上の諸書の物語るところによると、平治のころ肥前の国の住人日向太郎通良と称するものが反乱を起した。朝廷は平清盛にその鎮圧を命じ、清盛は股肱の臣筑後守家貞という者を派遣して反徒の平定にあたらせた。家貞は九州に下向し、数か月にわたる戦いののち、永暦元年（平治二年）四月ようやくこれを討伐して、通良などおもだった者の首をたずさえて京に帰った。五月十五日、後白河上皇は鳥羽殿に幸してこれらの首を御覧の後、首は、獄門にかけられた。というのである。しかし、『源平盛衰記』と『百錬抄』は、鎌倉時代の中期ないし末期の編著であり、ことに後者の記事は前者のそれの後半を取って文を成している形跡があるし、鎮西要略の記事には他に見られない二、三の記載、編者の私見らしいものを交えてはいるが、だいたいにおいて盛衰記の文によったものと思われる。したがってこれらの史料だけではこの事件の史実性をにわかに断定しがたいのであるが、『公卿補任』の六条天皇仁安三年の条に、平清盛の弟、参議正四位下平教盛が、永暦元年六月三日に従四位上に叙せられたが、それは、兄清盛が肥前国の住人通能を追討した恩賞としてである旨を注記している。能は良との通音から来た異記であって、通能すなわち日向通良であろう。また、同書二条天皇永暦元年の条には、平清盛がこの年の六月二十日に位を二階級進められて正三位に叙せられたことを記しているが、盛衰記はこれを、「勲功の賞に依って、忽ちに越階す。」つまり二階級特進したのだと述べている。

『公卿補任』に見られるこれらの記載は、事件の具体的な内容はともかくとして、事件そのものの事実であったことを証拠立てるにじゅうぶんであろうが、更に次の文書はこの事をいっそう確実に物語っているものと考えられる。

もと後藤家に伝来した文書の中に藤原太子という者の解状一通(13)がある。

「藤原太子解　申請　御舘御裁事
請被殊蒙　鴻恩、任次第証文理、裁定、肥前国杵島北郷大町宮御領福面村田畠子細状、
副進
本公験　伍通
沽券　壱通」

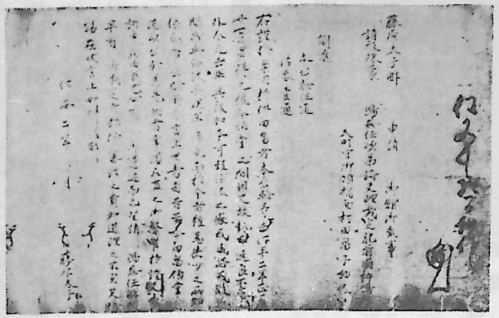

藤原太子解状

という書出しで始まって、その本文に次のように述べている。

「右、案内を検するに、件の田畠においては、本公験等、去る仁平二年（一一五二）正月廿七日買得の後、領掌せしむるの間、親父故執印通良、不慮の外、死去せしめおわんぬ。その後、本の如く沙汰致す可きのところ、或いは恐れを成し、或いは悲しみを致すの間、この沙汰を忘れ、年序を送るところなり。しかるに今においては狭少の所知たりといえども、公験を帯ばしむるに依り、言上せしむる所なり。てえれば昔より今に至り、田畠領掌の道は公験を以て先と為す。然らば幸い正直の御務に遇い、証文を持ちながら、なんぞ此の由を訴え申さざらんや。もっとも御還迹あるべきのみ。望むらくは鴻恩を請い、解状に任せ、早く御裁定あらば、いよいよ憲法の貴きを仰ぎ、道理の空しからざるを知らん。仍って在状を勒し、言上件の如し。謹みて解す。

仁安二年四月　日　藤原太子」

太子というのは、「おういこ」と読み、当時一般に長女の指称であり、藤原太子とは藤原氏の長女を意味し、生家が藤原氏を称する者であったのである。その女性が、仁平二年正月以来、家で買い受けて領知していた杵島北郷福面村(母)

の田畠を再び以前のように領知させてほしいと願い出たものであるが、文面によれば、この女性の父親は大町宮の執印職を所職として持っていた藤原通良と名のる人物であったこと、その通良は仁安二年（一一六七）をあまり隔たらない過去に不慮のできごとによって死んだこと、この娘はその後この田畠を前のように領知したかったが悲しみのために、あるいは恐れはばかるところがあって、その由を申し出なかったこと、などがわかる。

これらのことと、あとに述べる後藤家文書や嬉野氏系図、白石氏系図によって日向太郎通良一族が杵島地方に縁故のあるらしいことなどから、この文書の藤原通良を一一六〇年に反乱を起して敗死した日向太郎通良にあてるのは無理な推定ではあるまい。

なお、武雄神社文書中には、一二一〇年代から一二二〇年代の初めにかけてのころのものと推定される次のような関東御教書がある。

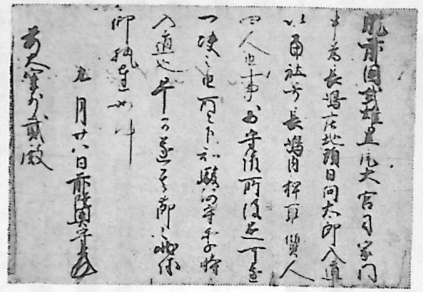

関東御教書

「肥前国武雄黒尾大宮司家門申す、長島庄地頭日向太郎入道と為して、当社を以て長島の内と号し、質人四人を押し取る由のこと、守護所において彼是れ一決を遂く可きの由、駿河守季時入道に下知せしむるところ也。早くその節を遂ぐべきの状、仰せに依り執達くだんの如し。

九月廿八日　　前陸奥守（花押）

前大宰少弐殿」

文中に駿河守季時入道とあるのは、橘公業の入部前に長島庄の惣地頭であった中原季時。差出書きの前陸奥守とは鎌倉幕府の執権北條義時であり、あて書きの前大宰少弐は鎮西奉行で肥前の守護を兼ねていた武藤資頼である。

右の文書によると、このころ杵島の長島庄の地頭に日向太郎入道という者の居

たことが知られるが、この日向太郎入道とは後に掲げる嬉野系図一本の注記などともあわせ考えて、やはり通良と親縁関係にある者と判断してさしつかえないであろう。

(二)　日向太郎通良

以上述べたところによって、この事件の史実性については一応疑いないところであるが、事件の中心人物である日向太郎通良がどんな人物であったか、系譜的にも、あるいはその他の属性についても、詳らかでないし、また反乱を起した場所やその波及した地域についてもただ肥前というだけでほとんど不明である。

嬉野白石系図の一本によれば、嬉野氏は御堂関白の名をもって知られている藤原道長三世の孫幸信の子孫であるとされているが、今、その中の関係箇所を示せば次のとおりである。

- 幸信　新中納言　日向守此時
  - 通信　始而執弓箭　日向太郎、依軍功、賞賜肥前
    - 通良　国神埼郡坂本庄、初而下肥前
    - 幸通　肥前権守、大治年中賜肥前国養父郡綾部庄大進房之跡初而下向、小浜、西郷、綾部、藤木、土井等之先祖
      - 通弘　小浜太郎　高来郡小浜住
        - 通益　白石五郎、頼経将軍之御時、以御敎書、杵島郡白石郷之内給仍名字号白石
      - 幸房　綾部肥前守
      - 通経　藤木
      - 通秀　西郷次郎　彼杵郡諫早住

○暦代鎮西要略の注記には多比良氏とあり

右によれば、通良は父通信が日向守であったことから、日向太郎と称したもののようで、なんらかの軍功によって、神埼郡坂本庄を与えられて肥前に下向したという。またその弟幸通は肥前権守を称し、大治年中（一一二六―一一三〇）に養父郡綾部庄大進房跡を得て下向し、その子孫は小浜・綾部・藤木・西郷・白石などの各家を立てたともいう。

ところが別本嬉野白石系図には次のように伝えられている。

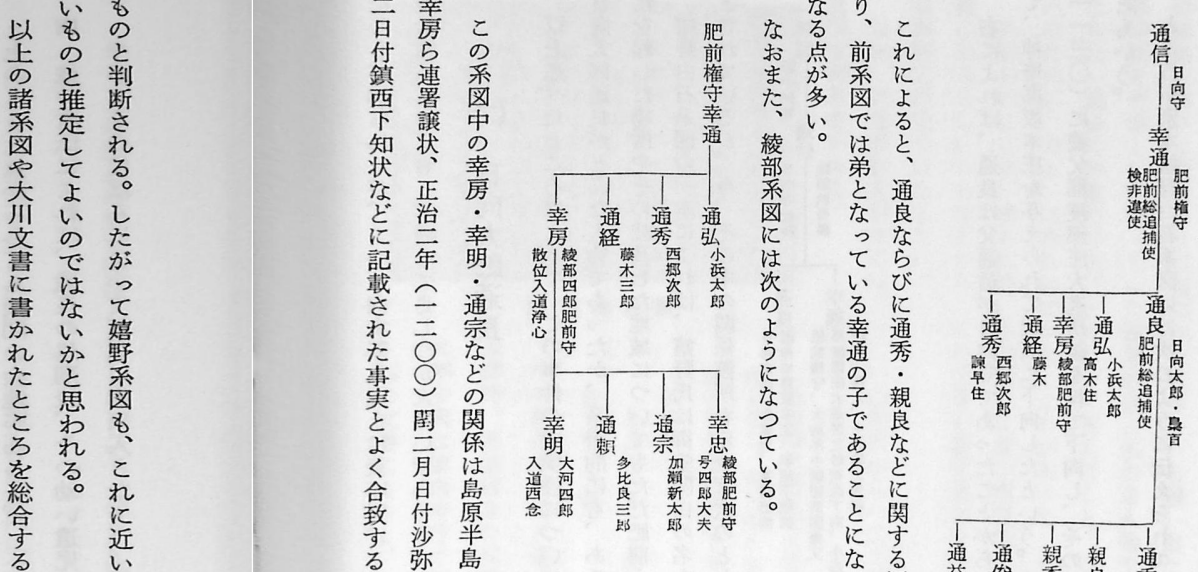

これによると、通良ならびに通秀・親良などに関する源平盛衰記の所伝は記されているが、通良は通信の孫であり、前系図では弟となっている幸通の子であることになっているほか、前系図とはかなり排行その他においては異なる点が多い。

なおまた、綾部系図には次のようになつている。

この系図中の幸房・幸明・通宗などの関係は島原半島の大川文書所収、文治二年（一一八六）四月廿九日付藤原幸房ら連署譲状、正治二年（一二〇〇）閏二月日付沙弥浄心（幸房）ら連署譲状、仁治二年（一二四一）八月二十二日付鎮西下知状などに記載された事実とよく合致することから、この綾部系図はかなり確かな根拠によっているものと判断される。したがって嬉野系図も、これに近い前者の方が、排行関係などにおいて、後者よりも事実に近いものと推定してよいのではないかと思われる。

以上の諸系図や大川文書に書かれたところを総合すると、通良は藤原氏の裔であって、父あるいは祖父通信は日向守、弟あるいは父幸通は肥前権守を称し、その一族は肥前の中東部から島原半島へかけて有明海沿いの地帯に所領所職を持った豪族であった。そしてまた通良ならびにその裔は、武雄神社文書や、武雄後藤文書によって、杵島地方に親縁関係があったことが推定できるし、幸通の子孫は主として島原半島方面に勢力を広めていたことがわかる。大宰府々官や肥前国衙の在庁官人には藤原氏を称する者が多いが、あるいはこの家はそれらの在庁官から出た家であったかもしれない。従来この家の出自を肥前佐嘉郡の高木氏や、日向花木氏に求める説などもあるが明証はない。

㈢　反乱を起した地域

反乱を起した地域については、東部肥前の綾部であるとする説、中部杵島郡白石付近であろうとする説、あるいは島原半島多比良に求めようとする説などがある。前に掲げた嬉野系図一本中の通良の注記に、通良が軍功によって、「神埼郡坂本庄を賜って下向した」と書かれていることになんらかのよりどころがあるとすれば、この坂本から綾部にわたる一帯の地を反乱を起した根拠地であったと考えることもできよう。しかし、これらの諸説には要するに前に掲げた諸系図の注記などによる以上の確証はない。厳密にいえばなんらかの新史料の発見による今後の研究にまつほかはないのであるが、現段階においては、次に述べるような理由に基づいて、通良叛乱の根拠となった地点をしいて求めるならば、杵島地方のどこかであったのではあるまいか、と推測することに、より妥当性を覚えるのである。

一　前に引いた藤原太子解の中にいっている不慮の死を遂げた「親父執印通良」とは、日向太郎通良であろうと推定せられるが、解文によれば、この通良は杵島北郷大町の大町宮の社領となっていた福面（ふくも）村の田畠を仁平二年（一一五二）正月に買得しているし、また彼は大町宮の執印職を所職の一つとして持っていたと判断される。また、通良の娘藤原太子（おおいこ）は少なくともこの解状を差し出した仁安二年（一一六七）のころは杵島地方に住んでいたと推測せられる。

二　同じく前に引いた武雄黒尾両社大宮司家門の申状によって、貞応初年（一二二二）前後のころ、長島庄内に日向太郎入道という者が地頭としていたことがわかるが、その称呼から推しておそらく日向太郎通良と親縁関係にあった者と考えられる。『武雄社本紀』にはこれを橘氏としているが、前にも述べたとおり、橘氏を称する家がすでに平安末にはこの地方に存在したことは事実であるけれども、長島庄の地頭としての橘氏の祖公業がはじめて入部したのは貞応のころより十数年の後である。本紀の著作者がこれを橘氏としたのは別に確かな徴証があってのことではなく、「長島庄地頭日向太郎入道」とあるところから、公業系橘氏と誤って判断したためであろう。

三　前掲した嬉野白石系図の一本に、通良の弟幸通は、「大治年中（一一三〇頃）養父郡綾部庄内の大進房の跡を与えられて初めてそこに下向してきた。そして綾部、藤ノ木などを初め島原半島の小浜・西郷ら諸家の祖となった」と記しており、幸通の一子幸房は綾部を領して綾部氏を称し、孫幸忠に伝えているが、こうした伝承関係は島原の大川文書中の数通によって証拠立てることができる。通良が綾部に拠って叛したという説には以上のような点からしても疑問の余地があろう。

四　他の所伝によれば、通良の処刑後、その幼い遺児は武雄社の神主や塚崎の後藤氏らの庇護を受けて成長し、やがてその推ばんによって頼朝の御家人となった。綾部氏の祖通俊や白石嬉野氏の祖通益らがそれであるという。この伝えの史実性はともかくとして、通良一族と杵島地方とのなんらかの所縁に由来する伝承でもあろうか。

そのほかなお推測を加えれば、平清盛が杵島郡内に大功田を与えられたのは、通良の叛乱後八年を経た仁安二年であったが、通良を討伐したのは清盛の手によってであったことと、清盛が大功田を杵島郡に与えられたことは、あるいは相関関係があったのかも知れない。

いずれにしても、通良の事件は当時の肥前にとっては大きいできごとであったにかかわらず、これを的確に伝える史料は今日残っていないのである。

次に、通良反乱の理由はなんであったか。源平盛衰記は「野心をさしはさみて朝威を傾けん」としたと書いており、鎮西要略には「源氏の縁を以て平家に従わず。」と述べている。

通良が反乱を起したのは、盛衰記にただ、「平治のころ」とあるだけであるが、翌二年（永暦元年）四月に鎮定されたことは確実であるので、大体平治の乱（元年十二月）に前後するころ、むしろそれに先立って起ったものと考えるのが自然であろう。したがってこの時点における彼の反乱を、源氏の側に立った反平氏的行動であるとすることは当を得ないであろう。たとえば、保元年間の薩摩における阿多忠景の反乱、ややおくれて養和年間における肥後の菊池隆直の反乱などと、本質的には同様な、中央への反乱抗争であったと見るべきであると思われる。

保元の乱直前のころ、鎮西八郎の名で知られた源為朝が、九州で暴逆な行為を続けたと伝えられる。その行動の具体性についてはほとんど不明であって、杵島武雄地方にも先に述べたような神話的要素に満ちた伝承を残している。『保元物語』に、「十三のとしの三月の末より、十五のとしの十月まで、大事のいくさをすること二十余度、城を落とすこと数十か所なり。（中略）三年がうちに九国をみな攻め落とし……」云々といっているのには誇張があるとしても、しかし、ついに時の政府が、「朝憲をゆるがせにして鎮西をおびやかし、狼籍もっとも甚だしき」者

として、その逮捕と、彼に協力する者の禁遏を大宰府に命じ、更に彼の父為義を解官したことは事実である。まだ十代にすぎない彼が、どうしてそれほどのことをなし得たのであろうか。問題は彼への協力者たち―というよりはむしろ彼の利用者たち―の存在であり、さらに彼ら協力者たち、利用者たちの行動の背景にあった不安定な在地の情勢であろう。すなわち、律令体制の破たんと庄園体制の展開などの進行していく過程における辺境社会の不安、それに対応する在地領主層の動き、として注目せられるのであるが、通良の反乱事件も、要するにそうした現象との関連において理解すべきであろうと思われる。

六　平氏と肥前および武雄地方

東国関東が早くから源氏の地盤であったのに対して、平氏は西国に関係が深かったといえよう。いま平氏が西国特に九州との結び付きを深めていく機縁となったいくつかのできごとを年代をおって拾ってみる。

元永元年（一一一八）から翌二年にかけて、武雄地方にほど近い藤津においてある事件が起った。当時このあたりは藤津庄と称された京都の仁和寺関係の庄園であったが、現地に派遣されていた庄司平清澄という者がゆえあって庄司の任を解かれ、代わって後任の庄司僧範誉なる者が下向赴任した。ところが範誉の何かと冷酷な仕打ちをうらんだ清澄の子直澄は範誉とその家族らを捕え、郎従数人を斬ったために中央から追捕せられることとなったが、この時追捕の宣旨を受けたのは平正盛であった。正盛は家臣らを派遣して直澄を討たせ、元永二年十二月、直澄の首とその縁故者数人の者が京に連れてこられた。源師時の日記『長秋記』同年同月二十七日の条にはこのことについて次のように記されている。

「今日、仁和寺寛助僧正の藤津の庄司平清澄の男直澄の首入洛す云々。仍つて密々七条坊門の河原において見物す。申の刻、首

渡る。梓に付け赤き比礼を付く。其の名を平直澄と云う。次に降人三人。源常弘五位、ならびに一男某丸、くだんの二人は縛せらる。但し騎馬なり。一人字は紀の権の守、直澄の妻の父なりと云々。常弘父子は住所に直澄を隠し居きし故なりと云々。随兵百人、多くは是れ西海南海の名士なり。……後聞、正盛一階を叙せらると云々。」

正盛はこの追捕の功によって位一階を進められたのである。正盛は清盛の祖父であった。

大治四年（一一二九）から保延元年（一一三五）のころ、正盛の子忠盛は山陽南海の賊を討伐して功を立てたが、またその間、長承二年（一一三三）の秋には彼は鳥羽院の院宣と称し、院領神埼庄を背景として、来航した宋船に対する慣例的な大宰府々官の管掌を拒み、庄としてこれを管理しようとしたこともあった。

忠盛の子清盛は保元三年（一一五八）八月に太宰大弐となり、永暦元年（一一六〇）十二月三十日まで二年数か月在任している。対宋貿易に関心を示しているが、現地には赴任しなかった。その任期中に平治の乱があり、また肥前では既述のとおり日向太郎通良の反乱事件が起った。平治の乱によって清盛の中央政界における発言力は急速に強くなっていくが、日向太郎通良の反乱が清盛の手を通じて討伐せられたことは、平氏と肥前とのかかわり合いを深める方向に作用したであろうと思われる。仁安二年（一一六七）八月、清盛は功労によって杵島郡に大功田を与えられる。『公卿補任』仁安二年の条、前太政大臣従一位平清盛の註書に、

「八月十日官府を賜わり、播磨国印南野、肥前国杵島郡、肥後国御代郡南郷等を以て大功田と為し、子孫に伝えしむ。」

とあって、播磨と肥後における二ヵ所とともに杵島郡を与えられたと述べている。大功田とは、律令制の田令の規定に、

「凡そ功田は、大功は世世に絶えざれ、上功は三世に伝えよ、中功は二世に伝えよ、下功は子に伝えよ。」

とあり、また、

「大功は謀叛以上に非ざらむ、以外は八虐の除名に非ざれば、並びに収らざれ。」

とあるように、国家に対する功労を、大・上・中・下の四段階に分けてそれぞれに相応じた田地を与えたが、特に大功のあった者に与えられた田地を大功田と称して子孫にながく伝えさせ、謀叛以上の罪を犯さない限り没収されることのない定めであった。そしてこの令の規定を実際に適用して、過去および現在の諸功臣の功績と、それらに与えられた功田とをこの四等級に議定類別したのは『続日本紀』によると天平宝字元年（七五七）十二月であった。同書の同年同月壬子（九日）の条には、

「太政官奏して曰く、功をあらわし、命をたまうは聖典の重んずるところ。善をほめ、封を行うは明王のつとむるところなり。我が天下や、乙巳（大化元年）より以来、人々功を立て、各封賞を得。ただ大上中下、令条に載すといえども、功田の記文あるいはその品を落す。いま故に昔今をくらべかんがえて其の品を議し定めしむ。大職藤原の内大臣（鎌足）乙巳の年の功田一百町は大功にして世々絶えざれ。……」

とあって、藤原鎌足の大化改新における功績を大功とし、その功田一百町を大功田として子孫に長く伝えさせることとしたほか、上功三人、中功十人、下功十人を定め、それぞれ与えられた功田を令の規定する世代にまで伝えさせている。その後、天平宝字二年（七五八）八月に藤原仲麻呂に功封三千戸とともに功田一百町が与えられた。これは大功田とは明記されていないが、「永く伝世の賜と為す」とあるので、やはり大功田とみなすべきものであろう。その他、平安初期に道島島足という者の功田を一時大功に准じて世襲させることとしたが、やがてまた旧にもどした例があるほかには、六国史を通じて大功田賜与の例は見当らない。

大功田とは以上のように国家に特別な功労―大功のあった人に与えられるものであったが、その地積は鎌足、仲麻呂の二例、いずれも百町である。清盛に与えられた大功田が、このような先例に従ったとは必ずしも考えられず、同じく長く世々に伝える性質のものであったにしてもその与えられた大功田の地積は以上の二例のごとく一百町とは限らなかったであろう。しかし、その功田の広さは勿論、その場所が杵島郡内のどこであったかということ

も史料がすべていん滅していて、これを明らかにする手がかりは無い。あとで述べるが鎌倉時代の後半期にはいった正応五年（一二九二）の杵島郡内における公領とおもな庄園はだいたい次のとおりであった。

公領　杵島北郷
　　六箇里保
庄園　長島庄
　　太田庄（これには異説があるが一応ここにあげる。）
　　大町庄
　　杵島南郷庄
　　須古庄

右の庄園中、清盛が大功田を与えられる以前にすでに成立していたことが史料的に認められるのは大町庄と太田庄とであり、前に述べたように長島庄もほぼこのころと前後する時期に成立している。またこれも前に少し触れたが、早く天永二年（一一一一）のころに中津庄があり、またおそくとも治承のころ（一一七八ごろ）には杵島庄の存在が知られるが、中津庄と太田庄・および杵島庄と杵島北郷ないし長島庄などとの関係は明らかでない。

功田は庄園を除く公領のうちに与えられたであろうから、前記の公領が仁安二年のころにおいても変化がなかったものとすればそれらの内のどこか、もしくはその成立年代が清盛に大功田が与えられるより前であったことを確認することのできない庄園の存在する地域内のどこかに、与えられたのであろうという以上に、厳密な意味で、その場所を推測する手がかりはないのである。

以上のように、清盛が与えられた大功田が杵島郡内のどこであったか明らかでないが、またその大功田がどのように経営せられ、どのような経過をたどったか、などについてもいっさい不明である。あるいは後白河上皇のため

中世一



清盛が造進した蓮華王院の庄園長島庄との関係も考えられるが、よりどころとなる史料は残っていない。いずれにしても平氏は寿永四年（一一八五）の三月には滅亡した。清盛が大功田を与えられた仁安二年（一一六七）八月から十八カ年余りの後であった。

時代がやや前後するが、清盛が大功田を与えられた年の前年、仁安元年（一一六六）の十月に、清盛の弟頼盛が太宰大弐に任ぜられて現地に赴任し、同三年十一月までその任にあったが佐賀郡安富庄は彼の所領であったもののようである。また『源平盛衰記』や『平家物語』によれば佐賀郡加世庄は同じく清盛の弟教盛の所領であったと伝えている。平氏と肥前とはこのように浅くない関係にあったということができよう。

註（1）原田敏明古稀記念会『国史論叢』所収　（8）『薩藩旧記』所収、権執印文書
（2）武雄神社文書　（9）橘中村文書
（3）河上神社文書　（10）河上神社文書
（4）同　右　（11）武雄神社文書
（5）同　右　（12）後藤家古文書
（6）東京教育大学昭史会『日本歴史論究』所収　（13）清水氏所蔵文書（佐賀市）
（7）東寺文書

中世一



清盛が造進した蓮華王院の庄園長島庄との関係も考えられるが、よりどころとなる史料は残っていない。いずれにしても平氏は寿永四年（一一八五）の三月には滅亡した。清盛が大功田を与えられた仁安二年（一一六七）八月から十八カ年余りの後であった。

時代がやや前後するが、清盛が大功田を与えられた年の前年、仁安元年（一一六六）の十月に、清盛の弟頼盛が太宰大弐に任ぜられて現地に赴任し、同三年十一月までその任にあったが佐賀郡安富庄は彼の所領であったもののようである。また『源平盛衰記』や『平家物語』によれば佐賀郡加世庄は同じく清盛の弟教盛の所領であったと伝えている。平氏と肥前とはこのように浅くない関係にあったということができよう。

註（1）原田敏明古稀記念会『国史論叢』所収　（8）『薩藩旧記』所収、権執印文書
（2）武雄神社文書　（9）橘中村文書
（3）河上神社文書　（10）河上神社文書
（4）同　右　（11）武雄神社文書
（5）同　右　（12）後藤家古文書
（6）東京教育大学昭史会『日本歴史論究』所収　（13）清水氏所蔵文書（佐賀市）
（7）東寺文書

一　武家政権の成立

(一)　平氏の滅亡

平清盛が太政大臣に任ぜられたり、杵島郡に大功田を与えられたりした仁安二年（一一六七）前後のころから約十年間位が、平氏の勢威の最も盛んな時代であった。絶頂をきわめた権威の背後には、しだいに暗いかげが忍びよっていたのである。その陰影の表面に現われた最初のものは、安元三年（一一七七）の鹿ケ谷事件であって、この平氏打倒の謀議には後白河法皇も参画していると伝えられた。かつては清盛を庇護してきた法皇は、このころからしだいに反平氏的な立場を取るようになったのである。

治承三年（一一七九）六月、近衛基實の遺領を受けていた清盛の娘盛子が死去すると、法皇はその所領を没収し、翌七月には重盛が死去したが、法皇はその知行国で子の維盛が相続していた越前国をも没収した。清盛を無視した人事も行なわれた。清盛が軍兵を率いて福原から入京し、関白基房、太政大臣師長以下多数の官を解任するとともに、更に法皇を鳥羽殿に幽閉したのは、この年の十一月であった。

その後は武力を背景にした清盛の独裁政治が行なわれ、翌治承四年二月には幼い安徳天皇の受禅があり、三月には諸寺の反対を押し切って高倉上皇の厳島詣でを強行した。この高倉上皇の厳島社参りの強行は、伝統を固執する延暦・園城・興福などの諸大寺を反平氏の側に連携して立たせることになった。

源頼政が以仁王を奉じて平氏追討の令旨を諸国の源氏に発したのは翌四月のことであり、八月には源頼朝が伊豆に兵をあげ、九月には源義仲が信濃に挙兵した。地方豪族たちの反平氏的な動きも伝えられた。四面楚歌である。治承五年（一一八一）閏二月、平家の暗い運命の予見される中に清盛は死んだ。

清盛の死後、平氏は急速に没落への道をたどり、寿永二年（一一八三）七月、義仲の兵威を避けて京を捨てた平氏は、一路西下して八月の中旬には大宰府にはいった。

しかし、大宰府もまた平氏の安住の地ではなかった。二カ月ののちには豊後の豪族緒方惟義の襲撃を受けてここを出、豊前を経て瀬戸内海を航し、讃岐の屋島に行ってこの地に拠った。ここを根拠として一時は瀬戸内海の制海権を握り、兵庫の福原に進出して京都をうかがう形勢を示したが、義仲を倒した義経などの攻撃を受けて、一の谷に敗れ、屋島を落ち、寿永四年（一一八五）三月、ついに壇の浦で一族を挙げて滅亡した。

(二) 鎌倉幕府の開創と武雄地方

すでに寿永四年の正月に、頼朝は、

「早く鎌倉殿の御家人となり、且つは本所に安堵し、且つは参河守（範頼）の下知に随い、同心合力、朝敵平家を追討すべき事」

という下文を鎮西九国の武士あてに下して彼等の協力を求めるとともに、範頼に与えた消息には、

「かまえてかまえて、筑紫の者共に憎まれぬやうに、ふるまはせ給ふべし。」

と指示して、九州の武士たちに対する適切な所置所遇を要望していた。源氏の側からのこうした働きかけが、当時の肥前の武士たちにどれほど行きわたり得たかは疑問であるにしても、以上のような情勢下に、彼らは意識するとしないとにかかわらず微妙な去就の岐路に立たされたであろう。たとえば、龍造寺家文書の文治二年九月付大宰府庁下文案の中に引かれている鎌倉幕府下文に、

「ここに季家は平家の謀反に属せず、朝威を仰いで忠勤を致しおわんぬ、重実は平家の方人として益々謀反を企つ、すでに重科なり、なかんづく鎌倉殿の見参に入らざるの条、これ即ち心中になお平家逆徒のことを思う故か。」

と述べている。季家は佐賀郡龍造寺の住人で、龍造寺氏の祖となる人物であり、重実は海氏を称する神埼荘の住人である。この東肥前における近接した地域に居住する二人の、土豪のそれぞれに異なった動きを想像することができる。

『平家物語』や『源平盛衰記』などは、肥前では松浦党だけの活躍を伝えているが、その他にも史書や文書に逸せられた多くの土豪、武士たちの動きがあったことはいうまでもあるまい。確証はないが『鎮西要略』によれば、寿永二年十月、豊後の緒方惟義が兵をあげて太宰府の平氏を攻めた時には、肥後の菊池氏や筑後の草野氏らとともに、佐賀郡の高木氏も高良山に会して平家攻撃に加わったといい、同四年二月、源範頼が豊前・筑前の平氏方を討った時には、小城郡牛尾山の別当は衆徒三千を率いてこれに従ったともいう。また同じく肥前の内田宗房は、肥後の鹿子木氏らとともに最初は「平家の責をのがれがたく」平氏に従ったが、やがて源氏に属したといっている。これも確証を欠くが『諫早家系事蹟』は、治承の末、諸国の源氏やその与党が蜂起したころ、高木・龍造寺らの諸氏とともに佐賀郡の国分季永・嘉瀬通宗・養父郡の綾部通俊らは、いち早く源氏の側にたって兵をあげたと述べている。

この政治情勢の大きい変転期に当面して、武雄地方の人々はどのようにこれを受け止め、どう対応していったか、こうしたことを明らかにしうる史料は現在残されていないのであるが、ただ一つ武雄神社に伝来した文書の中に、文治二年三月十日付けで頼朝の袖判のある御教書がある。内容は「今度平氏追討に当って武雄社ではその成功を祈ってくれたそうで殊勝なことである。やがてしかるべき褒賞の取り計らいをし度いと思う。」という頼朝の意向を武雄社の神宮に伝えたものである。元来この地方は、さきにも述べたように、清盛が大功田を杵島郡内に与えられていたことや、長島庄が清盛と関係の深い蓮華王院領の庄園となっていたこと等を通じて、平氏とは決して無縁の地ではなかった。むしろ中部以東を地盤とした源氏よりも、平氏とはより深い縁故につながる土地であったといえ

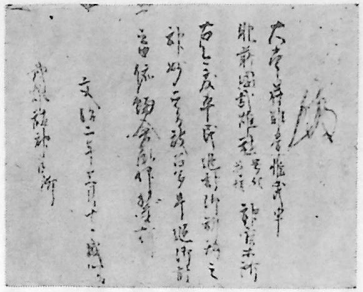

源頼朝御教書

るが、平氏の敗報がしきりに伝えられ、その敗色が濃くなるとともに、武雄社神官らは新勢力源氏のためにその勝利を祈ったのであろう。

以上武雄社の例のほかには、この地方の中小在地勢力の動静を伝える史料は無いが、さきに後藤氏の発祥のところでも触れたとおり、後藤氏の四代とされている宗明は平安末期から鎌倉初期にかけての人物であって、早くから塚崎の地頭であったらしい形跡がある。[1] 佐賀の高木氏や龍造寺氏らがそれぞれ地頭職を与えられたのは文治二年であったが、後藤宗明もほぼそのころ、頼朝から塚崎の地頭職に補任せられたのではあるまいか。『藤山考略』その他の史伝は、宗明が早くから源氏に志を寄せて軍忠を盡くしたことなどを記している。これらの記事をそのままに取り上げることはもちろんできないにしても、あるいは寿永二年の冬、豊後の緒方氏が兵をあげて大宰府の平氏を攻撃したころには、佐賀地域の諸勢力と同様、すでに反平氏的な態度を取っていたのかも知れない。

慈鎮の書いた『愚管抄』に、

「保元々年七月二日、鳥羽院うせさせ給いて後、日本国の乱逆と云うことはおこりて、武者の世になりにけるなり」

といっているのは有名なことばである。確かに、保元元年（一一五六）七月、鳥羽法皇の死とともに始まった保元の乱は、武士階級に政界に進出する契機を与え、続いて四年後に起こった平治乱の勝利によって、武士から出た平清盛は時代の支配者になった。しかしながら、要するにこの二乱は京都で戦われた小規模な局地戦にすぎず、藤原氏に代わって平氏が大臣・大将の地位についたとしても、院にとって代わって平清盛が政治を行なうようになったとしても、山河遙かにへだたった肥前に住んでいる人々のうえに、そうした中央の政変がどれほど実質的な影響を与えたかは疑問であろう。しかし今度のできごとはそれとは違っていた。万乗の天子が、大臣・大将をはじめ多くの

公卿殿上人らとともに、武士のためにみやこを追われて、はるばると筑紫の地まで落ちてきて、すぐ隣の大宰府にはいったというのである。しかもそれもまた二カ月たらずで豊後の武士たちに攻め立てられて四国に避け、二年後には再び西下して九州の地にはいろうとしたがついにはいることもできず、結局東国武士によって壇の浦で討たれ、天子以下、入水あるいは捕えられて、あえなく滅び去ったのである。

この、いわばまのあたりに見聞きした異常なできごとは、この地方の人々の心に大きい影響を与えたことであろう。話にのみ聞いて仰ぎ見ることもできなかった尊貴な人々が、今、目前であずまの武士たちのあらあらしい力によって打ち倒されたのである。人々は痛切に世の移り変わりを感じたことであろう。初めて、この地方の人々にも、実感として体験的に感じ取ることのできた「武者の世」の到来であったのである。

寿永四年（一一八五）は八月に改元されて文治元年となったが、その十一月末、頼朝は所在をくらました義経らの追捕を名目として、全国に守護・地頭を置くことを奏請し、その勅許を得た。鎌倉幕府政権の実質的な成立を意味する。この年の末ごろから翌文治二年の初めごろには、天野遠景が鎮西奉行として派遣せられ、大宰府にはいって九州を統轄する地位についた。

㈢　武雄地方の御家人・地頭

鎌倉幕府が成立し、その政権が確立して行く過程の中で、肥前の国各地の土豪武士たちもしだいに頼朝の御家人に編入せられ、あるいは地頭職を与えられた。文治二年八月における佐賀郡の豪族高木宗家に対する地頭職補任例や、同年九月における同じく佐賀郡の龍造寺季家の補任例など、史料に確認できる最も早い例であるが、武雄地方およびその近隣の地域においても同様な事例はあちこちにあったのである。塚崎の後藤氏については前にも述べたが、次にあげる二、三の例によっても、そのほかにも御家人となり、あるいは地頭職を与えられた在地土豪らのあ

ったことがわかる。

平安末から鎌倉時代の初めごろにかけて、武雄神社の本司職の継承について一族間に長い紛争が続いたが、元久元年（一二〇四）四月に、当時本司の職にあった藤原家門が自分の本司職相続の正当性を訴え出た解状の中で、

提出した証據書類に対する「在地御家人等の加署」

という言葉を述べている。すなわち家門はこの書類に附近の御家人等の証判を受けて提出したのであるが、「御家人等」と表現されているように数人の御家人のいたことが推測せられよう。

本司職相続についての争いはさらに続いて建保年間に至るが、建保三年（一二一五）十月、これに裁定を下した鎌倉幕府の政所下文の中に、家門との訴論の相手方が提出した証據書類は謀書（偽造文書）であり、それについては、「長島御家人の証判つぶさなり。」といっている。長島庄における御家人の存在が知られる。

また、前に引用した承久三年（一二二一）あるいはその直後のころのものと考えられる関東御教書の中には「長島庄地頭日向太郎入道」の名が見え、長島庄内における地頭の存在も知られる。

以上のようにこの地方には、後藤氏や武雄神社の本司藤原氏のほかに、早くから鎌倉の御家人に編入せられ、あるいは地頭職に補任せられた人々がいたのであるが、なおこれらの上に長島庄には惣地頭が置かれていた。惣地頭とは室園文書[2]中の宝治二年（一二四八）九月十三日付け鎌倉幕府の下知状に、

「西国の習い、惣地頭を補せらるるの所々、皆小地頭を成し置くは傍例なり。」

といい、また、

「右大将家（頼朝）の御時、地頭職の御下文を拝領するの輩、惣地頭を補せらるるの日、名主職を安堵せしめ、小地頭と号するは鎮西の例なり。」

といっているように、名主規模の小規模な地頭たちの上に補任せられ、これが置かれるとその下の小規模な地頭たち

はそれぞれ根本所領である名主職を安堵されて小地頭と称したのであって、このことは、西国、ことに鎮西の例であったのである。

そしてこの惣地頭は、龍造寺家文書嘉禄二年（一二二六）二月の「肥前国佐嘉御領小地頭等申状」によれば、佐嘉御領内における場合、管下の土地に対して、

加地子、　町別五斗
雇作、　町別一斗八升
一色田　名々有レ之、斗代隨二田地一
介安用作　町別二斗

のような負担をあて課していたことが知られる。

長島庄に初めて惣地頭が置かれたのはいつであったか。現在これを明らかにすることのできる史料は残っていないが、橘中村文書建長五年（一二五三）八月二十七日付け関東裁許状中の一節に、

「一当庄（長島庄）内勢智名事、
右件の名は、本主諸明貢買の咎によりこれを召し上げ、嘉禄のころ、前地頭駿河守季時法師に付けらるるのあいだ、その跡を追い薩摩前司公業法師ならびに子息公（義）知行せしむるのところ……」

とあり、また同文書建長二年（一二五〇）七月七日の同じく裁許状の一節には、

「一久布留村内平倉名田事
右両方共に以て子細を申すといえども、所詮、公（義）進むる所の嘉禄二年七月四日の御下文の如くんば、……関東御下文を給わり領知せしむるの地、私領たりといえども、たやすく他人に賣り渡すべからず。賣買の主、罪科のがれがたし。仍って賣地四十町においては当庄（長島庄）惣地頭の沙汰たるべきの由、御下知先きにおわんぬ……」

といっている。二つの場合、一つは勢智名、一つは平倉名に関することがらであるが、名主は両名とも諸明という人物であって、諸明が幕府からの確認を得て領知していた所領名田を、許可なく自由に賣却したので、勢智名の場合は「前地頭駿河守季時法師」に付け、平倉名の場合は「当庄惣地頭」の沙汰としたというのであるが、ここにいう前地頭駿河守季時法師と当庄惣地頭とは同一人物を指している。季時とは『集成大友系図』によると源頼朝の寵遇を受けた中原親能の子であり、豊後府内の大友氏の祖能直の兄に当たる人であって、筑後の上妻庄にも惣地頭職を与えられていた人物である。季時がいつから長島庄の惣地頭となっていたかは明らかでないが、少なくとも承久四年（一二二二）前後のころにはすでにこの職を得ていたことは確かである。佐嘉地域では文治年間の初頭以降、嘉禄二年（一二二六）に至る三十数年の間に天野遠景以下八人の惣地頭の交替していることがわかるが、長島庄に中原季時以前に惣地頭が置かれていたか否かを知る史料は残っていない。しかし、この季時といい、また、佐賀地域における前記天野遠景以下数名の武士たちといい、みな幕府創業期以来の功臣であった。龍造寺家文書の嘉禄三年（一二二七）三月、幕府の下知状の中に載せている佐賀地域の惣地頭蓮沼忠国の言葉に、「勲功に依ってこの惣地頭職をたまわった。」という意味を述べているが、長島庄における中原季時も橘公業も同じく幕府創業期の勲功によってここの惣地頭職を与えられたのであった。

小鹿島文書によると、公業は出羽国秋田郡の小鹿島をはじめ郡内数か所に所領を持っていたことがわかるが、同文書延応元年（一二三九）六月の沙弥公蓮（公業の入道名）の所領譲状の中に、

……くだんのところどころは、をくいりの御かせんのとき、こうれんくんこうのしやうに、こたいしやうとのより給て、いまにいらんなし……

（奥入）（合戦）（公蓮勲功賞）（故大将殿）（違乱）

と書いているとおり、それらの所領は「をくいりの御かせんのとき」つまり文治五年（一一八九）頼朝が奥州に軍を進めて平泉の藤原氏を討った時の勲功の賞として頼朝から与えられたものであった。

㈣　武雄社神主の御家人化

武雄神社文書の寿永二年（一一八三）十二月十五日付け同社本司藤原貞門の本司職譲状および元久元年（一二〇四）四月二十二日の同じく本司藤原家門の解状等によれば、武雄社の本司職は伴行貞からその長女に伝えられ、長女はこれを自分の子である藤原貞門に譲与し、貞門はこれを子守門に伝え、建仁二年（一二〇二）守門からその子家門に譲られている。貞門が生母から本司職を譲られたのは、『武雄社本紀』には康治二年（一一四三）としているが確証はない。しかし、前記二通の文書に書かれているところから逆算しておよそ保延から康治に至るころ、すなわち一一四〇年前後のころであったと推定して大差はあるまい。いずれにしても貞門から家門に亘る期間は、全国的に荘園制の成立発展していった時代であり、一方武士階級がますます成長し、やがて保元・平治の二つの乱を経て平氏政権が出現したが、やがてまた源頼朝による鎌倉幕府が開創せられ、武家による政治がしだいにその基礎をかためていった時代であった。このような時代の推移にあたって、武雄社ないし武雄社の本司であった貞門、守門、家門らは、どのように対応したであろうか。

天暦五年（九五一）二月の武雄社領四至実検状ならびにその後の文書によっても明らかなように、武雄社は由来大宰府の府社としての立場を持つとともに、杵島郡の郡鎮守でもあった。そうした性格から当然律令的な体制の中にある神社として、朝廷とその下に統治されている国郡の平安を祈るのは自然であった。仁安三年（一一六八）二月十三日、本司貞門が実検所へ差し出した解状の中に、

「五所社は是れ当郡（杵島郡）の鎮守、聖朝外朝の御祈祷所なり。而して武雄黒髪両所に於てはその中第一の霊社たり。」

といい、また「王城の鎮守」ともいっているように、武雄社は「朝廷の御祈祷所」であると称している。

ところが前に述べたように、おそらくこのころに前後して蓮華王院領長島庄が成立し、蓮華王院を本家とする庄

園的支配が武雄社の上にも及んで来る。さきの仁安三年から五年後の承安二年十二月二十日、同じ本司貞門の実検所にあてた解状の中には、

「当社は是れ御庄（長島庄）第一の鎮守、本家預所の御祈祷所なり。」

といい、さらに四年後の安元二年（一一七六）三月の実検所あて同人解状の中にも、

「当社に於ては御庄第一の鎮守、本家預所下司の御祈祷所なり。」

と称している。すなわち、かつて「王城の鎮守」といい、「聖朝の御祈祷所」と称した武雄社は、今は蓮華王院領長島庄第一の鎮守であり、庄園領主ならびに庄官らの御祈祷所であることをうたっているのである。これはただ本司藤原氏のいうところだけではなく、たとえば同じ安元二年二月に社僧覚俊という者が荒田開発について庄の裁定を申請した解状の中でも、「長島御庄一の鎮守武雄社」といい、「（本家）ならびに預所下司の御祈祷所」としてその「御息災延命を祈り奉って既に年序を経た」旨を述べている。武雄社の社地社領を含む地域に長島庄が成立し、その支配統制のもとに置かれた今は、やむを得ないなりゆきであった。

安元二年のころを境として中央の政情はあわただしく変わって行く。平氏勢力の消長をめぐって国内状勢は急激な変化を見せるのである。前にも述べたように、杵島地方は平氏とは縁の浅くない土地であったが、その平氏は文治元年（一一八五）の春ついに滅亡し、代わって源頼朝による新政権が鎌倉に成立してしだいにその基礎を固めていく。律令体制が崩壊し去ったわけではなく、大宰府機構は変質しながらも存在していて武雄社は鎌倉時代を通じて府社としての性格を一方には持ち続ける。また、もちろんこの時期に、庄園制度が消滅したわけではなく、長島庄は鎌倉時代を通じて存続する。しかし、世の中は鎌倉幕府を軸として回転する度合を増していく時代である。肥前国内にも新政権による支配は急速に浸透していった。具体的に見れば在地土豪武士達の「関東の御家人化」であり、社寺の「将軍家の御祈祷所」化であった。

「　（源頼朝袖判）
大宰府雑掌惟氏申
肥前国武雄社号社府給神官等所
右今度平氏追討御祈祷之□神妙之旨被召聞畢、追御計□之由、依鎌倉殿仰、執達如件、
文治二年三月十日　盛時奉」

この文書は前にもあげたが、これは文治元年における平氏討伐戦に当たって武雄社が源氏方の勝利を祈ったことをほめ、おってその労に報いようというものであって、文中鎌倉殿というのは頼朝を指すが、これによれば、当時藤原守門が本司であった武雄社は、平氏追討後の鎌倉の勢力に対して、大宰府を通じていち早く接近の姿勢を示したことがうかがわれる。

また、寿永二年十二月の本司貞門の譲状、および元久元年四月の同じく本司家門の解状等によれば、貞門の弟貞永（入道して蓮妙と号した）らが武雄黒髪両社の本司職継承について争いを起こし、事件は数十年にわたって断続して争われたが、貞門の孫家門の時に至って漸く家門側の勝訴となって一応の解決を見た。詳しいことは省略するが、この事件にあたって、初めのころ（一一五〇年ごろと推定せられる。）は府社としての性格上、大宰府に訴えて訴論が行なわれたが、鎌倉幕府の成立後は、貞永方が引き続いて大宰府による解決を求めようとした形跡があるのに対して、本司家門の側は早くこれを幕府に提訴し、幕府の裁断をもってついに勝訴した。建保三年（一二一五）十月のことである。

こうした一連の事件を通じて武雄社は幕府と密接な結び付きを持ち、「関東御祈祷所」と称するようになるが、その機縁は、元亨二年十一月の鎮西下知状に、

「当宮は関東御祈祷所たるの条、建保三年十月二日の御下知炳焉」

とあるのによれば、この時家門勝訴の裁定を伝えた同年同月日付けの幕府政所の下文にあったと考えられる。かつて朝廷の御祈祷所と称した武雄社は、長島庄成立とともに庄の領主庄官らの御祈祷所を称し、鎌倉幕府の開創に伴って今また将軍家御祈祷所に三転したわけであるが、武雄社が将軍家の御祈祷所（関東御祈祷所）になったということは、やがて本司藤原氏の身分にも変化を与えることになる。台明寺文書[3]の永仁五年（一二九七）十月、家綱景貞連署の奉書中に次のような記載がある。

「肥前国水上寺事、有二其沙汰一之処、為二関東御祈祷所一依レ帯二御下知一、被レ准二御家人一畢、」

つまり、佐嘉郡川上の水上寺は関東御祈祷所となっているので御家人に准ずるものとして取り扱われる。というのである。すなわち、武雄社が関東御祈祷所になると、その本司は少なくとも御家人に准じて取り扱われる可能性を持つのである。事実、このころ前後から、武雄社本司は幕府御家人として処遇されるようになったと推定せられる。次の一二〇〇年代の中ごろのものと思われる少弐資能の書状は、そのことを裏づける史料の一つであろう。

「自六波羅殿所下給候之今月十一日　関東御教書並被副下六波羅殿御下知、同廿六日到来、写案献之、如　御教書之状者、有謀反企之輩、今日十一日被召取了、於今者所無別事也、不可驚存、且鎮西地頭御家人等、不可参上之由、可令相触之旨、所被仰下候也、然者任　御教書之状、不可有参上之儀候也、恐々謹言

二月廿八日　　沙弥（少弐資能花押）

武尾大宮司殿」

「謀叛を企てた者があったがすでに召捕って平静になったから心配しないように、ついては九州の地頭御家人達が馳せ付けてきたりする必要はない」ということを管下の地頭御家人達に伝えるよう、幕府と六波羅から命令を受けた少弐資能が、その御教書と下知状の写しを作ってこの書状に添え、管下の地頭御家人らに送ったのであるが、それが武雄社大宮司（本司）にも送られているということは、武雄社大宮司がこうした幕府の知らせなり命令なりを受け取るにふさわしい立場にあったからであろう。武雄社や黒尾社の大宮司が「御家人」を名乗っている文書は、前者は正応六年（一二九三）五月の大宮司頼門の着到状に、自身を「肥前国御家人武雄大宮司頼門」と称しており、後者については永仁四年（一二九六）八月の大宮司資門の申状に「肥前国御家人黒尾社大宮司藤原資門」と称しているのを初見とするが、もちろんそれぞれこれより早く御家人身分を得ていたはずである。

「異国征伐の為、武士を遣わされ候。同じく罷り渡る可きの由、仰せ下され候なり。恐々謹言

建治二年三月廿一日　経資在判

武雄大宮司殿」

これは文永十一年十月、第一回目の蒙古の侵寇を受けた翌々年（一二七六）の三月に、こちらから進んで蒙古を討つために西国の武士を動員しようとした幕府の意を受けて、少弐経資が武雄大宮司にあてたものである。また、次の文書は同じく少弐経資が幕府の意をうけて、博多湾岸に築かれた防塁の守りについて武雄大宮司に指示したものであって、前に引いた諸文書とともに武雄社本司（大宮司）の武士化、御家人化の過程をうかがうことのできる史料である。

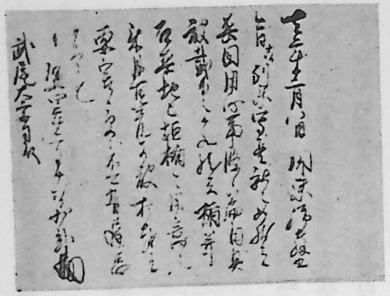

少弐資経書状

「去年十二月八日関東御教書、今日十八日到来、写案これを献ず。状の如くんば、異国用心の事、条々篇目、具さに載せ下され候か。然らば楯ならびに石築地上の垣楯用意せしめ、来月一日以前、打ち越さるべし者。要害候。更々遅怠あるべからず候。恐々謹言

弘安四年二月十八日　少弐（経資花押）

武尾（雄）大宮司殿

こうして武雄社の本司は、神社の神官であると同時に鎌倉将軍家の御家人として武士としての性格をもあわせ持つことになり、前掲のように「肥前国御家人」あ

るいは「肥前国御家人兼武雄大宮司」と称して神職武家両様の活動を続けるのであるが、この性格は中世を通じて変わらなかった。

㈤　承久の変

さきに承久三年（一二二一）、後鳥羽上皇を中心として行なわれた朝権回復の運動は史上に承久の変として知られている。『吾妻鏡』の承久三年五月十九日の条に、

「……按察使光親卿に勅し、右京兆（北条義時）追討の宣旨を五畿七道に下さるるの由……」

と記し、また『承久兵乱記』に

「……（承久三年五月）十六日のうのこくに、とうざいなんぼく五畿七だうにりんじをわけて下され……」

といっているように、討幕の企図を行動に移すと同時に五畿七道の兵を募ったわけであるが、京から遠く隔たった肥前、あるいは武雄地方に、このことがどのように伝えられ、またどのような反応を示したか、今日これを知ることのできる確かな史料は残っていない。

『吾妻鏡』の承久三年六月十八日の条に、

「六月十四日、宇治合戦に敵を討ちたる人々」

として人名を列挙している中に、

「荻窪六郎二人、内一人、肥前国佐山十郎」

とあり、すなわち、幕府軍中の荻窪六郎という一武士が朝廷方の者二人を討ち取ったが、そのうちの一人は肥前国の佐山十郎という者であったと記している。佐山十郎が肥前のどこの者であったか、また今度の宣旨に応じて上洛したのであるかどうか、これを伝える史料はない。肥後の菊池氏の一族がたまたま大番役勤仕のために在京していて、朝廷方の召しに応じて従軍したことが、菊池武朝申状に書かれているが、佐山十郎もあるいはそのような例であったかも知れない。

『諫早家系事蹟』には、

「鎮西九国の住人ら、院宣に応ずる者多し。東軍勝利の由を聞いて国々争闘あり。」

と述べている。この記事にどれほどの史料的根拠があったかは問題であるにしても、こうした行動なり動揺なりは、多かれ少なかれ各地に見られたことと思われる。同書には更に次のようにも述べている。

「承久合戦の時、（龍造寺）季益、二子をたずさえて京都に上り、泰時朝臣に謁して、早速大功を成せるを賀す。次で二子を見せしめて曰く、長は以て小家を嗣がしむべし。願わくは次男を以て館下に馳駆せしめん、もし芳免を蒙らば何の幸かこれに如かんやと。泰時朝臣これを許す。」

佐賀の龍造寺季益は戦いの直後の京に上って北条泰時に謁し、戦勝を賀した、というのであるが、これも確認できる史料は現在残っていない。

この戦いの決着は早急についた。五月十五日に朝廷方では行動を起し、十九日にその報を得た鎌倉方は、二十二日から二十五日にかけて東海・東山・北陸、三道の軍を進発させ、六月十五日には東海道を進んだ泰時らの軍はすでに京を制圧している。たとえ肥前地方の武士達のうちに宣旨に応じて東上しようとした者があったとしても、おそらく戦いの場に立つことは困難であったにちがいない。前記『諫早家系事蹟』にも、「東軍勝利の由を聞いて国々争闘あり。」といっているように、戦いは短期間に片付いたので、京から遠く離れたこの地方としては、戦いそのものによる影響よりも、むしろ戦後の情勢の展開に微妙な影響を与えたと考えられる。前に述べたように、このころ武雄盆地と周辺の山地帯はほとんど長島庄の庄域であったが、長島庄は後白河法皇の勅願によって建てられた蓮華王院の庄園であり、そうした関係からみれば、この地方は、少なくとも平安後期以来、朝廷の側とはかかわり合いのある土地であったということができよう。

この長島庄に、承久前後のころには惣地頭として中原季時がおり、そのほかに若干の小規模な地頭がいた。塚崎の後藤氏は政明の時代であり、武雄社は家門が大宮司の職にあった。しかしこれらの武士土豪たちがこの時どのように動いたかをうかがうことのできる史料は残っていない。中原季時はもともと鎌倉の有力な御家人の家であるが、その他の土豪武士らも戦後はいっそう幕府への傾斜を強めていったことと思われる。武雄社の神主家がしだいに武士化、御家人化の方向をたどったことや、また、かつて長島庄の鎮守として庄の本家や預所のために祈祷した武雄社が、鎌倉将軍家の祈祷所となっていく過程などについては前に述べたが、現在残されている文書に関するかぎり、将軍家の祈祷を表面に掲げている最初のものは、寛喜三年（一二三一）十二月、僧長順の武雄社射礼田の寄進状であり、また嘉禎三年（一二三七）八月、大宮司家門の大宮司職譲状であって、承久の変から十年ないし十数年後のものである。

なお、中原季時のあと、橘公業が長島庄に惣地頭職を与えられたのは嘉禎二年二月であるが、公業は『承久記』によれば、この戦いに北条時房、泰時らに率いられて東海道を上った幕府軍中の一部将として従軍している。

二　橘公業の長島庄入部

㈠　橘氏の出自

中原季時のあとを受けて長島庄の惣地頭となったのは橘公業である。公業の出自、乃至系図には、いくつかの異伝がある。それは橘広相の孫好古から、公業の父公長に至る間についてであるが、このことは、あとに述べるように公業を好古の子孫であるとして、その系統に結び付けて世代排列を行なったことに基づく誤りであると思われる。公業の子孫が長島庄に繁えんするにつれてしだいにいくつかの家が分立するようになるが、公業の子公義の一

男公村の家は庄内渋江の地を本拠として渋江氏を称し、公業系橘氏の嫡流としての立場を占めた。いま公業の出自、系譜を考えるに当たって、この渋江家の系図をもとにして論を進めることとする。

『橘姓渋江氏世系図』に記するところは次のとおりである。（特に関係のない人名、世系、および好古と公業の個所にしるされた注記は後に引用するのでここには省略する。）

橘姓渋江氏世系図　一

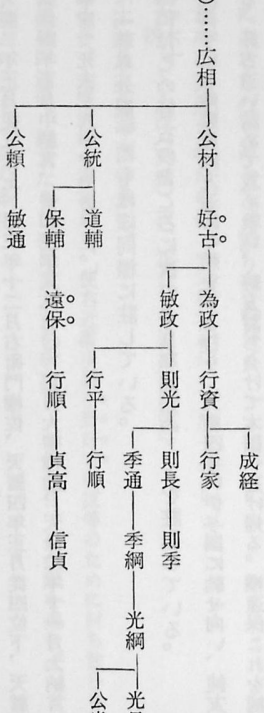

いまこれを『尊卑分脈』に載せている橘氏系図と照らし合わせてみると、まず尊卑分脈の橘氏系図には好古・敏政・季通系の光綱以下を次のように記していて、公業ならびにその父公長、および祖父とされている公光は記載されていない。この祖父公光は渋江世系図（以下、橘姓渋江氏世系図を渋江世系図と略称する）や渋江氏由来（以下、橘姓渋江氏由来を渋江氏由来と略称する）によると、はじめて鳥羽院から「公」の一字を賜わって、以来これを一族の名の通字としたと伝えられている人物である。

光綱―政光―清光―光季

また前に引用したように『吾妻鏡』嘉禎二年二月二十二日の条には、

「伊与国宇和郡の事、……公業先祖代々の知行、なかんづく遠江掾遠保。勅定を承り、当国の賊徒純友を討ち取りてより以来、当郡に居住し、子孫に相伝せしむること年久し。……」

とあって、公業は遠江掾遠保の子孫とされている。遠保は前掲渋江世系図によると好古の父公材の弟公統の孫として記載せられているが、『尊卑分脈』には公統の二人の子道輔と保輔とは記されているが、遠保以下の記載はないのである。

そこで、橘好古とはどんな人物であったであろうか。『公卿補任』によると、

「参議広相の孫、右京大夫従四位上公材の一男、寛平五年（八九三）の生まれ、延喜十五年九月文章生として身を起し、以来次第に昇進して、天慶二年正月従五位上、同三年十二月右衛門権佐、天暦四年正月従四位下、天暦九年十一月従四位上、天徳二年閏七月参議、康保四年正月中納言、安和三年（九七〇）正月大宰権帥、天禄二年十一月大納言に任ぜられたが、翌年（九七二）正月、大宰府で死去、八十才であった。」

といっているし、また『尊卑分脈』にもほぼ同様に註している。

ところが渋江世系図にはこの好古のところに次のような意味のことを註記している。

「仁王六十一代朱雀院御宇に朝敵藤原純友追討の勅をこうむり、天慶四年に伊与国に馳せ向い、純友と戦う。純友討負けて筑前国博多津へ逃げ下る。好古追い詰めて攻め戦い、純友討ち負けて本国へ逃げ帰る。橘遠保これを捕う。伊与国を好古に賜わり、河内国を遠保に下さる。」

また渋江氏由来にも、

「……天慶四年、橘好古追討の勅をこうむり、従三位大納言鎮守府将軍に補せられ、大軍をひきいて伊与国へ発向し純友と合戦す。……純友ことごとく討ち負けて小船に取乗り本国へ逃げ帰る。当国警固橘遠保出向いて純友を討捕る。好古・遠保は純友の首を持ち急ぎ都へ登り奏聞申しければ、帝叡慮かぎりなし。好古に伊与国を賜り、遠保に河内を下さる。好古伊与国宇和

郡に住し、遠保河内国に住す。」

という意を述べていて、渋江世系図の註記よりも更に具体的である。

以上のように、渋江世系図や渋江氏由来は、橘好古を天慶年間（九三九―九四一）関東における平将門とともに伊与の日振島を根拠として叛乱を起した藤原純友の征討に派遣された将軍であったとしているのであるが、公卿補任や尊卑分脈にはなんらそのような記載はない。これは渋江世系図や渋江氏由来が、たまたま史実を誤認したか、もしくは意識的な曲解によるものであって、誤りである。

この時、純友追討のために派遣されたのは、『公卿補任』の天暦元年に、

「参議従四位下小野好古六十……同（天慶）三、正月、兼追捕凶賊使」

『本朝世紀』天慶四年十一月五日辛酉の条に、

「藤原純友今年五月二十日、大宰府博多津に於て、使右近衛少将小野好古朝臣等のために討ち散らされ、逃れて伊与国に到るの日、かの国の警固使橘朝臣遠保、純友ならびに男重太丸を斬獲し、七月七日、その頭を進む。」

『扶桑略記』天慶三年十一月二十一日の条に、

「純友追討記に云う。……時に公家、追捕使右近衛少将小野好古を以て長官と為し……」

などと記されているとおり、小野好古であって橘好古ではなかったのである。これを橘好古としたのは渋江世系図、ならびにおそらく渋江世系図によったかと思われる渋江氏由来その他『北肥戦誌』『肥後風土記』などであって、これらのほかの上述の諸書はいずれも小野好古としている。小野好古は詩歌で名を知られている小野篁の孫にあたり、〔公卿補任〕によれば、

大宰大貳小野葛絃の二男、元慶八年（八八四）の生れで橘好古より九才の年長である。承平八年三月右近衛少将、天慶二年正月正五位下、同三年正月追捕凶賊使となり、乱後の行賞に位一階を越えて従四位下に叙せられ、康保五年（九六八）二月、八

十五才で死去している。

ということがわかる。すなわち、繰り返していうが藤原純友の追討使となったのは橘好古ではなくて小野好古であった。では、なぜ渋江世系図などはこれを橘好古としているのであろうか。ここで今いちど先に掲げた諸書その他の次の記載に注目したい。

『吾妻鏡』に、

伊与国宇和郡は公業の先祖代々の知行地であるが、ことに遠江掾遠保が、勅定をうけて当国の賊徒純友を討ち取ってから以來、ながくこの郡に住みついて子孫に伝えて来ている。

といっていることを初めとして、

『本朝世紀』に、

純友が小野好古との戦いに負けて伊与に逃げ帰った時、伊与国警固使であった橘遠保がこれを斬獲してその頭を京に進めた。

といい、そのほか『日本紀略』や、『園太暦』、『今昔物語』などにも橘遠保についての徴証があって、彼の存在と、その純友討伐に際しての働きについては、事実として容認せざるを得ないであろう。こうして橘遠保ならびにその子孫は宇和郡に土着し、その地方の有力な在地豪族として武士化の方向をたどりながら公業の時代に至ったものと考えられるのである。

公業は橘遠保の子孫であるが、遠保が諸兄、広相、好古系の橘氏であったことを裏づける確かな史料はない。また前述のように公業は橘好古の子孫ではなかった。しかし、橘遠保の子孫として橘氏を名のっており、しかも遠保は純友討伐に功労のあった者として知られていた。一方、純友討伐に当たってはその追捕使として小野好古があり、その地位、功績、声望などにおいて、遠保よりもはるかに歴史に著聞している。この小野好古とたまたま時代を同じくして橘好古があることから、ある時期に、おそらく公業系の橘氏関係の者によって、小野好古の事績が橘

好古に結び付けられたのであろう。それとともに自家の出自を遠保からはずして好古の子孫とし、諸兄（もろえ）系橘氏の裔としたものであろう。そしてその時期は、『吾妻鏡』に公業は遠保の子孫としていること、『尊卑分脈』の橘氏系図好古の子孫に公業がなく、また広相、公統系に遠保がないこと、などからして、早くとも室町初期をさかのぼらないものと考えられる。

(二) 橘公業

公業はさきにも述べたとおり橘公長の子であって、初めの名を公成といい、平氏の盛んなころは父子ともにその家人となって清盛の子知盛に仕えていたが、治承四年（一一八〇）十二月、はじめて鎌倉に行って頼朝に仕えることとなった。『吾妻鏡』同年同月十九日の条にはこの前後の事情を次のようにしるしている。

「十九日丁酉、右馬允橘公長鎌倉に参着。子息橘太公忠、橘次公成を相具す。これ左兵衛督知盛卿の家人なり。去る二日、蔵人頭重衡朝臣東国を襲わんがため進発するの間、さきの右大将宗盛の計らいとしてこれを相副えらる。弓馬の達者たるの上、戦場に臨んで智謀を廻らし、人に勝れたるの故なり。しかるに公長つらつら平家のていたらくを見るに佳運すでに傾かんと欲す。また先年粟田口の辺において長井斎藤別当・片切小八郎大夫らと喧嘩の時、六条廷尉（源為義）禅室定めて奏聞に及ばるるかの由、怖畏をなすのところ、ただにその憤りを止め、これをゆるさるるのみにあらず、かえりて斎藤・片切らを誡められるるのあいだ、かの恩化を忘れず、志ひとえに源家にあり。これにより大将軍の夕郎を厭却し、縁者を尋ねて先ず遠江国に下向し、次で鎌倉に参着し、一所傍輩の好みを以て加々美次郎長清に属し、子細を啓するのところ、御家人たるべきの旨御許容ありと云々。」

以上の文によれば、公長父子は平氏の将来に見きりをつけ、一方には源為義のかつての恩義を忘れ得ないままに、源氏方に付いたのである。

また公業は兄公忠とともに弓の名手として聞こえていたらしく、同書は翌二十日の条に次のように述べている。

「二十日戊戌、新造の御亭において三浦の介義澄椀飯を献ず。その後御弓始めあり。このこと兼ねてその沙汰なしといえども、公長の両息殊に達者たるの由聞こしめさるるのあいだ、くだんの芸を試ましめ給う。酒宴のついでを以て当座において仰せらる云々。

射手

一番

下河辺庄司行平　愛甲三郎季隆

二番

橘太　公忠　　橘次　公成

三番

和田太郎義盛　工藤小二郎行光」

すなわち、頼朝は公長父子がはじめて鎌倉にきて彼の幕下にはいった翌日、公忠・公成（公業）両人の射芸を見たというのである。

治承四年（一一八〇）は頼朝がはじめて平氏打倒の旗を伊豆にあげた年であり、平氏が壇浦で族滅する五年前である。この時期に頼朝の家人となった公長父子は、その後鎌倉幕府の成立に至る過程を通じて戦功を積み、いわば幕府創業の功臣であったわけである。

㈢　公業の長島庄入部

公業が父祖以来の所領伊与国宇和庄を去って長島庄に来るようになった理由については、渋江氏由来に、

「嘉禎二年二月、頼経将軍ヨリ公業領知宇和郡ヲ常磐井入道太政大臣ニ被付、代知トシテ肥前国杵島郡ノ内長島庄、大隅国種ノ島、肥後国求摩郡ノ内久米郷、豊前国副田庄ヲ賜ル。同年公業一族ヲ引、長島ニ下リ、潮見山ニ要害ヲ構ヘ居城ス。」

と述べ、また渋江世系図の公業の譜は、前半はだいたい右の由来に述べるところと同様であるが、その後半には、

「……八男公義ヲ惣領ニ立テ、右ノ四ヶ所ヲ譲リ、頼朝ヨリ賜ヲ所ハ末子公員ニ譲リ、公業ハ長島ニ下向シ住ス。」

といっている。

幕府が公業の手から宇和庄を取り上げて常磐井入道太政大臣（西園寺公経）に与えたことについては、『吾妻鏡』嘉禎二年（一二三六）二月二十二日の条に次のように記している。

「伊与国宇和郡の事、薩摩守公業法師の領掌を止め、常磐井入道太政大臣家の領に付けらるるところ也。是れ年来かの禅閤これを望み申さるるといえども、公業先祖代々の知行、中ん就く遠江掾遠保、勅定を承り、当国の賊徒純友を討ち取りてより以来、当郡に居住し、子孫に相伝せしむること年久し。咎なくして召放たるべからざるの由、しきりに以て愁歎す。御沙汰はなはだ是非をあらわし難く、左右なく仰せ切られざるのところ、去んぬる頃、禅閤の御書状重ねて参着。この所望、事行われずんば老後の眉目を失うに似たり。今に於てはわざと下向せしめ、所存を申さるべきのおもむき、これを載せらる。御下向の条、かえって事のわずらいたるべきに依り、早く御管領あるべきの旨、今日、かの家司陸奥入道理鬱の許に仰せ遣わさ

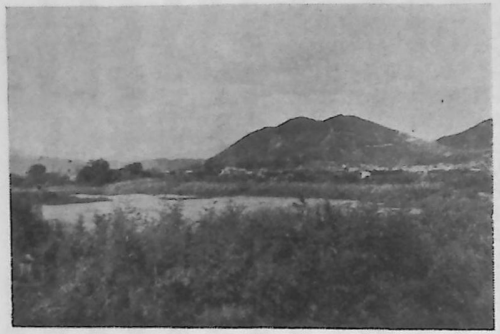

域流川見潮

る。」

すなわちこれらの記載を綜合すれば、西園寺公経の強い希望によって、幕府はやむを得ず橘公業からその先祖伝来の所領であった伊与の宇和郡を取りあげて公経に与え、公業にはその代わりとして肥前の長島庄のほか、大隅の種子島、肥後の求摩郡久米郷、豊前の副田庄を与えた。そこで公業は公義を惣領として以上の四か所を譲り、以前に頼朝から与えられていた所（出羽国秋田郡内所在）は末子公員に譲って、嘉禎二年に長島庄にきた。というのである。

しかし、一々の考証は省略するが、公業が最初から公義を惣領に立てて長島庄もこれに譲り与えた、ということには若干の誤りがある。

三　文永弘安の役

(一)　文永の役

文永十一年と弘安四年における両度の蒙古の来襲、いわゆる元寇が、国家的な大事件であったことはいうまでもないが、彼らの侵攻経路の第一線に直面していて、多大の人的物的損害を受けた肥前にとっては特にその歴史のうえに忘れることのできない大きいできごとであった。

文永五年（一二六八）正月、蒙古皇帝忽必烈の日本招諭の国書は、高麗の使者潘阜という者によってはじめて大宰府にもたらされた。その内容は、

「上天眷命
大蒙古国皇帝、奉レ書二
日本国王一、朕惟、自レ古小国之君、境土相接、尚務二講信修睦一」

という書き出しで始まり、自国蒙古の国威の盛んなことを誇り、四周の国々の親付することを述べて、最後に、

「こいねがわくは今より以後、問いを通じ好みを結び、以て相親睦せん。且つ聖人は四海を以て家と為す。好みを相通ぜざるは豈一家の理ならんや。兵を用うるに至るはそれいずれか好むところぞ。王それこれを図れ。不宣。」

と結んでいる。つまり武力的な圧力をもって通好を強要するものであった。日付けは蒙古の至元三年（一二六六）八月であって、日本当局の手に届くまでに一年半を経過している。

この国書を受け取った大宰府の守護人少弐資能は直ちにこれを鎌倉幕府に送致した。幕府は使節を京都にのぼらせてこのことを朝廷に報告したが、一方西国鎮西諸国の守護に通達して沿海の防備について用意をうながすところがあり、守護はまた管下の地頭御家人にその旨を伝えたのであった。蒙古が侵寇して来るとすれば肥前の玄海沿岸はその門口に当たる。おそらく松浦党をはじめこの地域の住民はすでにこの時期において、危機感を最も切実に感じ、不安におびえたことと推測せられる。

その後も蒙古王は引き続き数回にわたって国使を我国に派遣してその招諭をこころみたが、わが国はついに一度も答書を与えなかった。最後の派遣は文永九年（一二七二）であるが、その前年、文永八年九月に来日した使者の持参した彼の国書には、前回と同じくわが国からの遣使を求め、その末文に、日本がなお答使の派遣を猶予することによって、

「以て兵を用うるに至るは、それ誰か楽しんで為すところならんや。王それこれを図れ。」

と付け加えて、もしこの上要求に応じない場合は兵を用うるもやむをえないとの意を含めた強硬な態度を見せている。事実、蒙古はこのころからわが国に対する武力侵攻の準備段階にはいったようである。

文永五年以来数度に及ぶ蒙古側の威嚇に対しても、ついに答使を発遣しなかった幕府は、万一のことのあるのを

予期して沿海地帯の警備を続けたことと思われる。このころの警備の模様などを伝える史料は今日残っていないが、肥前の武士、ことに玄海沿岸に所領を持っている地頭御家人たちは、それぞれの所領所職を中心とする守りに当たったであろうし、また、たとえば杵島郡内の白石六郎などのように、玄海沿岸から離れたところに所領を持っていた御家人も、博多地域の要所の守備に当たったもののようである。

潮見神社の神主家毛利氏の系図中、兵庫助周茂の譜に、

「文永五年、七日七夜ノ祈祷ノ事有り。是レ蒙古退治ノ故ナリ。博多津ニハ当弥次郎殿・十郎殿、郎党八拾二名ナリ。」

と書いてある。史料としての性質上、この記事をそのままに史実として受け取ることはもちろん危険であるが、七日七夜の祈祷についてはほかにも記載があり、また当弥次郎殿とは、あとに述べる橘氏の一族中村弥二郎公有のことと思われる。十郎殿とはやはり同族の者を指していると思われるが明らかでない。この記事が何か確かな根拠に基づいて書かれたものであったとすれば、文永五年正月、蒙古の国書がきたその年に、潮見神社ではこの国難排除の祈祷を行ない、また中村弥二郎らは郎党八十二人を率いて博多津へ行った、というのであるが、それが蒙古の予想せられる来襲にそなえて、白石六郎らのごとく、博多湾沿岸の防衛に当たったことを意味するのか、あるいは文永十一年における蒙古来襲に対する防戦のための出陣のことを語っているのか、この記事は不明確である。

蒙古は文永八年（一二七一）国号を元と定めた。文永十一年（一二七四）十月、蒙古は、蒙古人、漢人および高麗人から成る約二万五千の兵を九百隻の艦船に乗せて今の韓国の馬山浦を発し、まず対馬を襲い、壱岐を侵した。両島とも守護代以下これを迎えて戦ったが、衆寡敵せず、ほとんど全滅し、放火殺りくをほしいままにした侵入軍は、続いて肥前の松浦郡に来襲した。

この時の来寇―文永の役に関する史料としては有名な竹崎季長の『蒙古襲来絵詞』や、『八幡愚童記』『日蓮聖人註画讃』などがあるが、松浦郡への来襲については、註画讃に

「肥前国の松浦党数百人伐ち虜らる、此の国の百姓男女等、壱岐・対馬の如し」

とあるだけで、その襲った場所が松浦郡のどこであり、また襲った日が十月の何日であったかなどについては、史料の伝えるものがなくてはっきりしない。壱岐を出て博多方面へ向かう彼らが、その進攻の途に襲ったことを考えれば、地理的位置からして、今の東松浦郡の半島周辺地域ではなかったかと思われるが、いずれにしても、その地域は彼らの蹂躙を受け、防戦に当たった武士たち―主として松浦党の人々は多く討死し、一般住民の多数も壱岐などにおけると同様に殺りくを受けたのである。

それが何日のことであったかについては、壱岐を侵したのが十月十四日であり、博多湾に侵入したのが同十九日であるから、その間、おそらく十月十七日前後のことであったであろう。

対馬・壱岐・松浦をじゅうりんした元軍は十九日博多湾に侵入し、翌二十日、湾の沿岸数か所に上陸して、わが軍との間に終日戦闘が行なわれたが、戦闘形態などの相違からわが軍は苦戦を続け、ついに大宰府まで後退した。ところがその夜、敵軍は陸上にとどまらないで艦船に引き上げたために、夜半吹き起こった風波によって艦船の多くは破壊覆没し、総軍の約半数を失って逃げ帰ったことは周知のとおりである。

この戦いに肥前の武士たちがどれだけ参加したかは明らかでないが、前記の史料によれば竹崎季長・菊池武房その他の肥後の御家人たちも参加しているし、肥前でも白石六郎通泰の名が見られるところからすれば、当然このほかにも多数の肥前国御家人が動員を受けて、博多付近をはじめ沿海諸地域の防備に任じ、かつ戦ったことであろう。『八幡愚童記』に、

「……九国には小弐大友をはじめとして……松浦党……我も我もと馳せ集まる」「……松浦党多く打たれて……」

といっているが、松浦党諸家の人々が、その地理的事情からしても、この戦いに最も力戦奮闘したであろうことは当然考えられるところであるし、それだけにまた多くの戦死傷者を出したことであろう。

小城の徳島家系図中の千葉頼胤の譜に

「建治元年八月十五日卒去、三十七才、日ごろ蒙古の武備のため、肥前の国の所領に在住す。去年文永十一、蒙古合戦に疵を被り、小城に於て卒去す。」

といっている。幕府が蒙古襲来に備えて、鎮西に所領を有する御家人に鎮西下向を命じ、それに応じて関東の御家人たちが鎮西の所領にきたことは事実であるから、下総国に本貫を持っていた千葉頼胤も小城の所領に下向し、文永十一年の合戦に参加して戦傷を受け、翌年八月十五日に死去したという譜の記載は、何かのよりどころがあったものと考えられる。『歴代鎮西要路』にも、頼胤の死去についてほぼこれと同様な記事を載せている。

また、有浦家系図によると、佐志四郎左衛門尉房は、文永十一年の蒙古合戦に戦死し、房の子、直・留・勇の三人もともに戦死したと伝えている。「そのうちにも松浦党は勇みたりし故に多く打たれぬ」と言う愚童記の書載を裏付けるようである。

大風によって敗退したが元の世祖（忽必烈）は依然日本侵略の野望を捨てず、翌文永十二年、宣諭使杜世忠をわが国に発遣するとともに一方再征の準備を進めた。

(二) 弘安の役

建治元年（一二七五）九月、元の日本宣諭使杜世忠を鎌倉の龍ノ口に斬った幕府は、再度の来寇を予期してその対策を整えた。鎮西御家人等に命じて博多湾沿岸の警備に当らせるとともに、敵を内陸に侵入させないために博多沿岸に防塁を築いた。

幕府は前に述べたように、文永の来寇以前から沿岸の警備をさせていたが、来寇以後は更にそれを強化し、九州の各国々の分担区域を定めて、それぞれの御家人に交代勤務させた。当時これを異国警固番役といった。肥前国の

警固区域は、初めは、博多であったが、後には姪ノ浜に変わっている。一回の警固期間は現存する史料によれば、初めのころは一回十五日間であったらしいが、のちには三十日間となっている。しかし、期間の日数は、肥前のように現地に近い北部九州の者の場合と、薩摩・大隅のような遠い国の者の場合とでは必ずしも同じではなかったらしく、たとえば肥前では一か月間が一般であるが、薩・隅二国では三か月間の例が多い。

幕府はまた文永十一年の来寇の経験から、敵の陸地侵入を食い止めるために博多湾海辺に沿って西は今津から東は箱崎に到る十数キロメートルの間に石材で防塁を築かせた。当時この防塁を異国要害石築地といっているが、九州の国々に所領を持っている御家人をはじめ、本所領家一円の荘園内にも、だいたい、所領一段に対して一寸の割合で割り当てて造らせた。肥前国の分担区域は警固番役の場合と同じく姪ノ浜であった。

深江家文書の中に次のような文書がある。

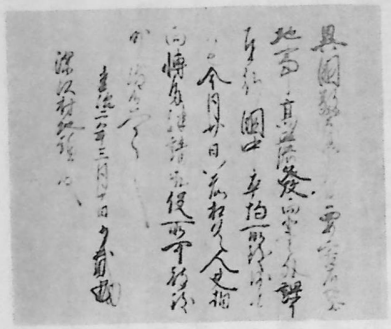

少弐経資石築地役催促状

「異国警固之間、要害石築地事、高麗発向輩之外、課于奉行、国中平均所致沙汰候也、今月廿日以前、相具人夫、相向博多津、請取役所、可被致沙汰候、恐々謹言

建治二年三月十日　　少弐（花押）

深江村地頭殿」

すなわち、「今月二十日までに人夫を連れて博多の津に行き、築地築造の割当て場所を受取って、築造の手配をするように」との命を伝えた肥前守護少弐経資の書状である。

深江村地頭とは島原半島の東北岸深江の地頭安富氏であり、のち深江氏を称した家であった。安富氏はこの命令を受けて指示された石築地の

築造に当たったのである。武雄ならびに周辺諸地域の地頭御家人らも、当然同様な命令を受けて、割り当てられた石築地の築造に当たったはずであるが、いまこれを明らかにすることのできる史料は残っていない。後藤家戦功記に、

「建治二年、為異国防禦、九州の武士に課して筑前博多津に石垣を築かしむ。氏明諸家と共にこれを勤め候事。」

といっている。今ではこのことを徴すべき文書などは残っていないが、この書物の書かれたころはよるべき史料があったのであろうか。

幕府はこのように、あるいは警固番を常置し、あるいは防塁の石築地を築いて敵の来襲に備えたが、更に進んで異国征伐の軍を出して来寇の根源を断とうとした。しかしその計画はついに実行に移すまでには至らず、準備の段階で終ったが、この派兵計画は文永の役後、二年を経た建治二年（一二七六）と、弘安の役直後（一二八一）の二回計画されたようである。後者については適確な史料はほとんど現存しないが、前者については有名な『八幡筥崎宮御神宝記』によって、肥後国の御家人や荘官らに対する動員計画の一部を知ることができるが、肥前国においても、たとえば前に掲げた深江家文書に、「高麗発向輩之外」は石築地の築造を命ずるとあることによって、高麗に渡海遠征のために動員を受けた御家人たちがあったことをうかがい得るであろう。動員の事実をより具体的に示しているのは次の武雄神社所蔵の文書である。

為異国征伐、被遣武士候、同可罷渡之由、被仰下候也　恐々謹言

建治二年三月廿一日　　経資在判

武雄大宮司殿

「異国征伐のため武士を発遣することになったから、お前も同様に（高麗へ）渡海するように」という、幕府の

出征命令を、少弐経資から武雄社大宮司に伝えた文書である。当時武雄神社の神主は、前にも触れたように、神社の大宮司であると同時に鎌倉幕府の御家人としての身分を持っていた。武雄社大宮司がこの動員令を受けたのち、どう行動したか、その後の様子を伝える文書は残っていない。しかし、なんらかの事情によって、こちらからの出征はついに実行されるに至らなかったのである。

わが国が再度の来襲に備えて防塁の築造や沿岸の警固に努めているころ、元は兵を南方に派して一二七九年宋室を滅亡させるとともに、江南の四省や高麗に艦船の建造を命じて着々と日本再征の準備を進めた。前回の失敗に省みて、水軍に長じた南宋人十万をもっていわゆる江南軍を組織して、江南の港、のちの寧波から出発させ、蒙古人・高麗人・漢人等四万人から成る東路軍は文永度と同じく南鮮の今の馬山浦から発船して、壱岐で落ち合った上、合同して日本を襲う手筈であった。

弘安三年十二月、これより先、情報によって、明年四月ごろ、元軍が来寇するであろうということを予知した幕府は、この月八日、鎮西諸国の守護に御教書を発してその旨を伝え、各地の地頭御家人等が一致協力して防衛に当たるよう命じた。肥前の守護少弐経資は、この御教書を受け取ると直ちに管下の地頭御家人たちにこの御教書の写しを送るとともに、石築地の上で用いる垣楯などを用意して、三月一日までに、持ち場へ馳せ参ずるように指令した。次の文書は、武雄社大宮司のところへきたその時の書状である。

「去年十二月八日の関東御教書、今日十八日到来、写案これを献ず。状の如くんば、異国用心の事、条々の篇目、つぶさに載せ下され候か。しからば、楯ならびに石築地上の垣楯用意せしめ、来月一日以前、打越さるべし、てえり。要害に候。更々遅怠あるべからず候。恐々謹言

弘安四年二月十八日　　少弐（花押）

武尾大宮司殿」

同様な書状は他の地頭御家人たちにも届けられた。

この召集命令を受けて彼らは急拠仕度を整えて、博多に馳せつけたであろうし、当然一般の人々も、緊張と不安のうちにあわただしい日夜を送り迎えたことと思われる。

弘安四年（一二八一）五月、艦船九百隻をもって馬山浦を出た元の東路軍は、二十一日対馬を襲い、二十六日には壱岐を侵したうえ、江南軍の到着を待たず、六月六日に博多湾頭の志賀島に侵攻してきた。わが軍は石築地の防塁を出て、あるいは海を渡って、あるいは陸伝いに、志賀島におもむいて敵を攻撃し、八日間にわたる激戦の末、元軍は一たん伊万里湾口の鷹島まで退却した。

この志賀島周辺の合戦については、前に掲げた諸史料にその激戦の模様がいろいろ述べられているが、肥前の武士たちの戦闘を具体的に知りうる史料はない。しかし、姪ノ浜の石築地によって防衛態勢をとっていた肥前勢の中には、海を渡って対岸におけるこの戦闘に参加した者のあったであろうことは当然想像される。

江南軍三千五百隻の艦船は、不測の事故や、最初の作戦計画の変更などもあって出発がおくれ、東路軍が鷹島に退いた六月中旬ごろ、ようやく本国を出て平戸に着いた。そのうちの三百隻は、予定変更による連絡のために対馬に行き、反転して壱岐に向かった。一方東路軍はこれに合一しようとして壱岐に出動し、ここに両軍は合体して壱岐を襲撃したのである。主として博多湾沿岸の守備に当たっていた九州各国の御家人たちは、これらの情報を得て続々と壱岐に航し、六月末から七月の初めにかけてここで合戦が行なわれた。

『歴代鎮西要略』はこの戦いについて、

「七月二日、松浦党、彼杵純党、千葉、高木・龍造寺等、数万の兵を以て壱岐の嶋の瀬戸浦に相戦う。」

といって、松浦党や小城郡の千葉氏、佐賀郡の高木・龍造寺の二氏らが壱岐に渡ってこの戦いに参加したことを述

べているが、もちろんこの時壱岐に渡って戦ったのはこれらの諸家の者だけではなかった。松浦山代家文書の中に次のような肥前の守護北条時定の書下がある。

「肥前の国御家人山代又三郎栄申す、壱岐の島合戦証人の事、申し状かくの如し。子細状に見ゆ。見知るところの実正に任せ、起請文の詞を載せて注し申さる可く候也。仍って執達くだんの如し。

弘安五年九月廿五日　平（花押）

船原三郎殿

橘薩摩河上又次郎殿

これは西松浦山代の地頭で松浦党の一族である山代又三郎栄が、自分が壱岐島で蒙古軍と戦ったことを船原三郎と橘薩摩河上又次郎の二人を証人として申し出てきたので、肥前の守護北条時定は右の二人に対して、山代栄の申し立てが事実であるかどうか、起請文をもって返答することを求めたものである。この二人を証人としたということは、この二人がともに戦った者であることを示すのであって、すなわちこの場合、二人は壱岐島で山代栄とともに蒙古軍と戦ったのである。橘薩摩河上又次郎とは、長島庄の惣地頭橘薩摩氏の庶家で川上を領した家の者であり、年代から推して又次郎は橘公業の孫の世代に相当する人物であったと思われる。すなわち、橘氏の庶族の一人河上又次郎のこの戦いにおける行動の一面を、この文書は物語っている。

壱岐で日本軍の襲撃を受けて傷ついた元軍は退いて平戸に向かい、ここで江南軍の本隊と合して、いよいよ十数万の全軍をあげて攻撃に移るべく、七月二十七日大船団を伊万里湾頭の鷹島に移動させた。ところが閏七月一日の夜、暴風が吹き荒れてこの船団は惨澹たる被害を受け、も早や一つのまとまった戦力ではあり得ないまでの状態になった。その後の数日間は、馳せ集まった日本軍によって、支離滅裂になった敵軍の掃討戦が行なわれ、残敵はようやく死地を脱してのがれ去ったのである。『元史日本伝』のこの時の記事に、「十万の衆、還るを得しもの三人

のみ」と書かれているのはよく知られていることであるが、元史の他の諸伝にも「師を喪う十に七、八」「士卒、十に六、七を喪う」といい、あるいは、「十に一、二を存す」とあるのによっても、甚大な損害を受けて敗退したことがわかる。こうして元の再度の日本遠征も失敗に帰したのである。

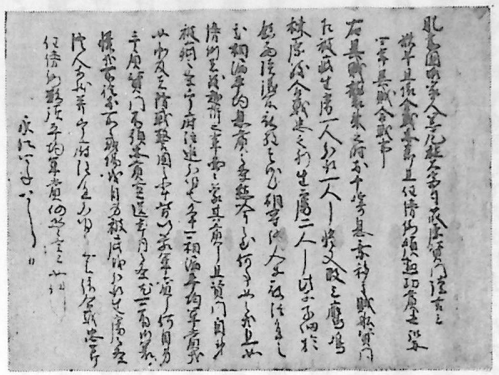

黒尾社大宮司藤原資門申状案

『伏敵篇』には、この弘安四年の戦いに出陣した肥前の将士として、龍造寺氏らの十数家をあげている。これら諸家の人々の活躍を裏付ける確実な史料は今日ほとんど残っていないが、実際にはなおより多くの諸家がこの戦闘に参加したはずである。いまその中から武雄地方の地頭御家人たちについて史料を拾えば次のようないくつかの例があげられる。

黒尾神社の神主は、武雄神社の場合と同じように、神社の神官であると同時に御家人としての身分を持っていたが、文永、弘安のころの当主を藤原資門といい、彼もまた出陣して鷹島ならびにその附近の戦いに参加して軍功をたてた。が戦後の論功行賞に漏れて一向に恩賞の沙汰がない。そこで弘安の役から十五年を経た永仁四年（一二九六）八月に次のような上申書を幕府に提出して恩賞を願い出た。(4)

「肥前国御家人黒尾社大宮司藤原資門、謹んで言上す。

早く且つは合戦の忠節に依り、且つは傍例にまかせて、勲功の賞に預からんと欲する、去んぬる弘安四年異賊合戦の事。

右、異賊襲来の時、千崎息に於いて賊船に乗り移り、資門疵を被りながら、一人を生けどり、一人を分捕り了んぬ。はた又、鷹島棟原に攻め上り、合戦の忠を致すの刻、二人を生けどり了んぬ。これらの子細、鎮西談議所に於いて其の沙汰を経られ、

証人らに相尋ね、注進せらるるのところ、平均の恩賞に相漏るるの条、愁吟の至り、何事かこれに如かんや。且つは傍例の如くんば、越訴を致すの輩、面々その賞を蒙り了んぬ。且つは資門自身疵を被むるの条、宰府の注進分明なり。いかでか平均の軍賞に相漏るべけんや。承り及ぶが如くんば、防戦警固の輩、皆以て軍賞を蒙むり了んぬ。なんぞ自身手を負うの資門、忠賞に預からずして空しく年月を送るの条、もっとも御哀憐あるべきか。所詮、所々の戦場に於いて、あるいは自身疵を被むり、あるいは分どり生けどるの条、証人らの状、ならびに宰府の注進分明なるの上は、合戦の忠節により、傍例にまかせて平均の軍賞に預からんと欲す。仍って恐々言上くだんの如し。

永仁四年八月　日」

この文書によると、黒尾神社の大宮司藤原資門は弘安四年閏七月の鷹島周辺における掃とう戦に参加し、まず北松浦千崎の海上で蒙古の軍船に乗り移って戦い、傷を負いながら敵兵を生けどり、続いて鷹島棟原に攻め上って敵二人を生けどるなどの戦功を立てた、といっているのである。

また、塚崎の後藤氏明（入道して浄明という。）は、西松浦山代の久木島又三郎を証人として、自分が今度の合戦に功績のあったことを申し出ている。戦った場所や戦功の具体的な内容は明らかでないが、『藤山考略』には、

「弘安四年、……二月、太宰少弐経資徼して以て進発を促す。後藤氏明庄内の兵士を募って博多に発向し、蒙古を禦ぎてしばしば戦功を抽んず。因って褒賞の地を賜う。」

と述べている。松浦山代文書には、肥前国の守護北条時定が、後藤浄明（氏明）の申出を受けて、久木島又三郎の証言の起請文を要請した次のような文書がある。

「肥前の国御家人墓崎後藤三郎入道浄明申す、度々の合戦の証人の事、見知するの実正に任せ、久木島又三郎の起請文を召し進めらるべく候。仍って執達くだんの如し。

弘安五年三月二日　平（花押）

山代又三郎殿」

徴証とすべき確かな史料は残っていないが、以上のような段階を経て、おそらく後藤氏は『藤山考略』にいっているように、どこかに勲功の賞として土地―地頭職を与えられたであろう。

以上に黒尾社の大宮司資門と、後藤氏明の二例を挙げたが、これはたまたまこの時の戦に参加したことが、確かな文書に証拠立てられるわずかな例に過ぎない。証拠となる文書は残っていないが、その他、橘氏の諸家や後藤氏の諸家をはじめとして多くの家の人々がこの地方からも出征したはずである。幕府は戦後論功行賞を行なって、それぞれ認められた戦功の多寡に応じて恩賞を与えた。戦に参加したことを証拠だてる史料が残っていなくても、戦後、恩賞を貰っている事実を確認できれば、その人物は戦に参加してなんらかの勲功を認められた者であることを推定し得よう。

(三)　役後の恩賞

文永・弘安両度の役の後、幕府はこれに勲功のあった者について論功行賞を行ない、その功に応じて所領所職を付与した。

文永十一年の合戦の恩賞については、有名な竹崎季長の絵詞によれば、十一年の翌年、建治元年の冬に、百二十余人の者に対して行賞のあったことがわかる。肥前の御家人でこの時恩賞を与えられた者としては、西松浦の山代弥三郎諧の子亀丸が、この役に戦死した父諧の勲功によって江里村の地頭職を与えられている。亀丸とは前に述べた山代又三郎栄である。また、同じく松浦党の一族である東松浦の石志氏も、文永十一年に石志兼と子息二郎の出陣参戦、二郎の戦死などの功によって筑前の益丸を与えられ、のち豊後の八坂下庄内にこの替地を与えられている。しかし、武雄地方の者については、その例を示す史料は残っていない。

弘安四年の戦いに対する恩賞付与は、五年後の弘安九年十月から、徳治二年十月に至るまでの二十一年間に、前後七回にわたって行なわれたもののようであるが、そのうち第一回の弘安九年十月とそれに引き続く期間、二回目の正応元年十月、三回目の正応二年三月および四回目の正応三年七月までに大部分の行賞が行なわれている。中にも第三回目の正応二年（一二八九）三月に行なわれた恩賞付与には、肥前神埼庄内の土地が配分せられているが、この時恩賞地を与えられた者は多数であり、またその時、配分のために出された文書―「蒙古合戦勲功賞神埼庄配分状」の原本も、他の場合に比べて多く残っている。殊に武雄地方の御家人等が与えられたのは、現在残されている史料による限り、すべてこの神埼庄においてである。以下、武雄地方における御家人等の恩賞について述べる。

なお、この時発給された文書には、後に例示するとおり、「神崎庄配分事」とあり、内容にも「田地三町」「畠地、一所一段」などのように書いてあるが、配分されたのはそれぞれ配分状に書かれているそれらの田畠の地頭職であった。

さきに述べた塚崎の後藤氏明について、『後藤家戦功其外事跡并諸書物覚』（以下この書を『後藤家戦功記』と略称する）には、

「正応二年三月、少弐筑後前司妙恵、大友因幡前司具簡、奉行にて、氏明并に氏族中野後藤十郎定明、同子五郎頼明に、神埼郡内の地を賜り候事。」

といっており、『藤山考略』にも同様に述べているが、氏明が神埼庄内の土地を配分されたことを確認できる史料は現存していない。おそらくこの書物の書かれたころにも同様にその徴証となる史料は無かったのであろう。この書の著作者は、後にあげるような支族中野氏に対する配分状だけを引用して、氏明に対するそれを引いていないのである。しかし、すでに述べたとおり、氏明が戦に参加したことは事実であるから、恩賞地の配分はあり得ないことではなかったであろう。

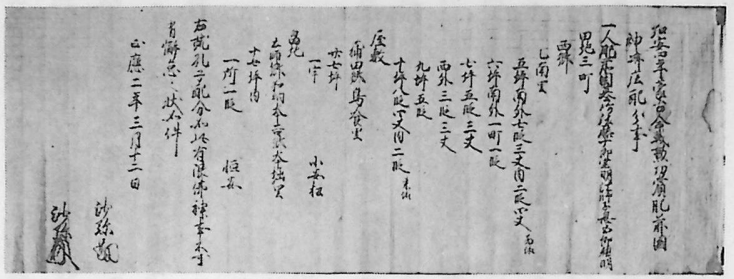

蒙古合戦勲功賞神崎庄配分状（後藤頼明あて）

支族中野氏への恩賞地配分については、後藤家に伝来した武雄鍋島家文書のうちに次のような文書が残っている。

「弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前国神崎庄配分事、

一人、肥前国墓崎後藤十郎定明法師子息五郎頼明

田地三町

西郷

乙南里

五坪南外七段三丈内二段四丈、西依

六坪南外一町一段

七坪五段三丈

西外三段三丈

九坪五段

十坪八段四丈内二段、東依

屋敷

蒲田郷鳥喰里

廿七坪

一宇　小安松

畠地

土師郷加納、本告郷本堀里

十七坪内

一所一段　恒安

右、就孔子、配分如此、有限仏神事、不可有懈怠之状、如件

正応二年三月十二日

沙弥（花押）

沙弥（花押）」

すなわちこの配分状によると、五郎頼明は弘安四年蒙古来寇の際の勲功によって、その賞として神埼庄の西郷乙南里のうちに合わせて三町の田地と、蒲田郷鳥喰里に屋敷一宇、土師郷加納と本告郷本堀において一段の畠を与えられたのである。さきにも述べたとおり、この時神埼庄は多数の武士達に配分せられたのであるが、それは大体三通りの基準に分けて与えられている。すなわち現存する配分状やその他の史料によると、戦功をその大小に従って三段階に分け、今かりにこれを上功、中功、下功と呼ぶとすれば、上功には田地十町、中功には同五町、下功には同三町を与え、なおそのほかに屋敷と畠地とを与えた。屋敷は現存する配分状によれば、上功は三宇、中下はいずれも一宇であるが、畠地は状況によって多小の相違があったようで、上功は四段ないし五段、中功は二段から三段余り、下功はほぼ一段となっている。以上のような三通りの組みをつくり、それぞれの組みの中でめいめいに籤引きのうえで分け与えた。前に挙げた後藤頼明の与えられた田地は三町であるから、その勲功は以上の三段階に分類すれば下功と認定されたわけである。

また武雄神社文書のうちに次のような文書がある。

「肥前国武雄下孫二郎入道安知謹んで言上す。

早く、且つは元弘以来の御法に依り、且つは正応二年の配分状に任せて、沙汰し給わらんと欲する弘安四年蒙古合戦恩賞地神埼庄内加摩多村の田畠等の事。

右、かの田畠は、弘安異国襲来の恩賞より四十余年、当知行相違なきのところ、洞院家の御計らいに依って、神埼執行に付けらるるの間、無足佗傺の至り、いかでか御憐愍の儀なからん哉。然らば早くこれを糺し給わり、いよいよ軍忠を抽んでんが為に、恐々言上くだんの如し。

建武三年三月　日」

これは武雄下孫二郎入道安知という人物が、弘安四年からはすでに五十六年を経ている建武三年（一三三六）三月に、朝廷方から取り上げられていた神埼庄の加摩多（蒲田）村の田畠を、再び自分のもとへ返して貰いたいと、足利氏に訴え出た文書であって、文書の裏にはこれを承認した足利尊氏の裏書がある。文中に、「弘安四年蒙古合戦恩賞地」といい、「正応二年の配分状にまかせ」といっているとおり、この蒲田村の田畠は、既述の後藤頼明の場合と同じく、弘安四年の戦功によって正応二年三月に配分を受けたのである。『武雄社本紀』の本司系譜、頼門の条に、

「登時の勲功を以て神埼庄蒲田村の田地を賜う。正応二年三月、少弐妙恵、大友具簡、奉行するところなり。」

といっているのはこの田畠に該当する。本紀はこれが頼門の勲功によるものであると書いているわけであるが、事実であろうと思われる。なお、武雄下孫二郎入道安知という人物は、同じく本紀の本司系譜にある康門（また安門とも）であろう。譜によれば、康門は基門の子であり、頼門の弟であって、孫次郎と称した。ちなみに、前にあげた『後藤家戦功記』や、『武雄社本紀』のほか、『藤山考略』にも、正応二年三月の恩賞地配分状における連署の奉行人を、少弐妙恵と大友具簡としているが、これは少弐浄恵（経資）と大友道忍（頼泰）の誤りである。

以上のほかにも、橘氏の諸家その他、いくつかの家々もこの時恩賞地の配分を受けたであろうが、今日それを明らかにすることのできる史料は残っていない。

この蒙古の来襲が未曽有の大変事であっただけに、国内の各社寺では国難撃攘の祈願祈祷が盛んに行なわれたのであるが、ことに文永弘安の両度とも神風が敵の撃滅に大きく作用したと考えられたことから、社寺への恩賞が他に優先される傾向にあり、自然、社寺は恩賞をきそい、行賞の詮に漏れた社寺は、祈祷の効験をうたって恩賞の付与を訴え出た。

また弘安四年の来寇後も、更に予期される次の来寇に備えて、幕府は、後に述べるように、博多沿岸の防備などに九州の御家人らを動員してこれに当たらせたのであるが、諸社寺に対しても引き続き国難排除、異国降伏の祈祷を行なわせた。諸社寺はこうしたことに対して当然恩賞を期待したのである。

武雄社も以上のような立場にあった神社の一つであった。弘安四年の再度の来寇から二十八年後の延慶二年（一三〇九）六月に、当時の武雄社大宮司であった国門が訴え出ようとして書いた申状の草案の写しが、今も同社に残っている。書写の際の誤写と思われるところや、書写と同時に付したかと考えられる句読点や送りがなどにも誤りが多いが、漢文体で千数百字をもって書かれた長文のものである。文中に記すところによると、これより前にもすでに何回かにわたって訴え出ていることがわかるが、今度の申状には綸旨、院宣をはじめ、将軍家の御教書、下知状などを証拠書類として添え、武雄社が恩賞を与えらるべき八か条の理由を挙げて訴えている。

まず、

「当社は本朝擁護の霊場、異国降伏の尊神なり。」

という本文の書出しに始まって、

当社は大宰府が精撰註進した六カ所の九州の宗社（武雄・住吉・高良・阿蘇・鏡・河上）の中、まっさきに註進された社であり、祭神は「奉国無双の忠臣、異賊征伐の良将」であるのに、他社はすでに恩賞を受け、当社が賞に漏れているのは不合理である。

ということを繰り返し述べたあとに、

「文永には則ち十月二十日の夜、かぶら矢の音、御神殿より出でて賊船の方を差してひびき、二十一日、賊徒退散す。

弘安にもまた七月二十九日、午の時、紫の幡三流、上宮より出でて青天の上はるかにひるがえり、賊船の方へ飛び行くのあいだ、繒素目を驚かし、尊卑掌を合せおわんぬ。その時、大風吹きて賊船悉く波にただよう。異国降伏の霊瑞、御在世の昔より、御垂跡の今にいたりて掲焉たり。いかでか御帰敬なからんや。」

といって、文永・弘安両度の来寇に際し、武雄社に現われた奇瑞、霊験を申し立て、最後に、

「重ねて故実を訪ぬるに、異国合戦に至りては、京家、凡下、浪人、非御家人をいわず、忠を致さしむれば行賞せらる可きの旨、定め置かるるのあいだ、貴賤を論ぜず忠賞せらるるところなり。まことに一土の功勲を捨てられざるの条、先世の兵法に相叶わしむるか。しからば上下恵みに潤おい、遠近徳に欽る。人倫の恩賞すでに用捨なし。神明の忠勤いかでか棄て置かれんや。雑掌理運を抱きて多年長訴に疲るといえども、上裁を仰がんがために、しばらく重ねて短慮悲哀の至りを述べんとして、事の状を勒し言上くだんの如し。」

と結んでいる。この訴願の結果がどうなったか、さらに具体的にどのような恩賞が武雄社に与えられたか、史料が欠逸していて今これを明らかにすることはできないが、この文書は、蒙古来襲の時における神社による恩賞訴願のことを示す県内唯一の史料としてわれわれの興味をひく。

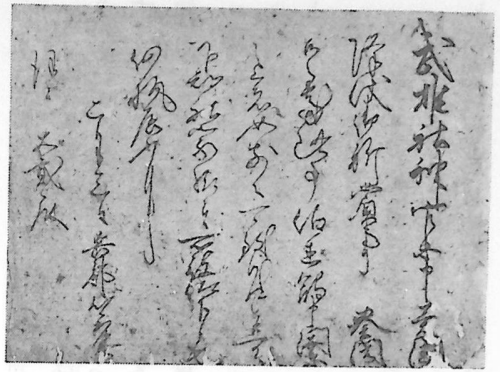

伏見天皇綸旨

㈣　異国警固番役

さきにも述べたように、蒙古―元では弘安四年の後も日本遠征の意図を容易に捨てなかった。したがってわが国では今後も長く博多湾沿岸の防備を続け、九州の御家人たちは代わり合ってその任に当たったのであるが、いま現存する武雄地方関係文書のうちから、これに関するものをあげれば次のような数例がある。

「異国警固、博多番役の事、二月一日より同晦日まで、勤仕せられおわんぬ。仍って状くだんの如し。
永仁四年（一二九六）七月廿九日　貞経（花押）
中村弥二郎殿(5)」

右のうち貞経とは少弐氏であり、のち入道名を妙恵といった人物である。中村弥二郎とは橘氏の一族であって長島庄中村を本拠としていた。これによると、中村弥二郎は永仁四年の二月一日から末日まで一か月間、博多沿岸の警備に当たったのである。

「異国警固、肥前国嘉元四年（一三〇六）博多在津番役の事、一ヶ年内二百六十日勤仕せられ候いおわんぬ。仍って執達くだんの如し。
徳治二年三月廿三日　為政在判
武雄大宮司入道殿」

為政は肥前の守護代であった人物、武雄大宮司入道とは頼門、入道して入真と称した。すなわちこの文書によれば、入真は弘安四年から二十五年後の嘉元四年に、二百六十日間の長期間にわたって博多に在津して番役に当たったというのである。

次は嘉暦四年（一三二九）二月二十七日付けの沙弥爰運という者の和与状(6)の中に左のような一か条がある。

「一　惣領職の事、公義の家督相承くるの上は、関東の御公事以下においては一向惣領孫次郎公重支配たるべく候。但し、鎮

西番役警固以下に至りては、惣領の違乱なく各別として勤仕せしむべく候。」

沙弥妥蓮というのは長島庄にはじめて入部した橘公業の子公義を祖父とす人である。文意は、関東―幕府の御公事等は全て惣領である公重が支配するが、鎮西警固番役などは惣領に関係なく庶家として別に勤める。というのであるが、これによると、弘安四年からはすでに四十八年を隔てた嘉暦四年のころにも、やはり警固番役は続けられていて、橘氏は惣領家も各庶家もそれぞれその役を勤めていたのである。

四　塚崎庄

(一)　塚崎庄の成立

後藤家系図や家譜の類には、初代章明が勲功によって塚崎荘の惣地頭になったとか、二代資茂がはじめて塚崎荘に下ってきた、などと書いてあるが、これらは後世の文であって、そのころはまだ塚崎荘という荘園は成立していなかった。

つかさきという土地の名まえは、もちろん古くからあったであろうが、その名前が文書に出てくる最も古いものは、伊万里文書にある建保六年（一二一八）八月の源披の所領譲状であって、これには墓崎と書かれている。続いては武雄神社文書の寛喜三年（一二三一）十二月二十四日の僧長順田地寄進状であって、これにも墓崎と書いてある。墓崎と書いて「つかさき」といったことは、全文かなで書かれたこの時代の文書に「つかさき」と書いてあることによって明らかであるが、このように墓崎と書いていたものが、やがて塚崎と書かれるようになる。結論的にいえばその時期は千三百年代の前半であったといえる。いま各地に残っている文書で、文中に墓崎あるいは塚崎の名の出ている千二百年代の初めら千三百年代の後半（南北朝時代）に至るまでの文書二十数通によって調べてみる

と、一三一一年のものを含めてそれ以前の文書には、ただ一通の例外があるが、他はすべて墓崎と書かれており、一三三四年（建武元年）八月以後はいずれも塚崎と書いてある。そして両者の間約二十年間位―鎌倉時代の終わりごろ―のもの七通には、墓と塚とが前後混在していて、墓から塚への過渡期を示しているようである。(7)

さて、つかさきの荘の成立はいつであったであろうか。その荘名の見える最も古い史料は、武雄神社文書の応長元年（一三一一）十二月三日の藤原氏女田地売券と、同年同月十二日の藤原氏女田地寄進状とであって、前者の文中にはかなで「つかさきのしやう」と書かれ、後者の文中には「墓崎荘」と書かれている。ところが、これより三十七年前にあたる文永十一年（一二七四）五月の後藤直明あて関東下知状には「肥前国墓崎村」と書いてあって、荘とは書いてない。この時より前のものは皆同じく村であり、中には「長島荘内墓崎村」と書いてあって、墓崎村が長島荘内の一つの村であったことを示している文書もある。

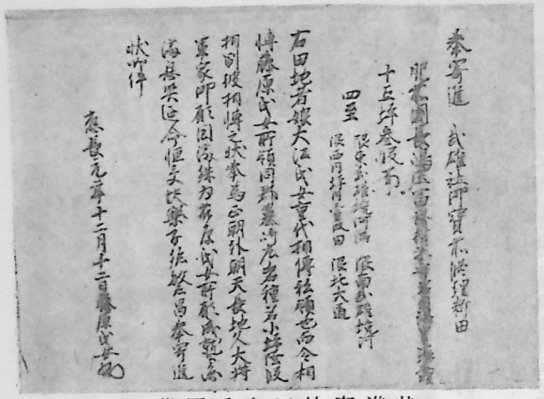

藤原氏女田地寄進状

このように、墓崎の地は少なくとも文永十一年（一二七四）五月まではまだ「村」といっていたのが、おそくとも応長元年（一三一一）十二月には「荘」と称するようになっており、以後の文書にはいずれも荘として出てくる。なかには「長島・塚崎両荘」云々と書いてあるものもある。

以上によって、墓（塚）崎が長島荘内の一村であった立場から分離して、一つの荘となったのは、一二七四年から一三一一年までの間のいつかであったことがわかる。

ここで、佐賀郡河上神社の文書の中にある「河上宮造営用途支配惣田数注文」に注目したい。この文書は正応五年（一二九二）八月のものであって、当時における肥前国内の公領、荘園を細く書き出している。荘園分としては六十八個所を挙げ、長島荘の千五百十七町から武雄社・黒尾社のそれぞれ三町二反と一町七反に至るまで列記しているが、その中に墓（塚）崎荘はあげられていない。思うにこの時はまだ墓崎荘はできていなかったのであろう。とすれば、前に述べたこの荘の成立したのは一二七四年から一三一一年までの間であったという推定は、更に間をちぢめて正応五年（一二九二）から一三一一年に至る十九年の間のいつかであったということになる。

ところで、多久に伝えられたもと後藤家の文書中に、応長元年（一三一一）七月二十二日の鎮西下知状がある。この文書は初めの部分が欠けて無くなっているが、後藤家十代の幸明（この当時は入道して浄日と号していた。）に対して、その甥にあたる秀明や善願という者ならびに叔父の明貞（家明）らが、所領の相続について争い、鎮西探題に訴え出で、探題北条政顕がこれに裁決を与えた時の文書である。文中に、

「浄明時に氏明宝治の与党に依り、当村を収公せらるといえども」

といい、また、

「当村地頭職においては、明貞の訴訟を停止し、浄日知行相違あるべからず」

といっている。宝治の与党云々とは、宝治元年（一二四七）六月、鎌倉幕府の執権北条時頼が三浦泰村およびその一族を滅ぼした時、後藤氏明は三浦氏側の荷担者と見られて、一時所領所職を取り上げられた時のことを意味し、当村とは後藤氏の本領墓崎村を指していることは疑いあるまい。したがってまた、当村地頭職とはすなわち墓塚村の地頭職であって、この時、浄日（幸明）の叔父明貞（家明）が自己の知行権を主張して訴え出たのを、鎮西探題はその理由の正当性を認めず、引き続き浄日に墓崎村の地頭職を知行させたのである。

この裁定の文書の中で、右のように再三墓崎を指して村といっていることは見逃がせないであろう。この文書は

鎮西探題から出されたものであるが、現地の人名や地名などについては、訴陳を行なう原告や被告らの側から出された書類等に基づいて書かれたであろうから、少なくともその時点においてはまだ墓崎村であって墓崎荘ではなかった。荘成立の段階には達していなかった、と見るべきであろう。だとすれば、前に述べた墓崎荘成立の時期はさらに限られて、早くとも上述の鎮西探題の裁許状の日付けである応長元年七月二十二日を著しくはさかのぼらないところから、同年十二月に至るまでのきわめて限られた期間内であったということになろう。墓崎荘成立の時期は、今のところその史料的制約から、これ以上つまびらかにすることはできない。

(二)　塚崎庄の庄域

さて、塚崎荘の成立については、以上に述べたとおり、ほぼその時期を推定することができるが、その場所や荘域を適確に知ることは史料的に困難であるといわざるを得ないのである。前掲した伊万里文書の源披の所領譲状に、後藤家四代の宗明は「墓崎地頭」であったと書いているし、また、あるいは後藤家古文書のうち寛元五年（一二四七）二月の将軍頼嗣下文に、後藤氏明を長島庄内墓崎村の地頭職とするといっているが、これらの墓崎あるいは墓崎村とは一体どこであったのか。

後藤家の歴史を書いた『藤山考略』や『後藤家戦功記』などには、いずれも、二代資茂ははじめて肥前に下ってきて、「塚崎荘米守名温泉里に舘をたてて住んだ」というように書いているが、そのころはまだ塚崎の荘はできてはいなかったことは前に述べたとおりである。また確実な史料によるかぎり、米守名温泉里は長島荘富岡村の内にはあるが、墓（塚）崎村あるいは墓崎荘内に見える史料は残っていない。武雄神社文書にある応長元年（一三一一）十二月十二日の「藤原氏女田地寄進状」に次のように書いてある。

「奉寄進　武雄社御宝前修理料田

肥前国長島荘富岡村米守名内温里十坪参段、十五坪参段事
四至限東武雄境河満、限南武雄境河、
限西同坪内壹段田、限北大道、

右田地者、娘大江氏女重代相伝私領也、而令相博藤原氏女所領同郡墓崎庄岩種名小坪陸段、相副彼相博状、奉為正朝外朝天長地久、大将軍家御願円満、殊為藤原氏女所願成就円満息災延命恒受快楽子孫繁昌、奉寄進状如件

応長元年十二月十二日　　藤原氏女（花押）」

この文書は、藤原氏女が自分の所領である墓崎荘岩種名内の田地六段と、大江氏女の所領長島荘富岡村米守名内の温里にある田地六段とを交換して、自分の所領となった米守名内温里の田地六段を、あらためて武雄社に寄進した時の証文である。温里はまた湯里とも書いているが、ともに「ユガリ」と呼んだと考えられる。（武雄社本紀等にユノカリと読ませているが、後世の美称的な呼び名であろう）いずれにしても温泉の湧出する場所に重点を置き、少なくともその場所を内に含んだ地域の里の名であろうと推測される。一里は原則として六町四方から成り、一町四方を一坪と称したので、一里の中には三十六の坪があった。前掲の藤原氏女の寄進状中にも、温里十坪や十五坪の名が見え、他の文書にも三坪などが見える。これらの各坪はいずれも長島荘富岡村米守名の内にあって、墓崎荘内ではない。十坪と十五坪とは、里の坪割の関係から隣り合って並んだ土地であるが、前掲文書に書かれた四至、すなわちこの土地の東西南北の境界をしるしたところに、「限レ南、武雄境河」とある。つまりこの土地の南がわは川になっていて、川の更に南がわは武雄であったことを意味する。

また、徳治三年（一三〇八）二月の大江氏女畠地売券に、「長島荘富岡米守名の内、宮崎の畠」云々と書いてある。宮崎とは天暦五年（九五一）の武雄社領四至実検状に「北限　宮崎登長道」とある宮崎であって、武雄社本紀の山間遺蹟に、「宮崎いまは小岩崎と称す」といい、石井良一著武雄史に「（今の）石門附近なり」といっているとおり、御船山西北麓に近い地域であろうと思われ、したがって富岡村の西南域はこのあたりにまで及んでいたの

である。

なおまた、正安三年（一三〇一）二月の橘公忠ほか三名連署の田地売券[8]に、「富岡村内永松名温里二十五坪」という記載がある。この永松名は今武雄駅の東方にその名を残しているが、この田地売券の記載によれば、当時は西方に広く伸びて温里の二十五坪あたりはその名内であったことがわかり、それはまた同時に富岡村の内でもあったのである。

米倉二郎の見解によれば、杵島郡東南部の田園地帯における里内の坪（白石地方では一般に角といっている）の配列は、里の西北隅を一の角とし、それから南下して六の角に至り、東に折り返して七の角より北にのぼって十二の角に至り、以下繰り返して東北隅の三十六の角に終わっているそうであるが、この見解は湯（温）里の場合にもあてはまるようである。さきに述べたとおり、湯里とは温泉の出る場所に重点を置いた呼称であって、また地形の上からもここを起点として南東方向に広がる蓋然性が多いと思われる。いまかりに泉源のあたりを湯里の西北隅一の坪と想定すれば、それからやや東に振れて南下し、六の坪から七の坪、八の坪に折り返して順次東北隅三十六の坪に終わる。大胆な想定であるが、このように考えれば湯里の二十五の坪が東方永松名内に属することも矛盾なく受け入れられよう。

さて、前述のとおり、武雄にいま残っている二、三の古書は、よしんばそれらがいずれも近世の編著であって信憑性に乏しいものであるにしても、後藤家二代資茂（武雄社本紀は初代章明としている。）ははじめて肥前に下り塚崎荘米守名温泉里に舘したという伝承を伝えている。また、同家八代直明は仁治三年（一二四二）の頃、聖一国師円爾のために米守名温泉里の舘を寺とし、円爾を開山として招じた。これが広福寺であるという。[10]

また、確かな文書によってみても、四代宗明は墓崎地頭と称され[9]、六代常明は墓崎太郎常明と呼ばれ、九代氏明は鎌倉幕府から墓崎村の地頭職に補任せられている。[11]すなわち平安末から鎌倉初期のころにかけて、後藤氏が墓崎

を所領とし、そこを本拠としていたことにはまず疑いの余地はない。問題はその墓崎の地が二、三の伝承の伝えるように「米守名温泉里」を含む地域であったかどうかである。

結論的にいえば、伝承のうちから後世的な要素を取り去った核心、つまり「後藤氏は墓崎の湯里に来住したんだ」ということはあるいは事実であったかも知れない。このことを実証できる確かな史料は残っていないが、またこれを否定すべき史料もない。湯里の十の坪や十五の坪は米守名内にあったが、同じ里の二十五の坪は永松名の内にあって、ともに富岡村に属していたことについては前に述べた。しかし、泉源地附近を称したであろうと思われる一の坪、二の坪、ないし十一、十二の坪などに関しては、文書などにも全く所見がないのである。このあたりの地域を含む村もしくはそれに類する地名としては、諸史料に徴して富岡か墓崎のほかには考えがたいと思われるので、伝承の核心になにがしかの歴史的事実を認めようとする立場に立つ限り、後藤氏が来住したと伝えられる米守名の湯里とは、湯里の一の坪、二の坪、ないし十一の坪、十二の坪あたり、あるいはさらに可能な範囲を求めればこれらの坪の東につらなると考えられる十三、十四、二十三、二十四の各坪にわたる地域であったであろう。

以上に後藤氏の祖が来住したという墓崎の湯里を想定したが、墓崎という地名は、後藤氏の発展とともに、しだいにより広い範囲に及ぶ土地の名称に拡大されていったらしい。

橘中村文書の中に、永仁七年（一二九九）六月五日付けの「長島荘高瀬山田畠山野等中分状」がある。この文書は、長島荘に属する高瀬山の田畠山野を、荘の領家と地頭とに東西に二分した時の証文であって、その東の分に当たる土地の東西南北の境界が書いてある。それによると、ここにいう高瀬山は今の西川登の高瀬あたりからはるかに東北方一帯に広がる山地帯を中心とした地域であったらしいことがわかるが、その南北の境界については次のように書いてある。

南限　仁和木・宇土手堺

北限　墓崎堺

仁和木は庭木であって、それと宇土手の堺を境界とするという南方に関しては、大ざっぱながら一応の界線がわかるようであるが、北は墓崎と堺しているという墓崎の位置はどこに求めるべきであろうか。前に述べたとおり、この永仁七年のころは、墓崎はまだ長島の荘内の一村であって、墓崎荘は成立していなかったと推定される時代であるが、この中分状にいう高瀬山の北に接して墓崎があったとすれば、墓崎は西方西山方面にまで及ぶ地域を占めていたと推測されるのである。

墓崎荘が成立し、後藤氏の勢力の伸びて行くにつれて、この荘の荘域もさらに拡大して行ったと思われる。鎌倉時代の末期に近い正中二年（一三二五）八月の文書[12]には「墓崎五ケ村」という言葉が見えるし、翌正中三年二月の文書[13]によれば小楠村方面も塚崎荘に属している。以後南北朝時代にかけて、岩富、梶原、岩種、梅山、武雄などの地がこの荘内にあったことを物語る文書が残っている。

「つかさき」というのは本来古墳でもあった崎と呼ぶにふさわしいある限られた土地の名まえであったであろうが、墓崎村から墓崎荘に移って行くころにはすでにより広い地域の名称になっていたのであろう。あたかも長島荘の上村と下村とが、それぞれ数か村を含んだ惣名であったように、墓崎においても、荘成立の前後からすでに武雄村其他を包含する地帯の惣名化していたとすれば、高瀬山の北の境が墓崎と接するという前引文書の記載も、無理なく理解できると思われる。

註　（1）伊万里文書、源披所領譲状案
（2）福岡県八女郡
（3）〔薩藩旧記〕前編
（4）武雄神社文書

中世二

(5) 橘中村文書
(6) 小鹿島文書
(7) なお、後世柄崎とも書く
(8) 武雄神社文書
(9) 前掲伊万里文書
(10) 武雄神社文書
(11) 後藤家文書
(12) 橘中村文書
(13) 武雄神社文書

中世二

(5) 橘中村文書
(6) 小鹿島文書
(7) なお、後世柄崎とも書く
(8) 武雄神社文書
(9) 前掲伊万里文書
(10) 武雄神社文書
(11) 後藤家文書
(12) 橘中村文書
(13) 武雄神社文書

一　建武の新政

(一)　鎌倉幕府の滅亡

十三世紀の末ごろ以来、幕府の内外には種々の事件が生起して、幕府の権威はしだいに失墜し、その統制力は弱体化していった。一方にはまた、幕府体制をささえる御家人社会の動揺もあった。正和五年（一三一六）の七月に北条高時が執権の職につき、翌々年の文保二年（一三一八）二月に京では後醍醐天皇が位を継いでいた。『保暦間記』は当時の朝幕の状態を述べて、

「……後宇多院の宮（尊治親王・後醍醐天皇）同（文保二年）二月廿六日、御位につかせ給う。……当(今)ぎんはちかごろの名王にておわしまして、せいどうに私なし。……まことに関東の政道は正体なかりければ、あわれ公家の御世にや帰らんずらんと、諸人申しあえりけり。」

といっているが、これはよしんば京側に立った結果論的な回想の文であるにしても、後醍醐天皇を中心とする朝廷の方から見れば、皇位継承の問題とも絡んで、諸般の客観情勢は倒幕の時期の到来として感じ取られたことであろう。ひそかにその計画は進められていたが、挙兵の直前に幕府方に知られ、元亨四年（一三二四）九月十九日、幕府の出先機関六波羅探題の軍勢はこの計画に参加した在京の武士を急襲してこれを倒し、また密謀の中心的人物と見られた日野資朝・同俊基らを捕えた。朝廷は使いを幕府に派遣して弁明させ、ようやく事をおさめ得たのである。元亨四年は十二月九日に改元されて正中元年となったので、この事件を正中の変と呼んでいる。

この時の計画はこうして未然に一応終わったが、初め幕府は六波羅からの通報によって事を知ると同時に、御教書を発して諸国の御家人を召集した。肥前の御家人たちもその召集を受けるとともに急遽鎮西探題のもとに馳せ参

じたのであって、次の文書はこの時おなじく召集を受けた武雄社の大宮司小次郎入道入真（頼門）の代理として、その弟孫次郎安門が鎮西探題のもとに馳せつけた時の着到状である。

「禁裏の御事に依り、去る九月廿三日の関東御教書、同じく御事書きに就いて、肥前の国の御家人兼武雄大宮司、小次郎入道入真、当病のあいだ、舎弟孫次郎安門、代官として則ち馳せ参ぜしめ、着到に罷り入り候いおわんぬ。此の旨を以て御披露有る可く候。恐惶謹言、

元亨四年十月廿日　入真代藤原安門（裏花押）

進上　御奉行所」

これによると幕府から出された御教書は九月二十三日の日付けであるから、十九日に京で起こった事変が、承久の変の際と同じように、およそ四日で鎌倉に伝えられている。また、二十三日付けで鎌倉から出された御教書は、大川文書の中の大河幸蓮の着到状によれば、十月五日に島原半島北部にいた大河氏のもとに着いているから、武雄社にもほぼ同じ頃到着したであろう。この御教書を受けた武雄社では折から当主の大宮司入真は病気であったので、弟安門が代理として鎮西探題府にかけつけたのであった。ちなみに安門とは『武雄社本紀』には康門と書かれている人物である。

この時の古文書類で現在この地方に残っているのは、以上にあげた武雄社の安門着到状だけである。橘氏の諸家や後藤氏の諸家をはじめ、その他の動静を伝える史料は残されていない。

正中の変は以上のように未然に一応鎮静したが、天皇を中心とする一部の廷臣たちの間には、依然倒幕の意図は持ち続けられた。そしてその機がようやく熟そうとしていた時、密告によって再びこれを知った幕府方は、天皇の側近にあって謀議にあずかった文観らの僧や日野俊基らを捕えて鎌倉に送った。元徳三年（一三三一）の四月から七月にかけてのことであった。八月十日に改元があって元弘元年となったが、その八月二十四日、天皇はひそかに

京都を脱出して奈良に幸し、更に笠置に遷ったが、ついに幕府に捕えられ、翌二年三月、幕府は承久の例にならって天皇を隠岐にうつし、また、尊良親王らの皇子を土佐その他に流した。元弘の変と称する。

この時も正中の変の際と同様、肥前の御家人は幕府側から動員を受けたであろうが、今それを伝える文書の類は残っていない。しかし、『薩藩旧記』に載せている文書によると、この時、紀俊正、河上家久ら四人の薩摩国の御家人たちが、召集を受けて鎮西探題のもとに参集し、十月にいたるまで博多に滞留して、探題府の警固に当たったりしていることがわかるから、肥前の御家人らはなおさらのことであったと思われる。

なお『鎮西要略』には、

「元弘元年十月十八日、帝京六波羅の使者、曽我左衛門・須山又四郎、探題の館に来着す。これ武命をふくんで下向するところなり。探題武蔵修理亮、廻文をめぐらして管内の侯伯の長各一人を招きて以て営中に会盟せしむ。これ帝都の大変に依ってなり。」

とも述べている。

また武雄神社には次のような二通の文書の案文が蔵されている。

「京都騒乱に依り、関東の御祈祷を致すべきの由、肥前国中の宮寺に相触るべきの状、件の如し

元弘元年九月四日　修理亮御判

守護代」

修理亮は肥前の守護を兼ねていた鎮西探題北条英時である。英時は京都の事変を聞いて、肥前国内の諸社寺において、幕府の安泰と武運長久を祈らせるよう肥前守護代に命じたのである。守護代はこの命を受けて直ちに管下の神社・寺院にこの旨を伝えた。次の文書はこれを武雄社に伝達した守護代の施行状である。

「京都騒乱に依り、関東の御祈祷を致すべき由の事、近日の御教書かくの如し、早く仰せ下さるるの旨に任せ、誠精を致さる

べきの由に候、仍って執達くだんの如し

元弘元年九月九日　　平判

武雄大宮司殿」

武雄社その他の諸社寺では、この要請を受けて、いずれも幕府方のためにその武運を祈ったのであった。

天皇の隠岐遷幸後も、皇子護良親王や楠木正成らの活動を初め、各地に反幕行動が展開され、元弘三年（一三三三）閏二月下旬、天皇は隠岐を脱出して名和長年に船上山に奉ぜられた。やがて五月には幕府を離叛した足利尊氏等が六波羅を陥れ、新田義貞は鎌倉を攻めて北条氏を滅ぼし、約一世紀半にわたった鎌倉幕府はついに倒れた。

九州では、この年三月十三日、肥後の菊池武時、阿蘇惟直らが探題北条英時を攻撃したが勝たず、武時は敗死した。これより先、少弐貞経・大友貞宗らも武時とともに探題を討つ約束であったが、『太平記』の物語るところによれば、「東兵王畿に充満し、官軍これがために囲まる。」という中央の情勢を聞いて心変わりしたので、武時は「日本一の不当人共をたのんで此の一大事を思い立ちけるこそ越度なれ」と独力で決戦を敢行したという。

ところがその後二か月の間に中央の情勢は大きく変わって、京都の六波羅は陥り、鎌倉の幕府も滅んだ。六波羅陥り、官軍優勢の報を受けた少弐・大友らは、再び態度を変えて探題討伐の兵をあげ、五月二十五日、さつまの島津氏らとともにこれを攻め、英時は自殺し、鎮西探題は滅亡した。この時肥前の御家人たちは大半少弐貞経に従って参戦したもののようで、『鎮西要略』にはその名をあげて、草野・神代・江上・小田・高木・国分・龍造寺・千葉・綾部等としている。龍造寺家文書の中に次のような着到状があって、龍造寺善智がこの時の戦いに参加していることが立証される。善智は龍造寺氏の庶家家泰である。

「去る五月廿五日、武蔵修理亮英時誅伐の事に依り、肥前国龍造寺右衛門次郎入道善智、即時馳せ参ぜしめ候いおわんぬ、よって御一行を下し賜わり、将来の亀鏡に備えんが為に恐々言上件の如し

元弘三年七月廿二日　沙弥善智

進上　御奉行所

承了（少弐貞経）（花押）」

『鎮西要略』にはあげていないが、武雄神社文書の中にも次のような着到状があり、武雄社大宮司家もまた参戦しているのである。

「肥前の国武雄大宮司諸久曽女代小太郎幸門、武蔵修理亮英時誅伐の時、承り及ぶの間、馳せ参ぜしめ候、この旨を以て御披露あるべく候、恐惶謹言

元弘三年七月廿七日　藤原氏女代幸門上（裏花押）

進上　御奉行所　　承了（花押）」

また、『藤山考略』の前後藤武庫（光明）譜に、

「元弘三年五月廿一日、塚崎後藤又次郎光明・武雄社大宮司武雄弥三郎員門・東福寺中村弥次郎公有・山代松浦弥三郎弘等、官軍に属して少弐筑後前司妙恵・大友近江前司具簡に従い、武蔵修理亮英時を伐って戦功を顕す。」

といい、『後藤家戦功記』にもほぼ同文の記載がある。後藤光明や中村公有らがこの時探題討伐軍に加って参戦したかどうかについては明証はないが、当然あり得たことであり、その他、橘氏の諸家をはじめ多くの参戦者があったはずである。

(二)　新政とその崩壊

六月五日、後醍醐天皇は京都に還幸し、天皇による親政が行なわれることになった。建武の中興、あるいは建武の新政という。九州では探題英時の滅亡後も、その一族等による叛乱が起こって、肥前の武士もその鎮圧におもむ

いているが、翌年七月にはその乱も平定された。

百五十年の間、強力に全国を支配し、自分たちの上に君臨してきた武家政権の府がもろくも倒れて、昔の物語りに聞いた公家の政治が行なわれる世になった。このめまぐるしい変転に直面して、鎌倉や京都からは遠く離れた九州肥前の人々、特に幕府に直結していた地頭御家人たちは、対処すべき方途に迷ったことと思われる。肥前には、肥後の菊池、豊後の大友、薩摩の島津、あるいは筑前の少弐などのように、九州の政治情勢に直接影響を与え得るほどの大きい勢力は育っていない。諸方の情報を直接入手する手段も持たなかったであろうし、自然、中央の情勢にも疎かったであろう。結局、近接する周囲の情勢に応じて去就を判断し、近隣の大勢力の動きに引きずられて行動するよりほかはなかったのである。今後数十年間にわたる動乱の時代を通じて、肥前の中小土豪武士らは、対立抗争する大勢力の消長について、その間に右往左往せざるを得なかったが、しかし、『太平記』が探題英時自害の事、のくだりに、

「世の末の風俗、義を重んずる者は少く、利にはしる人は多ければ、只今まで附き従いつる筑紫九ヶ国の兵共も、恩を忘れて落失せ、名をも惜しまで翻りける間、一朝の間の戦いに英時ついに打負けて、忽ちに自害しければ、（中略）あわれなるかな、昨日は少弐・大友、英時に従って菊池を打ち、今日は又、少弐・大友、官軍に属して英時を討つ、行路難、水に在らず、山に在らず、ただ人情反覆の間に在り、と白居易が書きたりし筆の跡、今こそ思い知られたれ。」

と述べているように、反覆常なかったのは肥前の御家人に限ったわけではなく、動乱の時代を生き抜くためには武士たちのほとんどがとらざるを得ない態度であったと思われる。

『二条河原の落書』も指摘し、『神皇正統記』や『太平記』にも述べているように、中興政府にとって重大な問題の一つは、有功の将士に対する恩賞問題であり、ひいてはその不手際が中興政府を短期間に崩壊させた一つの原因であったといわれる。天皇の京都還幸直後のころから、諸国の武士は陸続と上洛して新しい権力に追従し、安堵、

恩賞を期待した。

伊万里の西北部を根拠としていた松浦党の一族山代亀鶴丸（後名弘）は、すでに七月に京に上って護良親王の側(1)と足利尊氏との証判を受けているし、次の文書(2)によれば、佐賀の龍造寺善智は、ややおくれて十月二十日に京に着いている。

「肥前国御家人龍造寺左衛門次郎入道善智、今月廿日馳せ参じ候。この旨を以て御披露有るべく候。恐惶謹言、

元弘三年十月廿日　　沙弥善智上

進上　御奉行所

承了(花押)」

終わりの承了と書かれた下に花押を加えているのは足利尊氏である。

武雄地方の武士達のこの時における行動を端的に物語る史料は残っていない。ただ後藤家に伝えられた文書の写しの中に、元弘三年の翌年、建武元年（一三三四）五月一日付けで出されている後醍醐天皇の綸旨がある。墓崎庄梅山以下の惣領地頭職、赤保院内の検断本司職、杵島北郷福母村、松浦西郷瀬の浦等に対する後藤光明の知行権を認めるという内容のものである。鎮西探題府の攻撃等に参加した軍功への恩賞であったと思われる。

所領の安堵を願い出たのは寺院や神社も同様であった。佐賀の北郊にある正法寺もいち早く寺領の安堵を願い出ていたが、元弘三年十一月、その保証を与えられた。次の文書はその時の後醍醐天皇の綸旨である。

「肥前国正法護国寺當知行地の事、聞こしめされ畢んぬ、僧衆その旨を存ずべしてえり、天気かくの如し、これを悉せ、以て状す

元弘三年十一月廿八日　　式部大丞(花押)奉」

小城の円通寺、三養基郡西島の光浄寺、神埼の櫛田神社等にも、この時期における寺領社領安堵の綸旨が保存さ

れている。

『梅松論』に

「公家と武家、水火の争いにて元弘三年も暮れにけり」

といっているように、中興政治は開始の当初から公家武家間の対立、足利尊氏と新田義貞との反目、恩賞の不手際とか、不満などの問題をはらんで、その前途は楽観を許さないものがあったが、建武二年（一三三五）十月、ついに尊氏は鎌倉において、義貞を除くことを名目として、新政府に反旗をひるがえした。十二月中旬、官軍は尊氏、直義の軍と竹下・箱根に戦って敗れ、翌建武三年正月、尊氏らは一旦京都に入ったが、程なく丹波に敗走し、翌月九州に落ちた。

足利氏はさきに反旗をひるがえすとともに、直義の名をもって諸国に檄を発して味方を募った。九州では大友・少弐・島津等に檄してその参集を要請したが、当時肥前の守護であった大友貞載は、これを受けて直ちに肥前の守護代に命じ、肥前の国の地頭御家人を動員させている。(3) 一方少弐頼尚も執行状を発して広く九州諸国の武士の参集を求めたが、次の橘中村文書の中にある頼尚の執行状はその時のものである。

「新田右衛門佐義貞を誅伐せらるる由の事、去月二日の関東御教書の如くんば、一族以下軍勢等を相催し馳せ参ずべしと云々。仰せ下さるるの旨に任せ、不日参上せらるべく候。仍て執達件の如し。

建武二年
十二月廿三日　　大宰少弐（花押）
橘薩摩孫二郎殿　」

龍造寺家文書のうちにも同文の頼尚の執行状が残っている。橘薩摩孫二郎とは渋江世系図によれば、公業の五世の孫公重であって、同系図公重の註に、「孫次郎、菊池誅伐の時、尊氏に属し、数度軍忠をはげむ。」と記している。

こうして肥前の武士たちは、九州の多くの武士たちと同様に、尊氏が九州にはいる前に、すでにだいたいにおいて足利氏の側に従属する形勢にあった。尊氏は九州西下の途上、あるいは光厳院の院宣を請けたり、あるいは大友・小早川をはじめ九州中国方面の武士らに対する工作を行ないながら、二月末日、赤間関（下関）をたって筑前の葦屋に着いたが、この時すでに佐賀の龍造寺實善らは、他の多くの武士たちとともに赤間関まで出迎えている。

「着到
肥前国龍造寺孫六入道實善、長門国赤間関に馳せ参ぜしめ候いおわんぬ、仍って言上件の如し
建武三年二月廿七日
承了　（高師泰）（花押）　」

三月二日、菊池武敏・阿蘇惟直らは、尊氏・直義を筑前の多々羅浜に迎え討った。尊氏方には小城の千葉胤貞も加わっていたことが『梅松論』に書かれているが、尊氏を赤間関に出迎えた龍造寺實善等も当然その軍中にいたであろう。戦いは菊池方優勢の中に始められたが、菊池方にいた松浦党の裏切りなどによって、ついに尊氏側の勝利に終わったという。『太平記』はその模様を述べて、

「松浦神田の者共、（尊氏）将軍の御勢のわずか三百余騎にも足らざりけるを、二三万騎に見なし、磯打つ浪の音をも、敵のときの声に聞きなしければ、俄かに叶わじと思う心付きて、ひといくさをもせず、旗をまき、かぶとを脱ぎて、降人に出でにけり、菊池これを見て、いよいよ難儀に思い、大勢のかからぬ先にと、急ぎ肥後国へ引き返えす。」

といっている。松浦神田の者共、というのを『鎮西要略』には、「松浦党草野・佐志・神田」としている。史料に明証はないが、この時の戦いに後藤氏をはじめ武雄地方の武士らはほとんど尊氏方の軍に属していたと考えられる。

菊池武敏とともに戦った阿蘇惟直が、敗戦後、戦傷の身を若干の一族従臣に守られて肥前の小城郡天山のあたりまで落ちのびたが、ついに進退きわまって、心に遠くふるさとの阿蘇の煙を望見しながら自害して果てた。と伝え

られる悲話はこの時のことである。阿蘇文書に載せている建武五年六月十八日、牧秀廣起請文に

「建武三年三月二日、(惟直)これなをのせん(先宮司殿)大くしとの、(多々羅浜合戦)たたらはまの御かせん(打負)にうちまけ、ひせんの国(小城郡)をきのこほり、あめ(天)山といふところにて、はらきり給ふ時、」云々

と記している。

多々羅浜の戦は尊氏の今後の運命を決定した。去就を決しかねていた九州の武士たちも続々と彼のもとに馳せ参じた。龍造寺氏の一族左衛門次郎入道善智が駈け付けて、着到状を呈出したのは三月五日であり、翌六日には後藤貞明もこれを差し出している。(4)

「肥前国長島庄中村一分地頭泰氏女代、後藤五郎次郎貞明、合戦の忠勤を抽きんでんが為に御方に馳せ参ぜしめ候い了んぬ。この旨を以て御披露有るべく候。恐惶謹言

建武三年三月六日

進上　御奉行所

(高師泰)
(花押)　承了　」

貞明は辻後藤と称された後藤氏の庶家であるが引き続き足利氏方に属して行動し、翌建武四年九月には勲功の賞として東松浦の相智や豊前の企救郡曽根庄内などに地頭職を与えられている。そのほか、後藤氏の嫡家後藤朝明や武雄社の大宮司代数門（員門）らもこの前後に馳せつけて、以後足利方の手に属して筑後・肥後などで菊池氏の軍と戦っている。橘氏一族もまた同様であって、暦応三年（一三四〇・南朝興国元年）五月に、橘薩摩一族の名で差し出している申状(5)の中に次のようにいっている。

「……(尊氏)将軍家鎮西に御下向の時、(菊池)武敏以下の凶徒等、菊池山城にたてこもるの間、誅伐のため御発向の時、一族等当御手に属し軍忠を抽きんずるの刻、一族ならびに若党ら数輩、討死手負い以下抜群の間、御吹挙に預かり……」

こうして橘氏一族も後藤氏の嫡庶家も、いずれも足利氏に従った。『鎮西要略』が、

「昨日は寇讎たりし者、今は臣僕となりて軍門をまもる、降参の軍兵ほとんど五六万なり」

と述べているように、菊池方に属して戦った武士らも次々に尊氏に降った。そして尊氏が筑後の黒木城、豊後の玖珠城、肥後の黒鳥城その他に軍勢を遣して菊池氏ならびにその与党を討たせた時には、橘一族の申状にもいっているように、肥前の武士たちはほとんどその軍勢に加わったのである。

尊氏は九州の敵性勢力を討伐させるとともに、一方東上の準備を進め、九州各国の守護に命じて、管国内から武具・馬具・兵士・兵粮等の徴発を命じた。武雄神社には次のようなこの時の文書を残している。

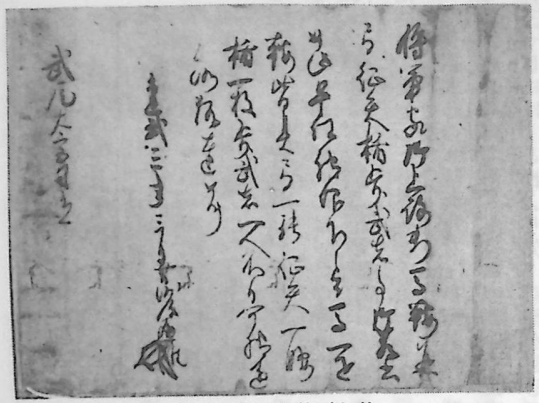

沙弥遍雄施行状

「将軍家御上洛料の馬、鞍ならびに弓、征矢、楯、歩武者の事、御教書かくの如し、早く仰せ下さるるの旨に任せ、馬一疋、鞍皆具、弓一張、征矢一腰、楯一枚、歩武者一人、不日進めらるべく候、仍って執達件の如し

建武三年三月廿日　沙弥遍雄(花押)」

武雄大宮司殿

武雄社大宮司家程度の小規模な武士にとって、これらの負担は必ずしも容易ではなかったであろう。肥前国内の他の武士たちも、それぞれ所領の規模に相当する同様な内容の負担を課されたのである。

尊氏はまた、東上の途につくに当たって、諸社寺に命じて祈禱を行なわせている。武運の長久を祈らせたのであろう。佐賀郡の正法寺と高城寺とには、次のような尊氏の御教書が蔵されている。

「祈禱の事、精誠を致さしむべきの状、件の如し
建武三年三月廿九日　（花押）
高木正法護国禅寺長老」

このようにして四月三日、尊氏直義は博多を発して上洛の途についた。九州には同族の将、一色範氏・仁木義長等を留めて置いたが『梅松論』に、

「九国には一色入道、仁木右馬助、松浦党ならびに国人以下をとどめられて……」

と述べているのを見れば、松浦党は足利氏にとって九州の地元における最も有力な味方とみなされたのであろう。しかし『鎮西要略』には、この時「千葉・松浦、九州の諸侯大半これに従う。」と、松浦の者が尊氏の一行に随従したことを述べている。諸文書に徴すると、この時、松浦党も含めて肥前の武士は、ある者は残留し、ある者は尊氏に従って東上したのである。

尊氏直義らの水陸両軍を、新田義貞・楠木正成らが兵庫に迎え討って、五月二十五日の湊川の会戦が行なわれたことは古来有名であるが、この戦いで正成を倒した東上軍は、月末から翌六月中旬にかけて相次いで入京した。六月三十日には、これより先、京都を脱して東坂本に遷幸していた後醍醐天皇の軍が大挙して京都の尊氏等を攻撃し、激しい市街戦が展開せられたが、この戦いには小城郡砥川の武士田中家秀や東松浦郡鏡の草野秀永らも足利方として戦っている。この日の戦いに名和長年が戦死したが、長年を討ち取ったのは草野秀永であったという。予豫の『歯長寺縁起』に、

「六月晦日（建武三年）重ねて合戦あり、伯耆守長年、一條大宮において、草野将監に討たる、聖運の傾くべき先兆なり。」

とあり、また『梅松論』にも、

「伯耆守長年、三条猪熊において、(肥)豊前国の住人草野左近将監か為に討ち取られぬ。」

と述べている。

尊氏の東上後、九州では一色範氏（入道して道猷）らが筑前・筑後・肥後等でしきりに菊池氏およびその与党と戦って、しだいにそれを圧迫しつつあったが、龍造寺氏をはじめ肥前の諸家は多く一色範氏、仁木義長、あるいは今川助時ら足利氏方の諸将の手に属して戦っている。武雄社大宮司家や橘薩摩氏らも同様であって、武雄神社文書によれば、大宮司代数（員）門はすでにこの年三月に足利方の将上野頼兼に従って筑後の黒木城を攻めているが、五月には仁木義長の指揮下にあって筑前の平塚原で菊池氏の兵と戦い、翌七月二日に白石の戦いで彼はついに戦死したもののようである。ついで大宮司代となった通幸は、八月に橘薩摩八郎二郎、龍造寺季利らとともに、筑後の豊福原で菊池武敏の軍と戦っている。(6) 後藤氏らについては当時の動静を伝える文書が残っていないが、おそらく同様に参戦していたものと思われる。

この年（一三三六）八月十五日には持明院統の光明天皇践祚の儀が行なわれたが、十二月二十一日、後醍醐天皇は京を脱出して吉野に潜幸し、以後、明徳三年（一三九二）に至るまで、南北の対立抗争、それに伴う国内擾乱の時代が続くのである。

二　南北争乱

(一)　九州における宮方と武家方

南北朝期における九州は、政治的に、軍事的に、はなはだ複雑な動きをみせるが、要するに博多の九州探題に代表される足利氏方―武家方と、征西将軍府を擁立する菊池氏を中心とした南朝方―宮方との対立抗争であって、こ

れに少弐、大友、阿蘇・島津等の諸氏が、それぞれ時の情勢によって、あるいは宮方に属し、また武家方に帰り、あるいはまた一族二つに分かれて両方に分属するなどして、動きを複雑なものにした。ことに一時は足利直冬がこれに入り込んで勢力を振い、三派鼎立して情勢をいっそう混乱させた。数多くの土着小勢力は、そうした間にあって去就に迷わざるを得なかったのである。

尊氏が東上するに際して、一色範氏を博多に留めて九州の抑えとしたことはさきに述べたが、これが足利氏によって置かれた九州探題の初めであって、肥前はその支配下にあって、綾部と千栗に両城を構築して南方菊池方に対する押えとしたという。当時菊池氏では、武時の長子武重は元弘三年に上洛し、尊氏が反してからは、箱根や湊川などに転戦して尊氏の軍と戦い、引き続き後醍醐天皇に供奉していて、肥後にはその弟武敏がいた。武敏は多々良浜の敗戦後もほどなく態勢を整え、尊氏東上の直後、再び兵をあげて一色範氏・仁木義長らと戦ったがついに敗れ、一時肥後北部の山間に逼塞した。

あたかもそのころ、武重は京をのがれて肥後に帰ってきた。延元二年（一三三七）正月になって、肥後における菊池氏の活動がしきりに博多に伝えられていたが、二月にはいって武重の挙兵が報ぜられた。武重の帰国とその挙兵を重視した探題方では、ただちに諸方の軍勢を召集したが、その時、龍造寺家種に下した軍勢催促状によれば、もしこの召集に応ぜず不参の者は、その恩賞申し出でを受け付けず、また、軍忠の無かった者はその所領の五分の一を召し上げるといっている。すなわち次のとおりである。

「菊池肥後守武重、寺尾城に打出で旗を揚ぐるの由、今河蔵人大夫馳せ申すの間、これを誅伐せんが為に、右馬助入道（一色頼行）発向するところ也、一族を相催し軍忠を致すべし、不参の輩の事、恩賞の訴訟あらばこれを搦（から）めかるべく、軍忠無きの仁は所領五分の一を分け召さるべき也、仍って執達件の如し

建武四年二月七日　　沙弥（一色道猷）（花押）

龍造寺六郎殿（家種）」

この時、杵島武雄地方の武士たちも当然出兵を要請されたのであって、いま武雄神社にはこの月十三日付けの次のような文書が保存されている。

「菊池武重以下の凶徒等、打出すべきの由、その聞こえあり。早く一族を相催し、軍忠を抽でらるべき也。仍って執達件の如し。

建武四年二月十三日　　沙弥（一色頼行）（花押）

武尾女地頭代」

あて名の武尾（雄）女地頭とはさきの大宮司頼門の娘で、名を諸久曽といい、兄国門の死後、適当な後継者がなかったために女性として武雄社の大宮司となっていた人物である。武雄社の大宮司は前に述べたように神の祭祀を司る司祭者―神職としての立場のほかに、将軍家に対する御家人として、武士としての立場も持っていたが、この武士としての立場が実践を要請せられる時に、大宮司がたまたま女性であるか、または幼少であって、その要請に応じにくい場合には、近縁関係の男性がこれを代行したのである。この時の代行者は小三郎通幸という者であって、このころ以後、女大宮司に代わってしきりに活動している。日付けの下に「沙弥」とあって花押を加えているのは範氏の弟一色頼行である。

また小鹿島文書の中には次のような文書もある。

「菊池武重以下の凶徒蜂起し、既に合戦に及ぶの旨、少輔孫太郎入道注申するの間、発向するところ也。時刻を廻らさず馳参ずべし。仍て執達くだんの如し。

建武四年七月廿六日　　沙弥（一色範氏）（花押）

橘佐渡四郎殿」

これは一色範氏（道猷）が橘佐渡四郎の出兵を求めた軍勢催促状であるが、日付けは七月二十六日になっている。橘佐渡四郎とは橘氏系図によれば渋江公村の曽孫公重であって、系図の注記に、公重は孫次郎、また佐渡四郎と云い、左馬大夫と称した、としるしている。しかし、後に挙げる小鹿島文書の「橘薩摩一族恩賞地大隅国種島配分事」には「下村」のところに「孫次郎公重」とあり、別に「大崎村」のところに「橘佐渡四郎公高」とある。下村の孫次郎公重が系図における渋江家の公重に該当することにはまず疑問の余地はないとして、だとすれば、当時、別に佐渡四郎と称した公高という者が大崎村にいたのであって、一色範氏の軍勢催促状における橘佐渡四郎とは、この公高であったかと思われる。

また、一色範氏（道猷）はこれより先二月二日、肥前の国の地頭御家人らに命じて起請文を提出させている。その内容は不明であるが、武重の挙兵に直面して、肥前の御家人らの探題方に対する忠誠を誓わせたものであったと判断される。

武重の挙兵に続いて、同月下旬には肥後の阿蘇氏の庶子家恵良惟澄がこれに呼応して兵を挙げ、次いで豊後の大友貞順らも蜂起した。一色範氏は弟頼行とともに兵を率いて肥後にはいり、四月十九日、これを迎撃した武重・惟澄の軍と上益城郡犬塚原に戦った。〔鎮西要略〕はこの時「菊池方利を失う」としるしているが、戦いはむしろ菊池方が有利であったようで、範氏の弟頼行はこの戦いに討死している。

また、この戦いにおける自分の軍功を述べた惟澄の申状(ママ)の中に、

「……四月十九日、一色少輔入道（範氏）下国の時、武重相共に犬塚原に馳せ向い、散々合戦致し、一色入道舎弟右馬助入道（頼行）、そのほか橘薩摩弥八……以下、当手において討取りおわんぬ……」

といっているが、これによると、惟澄の軍によって討ち取った敵方の者として、右馬助入道すなわち一色頼行の次に橘薩摩弥八という名をあげている。橘薩摩弥八という人物が長島庄の橘氏の族であることは明らかであろうが、

前にあげた延元元年（建武三年、一三三六）八月筑後の豊福原で菊池氏と戦った橘薩摩八郎二郎という者とともに、それが橘氏一族中のだれであったかは必ずしも明らかではない。渋江世系図には渋江公村の孫公経から公治に至る三世代の嫡庶六人について、「菊池退治の時、将軍方に属して軍忠を励んだ」という意味の注記があるが、それらのいずれかが弥八であろうとするなんらのよりどころもない。むしろ小鹿島文書の中に、ほぼこのころのものと推定せられる「橘薩摩一族恩賞地大隅国種島配分事」という一種の事書（ことがき）があるが、そのうちの「西山村分」の条に、「弥八公末跡」とあり、また「大崎村」の条にも「弥八跡夜叉童丸」とある。この弥八こそ橘薩摩弥八ではあるまいかと思われる。何某跡とは、当時一般に何某が死去したあと、まだ公的に相続者の決定していない状態の際の称し方であるから、この記載によれば弥八は遠くない過去に死去していること、そして実名を公末といい、西山村と大崎村とに所領を持っていた家であったことがわかる。おそらくこの弥八公末が恵良惟澄の手によって討ち取られたという橘薩摩弥八であったであろう。前にも述べたように、このころ長島庄の橘氏は嫡庶多数の家々に分立していたが、〝橘薩摩一族〟の名をもって一族協同して行動し、あるいは事を処理することが多かった。この時の戦いにも橘氏一族は一色氏に従って行動し、弥八その他の戦死者が出たのである。

以上のほか、武雄鍋島家文書や、もと後藤家に伝えられていた文書などによると、後藤朝明は建武四年（一三三七）九月に神辺庄（今の三養基郡内にあった）内松吉名の田地二十町の地頭職を与えられ、また同年同月、後藤氏の庶族辻後藤浄金は、松浦郡相知と推測される所や、豊前の曾称崎庄内などにおいて、田地十六町の地頭職を与えられているが、いずれも菊池氏との戦いにおける「勲功の賞として」与えられたのである。

翌延元三年（一三三八）三月には武重は筑後に出て石垣城に拠り、少弐頼尚の軍と戦い、その後も引き続き南北両軍は所々に攻防を繰り返しているが、肥前の諸氏は常に北軍探題方に従って参戦していて、『北肥戦誌』には、「三月三日、石垣山の城を攻む、されども菊池落城せず、時に管領の勢の中に松浦等多く討死す、……時に討死手負の交名を

記す、管領え披露す、その状に云う」

と述べてこの戦いにおける松浦党諸家の討死手負いの者の交名注進状を載せている。

いま鶴田家文書の中に、

「注進

建武五年三月三日、筑後の国石垣山に於いて、菊池武重以下の凶徒等と合戦の時、松浦一族等、討死・手負い・分取り・平合戦交名勘文の事」

として、討死十八人を含む百六十三人の名をしるした注進状が保存されている。その奥書によると、もと松浦山代家にあった現本の写しであることがわかるが、『北肥戦誌』に引いている注進状はこれによったものであろう。松浦党のうちからこのような多数の戦死傷者の出ていることは、菊池方との戦いの激しいものであったことを物語るとともに、同じく北軍探題方に属して参戦した武雄地方の諸家の間にも多くの死傷者のあったであろうことを推測させるのである。

延元四年のころから興国二年のころにかけて、武重、武敏の兄弟が相次いで世を去り、末弟武士が家督を継いだが、このころ菊池氏の勢威は振わなかった。征西将軍懐良親王が四国から九州の東南海岸を経て薩摩に到着したのは、ちょうどそのころ、興国三年（一三四二）の五月であった。親王西下の究極の目的は九州の官軍を従えて上洛し、足利氏を討つことにあったが、その兵略の拠点として、まず九州における官軍の根拠地肥後にはいることであった。しかし、その行路は容易ではなく、親王が薩摩から肥後の宇土に着いたのは正平三年（一三四八）正月の初めであり、やがて目ざす菊池の地にはいった。征西将軍に任ぜられ、南朝方の悲願をこめて近畿を出発してから、すでに十余年を経過していた。

(二)　足利直冬九州にはいる

そのころ菊池氏では武士に代わって武光が家督を継いでいたが、征西将軍宮を擁した菊池武光が肥後を固めて筑後に進もうとし、一色範氏がこれを制して肥後を侵そうとして、両勢が肥後・筑後の間で対立している時、高師直のために中国を追われた足利直冬が九州に落ちてきて、九州の情勢に複雑な影響を与えることとなる。直冬は尊氏の庶長子であるが、父に疎まれて尊氏の弟直義に養われ、直義が尊氏と対立するに伴い、自然、直冬も尊氏と対立するのである。

直冬は正平四年（一三四九）九月中旬、海路備後をたって肥後の河尻津に下着し、河尻・詫間らの諸氏に擁されて四方に兵を募った。たとえば、深江家文書の中の次の文書は、その時の軍勢催促状である。

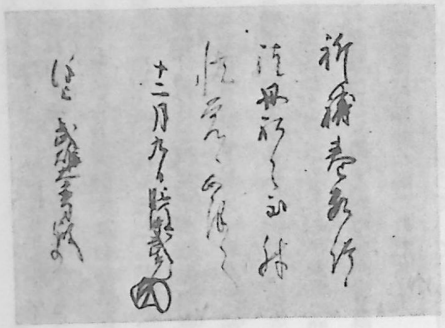

菊池武光巻数返事

「両殿の御意を息め奉らんが為に、打ち立つところ也、急速に馳せ参じ、忠節を致すべきの状、件の如し

貞和六年正月廿四日　（直冬）（花押）

安富千寿王殿」

ここに「両殿の御意を息め奉らんが為に」打ち立ったのであるといっていることは注目される。「両殿」とはこの場合当然尊氏と直義をさしているから、彼が西下してきて兵を募るのは、尊氏直義両殿の御意を息めんがためである、というのである。彼は河尻に着いて間もない九月二十日、阿蘇神社に願文を捧げて所願成就を祈っているが、彼を迎えた河尻幸俊もまた同じ日願

文を捧げ、その中で、

「右志趣は、天下静謐、四海泰平、両殿御息災延命、殊に兵衛佐殿御心中所願成就……の為……」

と祈っている。両殿すなわち尊氏直義兄弟の息災と長寿が祈願の一つの題目となっていて、以後、直冬が諸方に発した軍勢催促状にもほとんどすべて、「両殿の御意を息め奉らんが為」と書き出している。

また、直冬が河尻に到着した直後に阿蘇惟時を招いた時、

「京都より仰せらるるの旨あるに依り、下向せしむるところなり……」

と書き送っているが、同じころ、少弐頼尚が深堀三郎五郎を招いた書状にも、

「京都より仰せ下さるる子細候の間、(直冬)佐殿御方に参じ候……」

と、同様なことを述べている。直冬が九州にきて兵をあげるのは、京都すなわち尊氏・直義の意によるのであり、その期待に添わんがためである、ということを旗標としているのである。大宰府にいた少弐頼尚は、すでに正平四年以来直冬と相通じていて、肥前その他の武士にも早くから呼びかけていたが、やがて直冬は頼尚に迎えられて大宰府にはいった。少弐氏はその祖資頼が鎌倉時代の初め西下して、大宰府にはいって以来、代々大宰少弐に任ぜられて九州を管轄した家であって、尊氏が東上に際して新しく九州探題として博多に置いた一色範氏とは、自然対立する立場にあった。ことに頼尚は父貞経以来、尊氏の頽勢の挽回に尽した大功があって、範氏の存在をこころよく思わなかったという。頼尚は直冬の権威を背景として範氏を討とうとしたので、範氏は宮方と対陣していた軍を解いて急遽博多に引き揚げなければならなかったが、のち、まもなく直冬・頼尚の攻撃を受けて、ついに東松浦の草野に難を避けた。

洞院公賢の日記『園太暦』のこの年十月十六日の記に、

「九州蜂起、直冬九州の勢をなびかし、大友、少弐以下、これに帰せざるもの無し、」

といい、また十七日の記に、

「今日一色の飛脚到来、大友、少弐悉く与同の条勿論なり、一色は上松浦の輩ならびに草野らを相憑み、形の如く籠城す、将軍発向を為さば定めて子細なきか……、」

としるしているとおり、将軍尊氏は直冬討伐のため、自ら軍をひきいて京を発したが、中央情勢の急変によって途中から引き返した。

これより先、直冬は肥後の河尻に着いて以来、諸方に檄して軍勢を集めたことについては前に述べたとおりであるが、その檄文―軍勢催促状は長島・塚崎地域の武士等へも、送られてきた。

「両殿の御意を息め奉らんが為に打立つところなり。急速に馳せ参じ、忠節を致すべきの状くだんの如し。
(一三五〇)　(直冬)
貞和六年正月廿九日　(花押)
橘薩摩有智（田）大夫房」(8)

これは橘氏の一族で内田を本拠とした有智（田）大夫房という者のところにきた直冬の軍勢催促状であって、文面は前にあげた安富氏あてのものと全く同じである。武雄地方に現在伝えられているのはこの内田氏にあてられたもの一通だけであるが、同様な軍勢催促状は橘氏の諸家や後藤氏の嫡家庶家をはじめ武雄社大宮司家その他にも当然送致されたはずである。この地方はそれまで少弐氏や一色氏の支配下にあったが、少弐氏の下に従属していた家はいうまでもなく、大勢は直冬の檄に応ずる方向に動いたのであろう。この年三月、直冬は部将今川直貞をこの地方に発遣し、直貞は同月十八日、兵を率いて長島庄に到着した。

ところで、江戸時代に書かれた諸書には一般に、この時長島庄にきたのは足利直冬自身であったといっている。たとえば『藤山考略』は

「観応元年（一三五〇）足利兵衛佐直冬、まさに杵島を征して塚崎に到る。後藤光明これを迎えいれてその指画に応ず。」

と述べ、『武雄社本紀』の古今霊感の条、および『後藤家戦功記』もほぼこれと同文の記事を載せており、『武雄社本紀』の本司系譜には、

「貞和六年（観応元年）春、直冬杵島郡を征して武雄に入る。舎門（大宮司）公帖数幅を領す。」

としるしている。『九州治乱記』もまた、

「観応元年庚寅の春、直冬朝臣西肥前を征せんと杵島郡へ討ち入らる。」

と書いている。しかし今残っている古文書類によるかぎり、直冬が直接杵島に来て長島・塚崎にはいったことを立証することのできる史料はない。『武雄社本紀』にいっている舎門にあてたこの時の数幅の公帖と称するものも、現存しているものは今川直貞の名をもって出されているものだけである。なお舎門（当時はまだ亀石丸といっていた）のこの年四月の申状案には、この時この申状に添えて差し出した四通の文書を列記して次のようにしるしている。

「……

副進

一通　河尻御教書

一通　当大将御教書

二通　同御教書

右当大将、去月十八日、長島庄御着あり、則ち武雄社壇に入り奉るの刻、……」

ここに河尻御教書といっているのは、肥後の河尻幸俊に擁せられてしばらく河尻にいた足利直冬の御教書のことであり、その次にしるしている当大将御教書と区別している。当大将というのは本文の初めに書いてある当大将、つまり、去月（三月）十八日に長島庄に着いて武雄社に参拝したという大将であって、いま武雄神社に伝来してい

る二通の今川直貞のこの年三月日付けの文書が、ここにあげている三通のうちのものであろうと思われる。ここにいう当大将とは直貞のことであって、この年（一三五〇）三月、長島・塚崎にきたのは直冬自身ではなく、その将今川直貞であったと推定せられるのである。

なお『藤山考略』には、後藤光明が直冬を迎えてその指揮に従ったことを述べたあとに、

「三月十八日、親しく武雄社に詣でてその底蘊を祈る。すなわち倭歌を詠じて曰く、ちはやふる　武雄の宮の　さかき葉の　栄ゆく末を　祈る今日かな。ここに橘薩摩党、武衛（直冬）を拒み、一色を潮見城に納る。……同月廿三日、武衛、塚崎・彼杵・松浦の勢をひきいて一色と宮裾原に戦う……」

と続け、また『後藤家戦功記』は、

「然るところ潮見城主橘薩摩公経の党、直冬を拒み候て一色道猷を潮見城に迎え納れ……」

といっていて、嫡家公経を中心とする橘氏一族が一色氏を潮見城に迎え入れて直冬に抵抗したことを述べている。しかし、前にあげたように、直冬は橘氏の一族内田大夫房に軍勢催促状を出しており、次に掲げる小鹿島文書中の今川直貞の感状によれば、これを受けた内田大夫房は、直貞が肥前にはいるといち早く直貞のもとに馳せ付けている。

「当国発向のところ、最前馳参せらるるの条殊に以て神妙なり。その子細、注進せしむべきの状、くだんの如し。

貞和六年三月廿二日　源（直貞）（花押）

橘薩摩内田大夫房」

また、橘中村文書のうちには次のような橘氏の一族東福寺（中村）公世の軍忠状がある。

「橘薩摩東福寺四郎次郎公世申す軍忠の事。右、去る五月一日、須古城に発向せしめ、合戦を致すの間、中間孫八討死せしめおわんぬ。然らば則ち御証判を下し賜わり、将来の亀鏡に備えんが為に恐々言上くだんの如し。

貞和六年六月三十日　承了（今川直貞）（花押）」

後に述べるように、今川直貞は五月一日、須古城に一色方の軍を攻めるが、この文書によれば、その時、橘氏の一族東福寺公世は直貞方に属して戦っているのである。『藤山考略』や『後藤家戦功記』などが書かれた江戸時代前半期のころには、橘公経らが直貞を拒んで一色氏の側に立って戦ったことを示す確かな史料が、あるいはあったのかと思われるが、現在では見あたらない。ただ、不確かな史料ではあるが『渋江氏由来』には、橘氏の嫡流渋江氏が終始武家方に属して菊池氏の軍と戦ったことを述べている。前にひいた渋江世系図の記載も同様である。

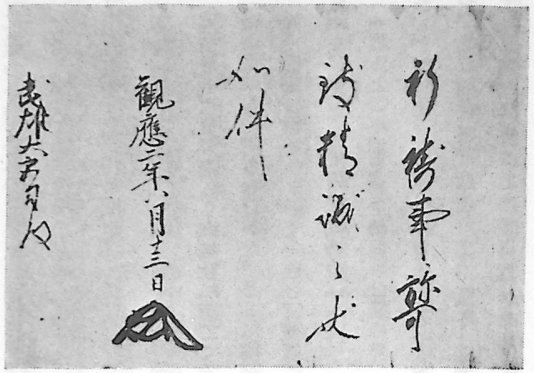

足利直冬御教書

この前後における橘氏の動きについては、上述のとおり史料の残存しているものがほとんどないために、これを明らかに知ることはできないが、後藤氏や、殊に武雄社大宮司家の動きに関しては幾つかの徴証があって、ほぼ、『藤山考略』や『武雄社本紀』に記している大要を肯定することができる。後藤氏については後藤家文書のうちにこの年（貞和六年）九月二十日付けの足利直冬の下文（くだしぶみ）があって、それによると、この時後藤光明は本領のほかに、養父郡内村田庄の地頭職・筑後国竹野新庄河北郷の安永・日向国都於郡一方半分の地頭職、等を与えられているが、それは『藤山考略』などにも述べているように、今川直貞が長島庄に来着して以来の光明の戦功に対する恩賞であったのである。

長島庄にはいった直貞は、その二十三日には一色氏方の軍と宮裾原で戦って勝利を得、続いて萩尾原、多々良峯をはじめ、多久、小城等に転

戦し、五月一日二日には須古城を攻めているが(9)、これらの戦いには後藤氏や武雄社大宮司家、橘氏の一族などのほか、遠く彼杵（そのぎ）や西松浦地方の武士たちのなかにも直貞の軍に属して戦った者が多かったようである。こうしてこのころ、東松浦地方を除く肥前の大半に直冬の勢威が及ぶようになった。しかし、一方にはなお一色氏による管国肥前の支配も失われてはおらず、以後数年間における肥前の人々の帰趨（きすう）は微妙であった。たとえばこの年八月十三日に行なわれた佐賀郡河上社の正殿開籠の神事には、一色氏は守護としての立場で警固のことを近隣の地頭御家人に命じているが(10)、一方またその前後には、直冬が正法寺をはじめ、東妙寺・妙法寺など佐賀・神埼郡内の諸社寺や地頭御家人らに対して禁制を掲げたり、所領所職の安堵状を発給したりしているのである。

翌正平六年、京都ではその二月に尊氏と直義が一時的ではあったが和睦し、続いて、両者仲違（たが）いの一因をなした高師直・師泰が殺され、三月上旬には、幕府は直冬を鎮西探題とすることを決定した。『園太暦』同年三月三日の条に、

「鎮西探題の事、直冬たるべき旨治定す。」

と記され、『鎮西要略』には、

「京都将軍と武衛直冬と父子相和睦す、ここにおいて筑紫の武家方一統す。」

と述べているが、しかし、それもわずかの間のことであった。七月にはいるころから尊氏と直義の間は再び悪化し、尊氏は一時南朝に和を乞うて直義と戦ったが、翌正平七年二月にはついに直義を鎌倉で殺した。直義を倒すとともに尊氏と南朝との和平もまた破れた。

中央の情勢のめまぐるしい変化の影響を受けながら、九州の情勢も複雑に動いた。中央政情の変化に伴って立場の不利になった一色範氏は、一時政策的に宮方に接近して直冬・頼尚に相対した。しかし、直冬のうしろ楯（だて）であっ

た直義の死後は、九州における直冬の勢力もしだいに後退し、正平七年十一月ごろ、彼はついに九州を落ちて中国にのがれた。

(三) 征西将軍府

以上のような推移は九州における宮方の立場を有利に展開させた。しばらく目だった軍事行動を見せなかった宮方の軍は、さきに正平六年九月、菊池を出て北上し、十月筑後の瀬高に陣した。肥後北部から南筑後方面の武士はほとんどこれに来付した。十月二日付けの次の文書は、この時懐良親王が神埼郡の妙法寺に与えて、兵士や衆人の寺内ならびに寺領内における狼籍を禁じさせた令旨であって、筑後に進出した宮方の勢威がこの地方にも及んだことをうかがわせる。

「当寺ならびに寺領等、軍勢甲乙人等の狼籍を停止せらるべし者、征西大将軍の宮の御気色に依り、執達件の如し

正平六年十月二日　勘解由次官(花押)

妙法寺尼室」

勘解由次官とは懐良親王の側近に仕えていた五条頼元である。

おそらくこの時、東妙寺をはじめ他の諸社寺にも同様な令旨が与えられたことと思われる。また十一月には松浦党波多披の乞いによって、その本領々有確認の安堵状も与えている。

七年十一月のころ、長門にのがれた直冬は、少弐頼尚とともに宮方菊池武光に款を通じた。武光は頼尚を援けて一色氏と戦い、八年正月から二月にかけては筑前の浦城に頼尚を救い、針摺原に一色氏と戦って大いにこれを破った。この時頼尚が起請文を武光に入れて恩を謝したという『太平記』の話は、のちの大保原の戦いにおける物語りと関連してよく知られている。この戦いに神埼以東の武士は多く一色方に属していたもののようである。敗退した

一色氏は綾部城に帰り籠ったと伝えられる。

正平十年八月十八日、懐良親王は兵を率いて肥前にはいり、一色氏の党を討って、この日、肥前の国府にはいった。九月一日には小城の城を攻め、筑後・西肥前などの武士も親王の軍に馳せ参じている。同じく一色党を討ったのである。親王は続いて筑前・豊後・豊前等の敵を征したが、十月、探題一色範氏はついに一族とともに長門にのがれた。

さきに正平七年の末、直冬が九州を去ったころから以後、後藤、橘ら、この地域の武士たちの動静を伝える確かな史料は残っていない。当時肥前の東部は大体において一色氏の支配に帰していたので、武雄地方もおそらくその影響下にあったかと考えられるが、いま懐良親王の軍が肥前の国府に進攻し、さらに小城を討つに及んで、この地方の武士たちは多く親王の軍に加わったと推定せられる。いまそれらの一々についてこれを明らかにすることのできる史料はないが、次にあげる文書[11]はさきにも述べた橘氏の一族東福寺公世の動きを示す唯一の史料である。

「橘薩摩東福寺四郎次郎公世申す軍忠の事、右、朝敵御退治のため、肥前国小城郡に御発向のあいだ、最前に馳参じ、その後用意を致し日田御陣に参着せしめ候いおわんぬ。仍って豊後・豊前・博多にいたるまで御手に属し忠勤を致し候。この旨を以て御披露有る可く候。恐惶謹言

正平十年十一月　日」

文書の初めの余白一袖には「一見し了んぬ」と書かれて親王側近五条良氏の花押が加えてある。すなわちこの軍忠状によると、東福寺公世は親王の小城攻めに参加し、その後引き続き親王に従って豊後・豊前等の各地に転戦し博多に至っているのであるが、おそらくそれはただ東福寺公世一家だけではなく、後藤氏その他においても同様であったであろう。

このようにして同十三年には南部九州の武家方も宮方に降り、このころから以降約十年間が宮方の勢威の盛んな

時代であった。

しかし、間もなく豊後の大友氏時がそむき、次いで少弐頼尚も反した。正平十四年（一三五九）八月六日夜から七日にかけて行なわれた筑後川の戦い（大保原の戦い）は、宮方と少弐方とが大兵力を投入して行なわれた決戦であって、南北朝時代を通じて、九州における最も大規模な合戦として戦史に名高い。『鎮西要略』はこの時の両軍の兵力を、宮方五万余騎、少弐方六万余騎、少弐方の援軍大友氏時の兵二万余騎とし、肥前の武士で宮方に属するもの千葉・大村・波多・稲佐・白石・後藤等をあげ、少弐方に属するもの田平・松浦・志佐・山代・伊万里・神田・草野・有馬・深堀・千葉・高木・国分・龍造寺・於保・賀瀬・藤津・今村・豊島・江上その他をあげている。『北肥戦誌』もほぼ同様であるが、要略が宮方に後藤掃部允をあげているのに対して、戦誌は宮方に後藤又次郎光明をあげ、少弐方として後藤次郎俊明と後藤掃部允経明とをあげている。すなわち前者には宮方とされている後藤掃部允が、後者では少弐方として記載してある。後藤氏歴代の歴史を書いた『藤山考略』中の光明の事蹟を述べたところには、この筑後川の戦については全く触れていないが、『後藤家戦功記』には、

「……此の時光明菊池に属して、八月、筑後国大保原に戦い候。少弐ついに討負け、光明軍忠を抽んで候事。」

といっている。しかし現在ではこれを裏付ける確かな徴証は無い。

以上の諸書にはあげられていないが、この戦いに武雄社大宮司家では、幼少な大宮司都々亀丸の代理として庶族岩永通厚が少弐方に属して戦っている。すなわち武雄神社文書の中に次のようなこの時の通厚の軍忠状がある。

「肥前国後藤武雄大宮司都々亀丸代岩永小次郎通幸申す軍忠の事

右、良氏・良遠並びに菊池武光以下の凶徒等退治のため御出府の間、御供仕り、筑後国大保原御合戦の時、小府御手に属し、散々太刀打ち致し候いおわんぬ。もし此の条偽り申候はば、八幡大菩薩の御罰を罷り蒙る可く候。此の旨を以て御披露ある可く候。恐惶謹言

八月　日　武雄大宮司代藤原通幸（裏花押）

進上　御奉行所

承了（花押）」

文中に良氏・良遠とあるのは懐良親王の側近五条氏、小府は少弐頼尚をさす。文書の終わりのところに承了とあるその下の花押は少弐頼尚である。

こうして激戦の末、両軍の戦死者は宮方三千五百三十余人、負傷者は数えるにいとまあらず。少弐方の戦死者二万九千五百余人、負傷者一万八千人以上。大友方の戦死者五千六百余人にのぼったと『鎮西要略』はしるしている。これらの数には大ぶん誇張のあることはいうまでもないであろうが、『太宰管内志』が、両軍の戦死者合わせて五千四百五十有余人と書いたあとに、

「本邦いまだ唯一日一場にして戦死者かくの如く衆多なるはあらず。」

と述べているとおり、惨憺たる戦いであったようである。少弐方はついに敗れて北走したが、宮方もまた痛手をうけてこれを追撃することができず、軍をまとめて肥後へ引き揚げた。

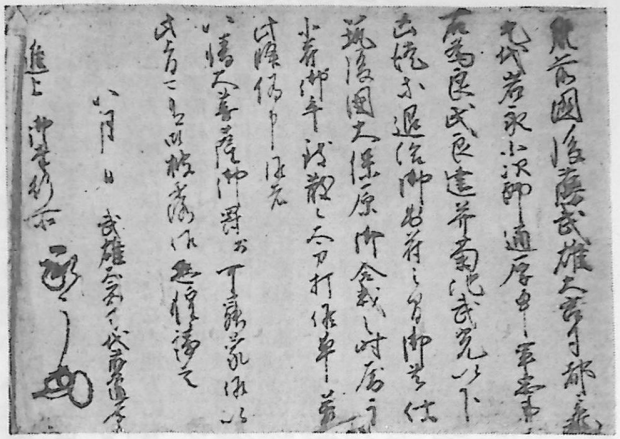

武雄社社大宮司代藤原通幸申軍忠状

十六年（一三六一）七月宮方は再び北上して各地に少弐方を討ち、翌月、太宰府を攻略して、少弐氏は没落し、懐良親王は大宰府にはいってここを九州経営の根拠とした。

さきに一色範氏が九州を脱したあと、幕府は斯波氏経を九州探題に任命し、氏経は正平十六年十月、大友氏をた

のんで海路豊後に着き、その府中にはいったが、宮方の兵威に圧せられてなんらのなすところもなく、同十八年九州を去った。同二十年、幕府はさらに渋川義行を西下させて九州の宮方を討たせようとしたが、義行は九州にはいることができず、数年間、中国にあって機をうかがっていたが、ついに九州に渡り得ないまま京都に帰った。当時、近畿をはじめ諸方の南朝方勢力が衰微して振わない中に、独り九州の宮方だけが武家方を圧して強盛であったのである。

一色範氏のあとを承けて九州にはいった探題斯波氏経が九州を去った正平十八年（一三六三）は、武家方の北朝年号では貞治二年に当たり、貞治は七年に改元されて応安となる。今川了俊が新しく探題として九州に来るのは応安四年（一三七一）であるが、その時に至るまで、いまや直冬去り、一色氏去り、少弐は没落したあと、大宰府にはいった宮方の勢力以外には、この地方に有効に働きかけうる武家方勢力はなかった。豊後や南九州方面とは異なって、大宰府に近接しているだけに、宮方の肥前支配は松浦方面の一部を残して強力に及び得たのである。

現在、県下には、この期間に出された宮方関係の文書が所々に残されている。征西将軍宮懐良親王の令旨や菊池武光をはじめとする菊池氏発給文書などであるが、武雄地方では武雄神社に菊池（城）武顕の田地寄進状等十通の文書が所蔵されている。そのうちの一つ、正平十九年（一三六四）十二月二日付けで長島庄葦原の田地二町を武雄社に寄進した武顕の寄進状の中には次のように言っている。

「……武顕在庄以後、所々に於いて浮沈の合戦の時分、度々奇瑞を顕され、御方擁護の恵み、神勘に染み、心中丹祈の志、他事無し。然る間、毎度奇瑞の段、注進せしむるのところ、関所の地、定め申さば、それに就いて令旨を成さる可きの旨、征西将軍宮御気色なり。今寄進地の内、壱町は大明神御宝前に於いて毎月大般若経壱部転読の為めの料足、壱町は当社修理造営の為めの料田なり。……」

右のほか、武顕ならびに菊池武平の巻数返事が数通あって、これらによると、武雄社はこのころたびたび宮方・

菊池氏の武運長久を祈っているのである。

㈣　今川了俊の入部

しかし、宮方による九州支配も、今川貞世（入道して了俊と号した）の九州入部とともに大きく揺ぐこととなる。了俊は渋川義行の帰洛後、間もなく九州探題の任をうけ、建徳二年（応安四年）の十二月、豊前の門司に到着したが、これより先、子義範を豊後に上陸させ、また弟仲秋を肥前の松浦に上陸させて、三方から軍を進める作戦をとった。一方また探題の任をうけて京都を出発するに先だち、九州の諸氏に対してその旨を報じて協力を求めた。たとえば肥後の阿蘇社の大宮司惟村に対してはこの年正月二日付けで、豊後の都甲三郎四郎という者に対しては同じく正月十一日付けで、それぞれ援助協力を求める書状を出しているが、いまその都甲氏あてのものを例示すると、

「鎮西凶徒退治の事、仰せ付けられ候間、下向するところ也。用意を致し、忠節を致さるべく候。恐々謹言、

正月十一日　　了俊（花押）

都甲三郎四郎殿」[12]

この要請を受けた都甲三郎四郎は、やがて手勢若干を率いて東上したらしく、備後で西下して来る了俊の軍を迎えている。次の了俊の感状はそれを物語っている。

「御方として備後の国に馳来らるるの条、尤も神妙なり。向後いよいよ忠節を致さるべきの条、くだんの如し。

応安四年六月十八日　　沙弥（了俊）（花押）

都甲三郎四郎殿」

過去およそ十か年にわたって大宰府の宮方に制圧されていた九州の武士たちの中には、このようにあいついで今

川了俊の呼びかけに応じ、あるいは進んで了俊の西下を途中に出迎える者もあったのである。橘氏の一族野副祖甲坊、同じく東福寺公与らもそうした人々であった。東福寺氏についてはさきにも例をあげたが、中村橘氏の族で、杵島山の西麓、橘町の東部地域を本拠とした家であったと考えられ、現在その関係古文書のいくつかが橘中村文書の中に残されているが、そのうちの一つ、東福寺公与の応安五年三月日付けの軍忠状によれば、公与は了俊らを安藝の国まで行って出迎え、その後、今川仲秋に従って十一月十九日、上松浦の呼子に着船しており、祖甲坊もこれと行動をともにしている。おそらく了俊は阿蘇維村や都甲氏らの場合と同じように、橘氏一族等に対してもあらかじめ協力を求めてきたのであって、東福寺公与や祖甲坊らはそれに応じて行動したのであろうと思われる。

今川仲秋は呼子に上陸し、松浦党をはじめ各地から駈けつけてきた武士たちに迎えられながら、金屋、相知、小侍・女山などを経て塚崎にきた。当時の模様を伝える史料としては橘中村文書の東福寺公与の軍忠状のほか、同じく祖甲坊定円の軍忠状・龍造寺文書の龍造寺熊龍丸（のち家是）軍忠状・深堀家文書の深堀時弘軍忠状・有浦家文書の松浦斑島地頭尼代軍忠状などの文書類があり、また、これらの諸文書を典拠として江戸時代に書かれた編著の類に『歴代鎮西要略』、『北肥戦誌』、『藤山考略』、『後藤家戦功記』『武雄社本紀』等のうちの関係個所がある。根本史料である東福寺公与の軍忠状以下五通の軍忠状は、文書の性質上、各自が直接当たった軍事行動なり合戦なりにおける自分の軍功だけを述べ立てたものであり、またこれを差し出している五人の武士はいずれも今川氏方に馳せ参じた人々である。当然、記された内容は自己中心であり、また、かたよりを持っているはずであるが、しかし、この時今川方と対戦したと思われる後藤氏そのほか宮方の者の動静を伝える文書は現在残っていない。したがって、今川仲秋の塚崎・長島地方における動きや、所々の戦いを知るには、これら五人の軍忠状によらざるを得ないわけであるが、五人の内、東福寺公与と祖甲坊定円とはともにこの地方の人物であるから、合戦の行なわれた土地とか城の名称などについては大体正確であろうと思われる。



岳子帽子鳥帽子岳

今川仲秋は、前にも述べたように応安四年（建徳二年、一三七一）十一月十九日呼子に到着した。仲秋の上陸地として松浦の地を選んだのは、主将了俊が中央門司地区から進み、子義範を左翼豊後方面に入れ、仲秋を右翼として松浦に上陸させた、という進攻作戦的な意味合いもあったであろうが、同時にまた、義範が大友氏一族の勢力にて

に陣を移した仲秋の軍と挟撃する態勢をとって太宰府に攻撃を加えた。そしてこの年の秋、ついに宮方は十年余にわたる九州経営の根拠地太宰府を捨てて筑後の高良山に退いた。その後も宮方は神埼方面に兵を出して武家方を討ったりしているが、文中二年（応安六年、一三七三）十一月に、それまで長く宮方の柱石として活躍してきた菊池武光が死去し、翌年五月にはその子武政も死んで、子武朝が幼齢であとを嗣いだが、その秋九月には高良山を撤退して肥後菊池の本拠に引き揚げた。この年十二月、武朝が阿蘇社の大宮司惟武の援助を求めた書状の中に、

「……官軍等、大略、敵に加わり候い了んぬ……」(14)

といっている。多年宮方の地盤であった肥後、筑後地方においても、いわゆる南風きそわず、その衰運がうかがわれる。

しかし、宮方のあとを追って肥後にはいった今川了俊は、天授元年（永和元年、一三七五）七月、水島に陣を布いてまさに菊池に進攻しようとしていた時、たまたま少弐冬資を誘殺したことから、まず島津氏久が離反し、形勢の不利を察したであろう了俊はやむをえず水島の陣を解いて肥前に退き、神埼・佐賀を経て十月には塚崎にはいった。(15)

了俊の軍に属して各地に転戦した安藝の毛利元春の永和二年三月の軍忠状に、

「……

一　同（応安八年・天授元年）九月八日、水島御引きの時、御共仕り、所々の合戦に忠を致し、瀬高・蒲池・酒見等に至るまで御共仕る事。

一　肥前府中・横大路以下所々の御陣に御共仕り、同十月、塚崎に御移りの間、御共仕り、今に忠を致す事。……」

といい、同じく了俊に従った肥後の相良長時の永和元年十月十六日付けの軍忠状に、(16)

「……水島御陣御開きの時、御跡勢となり、散々合戦を致すの段、御見知り畢んぬ。次いで肥前国所々の御陣に於いて宿直

を致し、横大路より小城に御移りの時、これまた後陣に於いて合戦を致し、当所塚崎に至るまで在陣仕るの条、御前たるの上は、早く御証判を賜わり、向後の亀鏡に備えんが為に、言上件の如し。」

といっているのによれば、この時、毛利元春や相良長時なども水島の陣から了俊に従って塚崎まできていることがわかる。ことに相良長時の軍忠状に、「当所塚崎に至るまで在陣」といっているのを見れば、この状の日付け十月十六日には長時は塚崎に滞在していたと思われ、彼はこの軍忠状を塚崎の陣営においてしたため、了俊のもとに差し出したのである。

前に述べたとおり、応安四年十一月、今川仲秋は松浦上陸ののち、やがて塚崎にはいり、ここを肥前経営の当面の足場として各地に戦ったのであったが、今また了俊は水島の陣を退いてのち、神崎・佐賀・小城等を経て長駆塚崎にはいっている。彼らがこうして相次いで塚崎を当面の拠点とした理由はどこにあったのであろうか。結論的にいえば長島庄を中心とする橘氏一族の勢力に頼むところがあったからであろうと思われる。橘氏は、前にも述べたとおり、初代公業が鎌倉幕府草創期の功臣として、また長島庄の惣地頭として、ここに入部して以来、その後、庶家分立の傾向が強く、しだいに多くの家々に分かれてはいたが、橘一族として結束して行動することが多かった。今川氏が西下に当たってその協力を求めたことにもうかがわれるように、この地方においては最も強力な、また親幕的な同族集団であったのである。

もっとも、さきにもちよっと触れたように、橘一族の中にも時に相反する行動をとった者がないではなかった。応安五年十二月日付、橘薩摩上村公直の申状(17)によれば、このころ、渋江下野守は今川氏の敵の側に立っているといっている。渋江下野守とは渋江世系図によると、橘氏の嫡家橘佐渡四郎公重の子公治に当たるようである。公治は同世系図によれば下野守と称し、父公重とともに足利氏に属して菊池氏退治に軍忠をはげんだ、としるされているが、『北肥戦誌』には、

「同年（永和二年、一三七六）の春、今川了俊入道、杵島郡へ討ち入り、二月廿五日塚崎に在陣し、後藤と相戦い、それより長島へ陣を移して、渋江公治が潮見の城を攻め落し、稲佐に到りて白石弥次郎が須古の妻山の城を攻め破り、……」

と、塚崎の後藤氏や須古妻山の白石氏らとともに、渋江公治は潮見城によって了俊の軍に抗したことを述べている。そしてこれらの戦いについては、安富了心（直安）が今川氏の許に差し出した軍忠状[18]に、

「去んぬる永和二年二月廿五日、肥前国塚崎御陣に馳せ参じてより以来……」

「……肥前国白石以下の凶徒ら御退治のため、杵島御移りの間、塩見の城において忠節を致し、同（永和二年）七月十八日稲佐嶽の御陣取り……」

と述べており、また深堀時久の同じ軍忠状に、

「去年（永和二年）六月十五日、潮見御陣に馳せ参じ、同七月十九日、白石嶽攻めの陣以来、連日野伐し合戦……かの御陣において越年在陣せしむるの刻……」

同じく深堀時澄の軍忠状に、

「去んぬる永和二年七月朔日長島庄塩見御陣に最前に馳せ参じ、稲佐嶽に御移り、白石妻山城没落の期に到るまで同御陣に越年仕り……」

などといっていて、渋江下野守公治がこのころ今川氏に抵抗したことを物語るようである。しかし、上村公直、大崎公次ら、他の橘氏諸家は多く今川氏方に属しており、渋江公治もやがて今川氏に従ったもののごとくである。こうして橘氏一族はこの地方における有力な武家方の支持勢力であった。

これより先、天授初頭の頃、懐良親王は征西将軍の任を良成親王に譲っていたが、今川了俊が塚崎や長島等で戦っている天授二年（永和二年）の六月ごろ、肥後の菊池武朝は良成親王を奉じて肥前にはいり、国府に陣した。翌天授三年（永和三年）正月、武朝は今川氏の軍と佐賀郡の千布附近で戦ったが敗れて肥後へ帰った。翌天授四年九

月には、肥後に進攻してきた今川軍と詫摩原に戦って宮方が勝利を得たが、その後も続いて両勢は各地に戦いを交えつつ宮方はしだいに衰退への途をたどり、弘和元年（永徳元年、一三八一）にはついに菊池氏の本拠も陥落した。これら各地の戦いに上村公直、大崎公次、同公安らの橘氏一族は今川方に属して戦っている。その他の同族諸家については徴すべき史料が残っていないが、おそらく同様に従軍した者は多くあったであろう。

京都では、明徳三年（一三九二）閏十月、後亀山、後小松両天皇の間に神器の授受が行なわれて、南北両朝は合一した。九州では、これより先、弘和三年三月、懐良親王は多年にわたる苦難の生涯を閉じ、良成親王が武家側の圧迫を受けて諸所に居を転じながらも、依然、引き続いて南朝の年号を用い、九州宮方の回復をはかっていたが、応永二年（一三九五）以後は、ついにそのあとを史上から断った。また、応安四年以来、九州探題として幕府のために九州の経営に努め、著しい実績をあげてきた今川了俊は、ざんによって失脚し、応永二年、京に帰った。

三　室町幕府の盛衰

(一)　幕府勢力の消長

南北両朝の合一が行なわれる前の年、明徳二年（一三九一）には、当時最も規模の大きかった守護、山名氏を倒した明徳の乱があり、応永六年（一三九九）には、同じく中国の大守護大内氏を討った応永の乱があったが、これらは幕府の統制力を強化する過程において、障害となる大勢力を除去削減するために、むしろ将軍義満の側から挑発して起こした戦いであったというべく、戦いの結果は幕府の勢威を一段と高めることとなった。

ついで応永二十三年（一四一六）から二十四年正月にかけて、関東管領家内部の政治的紛争を中心として起こっ

た上杉禅秀の乱があり、永享十一年（一四三九）には関東管領足利持氏が将軍義教に反してついに討伐された永享の乱があったが、これらもまた幕府の権勢を直接的に、あるいは間接的に強くするのに役立った。

こうして室町幕府は、三代義満から六代義教の時代までがその最盛期であった。嘉吉元年（一四四一）六月、将軍義教が赤松満祐によって殺されたことに始まり、九月に満祐が播磨の本拠で討滅せられた嘉吉の乱以後は、幕府の勢威はしだいに下降線をたどっていく。そして応仁元年（一四六七）以後十年余にわたった応仁文明の乱は、すでに弱体化しつつあった幕府権力をほとんど有名無実のものにしてしまう。この乱に続く約一世紀間は、古くから戦国時代と呼びならわしていて、中世的な諸関係の解体して行く中から、近世的な封建体制が発生成立する時代である。

㈡ 九州探題

九州では、探題今川了俊の失脚後、渋川満頼がその後任として応永三年（一三九六）に赴任したが、満頼の治績は了俊ほどにはあがらなかった。九州の諸豪族は強い在地性の上に立って、また独立性が強かった。一つは中央からは僻遠の地であるという客観的条件もあって、幕府の出先機関である探題の権威的な支配には、必ずしも服そうとはしなかった。

すでに南北朝時代のころ、一色範氏（道猷）が、九州統治に手を焼いて度々帰京を願い出たが許されず、暦応三年（一三四〇）二月には次のような目安を幕府に提出して、探題の立場の強化を願い出ている。

「上洛の暇の事、度々言上のところ、御教書九ヵ度に及ばれ候、この上は重ねて言上、その恐れ候、在国せしむるに於ては、料所ならびに士卒等を定め下すべきの趣、目安を勘し、言上せしめ候」

「一、鎮西料所を定められ、在国の程、預け置くべき事

一、分国を定められ、軍勢を催促すべき事」

などを要望している。すなわち九州探題には、探題に付属する独自な所領が十分でなく、各地に散在している若干の料所はほとんどいうに足りない。また、探題に直属する分国がないために、直接動員把握できる兵力がない、等の事情によって、その九州経営は容易でなかったのである。その後、これらの事がらがどの程度に改善されたか詳かでないが、今川了俊の退去後は、中国の大内氏の進出介入などによって探題の地位はますます低下せざるを得なかった。満頼は在職二十余年で、子義俊に譲り、以来探題の職は渋川氏一族によって受け継がれる。探題職の世襲化は探題の機能の固定化であり、形式化を意味する。形骸化しながらも、その名目が諸勢力の角逐上に利用価値を失わぬ間、なおしばらく存在を続けるのである。

さきに述べた明徳・応永・永享等、中央における一連の争乱も、九州には直接影響するところはほとんどなかったが、諸勢力の対立抗争は少しも止まなかった。しかし、一見複雑な九州―特に北部九州における争乱も、この時期においては、その主流は探題渋川氏とこれを助ける大内氏、対少弐氏の争いを軸として展開せられ、ことに肥前においては小城の千葉氏が少弐氏のがわにあり、肥前の武士たちはその両陣営のいずれかに付いて戦いを繰り返している。

㈢ 応仁の乱前後における武雄地方

嘉吉の乱については、『鎮西要略』によれば、高木・松浦・千葉・波多等をはじめとして肥前の武士はそれぞれ幕府の命を受けて西上し、赤松満祐討伐の軍に加わったことを述べているが、このことを裏づける確かな史料は残っていない。

応仁・文明の乱は、周知のように、当時の幕府権力の事実上の荷担者山名宗全と細川勝元の対立が、将軍家の継

嗣問題を動機として表面に現われ、それに畠山、斯波両氏の家督争いなどもからんでついに激発して、前後十一か年にわたる大乱となったものであった。初め宗全方の西軍は勝元方の東軍に比して兵力の上でも劣勢であって不振であったが、山口の大内政弘が西軍に加わるに及んで戦勢は互角になった。豊前・筑前方面を勢力圏内に持つ大内氏の参戦は、九州にも直接影響を及ぼすこととなり、『鎮西要略』は、

「我が九州の侯伯、二将（宗全・勝元）のよしみに従って各々東西に相離る、また所々においてその党を起つ」

といっているが、肥前の諸氏が直接この乱に関係してどのような動きを示したか、それらのことを具体的に物語る確かな史料は見あたらない。同じく『鎮西要略』によれば、応仁二年にはいって、小城の千葉教胤は、少弐教頼、菊池武国らに次いで東軍に応じたという。少弐教頼が東軍に応じたことについては他に明証があり、また、肥後人吉の相良氏などにも、同二年、勝元の奉ずる将軍義政の御教書をもって、東軍への参加を求めてきているから、千葉氏その他、肥前の有力な武士たちに対しても、同様、その要請を行なったであろうことは考えられる。前年来、西軍大内氏の留守軍と少弐氏との戦いには、千葉氏らはしばしば少弐氏に従って戦っているようであるし、また、文明元年七月には、すでに東軍に応じていた豊後の大友氏は、東肥前にも攻め込んできて、諸城を攻略しているので、肥前の人々にとっても、応仁文明の乱は決して対岸の火災ではなかったわけである。

しかし、南北朝合一のころからこの前後に至るころまでの武雄地方のこのような動きを伝える確かな史料――文書の類は、今日ほとんど残っていない。また、『藤山考略』や『後藤家戦功記』、『渋江氏由来』あるいは『武雄社本紀』などにも、この時期における記事はきわめて少ない。

いま『北肥戦誌』のこの期間の記事のうちから武雄関係の箇所を拾うと、以下のような二、三の記載がある。

(一)　応永五年（一三九八）二月探題渋川満頼は松浦党や千葉氏などを討つために博多を発して肥前に入り、夏から秋にかけて小城・多久などで戦ったが、この時、塚崎の後藤氏は千葉氏に属して戦い、後藤馬庭隼人と云う者が討死した。

(二)　その後、渋川満頼は綾部に在城していたが、応永十一年（一四〇四）、少弐貞頼と千葉一族の軍を河上附近に破ってしばらく小城に在陣し、やがて長島庄に来て、渋江氏を潮見城に攻めてこれを降伏させた。

というのである。応永五年のころは系図によれば後藤家は資明か、あるいは次の英明の時代であったと判断されるこの資明から英明、正明の三代にわたる間は、系図の注記も簡単であり、ことに資明、英明の二人はともに備前守・治部少輔と称したとあるが、あるいは一、二の史料について両者を判然と区別することのできなかったこと に基づく混同ではあるまいかと思われる。また『藤山考略』などにもこの二人に関して文書の誤解による誤った事蹟が書かれているが、要するにこの二、三代の間は系譜も事蹟もほとんど伝えられていない。後藤家文書の中も、この期間の文書は一、二の所領安堵状のほかには何も伝えられていない。『北肥戦誌』にしるされた後藤馬庭隼人のことが、何かよりどころのある確かな記事であったにしても、それが後藤氏系図の中にどんな位置を占めた人物であったかは不明である。

(三)　の、応永十一年、潮見城で渋川満頼の軍に攻められて渋江氏は降伏した、という記事が事実であったとすれば、そのころの渋江氏は公親、あるいはその子公朝の代であったようである。小鹿島文書によれば、応永四年から五年にかけて、幕府は渋江下野入道性淳という者に長島庄内の志久村以下を安堵させ、渋川満頼がこれを施行しているが、下野入道性淳とは、前にも述べた下野守公治に該当し、その入道名であろうと考えられ、渋江世系図によれば、公治のあと、子公親、その子公朝と続いている。この公親から三、四代の間はただ親から子へ一本の系列が書かれているだけで、兄弟や庶流関係等についてはなんらの記載もなく、渋江氏系図中では最も記載の簡単な箇所である。『渋江氏由来』にも、

「下野守公治嫡子左衛門佐公親、左馬頭公匡、右馬大夫公代、下野守公忠、右馬頭公勢まで、家盛んなり。」

と、系図によって文を成したかと思われる簡単な記事があるだけである。しかしさいわい橘氏については、小鹿島

文書や橘中村文書があって、この時代前後のころにおける橘氏一族の様子や、小城の千葉氏、藤津の大村氏など近隣諸勢力とのかかわり合い等について少しはうかがい知ることができる。

応永十三年（一四〇六）十二月に、幕府の意を受けた探題渋川満頼は、牛島房童丸に長島庄下村の内、牛島の地百二十町を安堵させており[19]、また嘉吉二年（一四四二）四月には、探題教直は渋江公代に長島庄の惣地頭職以下を安堵させている[20]。この渋江と牛島の両家は前にも述べたように、中村家とともに下村系橘氏の有力な家であったが、いつのころからか両家は同族相争って対立抗争していた。橘中村文書の中に、年次は不明であるが十月二十八日付けで大村家徳から中村にあてた書状があるが、そのなかに次のようにいっている。（大村家徳とは藤津の大村氏であって、このころ、杵島地方に大きい影響力を持っていた。）

「……牛島方、思ひのほかに、ふと越され候間、先づ以て、そなたの親がたの事にて候間、牛島方の事、渋江へさいそく候て、過半、道行き候ところに、又牛島こらえかね候て、長島へ勢を遣わし候間、まへより渋江方へ無為の子細申して候事ども、いたづらになりて候。是非なく候へども、さりながら牛島方身上いたわしく候て、また渋江方へさいそく申し、九十一町事、先づ牛島方へ知行せさせ申し候。それの御事は、牛島方の身上とりつき候ずるまでと存じ候て、北方（きたがた）を預け進じ候ひき。……」

これによると、九十一町の所領の知行をめぐる問題のからんだ紛争であったらしいが、この結着がどうついたか、それは明らかでない。しかし、享徳四年（一四五五）十二月二十一日付けの中村あて渋江公代の起請文に[21]、

「牛島方と和与候といえども、それ様と我々ことは一味同心申し承り、所領など何事に就き候ても、あいたがいに尋ね尋ねられ、申し談ずべき事。」

という一条がある。さきの大村家徳の書状との前後関係はわからないが、少なくとも享徳四年の末ごろには、あるいは一時的であったかも知れないにしても、両者は和解したことが知られる。なお、その翌年（一四五六）二月に

は牛島から中村へ対しても次のような起請文[22]が送られ、このころ三家は一応「一味同心」の態勢をとったようである。

「公私に就いて、大小のこと親疎なく申し承り、他事を存ずべからず候。所領などに就き候ても内外なく申し談ずべく候。……如何様の方より和ざんの儀ども云ふとも、それ様をそむけ（背）申すことあるまじく候。一味同心に申し承るべく候。……」

『北肥戦誌』にはなお次のようなことを載せている。

寛正六年（一四六五）五月の下旬、小城の千葉教胤の執権中村越前守胤頼は、その頃佐嘉庄に居て、探題渋川教直によしみを通じる今川胤秋を討とうとして数日間の攻防戦のすえ、ついに敗れて自身も討死し、味方に多くの戦死者を出した。

という意味を述べ、その戦死者の中に、

「武雄加賀守、同大蔵允、」

の両名を挙げており、『鎮西志』や『鎮西要略』にもほとんど同様な記載がある。

『武雄社本紀』の本司系譜、胤門の伝によれば、胤門は応永三十二年（一四二五）に武雄社大宮司職を継ぎ、加賀守を称し、永享五年（一四三三）八月、千葉教胤から佐嘉郡平尾村、同神野村の社領合わせて五十町の安堵状を受けた。といい、

「寛正六年、教胤の将中村、越前守胤頼、今川伊予守胤秋と川上に戦う。胤門千葉に属して命をおとす。」

としるしている。応永三十二年（一四二五）に大宮司となったとすれば、寛正六年（一四六五）中村胤頼とともに今川氏と戦った胤門は、すでに老年期にはいっていたかと思われるが、胤門という名の胤の一字は、千葉氏の名前の通字である胤を与えられたものであろうから、『北肥戦誌』その他に載せている武雄加賀守はこの胤門に該当し、このころ千葉氏と密接な関係にあったと推測せられる。なおこの前後の時代は千葉氏の勢力が杵島地方にも及び、武雄社だけでなく橘中村氏なども千葉氏に対して従属関係にあったことが、数通の文書[23]によって知られる。

以上にあげた『北肥戦誌』などの戦記や史書の類にしるすところによれば、室町時代の前半期、応仁文明の乱前後のころまでの武雄地方の諸家は、応永五年における後藤氏も、同十一年の渋江氏も、寛正六年の武雄社神主家も、もいずれも少弐氏、千葉氏の側に属して、探題渋川氏やこれと与同する諸氏の軍と戦っている。少弐氏や千葉氏の勢力が強盛であれば、地理的な関係からしてもその勢力圏内に包含せられ、彼らが兵を動かす時には協力の要請をうけ、あるいは進んで協力せざるを得なかったであろう。しかし少弐千葉二氏の勢力が後退するとか、その戦線に異状のある時は、この情勢はまた変わらざるを得なかった。現在、後藤氏関係文書や武雄神社文書、小鹿島文書などの中に見いだされる数点のこの時代の文書類は史書に述べていることとはうらはらに、ほとんどすべて幕府やその出先機関である探題渋川氏から出された所領所職の安堵状であり、少弐千葉関係文書の比較的多い橘中村文書の中にも渋川氏の承了判、すなわち探題方による確認を受けた中村氏の軍忠状がある。このような事実は、少なくともこれらの文書が授受された時点におけるその受取人の側は、文書の発給者である探題の支配権の効果が期待できた範囲内にあったことを示すものであって、情勢は戦記や史書に伝えるところよりも複雑に推移していることがわかる。

文明九年（一四七七）の冬に至って、応仁元年以来の中央の兵乱、いわゆる応仁の乱は一応静まったが、国内はより長い戦国争乱の時代にはいり、情勢はより複雑に展開する。藤津の大村氏が抬頭して千葉氏と争い、高来の有馬氏が勃興して北に進み、彼杵の大村氏も西辺をうかがい、時には松浦党の影響力も無視できない。それらの上に遠来の大内氏の豊前・筑前を掩有した大きい力の波及があり、また遠く大友氏による伝統的な肥前支配が根強く作用する。そうした交錯の中に橘氏一族の盛衰があり、後藤氏の勢力伸張がみられたが、やがて佐嘉に興起した竜造寺氏の武力が、この地方の歴史の方向付けにも決定的な要因を与えることとなる。

註
（1）松浦山代文書
（2）龍造寺家文書
（3）深堀家文書
（4）武雄鍋島家文書
（5）橘中村文書
（6）詫間文書（肥後）
（7）阿蘇文書
（8）大日本史料六ノ十三
（9）深堀家文書、伊万里文書、橘中村文書等
（10）河上神社文書
（11）橘中村文書
（12）都甲文書（豊後）
（13）小鹿島文書
（14）阿蘇文書
（15）毛利家文書（安芸）
（16）相良家文書（肥後）
（17）小鹿島文書
（18）深江家文書
（19）（20）小鹿島文書
（21）（22）（23）橘中村文書

四　戦国動乱の時代

(一)　肥前、特に杵島内外の情勢

応仁文明の乱は、文明五年に両軍の総帥山名宗全と細川勝元とが相次いで死去し、両陣営の守護たちもしだいに領国に引き揚げて、同九年には京都を中心とした長い戦いは終わったが、やがて、より長い争乱の時代にはいるのである。

応仁から文明にかけて、あたかも大内政弘が西軍に加わって上洛中の機に乗じ、小弐氏は先祖以来の本拠である筑前を奪回しようとして、対馬の宗氏の後援のもとに何度か兵を出した。少弐教頼はその念願を果たし得ないまま戦没したが、教頼の子頼忠（のち政資）は文明元年五月、筑前を守る大内氏の軍を破って大宰府にはいり、筑前を押えるとともに、豊前にも勢力を伸ばした。東部肥前の家々をはじめとして、松浦党なども、少弐氏について太宰府を守備した。その間、頼忠は筑前内の諸寺に寺領の安堵状を発給したりして、しばらくその筑前支配は安定したかにみえたが、文明九年十一月、京の陣を払って周防に帰った大内政弘は、翌十年秋、兵を率いて九州にはいり、頼忠、すなわち少弐政資を豊前と筑前に討ち、領国筑前、豊前を従えて帰国した。この時、政弘の勢力は筑後・肥前にも及んだもののようで、十年十月には神埼郡代官職の補任を行なっているが、小鹿島文書中に残されている政弘の書状によると、橘氏も彼のもとに使者を送って好みを通じていることが知られる。

この前後のころ、肥前の地もとでは小城の千葉氏が引き続き有力であって、佐賀、杵島の両郡にも勢力を張り、藤津に根拠を持つ大村氏と杵島方面で対立していて、小城・佐賀方面の諸氏は千葉氏に、杵島以西の諸氏は大村氏に属して、しばしば干戈を交えた。かつて文明元年の夏、千葉教胤は杵島に進出する大村家親を討とうとして出陣

し、大町江の江上で乗船がてん覆して水死したと伝えられているが、教胤の遺跡を継いだ千葉胤朝は、文明八年[1]二月、兵を率いて藤津にはいり、大村家信を破っている。一方また、このころから高来郡の有馬氏が勢力を得てきてしだいに北に進出し、すでに文明二年には、大村家徳は有馬貴純に敗れて上松浦にのがれたと伝えられる。

小鹿島文書の中にある次の文書は、長島の渋江公直と塚崎の後藤職明が、伊万里の松浦党の一族伊万里仰や藤津の大村胤明らとともに、以上のような四囲の情勢のもとに自らの安全を協力して確保しようとして結んだ、いわば攻守同盟の条約文である。

「　契諾の事

一、この人衆、今より以後、公私に就いて余儀なく同心なすべき事。

一、この寄り合い中において、万一敵方より如何躰の故実ありといえども、各同心なき儀に候わば、取り置くべからざる事。

一、存じ寄りの篇目あらば、あいたがいに心底に残さず申し承るべき事。

一、弓箭の時は、何方か先立ち候にまかせて合力せしむべきの事。

一、内談の儀、他言あるべからざるの事。

若しこの旨相違あらば、神明の御罰をまかりこうむるべく候。よって状くだんの如し。

文明十五
五月吉日

渋江
公直（花押）
伊万里
仰（花押）

後藤
職明（花押）
藤原
胤明（花押）」

先年大内政弘に破れてしばらくひっ塞していた少弐政資は、文明十四年には、そのころようやく抬頭しつつあった龍造寺氏やその同族らに守られて、亡父教頼の故地である佐賀の西郊与賀に城を営んで居城とし、しだいに勢いを恢復してきていた。当時養父郡の綾部には探題渋川氏がいたが、探題は名のみに過ぎず、ようやく余喘を保っている状態であった。文明十五年秋、少弐政資は綾部城を急襲して渋川氏を走らせ、次いで筑前に進出して大内氏の兵と戦い、明応元年五月には再び大内氏の将、陶氏の軍と筑前箱崎で合戦し、この時、八幡宮は兵火にかかった。

政資は筑前に進出するとともに、明応二年（一四九三）から三年にかけて、下松浦地方を征して、伊万里、山代その他を従え、次いで有馬氏の協力を得て平戸を支配下に置き、引き続いて上松浦の諸氏を従え、さらに反転して筑前怡土郡の原田氏を攻撃した。明応四年正月には政資の子頼資は上洛して将軍に謁し、その偏諱を受けて高経と名乗っている。このころ少弐政資の勢威は最も盛んで、政資・高経ともに再び大宰府に移った。

少弐政資の松浦地方の攻略に協力して下松浦に兵を出した有馬貴純は、平戸を討った戦功を賞されて、少弐氏から藤津郡のほか長島と白石の両庄を与えられた、と、『歴代鎮西志』その他の史書は伝えている。今日これらのことを確認できる文書類は残っていないが、よしんばそれが事実であったとしても、あとに述べるように、少弐政資とその子高経はその後まもなく再び大内氏に攻められてともに自殺している。政資から与えられた有馬氏の長島その他の領有権が、どの程度有効に機能し得たか疑問であろう。しかし、のちやがて有馬氏は藤津郡に進出し、杵島郡方面にも強い影響力を及ぼすようになるが、有馬氏のこうした動きの基礎には、少弐氏によるこの地方の領有権付

与の事実があったのかも知れない。

明応六年正月、大内政弘の子義興はみずから大兵をもって大宰府に押寄せて少弐氏を破り、政資は一たん筑前岩門城に、高経は肥前勝野尾城によったが、ここもまたささえることができず、政資は実弟千葉胤資の小城晴気城に走り、高経は勢福寺城を経て晴気城にはいった。四月中旬、大内軍はこの城を攻撃し、城主胤資はここに死し、高経は落ちて市の川に向かったが、ついにそこで自刃した。高経自刃の場所については異説があり『鎮西要略』は、高経は晴気城にはおもむかず、盛福寺城が落ちた時、ただちに神埼郡山内の広滝にはいり、そこで自刃したと述べているが、『北肥戦誌』はこれを否定している。政資は多久の多久宗時のもとに落ちたが、ここも大内勢の攻めるところとなってついに自殺した。

『鎮西要略』などによれば、こうして少弐氏ならびにその与党を討った大内義興は、千葉興常を肥前の守護代とし、佐賀・神埼・三根等の地を与同の者に預け与えて、周防に帰ったという。興常は千葉氏庶家の出であるが、早くから大内氏に親近し、その庇護を得てしだいに抬頭した。その名興常も大内義興の一字興を与えられたものであろう。由来、大内氏は渋川氏を助けて少弐氏とはたえず争っているが、千葉氏は少弐氏と良く、自然、千葉氏は大内氏と対立抗争することが多かった。興常の立場は千葉氏の伝統からすれば異端であったが、大内氏を背景として勢力を伸張させ、明応の終わりごろから天文の初めにかけて、小城・佐賀・杵島の諸郡下における支配的勢力であった。現在これらの地域の社寺旧家等には興常の発給した寺社領・所領の安堵状や寄進状などが少なくない。それらのうち武雄地方に関するものをあげると、

永正　十年十二月　中村主馬允あて安堵状
同　十一年　八月　中村三河守あて　同（2）
天文　五年　三月　後藤あて　同（3）

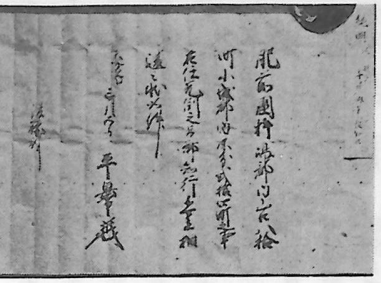

千葉興常知行安堵状（後藤純明あて）

同　年　六月　武雄式部少輔あて同（4）

などがある。

明応九年（一五〇〇）の初め、前将軍義尹（義材・義稙）は、難を避けて周防の大内氏のもとに亡命してきていたが、そのころ養父郡にいた渋川氏の遺子刀祢王丸は、大内氏の推挙をもって義尹に近づき、この年八月、元服して義尹の偏諱を与えられて尹繁と名乗り、右兵衛佐と号し、次いで探題の補任状を受け、父祖の世職を継いで九州探題を称した。

多久で自殺した政資の三男に資元という者があったが、少弐の遺臣らに擁されてしだいに勢いを得、明応の末年から文亀・永正にかけて、豊後の大友氏と結んで筑前・筑後・豊前等に大内氏の与党らと戦った。また、同じころ、千葉胤資の遺子胤治・胤繁も、小城、杵島地方の旧縁の者に擁され、少弐資元と連携して、小城の遺跡に拠った。

周防に亡命していた前将軍義尹は、永正五年（一五〇八）六月、大内義興に奉ぜられ、中国・九州の諸将兵を従えて京都に帰り、翌七月、再び将軍となったのであるが、この時上洛に従った肥前の諸氏には、渋川尹繁・少弐資元の名代横岳資誠・千葉興常らのほか、佐賀の龍造寺氏、高来の有馬氏・彼杵の大村氏等がいたと伝えられる。

(二)　橘氏の盛衰

度々引用したとおり、後藤氏の歴史を述べたものに『藤山考略』や『後藤家戦功記』等があり、橘氏には『渋江氏由来』があるが、それらの記事は、後藤氏は純明の代から、橘氏は公勢の時から、内容が豊富になって来る。時代が新しいだけに史料の残存するものもあり、文字や言葉に残された伝承等もあったのであろう。

まず橘氏について見ると、『渋江氏由来』によれば、橘氏の嫡家渋江氏は、公勢の時まで家勢盛んであって、

「公勢武威を振いければ、隣端の諸大名ことごとく公勢に属しけり。上松浦の領主波多興信、杵島郡塚崎の領主後藤貞明（職カ）、藤津の領主原越後守、藤津郡内吉田の領主吉田右馬大夫、白石の領主白石道勝、多久太良、須古平井、各和睦して人質を出す。……」

といい、この時、後藤職明から出した娘に生まれた子が、のち職明の後を継いだ後藤純明であった、と記している。つまり渋江氏由来によると、後藤氏をはじめとしてまわりの諸家はみな公勢の武威に服して人質を送ってきた。後藤氏からは娘を人質として送っていたが、その娘を公勢が愛してできた子供がのちの純明である、というのである。しかし、『藤山考略』の職明の譜には、

「伯耆守職明……塚崎庄の総地頭となり、長島庄を兼領す。一女あり。渋江右馬頭橘公勢に嫁す。」

とあり、同じく純明の譜には、

「職明の女、渋江右馬頭公勢に嫁して純明を生む。職明これを養いて子となす。純明ついに職明の家督を継いで塚崎長島両庄及び杵島松浦の所々を領す。」

とあって、職明の女は公勢に嫁して純明を生んだ、といっているばかりでなく、公勢の本拠渋江も含む長島庄全体を、職明も純明も領していたのだという書きかたをしている。両書のいずれにも誇張や誤りがあって、たやすくそれらの記事を信ずることはできない。

『渋江氏由来』は公勢の事績として、また、次のようなことを述べている。その大意をとると、

「公勢は永正元年（一五〇四）から三か年間、京に上って大番役を勤めたのち、伊勢神宮に参拝しての帰途、たまたま彼杵の大村純伊に出逢った。純伊は高来の有馬尚鑒に本領をうばわれ、その頃松浦の加々良島に忍び住んでいたが、伊勢参宮を思い立ってのぼって来たのであった。これに同情を寄せた公勢は、帰国後、中村公景らを遣して純伊を援けさせ、純伊はついに本

領を回復することが出来た。永正四年（一五〇七）のことであった。」

というのである。ところで『北肥戦誌』はこのことについて、

「同年（永正四年）二月二日、肥前国には高来の有馬左衛門佐尚鑒が軍兵、横辺田へ攻め来り、千葉衆と相戦い、宗徒の者共多く討たる。又、大村日向純治も、頃日千葉介、後藤伯耆守が為め本領に放れ、他郡に徘徊しけるが、これも今年の春秋、長島の渋江右馬頭公勢に加勢を請い、有馬と引合い出張して、限口の合戦に千葉勢を切り崩し、その勢いに乗じて本領に帰り入りけり。」

といい、『歴代鎮西志』と、『鎮西要略』は、同じく永正四年の条にほとんど同文で、

大村日向守純治は限口で一戦し、勝利を得て本領に入った、

ということだけを簡単に述べていて、『北肥戦誌』と内容の上で矛盾するところはない。そこでいま『渋江氏由来』と『北肥戦誌』とにおける上述の所伝を比べてみると、両書の記事はある点では一致するがある点では全く異なっている。すなわち、ともに年代が永正四年であること、大村氏の本領復帰を助けた者として渋江公勢があげられていること、そして今一つ、このできごとのあった当時、有馬氏は尚鑒の時代であったとしていること、の三点では一致している。しかし、渋江氏由来がこの時の大村氏を純伊としているのに対して、北肥戦誌は純治としていること、大村氏が本領を棄てて一時他郷に出ざるを得なかった当の敵方が、前者では有馬尚鑒であったといい、後者では千葉介と後藤伯耆守とであったといっていること、などは著しい相違点である。

一方、大村氏のがわの所伝を見ると、『大村家譜』は、純伊は文明六年（一四七四）に有馬貴純の攻撃を受けて居城を捨て、その後各地に潜伏していたが、同十二年（一四八〇）霊夢によって伊勢に参宮し、同年帰国、旧臣縁故の者に迎えられ、また杵島の渋江・平井らの支援を得て、ついに本領を回復することができた、といっているし、『大村記』も大体これと同様であるが、ただ有馬貴純を有馬尚鑒とし、渋江氏に公勢の名をあげている。なお

『藤原有馬世譜』の貴純の譜にも、

文明の頃、大村家と戦って、大村純伊は松浦郡加々良島にちっ居し、七年ののち、当家と彼杵で合戦して純伊は城を取りもどした。

という意味の記載がある。

以上のように、このことに関する諸書の記述はかなり区々である。まず、大村氏が数年流浪ののち本領を奪回した年について、文明十二年（一四八〇）とする伝えと、永正四年（一五〇七）とする伝えとがある。前者は大村氏に伝えられた年紀であって、自家の歴史の上での重要なできごとについての伝承に基づくものであろうから、最も信憑度が高いと思われる。しかし『大村記』が、有馬氏を尚鑒としていることと、渋江氏を公勢としていることとは、これを文明十二年とすれば、次に述べるような若干の食い違いを生じよう。なお有馬世譜も「文明の頃」といっていることは上に述べたとおりである。

次に『北肥戦誌』や『歴代鎮西志』などが、大村純治としていることであるが、純治は純伊の先代であって、大村家系によると、純伊は文明三年（一四七一）に家督を継いでいるので、これが事実である限り、文明十二年説と永正四年説のどちらをとるにしても、純治とするのは誤りであろう。

次に『大村家譜』と『藤原有馬世譜』のほかはすべて有馬尚鑒としている。尚鑒は貴純のあとを継いだ人物であるが、有馬世譜によると、貴純は明応三年（一四九四）十二月に死去し、かつほぼそのころまで活動している徴証があるので、尚鑒の時代はそれ以後である。したがって永正四年説をとれば貴純の時とすることはできず、次代の尚鑒の時とせざるを得ないのであるが、文明十二年とすれば当然貴純の時代となろう。

諸書の記載はこのように異同が多いのであるが、『渋江氏由来』と『大村家譜』とは他書に比べてこの一件に関する記事は最も詳細であり、かつそれぞれ個々の記事に関する限りでは齟齬するところもない。すなわち前者は、

永正四年のこととし、大村氏は純伊・有馬氏は尚鑒、純伊を援助したのは橘公勢としており、後者は、年代は文明十二年、大村氏は純伊、有馬氏は貴純の時、純伊を援けたのは橘氏とだけあって人名はあげていない。しかしいま両書を比較すると前者の行文には全般的に物語り的な傾向が強く、史実として認めがたい点も多い。また同じく永正四年のこととしている『北肥戦誌』『鎮西志』等には、永正四年としながら大村氏を純治としているなど、にわかに従いがたいので、前に述べたような点をも考慮して、一応後者、すなわち『大村家譜』に伝える文明十二年説に従いたいと思う。

さて、これを文明十二年のできごとであったとした場合、大村純伊の本領回復を援けたのが渋江公勢であったということには疑問の余地がある。前にも述べたとおり、文明十五年五月に、伊万里仰、後藤職明・藤原胤明とともに契諾状に署判しているのは渋江公直であるが、これらの四人は当時それぞれの支配地域における一族を代表する者の立場で同盟の契約を結んでいるはずであって、渋江公直はこの時橘氏一族を代表する立場にあったと考えられる。『武雄史』に載せている橘氏系図によれば、長島庄橘氏一代を公業として、その嫡家渋江氏十二代公直・十三代公勢としている。これに従えば公直は公勢の先代であり、契諾状の作られた文明十五年は公直の時代であったと思われるから、その三年前・文明十二年当時は従ってまだ公直の時代であったことになろう。だとすれば文明十二年に大村純伊を援助して本領に復帰させたのは、公勢ではなくてその先代公直であったと考えるのが自然である。

しかし橘氏の系図は右のほかに異伝があって、前に引用した『渋江世系図』には次のようになっている。

公代──公忠──公勢
　　└公泰──公直

すなわち公直と公勢とは従兄弟関係になっているし、また『渋江氏由来』は、さきにも述べたが、公勢の先代を公忠、その先を公代とし、公直を渋江氏の歴代のうちにあげていない。なおまた、同書の公勢の譜の中には、

「（公勢の）二人の息女は原越後守の息女に出生しけり。一人の息女は一族公直の妻になる。」

と記されていて、公直は公勢の一族であったといっていることは右の系図と吻合する。いずれにせよこの公直は、文明から永正初期ごろにかけて、渋江氏を称し、また、右馬頭、あるいは下野守と称して活躍したことは橘中村文書等に明証があって疑えないのであるが、その世系などについては、公勢との関連においても判然としないものがあり、なお後考にまつのほかはない。

公勢の死については『渋江氏由来』に劇的な伝えがある。その細かい内容の一々についてはともかく、ほかに確かな史料の見あたらない現在、一応その話の大すじを受け入れれば、

公勢には公政・公親の両人の子があったが、公親を殺そうとして公政の乳母の持って来た毒水を、公勢と公政とが呑み、二人とも死亡した。



跡

大永七年（一五二七）三月のことであり、そのころ公勢が居城としていた川古日皷山の城でのできごとであったという。

城

橘氏が嫡家渋江氏を中心として、公直・公勢の代にはまだこの地方の一つの安定勢力としての立場を持っていたことについては史料に徴証があって肯定できる。しかし公勢の死後は、橘氏のこの地方における長い伝統的な勢力も急速に衰えていったようである。『渋江氏由来』等に述べているところに従えば、後藤純明が公勢死去直後の渋江氏を日皷城に攻めた時、橘氏一族や家臣らの多くは純明に心を合わせた、という。かつて事に当たっては、しばしば一致協力した橘氏一族も、南北朝のころから後はそのような事実を示す史料が見あたらなくなり、むしろ一族内の有力な数家にまとめられて行く傾向が見られるようになる。渋江、

皷

日

牛島、中村などがその例であるが、彼らは時に争い、時に妥協しつつ、嫡家渋江氏の統制力は、公直・公勢のころまで、弱化しながらもまだ存続してきた。しかし、ついに渋江氏は彼等多くの同族を被官化し得ないままに弱体化し、やがて長島庄における伝統の座から姿を消すのである。

㈢　後藤氏の盛運

後藤氏の歴史を述べたものには、前にあげた『藤山考略』、『後藤家戦功記』のほかに『後藤通鑑』があり、近頃編纂せられたものに『後藤（藤原）鍋島系譜略』がある。また石井良一著『武雄史』中にも後藤氏歴代について詳しく述べられているが、なおこのほかにも後藤氏の事蹟に関する石井氏の遺稿は多く残されている。本書の下巻に収載してあるのがそれである。

考略は後藤氏の始祖と伝えられている章明に筆を起して茂綱に至るまで、漢文体で書かれている。戦功記は章明から茂綱二代の後茂紀までかな混り文で書いてあるが、多くの文書を引用しながら筆を進めているところに特色があり、それらの文書の中には現在原本の逸失しているものもあって、そうした意味からも有益な編著である。通鑑は純明の時、享禄三年の住吉の戦から、寛永十四年の島原の乱に至るまで、後藤氏（のち鍋島氏）が直接関係した十二度の戦いについて述べた戦記であり、かな混り文に書いてある。系譜略は文書や諸書の引用も多く、その書名にもかかわらず内容の最も豊富な著作である。初代則明（章明）に始まって、家信の卒去に終わっている。

以上のように、後藤氏、ことに中世末期以降の後藤氏の事蹟については、数種の書籍に詳しく記述されているので、ここには幾つかの問題点や、諸書に漏れている事がら等について述べて置きたいと思う。

後藤職明のあとを継承した後藤純明は、前にもちょっと触れたように、橘公勢の子であり職明の外孫であったわけであるが、彼が後藤氏の嗣となったことには、やはり政策的な意味あいが多分にあったであろう。この後、純明

のあとは大村氏からはいった貴明が継ぎ、貴明は平戸の松浦隆信の子惟明を嗣子に迎えていたが、のち更に龍造寺氏から家信を入れた。力がものをいう戦国の世に、四周に強大な勢力をひかえた後藤氏としては、とらざるを得なかった態度であり政策であったと思われる。

純明が実父公勢急死の直後を襲って渋江氏を討ち、のち一度は奪回されたが、再びその本拠日皷城を攻略し、長島庄支配の態勢を築いたことは、後藤氏の勢力の拡大、発展の上に一つの期を画したできごとであった。

従来、たとえば、いま『藤山考略』を見ると、後藤資明の譜の標題を『後藤氏兼領長島庄』として掲げ、譜の本文中に、

「塚崎庄の総地頭となり、長島庄を兼領す。」

としるしており、また資明の子英明（秀明）の譜にも、

「応永二十二年六月十八日、塚崎・長島両庄の地頭に補す。大樹義持公の令を奉り、探題渋河丹波守氏重下知す。」

と述べている。『後藤家戦功記』もまた英明の伝に、

「足利義持より渋河丹波守氏重奉行にて、塚崎長島の両庄総地頭の下文を賜わり候事」

と述べて、その次に左のような渋川氏重の執行状を載せている。

「肥前国杵島郡塚崎長島両庄以下の内、本職本領所々の事、証文等の旨に任せ、領掌相違あるべからざるの状、仰せに依り、執達くだんの如し。

応永廿二年六月十八日　源氏重判

後藤治部少輔殿」

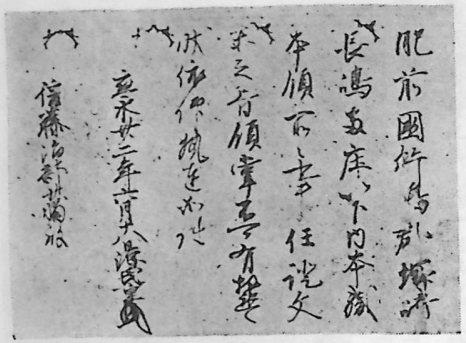

渋川氏重奉所領安堵状



浄円寺・後藤純明墓

これは後藤家に伝えられてきている文書であるが、『藤山考略』その他が、英明が塚崎庄と長島庄の地頭に補せられた、とか、長島庄を兼領した、と述べているその根拠としている史料である。しかしこの文書を徴証としてそのような結論を出すことは早計である。いま、塚崎庄はしばらくおいて、問題は長島庄についてであるが、後藤氏は、少なくとも鎌倉時代以降、長島庄内の一部の田畠の名主職、ないし地頭職、あるいはある種の庄官職等を持っていたから、それらに系譜的につながる所職所領は、この時代に至るまで持ち続けられているものがあったであろうし、また、その後新しく後藤氏の有に帰した所職所領もあったであろう。右の執行状にいっているのは、そのような、後藤氏が父祖以来、庄内の一部に持ってきたことの明らかな所職所領をさしているのであって、もちろん長島庄全体にわたるものではなく、その一部についてのものであった。要するに純明に至るまでの後藤氏はまだ塚崎の範囲をあまり出ない小規模な一勢力たるに過ぎなかった。しかし今や純明は橘氏嫡家渋江氏の本拠を攻略して、長島庄支配の態勢を築いたのである。後藤氏の勢力の伸張に大きく数歩を踏み出したものというべきであろう。

初め純明が日皷城に渋江氏を討ったのは大永七年（一五二七）であり、のち渋江公親は波多氏らの援助によって一時本拠を奪還したが、やがて再び純明はこれを奪取した。それは天文十一年（一五四二）十一月のことであったと伝えられているが、その間、享禄三年（一五三〇）には高来郡の有馬晴純が来攻して上西山の白木の城を攻め、ついで黒髪の住吉城に純明を囲んだ。

有馬氏は島原半島の南端を本拠とする家であるが、貴純のころからしだいに強盛になり、北上して彼杵・藤津・杵島を侵していた。前に述べたとおり、文明のころには一時大村氏の本領を奪い、明応のころには更に北上して平戸の松浦氏を討っている。また、由来有馬氏は早くから周防の大内氏に呼応して行動することが多く、大内氏とは対立関係にあった小城の千葉氏と、しばしば杵島あるいはその周辺において抗争し、杵島の諸家はそれらの間にあって微妙な立場に立たざるを得なかった。

後に述べるように、享禄三年の春、大内氏の軍は少弐氏を討とうとして東肥前に侵入するが、あたかもこれに呼応するかのように有馬氏は兵を杵島に進め、後藤氏を攻撃したのである。『鎮西志』はこれを述べて、

「有馬越前守晴純の軍、杵島郡長島に到る。須古・白石・横辺田北郷の郷士らこれに従う。後藤純明したがわず。よってしばしば挑み戦って日あり。ついに果さず。」

といい、『後藤通鑑』は、

「享禄三年正月、有馬修理大夫藤原晴純、剃髪して仙岩と号す。自ら三万七千五百人の軍兵をひきいて後藤伯耆守純明を攻む。純明は住居の城にあり。……純明、事すでに危し。同十六日、策をめぐらして大いに戦う。これによって有馬の軍兵敗北して逃る。……」

といっている。これらの記事にどれほど史料的な裏付けがあったかはともかくとして、当時の後藤氏と有馬氏との実勢力にはまだ格段の差があり、後藤氏にとっては存亡を賭した戦いであったと考えられる。『住吉合戦』と題する戦記には、後藤方の決死の出撃によってついに有馬軍は囲みを解いて敗走した経緯を、詳しく述べているが、これまた、その史料的根拠はともかく、存亡をかけた死戦の結果、強敵をしりぞけ得たことは事実であったであろう。その後、ほどなく両者は和して、純明は有馬晴純の妹を妻として迎えた。これもまた政略的な婚姻であったことはもちろんであろうが、有馬氏が武力による強圧を一応捨てて、このような懐柔策を取ったのは、大内氏の遠征

軍が神埼郡下の戦いに敗退したという事情への顧慮があったかとも考えられる。

『後藤家戦功記』にひいている純明の書状に次のようなものがある。

「八月、有馬へ祝儀のため罷り出ずべく候。それに就いて、山里おのおのえ出銭の儀申し候。是は所入り初の儀に候間、涯分御馳走にあずかるべく候。委細、なお中山和泉守申すべく候。恐々謹言、

六月五日　　純明（花押）

武雄式部少輔殿」

祝儀のためにはじめて有馬へ行くので、領内の人々に応分の拠金を求めた書状であって、純明が晴純の妹との婚姻によって、この時八月にはじめて有馬へ行ったことを推定させる。この地方に残る荒踊りの起原について、古くから純明関連説と貴明関連説とがあるが、この書状は前者に有力なよりどころを与えよう。

㈣　龍造寺氏の興隆

大内氏に圧せられて肥前の一部に逼塞していた少弐氏は、その後またしだいに勢力を回復してきて、資元・冬尚の父子は馬場・江上らに守られて神埼の勢福寺に居城し、肥前東部から佐賀方面を地盤として上松浦地方を抑え、更に少弐氏の故地筑前をうかがった。中国の大内氏では義興は享禄元年に死去し、その子義隆があとを継いでいたが、義隆は享禄三年（一五三〇）の春筑前守護代杉興運に命じてこれを討たせ、興運は筑前の兵を動員して肥前に進攻し、八月十五日、少弐軍と神埼郡の田手なわて、野路宿あたりで対戦した。少弐軍には龍造寺家兼、子家重（のち家純）、同家門・小田政光・馬場頼周・江上元種その他神埼・佐賀の諸氏が従い、ついに大内勢に勝って、杉興運は太宰府に敗走した。この戦いに勝利の因をつくった鍋島清久父子・野田清孝らの赤熊武者の物語りは、佐賀では古来よく知られている。

鎮西要略に、

「蓋しこの合戦、鍋島氏家を起こすの初めにして、龍造寺もまた当役よりして繁えんす。」

としるしているとおり、龍造寺氏の興隆と鍋島氏の抬頭に、この戦いはその起点を与えたのであった。

享禄四年から翌天文元年にかけて、筑後の情勢を契機として豊後の大友義鑑と少弐氏との提携が成ったが、天文元年十一月、大内義隆は陶興房（道麒）を将として再び少弐氏討伐の兵を出し、三年春には神埼・佐賀方面まで進出して、神埼郡三津山に陣している時、七月十五日、折からの風雨に乗じて、龍造寺家兼・家門父子の一隊は興房の陣を急襲し、これを敗走させた。この合戦も龍造寺戦記のうちで古来名高い。

のち義隆は少弐方に勧めて和を乞わせ、いったん和議が成立したが、同五年九月に至って、陶興房は少弐資元を多久に攻め、資元は自殺した。資元の子冬尚は、龍造寺剛忠（家兼）に頼り、その後援を得て、天文十年正月、勢福寺城にはいった。しかし、かねて龍造寺氏の存在を忌んでこれを除こうとした馬場頼周は、剛忠を冬尚にざんし、ともに謀って、島原の有馬晴純をはじめ後藤・平井・多久・鶴田・波多らの諸氏に説き、いつわって冬尚にそむかせ、冬尚は彼らの討伐を剛忠に命じた。

武雄鍋島家文書の中に、この時、少弐冬尚から後藤純明にあてて協力を要請した次のような書状が残っている。

「佐嘉の逆徒急度取り詰め、退治を加うべく候。仍って其の表の事、一衆差し出され馳走に於いては、諸方の覚え、累年入魂の首尾、肝要の由、晴純に至り申し候。別して心を副えられ候わば、祝着たるべく候。なお老共申すべく候。恐々謹言

八月六日　　冬尚（花押）

後藤伯耆守殿」

佐嘉の逆徒とは龍造寺氏を指している。龍造寺を退治するから兵を出してくれるように有馬晴純へいってやったが、お前も協力してくれればうれしく思う。というのである。鎮西要略によると、晴純はこの時、松浦・大村・多

久・後藤・平井・吉田、嬉野ら以下すべて二万余の兵を率いて少弐氏に応じたと伝える。後藤純明は享禄の戦いのちは有馬氏に協力して所々に兵を出している。

天文十三年（一五四四）剛忠は諸子、一門を三手に分けて進撃させたが、各所に苦戦を続け、多大の損害を受けて佐賀に引き揚げた。あとを追った有馬晴純その他の軍は、翌十四年正月、剛忠らをその佐賀の居城に包囲した。頼周はさらに謀って剛忠に城を明けさせ、剛忠は筑後に亡命したが、その子家純・家門兄弟と家純の子純家らは筑前へおもむこうとして淀姫社（河上社）の境内で、また家純の子周家と頼純ならびに家門の子家泰らは勢福寺に出向こうとして神埼郡尾崎の祇園原で、それぞれ馬場頼周や神代氏の手の者によって悲惨な最後を遂げた。

しかし、ほどなく剛忠は鍋島清久らに迎えられて三月下旬佐賀に帰り、水ケ江城を守っていた小田政光を追って入城した。翌四月、小城の祇園の城にいた馬場頼周を攻め、頼周は城を捨てて東に走ったが、ついに討たれ、剛忠は子・孫のあだを復した。やがて剛忠は翌天文十五年三月、九十三歳をもって死去した。

剛忠の子や孫は、前に述べたように先年そろって不慮の死を遂げていたので、周家の子で、当時佐賀の南郊宝琳院にはいっていた圓月という青年僧を還俗させて、剛忠のあと、水ケ江龍造寺家の跡目を継がせることとした。これがのちの龍造寺隆信であって、当時はまだ胤信と称した。

胤信が水ケ江龍造寺家を継いだころ、惣領家村中龍造寺では、家和の孫胤栄が当主であった。胤栄は少弐冬尚らに攻められてしばらく佐賀を出て筑前に亡命していたが、大友義隆の援助を受けて肥前に帰り、少弐氏の軍を三養基方面に破って、義隆から佐賀郡内に五千町をはじめ、合わせて六千町の地を与えられた。

天文十六年秋、胤栄は水ケ江家の胤信と協力して、更に少弐氏とその援軍を三根・神埼方面に討ち、冬尚を筑後に走らせたが、翌十七年三月、胤栄は病死した。胤栄には男の子がなかったので、一族、重臣たち多くの与望によって胤信がその跡を受けて龍造寺惣領家を継いだのである。こうして、水ケ江龍造寺家と龍造寺惣領家とをあわせ

て相続した胤信は、同十九年七月、義隆の敷奏によって山城守を称し、義隆の偏諱隆を与えられて、やがて隆信と改名した。

翌天文二十年九月、大内義隆はその臣陶隆房（晴賢）に襲われて自殺した。義隆の死は九州の情勢にも大きい影響を与えたのであるが、隆信にとっては強力な背景を失ったわけである。

この時、隆信の部将に土橋栄益という者がいた。栄益は胤栄の旧臣で、胤栄死後の継嗣については、隆信迎立に反対し、家門の子で、大友義鑑の偏諱を受けていた鑑兼をおしたと伝えられているが、今や彼は急速に隆信排撃の企図を推進した。豊後の大友氏に通ずるとともに、神代・高木・小田・八戸・江上その他佐賀周辺の諸氏をはじめ神埼・三養基の諸家も招いて佐賀城包囲の態勢をとった。形勢の不利を知った隆信は城を脱出して筑後にのがれ、柳河の蒲池鑑盛の好意によってその領内に身を置いた。天文二十年（一五五一）十月下旬のことであった。

隆信は翌二十一年に一度、肥前帰国を企てたが失敗し、さらにその翌二十二年七月下旬、再び筑後をたち、与賀・川副等旧領の郷士農民らに迎えられ、途中に要撃する諸氏の軍に勝って、ついに脱出以来三年目で佐賀城に帰った。その後、多少の起伏はあったが、隆信はしだいに四周を服属させて、ついに島津・大友二氏とともに九州を三分する大きい勢力に成長するのである。

五　後藤貴明と家信

(一)　貴明の大村氏攻撃

龍造寺隆信が家臣土橋栄益の叛逆によって筑後に逃れていたころ、後藤氏は純明の晩年にあたり、隆信が再び佐

賀に帰った年――天文二十二年（一五五三）の三月、純明は川良の居館で死去し、養子貴明がそのあとを継いだ。

貴明は大村純前の子であって、天文十四年五月、十二歳の時に純明の養子となって塚崎にきたと伝えられている。

貴明の一生もほとんど戦いに明け暮れたが、概観すれば、主としてその前半は有馬大村二氏の連合勢力に対する抗争であり、後半は龍造寺氏の西漸勢力に対する抵抗と、やがてその龍造寺氏に従属しての出兵であったということができる。これらの戦いについては、前に挙げた諸書の中に詳しく述べているが、ここには、彼の経験した度々の戦いのうちで特に次の二つについて述べて置く。一つは彼の養子惟明との戦いである。

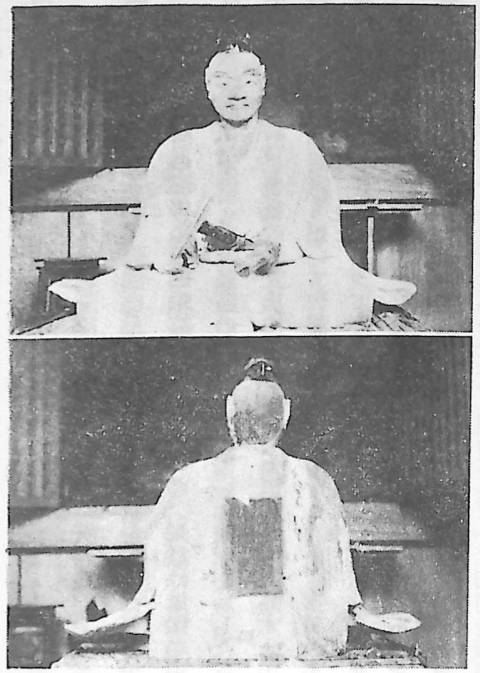

後藤貴明像

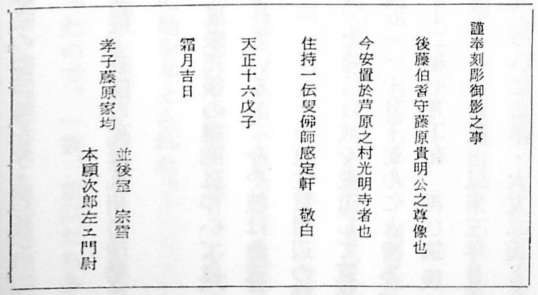

後藤貴明像背銘

永禄六年（一五六三）七月、貴明は自ら兵を率いて大村を攻めたが、その後も引き続き数回にわたってこれを攻撃している。

当時大村氏は純忠の時代であったが、純忠は有馬晴純（仙岩）の子であり、同義貞の弟であって、大村純前の養子となって大村氏を継いだ人物である。大村純前には実子貴明がありながら、これに家を継がせず、純忠を有馬氏から迎えたことについては、貴明は父純前の先妻の子であったが、有馬尚鑒の女である後妻をはばかってこれにあとを継がせず、有馬氏から純忠を迎えた、といい、あるいは、貴明の生母は身分の賤しい者であったために、これに家を継がせなかった、といい、あるいはまた、貴明の母は支那人の娘であったので嗣とせず、有馬氏から嗣子を入れた、ともいっている。あとの二つの伝はいずれもキリシタン大名大村純忠に好意を寄せ、貴明をその敵として憎んだ外人宣教師たちの伝えであるから、必ずしも信をおきがたいが、思うに貴明は純前の庶出の子であったこと から、一方にはこれを後藤氏に送り、一方には有馬氏から純忠を迎えることによって、両者との親和を期待した政略結婚であったであろう。

大村純忠は永禄五年七月、ポルトガル人のために領内横瀬浦に港を開くとともに、その周辺地区を教会領としてキリスト教を保護したが、翌永禄六年五月には自ら洗礼を受けて教名をドン・ベルトラメウと称した。わが国最初のキリシタン大名である。当時横瀬浦にきていた宣教師等の通信文には、彼がどんなに熱心なキリスト教徒であったかの数々の行動や事蹟をあげている。当然彼のそうした行動は一族や家臣らの一部に危惧や反感を抱かせることになった。このころ、大村にきていたパードレ（神父）ルイス・フロイスという者が、永禄六年（一五六三）十一月十四日付けで本国に送った通信の中に次のような意味のことを書いている。

彼等（大村氏の重臣達）は後藤殿（貴明）が常にドン・ベルトラメウ（純忠）に対して謀叛を起し、その国（大村領）を傾しようと希望しているのを知り、父にあたる大村純前の像に対して慣例の儀式を以て敬意を表することをせず、かえってその像

を焼き捨てたような純忠の行為を憎んで、ひそかに後藤貴明と謀って純忠をたおそうとした。

このような一部一族重臣たちの危惧、反感と、実子でありながら他家に出された貴明の不満と野望、それらがいっしょになって永禄六年七月、純忠打倒の行動となって現われたのである。

この戦いに関する確かな史料は今日、武雄地方には一つも残存せず、ただ『藤山考略』に次の記事があり、『後藤家戦功記』にも内容的にこれと同じ記載があるだけである。

「永禄六年七月、後藤貴明大村の野岳に出張す。これ大村の親族家臣、旧好を慕いて大半こころざしを伯州（貴明）に通ずる故を以てなり。大村純忠、氏族家臣らの情を察し、二十九日の夜、ひそかに親衛の兵をひきい、馳せて速かに野岳に到り、にわかに藤軍の営（貴明の陣営）をおそい、火をこれに放ちて急に攻めうつ。……伯州、戦い屈して松原に走り、船に乗りて塚崎に帰る。」

すなわち、永禄六年七月、後藤貴明は自分に好意を寄せる大村氏の親族や家臣らと謀って兵を出し、大村の北方の野岳に陣した。純忠は一族家臣らのそのような動きを察して、事をすみやかに処理しようとし、二十九日の夜、少数の親衛軍を率いて貴明の陣営を急襲してついにこれを敗走させた、というのである。しかし、この記事は大村側の史料『郷村記』中にある「野岳陣の事」とある記事と内容的に全く同じであって、しかもこの『郷村記』の方が『藤山考略』の記述よりもはるかに詳細であるが、この記事では、この野岳の戦いを永禄六年とせず、永禄九年の七月二十九日夜のこととしている。すなわち、〔郷村記〕松原村の項にある野岳陣の記事は次のとおりである。

「後藤伯耆守貴明野岳陣と言うは、永禄九丙寅年七月廿八日の事にして、当領に入寇する事数回なり。抑其故を尋ぬるに、貴明実は丹後守純前妾腹の子にして、純忠の弟なり。天文十四乙巳年、拾弐歳にて、同国杵嶋郡武雄の領主後藤伯耆守純明の養子と成る。然りと云へども、純忠は養子、（実は有馬修理太夫晴純の二男なり。天文二年出生の砌、有馬において純前養子の約束有り。依て天文七年六歳にて大村に入城す。）貴明は実子なりければ、実父の所領を継がざる事をいかり、大村親族の者ど

もへ方便を運らし、相謀りけるに、親族そのほか譜代の者共も、純前の実子なれば過半志しを通じ、純忠を追出し、貴明を大村の城主とせんと謀る。故に貴明彼内通の者共と密かに牒し合せ、今年野岳に出張す。兼ねて約束を定めし事なれば、松原兵部太輔純照（純尹五男）大村右衛門父子三人、針尾伊賀守、神浦弥平兵衛入道玉烏を始めとして、其外親類家中の侍、純忠にそむき大村を引率し、西の方より押寄せ、指狭みて攻撃しけるに、敵方思ひ寄らざる事なれば、陣中大いに周章し、自から有合の者共を引率し、西の方より押寄せ、指狭みて攻撃しけるに、敵方思ひ寄らざる事なれば、陣中大いに周章し、し、自から有合の者共を引率し、西の方より押寄せ、指狭みて攻撃しけるに、敵方思ひ寄らざる事なれば、陣中大いに周章し、討たるる者数を知らず、純忠おもふ程切勝ちて、味方の勢を一ツに丸め、今富城に引入りける。明くれば廿九日、純忠武雄勢を討たるる者数を知らず、純忠おもふ程切勝ちて、味方の勢を一ツに丸め、今富城に引入りける。明くれば廿九日、純忠武雄勢を追払はんとて、諸軍を率いて今富城を出馬す。貴明は昨夜思ひ寄らざる処に夜討ちされ、味方或は討れ或は逃去ると云へ共、元追払はんとて、諸軍を率いて今富城を出馬す。貴明は昨夜思ひ寄らざる処に夜討ちされ、味方或は討れ或は逃去ると云へ共、元來勝たる勇将なれば、残卒を集め、昨夜の恥辱を雪がんとて、内応の者共を招きけるに、昨夜の敗北を聞伝へ、招きに応ずるもの甚だ少し。然るに純忠諸軍を率いて推寄すると聞へければ、先づ備を立てて相待ちけるに、純忠の先手大村刑部大輔純重（良純嫡子純忠従弟）大村伊予守純貞（純尹の七男、純忠の伯父）を大将として、朝長、宮原、神近、其外郡萱瀬の給人等、輿（こし）を作りて切て懸かる。武雄方にも南、竹添、公文、貞松、小船串、土橋、木々津、（以上七氏は貴明に附添参りしものなり）を始め、其外の者共出向ひ、鳥越伊理宇（福重村にあり）に於て身命を惜まず戦ひける。（中略）是より武雄勢大崩れと成り右往左往に落行きければ、貴明も既に危く見へける処に、南、竹添、公文、貞松、小船串、土橋、木々津等を始め、其外の勇士共蹈留まりて防ぎ戦ひけるゆへ、此隙に貴明漸々其場を遁れ、恙なく帰る事を得たり。（此時武雄の有名侍数多討死すと云へり）然るに、内応せし松原兵部大輔をば緒方大隅射殺す。神浦玉烏は一瀬薩摩に討たれたり。針尾伊賀守をば一瀬八郎兵衛組伏せける処に、針尾が家来大曲舎人と云う者駈来りて八郎兵衛を討取り、主人を助けて落行ける。其外逆心の者共、或は殺され、或は浪人す。（中略）後藤貴明野岳陣と云うは此役なり。後屢当領を侵すと云へども、純忠又勇将にして能く戦ふ故、終に志を得ざりしなり。」

ところで前にあげた永禄六年（一五六三）十一月十四日のルイス・フロイスの通信には、この年八月八日水曜日の朝から夜にかけて、大村と横瀬浦とで起こった騒擾と混乱について、自分の体験による詳細な報告を書いている。

非常に長文のものであるが、その一部を摘記すると、(5)

「……同夜（一五六三年八月八日水曜日）執政等、人民と共に暴起し、王（大村純忠）の家及び町家に火を放ちたれば、ドン・ベルトラメウ（純忠）はドン・ルイスの兄弟なる執政と共に、少数の人をひきいて町に近き城に入りたる由なり。……火曜日の大いに喜ぶべき報知と、次の夜の騒擾と王国の破壊及びこの港（横瀬浦）において我等が遭遇したる大なる困難とは、夢の如く、また悲劇の如く思われたり。……

八月八日水曜日七八時頃、この港（横瀬浦）はことごとく騒ぎ立ち、日本の商人等は船に乗りて平戸その他の地に赴かんとせり。……

事情かくの如く、ドン・ベルトラメウ（純忠）は約四十日間その国を失いし後……彼（純忠）はすでに大村に在りてその国を領するに至れり。ただし或地方はこれを渡すことを欲せざるが故に、なお困難ありと語れり。……

ドン・ベルトラメウ（純忠）およびその兄弟なる有馬の王（有馬義貞）は、謀叛人なる後藤殿（貴明）を攻囲し、また一人の君を兵士と共に遣わしてドン・ルイスを殺したるフェリボ（針尾）を囲ましめたりとの報あり。当所においてはドン・ベルトラメウ（純忠）の命により焼かれたるフェリボその他の謀叛したる君の領地の火災にかかれるを見たり。またドン・ベルトラメウの命により数人の君死刑に処せられたるを以て、乱おさまり、デウスの教えもとの如くこの国にひろまらんことを……

一五六三年十一月十四日

……　ルイス・フロイス」

また、同じく永禄六年（一五六三）十一月十七日、横瀬浦から発したルイス・ダルメイダという宣教師の通信の中にも、この時の兵乱について次のように述べている。ルイス・ダルメイダはこの事件の起こった当時は豊後にいたが、事件発生の報を受けて横瀬浦に赴いたのである。

「八月二十五日（一五六三年）頃、我等ならびにこの国のキリシタン全体にとりて甚だ悲しむべく、われらの敵は大いに喜ぶ

べき報知、豊後に達したり。即ちドン・ベルトラメウ（大村純忠）は死し、その兄弟なる有馬の王（有馬義貞）は逃げ、ポルトガルの帆船およびジャンク船は横瀬浦港を去り、会堂および同地全体は他の多数の村々と共に焼かれ、キリシタンは皆死し、または迫害を加えられたりとの報知なり。而してこれは皆ドン・ベルトラメウ（純忠）が領内の仏像を焼きたるがために……困難の中より彼等を救わんため、予はして、部下の者、彼（純忠）の親戚なる他の君と共に暴起して、悉く領地を奪い……困難の中より彼等を救わんため、予は豊後を出発し、陸路四日路の高瀬に到り、三日間滞在して横断七レグワの島原に渡る船を待てり。この間に数人来りて、ドン・ベルトラメウ（純忠）は死せるにあらず。大なる困難を以て脱れて一人の従兄弟の領地に在り。横瀬浦はただちに謀叛人に服従したるにより焼かれず。ポルトガルの商船も去らんとせしが、謀叛人なる君の求めに応じて留まりたる由を伝えたり。……」

以上二人のポルトガル人の報告によると、永禄六年八月の兵乱には、純忠は不意を討たれて一時は死亡説が伝えられたほどの状態のもとにのがれ、数十日の後、ようやく大村を奪回することができたらしく、『郷村記』野岳陣に述べているように、少数の兵を率いて野岳の後藤の陣営を夜襲し、貴明をして潰走せしめたらしいことは戦況が全く相違している。野岳陣は『郷村記』に述べているとおり永禄九年（一五六六）の戦いであり、したがって『藤山考略』その他武雄関係の史書に、これと同じ内容の記述をもって永禄六年（一五六三）の戦いにあてているのは誤りであろう。なお、永禄九年の戦いについては、この年―一五六六年十二月十五日、ジョアン・ガブラルという神父の通信に、

「……ドン・ベルトラメウ（大村純忠）の領地の一角に在る港にして支那来航船碇泊せし地に予等が約二ヶ月滞在せし間に起りたることを報告すべし。……然るにバードレの赴くべかりし時に際し戦争起り、ドン・ベルトラメウ（純忠）はその主要なる城を失いたり。この城を失う時は王は救済の途なかりしなり。……ドン・ベルトラメウは城を失いたるため亡ぶるに至るべきを見て死を以てこれを恢復せんと決心し、その有せし兵士少かりしにかかわらず、大風雨の夜、選抜したる家臣二三

十人と共にかの城に到ることに決し、その他の兵士は翌朝彼の赴きし所に来ることを命じたり。彼は選抜したる者と共に初夜出発し、城の在りし山の麓の村を過ぎしが、主の御慈悲により覚知せられず、山を上りて城に達せり。城内に在りし者は夜暗くして雨降り、山下に村ありしを以て、眠りに就きて必要なる警護をなさざりしため、彼は部下と共に城に入り、戦いの初めサンチャゴの名を称うる如く彼の名を称えたれば、城内に在りし者この声を聞きて逃げ、その多数は殺されたり。のがれたる者はこの報を村の人々に伝え皆集合せしが、翌朝ドン・ベルトラメウが残し置きし兵士到着し、途中の野および道路において敵を殺し、また数人を捕虜となしたれば、敵は勢を失い、ドン・ベルトラメウおよび部下は甚だ勢力を加えたり。ドン・ベルトラメウがこの勝利を得たるを見て、敵は彼と戦わんため再び集合せしが、同所に在りしポルトガル人多数この戦争に援助せんことを申出で、小銃を貸与したれば、敵は準備あるを見て退去したり。……」

とあり、この報告は外国人の伝聞に基づく記事であり、『郷村記』の記事は、よるべき史料があったのであろうけれども、やや後世の文であって、いずれも正確に事実を伝えているとは考えられない。二つを比べてみても内容には若干の相違があるが、しかしその大筋には大差はない。この報告に記している戦いは野岳の戦いであって、文中に敵といっているのは後藤貴明の軍であると推定せられる。

以上によって貴明が永禄六年と同九年に大村を攻撃していることがわかるが、なおこのほかにも、永禄七年（一五六四）七月、日本に向かい、八月大村領内の一島に着いたあるポルトガル人の通信の一節に、

「……この他、予が見聞せしは、平戸より大船百五十艘出で、各船に十人又は十二人の戦士乗り込み、また各船に五人毎に一の小銃を備え、後藤よりは百十艘、また針尾より六十艘、合計三百二十艘出でて大村に赴き、同地の船数艘を焼きたり。しかるにドン・ベルトラメウ（大村純忠）は陸上に伏兵を設けて彼等と戦い、四百人以上を殺し、また多く負傷せしめたり。……この戦いはサン・フランチェスコの祭日に行われ、天に十字架現われたりと云う。……」

とあって、永禄七年（一五六四）平戸の松浦氏と後藤氏の連合軍が海上から大村を攻めて敗れたことを報じている。これは八月二日に始まった皆瀬山の戦いを報じているものと思われるが、この時も後藤・松浦の連合軍は結局敗北したと伝えられている。

また永禄十二年（一五六九）七月、平戸・武雄の軍は大村方と大村領宮村で戦っているが、この時は大村純忠は敗退したと伝えられる。(6)

元亀三年（一五七二）七月、後藤貴明は松浦氏らの援軍とともにまたまた大村純忠をその居城三城に囲んだ。この戦いを大村地方では古来、純忠の七騎籠と称し、『大村家記』にはその経過を詳しくしるしている。すなわち次のとおりである。

「元亀三壬申年七月晦日、後藤伯耆守貴明、平戸諫早等の援兵と密に牒し合せて三城を囲む。当家の親族家士も密に貴明に内応して三城を攻んと欲するもの多し。ここにおいて貴明手勢七百余人を飾い来て三城を囲めり。貴明は三城の北室田に陣す。先手加々良雅楽之允兼明、小船串大和守、竹添越後守は三城の山手川上大峰に陣す。貴明兼て援兵を頼み置けるゆへ、平戸の領主松浦道可入道嫡男肥前守鎮信方よりは家士志佐源七郎純元に逞兵五百余人を相添え指出す。諫早領主西郷筑前守純堯（貴明舅也）より家士大渡野軍兵衛に三百余人を指添て援わしむ。三城には兼て思い設けざる俄かの事にて、いまだ馳参る勢もなかりければ、境目の一戦も叶わず、純忠わずか七騎の兵を以て篭城す。

さて城内には持口諸役所を飾り、或は所々に見せ旗を立置き、或は女ともへ鑓長刀紙小旗等を持たせて城中を往来させ、軍勢多き如く見せ懸けたり。純忠、大村左衛門太夫、朝長右衛門太夫、同新左衛門尉に使を遣はし、書を与へて、汝等異心を翻えし、早く味方に皈服すべき旨をすすめける事再三なり。則ち三人の者共其儀に心服し、自余の親族中給人共にも三人の方より帰服を進めけるゆへ、何れも逆心を翻えし、悉く已が屋舗に引篭り、貴明に手切をぞしたりけり。貴明は三城の山手に陣し、一番に城を攻落さんと思ひし処に、内通せし者共約束を変じければ、城を攻むべき方便もなく、殊更永禄の秋、大村親類等に謀られ、野岳に於て敗北を取りたるに懲りければ、今度も又如何なる計略もあらんかと疑ひをなし、若敵逆寄せせば必死の戦ひせんとて堅陣を張りて動かず。……

貴明は平戸、諫早の援兵はすでに敗走し、内応の者どもは皆純忠に帰服するよしを聞き、この上は城を攻むべき方便もなく、加々良雅楽之允を魁殿として、備えを乱さず引退く。純忠、朝長大学に命じて萱野の給人等を飾いて追討せしむ。大学、郡村原口まで追討して、雑人少々討取りて帰りけり。」

以上のように貴明は数回にわたって大村純忠を攻撃したが、ついにその攻略は成らなかった。

(二)　惟明の逆乱

天正二年（一五七四）の六月から八月にかけて、貴明とその養子惟明との不和が表に現われ、両者はついに戦いを交えるに至った。惟明は平戸の松浦隆信（入道して道可と称した）の子であるが、貴明の養子となって後藤家にはいっていた。その養子となった時期については、あるいは永禄三年と伝え、また永禄六・七年と伝えているが、それらを裏付ける確かな史料は見あたらない。しかし、どちらにしろ、それが大村氏、ないし大村・有馬両勢力に備えての政略的な婚姻であったことは事実であろう。ところが貴明の実子弥二郎晴明（家均）の成長するとともに、貴明と養子惟明との間には微妙な空気がただよい始めたらしく、そうしたものの顕在化が、やがてこの戦いにまで発展するに至らせた直接的な動機となっていると思われる。

この貴明と惟明との戦いを記したものには『天正二年惟明之一乱聞書』があって最も詳細であるが、その他『藤山考略』、『後藤通鑑』、『後藤家戦功記』をはじめ『歴代鎮西要略』、『北肥戦誌』などにもそれぞれ長文の記事がある。また『武雄史』や『後藤鍋島系譜略』など近年の著作にも以上諸書の記事をひいて詳論している。なお以上のほかに、故石井良一遺稿中に、『惟明逆心大概』と題して筆写されている一篇がある。この書は一名また『惟明逆心記』ともいっているが、その前書きに、

「後藤貴明公と惟明御父子鉾楯の次第を、辻弥次郎、後に左近と申し候者、武雄御家中に罷り成り、八十七・八歳まで長命にて、

物語り候その節々書付け申し候。

勝屋八左衛門入道功徹」

とあり、石井氏も考証しているとおり、この話を物語ったという辻左近（弥二郎）なる人物は、貴明方に属して直接この乱に関係のあった人である。また辻左近の物語るところを書きしるした勝屋八左衛門入道功徹という人は、『隆信公ヨリ家信ニ御附属の士戦功并由緒覚』によると、天正五年（一五七七）家信に従って武雄に来た勝屋與惣左衛門信友の子勝屋八左衛門綱友に該当すると思われる。つまりこの一篇はこの事件の直接経験者の体験談もしくは見聞記に近いものであって、最も価値の高い史料であるといえる。ところで前にあげた『天正二年惟明之一乱聞書』とこれとを比べてみると、文章表現の細部に至っては所々に多少の相違はあるが、内容的には全く同じであり、しかも一乱聞書のほうが、文章に、より多く古体を残していて、それだけ原本に近いと考えられるので、以下、長文ではあるがその全文を掲げて事件の経過を伝えることとする。

『天正弐年貴明公与惟明鉾楯之聞書写』

後藤伯耆守純明公の御相続を左衛門尉貴明公と申奉候。御嫡子家均公と申　二三の公達は御姫也。家均公御生付貴明公の御気に不叶故か、平戸法印(の)末子惟明を養子に仰請られ、後藤の御家を此人に御譲あらんとの事也。然ども貴明公も未不老年、惟明を三丸に置、貴明公は二の丸に御住居也。或時、惟明三丸え後藤の家老を召寄、例よりももてなし、馳走の料理を出し酒宴夜陰に及ぶ。其刻相集る人ニは上弥次郎、下忠助、中野監物、松尾豊前（是ハ貴明公の御父浄圓居士の御舎弟也）小楠新左衛門、馬場隼人、八並新助、田中大蔵、上瀧権兵衛、都合九人也。其外ニ後藤信右衛門、中村太郎次郎、辻右近、懸林若狭なども惟明より被仰遣候得共、當病差合として不参也。偖右九人の者を夜に入て奥座に呼入被仰候は、何もを申請候事、我等所存有之の事也。其子細は何も存之通り、我等は平戸法印末子にて候を、貴明公御相続可被仰付旨御約束によりて、此方引越、最早拾ヶ年に及び候處、内ニ貴明公の御内存、直子家均に當家を可被相渡模様と見及申候。其故は、去春中村太郎次郎が被官と我等側近く召仕候権三

郎と喧嘩仕候處、中村が者如何にも手過を仕候故、一日成共彼者追込候様にと申候得ども貴明公無御承引、被仰候は、喧嘩は相手むき、中村が者を追込候半ゝ惟明も可為同前と被仰候故、中村が者ひちをはり、我等ハ面目失ひ申候。殊に中村が者は下人、我等が権三郎は侍にて候處、中村が者殊更手過を仕掛候事共は皆ゝ存の前にて候。然るを対ゝに御済候事、恨の第一也。偖又去夏高木の有馬衆、塩田口久間迄働、永嶋花嶋迄も既に可責寄と相聞申候ニ付而、各家来衆相催し、久間の辻右近をかたらひ、塩田え先手をくばり、先手に相加り、一番に鉄炮を打懸追拂ひ、領分無事に相成候。其節は貴明公ハ御病気ニ而御出も無之、右之段後藤信右衛門細ゝニ申達候處、其為の惟明ニて社候へと計被仰、其後兎角の儀、我等えも不被仰候。尤敵陣にかけ向ひ敵を追拂ひ候事ハ武士の役、不珍候得ども、餘りもつけなき仰と存候事。次ニ當家代ゝ相傳候信国の刀、ひげ焼の尉面等、近き程家均に御譲候段承及候。其外の様子、家均に當家を可被遣との御事と相見へ申候。左候へバ、我等かく存候故ハ、生れ方聞へても不及是非候条、何もの前ニて腹を切可申候間、誰ニても壱人介錯を頼度との事共也。九人の者共思ひ掛なき事なれバ、あきれたる躰にて兎角の返事なし。斯る処に八並新助申候は、偖ゝ思ひ寄らぬ仰ニて候。貴明の御所存努ゝ左様にてハ有之間敷候。右喧嘩の事ハ、中村が下人先年有田ニて大村衆と出合候節、能働をも仕候。加様の事は下ゝながらも壱人成とも上の御用に立者ニて候。又権三郎ハ態堪忍仕候。是もここわの時は御用に相立可申候。其上小事の喧嘩と云、物がちがひを取上、何角御滝派御座候へバ、人の貴出来申候間、双方堪忍候へとの御事ニて社候へ。又有馬衆え出合の御働き、此段ハ度ゝ某共へも御褒美の御事ニて候。それハ此内ニも御聞候衆が有之候。偖又刀面などの事ハ、内ゝも家均公には御家財なり共直子の印に御譲候ハんとの仰にて候間、左様に社候ハん。御當家御家督の儀は紛もなく貴方様え相渡る筈にて御座候。但此内にも別傳存たる人候半ゝ、有躰に被申出候得と申候。上弥次郎申候ハ、只今新助の申分我等も同意ニ而候。乍去貴明公五十歳に餘る人の、いまだ隠居の御心無之候故、色ゝの御事共が惟明も目に相懸られ候と存候。何事も其外は不入事ニ而候。只御家を早く被相渡候様ニと存候と申。併松尾豊前、其方ハ貴明公御身近く候得ば、如何此儀を存候哉と言。豊前申候は、尤の申様ニて候。貴明も内ゝの御事無油断とは見へ申候。何も存之通、宮野ゑ隠居所を見立、木を切はらい、地を引、頓而家作可有との御事、去ゝ年かの儀ニ而候、其時分上松浦の波多殿一乱出来、龍造寺隆信公松浦に取懸、此方へも序に打寄、武雄山の城

を責んなど、風聞有之候ニ付而、右の作事も先以止申候事ハ各も存之前ニ而候。左候へバとて惟明公の御所存聞召候ハゞ、結句差むかひ可申と存候。折ゝにやわらかに共申候ハゞ、兎角別条有間敷と言。田中大藏申候ハ、いや宮野山の御隠居所作事の事急ゝに思召置候。某は宮野手寄ニ居申候間、都合の奉行仕候様ニと十日程以前ニ被仰聞候。然處有田村の三百人衆より申分共候故、此者共御鎭候半而ハ御普請も難成候間、先ゝ有田村え中村を被遣、三百人衆を御宥候ハんとの御事ニて候間、今明年の内必御隠居可有之と存候。其間兎角御堪忍候得と云、僉儀とり〳〵の處、中野監物申候は、其方など色ゝの申分ニてハ、とても惟明公は御やゝ候事ハ有まじく候。所詮〆りたる一僉儀無之候而は事ゆく間敷候間、能ゝ分別候而可被申出と云。豊前申候は、〆りたると有ハ何事ニて候か。惟明只今の仰分、我ゝ合点ニ不参候故、御鎭り候得との御事ニて候。夫ニ付而貴明公内ゝの御所存、偖又我ゝ存寄之通を申たるニて候。其方の〆りたる僉儀可承と云。彼中野ハ内ゝ貴明公に恨ある者ニて、能序かな、惟明をすゝめ、貴明公に腹を切せ、我等恨を散し、惟明代にならバ當家の補佐とも成べきと急度思ひ出し、右のごとく云たる也。又小楠も忠助も、貴明公の事、能と不存折節也。松尾豊前、中野殿〆りたる僉儀可承とせめ候ニ付、中野申候は、惟明を平戸より申請、拾ヶ年に及ぶ迄隠居の御沙汰なし。将又惟明所ゝの御手柄を云掠め、中村下人と権三郎喧嘩の儀も、結句中村者を誉上ゲ、相手むきなど、貴明公仰せ候事ハ我ゝも承候。其外の様子、惟明仰分尤至極ニてこそ御座候。夫を宥め口に色ゝ被仰候事如何、とても惟明思召切候て、中〳〵に貴明公に腹を切せ申、恨をはらされ候へ。さたに候ハゞ、此監物におゐて六人ハ如何被存候哉。大事の僉儀なれバ能ゝ思召定て被申候へ。我ゝ三人ハ無別義惟明同意と云。貴明公なさけなき御仕置故か、又天魔の仕業ニてか、右九人ながら惟明を取立、貴明公に腹切せ可申との一儀に極る。九人の内大かた貴明公の御一門なり。先ヅ松尾豊前は貴明公眼前の伯父也。小楠新左衛門女房は貴明公の姪也。中野監物が女房ハ伯母也。田中大藏ハ大伯父なり。其外ニも皆ゝ貴明公にはなれぬ一門なるに、不残惟明に組する事、寔に浅ましき事共なり。其時惟明熊野牛王を取出し、此上においては違変有間敷由、迚もの事に各血判可有之と被仰ければ、九人の者ども二心有まじき返を誓紙す。偖貴明公を聟く討可申事如何と被仰ルれバ、中野監物申候は、それハ何よりやさしく候ハん。近日拙宿え可申入と内ゝ噂仕候間、其事に申

なし、例のごとく飯後に酒宴を初め、時分を見計ひ仕廻可申事、某に御任せ被成候得と申。惟明御申候は、貴明壱人ハ左様ニて候ハん、後藤信右衛門・中野太郎次郎、中にも久間ニ居候辻右近ハ無二の貴明方なれバ、此者共ハ如何可仕候ハん。小楠新左衛門申候は、貴明さへ仕廻申候ハヾ、餘の者共ハ何之子細なく、皆〻御味方に可参候。其段は御心安思召候へ。少〻手向ひ申者候共、はか〴〵敷事ハ候半じ。先〻夜も明候間、後日の一着と申て、九人ながら帰り候と也。爰に新右衛門弟新九郎と申者、惟明に可申入事候而、其夜三の丸に参り候處、供之者共と見へ、あまた集り居候。新九郎差寄、今夜ハ何事に何も相集られ候哉。惟明に些可申上事ニ而参候が、追付客人達は帰りニて候半かと尋候得は、豊前が小性申候ハ、今共ニては有御座間敷候。何事哉覧、人をのけ候而御談合事さうに御座候と云。新九郎不審に思ひ、召連候者共え申候ハ、客人多く候間、我等ハ爰に待居候。其方などハ帰り、後刻迎に可参と申含、供の者共を帰し、中門の塀に付て忍び寄り、右の談合の座近くそろ〳〵這寄て、耳を済して聞候へバ、餘の事ハしか〴〵不聞、中野監物が聲ニて、貴明に腹切せ候事は安く候ハん。近日私宅え申請、例の酒宴を始め、時分を見計ひ仕廻候ハんと申事、扨又血判の次第など聞候而、胸打騒ぎ立帰、兄信右衛門へ物語仕候。信右衛門聞て、此間惟明の太抵不審に思ふ事共多かりき。又九人の者共ニも見とがめたる事多し。左様の企可仕との事ニて有之たるべし。兎角延〻ニてハ惡かりなん。則刻貴明公に御知せ申度ニて候。乍去我等其方など、二ノ丸え罷出候ハヾ、惟明門の前を通り申事ニて候間、則相知可申候。此方え右のたくミと相知れ候而ハ思はしからずと案じ居候が、急度思ひ出し、其方則辻右近所え行、是〻の次第ニて候間、右近弟弥次郎を晩の暮元に貴明公御方へ遣、右之通、潛に貴明公え被申可然候。左候ハヾ、今晩中に御内方御姫などを宮野村家均公御方え御忍び被成、貴明公は明六ツ時分より二ノ丸を御打立可然候ハん由、弥次郎に而被申入候得とて、新九郎を久間の右近所え遣す。馬に白泡かませて片時に行着、右近に右の趣を語る。右近聞て則弟弥次郎後改左近武雄二ノ丸へ参り申候ハ、兄にて候右近、近日何方〻よき馬を求申候。御目に懸、御意に入り候ハヾ進上仕候様ニと申付、態と弥次郎参上申たる由申。折節貴明公奥座にて物書ておハしつるが、能馬と御聞被成、筆を閣き、弥次郎に出合、馬を御覧候而、先にも見たる様に覚へ候。如何か被仰候。弥次郎、其事ニて御座候。前御覧の時迄は早足出不申、近く乗り出申候故、懸御目申由右近申上候と、此事より御側近く居寄、些目合候時、貴明公心得玉ひ、奥座に弥次郎を被召寄、何事かと御尋

候時、惟明の次第速ニ申上候。貴明公打うなづき給ひ、此上ハ右近抔の存寄ハ無之かと御尋候時、信右衛門〻申遣たる趣、右近も同意仕候間、早〻今晩御内方宮野の様に御越被成、明六ツ時貴方様ハ御打立被成候ハヾ可然候旨、信右衛門、右近も御供可申由ニ御座候。二ノ丸をさへ御出候ハヾ、急〻には取懸申儀ニてハ無之候間、いかにも此事を御存知之段、御忍被成可然由、右近内存之由申上候。先〻某は罷帰り、明朝御供之用意可仕由申、弥次郎久間に帰る。其後貴明公武冨志摩を御よび、被仰候ハ、其方存之如く、宮野隠居所の作事節〻急候得共、何角と千今出来不申候。何とぞ年内に小屋がけ成共出かし可申と、夫に付て雑書を見候へバ、来年は西ふさがりニて候へば、先今年移初可申と存候。夫付、明日大吉日ニ候条、我等ハ明早天打立可申候。今夜夜まぎれに内方姫などをつれ候て其方宮野家均所迄罷越候へ。道の程も忍び候て被参候へ。移り初など〻家中の衆え存候へバ、何角物六ヶ敷候故、前簾ハ兎角不申出候。萬事心得候へと被仰出候。志摩も最前不審には存候へども、とかくの事御尋不申、畏候と申、俄に供の用意など仕、夜の八ツ時分武雄二ノ丸ヲ打立、未明に宮野家均の宿所に着、志摩宮野百人衆え則知セ申候ハ、貴明公御隠居移初ニ付、御内方今晩家均公御方迄御越候間、百人衆不残罷出、御番被申候へ。貴明公も夜明に御打立、此方御越被成候由相觸候付而、百人衆不残罷出、御番仕候。偖貴明公ハ其夜の東白ミに二ノ丸を御打立、三ノ丸の前にて馬をひかへ、惟明に使を以被仰候は、内〻御存之通、宮野隠居所作事何角延引、迷惑ニ付て、我等罷越、何とぞ小屋懸成共候而、近日假に移初可申候。来年ハ西塞ニ而候故、年内最早無餘日、今日吉日ニ候間、皆〻宮野の様に参候。尤頓而先〻此方可参候、其間弥無油断心懸候へ。昨日〻も申度候得共、前簾〻移初など〻取りひろげ候半者、家中の者共もそうさがましく可有之と存、不申出候。今朝風与存立罷越候由、被仰達候。惟明聞玉ひ、思ひ掛なき事とて、目をする〳〵二ノ丸坂下まで御出会、扨〻急〻の御事ニ而候。今朝の御越唯今こそ承候へと也。右申如く、前簾取ひろげ候へバ物六ヶ敷候間、無其儀候。頓而帰り面談可申とて、貴明公御乗馬被成、西山村うへの三坂迄出玉ひける時、後藤信右衛門後藤兵部大夫子主従拾五人ニ而出合御供申、貴明公被仰候ハ、弟新九郎ハと御尋被成候へバ、信右衛門承り、母并妻子共を忍ばせ候へと申付候。小楠か近所ニて御座候間、何角騒候而ハと心得、我等打立候跡ニ而取のけ可然由申付置候間、定而追付可参由被申候。然処辻右近、同弥次郎兄弟上下三拾人計ニて西谷坂下長畠と申所ニて奉追付、都合其勢八拾人計ニ而、貴明公其日の四ツ時分ニ、無事故宮野家均公

御方へ御着被成候。偖惟明方九人の者共ハ、是ハ如何成事哉覧。我こへハ兎角の儀御知セなく宮野へ御越不審ニ候。此程の隠謀は間もなき事なれバ、よも御存有まじ。我こも聞がけに宮野へ可参哉如何と、僉儀とり〴〵の處、中野監物申候ハ、爰に思ひ出したる事の候。三の丸へ我こ相集り候夜、後藤新九郎三丸表迄参候て、供者を見申、頓而帰りたる由、我等供之者共何の序にか語り申候。彼新九郎若キ者ながら心きいたる者ニて、定而不審を立候而、立聞なと仕候て信右衛門に語り、貴明公の御耳ニも入たるニて可有之候。とかく右の企を貴明公聞玉いて、宮野の様ニ御取のきの事ハ一定也。於此上は惟明ニ参り、先こ城を堅固ニして宮野を責潰す手立の外ハ有間敷と云。田中申候ハ、さあらバ先近所の事ニて候間、信右衛門所へ押かけ、妻子などハ如何仕置候哉見計ひ、其上の事ニて能候ハん。尤可然とて、中野監物大将ニて四拾余人、富岡村信右衛門屋敷を取巻く。新九郎は昨夜〻家内の物共大形仕廻、老母并信右衛門が女房、一男清右衛門十二歳ニ罷成候娘などを、久間の様に忍ばせ、辻右近所え召置、其身は宮野の様に心ざし、馬に乗り、主従十五人ニて出立候所に、中野大勢ニて来ル。新九郎心得、三人の者共へ申候ハ、我等ハ爰元ニ而中野を可討果。大勢ニ二三人有ても詮なし。不入所ニて死んより、兄の先途を見次候へと云捨て、門外ニ立出、是ハいかなる仕形ニて候哉、御用候ハゞ大勢如斯候ハず共可相済處、あまりなる事ニ候。新九郎留り居候。御用候ハゞ監物殿一人先こ内ニ御入候へと云。其時監物進ミ出、新九郎殿の申分承届候。於此上ハ何之用所も無之候。則三ノ丸惟明御方へ同道可申とて打て懸る。新九郎心得たりとて抜合、一人切伏セ、二人手負セ、内ニ入長刀取のべ、又門外におどり出、いかに中野殿、若輩ながら御相手に可罷成、侍の直の勝負に大勢ハ御卑怯、只相手向にさうと中野か立たる所に真直に打て懸る。中野も遁るこ所なし。手鎗おつ取進んとす。中野が被官共前後左右に取付、あの大力の新九郎、殊ニ打物取ての名人也。御勝負如何と引留る。惟明の御大事是に限るべからす。先こ爰を退き候へ。新九郎老人ハ大勢にて仕留可申とて、中野を上の天神山え引のけ、新九郎を中に取籠んとす。新九郎是を見て、きたなき中野が振舞哉。惟明世に出玉ハゞ所領をもらわんとて、命を左こそ惜がるらん。去ながら親を討て世に出たる子はなき物ぞ。我等も後藤の一族也。相手に不足は有まじ。何と逃とも遁すまじとて天神山を追て登ル。大勢の者ども新九郎老人にまくり立られ、あたりに近付者もなし。かゝる所

に中野十助と云者、内こ弓の上手ニて有ケるが、天神山の小岩蔭にひかへ、鴈股を打つがひ忍びて有ケり。新九郎是を不知、監物に目を懸ケ天神山に登る所を、十助能間を見計立上り、下り拳に新九郎を射る。あやまたず胸より下腹まで射込たり。大事の手なれば一足も働かず、あをのけに倒れける。中野か被官走り寄、頸を取りけるこそ無慙なれ。新九郎今年廿一歳也。偖も貴明公宮野の様に御取除玉ふ由方こに聞へければ、中野公明を始、伊萬里善太郎（後善左衛門也）、有田の郷司山中判兵衛并三百人衆、我も〳〵と馳参る。上松浦住人鶴田因幡・弟河原豊前、是も内こ貴明公に心をよせけるが、かゝる事と聞、先鉄炮の者廿人貴明公御方へ差遣、早こ可罷越候得共、宮野も所せばく候に、方こ〻の人数集り居所有間敷候間、先御直居の為に遣し候由申遣す。御一戦の刻には直に此方〻可罷越と也。依之中村公明・後藤信右衛門相談被申候ハ、早こ龍造寺隆信公を御頼候へ、御延引候ハゞ惟明方〻引合、有馬へ降参し、有馬勢を受候ハゞ以之外の大事ニて候。左なき内に城を責落し申度と申けれバ、貴明公被仰候ハ、各の申所尤ニハ候へども、隆信公後藤山を内こ御手に付度との御事ニて候得共、千今至り終に佐嘉勢を不入立處、今身の難儀なるに臨んで相頼ん事、弓矢の瑕瑾たるべし。運を天道に任せて、手勢計ニて雌雄を可決外なしと宣へバ、両人重而、御詫尤には候へども、頓而武雄の城を攻申さん時、佐嘉勢後詰仕、前後〻防戦ニ候ハゞ、迚も不可得勝利。若其時手を入可申〻ハ、中こに只今御頼被成候ハゞ可然と云。貴明公も尤に被思召、原能登・武冨志摩両使を以、隆信公へ御加勢を被仰乞。両使佐嘉ニ至て勝屋勝一軒方迄其旨を相達す。隆信公被聞召、是誠に予が心に叶しよとて、御手元の御勢計ニて武雄の城に発向し玉へバ、遠所之諸士段こ追付奉る。原武冨の両使宮野へ馳帰り、御返事申上るとひとしく、金鼓を鳴し貝を吹せ玉へば、近隣の諸武士、こわ何事ぞ、只今後藤山立と計ニて雲霞の如く馳集る。隆信公は武雄の東北杉岳山の白にたの峠に御本陣を居玉ふ。其間纔一里餘。其日ハ及夕日、且佐嘉〻もかけ出、人馬共に疲れけれバ、翌日卯の刻より軍を初むべしと衆儀一決す。翌日貴明の御勢、鷺田河原一ッに成て西の手より押寄る。嘉軍の先登執行越前、勝屋勝一軒・小川武蔵等、武雄の



白水原（貴明・惟明両軍の古戦場）

城に八並より天神崎迄責近く。城内ハ二三の丸・新城・ともの尾、それ〳〵の持口を定、力貫ㇾ山義揚ㇾ罪と云共、嘉軍猛勢湖の湧く如く、貴明の勇兵雲を拂ひ、嵐のごとく、東西南北より責寄る。是を聞ければ城中色めき立て、持口の事は扨置、只落支度の外無他事。然処、嘉軍先鋒ゟ隆信公え以使者被申候、城の敗亡只今通ニてハ旦夕の間も持怺申間敷候。扱を入、命を助可申哉、又一ニ頸を刎可申哉、御差図を奉待ると申上ケれば、隆信公被聞召、左候ハヾ三人の先手ゟ下城の儀を申入べしとの御事なりけれバ、則越前一勢天神山へ備を立、城内に案内す。時に城ゟ中野監物・馬場隼人城ノ構口迄出拝ス。其時越前ゟ使を以、早ニ城を明け渡さるべし。異儀に及半ヾ則時に城を責崩し、壱人も不残可行死刑と云けれバ、惟明理に屈して、速に下城して平戸へ浪人す。其時武雄家来ゟ平戸へ附従ひける諸士未詳之。其後、後藤山及静謐候御禮被仰上、隆信公之御三男を御養子ニ被仰請。御字善次郎様、後に十左衛門尉家信公と申奉る。御嫡子喜清次様、後に若狭守茂綱公之御事也。」

この事件は後藤家が二つに分かれて争った戦いであって、後藤氏にとっては空前のできごとであり、家の存亡にもかかわる大きい事件であった。前にも述べように、後藤職明は渋江公勢の子純明を養子としたが、純明は実父公勢死後の渋江氏をその本據日皷城に攻めてこれを走らせ、長島庄地域を支配する態勢を築いた。純明はまた大村氏から貴明を迎えて家を継がせたが、貴明もまた何回となく兵を出して実家大村氏の所領支配を意企している。

しかし、今度の場合は今までの二例とは異なって、養子惟明が養父貴明を倒して養家支配を確立しようとしたわけであるが、いずれも政略的な婚姻関係に基づく矛盾の露呈と見られる点では共通したものがあるといえよう。

今度の乱の起因について、『惟明之一乱聞書』には前掲のとおり惟明の言葉として次のような意味のことを語らせている。

「自分は貴明のあとを相続する約束で後藤家に来たのであるが、近頃では実子家均に相続させたい意向のようである。そう思う理由は、」

として、

「一、去年の春自分の家臣と中村太郎次郎の下人とがけんかをした時、貴明のあつかいが自分の方に酷であったこと。

一、去年の夏有馬軍が塩田方面に攻めて来た時、貴明は病気で、自分が出て行ってこれを撃退したのに、貴明は当然のこととしてねぎらいの言葉もかけてくれなかった。

一、後藤家の歴代に伝承される信国の刀以下三種の宝物を家均に与えるつもりであるらしいこと。」

などをあげている。また『藤山考略』には、

「惟明……性孝順ならず、しきりに子道を失う。ここを以て恩義階わず、嫌疑相生じ、ついに弑逆の心を挟み、……」

といい、その他の諸書に述べているところも皆大同小異であるがこれらは一乱聞書に書いているようなもとの伝えがあって、いずれもそれによって文を成したものであろう。『渋江氏由来』にはこれらとはやや違って、貴明は娘を惟明の妻とする約束をしていたが、その約束を履行せず、伊万里中務の娘を惟明にめあわせた。惟明に武雄城を渡したけれども領地は分け与えず、また家臣もほとんど付けてやらなかったので、惟明は貴明を恨むようになった。と記している。いずれにしても、養父貴明の態度に不安を感じ、後藤家継承の可能性に危惧の念を持つようになった惟明が、貴明を殺して一挙に家督を奪おうとしてこの乱は起こったわけであろうが、なお、この乱を醸成した背景には次のような事情があったことを見のがせないであろう。

いま一乱聞書によると、この時、惟明に味方して貴明を倒そうとしたおもな人々として次の九名をあげている。

上弥次郎、下忠助、中野監物、松尾豊前、小楠新左衛門、馬場隼人、八並新助、田中大蔵、上瀧権兵衛、

そして、

「松尾豊前は貴明公眼前の伯父なり。小楠新左衛門女房は貴明公の姪なり。中野監物が女房は伯母なり。田中大蔵は大伯父なり。その外にも皆々貴明公に離れぬ一門なるに、残らず惟明に組すること、まことに浅ましきことどもなり。」

と述べているように、いずれも、養子である貴明とは直接血縁関係はないが、いわゆる義理の親族であって、後藤

家にとってはその一門もしくは深い親縁関係にある人々であった。今度の兵乱は、あたかも貴明の実家大村氏で、一門の者や譜代の重臣らが有馬氏からはいった純忠を排撃しようとしたと同様に、養子貴明と、養家後藤氏の一族譜代との間の、とかく融和しがたいものが沈澱を続け、それが惟明の不満を契機として表面に激発したものであったと考えられるのである。なお『北肥戦誌』などには、以上の人々のほかに渋江公師らの加わっていたことを記しているが、公師らがこの事件に深い関係のあったらしいことは、後にあげる貴明の書状によってもうかがわれる。

松浦氏との関係　さきに述べたように、惟明の養子縁組は後藤、松浦両家の間に同盟関係の成立を意味する政略結婚であり、ことにまわりに敵性諸勢力を多く控えていた貴明の側にとって、その意義は大きかったと思われる。したがって今、惟明が反乱を起し、これと戦うことによって両家の和親関係が崩れることは、貴明にとってきわめて好ましくないことであった。彼は惟明との間がこのような事態に進展するや、平戸の松浦氏のもとへ使者を派遣して自分の立場を釈明するとともに、特に惟明に敵意を持ってはいない、惟明をおろそかにはしない、ということを誓い、これに対して平戸の松浦道可（惟明の実父）からも貴明の意向を諒解し、他意は抱かない、旨の起請文をよこした。この事件のために後藤・松浦両家の和親を崩さないことを両方で誓い合ったのである。この当時、東松浦の大河野桧割城には鶴田勝がおり、同じく岩屋獅子城にはその庶家鶴田前がいたが、ともに後藤氏とも松浦氏とも好みを通じていて、この時、両鶴田・後藤貴明・松浦道可の三者間にとりかわされた若干の文書が今日まで残されている。その二、三を次に掲げる。(7)

「なおなお世上の体いか体に候ずるも、貴所爰元の儀は是非とも前々の首尾相違あるべからず候。御同心においては喜び入るべく候。

先日は波瀬村に銀衆取り出し候砌、防戦を遂げられ、御勝利、千勝万勢これに過ぐべからず候。このころは方角一行と存じ候ところ、武雄おもて取乱るる体、是非に及ばず候。殊更ら、佐賀おもてに至り貴明より仰せ通ぜらるるの由、承り付け候。事実なるにおいては、前後計り難き世上にて候。かの拵え、河対これを調うる由承り候間、定めて御存じの儀もこれあるべく候哉。示しに預かりたく候。万々後音を期し候。恐々謹言

七月十七日　　道可

鶴越まいる

申給へ」

松浦道可から獅子城の鶴田越前守前にあてた書状であって、文中に、「武雄の争乱は遺憾である。ことに貴明から佐賀（龍造寺隆信）に援助を求めているそうであるが、ほんとうならば全くわからない世の中である。」という意を述べている。

次は桧割城の鶴田勝から後藤貴明にあてた書状である。(8)

「道可様ヨリ書状下され候。御披見のため進じ候。越此方より返書案も進じ候。……さてさて道可も武雄辺へ御才覚は成され候らんに候。惟明も道可の儀は背かれ候わじにて候。貴明さてはいか程もいか程も御つくし有るべく候。まことに推参の申し事に候。おかしく候。この由御披露に預かるべく候。恐惶謹言

七月十九日　　勝

進上　宮野へ」

「道可も武雄（惟明）に対してなんとか治まるように計らっておられるようである。惟明も道可の意にはそむかれないだろうと思う。だから貴明もせいぜい力をつくして戴きたい。」というのである。

次は貴明から鶴田勝と鶴田前の両人にあてた書状(9)であって、当時の貴明の立場なり苦衷なりを率直に表明していて興味が深い。

「平戸よりの一通、披見のため給はり候。御心がけ畏まり入り候。これよりも黒髪院主、鈴田越前、御厨まで渡海候て、それ

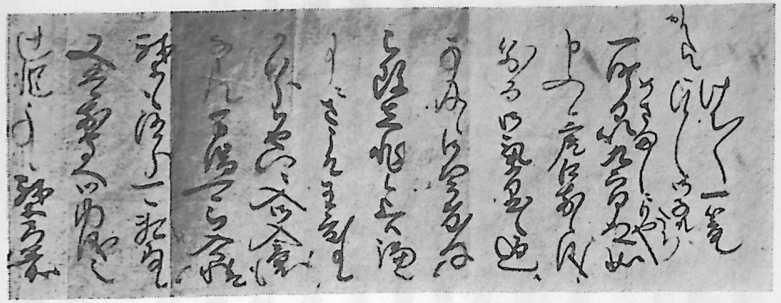

自筆書状

がし惟明へ疎意なき旨、申し開き候。道可も聞こし召し分けられ候由、神文を以て承り候。しかしながら龍造寺とそれがし純熟の儀はいやがりの様聞こえ候。……もしこの上にても不審候わば、妻子なりとも差渡し、平戸へこれより疎儀はあるべからず候由申して候。佐賀へ同心もせんはう（戦法）にて候。さなく候えば則ち詰め腹切り候。腹ヲ仕り候ても苦しからずは存じ候えども、悪心の者ども、案のうちを存じ候えば、一度かの悪徒うち果し候て、以後、腹を仕り度しとの念願に候。神書を以て申し候如く、盡未来際、西鶴田と此方ことは一具のほかあるまじく候。とてもの事に御見届けふかぶか頼み存じ候。このたび何とか渋江・山城に腹を切らせ候て、翌日は何に成り候とも苦しからず存じ候間、まずまず多久へは人質遣わすべきの由申すことに候。道中頼み入り候。平戸よりも、この上にては此方へ御疎意はあらじと存じ候。いよいよ御助言たのみ入り候。恐こ謹言

七月十九日　貴明（花押）

鶴田因幡守殿

鶴田越前守殿　御返」

この書状によっても、貴明が松浦氏との関係を重視し、松浦氏との提携をくずすまいとした苦心がうかがえる。「もしなお平戸の方で不審があるならば妻子を人質として送ってもよい」といっているのである。

そしてまた、今度の乱について、「惟明に対しては疎意は持たない」旨を誓うと同時に、惟明に従い、惟明を押し立てて反乱を起こした一門譜代の者を、

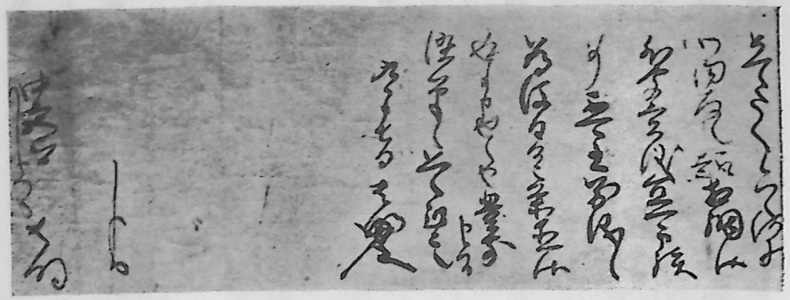

後藤貴明

「悪心の者ども」、「悪徒」と表現し、彼らを討ち果たしてから腹を切りたい、といい、さらに、渋江・山城に腹を切らせれば翌日は自分はどうなってもよい、とまでいっているわけである。松浦氏に対する配慮と、惟明の背後にあった一門、譜代、外様らに対する忿懣とをうかがい知ることができる。

なおこれらの書状を通してうかがえるのは、貴明が佐賀の龍造寺隆信の援助を求めたことに対する松浦道可の不満である。道可から鶴田前あての書状にも、「計り難き世上」と歎じているように、後藤氏は従来龍造寺氏とは対抗の立場を取ってきたし、また松浦・後藤両氏の縁組みの政略的な目当の一つには、そのころ勢力的な活動を続けてしだいに支配圏を拡大してきていた龍造寺氏に対する対策の意味もあったと推測せられる。その後藤氏―貴明が、今や龍造寺氏に助けを求めたのである。惟明のことについては貴明の申し開きを諒解した松浦道可も、さすがにこれには納得しかねたもののようで、前掲両鶴田氏あての貴明の書状に、「龍造寺、それがし、純熟の儀は、いやがりのよう聞こえ候。」といっているごとく、ついに十分に諒解するには至らなかったようである。（純熟とは仲よくすること、和親を意味する。）

松浦道可の意向がどうであれ、貴明方としてはこの危機を乗り越えるには龍造寺氏の援助を必要と認めたのである。『惟明一乱聞書』やその他の諸伝によれば、この時龍造寺氏の助けを求めることについて、貴明は、「龍造寺隆信はかねがね当方を支配下に置こうとする意図を持っているが今まで屈服しなかっ

た。いまこの難儀に臨んで彼の助けを求めるのは武士の面目をきずつけるもの」として賛成しなかったが、結局、「もし惟明が有馬氏に通じてその援助を受けるようになると大変であること。あるいはまた、惟明方から先に龍造寺氏に助けを求めてその援軍を得れば、こっちに勝目はないこと。」などの判断から、ついにその援助を求めることになったといわれているが、おそらく事実に近かったであろう。貴明も、「佐賀へ同心もせんはう（戦法）にて候。」と書いているように戦略的な措置であったわけであるが、この援助要請がやがて龍造寺氏への屈服につながることとなるのであって、この点に、惟明の乱が後藤氏の家史の上に、ひいては武雄の歴史の上に有する更に大きい意義があったといえよう。

㈢　家信、後藤氏を継ぐ

天正二年、惟明の乱の鎮圧に龍造寺隆信の援助を求めたことがきっかけとなって、ついに後藤氏は龍造寺に屈服、従属するに至るのである。その間の事情については諸書[10]にもそれぞれ書かれており、ことに本書の下巻に収載した故石井良一遺稿中に詳しく述べてあるので、詳細はそれに譲るが、要するに天正二年惟明の乱によって成り立った後藤・龍造寺両氏の和平は、同三年から四年にかけて一度破れたが、強盛な龍造寺氏の力には抗し得ず、再び和平して、隆信の三男家信を養子として迎え、同時に貴明の子晴明を龍造寺の養子とし、やがて貴明は隠退するのである。

家信が貴明の養子となって武雄にきたのは天正五年五月であったと、『藤山考略』その他に伝えている。確かな史料は残っていないが、家信の実兄龍造寺鎮賢（のち政家）から家信に与えている起請文に、天正五年五月十六日付けのものがあることや、鶴田勝と鶴田明の両人連署で家信に忠誠を誓った天正五年七月二日付けの起請文のあて書きに、後藤善次郎（家信）とあることなどから、天正五年五月に後藤家にはいったという伝えはほぼ間違いないであろう。家信はこの時十五歳であり、龍造寺信吉、同光則、江島信秀等おもだった家臣五十余名を連れて武雄にきている。また晴明は大村、辻、下等父祖以来の家臣数十名を伴って家を出ているので、この時後藤家の家臣団には大幅な入れ替えが行なわれたわけである。

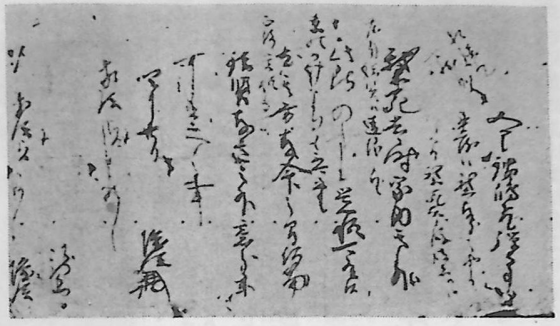

龍造寺隆信自筆書状（後藤家信あて）

嗣子として家信を迎えてから後も、貴明はその年六月と、翌天正六年六月に、龍造寺隆信が大村氏を討った時には家信とともに兵を率いてこれに従っているが、その後は自から戦いに臨むことはなかったもののようである。そのころ、実質的に家督を家信に譲ったのであろうか。『永野御書キ物抜書』の中に、天正五年十二月から同七年六月にかけて、後藤氏一門の下紀明、上守明をはじめ、加々良兼明、武雄秀門、その他から家信に入れた数通の起請文があるが、それらの起請文の中にはいずれも「今後は家信を捨てて再び貴明や晴明に付くようなことはしない。」ということを誓っている。たとえば武雄社の宮司武雄豊門、同直門、同秀門三名連署の起請文には次のようにいっている。

「再拝々々敬白起請文の事

一、後藤家信様に対し奉り、盡未来際、二心野心無く、御身体相守るべき事。
一、申すまで無く候といえども、右存分の如く相伏し候上は、後藤貴明、同弥二郎（晴明）殿へ二度思ひ帰りあるまじき事。
一、何方より如何体なる儀申し来り候とも、御心持の子細承り付け候て、残り無く御耳に立てるべき事。
一、御食物等に勿論聊尓あるまじき事。
付けたり、この度、何事なく立て置かせられ候の儀、向後忘却申上ぐまじき事。
一、もし世上慮外の儀候て、家信様御気遣いに及ぶといえども、某親子別して御用に罷り立つべき事。

一、尤も家信様より外に別儀あるまじき事。

（神文略）

天正六年八月一日　　武雄刑部少輔秀門判

同　右馬太夫直門判

同　伊勢守豊門判

進上　家信様　進覧」



後藤貴明の墓（光明寺）

貴明は天正十一年八月二日、五十歳で死去しているが、その前年の九月四日には彼は次のようなことを誓った起請文を家信に与えている。

「一、今度隆信公へ申上げ候如く、後藤家信に於いても、貴明として、盡未来際、疎意悪心を存ずべからざる事。

一、萬一御密談の御物語り等承り候共、誰人へ口外申すまじき事。

一、世上如何体に転変候といえども、家信に何様一意を遂げ、疎意を存ずべからざる覚悟の事。

付けたり、何篇大小の事、邪儀表裏あるべからざる事。」

こうして貴明の隠退後の生活環境も決して心静かなものではなかったようである。

㈣　家信と私年号

家信の事績、ことにその戦歴等については本書下巻所載の石井氏遺稿に述べてあるのでここには省略し、同遺稿ならびに前にあげた諸書にも触れていない若干のことがらを取り上げて述べて置きたい。

大河野鶴田家文書の中に、鶴田因幡守と同兵部太輔の二人にあてた家信の起請文があるが、その日付けには「光永元年八月廿二日」と記している。また『永野御書キ物抜書』中に書写されている上式部太輔守明の家信あての起請文の日付けにも「光永元年八月六日」とあり、さらに同抜書中の龍造寺常陸介光則の家信あて起請文の日付けには「光永元年つちのえとら八月廿四日」と書写されている。また〔後藤家戦功記〕にひいている家信の千綿右衛門尉信時に対する知行充行状に「光永弐年十二月十二日」と書いてある。「光永」という年号の見られる文書は現在のところ以上の四通であるが、この光永という年号は公的に制定された年号ではなく、私的に部分的に用いられた、いわゆる私年号である。しかも以上の例によって知られるように、二通は家信から出されている文書であり、他の二通も家信にあてられた文書であって、いずれも家信に直接関係のある文書にだけ見られる私年号である。そして龍造寺光則の起請文に「光永元年つちのえとら」と書いてあることからして、つちのえとらすなわち戊寅の年は天正六年であるから、光永元年は天正六年に当たり、家信が後藤家にはいった翌年である。前述のとおり、貴明は天正六年、龍造寺隆信の大村氏攻撃には兵を率いてこれに加わり、六月から七月にかけて大村純忠が降るまで参戦しているが、その後は再び戦場に臨んだことを物語る伝えも史料も見あたらない。この時期を、貴明が家督を実質的に家信に譲り渡した時期ではあるまいかと推測すれば、このことと、天正六年八月と考えられる家信関係の文書に集中的に光永元年の私年号紀年の現われることとは無関係ではないであろう。すなわち家信は貴明のあとを嗣ぐとともに、後藤氏の歴史が新しい時代にはいるのだという生新な抱負の積極的な表現として、この私年号を使用したのではあるまいか。家信は永禄六年（一五六三）六月の生まれであるからこの時はまだ満十五歳である。彼の主動によってこの私年号採用が行なわれたとは考えられないにしても、彼をめぐる雰囲気にはそのような期待が寄せられていて、やがてそうしたものが私年号使用という中世以降全国的にも例の少ないことを行なわせるに至った、と思うのである。

㈤　鍋島氏への従属

家信の実父佐賀の龍造寺隆信は天正六年の春には島原半島の有馬氏を討ってこれを降し、肥前国全域の平定は一応成ったので、翌七年から隣接諸国の経路に乗り出し、天正八九年のころには肥前、筑後のほか、筑前、肥後、豊前にも支配圏を拡げ、龍造寺氏の勢威は頂点に達した。『歴代鎮西要略』に、

「龍造寺山城守隆信、佐賀城に於いて筑前、筑後、肥前、肥後、松浦壱岐の郡司城主の聘礼を受く。まことに龍府の冨麗隆栄、門前市をなせり。武夫の泰斗を称するも亦むべならずや。」

といい。あるいは

「隆信を謂いて五州の太守と称するは蓋し此の時なり。その旗下に属し、その指揮に従う兵馬二十万騎に及べり。……ここに於いて島津、大友、龍造寺、鎮西を三分しておのおのその一をたもつ。あたかも三国の鼎(かなえ)の如し。」

と述べているのはこのころのことである。龍造寺氏の隆盛に伴って後藤家信の立場も自然高まり、あるいは隆信に従い、あるいは政家と並んで各地に出陣転戦して威望を加えていたが、天正十二年三月、島原における隆信の敗死とともに五州にまたがった龍造寺王国はくずれ、佐賀領国内部における龍造寺氏の支配権も衰亡の途をたどることとなる。島原敗戦後の佐賀領国内外における重大な危機の克服、天正十五年に行なわれた豊臣秀吉の島津氏征伐やそのあとに続いて起こった肥後の国侍一揆、などへの対処を通じて、鍋島直茂の声望は領国の内外に急速に高まっていった。ことに、龍造寺氏に代る鍋島氏の地位をほとんど不動のものに

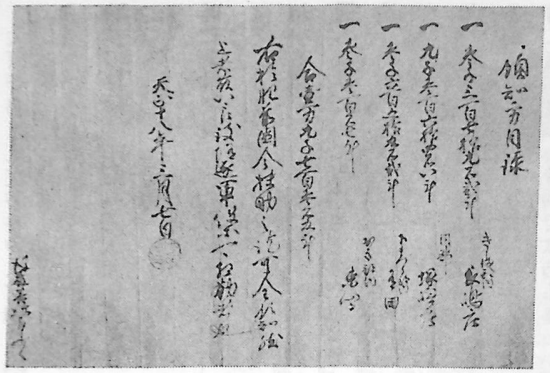

豊臣秀吉朱印状（後藤家信あて）

させたのは、天正二十年から行なわれた秀吉による朝鮮出兵であった。この時直茂は一万二千の兵を率いて従軍したが、直茂に従って渡鮮した諸将の中には、龍造寺家久（のち多久安順）・龍造寺家晴（諫早）・松浦信昭（のち須古）等の龍造寺一門をはじめ、横岳頼続・田尻鑑種・深堀純賢・神代・馬場等のいわば外様衆もあって、龍造寺旗下の精鋭をすぐったものであったが、もちろん後藤家信も家臣数百名を率いてこれに加っている。直茂がこれらの将兵とともに前後七年にわたって在鮮し、異郷の山野に、戦場に、労苦をともにしたこと、またその間指揮者として彼等を掌握支配したこと、などの事実は、直茂と彼らとの間におのずから主従的な観念を発生させ、育成させるようになったであろう。さきに天正十六年、直茂は政家や龍造寺氏の一族重臣達から領国の支配を託されたが、しかしそれは、あくまでもまだ領国支配の委託を受けたにすぎず、領国の主(あるじ)になったわけではなかった。領国と領国内の家臣団の主は、政家のあとに龍造寺家の家督を継いだ高房であって、直茂は、高房が領主として本来有する領国支配の機能を一時分離委託されたものであった。しかしながら、不安定な、困難な時期に、巧みに領国を嚮導し、続いて七か年にわたって戦地に龍造寺氏の一族、家臣団を指揮しているうちには、直茂の勢威の強化されて行くのは自然であり、それはもはや単に支配を託された者の域を越えた、従に対する主的な立場への上昇であった。

慶長二年、明との和平交渉が破れて、再度の朝鮮出兵が行なわれた時には、直茂の嫡子勝茂もまた兵を率いて朝鮮に渡るが、その渡鮮に先だつ文禄五年の六月、家信をはじめ龍造寺氏の一族重臣ら十五名は、連署の起請文を勝茂に呈して忠誠を誓っている。起請文の内容は、

「藤八様（高房）、加賀守殿（直茂）御事は新しく申上ぐるに及ばず、鍋島信濃守殿（勝茂）に対し、連判衆中として、向後において二心野心なく、身命の限り、御用にまかり立つべきこと、」

という文言に始まり、

「加賀守殿の御恩によってわれわれの家も続いているのであるから、信濃守殿の御下知にはどんなことでも従う。どうか国も

とのことには御気づかいなく、太閤様への御奉公にお励みいただきたい。」という意味のことどもを神仏の名にかけて誓ったものであった。

このように朝鮮出兵を契機として直茂の佐賀における支配的な立場はいっそう強化され、やがて関ヶ原の乱やそれに続く柳川の立花氏攻撃戦を経て、慶長十二年（一六〇七）龍造寺高房と、続いて政家の死去により、鍋島氏は名実ともに龍造寺氏の社稷を継ぐのである。

以上のような情勢の推移につれて、鍋島氏に対する後藤家信の立場は、主筋としてのそれから従属者としてのそれへと変移して行った。しかし、直茂は元和四年（一六一八）六月死去し、家信はその四年後、元和八年四月に死去したが、直茂も、続いて勝茂も、家信に対しては旧来の敬意を失わなかったようである。

註　（1）北肥戦誌は文明九年丁酉二月としているしばらく歴代鎮西要略、歴代鎮西志による
（2）橘中村文書
（3）武雄鍋島家文書
（4）武雄神社文書
（5）長崎叢書第二巻、邪蘇会年報載訳文による
（6）大村家記
（7）（8）（9）鶴田文書
（10）後藤家戦功事蹟等

近世



とのことには御気づかいなく、太閤様への御奉公にお励みいただきたい。」という意味のことどもを神仏の名にかけて誓ったものであった。

このように朝鮮出兵を契機として直茂の佐賀における支配的な立場はいっそう強化され、やがて関ヶ原の乱やそれに続く柳川の立花氏攻撃戦を経て、慶長十二年（一六〇七）龍造寺高房と、続いて政家の死去により、鍋島氏は名実ともに龍造寺氏の社稷を継ぐのである。

以上のような情勢の推移につれて、鍋島氏に対する後藤家信の立場は、主筋としてのそれから従属者としてのそれへと変移して行った。しかし、直茂は元和四年（一六一八）六月死去し、家信はその四年後、元和八年四月に死去したが、直茂も、続いて勝茂も、家信に対しては旧来の敬意を失わなかったようである。

註　（1）北肥戦誌は文明九年丁酉二月としているしばらく歴代鎮西要略、歴代鎮西志による
（2）橘中村文書
（3）武雄鍋島家文書
（4）武雄神社文書
（5）長崎叢書第二巻、邪蘇会年報載訳文による
（6）大村家記
（7）（8）（9）鶴田文書
（10）後藤家戦功事蹟等

近世



一　武雄鍋島家の成立

家信が隠居し、嫡子茂綱が家督を継いだ時期については、『後藤家戦功記』に、

「慶長七年、家信隠居、茂綱家督、時に二十一歳に罷り成り候。」

としるして慶長七年のこととし、なお茂綱相続に至るいきさつを次のように述べている。

「去る慶長三年八月、秀吉公薨去に付き、朝鮮在陣の諸将同様、茂綱も帰朝仕り候。そのころ家信には病気にて公務相叶わず、茂綱には未だ若年に候故にや、家督相続の儀に付き家中頭立ち候者三十余人、連判を以て鍋島和泉守殿（忠茂）を家督に申し請け候わんと申し組み候。この時、鶴田善右衛門儀、茂綱若年に候えども家信の嫡男にて、殊に朝鮮御陣をも相勤め、諸国の大名も相知り居り候。然るにそれを差し置き養子など相整え候儀、曽て以て然るべからず候。無二茂綱を守り立て申し候わで相叶わずと、河原勘之允、勝屋與惣左衛門、鶴田太郎兵衛そのほか二心これ無き侍ども餘多呼び集め、評定一途に決着致し、則ち茂綱に、右三十余人の者とも如何に申狂い候とも我々罷り在り候上は粉骨を盡くし守り立て申すべく候。心安かるべき段申し聞かせ候て、家督相続のことを申し整え、やがて茂綱と佐嘉直茂公の御前へ罷り出で、その上高房公にも御目見え致し、家督滞り無く相続致し候事。この節、直茂公・勝茂公より御連名の御證判遣わされ候。

後藤一跡の事、全く御知行あるべく候。重ねて藤八郎殿に至り申し達すべく候。萬吉、恐惶謹言

霜月三日　　直　茂
　　同　信濃守
　　清　茂

鍋島加賀守

龍造寺喜清次殿

人々御中」



鍋島直茂同清茂（勝茂）連署知行宛行状（後藤茂綱あて）

以上の記事のうち、茂綱の家督相続に際して、佐賀から鍋島勝茂の弟忠茂を迎えて家信のあとを継がせようとする動きが武雄家中にあったことについては『鶴田家伝』にもほぼ同様な記事があり、なおそのほかにも所伝[13]があって、このような動きのあったことは事実であったと思われる。すでに頽勢に向かいつつあった龍造寺氏から、日ごとに威望を加えつつある鍋島氏に乗りかえて、家国の安泰を図ろうとした養子政策であったと見られるが、しかし、家信は病気によって戦線から脱落し、嫡子茂綱はまだ若い。重要な時期におけるこのような事態は、武雄家中一部の者には家国の危機とも感じられたであろう。そこにも「家中頭立ち候者三十余人」が鍋島忠茂を養子として後藤の家督を嗣がせようとした理由があったであろう。

茂綱が家督相続をした時期を慶長七年とし、文末にあげている霜月三日付けの直茂父子の連署状を「この節直茂公勝茂公より御連名の御證判遣わされ候」と記して、これを家督相続の史料として挙げ、かつこれを慶長七年のものとしているようである。しかし、この連署状が茂綱（喜清次）相続の際のものであることは間違いないとしても、これを慶長七年に出されたものとすることは間違いである。ここに書写しているものにも直茂と並んだ勝茂の名を「清茂」と書いてあるが、この連署状の原本にも誤りなく清茂と署名してあることは止揚の写真に見えるとおりである。清茂というのは勝茂の前名であって、その改名の正確な時期を

伝える史料は見あたらないが、少なくとも慶長四年の夏から翌五年の春までの間であったということは文書に徴証があり、五年三月十七日付け多久与兵衛（安順）あての彼の書状[14]にはすでに勝茂と署名している。したがってまだ清茂と書いているこの連署状を慶長七年のものとすることはできず、慶長四年かそれより前であると見なければならない。しかし、茂綱が父家信に代わって渡鮮したのは前述のとおり慶長三年三月であるが、これより前の霜月（十一月）にすでに家督をついでいたとは考えられないから、その後、すなわち慶長三年の霜月かそれ以降であることとなり、清茂の署名と考え合わせて慶長三年、もしくは同四年ということに結論づけられる。したがって茂綱の家督相続は、この直茂・清茂の連署状（継目安堵状）によって慶長三年、もしくは四年の霜月（十一月）であったとすべきである。

そしてここで更に一歩を進めて推測すれば、次の二つの理由によって、慶長三年である可能性が強い。まず、第一に、坊所鍋島家文書の中に五月二十三日付けで鍋島直茂にあてた勝茂の書状があり、この書状はその内容と勝茂の花押とから判断して、ほぼ慶長四年のものと推定せられるが、すでに勝茂と書いていること。

次ぎに、鶴田家文書中に、後藤氏衆中の名で「加州様御父子」すなわち直茂父子に差し出した起請文の案文がある。起請の内容は五か条から成っているが、その二か条に、

「一　今度加州様・信州様御分別を以て、悴御家御連続の儀、我々已下まで忝く存じ奉り候事。

一　申し上ぐるに及ばず候といえども、喜清次様御事、善二郎様御同前に存じ奉り、身命の限り、二心野心無く御奉公申し上ぐべき事。」

とあり、日付けは慶長三年十一月八日となっている。この二か条の内容は喜清次茂綱の家督相続に関連のあるものであって、先きにあげた霜月すなわち十一月三日付けの直茂・清茂連署継目安堵状と関係があり、おそらくこの安堵状が出されてから五日後の十一月八日に、後藤氏のお立った家臣達によって直茂・清茂父子に捧げられた起請

文の案であろう。この推測に誤りがなければ、霜月三日の連署の継目安堵状は慶長三年のものということになり、したがって茂綱の家督相続は慶長三年十一月であったと考えられる。

家を継いだ茂綱はその後、慶長五年十月、鍋島氏による柳川の立花氏攻撃、同十九年冬における徳川氏の大坂城攻囲戦等に参加して、しだいに武将として成長して行った。

茂綱は一時龍造寺氏を称し、中ごろ武雄氏といい、のち鍋島氏からその姓を与えられて鍋島を家の名とするようになったのであるが、系図や諸書にはその改姓の順序、年代などについて必ずしも正しく伝えていない。鍋島家所蔵『塚崎後藤之系図』の茂綱の譜に、

「……晩に若狭守と称す。ここに至って後藤氏を改めて武雄と称し、また慶長五年、しばらく龍造寺を称し、ついに鍋島氏を賜う……」

といい、『藤山考略』や『後藤家戦功記』の記載も大同小異で、

「茂綱苗字、初め後藤・武雄・龍造寺と名乗り候ところ、御苗字賜われ候に付き子孫代々鍋島を称し候こと」

「慶長五年、しばらく龍造氏寺を称し、ついに鍋島氏を賜う」

などとしている。すなわち、苗字を改めた順序を後藤→武雄→龍造寺→鍋島とし、慶長五年しばらく龍造寺氏を称した、としているのであるが、これを確実な史料によってあと付けてみると、改姓は後藤→龍造寺→武雄→鍋島の順であり、それぞれの年次は左のとおりである。

慶長三年（一五九八）十一月　龍造寺
同　十二年（一六〇七）七月　同
同　十六年（或ハ十五年）冬　武雄
寛永九年（一六三二）七月　同

同　十一年（一六三四）六月　鍋島
以後鍋島氏を称す

年月は下記の苗字の史料に見える最も早いものと最後のものとを示す。したがって茂綱はおそくとも慶長三年十一月にはすでに龍造寺を称しており、少なくとも同十二年七月までは同じく龍造寺といっている。そして寛永九年七月から同十一年六月に至る間のいつかに武雄を鍋島に改めているが、その正確な年月日を知ることのできる史料は見あたらない。

註　（1）北肥戦誌は文明九年としている
（2）橘中村文書
（3）武雄鍋島家文書
（4）武雄神社文書
（5）長崎叢書所収耶蘇会年報訳文による、以下同じ
（6）大村家記
（7）（8）（9）鶴田家文書
（10）後藤家戦功記等
（11）（12）武雄鍋島家文書
（13）武雄史所引惟明逆心記末文
（14）多久家文書

二　武雄の城と城下町

㈠　武雄城（塚崎城）

武雄城ができたのは「藤山考略」の「塚崎御船山城を築く」の項に、後藤資茂の行績を記し、

元永年中（一一一八―一一一九）始めて肥前国に来り、暫く杵島郡塚崎庄米守名、温泉里に館す。毎に御船山の霊秀を見て心願尚し、一旦、武雄神の誨を蒙り、辱くも勅裁を仰ぎ、御船山の舳岳ノ北麓に城郭を築きて之に住す。而して塚崎御船山



城と号す。後世、後藤山城と称す。此に於て武雄神社を舳岳東麓に遷し長島庄茂手村を寄進し之に丹祈を致す。その後、世に之を専信す。

とある。この米守名の温泉里の中心は石井良一の説によれば武雄市の旧公会堂があった「丸限館」（武雄町内）である。資茂は丸限館にあって朝夕秀麗な御船山の麓に鎮坐する武雄神社を望み、築城の適地と思い朝廷に奏上して、神社を現在地に移し、そのあとに塚崎城を築いたというのである。その地は花月旅館の裏手の台地にあたり、明治三十七年（一九〇四）にたてられた「丸限神社」の石碑がたてられており、そこに立てば御船山麓の「塚崎城」あとにたてられた県立武雄高校を真正面に眺むことができる。塚崎城は「塚崎御船山城」または「後藤山城」とも称されるように御船山（城山）の天険を利用してたてられた山城である。この城の本丸は御船山の中腹にあり、石井良一は石畳・旧池の跡を発見している。(1)武雄鍋島家蔵の塚崎城の古図によると本丸は馬蹄形の石垣をめぐらし、石垣の下はさらに空濠をめぐらしている。本丸址より下で東に偏ったところに二の丸址がある。現在県立武雄高校の北校舎・南校舎・旧講堂・旧図書館等の場所が二の丸構内と推定される。二の丸の下で南東に当たるところに三の丸址がある。同校図書館・食堂の建てられている位置がこれに当たる。この城は大体、資茂以後、後藤氏歴代の居城であったが、天正十四年（一九八六）二月、竜造寺隆信の三男で後藤氏をついだ家信がここから居城を黒髪山麓の住吉城（山内町宮野）に移した。慶長四年（一五九九）住吉城が焼失するに及んで、家信の嫡男茂綱（後藤の姓を鍋島に改める）が再び塚崎城を修築してこれに拠った。元和元年（一六一五）閏六月、徳川幕府が出した一国一城令によって佐賀藩領内では佐賀城以外の城砦は破却されることになったので、(2)塚崎城の本丸・二の丸・三の丸塁壁も破却されて、現在の武雄高校本グラウンドの位置に武雄領主の館と

諸役所を残すのみとなった。なお「窯業」の節で詳説するように、三の丸址には幕末になって領主鍋島茂義がお庭焼の登窯を築いて「三の丸焼」なる陶磁器を焼かせたのである。武雄高校図書館西側の現地には「史蹟三の丸窯址」なる碑がたてられている。次に主として「武雄御館御差図」(3)と記されている古図によって、藩政時代の武雄領主の居館・諸役所の配置を偲んでみよう。

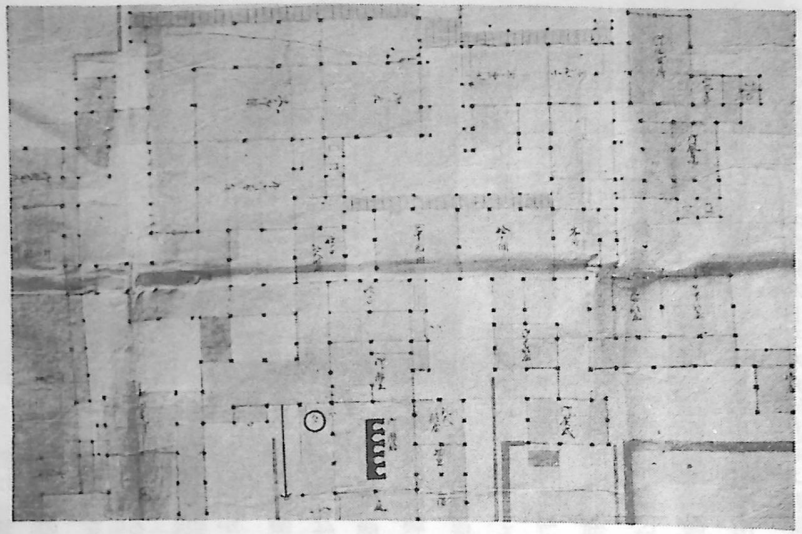

武雄御館御差図（武雄鍋島家蔵）

既述したように領主の館は現在の武雄高校本グラウンドの位置にあたるが、その南側、東側の濠は外濠にあたる。その内側は樹木や竹を植えた土るいをめぐらしている。南は御船山に接しているので山麓に小さな溝をめぐらすのみである。北の外濠には橋が二つあり、現在の武雄高校の正門より約三十メートルほど西、現在鶴田邸の真南にあたるところに櫨干のついた石橋があり、その西の現在の武雄高校のプールの南にあたるところに板橋がある。この櫨干橋は現在武雄神社の正門の武雄川に移し架されているといわれるが、この橋は儀式のときだけ使用し、平素は板橋だけを用いた。(4)櫨干橋（石橋）から入る



武雄城古図（武雄鍋島家蔵）

門は「禁戸御門」と記している。平素は閉されていたのであろう。他の古図によると東の方にも通用門はあったようである。西の土橋をわたって門をはいると「裏御門番」の番所があり、その左手は土塁いに沿って長屋がある。番所の西に「番宅」、さらにその西、現在のプールの位置に「御武具蔵」がある。番所の南に領主の館がある。入口は東側で、東から「御門」をはいると玉砂利を敷きつめた歩道があり、それを行けば「御式台」にいたる。「御式台」を上り、「御縁側」をわたると「御玄関」がある。玄関の南には「聞次所」、「徒士屯」、北側に「上ノ間」、「御対面所」などの部屋がある。「聞次所」より廊下をわたって西に行くと「物書所」、「屯の部屋」のある建物があり、その西側、庭を隔だてて「御膳立」、「御膳部頭人部屋」、「物置」などの諸部屋をもつ台所がある。台所の「御膳立」から南に「鎖ノ口」[5]「鎖ノ口頭人」等の部屋があり、それを通って南に行くと「外御居ノ間」、「御次ノ間」、「御座」等の領主の居室がある。「御座」の廊下をわたって西に歩(ある)けば「御座の間」、「二の御間」、「御書院」、「御風呂場」等の領主用部屋がある。その北側、「鎖ノ口頭人」部屋より縁側をわたると「女中屯(たまり)の間」、「鈴ノ間」、「御末[6]部屋」、「老女[7]部屋」、「女中部屋」等に分かれた建物があって、その東側は「御広式」[8]、西側は「湯ノ屋」になっている。なお、館の南、山麓の溝との間に池がある。この池は他の古図に「御泉水」とあり、池の南、溝のそばにも「番屋」がある。山方面から侵入に備えたものか。他の古図には館の南東の旧三の丸付近に「製薬所」が増築されているし、東に「御馬や」が設けられている。「製薬所」はおそらく茂義のとき設置された火薬製造所であろう。居館の西側の「御武具蔵」の西、小山を隔

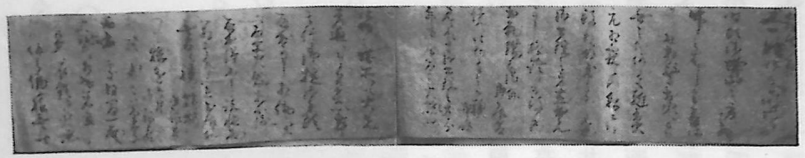

武田旧城焼失始末書（淵家文書）

てて旧武雄高等女学校（旧武雄高校西校舎）のあったところは現在空地になっているが、ここは「古ゑんせうや」とあり、火薬庫があって、幕末には調練場（練兵場）として使用されたところである。

当館は慶応四年（一八六八）三月十六日に焼失し、武雄鍋島家はその館の東南部にあたる現在地にその邸宅を移した。現在の武雄鍋島邸は嘉永年間（一八四八―一八五三）に領主鍋島茂義が建てた御茶屋[9]（別荘）であった。慶応四年三月の武雄鍋島邸の焼失については西川登町小田志の「渕家史料」の「武雄旧城焼失始末書」に詳しい。この筆者は「渕家系図」に「武雄大蔵方会計局ニ出仕ス」とある渕常忠、通称、竜之亟（一八四〇―一八八九）であろう。その一節を次に掲げてみよう。

一昨十五日泊番に順当し相勤め罷りあり候処、類役中何れも退勤相成り、其後に役内其外気を付け罷りあり候へ共、何の気付き候事も御座なく夜に入り候ても同断の事に候故、相休み一睡仕り（中略）明六ツ時（午前六時）頃、御城山の方に相当り竹のはじく音仕り候故、相驚き、出火にてこれなきや、何れも駈け出し、火元相窺(うかが)い候内、私には役内部屋其外見廻り、御書院の方へ立ち出で見申すべき格語（覚悟）ニて役内出勤場と御外御居間境ニ仕　これあり候襖押し明け見候処、御書院の方より外御居間まで火燃え廻り、仕切りの場所へも火先差し迫り候ニ付、尚以て相驚き其儘御掟御手頭(てがしら)取り出し申すべく相働き候へども最早(はや)火焔相覆イ取り出し申さず、諸帳面箱其外運び出し居り候処、間も無く襖も燃え破り御銀蔵へも燃え懸り候ニ付き、打ち破り少々は金子取り出し候処、同間[9]一面の火勢ニ相成り着用罷り在り候衣類にも火燃え付き、何分働き候様御座なく詮方なく手が掛り候帳面取り□(出)し駈出し申し候（後略）

これによると、山に面した南の方の部屋から焼え出したらしく、「外御居間」の隣に「御書院」があり、近くに「御銀蔵」と称する金庫もあったことがわかる。

館の南に御船山（御城山）がそびえ、自然の防壁になっているが、山林に忍びこめば館に侵入することもできる。したがって御船山に人々が出入すること、竹木を伐採することも厳禁されていた。すなわち、文久三癸亥年（一八六三）四月十七日、山方頭人、同附役に出された「覚」[10]に

一　山々の儀、厳密にこれ有り候様心遣い出入稠敷く法度申しつくべく候、城山の義は格別の山につき、何者に依らず出入堅く禁止すべき旨申し付け置き候、竹木を伐り候儀は申すに及ばず一切出入致さざる様、猶又、申し付くべき事

とあるのはこれを立証するものである。なお御船山の樹木の伐採の禁についてはすでに文化十三年（一八一六）の掟[11]のなかにも

一　御城山盗み伐り仕り候者は格別に重く御咎め仰せつけられ候事

なる節も見出すことができる。

(二)　武家屋敷（小路）

侍屋敷は城の周辺に設けられるが、武雄においては西南に御船山（城山）が相接しているため、領主の居館のあった現在の武雄高校本グラウンドの東北に分布していた。もちろん、藩政時代のことで、後藤氏治下のことは不明である。次に石井良一の『武雄史』を中心に明治六年（一八七三）および同七年の「肥前国佐賀県管轄三十三大区杵島郡武雄村下西山村貫属屋舗地図」[12]付図1と「上総家来知行切米其外身格附」[13]を参考にして侍屋敷の配置をのべてみよう。

居館の堀を隔てて東側、鍋島邸から山裾にそって出たところは穴小路といって右側に家老後藤保明（百二十石）、左に五十村良貴（三十石）、その裏に親類後藤敬房（百五十石）の邸があった。保明の邸を東後藤、敬房のそれを西後藤と称した。東後藤の北は鶴田命元（五十石）、その西隣に原田種孝（三十石）の邸があった。館の南正面、



東後藤家屋敷（武雄町本小路）

濠を隔てて東西に走る道路（現在は拡張されて国道三四号線のバイパス道路になっている）を本小路といい、ちょうど、欄干橋の真北、ほぼ現在地に家老鶴田督（百五十石）、西隣に親類武雄頼均（百五十石）等の重臣がいて、鶴田邸の東に小川成揚（三十石）それと道を隔てて南側に鶴田吾一（二十石）、原田種孝（二十石）がいた。松原町より南行し橋を渡ること三回にして東南に走る道路（現在は延長されて塩田を経、鹿島・多良方面にいたる国道）を裏小路といった。その路の右側には二位景俊（三十石）、木下公章（二十五石）の邸がある。その路の左側は笹やぶや池があって人家はなかった。木下邸より右に曲ると本小路の東端に出て穴小路に出るが、直行すると左右にまた侍屋敷がある。右に古賀政陳（三十三石）、次に実松保達（五石）、市島常久（三十石）がいて、左側の古賀の前は前述したように池で、ついで池の左に野口精政（二十五石）綾良斉（五石）、後藤積善（十石）がいた。この小路では現在、古賀邸のみが残存している。西田小路は当時勢屯（軍勢の集合所）であった現在の武雄市役所のところから本小路に平行に東西に走る道路で、そのつきあたりには親類武雄貞良（百五十石）の邸宅があった。西田小路の中央は学校身教館で、現在電々公社の社宅の位置にあたる。身教館の南東部は現在河道の改修が行なわれている川に面していて、人家はなかった。身教館の西は本小路に至る道路が通じているが、その道を隔てて、西側に加々良広倫（四十石）がおり、その隣は御花畑で、その次に木村忠剛（三十八石）がいた。西田小路の北側は東から平吉誠訒（三十石）、松尾致孝（四十五石）、久間伊三郎（九石）、北川京右衛門（六石）、江島久位（二十石）等がいた。

武雄貞良邸の東側の道路を北上して橋をわたると東西に竹下小路（南）、西山小路（北）の二条の道路が通り、その中央を南北に横断する長周路と、その西

に千綿小路の二条の道路があった。千綿小路が西山小路を横切って北に延びているところを常善小路（城善小路）といった。

この一帯も侍町であった。竹下小路はだいたい現在の国鉄佐世保線の南側に沿って走っており、現在の佐世保、長崎に至る国道三十四号線はそれに平行に西山小路との間に新設されたようである。竹下小路の北側には東から仁戸田和親（五石六斗）、宮原忠兢（六石六斗）、広渡良敏（五石四斗）坊所看鏡（？石）岩谷遵儀（七石）の諸邸宅が並んでいた。その西側を長周路が縦走しており、その道を隔てて岩谷邸の向側に士岐覚雄（？石）、その西側に今泉信富（六石）がいた。今泉邸はもと、蘭医中村諒庵邸で、現存している。竹下小路の北側、仁戸田の裏に浦田保敬（三十石）、宮原の裏に木村忠敬（三十八石）、広渡の裏に斉藤基綱（三石六斗）、岩谷の裏に小池忠綱（十石）の諸邸があった。



西田小路

長周路には岩谷邸の北に小池忠綱（十石）、道路を隔てて裏側に香田敏行（五石）がいた。竹下小路は前掲「上総家来知行切米其外身格附」にはすべて西山小路としている。千綿小路はその南端に千綿安村（四十七石五斗）の邸があるからその称があり、西山小路を横切って北に通ずる常善小路には左右にまた侍屋敷がある。すなわち、右に松尾定恒（五石）、富永孝紀（五石）、松尾常成（十三石）がいた。左には木村忠命（五石）、久池井貞敏（三十石）、木村の西隣に木々津頼至（十二石六斗）がいた。

以上は主として明治初期の史料を通してみた武雄侍屋敷の配置状況である。**別表1**に示したように親類、家老などの大身のものは全部、小路に住み、それにつぐ番頭級のものは半分以上が小路に住み、三分の一程度が村に住んでいる。平士の五十石から十石程度になると小路在住が四分の一程度にへり、四分の三が村に住んでいる。平士の九石

から五石クラスになると小路住居が十分の一程度にへり、半ば以上が村に住んでいる。徒士・足軽になると小路居住は全然なく、ほとんど村に住み、農業に従事しており、きわめて少数が町に住んでいる。次に小路居住区分は**別表2**に表示したように、親類、家老の大身の士は本小路、番頭クラスになると浦小路、西田小路、西山小路と領主の居館より離れてくる。平士の九石から五石の小身のものになると西山、城前（常善）というような城から遠い地区に最も多く居を構えている。

別表1　身分（物成高・切米高）と居住地区分との関係

（明治二年「上総家来知行切米其外身格附」により作製）

身分別＼居住地別	小路	町	村	宿	領外	不明	計	備考
物成150石―物成130石 親類・家老	6	0	0	0	0	0	6	
物成60石―物成20石 番頭	26	0	0	0	9	0	17	
物米50石―切米10石 平士	40	0	0	0	30	1	9	
切米9石―切米5石 平士	202	4	4	1	165	8	20	茶道6人（切米1―5石）を含む
切米4石 徒士	45	0	0	0	42	3	0	
切米3石 徒士	51	0	0	0	38	13	0	
物成3石 足軽	325	0	0	0	321	4	0	（町は湯の町）
切米3石 足軽	143	0	0	0	139	4	0	（町は湯の町）
計	838	4	4	1	744	33	52	

別表2　小路居住区分と身分（物成高・切米高）との関係（明治二年「上総家来知行切米其外身格附」により作製）

小路別＼身分別（物成高・切米高）	親類・家老	番頭	平士	平士	計
	物成150石―物成130石	物成60石―物成20石	物成50石―切米10石	切米9石―切米5石	
本小路	6	17	9	20	52
浦（裏）小路	1	4	2	3	6
穴小路	0	4	2	0	8
西田小路	1	4	1	2	8
西山小路	1	2	1	12	18
（常善）城前小路	0	2	1	3	6
計	4	17	9	20	52

小路（侍屋敷）はいわば公務員住宅であったから屋敷、塀垣の整備、整頓を命ぜられ、屋敷内の竹木の伐採や土

手の新築、取りこわしは規制されていた。また、屋敷内の坪数の点検、畑物成の徴収を命ぜられ、小路内に田をつくることは禁止されていた。慶応四戊辰年（一八六八）五月、蔵方頭人、小路方役に出された「覚」[14]がこれを裏づける。

一　小路筋家居塀垣掃除等見苦からざる様兼ねて見計うべき事
附、小路屋敷裏手囘聊も不取〆これなき様心遣うべき事
一　屋敷在来の竹木私ニ伐採すまじく候、伐り除き候わで叶わざる節は吟味の上我等え申し聞かすべき事
一　新規に土手を築き立て、又は在来の土手を取り崩し候躰の義堅く停止せしめ候、万一拠なき義これある節は備立方役々え熟談せしめ候上、相調うべき事
一　屋舗々々の坪数畔林等まで折々見改め紛乱これなき様心遣うべく候、且又、小路畑物成滞りなく取納せしむべき事
附、小路屋敷え田作停止たるべき事右の趣、其旨を存ずべき旨の者也

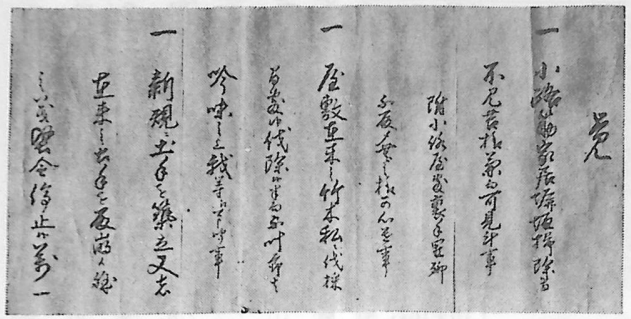

覚
一　小路筋家居塀垣掃除等
不見苦様兼而可見計事
附小路屋敷裏手囘聊
不取〆これなき様心遣
可申事
一　屋敷在来竹木私ニ伐採
すまじく候、伐り除き
吟味之上我等え
申聞候事
一　新規ニ土手を築立、又
在来之土手を取崩
候躰堅停止
候、万一拠なき義
これある節は
備立方役々え
熟談之上
相調可申事
一　屋舗々々坪数畔林
等まで折々見改
紛乱これなき
様心遣可申候、
且又小路畑
物成滞りなく
取納せしむ
可申事
一　小路屋敷え田作
停止たるべき
事右之趣
存ずべき旨
之者也
慶応四戊辰年五月
蔵方頭人
小路方役

また、同年同日、蔵方頭人、同附役に出された覚の一節にも[15]

一　勝手に屋敷地を開くまじく候。拠なき訳これある節は我等へ承り届け、差図に任すべき事

とある。

なお、武家屋敷成立の時期であるが「丙寅歳諸扣」[16]の貞享三年（一六八六）三月十一日の条に「西田小路空閑太郎兵衛屋敷上ノ方河端破損所普請仕り候路（後略）」とあるので鍋島茂綱が居館を構えた藩政初期からできていた。

㈢　湯町

なお、商工業の居住区である町は温泉があったので「湯町」と称し、「塚崎」ともいった。すなわち、宝暦九年（一七五九）の「御領中郡村附」[17]に

一　湯町、塚崎ト云、本町、宮野町、十間堀町、牛ノ鼻町

とあり、江戸中期には少なくとも、本町・宮野町・十間堀町・牛ノ鼻町の四町区に分かれていた。なお、宮野町なる町名は慶長四年（一五九九）後藤家信が黒髪城（住吉城）から塚崎城に移るにあたって黒髪城下の宮野付近の正法寺をはじめとする一〇の真宗寺院をこの地に集めたことによる[18]。寛政十年（一七九八）九月、武雄付近を測量した伊能忠敬も宮野町について、「左、一向宗法林寺、西教寺、常念寺、右ニ一向宗、円楽寺、明宗寺」と記している[19]。しかし、明治の中ごろから法要や布教の便宜上、地方に分散し、現在の宮野町には正法寺・正覚寺・法林寺・明宗寺の四寺しか残っていない。なお、前記「御領中郡村附」に掲げたように武雄湯町には㊥、すなわち高札、㊦、すなわち、馬次所が設けられていた。「伊能忠敬日記」によると温泉に向かって制札（高札）は右にたてられ、馬駅場（馬次所）は左に設けられていた。

「慶応三年（一八六七）九月より同辰八月に至る詰繰」によると当湯町の役人としては「湯町心遣」・「御茶屋番」・「御湯元諸道具方」を兼任した斉藤左伝次と「湯町御代官」・「寺社奉行」を兼ねている岡部善太夫とがいる[20]。

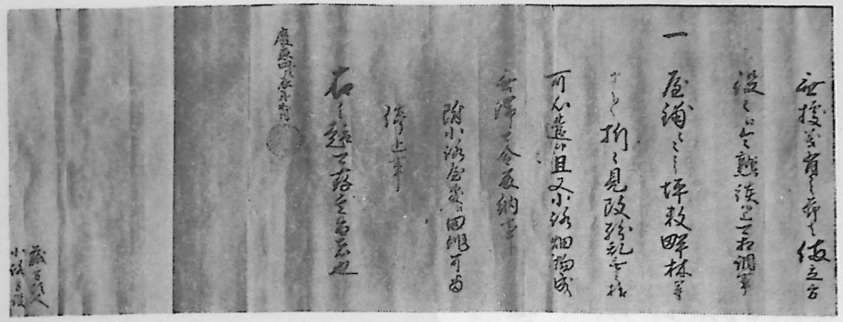

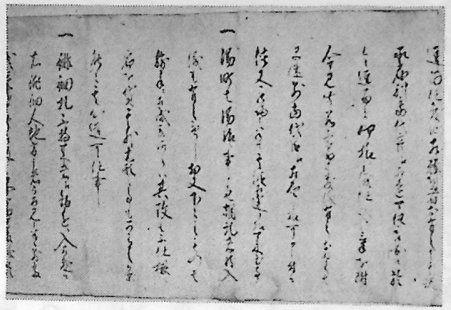

文久３年（1863）武雄領主が湯町代官にだした掟（伊万里市本須町前山博所蔵）

文久三年（一八六三）四月二十七日に武雄領主が湯町代官にだした「覚」(21)によると、公儀の法度（法令）、上役人の命令の遵守、博奕、喧嘩口論の禁止、五人組間の協力というような他の町の掟にみられるようなものもある。しかし、領内外の浴客を招致することを目的とする温泉町民特有の心得としての数カ条を見出すことができる。次にこれを掲げてみる。

一　かねて上下の礼儀を正しくし、他国の人に対してはいよいよ以て無作法のないように申しつける。湯町は湯治人も多いことであるから、とくに傍輩間の作法を相嗜むように申しつける。

一　旅人の往復の際は人馬を遅滞なくさしだし、止宿の節は早速宿泊できるようにし、用事などは滞りのないように、はたすことを命ずる。

一　何処の者であっても当町を通り懸ってて病気そのほかの難儀な目にあった者は捨ておかず介抱してすぐ別当（町役人）や代官に届けでる。

一　諸商品はそのとき相応に売買いたし、恣に高利をむさぼったり、不正のことのないように申しつける。

温泉町に居住する町民の心がけとして現在と相通ずるものをもつといえよう。しかし一方では封建時代特有な封鎖的な内容がある。すなわち他藩の領民に対しては次のようにきびしい警戒をし監視を怠らないように命じている。

一　旅人改めの儀はかねてきびしく仰せつけられているから、いささかも怠らないように申しつける。旅人が止宿する際は五人組に連絡した上で別当や代官に届けでて切手（旅行証明書）を見届けて泊めるようにさせる。切手を所持しないで佐賀領

の者と偽ってとまる者もあるからよくよく気をつけてしらべるように申しつける。

一　こっそりと折々、人が出入しているところがあったら、五人組やほかの者でよく気をつけて調べ、もし宜しくないことでもあったら異見をし、承引（承知）しないものがあったら別当や代官に届けるように申しつける。

一　他国のものはいうまでもなく佐賀領のものであっても逗留を望むものがあったら、その理由を尋ねて別当、代官に届けて差図に任すべきである。他国人を逗留させた場合でも、どういうことをしているかよく気をつけ、不審のことがあれば、早速、別当・代官に届けでるように申しつける。また、湯治客が帰国した場合も別当・代官に届けでるようにする。

一　湯町は湯治に事よせ胡乱（あやしげ）なものが紛れ入ることもあるであろう。下々の者を勝手（自由）にしておいてとり調べをしないと、みだりに宿を借したり、そのほか大形（いいかげん）なことをするかもしれないからよく気をつけること。というようなきびしいものであった。なお、他国の湯治客が帰国した場合は武雄領内で宿を提供したものがその客の出身地の庄屋に連絡することになっていた。次にその関係文書を次にかかげる。(22)

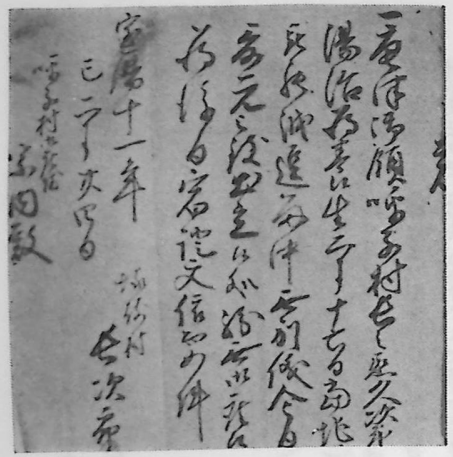

宝暦11年(1761)の宿証文
（佐賀県立図書館所蔵「石井文庫」）

覚

一、唐津御領中呼子村長之烝(丞)・久次郎湯治養生のため二月十六日当地に罷り越され、逗留中、別儀なく今日爰元出立致され候処、紛れござなく候、後日のため宿証文よって件の如し

宝暦十一年（一七六一）己二月廿四日

塚崎村　長次郎

呼子村御庄屋

宗内殿

これは呼子村（東松浦郡呼子町）の長之亟・久次郎の二人が湯治養生のため武雄の長次郎のところに逗留していたが、湯治をすまして武雄を出発したことを帰国先の呼子村庄屋宗内に証明したものとみるべきである。

註 (1) 石井良一『著武雄史』
(2) 『佐賀県史』中巻
(3) 武雄鍋島家蔵
(4) (1)に同じ
(5) 婦女子の部屋との境にあって錠をかけて閉鎖する部屋、いわゆる御錠口であろう。
(6) 庶民（農工商）又軽輩の士の娘で炊事洗濯などに従事する女中をいう『小城郡誌』
(7) 領主夫人、姫などの用を弁じ、女中などの監督にあたる女性（『小城郡誌』）
(8) 領主の夫人部屋（幕府では大奥にあたる）の事務にあたる役人の部屋（『小城郡誌』）、村井益男著『江戸城』
(9) (1)に同じ
(10) 武雄鍋島家文書
(11) 武雄鍋島家文書
(12) 武雄鍋島家蔵
(13) 武雄鍋島家蔵
(14) 武雄鍋島家文書
(15) 武雄鍋島家文書
(16) 武雄鍋島家蔵
(17) 佐賀県立図書館蔵『鍋島文庫』

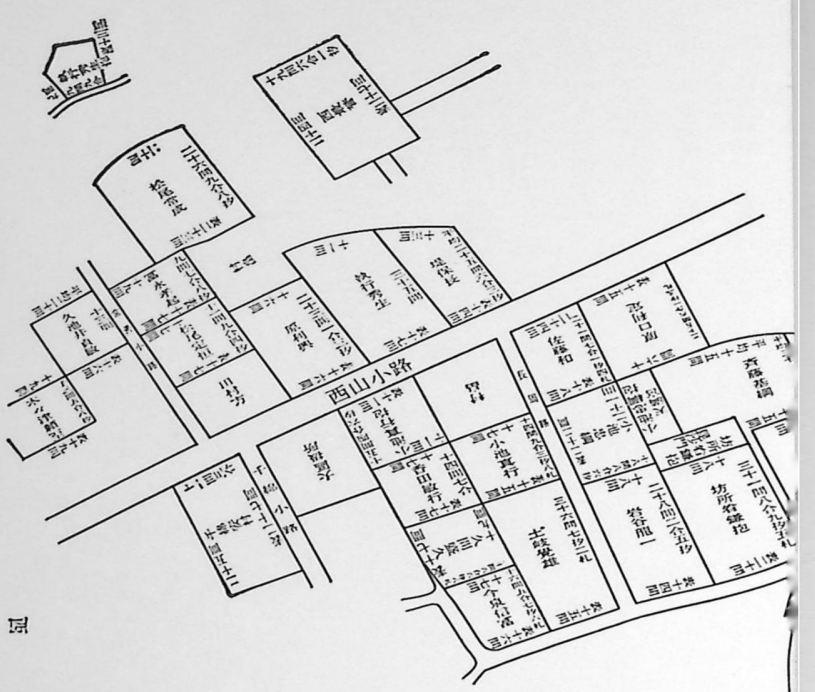

佐賀縣管轄
大區二小區杵嶋　郡武雄村下西山村貫属屋舗地圖
明治七年戌　此通にて差出
租税係


（付図1）
肥前國佐賀縣管轄
三十三大區二小區杵嶋　郡武雉村下西山村貫属屋舗地圖
明治七年戌
此通にて差出　租税係
東
西
南
北
小学校
三十三大区
二小区

(18) 石井良一『武雄史』によると宮野町にあつめられた真宗寺院十カ寺は正法寺・法林寺・妙輪寺・正覚寺・徳円寺・西教寺・常念寺・信教寺・円楽寺・明宗寺である。
(19) 千葉県佐原市伊能忠敬記念館蔵『忠敬先生日記』
(20) 武雄鍋島家文書
(21) 伊万里市木須町前山博所蔵
(22) 佐賀県立図書館蔵故石井良一『枯木塔中村文書』所収

三　島原の乱

島原半島や天草諸島はキリシタン大名有馬晴信・小西行長の旧領でキリスト教が盛んであり、キリスト教徒が多かった。ところが、島原領主松倉重政や天草の富岡城代三宅藤兵衛のキリシタンに対する弾圧ははげしく、それに対する教徒の反感が島原の乱の原因であったという。しかし、島原・天草の農民の大半を一揆にかりたてた点からみて、もっと切実な経済的背景があったのである。両地方とも山地が多く水田に乏しく、地味はやせて農産資源に恵まれないいわゆる境域の地であった。しかも島原領主松倉重政は元和四年（一六一八）以来、島原城の築城を開始し、江戸城馬場先門石垣築造に当たっては十万石の役を進んで引き受け、寛永七年（一六三〇）には呂宋島遠征を計画するなどの分に過ぎたことを行なった。それに要する費用と労役は領民への誅求となった。重政のあとを嗣いだ子勝家も暗愚で奢侈であり、誅求の度はますます加えられた。

すなわち、

六万石ノ在家ニ囲炉裏銭、窓銭、棚銭、戸口銭、死人ニ穴銭、生子ニ頭銭ヲ掛ケ、其上、寛永五年ニ邪宗御制禁ノ時、松倉領ノ者共邪宗ヲ改ムルニ依ツテ皆ハ木（米）ヲ与ヘトラセヌ、其ハ木ヲ当年ニ限リテ七割ノ利倍ヲ付シテ厳シク相納ムベキ旨呵責ス

というような苛酷な誅求であった。(1) そして未納のものに対しては母親や妻子を捕えて牢に入れ、裸にして灼熱の鉄片を頬にあてたり、両手を縛って蓑をきせ、それに火をつけて苦しめる（蓑踊）などの厳刑を課してはばからなかった。そのような苛酷な刑罰もキリシタン徒党御誅伐のためという名目で巧みにカムフラージュすることができたのである。

そして、島原の地は有馬直純を慶長十九年（一六一四）日向国延岡に転封されたとき、他の土地に移ることを好

まず島原の地に残留した武士が少なくなかった。天草においても小西の牢人で帰農したものが相当多かった。一揆の首領、益田甚兵衛・四郎時貞親子をはじめほかに五人の牢人が一揆を指導しているが、彼らはことごとく小西の牢人であった。彼らは名前は農民であっても実際は武技に熟達した武士であった。単なる農民だけの一揆ではなかったのである。

寛永十四年（一六三七）十月二十二日、原の古城に近い南有馬の庄屋次右衛門の弟の角蔵という男が北有馬の三吉という百姓とがひそかにキリシタンの絵像を掲げ、数百名の人を集めて拝ませているという報告が島原城に伝えられた。藩では小早船で捕吏を派遣し、角蔵、三吉の二人をはじめ家族十六名を召し捕り、島原に連行して殺害した。この処置におこった南有馬の農民が同二十五日同地の代官林兵左衛門を襲い殺害した。そして佐々木作右衛門と山善左衛門の二人が村々に廻状をくばって村民を一揆に駆り立てた。こうして西は口ノ津・加津佐・串山・小浜・千々岩、東は有家・堂崎・布津・深江・木場と松倉領農民の大半が蜂起したのである。翌二十六日、島原南方三里（十二キロメートル）ほどの深江村に一揆勢約一千名が集結し、先駈けに城兵百余名をまず血祭りにあげ、布津・堂崎の農民が加わって怒濤のような勢で島原城下に攻め寄せ、町々に放火し、一時は大手門まで破られるほどであったが、城中から鉄砲の集中射撃を浴びて、一揆勢も二百余名の戦死者を出したので、いったん引き揚げ、深江近在の村々に陣を張った。



島原城（長崎県島原市）

天草島では島原領よりおくれて十月二十八日ごろ同島東部の大矢野島に勃発した。そして益田（天草）四郎時貞の率いる一揆勢

は島原勢の応援を得て十一月十四日未明、本渡を攻めた。富岡城代三宅藤兵衛は本渡まで出陣し、一揆勢を防いだが十数倍の敵に包囲されて戦死した。そして一万二千余に増強した一揆勢は勢に乗じて同十九日朝、富岡城を攻撃したが、唐津からの援軍の将、原田伊豫の守る城内の集中射撃をうけて多数の犠牲者を出した。こうして天草の一揆勢は四郎時貞を奉じて口ノ津にわたり、島原半島の一揆勢と合体して有馬氏の故城、南有馬の原城に拠った。十一月末ごろから城の工事にかかり、翌十二月の七、八日ごろには完了した。原城は日野江城または春城ともいい、「耶蘇天誅記」によると

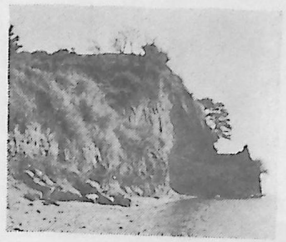

原　城(長崎県南有馬町)

北ヲ前ニシ、南ヲ後ニシ、西ヲ左トシ東ヲ右ニシテ、南北十余町、東西二町余、周囲二十七町ト云々、ソノ要害、東南北ノ三方ハ海ヲ帯ビ、水岸高ク聳ヘテ恰モ屏風ヲ立テタルガ如ク、西ノ一方ノミ陸ニ続クガ如シトイエドモ、峻岸数丈ニシテソノ下ニ深田、塩浜ノ足入レアリ、実ニ自然ノ堅固ヲ備エタル名城ナリ

と記されているような堅城であった。籠城した一揆の総勢は三万七千人に及んだ。

島原城主松倉長門守勝家はあいにく在府中で、譜代の家中五百人のうち二百人は主君に従って江戸にあり、残り三百人で三万余の一揆に対決するのは無理であった。そして城内には弾薬は割に豊富に備えられていたが、食糧は十日か十五日分しか貯蔵されていないという心細さであった。十月二十六日、一揆による島原城攻略が開始されたとき、松倉藩家老岡本新兵衛、多賀主水はこれを江戸藩邸に報告するとともに隣藩である佐賀鍋島藩と熊本細川藩に救援を依頼した。佐賀藩留守家老多久茂辰・諫早茂敬・鍋島茂綱は「公儀(幕府)の仰せ渡しに隣国に出入ある刻、御下知なく罷り出でざる様にと堅く仰せつけられ候」[2]、すなわち、隣国で紛争があっても幕府の命令なしに領外出兵はできない旨を告げて救援を辞退している。熊本藩でも同様の処置をとっている。同年十一月九日になって島

原一揆勃発の報が江戸に届いた。幕府では直ちに協議をかさねた結果、上使として板倉重昌・石谷貞清の二人を派遣することに決した。また、島原領主松倉勝家にも帰国を命ぜられた。一方、老中土井利勝は鍋島勝茂(佐賀藩主)・寺沢広高(唐津藩主)を招いて、松倉が独力で鎮圧できない場合は加勢するように命じ、情勢によっては熊本の細川藩からも出兵させる方針が決定された。同十日、上使一行は江戸を出発、島原に向かった。同十二日、天草にも一揆が起ったことが江戸に報告されたので幕府は一揆が各地に続発することを恐れて、東北、四国、九州の大名に下国を命じた。鍋島家では勝茂の子元茂・直澄が十四日、十五日と相次いで江戸を出立、西下した。上使一行は十七日大阪着、二十六日小倉着、天草の情勢を知り細川藩にも出兵を命じ、肥後高瀬を経て十二月四日島原の神代(国見町)につき、翌日、島原城に入った。佐賀藩は出陣の用意は早くからできていたので、すぐに軍勢を二つに分けて進撃を開始した。大手島原口には一万六千余人、搦手千々岩口にはおよそ一万四千人、一揆の本拠であった千本木には千五百人を待機させた。大手の指揮官は直澄、搦手のそれは元茂であった。元茂の軍は愛津から半島西海岸に沿って南下、口ノ津から有馬に向かった。武雄勢約二千三百余人は十一月二十六日武雄出発、諫早に向かった。武雄領主鍋島茂綱・茂和父子は同二十八日武雄発、佐賀本庄津より諫早に着岸、武雄勢を率い、翌十二月三日諫早発、同七日口ノ津についた。武雄勢は搦手、鍋島元茂の第二陣に編入された。先手は諫早豊前寺茂敬、第三陣は鍋島山城守直弘、第四陣は鍋島式部少輔貞村であった。同十日ごろ上使板倉重昌の指揮のもとに諸家の軍勢は原城から約十町(一キロメートル)ばかり離れたところに布陣した。佐賀軍は出丸・松山・大江浜とだいたい西側に陣を張った[3]。鍋島茂綱は鍋島直弘・成富茂安・諫早茂敬とともに松山に向かって陣した。なお、茂綱は多久茂辰ら十四名の武将と連名で佐賀軍の総指揮官、鍋島元茂(小城藩主)鍋島直澄(蓮池藩主)に対して同月二十二日、次のような血判の起請文[4]を呈出している。

起請文前書の事

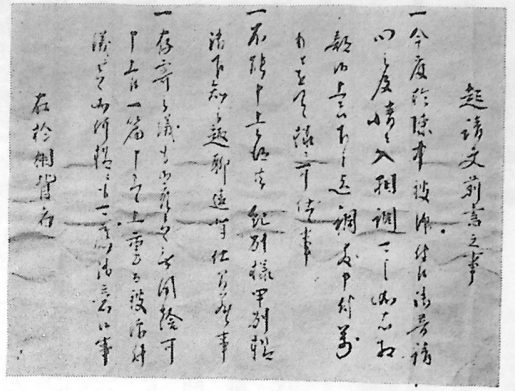

佐賀軍諸将血判起請文の前書（佐賀大学所蔵）

一　今度陣中に於て仰せつけられ候御普請、心の及び精を入れ相調え申すべく候、必ず右相部り候上は下々迄稠敷く申し付け、万もとをり候様に仕るべく候事

一　申し上ぐるに能わず候えども、紀州様（鍋島元茂）・甲州様（鍋島直澄）御下知の趣聊も違背仕る間敷く候事

一　存じ寄りの儀も御座候はゞ、用捨なく申し上ぐべく候、一篇申し上げ候上、重ねて仰せ付けられる儀に候はゞ如何様にも御意に応ずべく候事

すなわち、陣中において命ぜられる土木工事には誠意をもって当たり、部下にも厳しく励行させること、元茂様・直澄様の下知には少しも違犯しないこと、御二人に対して意見があったら用捨なく申し上げるが、一度申し上げても、重ねて仰せつけられたらどのようにも御意にそうようにするなどを誓っている。

十九日になって城攻めが開始された。それは夜半に諸家の陣地で一斉にときの声をあげ、鉄砲を二、三度打ちかけて城中をおびやかし、夜明けに松山の出丸（天草丸）に攻めあがる。そこに敵をけん制して大手から攻めいる作戦であった。陽動軍としての松山攻撃は老将諫早茂敬があたることになった。翌二十日夜明け、茂敬は手勢三百余人を率いて松山に攻め上がった。城内からこれに向かって烈しく鉄砲を撃ちかけ、たちまちに九十四人の戦死者を出したが、これに屈せず松山を占領した。諫早勢の犠牲者が多かったので茂綱はこれと交代しようとしたが、茂敬が応じなかった。それで木島形右衛門・原五郎右衛門・古賀七太夫等に兵二百人をつけて天草丸の諫早勢に増援

した。しかし城中から射撃はなお激しく続き、武雄勢にも足軽橋　九兵衛・同井手甚左衛門・同市ノ瀬次郎左衛門・同森本之允・舸子松尾丹右衛門等の戦死者を出し、原五郎右衛門・川浪庄兵衛・堤南右衛門は負傷した。諫早勢の死傷者は増加するばかりなので茂綱は諫早茂敬の求めに応じて塚原与左衛門・井手忠左衛門に士卒若干をつけて再度増援したが、諫早勢は上使の命で撤退していたので、山の麓まで行って引き返した。

一方、大手三の丸に迫った立花勢も塀の下に近寄ったところ俄に岩石を落されたり、熱湯を浴びせられ、多くの生命を失った。上使から立花勢を救援するように命ぜられた松倉勢や有馬勢も立花勢のみじめな敗戦を見ておじけづいて攻撃にでることができなかった。このように軍令も守られず、相互の連絡もつかず、多数の死傷者を出したので上使は午前十時引き揚げを命じた。第一回の城攻めは失敗に終わったのである。幕軍は二千余の死傷者をだし、一揆側のそれは二、三名にすぎなかった。この城攻めの失敗にこりた板倉重昌は包囲陣をいっそう強化することに努め勢楼（やぐら）を立てたり仕寄（前衛陣地）を更に城に近づけて構築することを命じた。鍋島家では城からの銃弾にさらされながらも二の丸の北側に当たる沼沢地を埋めて仕寄を築かせる工事にかかった。これよりさき江戸では老中松平伊豆守信綱と美濃大垣城主戸田氏鉄を新上使に任命、西下することに決し、氏鉄は十二月一日、信綱は同三日に江戸を出発した。この両名が派遣されたのは一揆の勢力が強く、板倉の手に負えないからではなく、一揆鎮定後の島原・天草地方の「御仕置」（後始末）のためだった。

同三十日朝板倉重昌は諸軍に明日元旦を期して総攻撃を命じた。その前日の二十九日諸家の家老を集めて作戦会議を行なったときは、諸家の仕寄が整わないので、十日でも二十日でも攻撃を延期して戦闘準備をじゅうぶんに整えるように申し渡したばかりであったのに、にわかに最高司令官の方針が変更されたのである。これは新上使の戸田氏鉄の出した手紙が三十日朝ついたが、それにたかが百姓のたて籠った城を落すのに無駄な日数を重ねているのを激しく非難していたからであるといわれる。

寛永十五年正月元旦の総攻撃は午前二時ごろから行動を起こし、有馬勢を先頭に諸軍城壁に迫ったが、城中からの激しい攻撃に苦戦を続け、六時ごろには諸軍総くずれになった。板倉は自身先頭に立ち曲輪の塀ぎわまで近づいたところを城中から狙撃されて討ち死にした。石谷十蔵も負傷した。鍋島茂綱も武雄勢をひきいて松山の要害を攻めたが、この攻口はがけ高く道嶮しく士卒も進みかねた。茂綱の命で武雄勢が漸く塀際に接近したところ城兵は筵に火をつけて投下したり、石を投げたり、鉄砲を撃ってきた。そして茂綱の馬印も鉄砲にあたって倒れたので、木島玄蕃は雨と降る敵弾の中でこれを立てた。茂綱はなおも指揮を続けているうちに板倉の戦死、石谷の負傷が伝えられた。茂綱は敵が白厳口から横あいに鉄砲を撃ってくるので味方の犠牲が多いとみて、武雄勢一手での白厳口攻撃を願い出たが、上使石谷は敵の防戦があまりに激しいのでその攻撃を中止するように命じた。茂綱は松山口で士卒の指揮を続けていたが惣軍撤退が指令されたので引き取ることにした。撤退に際して殿を勤めた木島形右衛門は敵弾にあたって戦死した。元旦の総攻撃における幕府軍の戦死傷者は四千名以上で、一揆軍は九十人近く、実に攻撃軍の惨たんたる敗北であった。武雄軍の犠牲者も鉄砲によるものが大部分で、戦死者は士三人、足軽三十五人、船頭一人、又者六人計四十五人、負傷者は士十二人、足軽八十人、又者七十人、夫丸一人、計百六十三名、戦死傷者合計二百八名に達した。

一月四日、島原表に到着した松平信綱は諸家の陣地を巡検して攻撃を急がず、包囲陣を強化する持久戦をとった。すなわち城中を見下すほどの築山を陣中に築かせ、その間に勢楼（やぐら）を設けさせ、諸手の陣の前に広さ五間の道をつくらせた。勢楼築立の人数は佐賀軍全体から一万一千四百九十人の兵夫を出したが、茂綱はそのうち二千六百人を出した。

元旦の原城総攻撃で板倉重昌が戦死し、石谷十蔵も負傷したことが十二日江戸に報告され、一揆勢の団結と籠城作戦のあなどりがたいことをさとった幕府は西国大名を総動員して一挙に原城を落とそうとした。こうして佐賀藩

主鍋島勝茂も細川忠利（熊本）・有馬豊氏（久留米）・立花宗茂（柳川）などとともに九州に増派されることになり、同月二十八日佐賀領についたが、居城に立ち寄らず、直ちに寺井港より乗船、翌二十九日、島原に着陣した。

これよりさき、同月十六日着任した新上使井上筑後守政重と松平・戸田の両上使は佐賀軍の元茂・直澄や多久・武雄・諫早の諸指揮官を陣中によんで次のような指令を出している。すなわち、抜け駆けをしないように番を入念にすること、石火矢（大砲）も入用しだい借すこと、薬（火薬）も入用次第、下付する旨を伝えた。同二十八日には陣地の配置が変更され、東浜手から細川・立花・松倉・有馬・鍋島・寺沢・黒田、後陣は東から松平・戸田両上使軍・有馬・小笠原・松平・水野・板倉・島津が配置された。(5)

二月二十一日、幕府軍の包囲によって糧道を絶たれ餓死寸前になった一揆勢は夜半、三千人を三手に分けて黒田・鍋島・寺沢の陣に夜襲を試みた。佐賀勢の陣地を攻めた一揆は鍋島と寺沢の両陣地の柵を破って進入し、商人小屋を焼いて茂綱の陣屋を攻めた。空閑伝助と岡部辰之助ならびに従卒たちはこれに向かって激しく銃火を浴びせて数人を撃ち倒したので一揆はことごとく引き下がった。従卒たちがこれを追討しようとしたが、空閑・岡部はしかって引き留め、陣の備えを堅固にした。その直後、小笠原忠真の物見の士が二人きて、敵を追い払ってのち陣張りを堅固にしているのを視察して感心して立ち去った。この戦いは一揆の討死二百九十五名、捕虜七名、幕府軍戦死者八十七名、負傷者二百六十一名で、武雄勢の犠牲者はなかった。一揆軍の夜襲は完全に失敗に終わった。

同二十五日、数々の実戦の経験を積んだ老将、備後福山城主水野日向守勝茂の意見によって、信綱は翌二十六日を総攻撃に決し、その手筈も定められたところ夜になって車軸を流すような大雨になったので、総攻撃は二十八日の卯の刻（午前六時）に延期された。

原城出丸に一番近く仕寄を構えている鍋島勢はこれを撃破しなければ味方の攻撃に不利であるというので激しく出丸目がけて弓、鉄砲を撃ちこんだ。そのかいあって二十七日には出丸の城兵の姿がめっきり減ってきた。直澄が

その旨を勝茂に報告したので、勝茂は勢楼にのぼってこれを確かめるとともに神代常規に命じて出丸の内部を偵察させた。確かに敵は出丸を撤退しているとの報告に接した勝茂は出丸を占領して仕寄を二の丸に近づけたい旨を上使に願い出た。信綱は他の藩兵に対して総攻撃は二十八日であることを改めて通告するとともに鍋島勢の出丸進出を認めた。二十七日午刻（十二時）鍋島勢が楯をかついで仕寄を出丸につけようとすると二の丸土手から城兵が烈しく鉄砲を打ちかけてきて味方の死傷者が続出したので、鍋島家の家臣石井弥七左衛門・同伝右衛門親子は幕府目付長崎奉行榊原職直・同左衛門親子とともに二の丸一番乗りを敢行した。元茂・直澄兄弟も出丸の西の尾から二の丸に乗り入った。神代常氏の家臣石隈五郎左衛門は二の丸の北の家に火を放ったので、折からの北風に煽られ黒煙は天に冲した。茂綱父子も士卒を励まして二の丸に攻め入った。その時、城中より放なった鉄砲が茂綱の綿噛（鎧の銅を肩にかけてつる部分）に当たったが、身体には異常がなかった。武雄の家臣、小川清太夫はまだ少年であったが、短槍をもって強敵を突いたところ、敵は貫かれながらも柄をたぐって詰め寄ったがこれを切り倒した。ところが味方の一人がその功を奪おうとしたので鍋島大膳正之が叱りつけて清太夫に敵の首を取らせた。鍋島大膳は鍋島本藩の士で翌二十八日、本丸一番乗りをして、天草四郎の旗を分捕ってきた強勇の者である。早田太兵衛、弟八助も二十七日の戦いでそれぞれ敵を三人、二人と討ち戦功を抽んでた。木島弥助も二の丸の穴門口で敵三人を倒している。諸家の軍勢も二の丸方面にときの声が聞え、火の手が上ったので、さては鍋島勢に先懸されたかと相ついで攻め込み、本丸を包囲した。しかし、幕軍が本丸入口に近づいたころは酉の下刻（午後六時）ごろになったので諸軍勢は本丸を囲んで篝火をたいて夜明けを待った。

翌二十八日未明、本丸攻略が敢行された。本丸一番乗りについてはこれを争うものが十六人もいたといわれる。上使の命を守らず、われ先にと乱入したのでだれが一番乗りをしたかは不明である。一揆勢もこれを最後と戦ったので武雄勢にも多くの犠牲者を出した。

「後藤家戦功其外事跡并諸書物覚」には

賊兵強く防の鉄砲を放ち石を投げ鐘を以て突き烈敷く防ぎ候に付いて諸手に手負討死多く、茂綱家中にも戦死手負夥敷くこれ有り候

と記している。二月二十七日、二十八日の武雄勢の戦死者は士四人、又者二人、計六、負傷者士十八、又者十七、山伏一、足軽十九、計五十五名であるが、そのほとんどは鉄砲による犠牲者である。二十八日の本丸攻めで最も功をたてたのは松尾千内で弓で、十八人、鉄砲で二人、槍で二人、太刀で一人を倒したという。

こうして、二月二十八日原城は陥落し、天草四郎時貞も細川家の臣陣佐左衛門によって首をはねられた。四カ月にわたった叛乱は鎮定された。三月三日、原城攻撃の十二万四千の軍勢は陣を引き払って撤退することになり、茂綱父子も同日島原出発、同六日武雄に凱旋した。

藩主鍋島勝茂は二月二十一日の敵の夜襲に際しての武雄勢の沈着な応戦に対して白銀二百枚を茂綱に贈ってこれを賞した。また、島原の陣に特に軍功をたてた武雄鍋島家の家臣、武雄久太夫・大井喜右衛門・空閑源右衛門・岡部七右衛門・小川清太夫・松尾千内・木島玄蕃に白銀十枚ずつを授けている。茂綱も別に久池井内蔵允ほか十一名の有功の士に賞として知行を加増し、銀子を授与している。



島原の乱武雄勢戦死者二百年忌供養碑（武雄町川良円応寺境内）

註　(1)『勝茂公譜考補』巻五
(2)　同書
(3)　同書巻七
(4)『小城鍋島家文書』『元茂公御年譜』巻五
(5)『元茂公御年譜』巻六

参考文献
『後藤家戦功其外覚書』全
『後藤家戦功其外事跡并諸書物覚』四
『藤山考略』
岡田章雄『天草時貞』
海老沢有道『天草四郎』
池田史郎『島原の乱』（『佐賀県史』中巻所収）

四　行政のしくみ

慶長十二年（一六〇七）龍造寺高房が死去し、父の政家もあとを追うようになくなった。そして龍造寺の家督も鍋島勝茂に継承されて鍋島氏による佐賀藩が成立した。

佐賀藩の内部はかなり複雑で小城・蓮池・鹿島の三つの支藩と多くの自治領（大配分）が入り組んでいた。三つの支藩は幕府が大名として認め、参勤交代を行なったが、支藩の藩主はあくまでも佐賀本藩の藩主の家臣であり、佐賀藩内の自治権については武雄鍋島家などの大配分と同じであり、区別はなかった。(1)

鍋島勝茂が龍造寺氏の所領を相続した慶長十二年（一六〇七）の段階においては三つの支藩のうち、小城・蓮池は成立しておらず、鹿島藩についても、藤津郡で一万石（慶長十四年）の知行を有してはいたが、まだ支藩として確立していたわけではない。勝茂は鍋島家との血縁関係のある三支藩の成立前に、武雄の後藤家信（龍造寺隆信の子）、多久の龍造寺長信（隆信の弟）、須古の龍造寺信周（隆信の弟）、諫早の龍造寺家晴、久保田の村田安良（高

房の弟）などの龍造寺氏の一族に囲まれて佐賀藩の政治を行なわねばならなかったところに苦心があったと思われる。勝茂は龍造寺氏の一族でありながら協力的であった多久安順を登用して藩政を任せた。この藩政の総括の役は当初は惣仕置とか総心遣とか呼ばれていたが、後には請役所の制度が確立し、請役家老、または請役所当役、さらには執政とも呼ばれ、請役家老の家柄は原則的に多久・武雄鍋島・諫早・須古鍋島の四家で龍造寺氏の流れをくむ親類同格の家柄から選ばれる例となり、家格からいえば三支藩や、白石鍋島・神代・村田・村田鍋島家の親類の家柄からは選ばれなかった。

武雄鍋島家は、このように佐賀藩の家老職を勤めるとともに武雄領内を治めていたが、さらには、佐賀藩の地方行政を受持った郡代を勤めることがあった。

郡代は郡ごとに設置されたが、藤津郡は鹿島藩領と蓮池藩領との東西に分かれ、小城郡代は小城藩主、藤津郡東は鹿島藩主、藤津郡西は蓮池藩主が郡代となった。また三根・養父および杵島・松浦・彼杵が兼任の郡代となり、郡代の支配権は郡全体に及ぶもので、大配分もその例外ではなく、大配分が複雑に入り組んでいる杵島・松浦・彼杵の郡代は多久、武雄、諫早、須古の領主の中から選ばれることになった。杵島郡内にある蓮池領は蓮池藩主の支配下にあるとともに杵島郡代（杵島・松浦・彼杵郡代）の支配をうけた。

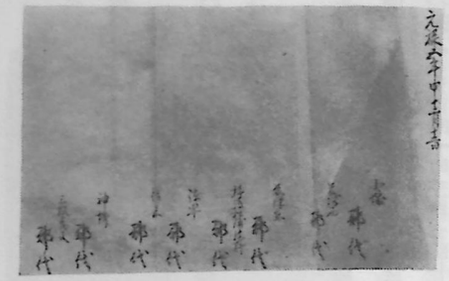

郡代

このように二重支配の機構があると三支藩を含めての大配分の自治権が問題になってくるが、大配分は武雄領のような親類同格以上になると、その領地は蔵入と配分（知行地）とに分かれ直轄地と家臣知行地をもった小さな藩のような機構をもち、大配分での掟もあって死罪までは

…大配分の儀は、仕置の儀、達ニ及ばず…

として専決できたが、いっぽう佐賀藩の掟は大配分にも適用され、経済的にも運上は小物成方の支配で大部分が本藩の収入となるしくみになっていた。

以上のように武雄領の行政機構を考える場合には佐賀藩全体の行政機構の中で考慮しなければならないが武雄領内だけの行政機構を考える場合にも時代的に多くの変遷があってそれを解明することは史料的な制約があって困難である。

武雄領は元和七年（一六二一）の三部上地のあとでは、真手野・柚木原・多々良・梅野・下黒髪・大野・宮野・立野河内・船原・三間坂・鳥海・永尾・犬走・矢筈・神六・庭木・高瀬・宇土手・大草野南・大草野北・小田志・袴野・内田・永野・西山・武雄・富岡・八並・小楠・川良・甘久・中野・黒尾・繁昌・上滝・花嶋の各村で

田方　千百四十町三段七畝廿八歩

此米　八千八百八十三石二斗六升一合

畠方　三百二十町五段四畝二十六歩

此米　千二百十石二斗二升二合

このほかに湯町・新町・高橋町・昌原町・横町・新堀・舟衆町・二俣屋敷があり、さらに三部上地した提川・本部・黒岩・川古・川上・上野・小野原のいわゆる三部所を含めて

総計　一万八百四石五斗九升七合五抔八札

が武雄領となっている。もっとも、これは、寛永十九年（一六四二）の「諸村田畠斛積帳」によるもので、西山村が上西山・下西山に分かれていないし、永嶋村が花嶋村に含められて記録されている。

総計の一万八百四石余についてはこれはいわゆる内高であり、表面は八千六百四十石が武雄領の物成高であり、

武雄鍋島家では四ツ成で知行を称したので

$$8,640 \times \frac{10}{4} = 21,600$$

となり、二万千六百石が表面的な知行高となっていた。

知行高、物成、地米という用語については複雑で難解と考えられるが、この点について、佐賀大学教授城島正祥が佐賀県史等に佐賀藩独自の地米、物成および家臣の知行高の算出法について説明をなされている。それによると知行高は原則としては検地によって算出された生産見積高であるが、積極的に干拓事業を行なった佐賀藩の知行高が三十五万七千石から増加しなかったことからもわかるように実際とはかけはなれた数字である。ところで大配分は自治権を与えられているとはいいながら家臣であることには違いないのであり、家臣としての知行地をもらっているわけである。家臣の知行は最初は検地に基づいたものであったが、のちにはその家臣が知行地から徴収する年貢高（実収高）すなわち物成でもって表現するようになった。江戸時代には全国的にみると初期には家臣に地方知行として知行地を与え、家臣に年貢(物成)の徴収を任せていたが漸次蔵米知行にかわり家臣が直接、知行地から年貢（物成）を徴収するかわりに藩が代わって年貢・（物成）を徴収して俸禄を与えるという形に移行するのが一般的であったのに対して佐賀藩は最後まで地方知行が残されており物成は家臣の投入を意味した。物成に対する言葉に地米があるが、地米と物成とは数値にわずかな差が生ずる場合があるが知行主からみて知行地からの本年貢の石高をいう場合は物成、知行地について、そこの本年貢の石高をいう場合、または村の本年貢の石高をあらわす場合



成　物

に地米という語が用いられる。(2)

物成は知行主である武士の所得を表わすとともに、また身分を表わすことにもなる。これが佐賀藩内では物成で表わすことがもっとも共通したバロメーターとなるが、この物成で身分を表わすことは藩の外にでると他藩の武士が検地をもとにした知行高で身分を示しているのに比べて非常に少ない石高で相手にあなどられる心配もあるわけである。小城藩の七万三千石余、蓮池藩の五万二千石余、鹿島藩の二万石は知行高で四ツ物成(本年貢の率が四割)だと仮定して物成高を十分の四で除して得た数字を幕府が公認したものである。武雄領は幾分の変動はあるが物成八千六百四十石から計算をして(四ツ物成)二万千六百石の知行高を称することとなる。この知行高は大配分の中では元禄三年(一六九〇)の段階では

三家

小城鍋島家　七万三千二百五十二石
蓮池鍋島家　五万二千六百二十五石
鹿島鍋島家　二万石

親類

白石鍋島家　二万二百七十六石
村田家　一万七百七十石
神代家　一万石
村田鍋島家　六千石

親類同格

武雄鍋島家　二万一千六百石
多久家　二万一千七百三十四石

諫早家　二万六千二百石

須古鍋島家　八千二百石

小城領、蓮池領、諫早領に続いて多久領と並ぶ知行高を称して佐賀藩内で重要な地位を占め、領内の人別も安政四年(一八五七)では諫早領、蓮池領、小城領に続いて二万六千八百人となっており、実質的には小大名の規模をもっていた。(3)

武雄領主が領内の家臣に与えた物成高、その他をみると、宝永四年(一七〇七)配分帳では(4)

物成	人数
三百石	一
百五十石	三
八十石	一
五十石	二
三十五石	二
二十五石	三
十五石	十二
十石	二十七
七石	一
五石	三十一
三石	三十九
二石	一
切米	
五十石	一

百七十石	一
百石	二
六十石	四
四十石	七
三十石	十
二十石	九
十三石	一
八石	九
六石	二
四石	十五
二石五斗	三百
三十石	一

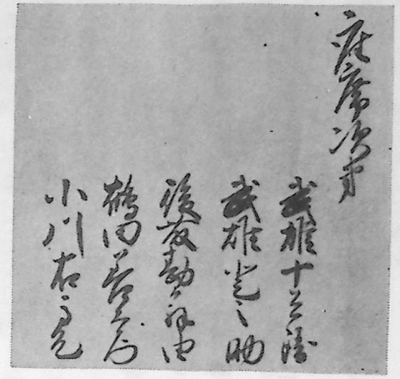

第　次　席　座

二十石　二　一
十石　四　一
八石　六　十一
以下略

以上のように物成(定米)、切米、扶持米など五千五百二十七石五斗余が家臣に配分されている。しかし、これには切米などが含められているので家臣に知行地として配分されたのは物成で四千二百八十石前後に相当する。武雄領の財政難につれて配分地は小さくなり、さらに献上米などのため実収入は更に小さくなる傾向にあった。

これが慶応元年（一八六五）武雄領内の惣着到によると（武雄史を参照）

十五石　一
九石　一
六石　十一

親類格　（三名）
物成百石　三名

家老　（三名）
物成百石　一名
物成八十石　一名

物成
切米　七十石　一名
加米

馬上通（上級武士）　（二十七名）

（以下石高は物成、切米、加米、扶持米の区別を除く―五石未満は切米、扶持米が多い）

五十石　一名
三十七石五斗～三十石　四名
二十八石～二十三石　九名
二十石　十三名

平侍（百九十二名）
十八石～十一石四斗　五名
十石　十三名
九石～七石　三十一名
六石六斗～五石四斗　二十三名
五石　四十名
四石～三石　八十名

平侍（組外）（八名）
組外とは老年又は廃疾者
二十石　一名
九石　二名
三石六斗　四名
一石八斗　一名

小侍（十五名）

（鷹師、茶坊主、料理人等）

七石	一名
五石四斗	二名
四石	五名
三石六斗	四名
三石	三名

徒士（百一名）

（歩行ともいう）

六石	二名
五石五斗	一名
五石	五名
四石	九十三名

足軽（四百六十二名）

四石	五名
三石	四百五十七名

新足軽　六十二名

一石	六十二名

舟手　二十八名

五石	二名
三石	一名
二石	一名
一石八斗	五名
一石	十八名
三斗	一名

諸職人（三十名）

（大工・鍛冶・鉄砲師・弓師など）

九石四斗	一名
五石	五名
四石	五名
三石六斗	六名
三石	二名
二石	十一名

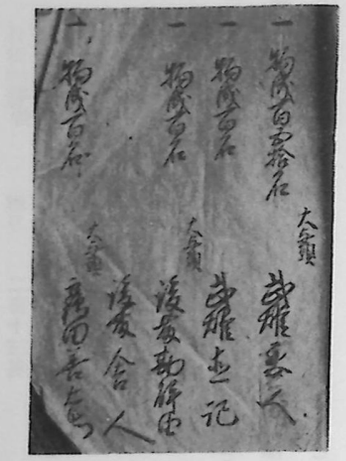

着到（寛永7年）

などがあって必ずしも身分と収入とは一致してはいないが、これらの物成・切米・扶持米などの給付に対して軍役、その他の義務を課される。

安政四年（一八五六）武雄領内の人別二万六千八百人にたいして武士の数はどうかといえば嘉永五年（一八五二）の武雄領内の武士（士、歩行、足軽、船手を含む）は

家老（親類格　家老）	五名
馬上通	二十七名

平侍　二百十三名
（含　医師）
歩行　百五名
足軽　四百三十二名
船手　五十四名
（佐賀県史中巻より）

合計八百三十六名となる。これを家族、または上級武士がかかえている奉公人まで考慮すれば武家人口の割合は他藩に比較して多い傾向がみられる。特定の侍と主従関係を結んで武士や百姓町人との中間的な身分である被官が武雄領にもみられるが、一般的に武家人口が多いのは佐賀藩全体にみられることである。佐賀藩内の大配分を比較してみると武雄領は物成高に対しての領内人口は諫早についで多く、武家人口は領内人口に比較しては少ない方であるが、物成高に比較すれば佐賀藩内では多い方に属する。

近世になると武士の城下居住は一般的となり、士分の者はもちろん、歩行・足軽も城下、または城下周辺に居住させられるのが他藩での一般的傾向であった。ところが佐賀藩では地方知行制度が他の藩で廃止される傾向にもかかわらず、最後まで残ったことと関連をして、自分の知行地の村に居を構える在村武士が多く特に物成、切米、扶持米の少ない歩行・足軽などの下級武士は村で農業を行なっていた。

また、前述した被官も村や町で生業を営んでいるのが原則であり、身分は徒士格が多く、なかには侍格や足軽格のものもいたらしいが武士としての収入はほとんどなく農業や商業を営んで帯刀を許されていた。

諸藩における機構としては番方（軍制）と役方（行政）の二つの機構があったが、武雄領も藩でこそなかったが、機構としては二つの機構をもって藩の機構と類似していた。

嘉永五年（一八五二）の軍制をみると

家老五名

この五名は侍組頭として四十名前後の武士（平侍）を率いている。

馬上通　二十七名

歩行・足軽を率いるもので上級の武士である。

大筒歩行頭　二名
弓足軽頭　四名
鉄炮足軽頭　六名
長柄鑓足軽頭　四名
昇奉行　二名
守衛方歩行足軽頭　一名
船方頭　一名
中小姓被官頭　二名

以上が馬上通で実際の役附きであり、無役のものも五名程いる。これは嘉永五年（一八五二）の武雄領での近代的な軍備が行なわれた後で大筒歩行頭が二名いたことがわかるが、これが安永十年＝天明元年（一七八一）の着到によると

歩行物頭　二名
弓物頭　四名
鉄炮物頭　六名
長柄物頭　四名

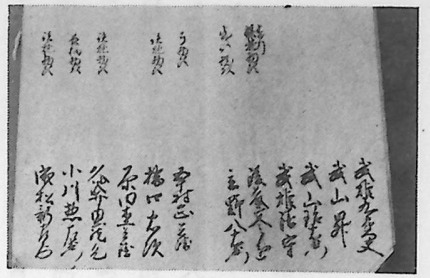

昇物頭　一名
屋敷番物頭　二名
小道具物頭　一名
新与心遣　一名
無　役　五名

となっており、制度的には大きな変革は行なわれず歩行が大筒（大砲）を用いるようになったことが理解される。

着到　平侍　二百十三名

これが家老のもとに五組に分れて編成されているのである。医者も含めて編成される。

歩行　百五名

これが大筒方と守衛方（屋敷番）に分かれる。

足軽　四百三十二名

弓の者　八十二名
鉄炮の者　百三十六名
長柄鑓の者　八十二名
昇の者　二十名
守衛方　百十二名

（昇とは旗指物を持つ役割である）

船手　五十四名

船頭　五名
舸子（水主）　四十九名

舸子は水夫のこと

諸職人　四十四名

大工棟梁、鍛冶鉄炮師、弓師など

以上総人数が八百八十四名となる。（佐賀県史中巻参照）

これらの人数のなかには一家で親子が二人、すなわち、一つの物成（切米、扶持米の場合もある）で複数に数えられてる場合も多いが年齢的にみると安永十年（天明元年）の着到で平侍の場合総人数二百四十名前後の中で最高年齢八十二歳の池田覚之進をはじめ七十歳以上が十名もおり、最も若いのは年齢のはっきりしているものだけの中では南里吉三郎の十二歳など十代が十六名いる。家格によって身分が定まり、物成なども与えられているので、七十を越えたり、十二・三歳で軍役が課されているのである。

武雄領の武士達は本藩の藩主からみると、武雄領主は直接の家臣すなわち直参であるが、武雄領内で武雄領主（武雄鍋島家）から物成なり、扶持米などを与えられているものは家臣の家臣、すなわち、又家中、ということになり、本藩の家臣、すなわち直参に比較してかなり軽く取り扱かわれている。又家中をもっているのは三支藩をはじめ、大配分のすべてであるが、本藩においては、これらの家柄に応じて、又家中の格付けを直参を基準に行なったが、武雄・諫早・多久・須古の親類同格の四家では、それぞれの家の最高の地位にある親類と呼ばれているもの（武雄領では物成百石を与えられている）の中から三人だけを直参の手明鑓並と定め、頭立候者を歩行の者並と定めた。[5] 手明鑓というのは侍と歩行との中間的な身分で、侍には三家（三支藩）、親類・親類同格・家老・着座・平

侍（惣侍）の区別があった。手明鑓については佐賀大学教授城島正祥の研究によると藩の財政整理のために五十石未満の侍の中で二百人の知行をとりあげて切米十五石ずつを与えたもので、そのかわりに平時の役を免除されて商業などを営むものもいた。その後平時の役も勤めるものもあり、侍よりも一段格が下にみられるようになり、手明鑓の娘は四十石以上の侍との縁組を禁ぜられたほどであった。

…手明鑓の娘を侍え縁組の儀　四拾石迄ハ不申談候様　四十石の内相願請、御意候事(6)

物成百石の武雄領の重臣と切米十五石の手明鑓が同格だというのだから佐賀本藩がいかに本藩中心の支配体制を確立しようとしていたかということが理解できる。

武雄領では下級武士の身分は

足軽格
　一代足軽
足軽
　一代歩行
歩行
　一代侍
（侍）

と下級の武士でも細かく分けられ、一代というのは本人一代限りのことであり、侍については家格が重視されて新しく取り立てられる例は一、二を除いてほとんどないが一代侍までは本人の才能や功績によって取り立てられる例があった。以下、御褒美帳(7)によって、その例をあげると、

被官や庄屋から足軽格へ

天保七年（一八三六）松尾有之輔の被官で多々良村に住んで山留（山の番人）をしていた百武伝右ェ門と源左ェ門の被官で真手野村に住んで山留であった松岡源太夫および川古村の庄屋定左ェ門は先祖からの真面目な勤務ぶりが認められて「…為御褒美、足軽格…」となった。この例でもわかるように武雄領の被官は足軽格以下の者がほとんどであったことがわかる。

百姓より足軽格へ

柚木原村の弥助は大砲購入のため十五両の献金をしたので足軽格となった。

足軽格より足軽へ

嘉永二年（一八四九）足軽格の山崎多助は屋敷建築の功績によって足軽に取り立てられた。足軽になると欠員ができたときに補充として足軽組頭の配下に編入されるが山崎多助は小川弥左ェ門の組に入れられた。

足軽より一代歩行へ

慶応三年（一八六七）執行次郎右ェ門組の足軽原口藤次郎は不寝番など二十五年間真面目に勤めたので一代歩行に任ぜられ切米二石を加増された。

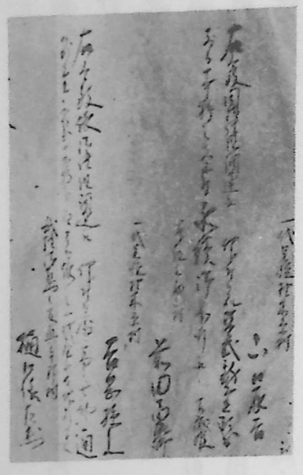

御褒美帳

百姓より一代歩行

嘉永三年（一八五〇）梅野村百姓権兵衛は献金によって一代歩行となり、切米三石ずつを支給されることになった。幕末の財政難から献金によって身分を与えられる。つまり身分を買うことが武雄領内でも行なわれている。なお歩行は、御歩行と書かれ足軽が御の字をつけて書かれてないのに比較して身分の高さを示している。

一代歩行より歩行へ

嘉永二年（一八四九）一代歩行の橋口新左ェ門は「…御家作方下役…」として精勤したので「…為御褒美永続御歩行…」に任ぜられた。

足軽より歩行へ

天保六年（一八三五）内田村に住んでいた足軽の大古場郡右ェ門は人頭税である。日貫銭（ひぬきせん）が納められなくて村人が困っているときに十八石五斗七升余りの米を出して納入を助けたので歩行となり、足軽知行の切米のほかに二人扶持を与えられ合わせて六石六斗を支給された。

歩行より一代侍へ

嘉永五年（一八五二）浦田八郎左ェ門組の歩行で宮野村に住んでいた橋口新左ェ門は献金によって一代侍となり二石加増されて六石を支給された。

被官より一代侍へ

天保九年（一八三八）山崎休之助は、物書所の下物書であったが祐筆よりもきれいな字を書いたので一代侍となった。

一代侍より侍へ

嘉永五年（一八五二）一代侍の大古場左平や御厨吉三は献金によって「…永続士…」となった。

献金によって身分を得たものは、いわゆる献金侍であるが、実際に軍役を勤めるものと、身分的に格式をうるにとどまったものと二とおりあったことが考えられる。幕末期に入るとこのように身分制度にも動揺がみられるのである。なお、歩行・足軽などの下級武士の大部分は武雄領主の（館）屋形から離れた村で生活をしていたことは前述のとおりである。

なお、武雄領主は領内では公式には「旦那様」と呼ばれ、本藩主、すなわち殿様と区別されていた。

武雄領内の軍制にたいして行政機構、すなわち、役方については、まとまった史料がないので、その機構を明らかにすることが困難であるが、前述したように本藩の行政機構の一端である杵島郡代（杵島・松浦・彼杵郡代）と武雄領主の二重支配をうけ、またときによっては武雄領主が郡代を兼ねるという複雑な形態となっている。

郡代については、元禄五年の郡方手頭によると郡代の職務として、

- 郡代の儀、郡郷分の事候条、無理非分の儀これなく、萬廉直の旨を以、相捌くべく候。勿論民百姓家職を本として困窮に及ばず能有付候様、心遣肝要候事

郡代が郡内の政治を公平に正しく行ない百姓が生活できるようにすべきことを述べ、

- 幕府の法令や藩の掟を毎年布達すること
- 宗門改について別当、庄屋（乙名）の町役人、庄屋、村横目の村役人に命じて厳重に行ないキリシタンがないように注意すること
- 公儀の宿継がスムーズに行なわれるようにすること
- 公儀（幕府の公用）の荷物やオランダ人の通行に支障がないようにすること

特に長崎奉行の家来が舟に乗る場合は無料で「…馳走船…」として利用させるなど長崎奉行への心使いに細心さがうかがわれる。

- 博奕については五人組にたいする連座法などで厳しく取締ること
- 郷内で上下の身分関係の礼儀を守らせること
- 火の用心をきびしくさせること
- 庄屋の給米を規定通りに渡すこと
- 治水に充分気をつけ、災害復旧は早く行うこと

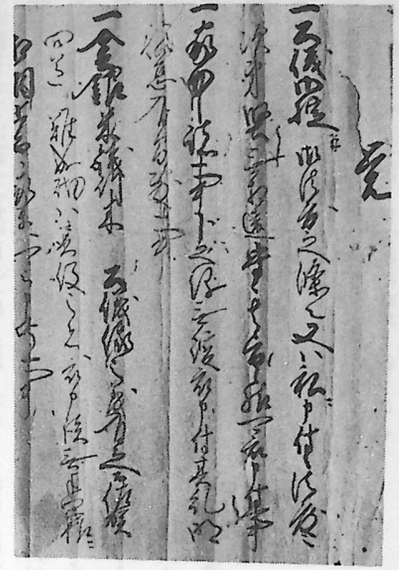

・新しく土地を開発する（掫等）場合は届出て許可を受けさせること
・百姓をとくに苦しめる代官や給人（知行主）がいたら届出ること
・他領の田畑を作ったり、他領のものが領内の田畑を耕作することは禁止すること
・帯刀を許されてない者が、刀や脇差も所持していたら取あげること

百姓は一切刀、脇差はもってはいけない。　庄屋は小脇差だけ許可　大庄屋は両腰（大小）の帯刀許可　町人は小脇差だけ許可

・百姓の衣食が不相応にならないように質素になるように指導すること
・舛が大小ないように焼印をつけたものを使用させること
・領内のものが切手（往来許可証）なしに他領に出ることを禁止すること
・他領の者と縁組を結んでいけないし、他領の者を下人に雇ってはいけない。
・領内の者を売ってはいけない。
・領内の者を他領に質に入れて年季奉公させてはいけない。
・他所者に宿を貸してはいけない。海道筋だけは一宿だけは認める。そして別当、咾（おとな）、庄屋へ届出させること
・百姓が無断で村を離れた場合は妻子を籠舎申付ける（牢に入れる）籠舎の番や費用は五人組に責任をもたせる。妻や子がいない場合は父母、父母もいない場合を兄弟を籠舎申付けて、五人組に期限を定めて連戻らせ戻った場合は籠舎の者をゆるす

が、連戻せなかった場合は籠舎の者を「…曲事申付べき事…」として処罰する。

以上、郡方手頭の一部を抜書きしたが、この内容は佐賀藩内共通であり、小城郡代、藤津西郡代、藤津東郡代、杵島・松浦・彼杵郡代、諫早郡代、佐嘉郡代、神崎郡代、三根・養父郡代に対して同一内容の手頭が渡されたもので佐賀藩の郷村支配の実態を知るための重要な手がかりとなるものである。

武雄領では領内の村を大きく四つに分けてそれぞれ代官を置いた。

里方（十四か村）
武雄村　上西山村　下西山村　富岡村　小楠村　花島村　永島村　八並村　川良村　甘久村　中野村　黒尾村
繁昌村　上滝村

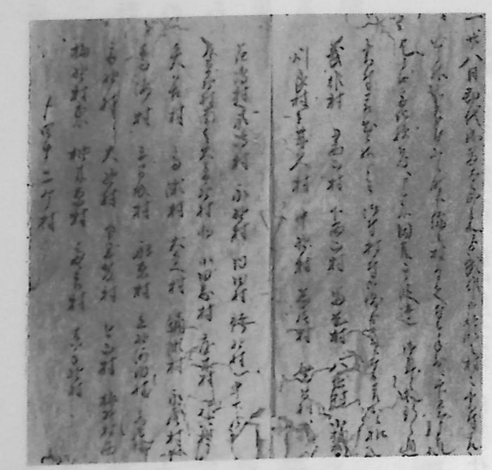

武雄領の村々（除三部所）

山内（十六か村）
犬走村　踊瀬村　永尾村　鳥海村　三間坂村　船原村　立野河内村　宮野村　大野村　下黒髪村　梅野村東　梅野村西　今山村　真手野村　柚木原村　多々良村　川登（十二か村）
矢筈村　神六村　庭木村　高瀬村　小田志村　大草野村南　大草野村北　宇土手村　袴野村　内田村　永野村南　永野村北
三部所（八か村）
（三部所とは慶長十六年と元和七年の二回にわたって知行地の三割を上地させられた村々で田地はほとんど蓮池領とな

ったが、畠地、山林原野が残って武雄領のままとなっていた。庄屋は武雄領の庄屋というように一村に二人ずついた。）

上野村　小野原村　川上村　川古村西　川古村東　黒岩村　本部村　提川村

このほかに町として湯町には湯町代官、高橋や新堀には高橋町代官が置かれた。

さらには明和八年の掟の中にこれらの代官に混じって小物成代官と皿山代官が列記されており、武雄領内に当時、里代官、山内代官、川登代官、三部所代官、小物成代官、皿山代官、湯町代官、高橋町代官がいたことが考えられる。これらの代官に与えられた掟は代官の職務がどんなものであったかを理解するために重要なものであるので列記すると

覚

一　筋々ゟ触来候儀　不依何事　堅得其意無疎可相勤事

一　百姓町人無礼ニ無之様　就中他方之者江無礼不仕様　可申付候　至小給之者も無礼等有之而ハ不宜候条　得其意候様　可申付候　若相背者於有之ハ　其科可申付事

一　物成取納方上下無支様令勘弁　其毛々を以　時々無油断蔵納申付　無滞令取納候様　可致心遣候　若未進之者有之ハ　何村何某何程未進と有之儀付出可申候　秋請合差出間敷事

一　田畑作り候給人之儀　作方ニ付而者　諸事百姓同然之申付可致事候　上納方其外ニ付支配いたし候て　自然何角申　其事滞候而者　以之外不届候　作いたし候からハ庄屋村役ゟも　少も不及用捨　弥村並之支配いたし　其上ニ而も何角申者候ハハ　不閊可及吟味事

一　物成目安十二月十日限　可相納事

一　年貢皆済無之前　脇払不仕様可申付事

一　田作不仕畑百姓ゟ相納候物成十一月十五日限　皆済可申付事

一　夫使多有之而者　百姓共困窮之基ニ候条　聊費無之様可致吟味候　雖然多人数ニ而調候儀を小人数ニ申付候而者　百姓共致難儀仕形も宜間敷候　普請方之儀者　疎畧ニ仕置候得者　無程令破損　却而費ニ相成義候条　上下無支様　入念能々致吟味　宜申付事

附　代官　村役　町役之者共　私之夫使一切仕間敷事

一　村々井手水垣蔵囲用竹木普請所　致吟味　不入所ニ竹木不申乞様可申付候　若積前ニ而不足之節者　重而可申乞事

附　右竹木積十二月朔日限可差出哉

一　蔵廻役所〳〵ハ不及沙汰　都合火事　盗人之用心稠敷可申付候　町方ハ火番之者　間もなく可相廻候　且又　蔵番之者於番屋一切火を取扱間敷候　翌朝罷帰候節ハ庄屋へ相達候様　町方火番之者も行燈之火能消念を入罷帰候様　堅可申付事

附　自然於令出火者　近辺之者ハ不及申　隣村ゟも早速水樽掛梯等持出取消候様可申付事

一　役屋敷　庄屋屋敷垣仕候所ハ生垣ニ可仕事

一　諸村　井手石せきニ仕候而　無支所ハ致吟味　段々石せきニ可仕事

一　村普請之儀　庄屋ゟ申触次第　自分之妻ハ差置　無延引罷出可相調候　自然庄屋大形ニ候ハヽ村人ゟ代官江可相達事

一　米払候節　向々ニ而欠米相立之由候　右之通有之而ハ以之外不宜候　向後欠米不相立様　可令吟味事

附　米払方筈入候節　時々無延引早速相払可申候　自然令延引　向々ゟ其旨申来候ハ　庄屋江科代可申付事

一　私領之地を何方之者ニ預ヶ候儀ハ不及沙汰　一作ニ而も為仕間敷候　偖又　何方之田畠を私領之者作仕間敷候　若相背者於有之ハ其科可申付候条　其旨可申聞事

但　三部所ニ私領之田畑を何方之者持来居候分ハ　可為其通候　是も何とそ　漸々私領之者ゟ作り候様可致心遣事

一　何方之者と申談　頼母敷講合之儀　堅仕間敷事

一　田畑之障ニ相成候竹木ハ令吟味　山方江釣合　無支所者伐除　郭を払　枝をおろし候様可令心遣事

一　物成地たり共　新ニ畔林相立間敷事

一 物成地持内之畔林たり共　無届自分ニ竹木伐取間敷候　伐候ハて不叶節ハ代官江可申届候事
一 検見之節　成ニ合候作毛　素可差出儀ニ而無之処　間ニハ差出候者も有之由　不届候　向後　右恰合之儀不仕　くる刈等定之通仕　聊紛敷儀無之様　稠敷可申付事
一 夜ニ入候而　稲を荷ひ　偖又　穂を担ひ候儀　一切可禁止事
一 毎年大庄屋引合　定之通大形有之間敷事
一 新被官　新百姓之儀　無届自分ニ不相懸様可申付置事
一 新地ニ堂宮　伊勢講石　其外石仏之類建立仕間敷事
一 落物見付候節　不依何色早速庄屋別当へ申届　代官江可相達事
一 盗人捕候節者　押寄相談之上　品ニより代官江可申聞事
一 町方　村方海道筋家居不見苦様　兼々加修理候様申付置　代官并村役別当折節致見分　其心遣可仕事
一 通筋之儀者　不及沙汰脇道迄一ヶ年ニ両度充作り可申事
附　田畠ニ土居岸削込　偖又　角道ニ至迄石草一切取上ヶ申間敷事
一 海道筋　所ニより田より道低き所有之候　右様之所無之様可申付事
一 娶聟入一通之儀　跡方ゟ成程手軽仕候様と申付置候得共　不〆ニ有之由候　弥定之通　料理ハ一汁一菜　肴二ツ之外取扱間敷候事
一 隠酒一切売申間敷事
一 模様染物御法度之儀候　染屋并小間物売　模様染一切取扱間敷候　万一模様流物をいたし商売仕候ハハ其科可申付事
一 百姓　町人晒帷子　奈良嶋着候儀　扨又　袖へり笠之緒之類迄一切日野紬をも跡方ゟ御法度候　弥相守其旨　聊緩せ之儀無之様　稠敷可申付事
一 惣而百姓　町人ニ不相似合儀　一向不仕　平生諸事相慎候様可申付事

一 庄屋　百姓所々切掛　薄茅ニ而可相調候　早竟　竹木不入超様可心得事
一 役者共へ進物之儀　年始たり共　不依何色　一切可令停止事
一 為身売日料取　何方罷出候者　代官江相達候上　可任差図事
一 弓射場一切揚申間敷候　万一射場揚候ハて不叶節ハ代官へ相達　可請差図事
一 所々之墓所　有来候場ニ葬るべし　間ニハ猥之儀も有之由相聞候条　新所ニ不葬様　可令吟味事
一 百姓町人科有之而　私領相払候者共居付向ニ而　被官をかけ候義ハ不及沙汰　刀不帯様可申付事
一 家中追放之者　入籠候儀ハ不及沙汰　所払等之者　元之在所へ不入来様稠敷可申付候　自然入籠隠置候ハハ五人組ゟ早速追払候様申聞置　其上ニ而も承引せさる者ハ代官江相達候様　可申付置事
右之趣　得其意銘々掛り所之者共全相守其旨候様　稠敷其心遣可仕者也
明和八辛卯年十一月十五日　印

里　代官
山内　代官
川登　代官
三部所　代官
小物成　代官
皿山　代官
湯町　代官
高橋町　代官

以上の史料からも理解できるように代官は庄屋、村散使などの村役人、別当、咾の町役人の上に立って百姓、町人を支配する出先の役人である。

百姓・町人の風紀の取締り、倹約令の施行責任、町や村への人の出入りの監視、農作物の盗難防止、村普請の監視、火災防止、道路、潅漑施設の整備、夫役の実行責任、物成（本年貢）等の納付物の取立責任など自分が管理している村や町のいっさいの責任を負わされている重要な立場にあった。

武雄領内の役方については、慶応二年（一八六六）の例によると

請役　（家老に相当しいわゆる親類から選ばれた）
屋敷詰　（いわゆる家老の家柄の三名で請役とともに領内の行政の中心である）
相談役　（請役の補佐役で馬上通から選ばれた）
側用人　（馬上通から選ばれた）
用人助役　（右　同）
近習頭　（右　同）
近習　（平侍から選ばれた）
御蔵方　（馬上通から選ばれた）
御蔵方附役　（平侍より選ばれ御蔵方の補佐役である）
代官　（御蔵方の下役で馬上通から選ばれた）
代官助役　（代官の補佐役で平侍より選ばれた）
代官下役　（代官の下役で足軽から選ばれた）
検者方　（検見方のことで田畠の作柄を検査する役で平侍から選ばれた）
検者下役　（足軽から選ばれ検者方の下役である）
新堀津蔵番　（蔵方の下役で平侍から選ばれた）
山方猟方　（山林管理　猟場管理を司どるもの）

山方猟方附役　（補佐役で平侍から選ばれた）
大目付　（家中の武士の取締りで馬上通から選ばれる）
目付　（平侍から選ばれた）

その他の役方もあるが、時代によって役方の変遷もあり詳細ははっきりしない。なお、この役方の下役の歩行・足軽が省略されているが代官の下には多くの歩行・足軽の下役。歩行・足軽の下には庄屋・別当などの村役人・町役人がいた。

註　(1)　佐賀県史　中巻参照
(2)　右同
(3)　鍋島保修内密手控所引
(4)　宝永四年　御配分帳（武雄鍋島家）
(5)　佐賀県史　中巻参照
(6)　御裁許付而仰渡之格（武雄鍋島家）
(7)　天保五年より　御褒美帳（武雄鍋島家）

五　三部上地と財政

佐賀藩の財政は幕府の大名統制策の一環として、参勤交代の費用や慶長年間より、駿河城、名古屋城、江戸城などの普請役を課され、巨額の出費を余儀なくされ財政的に苦しかった。

このような幕府の普請役は藩の石高（知行高）に応じて課されていたが、佐賀藩三十五万七千三十六石五斗九升九合といっても、その内訳は蔵入地（藩の直轄地）と家臣への配分（三支藩をはじめとする家臣への知行地）があり、藩側では財政的にみると蔵入地をふやして配分（知行地）をへらすことが望ましいわけである。しかも、鍋島家は龍造寺氏の所領を相続したが、多久、武雄、諫早、須古などの龍造寺氏の家系に属する有力者が多く、鍋島氏



杵島山を望む水田風景

の家系の支藩を創設する必要があった。

武雄領は天正十八年（一五九〇）三月、当時の領主後藤家信（龍造寺隆信の子）にあてた秀吉の朱印状によると一万九千七百三石九斗であった。

慶長十六年（一六一一）正月、本藩の財政難を理由に多久領、諫早領などとともに武雄領も三部上地を命ぜられた。三部というのは三十パーセントに相当する。

このときの上地（上知）によって武雄領は一万石となった。

前記秀吉の朱印状の

一万九千七百三石九斗と比較すると三十パーセントどころか五十パーセントに相当することになる。そうすれば三部上地どころか、五部上地といわなければならないが、ここに実は知行高と物成高という複雑な問題がある。

天正十八年の一万九千七百石余というのは知行高であり、知行高と検地高とは時代の推移とともに差異があり、実際の検地高（草高）が知行高より大きくなるのが実情であるが、原則的には検地によって算出した収獲予想高である。これにたいして、慶長十六年の一万石というのは物成高である。物成高というのは知行高の中から知行主が手にする実収高を意味する。慶長の三部上地前の年貢率は佐賀県史に引用された、元和六年（一六二〇）の「江戸証人詰料銀割符帖」に一万一千六百石とある数字から考えると、八ツ成、すなわち、八十パーセント前後と考えられるので、一万九千七百三石九斗の知行高と一万石の物成高を比較すると多少の誤差もあるので三部上地、すなわち、三十パーセントの土地の本藩への引上げが考えられる。このときに、北方村、桃川村、それに花島村の大部分が上地されたと思われる。

その後、検地によって一万一千石に相当することがわかったので、千石を上地したと伝えられているが裏づける史料に乏しい。(1)

その後、佐賀藩では財政難を切り抜けるため元和六年（一六二〇）手明鑓の制度を創設し五十石未満の侍の中から二百人を選んで知行を取り上げ、切米十五石ずつを与えることにした。「…如睦ニテハ無役　物前ノ節ハ鑓一本具足一領ニテ罷リ出ズベキノ旨…」として平時の役は免除して侍の一段下の格においた。

この手明鑓の創設や領内の百姓にかけられた反米、あるいは領内の武士に課した反米や反銭（献米、献金）によって財政の好転を図ろうとしたが効果があがらず、再び上地が必要となった。

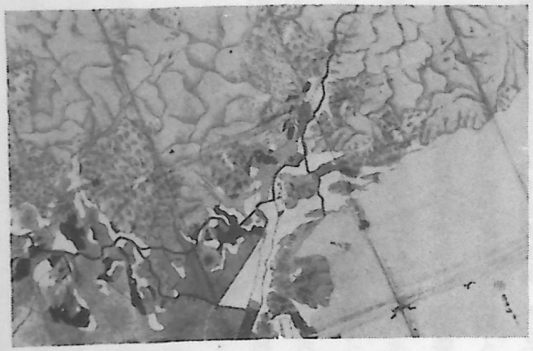

三部上地された川上村

多久安順は佐賀藩主鍋島勝茂の信望が厚く藩政を委任されて活躍したが、この多久安順が中心となって、元和七年（一六二一）武雄鍋島家（後藤家信の子茂綱の代から鍋島を称す）諫早家、須古鍋島家、すなわち、龍造寺家系の四家（親類同格）から三部ずつを上地（上知）した。当初は三年間だけの献米ということであったが永久の上知となった。

武雄領から献上された村は

上野村、川古村、小野原村、川上村、黒岩村、本部村、提川村、勇猛寺村それに慶長十二年、勝茂より与えられた佐賀郡嘉瀬が含まれていた。嘉瀬を除く村々は献米という形式で上地が行なわれたせいか、村全体が上地されたわけでなく、良質の田畑だけが上地されて山林・原野等が武雄領に残され、これが三部所村として地域的に散在しているが、三部所代官の支



三部所代官名のみえる御掟写

配とされ、複雑な行政が行なわれるようになった。

これで、武雄領の物成は七千石となり、その後の検地で、物成が八千六百四十石になったと伝えられているが、前記の元和六年の「江戸証人詰料銀割符帳」に一万千六百石とある点からみて、七千石から厳しい検地による増税で八千六百四十石に増加したというのは、そのままは首肯できない。武雄鍋島家の史料の中に加えられている「松の落葉」が後世の記録であるので史料の吟味が必要と思われるが当時の人も知行高と物成高とを混同したものと思われる。

今後の研究のために抜書してみると

○　三部上り候義承合候趣

一　本之御定米壱万九千七百石余

右之内九千七百石余被差上　壱万石ニ被相成候　其後御検地有之而壱万千石ニ罷成候由

右ハ　家信様御代之由

一　壱万千石之内千石被差上　壱万石ニ被相成候　是を竿先千石と申候由

右ハ　浄賢様御代之由

一　壱万石之内三部被差出　七千石ニ被相成　其後御検地有之　八千六百四十石ニ罷成　依御届御帳面相改候由

右三部之儀ハ　浄賢様　長門様　石見様杯　被仰談　為御馳走被差上候由

ともかく、天正十八年の秀吉の朱印状による一万九千七百三石九斗の知行高から慶長十六年と元和七年の三部上地を経て、八千六百四十石の物成高となり、この八千六百四十石が本地として本藩への献米や役米の基準とされていたが、その後の新田畠の開発などによって増加し

寛永十九年（一六四二）には、一万八百四石五斗九升七合五勺八札

享保十三年（一七二八）には、一万千百九十四石五斗四升五合

安政三年（一八五六）には、一万千二百二十四石三斗

と少しずつ増加している。もちろん、表面的には八千六百四十石が本地であり、それを差し引いた分が餘米と呼ばれていた。（本地とは地米高をさす）

本藩の財政難を理由に三部上地は行なわれたが、この上地された土地は本藩の蔵入地（直轄領）となって本藩の財源となったのではなかった。

当初は蔵入地として本藩の財源となっていたが、佐賀藩は龍造寺氏の遺領をついで武雄・多久・諫早・須古などの龍造寺家系の有力者が多く、佐賀藩としては鍋島家系の有力な大配分を創設する必要があり、小城・蓮池・鹿島・白石（三根郡）などの育成にあたった。龍造寺の流れを組む大配分から慶長十六年（一六一一）と元和七年（一六二一）に二度にわたる三部上知を行なわせて知行を半減させそれで三支藩等、特に蓮池領の創設にあてたのである。蓮池領の成立は寛永十六年（一六三九）で鍋島勝茂の子直澄に始まる。

武雄鍋島家が上地した知行の大部分は蓮池領となったわけで、武雄領と蓮池領とが複雑に入り組んでいるのは、このような事情によるものである。

武雄領が佐賀藩三十五万七千石の内高であり、武雄領主が佐賀藩主の家臣であるかぎり、武雄領内の財政を考える場合には佐賀藩の財政を考慮しなければならないのは当然のことである。佐賀藩の財政は肥沃な佐賀平野、白石平野を中心に多量の肥前米を産出して、有田焼、石炭、木蝋などで豊かなはずであるが、幕府が課した連続的な普請役で初期から財政は苦しく、参勤交代の出費、寛永十九年（一六四二）佐賀藩の長崎警備を命じられたのに基づく出費、小城、蓮池、鹿島の三支藩までが参勤交代を行ない、しかも、勅使接待役や普請役などを負担するように

なると、支藩では独力で負担できず本藩に経済的援助を求めた。小城藩のごときは安永三年（一七七四）財政難から本藩へ泣きつくことができず、直接幕府に七千両の借金を願いでたが、本藩との支配関係を無視した行為だとして家老の野口文次郎が切腹を命ぜられたと伝えられている。

佐賀藩の借金は承応四年（一六五五）には元金が七千貫（銀）利足を加えると一万四、五千貫にも及んだ。一石当たり三十三匁前後の当時の米相場から考えると、四十万石前後に相当するものでとうぜん返済能力を越えるものであった。このように十四、五万石ほどの年間藩財政収入しかないところで、これだけの借金は結局、利足の不払いと元金の分割払いであるが、この様なことをすれば、大坂商人などの銀主が金を貸してくれなくなる。

そこで、藩札を発行したり、領内へ人別銀を課したり家臣へ献金、献米を命じたりした。また出費を押えるために、参勤交代の費用を節約するために享保四年（一七一九）には参勤道中の槍二十本を十本に、弓二十張を十張にしたりし、また長崎警備の費用をきりつめるために享保十二年（一七二七）には番所詰の足軽百十人を七十七人に減らしたりした。それでも財政は好転する様子もなく、例えば享保十年（一七二五）には、財政難から武雄から二百貫、諫早・多久から百貫ずつの計四百貫の献銀を行なったといわれ、宝暦十一年（一七六二）には財政再建の計画が論議されたが、役所における酒食を禁止したり、また、藩主重茂の帰国の旅費が調達できず、武雄領主鍋島能登（茂明）と針医の米山愛敬が金五千両ずつを献上して、やっと帰国できた。安永元年には江戸の大火で佐賀藩屋敷が焼失したので、領内の武士達へ一万五千石の御馳走米（献米）を割り当て、一般からの献金を命じている。この年は大坂での借金もできず、参勤延期願を提出し、領内にたいしては倹約令を厳しくし、長崎や大坂での借金整理（借金の踏倒し）に努力した。安永二年（一七七三）は歳入不足が二万二千四百石の見込みとなり、文化二年（一八〇五）には、借銀は再び一万貫を超えたので文化八年には人別銀を四匁ずつ課すことになった。

このような藩財政のしわ寄せが、配分地にまで及んだのは当然であり、大配分の自治権は行政、司法のみならず

経済的にも佐賀本藩から完全な独立を保っていたわけではなかった。しかも、武雄鍋島家、多久家、諫早家、須古鍋島家などは請役所の責任者（執政）として佐賀藩の家老としての地位にいて財政上の責任者でもあったので、本藩の財政に参与させられて、財政窮乏の場合は率先して献金、献米を行なわねばならなかった。

武雄領の財政については

八千六百四十石の本地と二千五百石前後の余米[2]と合わせて一万一千石前後の物成があったが、この中には武雄領主（旦那様と呼ばれる）が家臣（本藩主からみれば又家中）へ与えた配分地がある。すなわち、佐賀藩全体に蔵入地と配分（家臣の知行地）があるように、大配分である武雄領にも蔵入地（直轄地）と配分（家臣の知行地）があるわけである。

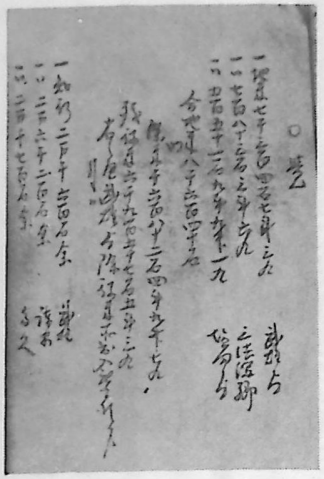

この割合については時代によって異なるし財政の実態も変化があるが、正徳四年（一七一四）の例では[3]蔵入地は真手野村を除いて五千六百九十七石八斗八升三合五勺弐札となり配分は侍、徒歩、足軽までの物成総計が約五千四百石である。

武雄領

五千六百九十七石余は物成であるので、実収入を意味するわけであるが、実際には荒廃地や、その年の作柄によって減免が行なわれる。この年は作柄不良で検見の結果、二部半（二十五パーセント）の落米が認められ、この落米とその他の免除分で

除米　千五百九拾三石九斗九升五合が差し引かれ、残

りの
四千百三石八斗八升八合五勺二札にたいして、一石あたり六升の割合で
口米　二百四十六石二斗三升三合三勺一札
が付加されて
武雄領の蔵入地の収入が
四千三百五十石一斗二升一合八勺三札
となる。

しかし、この中から五部米として本藩へ、口米を差し引いた残りの四千百三石八斗八升八合五勺二札の五部（五十パーセント）すなわち、
五部米　二千五十一石九斗四升四合二勺六札
を献上し、その他百石ほどを差し引かれて残りの
二千百九十八石一斗七升七合五勺七札　が正徳四年の武雄領蔵方の実収入となり、これから、武雄社の祭典料、御姫様御化粧料、台所賄料や下級の足軽などへの切米や扶持米、さらには加米や役米などを支出して
支出の米合計が
二千十一石四斗七升八合三勺
差引　百八十六石六斗九升九合二勺七札
となり、この残高に別からの収入米の
五百四十二石二斗二升二合四勺六札
を加えて

七百二十八石九斗二升一合七勺三札
となる。

これを銀に換算すると、三斗で銀三十五匁として
銀　八十五貫四拾目八分七厘となる。

この銀は武雄領主の小遣十二貫目（一年間の小遣が米に換算して百石余りとなる）や衣装代五貫目、鷹狩りの鷹の飼育代三貫目、台所用費用などの出費が
銀　九十二貫八百九拾九匁九分二厘
となり、赤字が
銀　七貫八百五十九匁五厘　となる。

以上が正徳四年の武雄領の財政規模のあらましであるが、やはり、ここで特徴的なのは武雄領蔵入地の実収高の五十パーセントを本方（本藩）に献上する五部米である。家中（領内の武士）からの献上米については最初は反米と呼んでいたようであるが、百姓の納める夫役米の反米との混同もあって、五部米、三部米などと呼び、御馳走米といった。五部とか三部（この場合一部は十パーセント）といっても基準は一定しているわけではなく、享保十三年（一七二八）に武雄領に課された御馳走米は(4)三部米と三部銀とがあるが、この三部は
物成八千六百四十石
余米二千五百五十四石五斗四升五合
合米一万千百九十四石五斗四升五合

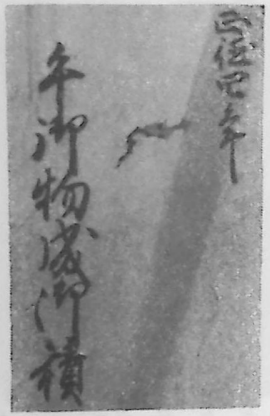

正徳4年「午御物成御積」

の、いわゆる物成と余米の合計高に課されたもので

三部米　三千九百十八石九升七勺五札

内

白米　三千百三十四石四斗七升二合七夕

黄赤米　七百八十三石六斗一升八合一夕五札

三部銀　三十三貫五百八十三匁六分三厘五毛

数字のうえでは、きちんと三十パーセントに相当するわけではないが、大きな負担であり、三部銀を米に換算すると九百石近くに相当し、この年の献上米は四千七、八百石にも及ぶことになるのである。

この様な献米、献金によって苦しくなった武雄領の財政難は武雄領の家中にも波及しないはずはなく、家中の物成、切米、扶持米などの合計は五千四百石前後であったのに、寛延年間（一七四八～一七五〇）には約二千三百七十五石と半分以下に減少しており、実収高は更に低かった。

さらに、武雄史の著者石井良一は、その著書の中で嘉永七年(安政元年一八五四）の御配分定米（家中の物成等）二千七百三石のうち現米千八百七十五石三斗一升八合としている。家臣の収入は初期の三分の一となったのである。

武雄領のこの年の財政支出を

士卒の知行（物成・切米等）　千九百石

内廷の費用（領主の私的支出）　千八百石

御蔵方渡し（領内の公費支出）　三千五百石

本藩への献米　四千二百石

としている。

武雄領では、この本藩への献米、献金は、三部米や五部米と呼ばれる恒例化したもののほかに臨時の献金もあった。

五部米や三部米、五部銀や三部銀は洪水などで不作の場合は検者方役人の検見をうけて減免されるならわしになっていた。

…大小配分自然洪水、切渡等ニ而　砂下洗剝之田地　致出来候節者　依願　検者万見分被仰付、其上右地米ニ相懸候反米、御馳走米被差除度相願候者　御吟味之上　被差除来候(5)

右の史料でも、わかるように武雄領から反米として地米一石ニ付、三升（全体で三百石前後、と御馳走米（実収高の五部、または物成高の三部）さらには五部銀や三部銀、貞享二年（一六八五）は五部銀は知行物成高の八千六百四十石にたいして、四十三貫二百目の出銀、すなわち、石当たり銀五匁を課され、享保十三年（一七二八）の三部銀は実物成高一万千百九十四石五斗四升五合にたいして、石当たり銀三匁に相当する三十三貫五百八十三匁六分三厘五毛の出銀となった。このほかに小物成も本藩の収入となった。人別銀については文政五年の例によれば一人について銀四匁が武雄領にも課された。



控

不作の場合は減免願を出せば反米や御馳走米の減免が行なわれることになってはいるが実際には減免は難しく、たとえば寛政二年（一七九〇）の旱魃によって減額の願書を提出したが、事情に2ついては理解できるが、武雄だけを認めることは、他の家臣（給人）からの願書も出ているので認められないとしている。(6)その後寛政十一年前後の二割増、天保九年から五か年間の地米一石当たり五升の臨時徴収など、天災後の苦しいときに負担が増して、

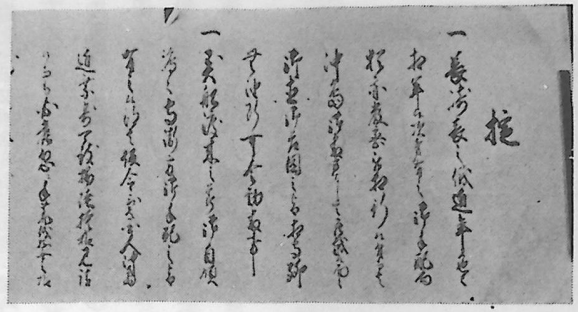

沖島勤番についての掟

武雄領の財政と領民の生活を苦しめた。しかも、このような財政事情の中で藩主の参勤交代の供を命じられ、元禄十二年（一六九九）からは、諫早家、多久家、武雄鍋島家、須古鍋島家の順で輪番交代で参勤交代の供を行なった。

いっぽう、長崎警備についても、沖島の警備を命ぜられて、この点からも出費が大きく、この出費をへらすために、人員を縮少し享保七年（一七二二）には参勤交代に武雄領主以下が供をするのに従来は九十五人であったのに六十人で供をした。また天保四年（一八三三）には、天保二年からの不作のせいもあって

…旦那様　江戸御供并御詰御断之御書附　被差出候…

というように武雄領主は財政難から参勤交代の供を断っている。

沖島番については、享保三年の場合は[7]

御当番年

一　四月ゟ九月迄　番人主従五人　足軽五人　都而拾人詰切

一　十月ゟ三月迄　番人主従三人　足軽五人　都而八人詰切

御非番年

一　番人主従三人　足軽五人　都而八人詰切

となっている。当番年というのは佐賀藩警備の年であり、非番年というのは福岡藩警備の年である。

このような武雄領の財政難は家臣への献金・献米、領民への年貢増徴という形で武士や農民の生活を圧迫し、それで補えない場合は借金をしなければならかった。

貞享三年（一六八六）には、藩主の供をして江戸へ行き、江戸詰を命じられたので大坂で銀百貫目を借りなければならなくなったので、その借金の担保として

…右銀為返弁　於在所　米千五百石地形ゟ差分ヶ役者相定……銀元ゟ船差下、当所ニて米請取…[8]

というように千五百石の地形（千五百石の地米、すなわち、物成収入のある土地）を指定して質に入れ、この土地からの物成は特別に管理して大坂の銀元（武雄領に金を貸した商人）が船を仕立てて武雄領からの米を受取り、借金の支払いに充当したのである。このように武雄領も佐賀本藩同様、かなり早くから財政難で苦しんでいたことがわかる。毎年千五百石程度の米が借金の返済にあてられたらしく、寛政二年（一七九〇）には、武雄から米の旅出願（輸出願）が出されているがその中で

一　白米　千弐百石

一　餅米　三百石

右此方借銀返済用ニ付而……[9]

となっている。財政難からの借用を本藩に申入れる場合もあったらしいが、寛政二年に米筈（米表記の藩札）千三百石の拝借願を提出したが、本藩の御蔵方に呼び出され、結局は財政難を理由に借入れを断わられた。

武雄領の家臣への御馳走米などの献米、献金も、当然のことながら課された。ただ、江戸へ領主の供をしたり、長崎警備に出かけたときは免除されたが、帰国すればすぐに課されたし、寛政二年には

…佐賀詰　武雄役共ニ別段御免米と候而ハ無之…[10]

として、佐賀の武雄屋敷詰や、武雄で役勤めをしても御馳走米を免除されることはなかった。武雄領の家臣は、特に小給のものほど生活が苦しくなり、借金を申し込むものが多くなった。寛政二年（一七九〇）野中陸平は「…内証差支…」として、銀百二十両を十か年賦での借金を申出たが、そのうち、銀六十両を十か年賦で返却することで

借金が認められたが、これは幸運なほうで借金が認められず高利の金を知行地を担保に借入れるのが普通であった。その例としては武雄の清水家の文書の中に

覚

私持来　三間坂足軽知行地三石前　天保七申五月　其御許へ相頼　正米弐石四斗慥ニ請取御借用仕候儀実正其紛無御座候、尤為料米、毎歳米六斗四升宛　十一月十五日限ニ少シモ無遅滞差上可申候　自然為纔共　不納仕候節者　何時も右地面御取揚被成　借米元利不満合節者　本人ハ不及申　請人迄　御見懸りを以　不依何品御支配被成候而茂　其期一口申扱仕間敷勿論右地方ニ而御上下引懸リ毛頭無御座候　假令　向後御上下何等新規御触等御座候共　就此儀ハ勿論　前条御約束之通決而異変仕間敷仍而後日為無疎証文如件

申五月　　本人三間坂村　山口只之允　印

請人　卯太夫

右前書之通　我々慥ニ致存候　為其奥印如件

犬走次郎兵衛　印
鷺巻安右ヱ門　印
中山四郎太夫　印
北川虎五郎　印
犬走辰右ヱ門　印
岡部藤右ヱ門　印

申五月

清水享介殿(11)

度重なる本藩の献米・献銀の増徴に武雄領主も行きづまって、文政六年には献米の用捨願を出したほどであったが、武雄領内の家臣達も文政十一年（一八二八）には

…御家中打続出銀米　其上諸色高代ニ而　地出米弐歩之上　増出米打加へ候而　当月中相納候儀　何茂難相調候条　増出米之儀来春取納ニ被仰付度…(12)

として、増出米の延期願を出している。この様な献金、献米は徒歩、足軽などの下級武士にとっては、かえって知行などを返上してしまったほうが良いというように思わせるまでになったらしく、元禄八年（一六九五）足軽の大井孫大夫は与知行（くみ）（足軽は二十五人が組となり、七十五石の知行を与えられた）として与えられた三石を返上したいと組頭や組仲間に申し出たが、なかなか思いどおりに運ばないので自分勝手に落髪して坊主頭となった。生活苦から知行を返上して出家しようとしたのであるが、許可を受けないでやったことが不届至極ということで武雄領から追放となっている。(13)

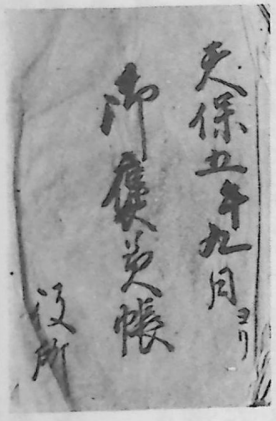

御褒美帳（天保５年）

生活苦から身分を捨てようというものがいた反面、献金によって、いわば身分を買うものも現われた。いわゆる献金侍であるが、多久関係の史料である丹邱邑誌によると、延享三年（一七四六）に、五貫目以上の銀を献金したものは侍、五貫目以下は御歩行や足軽に取り立て、侍は献金の多少に応じて知行地の加増が行なわれた、と伝えられているが武雄領内においても「御褒美帳」に嘉永五年（一八五二）前田徳右ヱ門が百両の献金によって物成五石を加増されたのをはじめ、献金によって加増、侍への取り立

て、一代侍、御歩行、一代御歩行、足軽、一代足軽などへの取り立てが大量に行なわれている。

しかし、このようなことは武士と衿持を失わせることとなり、元禄四年に武雄領主の御物置所に忍び入って金箱の鎖を破って金を盗んだ小川清太夫の事件をはじめ、生活苦とも関連して武士の風紀が乱れたことは犯科記録をみても明らかである。

寛政二年（一七九〇）には

…御家中諸稽古　一向打廃御気毒之儀…当時節柄　自格護ニ而相詰稽古仕候儀者　何レ相叶間敷候得ハ…(14)

として武術稽古などが家臣の経済的事情のために自格護（自分での費用負担）では困難なために行なわれていない事情から、わずかではあるが「…見習詰並飯料…」を出して稽古を奨励しようとした。

歩行・足軽などの下級武士は村に住んで農業を行なうものが多く、年貢等の納入については庄屋の支配をうけ、百姓として、武士として二重の負担に苦しめられたわけであるが、それらの人々より以上に財政窮乏の重荷を背負わされて苦しかったのは一般の百姓であった。

佐賀藩で物成に対応する言葉は地米である。知行地を与えられている武士が、知行地から得る実収米が物成であり、納める側からは地米である。この意味から本年貢（本途物成）が地米のことである。そしたら地米高は反当収量にたいして、どれくらいの割合か、ということになるが、地米も慶長検地による草高の三分の二であったことは、「慶長年中肥前国絵図」でもあきらかである。すなわち、二公一民であり、当然のことながら、これが武雄領にも適用された。地米高が定められているので佐賀藩では初期から定免制が採用されていたといえるが、不作の年は検見を申し出れば検見の役人が立会って、坪刈りが行なわれ作柄に応じて、落米が認められて実際は地米高より減額されて納入することになっていた。しかし、検地の草高は収穫見込量なのでこの草高が必ずしも科学的な数字ではないうえに地米高を算出する率、すなわち、年貢率が二公一民（三分の二が年貢）と高いので農民の負担は大

きかった。しかも、収穫量が増加すれば、それに応じて物成高も増加しており、

元和七年（一六二一）三部上知直後は

八千六百四十石であったのが

寛永十九年（一六四二）には、二千二百五石五斗九升七合五抄八札、享保十三年（一七二八）には二千五百五十四石五斗四升五合、安政三年（一八五六）には二千五百八十四石三斗だけ知行物成高の八千六百四十石より増加している。一般には四公六民といわれているのに二公一民は年貢率としても大きいのに、生産量の増加する分は物成高も増加しているのである。

地米に対して課される付加税である高掛物には口米や反米があった。不作の際は検見によって落米などが地米高から免除されていたので、その残りの貢納高に対して一定の率で口米や反米が課されていた。口米については代官給米の意味だったらしいが、もちろん使途については明確ではない。

反米については、一石について五升を納め、このうち三升が本藩へ二升が武雄領に納められた。反米は夫料反米という言葉があるように百姓に課される夫役（労役）の代米の意味があったが、口米と反米との区別がなくなったらしく、大庄屋や小庄屋の給米は反米の中から与えられることになっていた。そのほか、反米と区別しにくい夫米が一石について一斗五升も課され、これらを合わせて貢納地米の二十四パーセントが付加されたこととなり、その他に藁、菰、組縄などの当たり物と呼ばれる負担があった。しかも、財政難はこの上に種々の負担を増加させる傾向にあり、天保九年（一八三八）には

…御蔵方之儀　累年御差支候条　是迄段々御仕与をも被相立候得共　無余儀　御臨時而已有之　御仕与通　不御行届　至当秋莫大之御借銀を被為…(15)

として地米一石について五升の増徴を五か年間実施し、山成銀という山林にかかる小物成銀二貫三百四拾六匁余に

二割増の増徴、その他の増徴を行なっている。借銀については天保四年（一八三三）佐賀本藩では財政再建七か年計画が作成されたが、武雄領では、六千両の借り入れをしている。その借用証文をみると



諸帳控　天保9年

約定一札

一　金六千両

右金元壱割并利足六部拾ヶ年成崩　別紙小割書之通　毎歳十一月限正金を以　可及御返済　尤米御望ニ〆候半ハ当地蔵元ニ而　其時之相場を以　御引合可仕　自然不作等ニ而米穀無之節者金払之事

一　銀調談決之上　役々惣代壱人百姓惣代壱人証札持参　上京之上証文引替ニ〆金子被相渡候御申組ニ候得者　京着之上　日数十五日限全分之拾借金被相渡候御約定之事

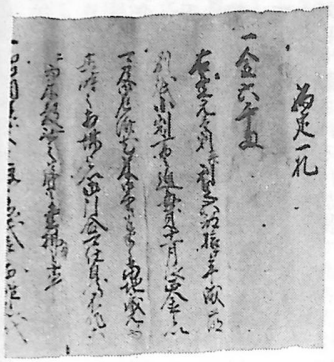

借用証文

一　雑用之儀者　拝借金高之内ゟ頭壱割之外聊たり共増銀等不差出御約定ニ候哉

一　拝借金為請取上京向ニ而　万一其筋ゟ何等之申立等有之候共　前条之通相構不申候事

一　此元ニ而約定相成上京之上ニ而　自然異変候而者　役々ハ勿論主人名目ニ〆差構候得ハ往返之路用之分を証拠金として弐拾両此方被相渡候様　右者利足相加追而御返金之事

右廉々書載之通ニ〆何卒御相談行届候様御頼仕候　後日為無疎　仍

取替証文如件

天保四年巳七月　拝借人

肥前国杵島郡上西山村
　喜　兵　衛　○
同国同郡下西山村
　多　　助　○
同国同郡富岡村
　喜　右　ヱ　門　○
請相人
同国同郡上西山村
　辰　右　ヱ　門　○
同国同郡下西山村
　甚　　助　○
同国同郡富岡村
　利　野　右　ヱ　門　○
証人
同国同郡上西山村
　馬場儀右ヱ門　○
同国同郡下西山村
　小芦八百助　○
同国同郡富岡村
　久鳴六兵衛　○
同国同郡年寄

唐津高徳寺御役寺
福成寺
同御預所
池田官兵衛殿
右約定之儀致存候也

松尾源右ェ門　○
同国同郡庄屋
中山惣左ェ門　○

鍋島十左ェ門
用人　岡部源左ェ門　○
千綿官兵衛　○
蔵方
古賀平兵衛　○
小川弥左ェ門　○
田中宗兵衛　○
川浪嘉左ェ門　○
中村五兵衛　○
横田弾蔵　○
郡方
武雄馬兵衛　○

右承届候也

鍋島十左ェ門家老
武雄文左ェ門　○

借主が上西山村、下西山村、富岡村の庄屋名儀になっているが、金額などからみて武雄領の蔵方の借金であるのは明白である。武雄の蔵方名儀の借金は佐賀藩にたいする遠慮があったと思われるし、この三か村の名儀にしたのはこの三か村の地米が抵当となって、この三か村からの物成をもって支払いにあてることにしたためと思われる。この場合は村の借金ではないが、村単位にその納入が義務づけられる地米、反米、夫米を期限の十二月十五日までに納められないときは、庄屋などの村役人が処罰の対象にされるので、その場合は村単位に借米や借金をすることが多かった。平吉家の史料の中にも天保年間に「…八ケ村の儀は諸借銀や借米など過分有之次第にて……石高窯数に応じ割掛有之候も、利払年賦払等も行届不申位にて…」というような状態であり、百姓の中には不作の年には加勢米や飢飯米を与えられなければ生活できない者が多かった。領主も倹約令を強化して潰れ百姓が出ないように留意したが、生活苦から土地を持たない百姓も多く、特に生産力の低い片島などしかもたない武雄領側の三部所の村々の百姓は生活が苦しかった。天保九年（一八三八）に土地を全く持たない百姓（水呑）は、上野村で十三竈、三十四人・水尾村、八竈、二十七人・本部村、九竈、三十六人・提川村、九竈二十一人・川古村、十一竈、三十九人・川上村、十竈、三十八人もあった。農民の負担が増加し、人別銀まで課される（七十歳以上と八歳以下は除く、安永五年の例）ようになるとますます苦しくなり、欠落するものが多くなった。年貢の負担を少しでも軽減しようとして、なかには不正行為として処罰される人もでた。役人に対する饗応は、代官へ与えられた掟の中にも

鶴田善右ェ門　○

一　役者共へ進物之儀　年始たり共　不依何色　一切可令停止事

とあるが、宝永五年（一七〇八）には、不作について検見を願い出て、検見役の岡村忠右ェ門に金を貸すという形で梅野村の庄屋が銀子を渡し、返済は落米（不作でとれなかった米）という形で落米を水増しして認めたことが露顕した。[16] それより四年前の宝永元年には庭木村で帳簿を作りかえて落米が多くなるように村中で申し合わせて不

正を行なったりした。また、年貢米を計量する枡については

…蔵入配分所々升并斗一様ニさせ焼印を突蔵入頭人ゟ可相渡、俵之入量又無多少様…

として藩内一様にさせて計量も厳重にさせ俵拵らえも

…大坂上米并献米之儀　米拵・俵拵至而悪敷　御売米等相成候節…御損失ともなり…当秋（天保九）より尚又　格別念を入　米拵、俵拵いたし候様…御年貢御蔵納相成候米之分ハ都而新俵ニ而御蔵納いたし候様…

とかなり気を使っている。佐賀藩の枡については、御国枡として京枡より大きいものが使用された。延宝六年（一六七八）犬走下村では検見の際に坪刈りを行なって籾を計量する枡を散使の秋右エ門が御国枡よりも大きなものを作って使用し、収穫量を実際よりも小さく算出して、年貢米の軽減を図ったのが発覚した。(17)



三部所の土地をもたない百姓

佐賀藩の財政難――武雄領の財政難――武雄領家中の生活苦――百姓の貧窮というなかで、どうして武雄鍋島家は銃砲によるすぐれた近代的な軍備が可能であったのか。この謎に明確に答えるだけの史料に乏しいが、武雄領の財政が佐賀本藩同様に一般財政の蔵方と領主の御手元金とでもいうべき懸硯を設けており、この二重財政の中で懸硯が石炭開発の利益や小物成、運上などでかなり豊かになってきたのが理由だと考えられる。

文久三年（一八六三）武雄領主鍋島茂昌が小納戸方にあてた覚の中に

一　収納筋者勿論　諸筋納銀等ニも緩之儀無之様　定之通堅懸硯相納　単務之用金致充満候心懸専一之儀候事

一　常例入費之筋者　小物成収納高を以　初秋ニ積相立　新古混乱無之様　可相定置事

一　銀米共臨時之筋者　時々我等江可申聞候　尤急成小臨時事ハ頭元ゟ承置納帳を以可申聞事

一　米払方之儀者　第一時宜を相考成丈便利相成候通　可取計事

附　成丈年内売払間敷事

一　山成銀　諸運上等之筋者毎年懸硯可為蔵納事

附　自然差出候半而　不叶儀も候ハハ厚吟味之上可相伺候　尤懸硯蔵納之上者　借財相成候共　決而差出間敷事

一　湯銀之儀も前条同断　尤湯元大修覆等之筋者格別ニ付　依願吟味之上可差出候　他事ニハ決而差出間敷事

附　湯銀之儀者　兼而別目安可取立置事

一　余銀之儀者　毎年十二月中　懸硯可相納事

附　仕法銀等之筋者　別段可相定事

一　納帳之儀者　毎月十日限　大仕切目安之儀者　十一月廿日限　為見可申事

附　無謂令延引おいてハ料代可申付事

右条々堅可相守候　手元之儀者　銀米之枢要　諸役之亀鑑共可相成候得共　毎事偏頗者勿論　失墜等無之様可取計候　第一聊ニ而も余慶有之節者　懸硯可相納候　惣而手元収納高之儀者　別而隠密之儀候条　決而他言仕間敷候　自然条々緩之儀　於有之者　曲事可由付候也

文久三癸亥十一月　茂昌印

小納戸元〆

小納戸役



覚書　収納筋は勿論

右の史料によっても、わかるように小物成や酒、糀、たばこ売

りなどの運上、温泉の湯銀などを懸硯に集めようと努力し、一度懸硯に入れたら、他に借金をしても出さないで、しかも懸硯は「…隠密之儀…」で他人に言ってはならぬとしており、これが「…軍務之用金…」だとしている。日本での最新鋭の軍備の秘密は、借金をしながら隠密裡に蓄わえた懸硯にあったと思われる。

註　(1)　松の落葉（武雄鍋島家史料）　(10)　右同
(2)　表面にあらわれた以外の増収入、松の落葉による　(11)　清水家史料　九州文化史研究所
(3)　午御物成御積　武雄鍋島家史料　(12)　諸控帳
(4)　松の落葉　(13)　御私領追放者帳
(5)　諸控　寛政二年　(14)　諸控　寛政二年
(6)　右同　(15)　諸控帳
(7)　諸控　享保三年　(16)　御私領追放者帳
(8)　諸控　貞享三年　(17)　右同
(9)　諸控　寛政二年

六　産業と文化

(一)　農業と村の生活

農は国の本なり、という言葉は決して農民の生活を保障したり、農民を大事にするということには結びつかなかったが、江戸時代を通じて経済の基盤は農業にあったことを示している。世界に類例のないほどの強固な身分制度

をもつ幕藩体制をささえたものは農業であり農民、すなわち百姓は「…郷村の百姓共は死なぬ様に、生きぬ様にと合点致し収納申付様…(1)」とか、「…農は納なり…、…百姓と胡麻の油は、絞れば絞るほど出るものなり…」というように年貢徴収の対象とされた。この農業の上に幕藩体制は維持されていたのである。

秀吉による太閤検地が全国的に実施され、肥前国も天正十五年（一五八七）秀吉の九州平定（島津攻め）以後、検地が行なわれたことは「天正十六年三根郡光浄寺弥吉名検地帳」によっても明らかである。この検地によって知行制度は確立し、農民は検地帳に年貢納入義務者（耕作権者）として記載され、土地にしばりつけられることになった。いっぽう天正十六年（一五八八）に出された、刀狩令によって兵農分離が行なわれて、身分制度の基礎ができた。この秀吉の方針は家康にも引き継がれ、幕藩体制が確立して行くわけであるが、農業政策は為政者にとってつねに最も重要な課題であった。

検地は検地竿によって一筆ごとに測量が行なわれ、田、屋敷、畑の反別と上・中・下・下ノ下の四段階に分けて記入し、反当収量を推定した石盛が記入されて、村ごとに検地帳が作成されている。

天正十六年、文禄四年（一五九五）に行なわれたと思われる肥前国における太閤検地について慶長十六年（一六一一）に鍋島勝茂が行なった私検地（藩検地）があり、佐賀藩領全体の石高は三十五万七千三十六石五斗九升九合四勺九札、物成二十三万六千九百八十五石四斗五升七合、小物成三千四百十四石九斗一升一合となり、物成と小物成を合計すれば石高の六十七・二四パーセントとなっており、二公一民の年貢率である。年貢率は佐賀藩内でも地域的にかなりの差異があったが武雄領は平均値に近く、ほぼ二公一民であったと思われる。(2)これは唐津藩や対州領田代に比較すると測量の際の畝延の有無、石盛の算出法などの差異もあるので、年貢率だけで農民の負担の軽重を判断することはできないが、年貢率を比較するかぎりにおいては唐津藩や対州領田代よりも慶長年間ではかなり高かったことがわかる。なお、田畑の等級を定める場合に上・中・下・下ノ下と四段階に分けるのが全国的にみて最

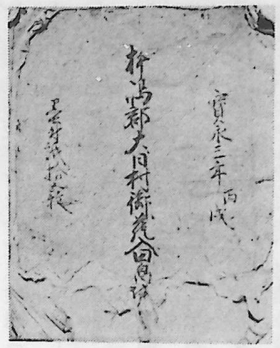

帳米地畠田入蔵御村日大

も普遍的な分類であるが、慶長十六年の検地では下々田の下に三下田まで設けられている。宝永三年（一七〇六）の杵島郡大日村御蔵入田畠地米帳によると五下田や三下嶋、三下堀などが記入されており、本来は年貢の対象とならなかったような土地までが年貢の対象とされていった様子がうかがえる。すなわち、藩財政の貧窮化に伴なって検地が厳しくなっていったものと思われる。

佐賀藩の場合は検地帳のほかに地米帳がある。地米は本年貢の高を表わすもので、知行主からみれば物成であり、納める村からみれば地米と呼ばれる。(3)

村高は一般には、その村の惣生産見積高を意味するが、佐賀藩では本年貢の高である地米高を表わすようになった。武雄領でも当然のことながら、村高は地米高を表わしている。

寛永十九年（一六四二）の武雄領の田畑の面積を「諸村田畠斛積帳」(4)によって抜き出してみると

真手野村

田　六十町六畝二十二歩
畠　二十町三段二畝十六歩

柚木原村

田　十三町四畝十六歩
畠　二町九段七畝一歩

田(多)々良村

田　九町九段七畝二十歩
畠　二町三畝三歩

梅野村

田　六十二町八段五畝十五歩
畠　三十二町二段三畝二歩

下黒髪村

田　十八町七段一畝二十九歩
畠　六町六段九畝十五歩

大野村

田　二十五町八段六畝五歩
畠　七町九段八畝十歩

宮野村

田　四十一町三段一畝十二歩
畠　十六町三段二畝二十歩

立野河内村

田　二十九町四段二畝二十一歩
畠　十六町六段八畝十九歩

船原村

田　三十三町一段八畝十二歩

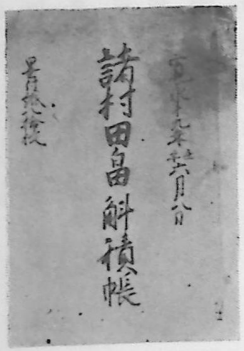

帳積斛畠田村諸

畠	五町一段八畝四歩	
田	四十八町一段七畝十六歩	三間坂村
畠	九町六段一畝十一歩	
田	四十町三段一畝四歩	烏海村
畠	十町五段一畝四歩	
田	二十六町九段二畝十二歩	永尾村
畠	五町六段八畝四歩	
田	三十六町九段六畝二十歩	犬走村
畠	八町六段七畝十九歩	
田	六町九段八畝十五歩	矢筈村
畠	一町四反三畝三歩	
田	七町八段三畝二十五歩	神六村
畠	一町五段十三歩	

田	十六町五段二畝三歩	庭木村
畠	四町一段二畝十一歩	高瀬村
田	十四町三段八畝十二歩	
畠	六町二段五畝十四歩	宇土手村
田	二十九町八畝二十七歩	
畠	八町八段七歩	大草野村南
田	二十七町七段九畝二十五歩	
畠	四町七段九畝十歩	大草野村北
田	三十町七段九畝十六歩	
畠	三町二段七畝十九歩	小田志村
田	十二町八段五畝三歩	
畠	一町五段四畝一歩	袴野村
田	三十一町四段九畝	
畠	九町六段五畝二十九歩	

田	四十四町九段四畝二十七歩	内田村
畠	十七町四段一畝二歩	
田	四十五町九段九畝	永野村
畠	十六町五畝二十五歩	
田	五十九町八段五畝十八歩	西山村
畠	十二町五段四畝二十歩	
田	二十三町四段八畝	武雄村
畠	三町三段八畝三歩	
田	三十七町二段二畝二十四歩	富岡村
畠	八町九段二十六歩	
田	十七町一段九畝二十六歩	八並村
畠	六町三段七畝二十二歩	
田	二十三町七段七畝二十五歩	小楠村

畠	八町五段六畝八歩	川良村
田	三十六町七段一畝二十一歩	
畠	十七町三段一畝十九歩	甘久村
田	三十九町九段二十六歩	
畠	十一町八段五畝十八歩	中野村
田	二十七町二段九畝二十三歩	
畠	十三町四段一畝十歩	黒尾村
田	十一町八段八畝二十八歩	
畠	四町九段一畝二十二歩	繁昌村
田	七町八段四畝五歩	
畠	二町二段一畝十二歩	上滝村
田	二十八町四段一畝十歩	
畠	六町七段三畝二十八歩	

田　百十一町二段五畝五歩
畠　十町四段九畝十四歩
以上を合計すると
田　千百四十町三段七畝二十八歩
畠　三百二十町五段四畝二十六歩

となり、田　七十七にたいし、畠　二十三の割合となっている。畠については生産力の低い片畠が、これ以外に、百四十二町七反七畝十歩、茶園、茶畠が九町余あり、これに加えて三部所の村々の茶畠や片畠が百町余りもあった。畠作物については米に換算して地米として記載されている。地米によって村高をあらわす場合は土地の地味によって村ごとに反当たりの地米は異なっているが、寛永十九年（一六四二）の「諸村田畠斛積帳」[5]に

但壱段ニ付米六斗二升代
一　田方六拾町六畝廿弐歩　真手野村
　此米三百七拾弐石四斗壱升七合也

との例があるように、田には、上・中・下・下ノ下から五下田までの等級があるのに全体に一律の反当たりの平均地米高で算出されている。田についての反当たりの地米は

六斗二升　真手野村
九斗一升　柚木原村
六斗七升　田々良村
八斗二升　梅野村
五斗四升　下黒髪村

八斗五升　大野村
八斗七升　宮野村
六斗九升　立野河内村
八斗七升　船原村
七斗六升　三間坂村
七斗　鳥海村
七斗二升　永尾村
九斗一升　犬走村
七斗九升　矢筈村
五斗九升　神六村
五斗四升　庭木村
五斗四升　高瀬村
七斗四升　宇土手村
九斗一升　大草野村南
八斗六升　大草野村北
六斗四升　小田志村
七斗一升　袴野村
五斗九升　内田村
七斗四升　永野村
七斗一升　西山村

六斗九升　武雄村
九斗一升　富岡村
九斗一升　八並村
八斗七升　小楠村
八斗九升　川良村
九斗一升　甘久村
八斗九升　中野村
七斗二升　黒尾村
六斗二升　繁昌村
九斗　上瀧村
八斗四升　花嶋村長嶋出分

以上のように、それぞれの村で異なっており、この反当たりの地米高が反当収穫量に比較して、どれくらいの割合になるかということは農民の本年貢の負担率を知るうえで重要なことであるが、残念ながら反当収量を明らかにする史料がない。

ただ、比較するのに多少の無理があるが、文禄三年の太閤検地の平均石盛、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畠一石二斗、中畠一石、下畠八斗と比較してみると、六〇～八〇パーセントの年貢率になるかと思われる。

畠の反当たりの地米は三斗・三斗三升・三斗五升・三斗七升・三斗八升・四斗・四斗二升・四斗五升・四斗七升と水田に比較するとずっと低く各村々によって異なっている。

茶園は反当たり八斗と高く、山畠や野畠を意味する片畠は反当たり一斗の地米である。

なお、寛永十九年（一六四二）の田畠の地米高の総計（武雄領）は、(6)

一万三百十九石六斗六升二合
八千八百八十三石三斗六升一合　田方
千二百十石二斗二升二合　畠方

となっており、茶園、茶畠、片畠が合計して、

三百三十一石九斗二合
二百二十六石八斗七升五合　山内、里、川登
百十五石一斗二升七合　三部所

そのほかに桑成綿、楮成紙、樹木成銭などの小物成を米に換算して武雄領の総貢納高は、

米一万八百四石五斗九升七合五抔八札

であった。

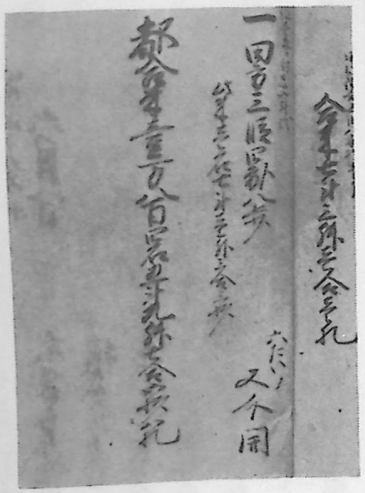

諸村田畠斛積帳総計（寛永19年）

畠作物の麦なども、米に換算して地米として計算されているが、柿、梅、梨などは一本ずつ計算されて樹木成銭、桑も本数に応じての桑成綿、楮は楮成紙として銭や真綿、紙で納めることとなっており、それを米に換算して総年貢米は計算されている。なお、前述の三部上地された三部所は生産性の低い片畠、茶畠で、提川、本部、黒岩、川古、川上、上野、小野原村の七か村を合計して百十五石一斗二

升七合で武雄領にとっては財源的にみるとたいしたものではなかった。

武雄地方は武雄領、蓮池領とともに領主の直轄地（蔵入）と家臣の知行地（配分）に分かれていた。このことは本方（佐賀藩）が蔵入と配分（大配分）に分かれており、この蓮池・武雄などの大配分がまた蔵入と配分に分かれていたのである。この複雑な土地支配と、小物成や高掛物（口米や夫米）が本藩の収入の部分と大配分の収入の部分とがあって、支配関係が複雑であった。大配分の武雄領主のほかに、杵島郡代があり、郡代は本藩の役人で武雄領主が兼務することもあったが、他の者が任命されることもあった。また郡代のほかに本藩の任命した代官もあり、郡代は配分地を、代官は蔵入地を支配することとしたがこの関係は複雑であった。なお、代官には武雄領内の代官もあって、里代官、山内代官、川登代官、三部所代官、小物成代官、皿山代官、温町代官、高橋町代官は、[7]武雄領内で任命された代官で、年貢の納入、治安維持、風紀取締り、倹約令の徹底など行政、司法についての責任を負わされた。

村の中でも蔵入地、配分地と入り組んでおり、また武雄領、蓮池領と同一の村のなかに両方の土地があり、支配も分かれて、庄屋も双方から任ぜられて二人の庄屋がいる村もあった。[8]

佐賀藩は全般的に地方知行の形態が最後まで残ったが、蓮池領の大日村でその地方知行の実態の一例をあげてみると、明和六年（一七六九）神田進之允の配分（地方知行）は地米で十石であるが、

田数　九段五畝二十七歩九合

地米　七石三斗五升六合

内訳

上田　一石一斗五升代（一段あたりの地米）

二畝十五歩

中田　一石一升代

九畝二十二歩九合

下田　八斗四升代

三段六畝四歩

下々田　七斗四升代

一段八畝

三下田　六斗三升代

一段十八歩

四下田　五斗三升代

一段七畝十二歩

その他　三畝二十三歩九合

で、同村の壱本松・三本松・五本松・壱本黒木・二本黒木・四本黒木などで十五筆に細分されている。

畑屋敷　六段二畝十二歩

地米　二石六斗四升四合

内訳

上屋敷　六斗代（一段あたりの地米）

二段一畝二十九歩

中屋敷　五斗代

二段十一歩半

下畑　二斗六升代
　四畝
下々畑　二斗一升代
　三畝
三下畑　一斗一升代
　一段二畝十三歩半
五下畑　五升代
　十八歩

畑地も各所に細分されているが、畑地は生産性が低くて段当たりの地米高も低い。当然のこととして直轄領である蔵入地には田が多く配分（地方知行地）には畑の比率が高いのである。時代がかなり異なっているので直接に比較することは問題が多いが、その傾向だけは追跡できる。

宝永三年（一七〇六）大日村蔵入地
　田　二町三段一畝十七歩
　地米　十八石一斗六升二合
　屋舗畠　四段十四歩
　地米　一石六斗七升七石

明和六年（一七六九）大日村神田進之允配分地（地方知行地）
　田　九段五畝二十七歩九合
　地米　七石三斗五升六合
　屋敷畠　六段二畝十二歩

地米　二石六斗四升四合

このように生産性の高い土地が直轄領とされたことは三部上地において生産性の高い田畑が献上されて、武雄領の三部所の村々には片畠などしか残されなかったことにもあらわれているし、百姓の中でも有力者ほど生産性の高い土地を耕作した傾向がみられる。

郷村の支配については、大庄屋、庄屋などの村役人を通じて行なわれ、村は年貢の納入や犯罪防止などについて連帯責任を負わされた。大庄屋については原則的には郷ごとにおかれた。郷というのは郡よりも小さな単位でいくつかの村をまとめたものである。宝暦十年（一七六〇）の大庄屋で武雄領に関係あるものは、武雄郷大庄屋、庭木弥三左衛門。三法潟大庄屋、諸岡八十右衛門。川古郷大庄屋、山崎勝次郎。伊万里郷大庄屋、前田善五左ェ門。藤津東分能古見郷大庄屋、中川岩右ェ門の名がみえる。[9] 武雄郷を除いては、武雄領は蓮池領、本藩直轄領のなかに一部混在しているだけである。

大庄屋の職掌については郡代・代官の指示によって小庄屋を統轄して、郷内で諸法度を周知徹底させて守らせること、点役普請（百姓の夫役）の監督、人別改めなどを司どったが、その任務に応じて与えられたものは、大庄屋給米として物成一万石について反米の中から切米十五石、それに地米一万石について二百石の点役を免除された。二百石の点役は二百石分の夫役のことで、米に換算すれば三十石に相当する。（大庄屋料米）地米一万石の郷の場合は四十五石の収入となるわけである。大庄屋の任免については郷内の小庄屋の合議推挙によって選ばれた者を大配分の領主が承認し、さらに本藩（御本方）で承認する順序であったらしい。[10] そこで武雄郷の大庄屋は本藩と武雄領との双方の支配に属しその立場は複雑であった。大庄屋は世襲制ではなかったらしいが、実際は世襲が多かったらしく、前記の大庄屋のうち、二十五年後の天明五年（一七八五）には、武雄郷大庄屋、松尾利右ェ門。杵島郡牛白村大庄屋、諸岡徳左ェ門。川古村大庄屋、山崎孫右ェ門。松浦郡町裏村大庄屋、前田作右ェ門。藤津郡野込村大

庄屋、中山岩右エ門と武雄郷を除いては同じ苗字を名乗っている。(11)

大庄屋の格式としては、郡方手頭（元禄五年）に

一　百姓として一切、刀、脇差差候儀　堅可停止事
一　庄屋ハ小脇差斗　差免候事
一　大庄屋ハ両腰　差免候事
一　町人も小脇差斗たるへし、長脇差　可停止事

とあって、士分同格の取り扱いをうけている。大庄屋の補佐役が大散使であり、大散使にも切米を与えられ、点役が免除されていた。

村の小庄屋は本藩直轄地の庄屋と配分地の庄屋があり、元禄五年（一六九二）の郡方手頭に

一　大庄屋　小庄屋給分之儀　定置候通　反米ゟ可為取事
　附　大庄屋ニハ地米一万石ニ付而　弐百石宛　小庄屋ニハ　一万石ニ付而　千百石点役差免候事
一　配分地点役庄屋ニハ　地米一万石ニ付而　八百石之点役相除候事

として直轄地と配分地とで区別されている。『佐賀県史』によれば、直轄地の庄屋の庄屋給米が切米十石、散使料六石となっているが武雄領の庄屋の庄屋給米ははっきりしない。なお、配分地の庄屋には年貢の収納を中心とする石庄屋と、夫役やその代米の収納、運上銀の収納にあたる点役庄屋があり、運上銀は本藩の収入（本方支配）のものが多いために点役庄屋は本藩との関係が深かった。しかし、一般に庄屋といえば石庄屋を意味する様になり、点役庄屋はその存在が影薄くなっていったと思われる。

小庄屋の任免については佐賀藩内でも、まちまちであったらしく、直轄地（蔵入）においては代官好み次第に大庄屋で選んで、郡代・代官で吟味し、蓮池領では代官が吟味して百姓に入札（選挙）させる例もあったようである

が武雄領では、選任法が明確ではない。しかし、庄屋の選任について、村の有力者が話し合って候補者数名を推挙して、その中から代官が任命する例が後期においては一般的になったようである。

蓮池領の川古村では嘉永五年（一八五二）に庄屋の選出について、現役の庄屋為蔵と平太・九兵衛の三人を候補者として、百姓達が代官へ推挙しているので武雄領でも同様の例が考えられる。

また、弘化三年（一八四六）には三部所の川上村では戸数が少ないせいか、庄屋の人選難で鶴田理津馬の被官信太郎を推挙し、これが認可されて、庄屋在任中は「…勤役中の儀、被官の儀、差迦され候由…」として、被官が庄屋になった例もある。武雄領内で庄屋は世襲ではなかったが、実質的には、次の庄屋に子供が推挙される事が多く、世襲が多かった。庄屋には読み、書き、算盤のできることが要求されたので、子供にそれだけの教育が可能な層から選出されることになるわけである。庄屋の任期については、小城領で天和二年（一六八二）に任期三年と定めた例もあるようだが、武雄領では庄屋の退職願などの理由が病気や老齢であることや、永年勤続の表彰例からみて、特に任期が定められていたとは思われないが、任期が定められていた一時期が存在したことの可能性までは否定はできない。



弘化2年　三部所御山方御猟方諸控

村の庄屋に相当するものとして、湯町や、高橋には別当が置かれたが、庄屋や別当は散使、咾(21)の補佐をうけて村や町の一切の責任を負わされた。

地方知行制の残っていた佐賀藩では、武士の城下居住が徹底せずに、地方（郷村）に居住して農業を営むものも多かった。これらの村に居住する武士（給人）は、農作業や、年貢の納入については庄屋、村役の支配をうけねばならなかった。武雄領内の里、

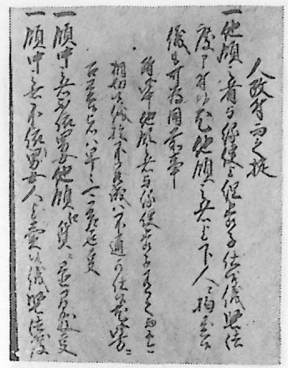

頭方手郡方　年5禄元

山内、川登、三部所、小物成、皿山、湯町、高橋町の代官に与えられた明和八年（一七七一）の「掟」[13]によれば

一　田畑作り候給人之儀　作方ニ付而者　諸事百姓同然之申付可致事候　上納方其外ニ付　支配いたして候て　自然何角申　其事滞候而者　以之外不届候　作いたし候からハ　庄屋、村役ゟも少も不及用捨　弥村並之支配いたし　其上ニ而も何角申者候ハヽ　不閑可及吟味事

としている。キリスト教の禁止、犯罪防止、年貢の確保のために連帯責任を負わせる五人組の制度においても

…給人の内、直人、又家中[14]によらず、田を作り候者は、其所の百姓の内に相加へ五人組に入るべき事…

として五人組の中に加えられて庄屋の支配下に置かれた。

本佐録の「百姓は財の余らぬやうに、不足なきやうに治むること道なり」という幕府要人の農民観は、武雄領においては鍋島茂昌の蔵方頭人に与えた手頭の中にも

…百姓共在付農業念精を入候様心遣肝要候……衣食住分過の義　これなく、作業相励候様、代官共へも申談ずべき事…

とあり、倹約をさせて、農作業に精を出させて、年貢の徴収の徹底をはかる方針が示されているが、このことは、郡代、代官、さらには直接的には農民に接し、また自分自身も農業を営んでいる庄屋の職掌とされたのである。

年貢の確保と農民の没落の防止、この矛盾したものの中で庄屋は、その両面を要求されたのである。田畠永代売買禁止令（一六四三）、分地制限令（一六七三）を幕府が出したのも農民の没落を防止するのが目的であったが、農村の労働力を確保するために、農民の出稼ぎと離農を禁止する方針は武雄領でも決して例外ではなかった。

元禄五年（一六九二）の郡方手頭には

一　領中の者　男女によらず、他領へ質ニ置間敷事
一　領中の者　男女によらず、人を売候儀、堅法度申付候事

とあって質に入れて奉公させたり、身売奉公させることは禁止されていた。また

一　他領の者と縁辺を組、養子仕候儀、堅法度申付候、尤　他領の者を下人ニ抱置候儀も同前たるべき事

として他領の者との縁組を禁止した。

武雄領では同じ佐賀藩領である蓮池領や、小城領との縁組にも手続きが面倒であった。弘化二年（一八四五）武雄領の本部村（三部所）の百姓祐助の息子で二十二歳になる祐吉は、同じ村内で蓮池領の百姓清太夫の養子になるために次の願書を三部所代官のもとに提出している。

御家中出奉願口上覚

本部村百姓祐助子

弐拾二才　祐吉

右祐吉年比の者ニ御座候得とも　零落者ニ而　日雇を家業と仕罷在候処　蓮池御私領本部村百姓清太夫と申者　兼而知人ニ而申聞候ハ御家中出相叶儀候半ハ　召呼　子ニ仕度申聞候　祐助儀幸ニ相心得御家中出奉願呉候様相歎申候

この様に同村内であっても養子縁組や、嫁に行くことは大配分の支配が異なった場合は特別の許可が必要であった。

無断で村を離れる欠落（出奔）については前記の郡方手頭や人改控などに

一　百姓或走、或不遂案内他方江奉公罷出候ハ、妻子籠舎申付、五人組より格護可仕候、若無妻子ハ父母、無父母ハ兄弟籠舎可申付候　走者の儀　五人組可相尋由月限を以申聞　居所於尋出ハ其趣相届、可取帰候、然時ハ籠舎の者　可差免候、若又於不尋出ハ　籠舎の者　曲事可申付事

として妻子または父母、兄弟が籠舎を命ぜられ五人組がその籠舎の番と連れ戻しの責任を持たされている。

出稼ぎが禁じられているので、当然のことながら、武雄領のものが武雄領の田畑を他領の人に貸したり、また他領の人の田畑を借りて小作したりするようなことは禁止された。宝暦六年（一七五六）の三部所代官にあてた「御掟写」には

一　私領の地を何方の者ニ預ケ候儀ハ不及沙汰　一作ニても為仕間敷候、偖又　何方の田畑を私領の者作間敷候　若相背者於有之ハ其科可申付候条其旨可申聞哉

としている。しかしながら日雇稼のために賃銀の高い他領へ出稼ぎに行く傾向は強かったとみえて、寛政二年（一七九〇）の武雄領の記録に

…御家中外身売日料取の者多ク…近年至而不〆有之趣ニ付　去年も御家中外身売日料取の儀　御家中男女身売の者満合候上、可被差出候条　庄屋、村役、拾人与頭[15]として立入相拘、満合の上願出候様…御家中外身売日料取の儀　前々の通御法度…

とあり、御家中外（武雄領外）への出稼ぎは禁止されていたが、伊万里や有田への日雇稼などが多かったらしく、これが武雄領内の労働力の不足となる傾向となり、弘化二年（一八四五）にも「…御家中外へ男女共　無願ニて身売日雇にて罷出候儀、前々より御法度の義ニ候処忍て御家中外罷出居候者もこれあり、御家中下人、下女、荒子等手寡ク耕作方の差支ニも相成候趣…」[16]として、まず、武雄領内の労働力を確保し、余裕がある場合にだけ領外への出稼ぎを認める方針であったらしく、農村において農民の階層分化が進み地主と小作人（水呑）との区別がはっきりすると幕府や諸藩では農業の地主経営を保護する傾向を示してきた。田畠永代売買禁止令や分地制限令では農民階層分化は防げなかったのである。武雄領外への出稼ぎが、領内の日雇などの賃金の上昇をもたらしたので、の武雄領では、この労賃の上昇を押えようとはかった。元文五年（一七四〇）の記録に[17]

…武雄郷の儀　大作等仕者　稀ニ御座候　餘郷より作男相抱えず　郷内ニて澄（済）し来り候　頭男恩銀百四十匁位　其下相応々々相対ニ抱　米ニてハ其節の相場直段を以　前の銀高ニ応じ相抱　日料取賃銀の儀　九分位　其下相対ニ雇申来候…

とあり、さらに

…諸郷田作男恩銀并日料取賃銀、当暮も定被仰付候…

としている。当時の米一石の値段は銀七十一匁九分である。寛政二年（一七九〇）にも[18]

…近年下人とも風俗不宜　身売躰の者不寡高恩を取、召抱候者難渋いたし候趣…

として高恩、すなわち高賃銀を押える意味からも領外への出稼ぎを禁止しようとしている。

天保十一年（一八四〇）は天保の飢饉もおさまって物価が下落して安定した年であるがこの年に武雄領で定められた諸物価、賃銭によると、生酒一升　百十文、綿打賃一斤ニ付　四十八文、諸職人　屋内作業　百六十文、屋外作業　二百二十文、日雇（男）屋内作業　八十文、屋外作業　百四十文、日雇（女）屋内作業　四十文、屋外作業　七十文、となっており、労賃の低いのにおどろかされる。有田や伊万里では賃銀が比較的高かったと思われ、階層分化が進んだこととあいまって、すでに元禄九年（一六九六）柚木原村の百姓今助が有田へ身売り奉公をしているし、焼物窯への奉公、日雇稼が多かったと思われる。掟だけでは出稼ぎを全面的には禁止できなかったのである。

封建制度（幕藩体制）は社会の隅々にまで徹底していたが、これの維持のために、商品経済の農村への伝播を極力防止し、倹約令によって農村の階層分化を防止し（自作農の没落防止）、儒教道徳による風紀取締りによって封建的教化政策を推進しようとし、この面でも庄屋は出先機関の役割をもっていた。

郷村においては商売は禁止されていたが、宝永六年（一七〇九）の掟にも

一　於在々、不依何色振売堅停止之事

として、あかし松（松明）、塩、油をのぞいて振売まで禁じている。しかし、実際は道路に面している所に家を持つ百姓が駄菓子を売る程度のことは認められていたらしい。弘化四年（一八四七）本部村の百姓鹿吉は往還脇（道路添）

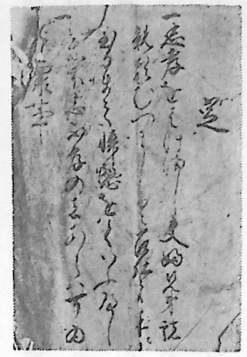

〝定〟忠孝をはげまし

に家があって従来、菓子を作って売っていたが、天領の松浦郡笠椎村で芝居があるので、あめ（飴）とおこしの注文を受けて持っていったところ、代官所に呼出しをうけて注意された。

倹約令については、幕府、佐賀藩、武雄領というように二重、三重に連年出されて百姓の生活をしばったが、衣食住にわたって細かく規定している。明和八年（一七七一）武雄領の各代官にあてた「掟」には

一　模様染物御法度の儀候、染屋幷小間物売、模様染一切取扱間敷候…

一　百姓町人晒帷子　奈良嶋着候儀　扱又袖へり、笠の緒の類迄一切、日野紬をも跡方ゟ御法度候…

と定められており、絹類は一切禁止され、木綿でも縞模様は取締りの対象とされ、櫛や笄（こうがい）も銀・鼈甲（べっこう）・象牙は禁止され、日傘も使用が禁じられた。婚礼にも料理一汁一菜、肴二種とされ、隠し酒は一切売ることが禁止された。住居も雨戸は無用だとされた。もちろん倹約令が規定どおり守られたわけではないが、踊、浮立、能舞、操（あやつ）りなども禁じられ、辻相撲も禁じられたが、祭礼に付随するものはそのつど許可を受けることになっていた。墓地についても新しい墓地を開いて葬ることを禁止しているし、まさにゆりかごから墓場までの徹底した倹約令であった。

公儀法度をはじめ、種々の觸書を守り、体制を肯定して幕藩体制に従順な態度を維持していた農民、これは厳しい身分制度と、絶えず庄屋等を通じて行なわれた儒教道徳を中心とした教化政策のためである。身分制度は形式的には士・農・工・商の四段階であったが農民は実質的に最下層であった。しかし、武士にいろいろの階層があるように、商人、職人、農民にもそれぞれに階層があり、村役人層の地主と水呑（小作）との間には大きな社会的、経済的地位の懸隔があり、封建的な主従関係がみられた。この封建的な主従関係は家庭の中にまで浸透しており、地震、雷、火事、親父の言葉どおりに家長である父親の権力は強く、家族構成員に対して支配権を持ち、外に対しては家族の生活についての全責任を負わされていた。妻や子供達に不都合なことがあると家内不取締を理由に処罰されたので、父親は子供に対しては勘当、妻に対しては三行半（みくだりはん）（離縁状）を出すことが認められていた。男尊女卑の風潮の中で女性は特に社会的地位が低く、女性人口が男性人口に比較して著しく少ないのは間引きによるもので女児が多く犠牲になった結果であり、特に妻の立場は弱く、「離縁のこと　夫の心次第たるべし」といわれた。金銭で妻を買う風習もあったらしく、鳥ノ子（佐賀藩法令）にも

…銀子を出　女房に仕候儀　停止之事…

とあり、また、三行半は離縁の公的効力をもつもので、夫から妻、または妻の親あてに出された。

年貢の納入は庄屋の最も大きな職務であるが、農民の負担は物成、高掛物、小物成、夫役がある。物成は田畑にかかるもので、佐賀藩では地米と呼ばれて農民の負担の中でも最も重要なものである。高掛物は反米や夫米で地米などにあてられるもので、農閑期を利用することが原則であった。代官にあてた「掟」に

…夫使多有之ては　百姓共困窮の基ニ候条聊費無之様　可致吟味候、雖然……普請方疎略ニ仕置候得ば　無程令破損　却而費ニ相成義候条　上下無支様入念能々致吟味宜申付事

附　代官、村役、町役の者共　私の夫使一切仕間敷事

とあって、代官などが私用に使役することを禁じている。また、

一　村普請の儀　庄屋ゟ申開次第自分の事ハ差置　無延引罷出可相調候…

としている。

物成については、田畑の生産高を見積って（石盛）それに免（年貢率）を乗じて定めるのが一般であり、免も作

柄の豊凶によって年貢率の上下する検見免と、一定期間の検見免の基準として算出した定免とがあるが、佐賀藩では地米という制度をとっているので、年貢率がいくらであるのかは、数字で表現できない。すなわち、地米はその土地に課される物成高を意味する。その意味では地米の制度は定免制の性格が強いが、実際は検見を行なって、不作の際には地米高からの免除が行なわれるのである。

検見を行なうのは検者方と呼ばれ、蔵方に属していた。文久三年（一八六三）鍋島茂昌が検者方役人にあてた覚書に(19)

…検者の儀　代官、村役の目附ニ候条、第一自身の行跡を相嗜、毛頭非分無之　物毎厳直にして百姓の盛衰、所務の損徳、代官、村役の勤冗迄　入念致見聞　善悪共蔵方頭人江可申届事

として単なる検見だけが職務ではないとしている。

…土居・井手・溝拂場等の儀迄　大形無之哉　気付見繕可申候、偖又　損毛、普請の場所に不限、不絶致廻村、田畑の手入、又は作毛の善悪等能々令見分、蔵方頭人江可申届事

検者方が収穫期だけの作況検査（検見）だけを職掌としていたのではないということが理解されるが、しかし、主たる職務は検見であることに相違はない。検見は地米高からの免除を考慮するので、どんな豊作であっても地米高を超えて負担させることはないので不作の田畑に限って、しかも検査願によって検見を行なうのである。

…検見の節　成ニ合候作毛、素可差出儀ニ而無之…

検見は坪刈が行なわれるが、検見は役人に対する饗応によって、落米（免除）をふやしてもらったりする不正事件が起きやすいし、実際に不正事件も例があるが、「掟」にも

一、役者共へ進物の儀　年始たり共　不依何色一切可令停止事

として役人への進物を一切禁止し、検見を行なう役人にも

一　検見中　其外向々ニ而　酒取扱候儀、素法度申付置候　賄方の儀は一汁一菜有合の品ニ而　随分手軽可申付候

としており、検見は公平に行なうように心懸け、特に猪や鳥の害で突発的な事故によって被害がでて検見を願った場合は

…猪・鳥当の所、其外訳有之検見急ニ相願候はば　假脇(たい)方見懸居候共　先差置可任願事…

として優先して検見を行なうべきだとしており、検見に要する期間が長くなると費用もかさんで百姓も困るので「…成丈差急　一日も早々相済様…」としている。

秋に検者方より作柄の報告をうけて、これに基づいて地米から落米（免除）を差し引いて村ごとに納入高を定めるのは蔵方の役目であり武雄領の蔵方は領内の財政収支の責任をもっていた。

蔵方、代官など本藩（御本方）にもあって紛らわしいので注意を要するし、本藩の行政機構に組み入れられる点も多く、検者方は本藩からも派遣されていた。

一、蔵方の義　公私の勤一切の費用、物成を以　相整候はて不叶義候えば　出納の基本可為専要候……

一、年貢の義　其毛々を以　時分無延引可令取納候　役者緩ニ有之　取納の期を失候時ハ　却て百姓の憂と相成義候条

として年貢取立ての重要性、年貢納入の時期を守ることを蔵方の役人に達しているが

一、物成目安十二月十日限　可相納事

として、物成の納入は年内に行なわれ、もし納入できない場合には

…若　未進の者有之ハ　何村・何某・何程未進と有之儀付出可申候…

として、名簿を提出させ、村中が連帯責任を負い

一、年貢皆済無之前　脇拂不仕様　可申付事

として年貢が完納できない以前には他の負債支払いを禁止し、村の米の移動を差止めて監視を厳しくした。年貢未



納については財産の差押えも行なわれたが

…年貢筋ニ付　農具取揚候義御停止候条、其心得可有之事

として、農具の差押えは農作業にさしつかえるので禁止している。

年貢納入についての厳しさと、長い期間脱穀しないで放置しておく佐賀地方特有の稲小積の方法は、稲の盗難という問題もあったので

一、夜ニ入候て　稲を荷ひ　偖又　穂を拾ひ候儀　一切可禁止事

として夜に疑惑を招くような行為を戒めている。

年貢など納入する米については、欠米（不足米）がないように留意することはもちろんであるが、米の品質や、俵拵えについても留意しなければならなかった。

…大坂上米幷献米の儀　米拵・俵拵至て悪敷御売米等相成候節……御損失とも相成……当秋よりハ尚又、格別念を入　米拵・俵拵いたし候様……御年貢御蔵納相成候米の分ハ都て新俵ニて御蔵納いたし候様…(20)

という達も出ている。

年貢米の売却については、領内の財政収入を左右することなので、米の品質、俵拵えにも細心の注意を払って信用を得ようとしたし売却については蔵方の役人が相談をして

…売米の義、役中申談、成丈吟手能相拂候様、可令吟味候、尤　高価ニ売拂候ても　代銀滞候躰の義有之ては不相済義候条、役者心遣可入念事

としており、米の売却の便宜のために、米買入れのために大坂などからやってきた商人を優遇しており、佐賀城下では領外からの旅人や、商人の滞在期限は五十日か百日であり、特別の許可を得た場合で、さらに五十日、または百日の延長を認められたが、米買入の商人は特別に

…米買の儀は　各別候条　滞在日限蔵入頭人より可為望次第(21)

としている。

物成をはじめ、反米・夫米などの高掛物、小物成などの負担のほかに、村では自治費（村貫物）が課され、それを庄屋が管理していたが、これが負担過重にならないように帳簿を準備させているし、収支を明確にするために年貢米などとともに

…上納方其外貫物等小百姓より庄屋江相渡候刻、庄屋より僉筈を取可申候…

としている。

また、農民は村内の道普請などに使役されたが、特に街道に沿ったところでは

一　町方・村方海道筋　家居不見苦様　兼々　加修理候様申付置…

一　通筋の儀は　不及沙汰脇道迄一ヶ年両度充　作り可申事

附　田畠ニ土居岸削込　偖又　角道ニ至迄　石草一切取上ヶ申間敷事

一　海道筋　所ニより田より道低き所有之候　左様の所無之様可申付事

として、街道沿いの町並み、ならびに、道普請に力を入れている。道普請の方法についても「…道を高メ候所　真中斗高メ候故　左右駒寄際ハ溝の様ニ相成居候　向後かまぼこ形ニ高メ可申候…」(22)として注意をうながしている。

武雄領の米、その他の産物は武雄領内の高橋と蔵入地（本藩直轄領）の伊万里郷松島村に蔵屋敷が設けられて船積みされていた。伊万里には東西三十間、南北五十間の武雄船江が設けられて、そこには、武雄船江と書いた立札が建てられていた。長崎街道は、当初は焼米―成瀬―塩田―嬉野を通っていたが、享保年間から武雄の湯町を経由することになったらしい。文政十一年（一八二八）における湯町からの人足、駕籠、馬の賃銭は

一　荷物人足賃銭　一里ニ付　七十文ッヽ

一　宿駕籠、乗駕籠共ニ賃銭五六里ノ所は一挺ニ付　一里二百文懸り　尤　佐嘉其外一夜泊ノ場所ハ二百文増
一　馬賃銭　一里ニ付　百文懸り　尤　一夜泊ノ場所ハ二百文増

となっている。

物品の領内への出入りについては、津や街道の他領との境においた番所で監視をして俵銭を課して徴収を行なった。武雄領内では高橋津や神六番所で監視を行なった。

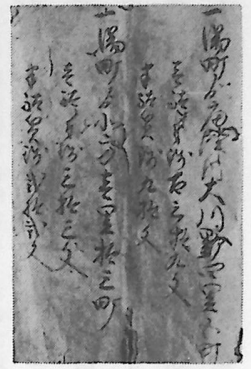

湯田よりの賃銭

…出入の荷物　念を入相改　且御番所外密々抜通候場所等は無之哉　兼て気を付　萬一背御法候者於有之は押へ置　役筋相達候様…(23)

なお、番所で徴収した俵銭などは御本方（本藩）の収入であった。

武雄の湯町と高橋町は武雄領内で商業の盛んな所で庄屋に相当する別当が町の行政を行なっていた。町方は湯町代官・高橋町代官の支配下で商業を営むものが多く、湯町の湯銭をはじめ、運上を納めており、また御用金や献金を命ぜられることも多かった。高橋は船の出入りもあってにぎわったが

…扨又　高橋町の儀　已前より月六度　市興業の場所ニ付…(24)

として六斎市が開かれていた。貞享三年（一六八六）には、すでにたばこ売りだけで十八名もおり、この年にたばこ売の商売を佐賀の唐人町の権兵衛が年間銀八十匁の運上銀で請負ったため、たばこ売りをやめさせられようとしたが、転職も困難なので、運上銀を年間九十匁ずつ納めるので従来どおりの商売を許可してほしいと願いでて認可されている。喫煙がかなり普及していることが理解されるとともに、運上が財政上に収入源として大きな位置を占め始めたことを物語っている。酒造や糀については、酒札・糀札を発行して運上銀を納めさせて営業を許していた。酒札・糀札は元文五年（一七四〇）

真手野村黒牟田山

徳　兵　衛

米三十石

右酒造候儀　被差免候　造越亦は無切符　於令商買は中間より可申出者也

元文五年　申
十月二日

多久民部　印

組合　長　助
源　六
戸右ヱ門
加戸右ヱ門

とあって郷村にも認められていたが、やはり町方に多く営まれていた。酒の値段は定められた価格で売ることが義務づけられ

…酒直段　被相定候　若御定外高値ニ売方いたし候者　於有之は急度其締被仰付儀ニ候間　心得違等不仕通…

となっていた。なお酒、糀の運上銀も本方（本藩）の小物成方の支配にあって本藩の収入となっていた。

酒、糀については元禄十年（一六九七）の酒屋、糀屋にあてた覚書によれば、

- 販路を勝手に拡大しないこと
- 借札や寄合札で勝手に造ったり、販売したりしないこと
- 糀室など勝手に設備を改めたり拡大したりしないこと
- 火事や洪水などで酒札、糀札を紛失したときは小物成方役所まで至急に届出ること

。運上銀は毎年の十二月二十日までに納入すること。期限内に納めなかったときは、倍額を納めなければならない。と定めている。運上銀の総額については、史料を見いだせずにおり、また、時代によって増減があったと思われる。元文三年（一七三八）に糀札の運上銀が値上げされたので高橋町で持っていた糀札三十五枚のうち、十六枚が返上された。かなりの負担だったのではないかと思われる。運上札については湯町の宿馬にも馬札があって馬札をもって営業が認められていた。寛政二年（一七九〇）に柄崎宿の馬散使の左七は馬札を一枚持っていたが生活が苦しくなって馬の飼育ができなくなったので同じ町内に住んでいる娘聟の三郎右エ門に譲ることを願い出て許可されている。このように運上札は譲渡、売買も願い出れば許可されたわけである。

…通筋の宿々ニて遊女らしきもの密々ニ人を集め候儀　有之ては以の外　不可然候間　兼て左様の儀無之様　堅可申付之　若相背候者有之ハ　本人ハ勿論　其所の庄屋・別当・五人組迄其科可申付事

という条項が元禄九年（一六九六）の郡方条目にあるが、湯町や高橋で遊女がいなかったかどうかは疑問である。

村の生活　江戸時代において農民は重い年貢負担に苦しめられていたが、その間にあって農業生産は増大した。その理由は新田の開発と農業技術の進歩である。全国的にみると、文禄年間（一五九二～九六）に千八百五十万石と考えられる石高も、元禄年間（一六八八～一七〇四）には二千五百七十石、さらに天保年間（一八三〇～四四）には三千四十万石と増加している。この数字が生産高の実態をそのまま正確に表わしているかという点には多少疑問もあるが、生産高の増大の傾向を知ることができる。田畑の面積も慶長年間（一五九六～一六一五）に百六十三万町歩だったのが享保年間には（一七一六～三六）二百九十七町歩と増加している。

佐賀藩領においても干拓などによる新田の開発が進められたが、残念なことに武雄領の新田開発の実態を数字のうえで明らかにするだけの史料を発見できない。江戸時代の初期成富兵庫茂安の水利によって新地が開かれたといわれる三方潟など武雄領内でのまとまった新田開発の例である。

農民による新田開発は奨励されたけれども決して自分勝手に開発することが認められたわけではなく、元禄九年「郡方手頭一」には

…蔵入・配分ニよらす新搦仕候儀　我等江申聞　其上ニて可申付候　此中無吟味所々新搦有之而　耕作并潮土井の障相成の由候条、役方より定置候ことく　弥　搦所ニても水流等の差合於有之は　相談候て　前々のごとく崩させ可申事

…蔵入并配分所私作出仕の儀　堅法度申付候　若作出仕候ハて不叶在所於有之は　宮内迄申届候上　我等承可申出事(25)

として新搦、新開発地は本藩の許可を必要とすることが述べられており、武雄領内においても蔵方の役人にあてた手頭に、

一　新開の義　令停止候　尤　開発いたし便利よろしき場所は　役々立会　吟味の上我等承届差図に任すべき事

附　自然勝手ニ開発いたし　顕然においては吃度其〆申付くべき事

としており、屋敷地などの開発についても

一　勝手ニ屋敷地を開間鋪候　無拠訳有之節は我等承届差図ニ任すべき事

としている。ただし、竹や木が田畑の作物に悪い影響を与える場合は

一　田畑の障ニ相成候竹木ハ　令吟味　山方江釣合　無支所は伐除　郭を払、枝をおろし候様　心遣せしむべき事(26)

としている。また、弘化二年に永野村から矢岳中山附近に三・四反の畠を開く村の絵図



ことを願い出たときは、開いてから五か年は畠作を行ない、その後は松や桧を植えるという内容でいわば焼畑としての利用を考えており武雄ではこれを許可している。さらに三部所の村々で蓮池領の百姓が武雄領の村共有地を無断で購入して畠にする例が出てきたので「…自儘ニ畠開き　後年に至り候ては……他

領の者勝手次第ニ踏入候、付而ハ御境目違乱等の場も…」考えられるとして買戻しを命じている。

農業技術については、広い知識、見聞、体験に基づいて元禄九年（一六九六）宮崎安貞の書いた農業全書が翌年刊行されて普及し、多くの類書を生んだ。武雄地方においても栽培技術が普及し、収量の増加に影響したものと思われる。

稲の品種改良も行なわれて、わせ・なかて・おくてとそれぞれ多くの品種が栽培されている。武雄地方ではどんな品種が栽培されていたかは記録を発見できずにいるが、比較的近い旧杵島郡龍王村では、天保～嘉永（一八三〇～五四）ころには、藤兵衛・とそぬ・あかわせ・わさみ六・おそ北田など十八品種が、安政～慶応（一八五四～六八）ころには、おそ北田・あか川・筑前坊・源左ェ門み六など十三品種が栽培されている。[27] なお、産地によって多少の品質の相違もあったと考えられるが、武雄領内でも、弘化三年（一八四六）に武雄領内で定めた―御蔵究御立値段―（公定値段）によれば[28]

米三斗について

銀二十五匁	山内	
同二十四匁八分	川登	
同二十四匁四分	里	

（武雄領は以上の三つの地方に分けて、それぞれ代官を置いた）

なお、赤米については、右の値段より銀六分だけ安くなっている。

赤米というのは現在はほとんど栽培されてはいないが、収穫量も味も落ちる品種の米で江戸時代まではかなり栽培が行なわれていた。この赤米が栽培された理由としては、山間の冷水のかかる廃せ地でも、旱魃の害が予想されるところでも栽培できること。特に新開地にも適していること。すなわち、栽培上安全であること。早稲と栽培時

期が同じで、収穫期が早いことから、農家の食料の端境期に食料難を切り抜けるのに適していたことなどが考えられ、いずれにしても商品的価値は低いので農家の自給飯米用を目的に栽培された。

農具については、畜力による代掻き、犁が普及し、荒起こしのための備中鍬、選別用の唐箕、脱穀用の千歯こき、籾すり用の唐臼、千石篩などが使用され、特に千歯こきは脱穀の能率を高めた。鎌も収穫用・草刈用・竹木を伐採するためと用途に応じて種類も豊富になった。武雄領の農耕用牛馬の数は明確ではないが、中期から後期にかけてはかなり普及したものと考えられる。有田の町人正司考祺の倹法富強録によれば、牛馬は、肥後・薩摩・島原・平戸・五島から買入れ、千歯、耕鋤は大坂や唐津から、鎌は大村から買い入れると記されているので、天保期において武雄領も、以上の様な場所からの牛馬や、農具の買入れが行なわれたと考えられる。

農民の階層分化が進んで、地主、小作人というように大規模な農地を持つものと、小作あるいは日雇稼ぎという土地を持たないものとに分かれてくると、大規模な農業経営のための労力が必要となってくる。元文五年（一七四〇）の記録によれば

…武雄郷の儀　大作等仕者稀ニ御座候　餘郷より作男相抱ず　郷内ニて澄（済）し来候…

とあって、武雄領では大きな規模の農家は少なくて、領内からの作男で間に合わしており、作男の恩銀（給金）は年間に最高の作男で銀百四十匁位であった。銀百四十匁というのは当時の米価から考えて、米二石前後に相当する。武雄領内の恩銀や日雇の賃銀を低く押さえようとした結果、武雄領外に日雇などで働きにでるものも現われて、領内は農業労働力の不足という現象が現われ

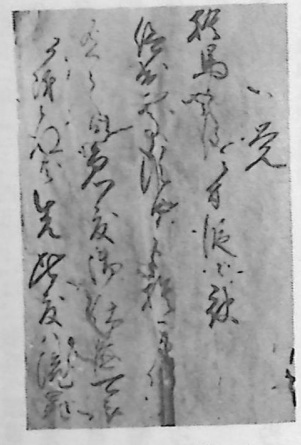

止禁の馬捨

た。弘化二年（一八四五）には、領外へ願書も出さないで日雇に出ることは禁止されているにもかかわらず、

…忍て御家中外罷出居候者も有之　御家中下人・下女・荒子等手寡ク耕作方の差支ニも相成候趣…

として領外への日雇稼ぎを禁止して地主経営の田畑の労働力の確保に努めている。

肥料については、かりしき（刈敷）の草肥、牛馬を飼っている家での厩肥、人糞尿。このほかに干鰯、豆粕、油粕などの金肥（購入肥料）が用いられるようになった。特に、かりしきの草は村の入会地から刈るもので、この労働が非常に苦しいものであった。

この田草（肥料用）馬草（飼料用）の不足で苦しんだのは三部所の蓮池領の村々である。三部上地が行なわれた際に上地されたのは生産力の高い田畑でこれが蓮池領となり、武雄領に残されたのは山林、原野であった。蓮池領の農民たちは田畑を持っているが草刈りのための入会地を持たない。そこで武雄領の村の入会地を購入しようという動きがあり、一部購入された入会地もあったが「…境目違乱…」のおそれということで買戻しが行なわれている。同じ佐賀藩領でも蓮池領は武雄領からみれば全くの領外である。蓮池領での草地の確保に努め、川上村の原野の植林計画にも、

…蓮池川上の者共より田草、馬草、至て手寡場所ニて　御立山相成候ては甚難渋仕候付、何卒御断の道ハ有之間敷哉、相願呉候様…[29]

として、武雄領の田草を利用していた蓮池領の農民から反対の陳情がでている。また武雄領の三部所の村々が蓮池領民の田草・馬草の刈取りを禁止することを申し出て武雄領で蓮池領民の刈取りを禁止したこともあったが、天保三年に本藩が仲にはいって話し合いがついている。次の史料は、そのさいに蓮池領の役人から武雄領の役人にあてられたものである。

覚

其御私領三部所野方より此方私領川古郷川上村其外村々拠亦　三法潟郷上野村より田草、馬草かしき苅方の儀　三部所村々依願被御差留候付而は　此方私領村々及難渋、耕作方差支候ニ付　御本方及御達候処、双方致熟談候之様　被相達候ニ付　今般其御方罷越、打追の通、伐方被差弛度重畳及御相談候処、其御私領大御難渋相成由ニは候得共　御承知相成、添次第ニ御座候

就而は是迄の通　年々此方私領右村々庄屋より其御私領三部所庄屋江毎歳願書差出候を其筋御懸合の御役々御聞届の上　伐懸り候日限等の儀ハ　双方村方申談　同日より伐懸候通、可被相計由　尤　野成銀の儀は十一月十五日限相納候様　拠又　普請用の野芝　石土場是迄の通　手数相整候上　被差出、右の外葺草、野焼方等の儀、打追の通彼是　致御熟談之儀　相違無御座候　就而ハ以来双方百姓共　致和熟候様　精々申付置儀御座候　以上

天保三年辰六月

吉田宗四郎　○
田中一左ヱ門　○
森川良左ヱ門　○

江嶋壮右ヱ門殿
原　又兵衛殿
川原太郎兵衛殿

これによってもわかるように草刈りについては毎年、武雄領に蓮池領の庄屋から武雄領の庄屋を通じて願書を出し、野成銀という運上を納めていた。

天保四年の正月にも冬草について話し合いが行なわれ、武雄領の上野・川上・本部・黒岩・川古村東・川古村西・提川の三部所の村々の庄屋に対して、蓮池領の百姓に草を刈らせる様に触状を出している。結局は経済的には生産力の低い片畠などしかもたないで困窮している武雄領の三部所の百姓たちが山林や原野の使用については蓮池領の百姓に頭を下げさせているのである。糞尿についても糞代米として代価を支払わねばならなかったが、干鰯・油粕などの金肥はある程度の経営規模がなければ購入についての資金的なゆとりがなかったものと考えられる。元

文五年（一七四〇）の記録によれば「…武雄郷の儀　大作等仕者稀ニ御座候…」とあるが、その後、農民の分化は進んで地主経営の農業が武雄領でも拡大していったことが考えられ、文久元年（一八六一）領内の改革について述べた武雄左門の愚慮之一得によれば、

…譬ハ上納前ハ五六升ニて　加地子ハ二・三俵ニも相及候場有之　此等の所　富民共全く支配致し来り…

と述べている。なお、愚慮之一得の内容については、武雄領は財政的には「…先年は格別御富有之御家…」であったのが、天明・寛政のころから財政困窮となったことをのべ多久領と比較して「…御私領と多久の義　左迄地面相劣居候と相見えず…」しかるに多久では「…二万金の御貯有之由…」とし、武雄領は「…御府庫御備も相叶へられず…」としている。当時竈数（世帯数）が約五千五・六百戸の武雄領で村で百姓と雑居している武士達が武芸を怠たり、貧しい武士達が「…今日の衣食ニ奔走仕…」という状況を嘆いて、唐津で小笠原長行の行なった藩政改革を理想の政治だと述べている。

田畑の不作の原因としては、台風・洪水・旱害・蝗害、それに猪や雀による被害が考えられる。台風による害は、文政十一年の子年の大風による大災害をはじめ、数多くの災害の記録があり、不作の場合には検見を願い出た。一例としては弘化二年（一八四五）に川上村からは

…巳十月四日　川上村より田方風災ニて大損毛候由ニて検見願出…

として検見願が出ている。

旱害の例も多く、寛政二年の旱魃のときは雨乞のため武雄社・宮野社・貴船社の三社で武雄領主鍋島十左ヱ門が主催して浮立(風流)が行なわれた。また、この年は蝗の害もはなはだしく、虫転除の祈祷が行なわれて、祈祷のために武雄神社へ銀二枚、黒髪山へ銀三枚、英彦山へ銀一枚が奉納された。なお享保の飢饉以後、虫防除のために鯨油が用いられた。鯨油は平戸や唐津方面から買い入れて燈火用と虫防除のために用いられたが、かなりの費用を要

したもので寛政二年（一七九〇）の場合も鯨油の買入費用の借り入れを願ってやっと鯨油を手に入れたが旱魃のために田に水を張って油を撒くことができず、里・山内・川登地方の庄屋達、すなわち武雄領の庄屋は雨乞と虫除の祈祷を同時に行なわねばならなかった。弘化三年（一八四六）には三部所の村々では田植を行なったところ蝗が大発生して、家財を質に入れたり、売り払ったりして油を買い入れて数回は防除したが、隣村で防除が始まると追われた蝗が逃げ込んでくるようになり防除ができないので「…御難題とは存じ上げながら油買入の銀拝借…」を願い出ている。水害についても例は多いが、寛政二年の九月には洪水があって収穫皆無の田が武雄領では面積で六十三町二反九畝五部半、地米にして四百五十二石七斗二升一勺となった。寛政二年は、旱害、蝗害、洪水と三重の被害をうけた年であった。

猪の害については、狩場となっていたために猪を駆除することは代官所の許可を必要とした。猟については鷹狩りは佐賀藩においては藩主、親類、家老など特に許可された家の嫡子だけに許されていた、また鶴・鴻は狩猟が禁止され、鳩も場所によっては禁止されていた。武雄領主も領内の山で鉄砲で猪狩りを楽しんだ。享保三年（一七一八）には、

十月二十二日　内田山で四尺猪



猪の供養塔(享保3年)

十月二十三日　焼峯山で大猪

と連日、仕留めている。梅野村あたりが猪の害が大きかったとみえて、天保年間には連年「…梅野両村福和筋、田畑共ニ猪当強　毎夜喰荒、色々防方仕候得共…百姓迷惑仕候、依之鉄炮放出奉願…」として猪の猟を願い出ている。

雀の害については早稲の被害が大きかったが、天保十年（一八三九）武雄領内の庄屋が連名で御猟方に願書を提出したものをみると、



御猟方諸控

恐れながら願ひ奉り候口上覚

当時　諸村共早稲出穂時分ニ御座候処　雀多相集　穂先喰すこき　実入申さず候ニ付鉦　太鼓を以　追散候得共　遠方逃去申さず　毎々相集　手ニおよひ申さす　至極難渋仕候付　玉なし小筒放出差免され候様…

として雀に苦しんでいたようすを知ることができる。

山林の管理については、御山方の監督下におかれ、御山方代官も置かれた時期もあり、御山足軽、御山下代が直接の見廻りを行ない村人のなかからも山留庄屋や、山留などの見張り役がいて無断の伐採を禁じていた。山林については山成銀が課されており、これは懸硯(かけすずり)方(30)の収入となっていた。

樹木の伐採については許可制としてこれを保護管理しようとしたが、無断での伐採も多く、天保十一年（一八四〇）

…蓮池御私領川上村亡忠兵衛後家請山の木迄無願伐取候付　斧鋸取揚候…

というような例も多かった。また、大川内山をはじめ窯業の燃料の松などの需要も多く、燃料不足になったので、嬉野方面へも買出しにでたり、唐津領、または天草までも買いに行く計画もあったほどで、天保十四年には、

…御山の内　松木残木立の所　何れの場所よりも伐取差免し下され候えば…山代銀の儀ハ何程ニても相納申すべく候…

として金はいくらでも出すので燃料の松の木を伐らせてほしいと大川内山より願い出ている。このような需要の増加もあって、弘化二年（一八四五）には、

…御家中御山々の儀　近年御伐尽シニ相成小柴立の御山勝相成居候処　御山手締方緩ニ相成…

として、山地の荒廃ぶりがうかがえる。弘化三年には、提川村の百姓外平次は屋根木用の杉が領内では手にはいらないので、平戸領の松山田村まで買入れに行くための往来手形の交付を申請している。

植樹については、失火によって山火事を起した場合に植樹を命じた例もあるが、弘化三年に御山方が行った植林は上西山村・永野村・下西山村などで四千五十本を植えたが、樹種は、杉三千百十本、桧八百二十本、松百二十本であった。果樹については、柿・梅などが、一本一本が年貢の対象とされて樹木成銀を課されていた。密柑については、武雄の医家であった清水家の日記の中の

嘉永四年（一八五一）十一月一日の条に

…密柑ヲ摘ム　円満寺へ密柑五十ヲ贈ル…

とあり、みかんが自家消費用につくられていたことがわかるが一般にはみかんは肥後から買い入れられていた。

洪水・旱魃・虫害などによる凶作の記録は非常に多いが、その被害の実態を示す記録については精粗、さまざまであって、それを比較することが困難である。その中で被害が大きくしかもかなり被害の実態がはっきりしているものを佐賀県災異誌を中心にたどってみると、

慶安二年（一六四九）八月十六日台風と高潮のため、佐賀藩領内で死者百八十一名、牛馬百八十三頭が失なわれた。片田江周辺では小舟で通ったと記録されている。

慶安三年八月二十九日～九月二日、豪雨のため肥前に大水害

寛文九年（一六六九）八月十一～十二日、台風、洪水、佐賀藩領内で八千五百十一戸が被害をうけ、十二万五千石余の農作物の被害があった。

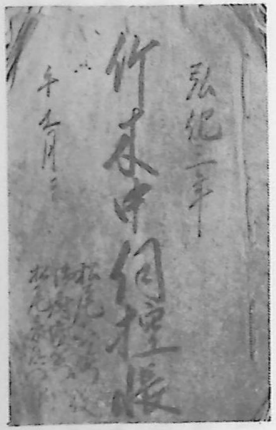

伺採伐の木

元禄二年（一六八九）旱魃で雨乞の浮立が行なわれ、翌三年には飢饉のため武雄領内の御割符山（領主管理で許可証なしには立入れない山）での山芋、カンネ（葛根）を掘ることを許可している。

享保元年（一七一六）八月、洪水、台風で田畑六、四四八町が水没、溺死十名（佐賀藩領）

享保十七年凶作が大飢饉となるのは一年きりの不作ではなくて連年にわたる不作の場合である。享保十七年の大飢饉については、享保元年の洪水、台風、同二年の旋風・洪水、同三年の五月から七月にかけての旱魃、台風（倒家五三九七軒）同四年、洪水、同五年洪水、同六年、七年、八年、九年、十年の連年にわたる旱魃、同十一年、洪水、高潮（溺死　十四名）同十三年、台風、洪水、旱魃、同十四年、旱魃、台風、洪水、同十五年、旱魃、洪水、同十六年、大旱魃、蝗害と続き同年の被害は大きかった。この享保十六年の凶作に追い討ちをかけて、享保十七年（一七三二）の六月から虫の害のために稲の苗から食い荒されて、大飢饉が予想され、藩主の祈祷が行なわれたが効果もなく、

…御蔵入領中石数七十二万九千二百四十八石五斗　皆否に相成る。……山林の果実　既に尽て田野に生草なし　因て牛馬の弊死は八千九十疋に及ぶ前代未聞の大災害なり。

ということになった。この稲の損毛率は、八十パーセント～九十パーセントにも及んで多くの餓死者をだした。

この虫害は最初は筑前に発生して肥前に及び、肥前と筑前がもっとも被害が大きかったといわれているが、虫の防除には、田の水上に鯨油をまいて虫を水下に追い流して大きな布の袋で虫を集めたが、虫は次々に発生して鯨油は高値となったために百姓達もついに根気を失ってしまった。米をはじめ穀物が高値となり、諸国が津留を行なったので買入れもできなくなった。

食物がなくなってくると、蕎麦の花・葛根の糖・粟の簸糖（ひりぬか）・（つちぐり？）つちの粉・茄子の葉・檀特の根なども食べ「…竹木の根実を掘り食ふといへども飢を凌ぐに由なく言語道断なり…」ということで、十月下旬には粥場が建てられた

が、それでも餓死者が多く、しかも、この年は特に寒くて雪が多かったので被害が大きくなった。

十一月の下旬に幕府から二万両と大坂からの米を借り入れたが焼石に水の状況で翌十八年の春には蓮の根、榎の若葉、いちじくの若葉まで食べたが、栄養不良は疫病の流行をひき起こし、多数の餓死、疫病死をまねいた。死者の数については享保十六年の佐賀藩の人口が三十七万人で享保十九年の人口が二十九万人となっている。差引き八万人、率で二十パーセント以上の人口減である。牛馬についても、享保十七年八月の段階で八千九十疋ほどが失なわれており、その中で杵島・松浦郡は馬千九十三、牛七十七に及んでいる。牛馬のほとんどが死に絶えており、また、この数字は武雄領内では、馬が多かったことを推測できる史料でもある。役畜を失ない人口の二十パーセント近くを失ったことは農耕にとって大打撃であり、また八万人の人口減の内容が男五万五千、女二万五千となって飢饉にさいしては基礎代謝量の大きい男子が女子よりも犠牲者が多かったことを示している。農村の疲弊と莫大な借財をかかえこんだ佐賀藩では財政難を切り抜けるために、参勤交代のさいの進上物を減らしたり廃止したりして細かい支出にまで気を使い、いっぽうでは藩札を大量に発行して藩内経済を混乱におとしいれる原因をもつくった。武雄領は畠作の率が佐賀平野部と比較すると幾分高いので、いくらかは被害率は低かったと思われるが、畠作はもともと生産力が低いところなので武雄領内での人畜の被害も大きかったと考えられる。

天明年間も旱魃・台風・洪水と続き、佐賀藩が幕府に届出た損毛高は

天明元年	二十二万六千八百二十五石余
天明二年	二十二万七千三百八十一石余
天明三年	二十万八百九十九石余
天明四年	十六万四千二百三十二石余
天明五年	十九万三千二百六十三石余

天明六年　二十一万二十八石余

この届出の数字は種々の政治的配慮を含んでいるので、そのままには信じがたいが、連年の凶作が理解される。天明六年には隣領の今福（大村藩）で百姓一揆があって、武雄領では藩境を警備した。

寛政元年（一七八九）寛政二年（一七九〇）と続いて豪雨で大災害となり、旱害・蝗害も重なった。武雄領内で寛政二年の水害で地米四百五十二石七斗二升一夕に相当する六十三町二反余りが土砂をかぶって潰れ地となった。また、寛政二年には、また、大村藩領の今福村で百姓一揆があったので、武雄領からは鶴田善右エ門などが藩境を警備した。寛政四年の蝗害と台風、寛政九年の洪水、寛政十一年の旱魃、享和二年（一八〇二）の旱魃と洪水、文化元年（一八〇四）洪水・台風、文化四年洪水、そして文政十一年（一八二八）は五月下旬の洪水に加えて、八月に二度にわたって台風が襲った。いわゆる子年の大風である。損害は石高で三十一万石といわれ、潰れた家三万五千三百六十四軒、半潰二万千五百七軒、流失の家千五百十二軒、

怪我人　一万千三百七十三人

溺死　二千二百六十六人

男　一五八二　女　六八四

横死　七千九百一人

男　六五五〇　女　一三五一

などの大きな被害を出した。人口は文政四年の段階で三十六万六千八百七十七人という佐賀藩で死傷者や、家を失った人がいかに多かったかが理解できるし、さらには、台風のなかで有田の大火で千六百四十七軒が焼失、百十五人が焼死という悪い事件も重なった。

この年の鹿島藩の損毛率は八十四・五%となっているが、堤塘などがずたずたに切断され復旧に多大の費用と労

力を要し、洪水や旱魃の被害をうけやすくなっていた。

天保年間にはいると、天保元年（一八三〇）の台風、洪水、同二年洪水、同三年五月二十八日から六月十六日まで大雨が降り、六月十七日から八月四日まで一滴も降らずに大旱魃となり、武雄領では雨乞のために弁財天嶽で祈祷が行なわれ、八月四日から六日まで降雨があったが、畠地が比較的に多い武雄領では水稲のほかに、大豆、いも類が不作となり、米価も高騰して一升八十二文となった。天保四年には旱魃が続き、米価は更に高騰した。天保五年五月二十六日から八月九日まではまとまった雨が降らずに大旱魃となって、各地で雨乞の祈祷が行なわれたが、武雄領では下黒髪村本城院の住職、閑随の記録によると、七月二十三日から弁財天で祈祷を行ない断食まで行なったが降雨なく、八月四日からは、

…同四日朝ヨリ当村若者中　黒髪山エ跣（はだし）参ス　四日晩ヨリ弁財天ニ登ル　二夜三日浮立ス　六日晩結願　同八日ヨリ十ケ村浮立籠十日マデ…

と祈祷にあけくれており、八月十日にやっと雨が降ったと記録している。天保六年には佐賀城が二の丸から出火して焼失、幕府から二万両の借り入れを行なった。うち続く不作の中で城普請の大きな負担が重なって領民が苦しんだが、天保七年正月の初めには大雪が降ったが、春に雨風が多く五月九日には洪水で麦作が悪く、〝百姓第一の食物なり〟といわれた夏作の不作に領民は食料不足のため飢饉の状態となり、しかも、これは全国的な傾向であった。前記の記録によると

…六月迄　雨ふりつつく、請天御祈祷黒髪山ニ而　二・三度モ

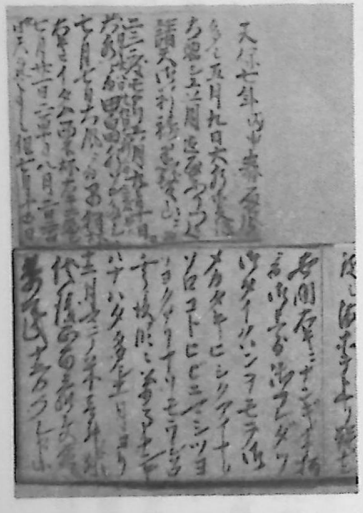

天保の不作の記録

アリ…

として、黒髪山で雨乞と日和申の両方が行なわれていることがわかる。しかし、六月九日・十日と六月二十八日・二十九日に洪水によって田畠が荒らされて、早稲は苗が腐れてしまい、さらに、七月七日には台風が吹いて粟などにも被害が及んだ。佐賀藩では領内の酒の醸造を禁止して食料の確保をはかろうとしたが米価は騰貴し、八月一日から大津留として食料の移動が禁止されたが、

…右の通リ　キヒシク津トメノ故ニ八木(米)ノ根段(値)上り申候…

という状況であり、その後、八月三日に雨が降ったのちは、九・十・十一月と雨がなくて旱魃となり、このために米価はますます高騰し、米一升の値段は

七月	百文
十一月	百二十文
十二月	百八十六文
翌　天保八年	
三月	百四十八文
六月	三百八十文

飢饉の進行に伴って米価が高騰し、武雄領内でも天保七年の暮には生活に苦しんだ人によっての盗難が多くなった。翌八年の三月には一時米価は下落したが、その後、二百五十文・三百文・三百五十文・三百八十文・さらには三百九十文と高騰し、麦、小豆、大豆なども騰貴した。大坂で大塩平八郎が乱を起した年であるが、武雄領内では中野村に住んでいた、大浩寛(おおひろ)太夫が百姓の苦しみを訴えて勘気にふれ、天保八年十一月十五日に所信を述べた遺書を残して自殺したという伝えが残されている。天保八年も天候不順で領内の経済状況が悪く、焼失した佐賀城の再

建のための領民に対する献金、献米は強制をゆるめて随意としたが、財政は苦しく、天保九年の九月には

一　御蔵方の儀　累年御差支候条……当秋に至り　莫大の御借銀……

を理由に「…当秋より五か年の処、恩知方地米壱石ニ付、米五升充…」が課され、山成銀が二割増、大庄屋給米より米九石の献米、人改給米のうちから十石の献米が命ぜられた。

天保九年から十年にかけては隣領の松浦郡の天領(厳木・大川野)で百姓一揆があり、佐賀藩では藩境を警備した。その後も洪水・高潮による天災が続き、栄養不良、衛生知識の欠除は多くの疫病の流行となった。嘉永三年(一八五〇)暴風雨、安政三年(一八五六)洪水などを経て、安政五年にはコレラの大流行があった。この年は日米和親条約が結ばれた年であるが、七月中旬に長崎に始まったトンコロリン(コレラ)は各地に伝染し、武雄領内に住む山崎清兵衛の「万日記」によると

…弐時斗ノ間ニハ死スル由…　佐賀、塩田其外ニモ右ノ病流行致ス由…

としている。八月中旬には武雄領内で死者もでて、領民は浮立を行なったり

…晩ヨリ薬師如来ヘ若者中参籠…

として悪病退散を祈り、村境には疫病を封じるための大般若経転読の境木をたてた。

八月十六日は「…且那様ヨリ御觸達有之…」として武雄領主(茂昌)の名でトンコロリンに対する注意が伝えられた。これによると前海肴(有明海産の魚)はいっさい食べないこと、生野菜や柿、梨も食べないこと。農作業も日中の暑いときは避けて朝、夕の涼しいときだけにする様にと達している。なお、コレラ騒ぎで死者が続出しているなかで、人々の不安をかきたてたのは彗星の出現であった。八月上旬から現われた彗星は下旬にはいると

八月二十日　晩暮頃　戌亥(北西)ニ当ツテ珍敷　ホウキ星出　最前ハ尾三尺斗引キ六ツ半頃(七時)頃入ル　入ル中ニハ拾尺斗リ尾引ク　近来稀ナル星ノ由

八月二十八日　…尾長ク相成　只今ニテハ虹ノ如シ…

という状況でそれに相つぐ物価上昇とあわせて一般には開国と結びつけて考えられ、素朴な排外意識を刺激した。

萬延元年（一八六〇）大洪水

文久二年（一八六二）洪水

慶応二年（一八六六）洪水

以上、おもな災害を列記したが、小さなものまで考えると毎年災害があったとも考えられる。そのつど、干拓の汐土居の修築、河川の護岸工事、堤の堤塘の築立と使役されて領民の生活は苦しかった。そのうえに本藩の財政難、それをうけた武雄領の財政窮乏、武士の生活窮迫、それらをすべて転嫁されても、武雄領を含めて佐賀藩では百姓一揆への動きは元和の初めごろの逃散がみられるだけで、年貢の減免などを要求してのまとまった動きはなかった。寛延二年（一七四九）から三年にかけての諫早一揆は御家騒動的な性格をもっていたもので、本来の百姓一揆とは性格を異にしている。

佐賀藩において百姓一揆が起こらなかった理由については、農民の生活が比較的に楽であったということではなく、農村に居住する武士階層が多く、一般の百姓に混って農耕に従事していたことが、支配者層に反抗する性格をもつ百姓一揆の団結を不可能としたためと考えられている。周辺の大村藩領・唐津藩領・天領（大川野・厳木）での百姓一揆の動きも武雄領内には波及しなかった。

註　(1)　昇平夜話　(5)　右同

(2)　慶長年中肥前国絵図による　(6)　諸村田畠斛積帳

(3)　佐賀県史　中巻参照　(7)　掟書　武雄鍋島家史料

(4)　武雄鍋島家史料　(8)　特に三部所の村

(9)　佐賀県史　中巻参照　(20)　諸控（天保十一年）武雄鍋島家史料

(10)　右同　(21)　郡方手頭

(11)　右同　(22)　諸控（享保三年）武雄鍋島家史料

(12)　さし　おとな　とよむ　(23)　神六御番所掟

(13)　武雄鍋島家史料　(24)　諸控　貞享三年　武雄鍋島家史料

(14)　またかちゅう　陪臣の意　(25)　郡方手頭

(15)　五人組と同じ目的で十人組が設けられていた　(26)　掟

(16)　三部所控　武雄鍋島家史料　(27)　佐賀県農業史

(17)　諸控　武雄鍋島家史料　(28)　諸控　（弘化三年）

(18)　右同　(29)　武雄鍋島家史料

(19)　武雄鍋島家史料　(30)　領主の自由になる特別会計

(二)　三法潟の干拓と水利問題

(1)　三法（方）潟の開拓と水利問題

三法潟の開拓　現在の武雄市橋町一帯は藩政時代は三方潟（方）といった。宝暦九年（一七五九）の「御領中郡村附」[1]によると、ここは大日村・二又村・上野村・小野原村・片白村・茂手村・成瀬村・成瀬宿・楢崎村に分かれている。そして、この潮見川（六角川）流域に発達した平野の大部分は蓮池藩領であるが、大日村のうちの永田村・釈迦寺村と二又村だけは本藩領で、大日村のうち井手ノ橋村だけが蓮池藩領である。天保五年（一八三四）佐賀藩士南部長

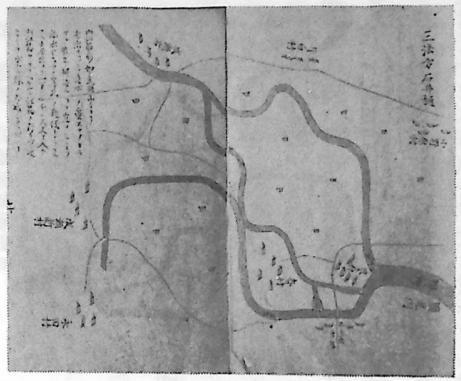

三法方石井樋付近の図
（佐賀県立図書館蔵「疏導要書」）

恒が著わした「疏導要書」[2]に

此三法方ニ荒野アリシヲ成富ノ見立ニテ新田ヲ開キ、此永嶋川（潮見川＝六角川）ヲ分テ茂手村ノ中ニ石井樋ヲ部（はぶ）、水道ヲ掘リテ作水ノ便リトス

とある。また橘町二俣文書の「永田村百姓等申状」の一節にも

成富兵庫様大日井手御再興成され候発端の儀申し伝え相居り候ハ、御蔵入二俣分、東西成瀬分（今泉牟田）両上り地并び蓮池御私領（成願沖田）両村、右村々田方の儀ハ元、茅野原にてこれ有り候を開発について石井手御再興にも相成り候

とある。成富兵庫茂安は寛永二年（一六二五）それまで潮見川が潮見神社の下あたりから東の方の楢崎方面に直流して杵島山麓に向かっていたのを潮見山麓を開さくして納（おさ）手にみちびき、茂手に石井樋を設け、その水を大日・永田・二又等の村に注ぐようにしたという。大日部落の西隣の茂手の石井樋の上に今なお成富の水功を記念する石碑が建てられていて、次のような銘文が記されている。

鎮西肥前国杵嶋郡永嶋井樋藤原朝臣信濃守勝茂之臣領主大蔵朝臣成富兵庫茂安之を部（ほ）む

星輯寛永二乙丑仲冬日

梯原吉右衛門
成富助兵衛
角與次右衛門
角内右衛門
大庄屋　清右衛門
同　長右衛門
石工　福井源助
石切　古賀六右衛門



茂手の成富兵庫水功記念碑（橘町茂手）

なお、「元禄十年（一六九七）三法潟郷古地図」[4]の上野村の箇所に「古川」と記してある川は成富開さく以前の旧河道と推定される。こうして成富の工事によってそれまで茅の生い茂っていた三法潟一帯の水田化が促進された。「慶長肥前国絵図」[5]には小野木村（小野原村）と上野村だけしか記されず、他の部落名はなく、石高も記されていない。ところが「元禄十四年（一七〇一）肥前国絵図」[6]や「天明七未年（一七八七）肥前国佐賀領村々目録」[7]によると二俣村六万二十一石、三法方村八百八十二石、片白村四百八十石、大日村七百七十八石、成瀬村五百八十七石、小野原村四百六十八石と記されている。三法潟郷一帯は部落名も増（ふ）え、石高は総計三千五百石に及んでいる。開拓の成果をうかがうことができる。

(2)　摂待村の井樋

さて、三方潟の地はさきに述べたように大部分は蓮藩池領であるが、本藩領が介在し、武雄領とも境を接しているため、水利をめぐって他領との間に紛争が絶えなかった。蓮池藩領成瀬村は木場谷・摂待・小路・沖田の四部落に分かれているが、元文四年（一七三九）六月、摂待村の井樋が朽ち損じたので、武雄

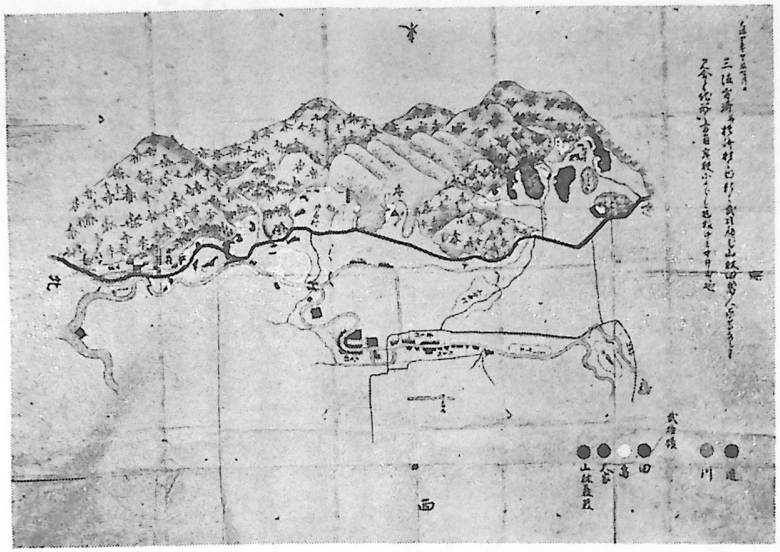

武雄鍋島家蔵元禄10年（1697）三法潟郷古地図

領の三カ村―上滝・高橋・新堀―から抗議されたので、蓮池藩佐賀聞番役吉田番右衛門は藩の意向をうけて次のような手覚書を武雄領主屋敷に持参した。

手覚

蓮池私領摂待村へ相懸り置候大井樋朽損候処、急ニ修理相加え候儀相叶わず候につき、掘り貫きの跡、当分仮野越飾り召し置く筈にて、石井樋堀り貫き候、然る処、上滝・高橋・新堀三所の村々迷惑所御座候条、元々の通り井樋相懸け候様これあり度き旨、其御領（武雄領）大庄屋三法潟大庄屋所へ参り相達し、其此後地方御役より使を以て摂待村庄屋源左衛門迄相達され候も、右の所仮野越に相成り候ては武雄御領の内、両三ヶ村決して障りに相成り候、弥仮野越飾り候ハば其趣筋々取り合いこれ有り候様有り度き旨御申し越し候由、此方役々へ申し越し候、右ハ大井樋の儀にて急ニ材木山取り等難儀、当秋に至っては、元々の通り井樋相部め申す筈に候、当一作の儀は気の毒ながら右三ヶ村堪忍これなく候はで成り難し候、聊向々（将来）野越にて閣筈にてこれなく候、自然（もし）其内洪水等もこれあり、右野越にて差し問え候儀も候はば、其節は右野越切り流し候か、何れの通りにて支えこれなき様、何分にも申し談ず儀勿論に御座候(8)　これによると

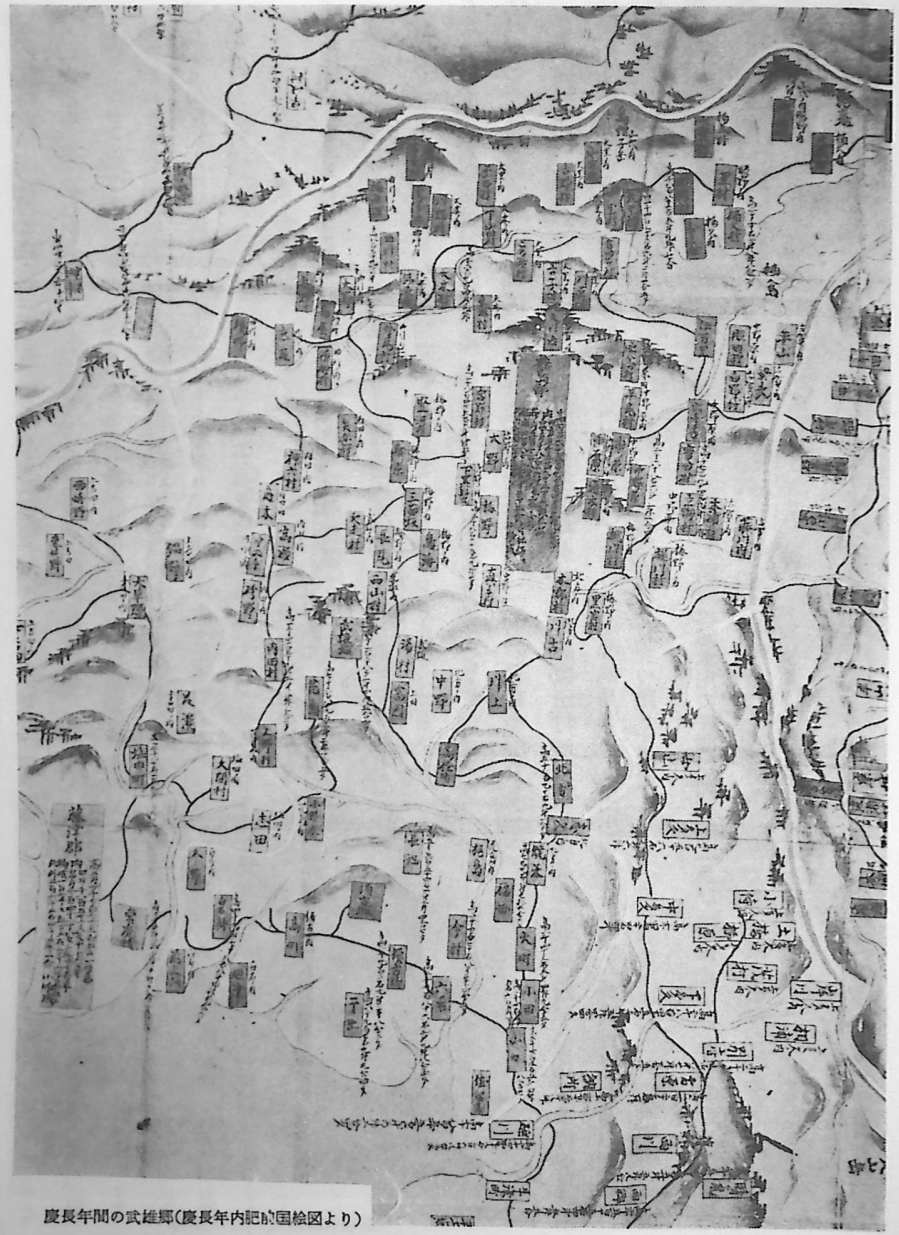

慶長年間の武雄郷（慶長年内肥前国検図より）

摂待村の大井樋が朽ち損じたが、急に元のように修理することができないので、仮野越にして井樋を掘り貫いておいたところ、武雄領の三ヵ村が迷惑するとのことで、武雄領大庄屋から摂待村の大庄屋へ、また武雄鍋島家の役人から直接摂待村庄屋の源左衛門へ申し出でがあった。すなわち右の箇所を仮野越にすると武雄領三ヵ村に必ず被害がある。いよいよ仮野越にする積りであるなら、その趣旨をその筋へ連絡され許可をうけられたい。しかし、右の場所を大井樋にするために急に材木を山から切り出すことは困難で、今年の秋はもとどおり、井樋をはめる予定であるが、当年の田植えの時期に限って気の毒ながら武雄領の三ヵ村に辛抱してもろうよりほかは仕方がない。しかし、もし、秋までのうちに洪水があって仮野越でさしつかえることがあったら、右の野越を切り流すかして、いずれにせよ、さしつかえないようにする。

という趣意であった。この野越については「疏導要書」に

惣ジテ野越ノ仕掛、イヅレモ勾配ヲ取リ、常水ヲ留ル迄ノ趣意ハ同ジコトナレバ（中略）此ハ川並ニアル戸立ノ仕様ナリ。野越ノ仕様一躰ハ同ジ、併、此ハ常水ヲ限リニ戸ヲ部ル様ニシタル也

とある。すなわち、野越とは常水（普段の水位の水）を基準としてつくった一種の井堰で戸立と同じように板戸だけのものや佐賀郡大和町石井樋のそれのように石で築いたものもあったであろう。

この蓮池領摂待村の井樋の修築を蓮池藩領摂待村が前記武雄領三村に約束したように元文四年の秋までに完了したかどうかは明らかでない。天保三年（一八三二）六月、蓮池鍋島藩の吉田宗四郎ほか二人が武雄鍋島家の江嶋宗右衛門ほか二名にだした証文の一節[9]に

其御私領（武雄領）、高橋新堀江頭え此方私領（蓮池領）摂待村廻水用の井樋以前相談に及び候由にて、年来相部め置き候処、石井樋ゆへに江湖筋大に浅く通船相叶わず、扨又、洪水の節滞り強り近村耕作方差し支え、様々水害これあり、井樋取り除き、以前の如く打ち流しに相整え度く（後略）

とある。これによると、天保ごろまでには摂待村の井樋は石井樋になっていたが、そのために新堀江湖の水量がへ

り、舟の運行にさしつかえる。また洪水の節は水の滞留がひどく近年は耕作にさしつかえるので、近くの武雄領の村では以前のように取り除いてほしいと要望したのである。しかし、摂待村としては「作水」にさしつかえるというので、廻水のために取り除いた石井樋跡に板井手を「御航普請」すなわち、共同で築くことになり、次のような約束を蓮池藩側は武雄領側との間に取りかわした[10]。

一　戸立板井手飾方扨又、向々（将来）修覆の儀も御双方役々立会い積り方相整え、入具銀（経費）並びに夫丸弐ツ割（半分して）相整うべきこと（中略）

一　作水不用の時節は井手を明け打流しにいたし、作水入用の節は堰き留めの儀、新堀別当（町役人）・摂待村役々立会い相整え申すべく候、尤、其内洪水急場の節は新堀別当心遣（世話）を以て其時々井手を明け、水引き候上は双方役の者立ち会い堰き留め申すべき事

附、平日の儀はかねて水量相定め置くべき事

右の通り、御申し極め候については、後年に至り候ても聊、違犯これあるまじく候（後略）

このように摂待村の井樋をめぐる蓮池藩領と武雄領との対立は天保三年（一八三二）にこのような取り決めが行なわれてほぼ解決をみたものと推察される。

なお、この蓮池領摂待村は武雄領上滝村とともに本藩蔵入地永田村をさそって「作水不順」、「田方水廻り不順」の理由を以て武雄領川上村八ツ尾谷に「舫塘」（共有の湖）を築いたのである。その関係文書を次に掲げる[11]。



新堀の図（武雄鍋島家蔵）

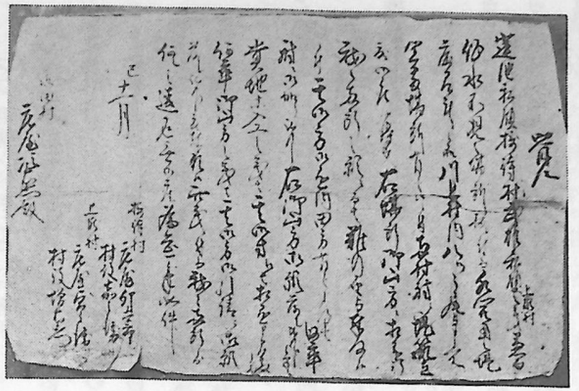

八ツ之尾堤築立願（橘町片白二俣部落所蔵文書）

覚

蓮池私領摂待村・武雄私領上滝村の義、かねて作水不順の場所柄について、水開用の堤床見計り候処、川上村内八ツ尾と申す所宜しき場所これあり候につき、両村航にて堤筑（築カ）き立て度く御座候えども、右場所御山方に相懸り、我々両所の願にては行き届き難きと存じ奉り候掲つき、其御方（永田村をさす）御願い落し下され候はゞ、貴地等入工（工事費）の義は其御方えは相懸り申すまじく候間、何卒、御山方の義は其御方引き請けにて御願い落し下され度く頼み奉り候、此義について我々両所より何れの違返御座なく、念のため一筆件の如し

己十一月

摂待村
庄屋　卯太郎
村役　嘉兵衛

上滝村
庄屋　貞兵衛
村役　増右衛門

永田村

庄屋次右衛門殿

このように蓮池領摂待村と武雄領上滝村が武雄領川上村八ツ尾堤築造に際し、本藩蔵入地永田村をさそって舫塘にしたのはここに掲げた証文に「其御方御懸り内田方これあり候得ば」とあるように永田村としてもこの堤の水を利用することになるというばかりでもなかった。この八ツ尾堤を築くために多久領宮裾村（北方町の西部地域）の田地を潰すことになるばかりでなく、本藩御山方支配の田・畠・野をも潰すことになるので、同じ蔵入地である永田村庄屋から交渉してもらった方が好都合だったからであろう。なお、武雄領掛り役人より多久領掛り役人にだした覚書によると、多久領宮裾村の潰地の田、四畝二十一歩の替地としては上滝村の田地のうち下ケ町坪というところから同面積を渡すことになった。本藩蔵入地の田畠や野に対する補償は次のようであった。

一　田数弐畝拾五歩
　　此米三升
一　畠数壱段七畝
　　此米壱斗壱升五勺
一　野方七段七歩
　　御成目銀壱匁壱厘八毛

このうち、御成目銀は永田村から毎年十月十日までのうちに、他の田畠の分は請地の加地子（小作料）として前記三カ村からそれぞれ宮裾村へ納めたのであろう。右に掲げた潰地になるところは本藩蔵入地であったが、多久領宮裾村が「請御山方内に相懸り」すなわち、本藩に代わって耕作または利用していたからであろう。しかし、この八ツ尾堤築造に関する一連の文書は橘町二又部落所蔵のもので年が記されていない。さいわい、高橋町南上滝の荒川区長所蔵文書のうちに「未閏二月」日付の上滝村村役善兵衛と庄屋貞兵衛が武雄鍋島家の岡部・多久良・宮地・古川の係役人に提出した願書がある。これは八ツ尾堤築造費用として定銀三貫五百目の拝借を願い出たものであるが、その一節に

上滝村の儀、田方水廻り不順にこれあり、年々旱損に及び、去ル文化六巳ノ年（一八〇九）大旱魃につき、御家中一番無類の凶作仕り、縦令、何分の諸雑費これあり候ても新堤築き立て申さず候ては眼前御上下の不為につき、新堤築き立て度く、前々

より村方申し合せ居り候へ共、御私領内上滝村一手にて築き立に候場所御座なきにつき、前辺蓮池御私領摂待村舫にて川上村八ツ尾谷へ堤築き立て候申談にて（後略）

とある。この願書は文化六年より二年後の文化八年辛未年（一八一一）閏二月に提出されたものであることは明らかである。したがってさき掲げた橘町二又部落蔵の一連の文書も文化六年ごろのものであって、このころ、川上村八ツ尾堤の築造が企画され、着手されたことは疑いない。

(3)　潮見川（六角川）の川下し

潮見川（六角川）を利用しての材木の川下しについても本藩郷普請方と蓮池藩との間にあつれきがあったことが宝暦から明和にかけての史料に散見する。

宝暦六年（一七五六）から翌七年にかけて佐賀城「三ノ御丸御用材木川下し」が命ぜられ、蓮池藩側としては再々「書付」を以て中止を申し込んだが「御急用差支え候由」というので押し切られた。[12] ついで同十二年（一七六二）春にも普請用材木の川下しが命ぜられたので、蓮池藩としては次のような「口達覚」をだしてことわっている。[13]

井樋方御用の松料角三百本、当十五日より来月までのうち三法潟川（潮見川）筋差し下さる儀に候由、御達しの趣、蓮池役々承　知仕り候、古川筋材木下し候てハ井手其外相損じ、岸踏み崩し候故、前方（以前）より毎度仰せ断り申し上げ候、尤も先頃御用材木川下しの節も、右の趣御達し（申しあげる）仕り候処、格別の御急用方にて仰せ聞され候故、やむをえず差し通し候、（宝暦六年の川下しをさす）右段々の訳、就中、今様耕作時節、井手并びに川岸相損じ候時ハ端的（ただちに）郷内の支え迷惑に及び候条、此節の御用御断り申し上げ、自今の儀も差し除かれ候通り仰せ談ぜられ下さるべく候、此段御達し仕るべき旨、蓮池より申し含め候、已上

午閏四月　　藤瀬清右衛門

すなわち、蓮池藩としては潮見川に材木を川下しにすれば井手を損じ川岸をくずすから、特に今は耕作の時節であるから困るといって断わっている。当然の理由である。しかし、結局、

其節も書付等指し出し候えども、御聞き立てこれなく候故、右手数にて（前回と同じく蓮池藩の役人が立ちあって）川下しに相成り候[14]

と本藩に押し切られたのである。しかもこの年のこの月には蓮池六代藩主直寛の参勤用の船浪吉丸が大破し、修理のため「杵島川古郷（武雄市若木町）より摂待村の船場」まで材木を運送する必要にせまられた。そのため夫丸（人夫）が大勢いるのであるが、蓮池藩領は手挟で、自領だけでは徴集できないので本藩領から五百人の夫丸の加勢を願ったが、「相叶わず」と拒絶されている。[15] このように支藩の利害を無視した本藩の一方的な強圧な態度が六角川の木材の川おろしにおいてもあらわれていることを看取することができよう。



六　角　川（汐見川）

(4)　茂手の井樋上下の水争い

先述したように三法潟一帯は一八世紀の中ごろまでに干拓の成果をあげたとはいえ、瀕々として不作の年が続いた。享保十四年（一七二九）十一日の佐賀聞番吉田番右衛門の報告にも

杵島郡の内河古・三法潟百姓共近年打続きの年柄にて零落し、年々年貢方も全く取り納め相叶わず[16]

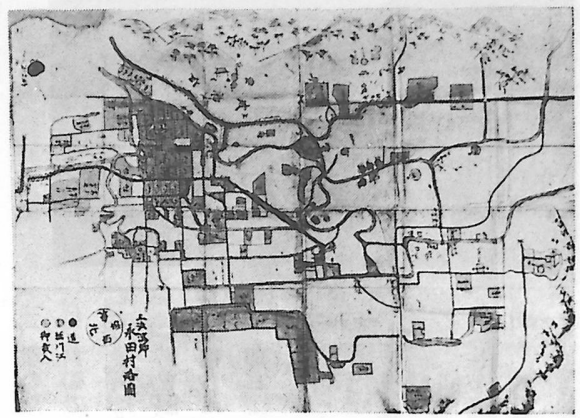

三法潟郷永田村の図（橘町二俣部落所蔵）

元文三年（一七三八）暮の同人の報告にも

尤も、三法潟の儀は打続きの大損毛、郷民極難に及び候故、（先納銀）相除き候

とある。[17] これは

武雄私領新山開等年々出来、川筋井手数相増し、其上、山々樹木立少シ相成り候所より、強雨の節は俄の洪水と相成り、纔の日照続きにても十日内外の渇水仕り候通り相成り候[18]

すなわち、川筋に上流の武雄領内井手（井堰）が増えたため少しばかりの日照りが続いても水不足になり、山が開かれ、樹木が減ったために豪雨の際は急に洪水になるからであった。

特に天明元年（一七八一）は大干ばつで井手上の納手・大日・茂手・片白の四村と井手下の永田・二俣・成瀬等の村々との間に水争いが起こった。その結果、本藩の役人が検分して水の配分についての規定―永嶋川横手井上下水道其外定―ができた。しかし、翌三年七月も干ばつで水争いが起こっている。翌四年井手上の四ヵ村が潮見川の配水について何か新規な願いを本藩に提出した。これは井手下の村を代表してこれに対する願書を出した「口上覚」の一節に

御記録其外に新規の杁数等相増し候過にては井手下の百姓弥増し難渋相成り、作水必止と差支え申す儀につき

とあるので、井手上の四村は新井樋の増設の許可を願いでたものであろう。[19] 永田村をはじめとする井手下の諸村は井手上の村の最近の行動を次のように激しく抗議している。[20]

長ン丈・古川橋下・同懸樋・横手西脇の四ヵ所は「別して重立ちたる場所」であるのに井手上の村はこれを「自儘に部め替え」ている。たとえば横手西脇井樋は二尺余りも低く見えるが、これは土井外持溝口に蓮堀をこしらえ、その堀に水車をつけて井手敷下水までも汲み上げているからである。古川橋下懸樋もよほど低くみえるが、これも土居（土手）の外に土を取るとかいって堀をこしらえていて、これも水車を以てくみとっている。なお、同所橋下も川床を掘り深め、あるいは本川口へ数挺の水車を立てて已前から折々汲みとっているのを見受けているから、本川口に川巾だけの「定木」をはめて将来「違乱」のないようにしてほしい。

なお、右の四ヶ所の井樋は勿論、その他の井手筋の一切の井樋のはめ替えは井手上、井手下の村が立ちあってするように定めてほしい。

これらの井手下の諸村の提案がどの程度に藩当局にとりあげられ、井手上の村がこれを受け入れたかは不明である。

(5)　玉江堤と池内堤の嵩揚げ

文化初年（一九世紀初め）になって、三法潟の六角川上流地区においては

地行（今まで）作水不束（足カ）にこれあり、旱魃等の節尚又難儀に及ぶ[21]

という状態であった。これは六角川が水量が少ない上に一名潮見川と称せられるように塩分を含んでいて水田用としては不適であったこともあるであろう。そこで文化二年（一八〇五）十一月から翌三年三月にかけて三法潟郷の大日村そのほか五ヵ村は上野村玉江堤の築き太め（かさ上げ）を実施することにした。本藩蔵入地の永田村も「作水難儀」していたので同様に願いでた。その築造のためには夫丸（人夫）三万九千人を要する「積前」（計算）を立て、蓮池藩領だけでは「何分手に及ばず」として夫高（人夫の数）の五部（五割）を本藩から援助してもらいたいと願っ

た。本藩蔵人方では郷普請方の係りを派遣し、見分させ、人夫を再計算し、二万五千人で適当と査定した。そしてそのうち五千百人を加勢すること、当春（本年の春）より来年秋まで完成すること、残りの人夫は蓮池藩一手で負担することなどの条件で許可されている。(22)

文化初年（一九世紀初め）になっても大日村では用水に不足した。大日の村人の切なる水の求めに応じて、武雄鍋島家と交渉し、武雄領永島の池内堤のかさ上げをして、この溜池水を大日方面にわける工事を敢行した人がいる。塩田（蒔津郡塩田町）の人で蓮池藩手明鑓前田伸右衛門である。これよりさき、天明五年（一七八五）彼は久間村（塩田町久間）の御山方支配の畑四町を開いて、その収益を以て塩田学寮の維持費をねん出するという行績をあげている。(23)文化五年（一八〇八）二月、池内堤の水の利用についての約定（約束）が作られ、その約定証文は武雄鍋島家に蔵され、その写しは大日部落の区長の家にも残されている。また池内堤の堤防上にも同文の約定証文を彫り込んだ石碑がたてられている。その内容は次に掲げるような内容で文末には蓮池藩代表者七名と武雄鍋島家の代表七人とが署名捺印している。

一、池内堤は武雄堤であること。

一、右の堤三町一反の元来の水溜りだけは勿論、武雄一手の用水であるから、水境の土居（土手）の根切石の西の岩にしるしをつけておくこと

一、右のしるしより上を嵩揚げしたから、その分は両方でそれぞれ半分ずつわけること

一、永嶋村・花嶋村（ともに武雄町永島）の飲水や遣水（庭などにひく水）は内野子堤の水を池内堤に落しこんで四部（四割）ほど欠栓（栓をぬく）して梅雨に入り雨がつづくまで落すこと

一、嵩揚げした水を落す場合は双方の庄屋が立ちあって水分けすること

一、梅雨すぎになって此方（大日村）で水が不要になって其方（武雄の方）だけ入用の場合は、両方の庄屋が相談して入用の分の水を必要な日数間、元の池内堤の池水を半分だけ水分けすること

一、堤の嵩揚げによる潰地や溝筋の補償として大日村のうち田数二町六段五畝二十八歩、納手村のうち三町一段五畝十二歩八合だけの田地を代地として武雄の方にさしあげる。もっとも後年になって水持が悪くなり、凌方ができない場合は其滞方（武雄の方）で勝手に開いてよく、それだけの代地は蓮池領に差し返すこと

一、水下になった野方や道川は代地なしに相談すること

一、井樋や尺八（内法八寸内外の竪樋）の修理や作り替えは武雄の方で経費は負担する。もっとも夫丸（人夫）は双方よりさしだすこと

一、土居（土手）そのほかの普請（土木工事をする）所ができた場合は双方から人夫をだすこと

一、作水（水田用の水）が不用な時節に双方より人夫を出し、地堤まで毎年泥流しをすること

一、池内堤は武雄の御猟場であるから、今後も、武雄領の自由に任せ、蓮池藩領側で猟をしない（魚をとらない）なお、耕作用の水がいる場合に水落しは禁止する

一、古屋敷（池内堤の南東部）の溝筋のために代地をさし出しているが、そこに此方で石井樋をはめたから、井樋の上は其御方（武雄）の百姓が自由に耕作してよいこと

一、琵琶崎より潮見までの道下に武雄領の田があるが、此方（蓮池領側）で溝を立てたので旱損した所ができたので、此方の溝より旱損しないように竹井

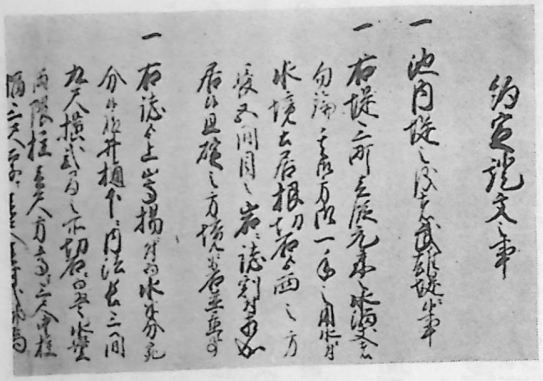

文化５年　池内堤約定証文の一節（武雄鍋島家蔵）

樋をはめるように相談しておくこと
一　潰地ならびに代地は畷（田の境）まで畝数のうちにいれること
一　後年に至って間違いがないように約定の通り、石に刻んで土手に建て、おき、双方の庄屋にも右同様に板に記して渡しておくこと

この前田伸右衛門の仲介によってできた池内堤から大日部落（橘町大日）への用水路の開拓は大日の田作りに利するところが大きかった。同部落には伸右衛門が没した文化八年（一八一一）十一月八日に建てられた前田宮という祠がある。彼の命日の十一月八日（陽暦十二月八日）には毎年、同部落の人々は同地公民館に塩田町から伸右衛門の子孫にあたる方を呼んで、酒・餅・菓子をもちよって伸右衛門の肖像を掲げて今もなお彼の徳を感謝している。(24)

(6)　川上村の水利問題

三法潟以外にも支配者をことにする水利問題がある。享保年間における蓮池藩領川古郷川上村と武雄領中野村の川上村豆板井樋の水分け争いがそれである。(25) 享保十三年（一七二八）四月武雄領からその件について本藩に訴え出たので、本藩会所は川上村の絵図の提出を命じた。同年五月になっても、まだ「埒が明かず」、「耕作時節」も近づいたので、本藩からは郡目付平尾治右衛門、検者目付三浦治部衛門を現地に派遣し、「田地植付」を視察した。蓮池藩は佐賀聞番吉田番右衛門に命じ酒一疋に肴を添えて贈っている。さらに同藩はこの月、植村茂兵衛、ついで本庄利兵衛を現地視察に派遣している。翌六月、本藩はさらに会所目付井原李右衛門・梅崎嘉兵衛・郡目付平尾治右衛門・検者目付三浦治部右衛門を現地に派遣し、検察するところがあった。蓮池藩も早速、同月、本庄利兵衛・高嶋六右衛門を同地に派遣し、本藩目付井原李右衛門には素麺二貫目、鷺一羽を贈って依頼するところがあった。これに対し武雄鍋島家がどのような対策をとったかは武雄側の史料が残っていないので不明である。おそらく、武

雄側としても蓮池側に劣らない運動が行なわれたことであろう。

同年六月末、本藩会所より蓮池藩佐賀聞番役吉田番右衛門を呼び出して次のような判決が下された。

（上略）右論見分仰せつけられ、御吟味の上、以前より部り居り候井樋今一口相増し、二口にて水相懸け、中野村へ六部七合、川上村へ三部三合の水分け、先ず、試みに相懸けられ候、もし、右にて不足候はば、其段申し出ずべく候、其節又々見分仰せつけらるべく候（後略）

すなわち、井樋を一口増して、二口で水をかけるようにし、配水の割当ては中野村へ六割七分、川上村へ三割三分にせよというのである。これをみると、この豆板井樋の水分けは蓮池側の本藩係役人に対する猛運動にかかわらず武雄側に有利に行なわれたのである。その理由の一つに

旦又、川上村百姓共田作の致し様、畦の拵え其外、大形（いい加減）にこれある段、此節目付共見分致し候趣然るべからず候条、蓮池殿より百姓共呵らるべく候

というように、蓮池領川上村の農民の田作りの不熱心であることが、本藩目付に看取されたこともあげられるであろう。(25)

この蓮池領川上村にはまだ水回りの悪いところがあった。寛政十二年（一八〇〇）同村は次のような願書を藩庁に出した。(26)

奉願口上覚

御私領川上村々をより御役様方より御存じ遊ばれ候通り水廻り悪しき場所、杉岳下并びに戸坂下年々田方日焼仕り、去夏の様なる大旱魃年々申し上ぐべき様御座なく候えども、毎年旱損仕り、右につき武雄山がらん之谷と申場所并びに戸坂浦、右両所に小堤築立て候はば双方のために相成るべしと武雄百姓より申し談じ候、右堤床両所ともに武雄領にて右場所には田畑も少々これあり候につき、請地の体にて毎年米六斗宛川上村より武雄へ相納め候通りの申談じにて御座候、右堤築き立て夫丸川上村より差し出し候と申談じ、勿論少々は武雄内よりも出夫これある申談じに御座候、武雄御役々よりは先達て御見分相済み

申し候、右堤築き立てに相成り候はば少々の旱魃にても旱損仕るまじく百姓中申し含め候、将又、右米六斗の所、近頃御願い申し上げ難く存じ上げ奉り候えども、毎年、御上より御目安立てか又は御代官筋よりが差し出されたしと百姓中願い奉り候、右彼邑百姓相続と思し召しあげさせられ、願いの通り相済み候様御筋々宜しく仰せ上げられ下さるべき義深重願い上げ奉り候、已上

申二月　　村役　嘉平次　㊞
　　庄屋　藤次郎　㊞

牟田金右衛門殿

この歎願書の主旨は次のごとくである。

川上村の杉岳下、戸坂下はとくに水回りがわるく、毎年旱損するので、武雄領百姓のすすめもあって武雄領山のがらん谷、戸坂浦に堤(溜池)を築きたい。この堤を築く場所は二ヵ所とも武雄領で、田畑も少々あるので、川上村の請地として毎年米六斗ずつを武雄に納めることになる。もっとも川上村としては納める余裕がないので藩(蓮池藩)当局が代納してほしい。堤を築くための人夫は川上村からだすが、勿論、少々は武雄領からもだす。武雄領農民としてもこの堤の水を引きたいからである。この築堤願は藩当局を介して武雄鍋島家との間に交渉がもたれ、武雄鍋島家も同年四月十一日、支障なき旨を蓮池藩佐賀聞番森川八郎右衛門に返事した。蓮池地藩蔵方がこの築堤願を許可したのはいうまでもない。

註　(1)　佐賀県立図書館蔵
(2)　右同
(3)　山口良吾『佐賀県干拓史』
(4)　武雄鍋島家蔵
(5)　佐賀県立図書館蔵
(6)　右同
(7)　同図書館蔵
(8)　佐賀県立図書館蔵「蓮池藩請役所日記」元文四年六月二十一日
(9)　武雄鍋島家所蔵文書
(10)　「蓮池請役所日記」明和四年四月三日
(11)　橘町片白二俣部落所蔵文書

(12)　「蓮池藩請役所日記」明和四年四月三日
(13)　同書宝暦十二年閏四月十七日
(14)　同書明和四年四月三日
(15)　同書宝暦十二年閏四月十七日
(16)　同書享保十四年十一月十三日
(17)　同書元文三年十二月十五日
(18)　橘町片白二俣部落所蔵文書
(19)　同書
(20)　同書
(21)　「蓮池藩請役所日記」文化三年三月八日
(22)　同書
(23)　同書天明五年十二月三日
(24)　『日本人物風土記』佐賀県　石井良一著『武雄史』
(25)　佐賀県立図書館蔵「蓮池藩請役所日記」享保十三年六月二日―同月二十八日
(26)　同書寛政十二年四月十三日

(三)　窯　業

(1)　武雄北部系の諸窯

文禄・慶長の役に従軍した武雄領主後藤家信は多数の鮮人陶工をつれて帰国した。有田町稗古場報恩寺の「百婆仙碑文」によると、帰化鮮人の中心的人物は深海宗伝で、彼の一族は最初、武内町真手野の鍋谷・内田小峠で開窯し、元和四年(一六一八)その大部分が有田稗古場の天神山窯に移動したという。内田小峠窯には上窯と下窯があり、上窯には古唐津系の陶器が出土し、印刻文・刷毛目文・三島手文もあるが、下窯には染付磁器の破片が発見されている。西真手野の祇園下窯でも磁器を焼いているが、長石質の陶石に陶土を混入したためか、耐火度が低くて歪を生じたものが多い。東真手野内田山の大谷窯の陶器には大鉢・大皿などの大形なものが多く、技法として櫛目掻

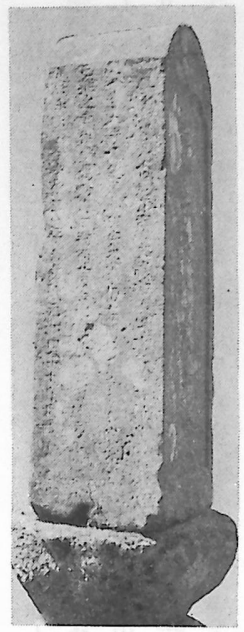

百婆仙の碑文
（有田町稗古場報恩寺境内）

な染付茶わんが蔵されている。

なお、武内町一帯で磁器が焼かれたのは永竹威の説では有田皿山で白磁器が焼かれたのに刺激をうけて試みに作られたものでその時期を寛文以降と推定している。しかし『肥前陶磁史』には寛永六年（一六二九）を武内磁器の創業としている。いずれの説が妥当であるか、まだ確定していない。

東真手野平古場の祥古谷、古那甲の窯から出土したものは最も茶陶的な要素があり、御所車・抑絵・草花文などがにぶい灰色がかった飴釉の下に絵唐津風に画かれている。また天目釉の茶わんもみられる。西真手野黒牟田山の窯業は元禄初期には盛期に達していたであろう。現地に谷口加津太夫ほか三十四名の釜焼たちによって組織された伊勢講衆が元禄九年（一六九六）にたてた天照大神碑が残存していることがこの推定を裏ずける。なお、この窯あとからはそろばん玉型の黒土瓶・黒徳利・菊絵徳利・笹絵徳利・刷毛目徳利・行燈油徳利など黒牟田特有の味わいあるものが多数出土する。ここの物原山は数ある肥前物原山の中で最大のもので、武雄市教育委員会の史跡指定をうけている。

文化年間―十九世紀初期―になるとこの地方でも釜焼が増加して窯用の燃料が不足してきた。文化十年（一八一落し、波刷毛目の文様の特長がみられ、釉調も黄釉・緑釉・鉛釉・白釉がある。初期伊万里調の磁器片もその物原から多数発見され、なかには台座付きのものも出土するので大谷窯で磁器が焼かれたことは疑いない。武内町西の角の円楽寺には先代の住職が大谷窯で発掘されたというさやつぼ付きの磁器の茶わんの失敗品や完全

三）四月黒牟田山庄屋兵蔵と咾勘右衛門が坊所勘兵衛なる係役人を通して御山方役人中村運之允に次のような願書をだしている。[2]それを要略すると次のとおりである。すなわち、

当山では近年「相続整えず」（営業がうまくゆかない）上に釜薪が「拂底」（不足）したので多久領からこれを求めていたが量が少なく、それだけ直段も高いので一昨年より川古山のうちの「見上ケ尻山」から薪をとることを許可された。しかし、その山も伐りつくしたので、再び多久領より買い求めてやっと生計を維持してきたが、多久領でも新釜ができて薪を他領に売りだすことを禁じた。さりとて手元不如意で遠所に手配することも思うにまかせず、畔木（畔に生えている木か）をわずかずつ買い入れているが、それでは不足し、焼きたてることもできず親や妻子まで飢えさせる有様で、このままでは「日料稼」（日傭い）にでかけねばならない有様であるので、一昨年とおり武雄領内で勝手よい所の薪山を許可してほしい。代金は完納させる。

と願い出ている。しかし、この請願を武雄領主が許可したかどうかは明らかでない。



元禄9年　黒牟山伊勢講衆がれてれ
天照大神碑

(2)　武雄南部系の諸窯

慶長末期から天和にかけての開窯といわれる東川登町永野・内田皿屋窯（小山路窯）からは武雄領主の御庭焼的な格調の高い茶陶が多く出土する。これは織部焼の影響をうけた変化に富んだ風雅なものであるが、素地は鉄分が多い赤土に砂を混えたもので釉は土灰が基調である。茶わんや皿のほかに平向付・筒向付などの茶陶が多く、模様は鳥文・草葉文・線文・綱絵文・笹絵文などの絵唐津風なものが多い。この窯の裏手の山坂を登ったところには自然石の高麗神の墓があり、「寛永二十年（一六四三）施主敬白」の碑文があり、当地の窯

業が江戸初期に溯ることが明らかである。

西川登町の弓野・小田志・庭木の諸窯は内田系や武雄北部系の陶工たちが移ってきて開窯されたものである。形としては飯筒水がめ・植木鉢・捏鉢・徳利などが多く、胎土も北部系より精選されており、白化粧がに鉄絵で絵模様・字模様をほどけこしたもの、釉は大胆な流し釉をかけたものもある。弓野窯では松絵の水がめが有名で、胴張りが強く、松絵の筆致が奔放で力強いのが特色である。西川登町の庭木の古窯からは小豆色地に白の波刷毛目模様をほどこした大皿や茶色釉に白い綱刷毛目・波刷毛目・あるいは剣先三島をほどこした大皿がある。同町小田志の窯からは鉄砂釉に斑吹きだしの皿やあるいは薄栗釉に天目吹きかけの茶わんなどが出ている。

武雄南部系諸窯における磁器が文化年間の早いころからあったことはすでに『肥前陶磁史』に次のように記されている。

小田志の陶技は諸山に勝れ、特に藩用の諸器を調整してより、文化元年（一八〇四）製陶の允許を得て白磁を併製するようになった（後略）

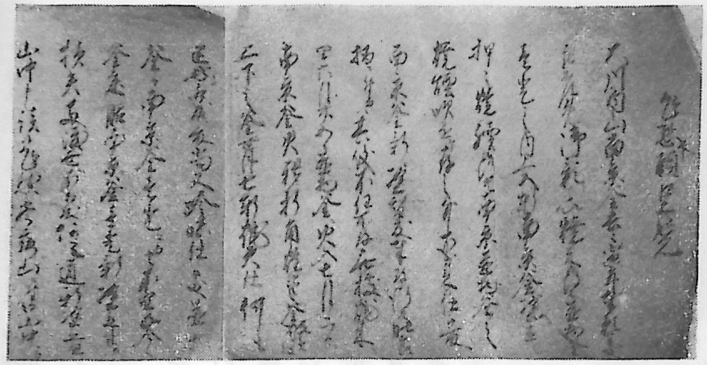

文化5年　小田志庄屋渕七右衛門願書の控（淵家文書）



弓野焼独特の松絵の水がめと鉢

（武内町黒牟田、肥前民芸陶器館蔵）



また文化五年（一八〇八）八月小田志の渕七右衛門が咤の与右衛門・庄屋藤蔵と連名で坊所兼兵衛・大浩寅右衛門の両上司に願いでた。「恐れながら願い奉る口上覚」[3]に次のようなものがある。

大河内山南京釜去々寅年願い奉り候処、差し免され、御影（蔭）を以て焼き来り候得共、並物釜壱登之内五軒、南京釜ニ塗り直シ、押々焼き続け候えども、南京ニ並物釜の焼煙吹き懸け、存じの外不出来仕り候故、南京釜新ニ塗り替え度く存じ奉り候えども、時節柄ニついてハ其儀所存ニ任せず、拠なく焼き来り、閏六月廿五日並物釜ニ火入れ、七月二日ニ南京釜ニ火ヲ移し、折角焼き候半、釜破損仕り、上下の釜茸七軒焼失仕り、何も迷惑ニ相成り候故、尚又、吟味仕り候処、並物釜と南京釜壱登にては宜しからず、只今の釜床脇ニ南京釜壱登、新ニ塗り立て候はでハ損失多く渡世ニ相成らず、何の道、塗り立て候通り山中申し談じ候、然しながら、零落山について山中にて銀調儀相叶わず、他借仕り候てハ相懸けず、尤も高部の銀は差し出し候者も御座候えども、高部銀借り請け候てハ山中不為ニ相成り、端的、迷惑此時ニ御座候、御時節柄、近来恐至極存じ奉り候えども、右南京釜塗り立てとて定銀五貫目拝借仰せつけ下されたく願い奉り候（後略）

この大河内山については「淵氏系図」[4]に「小田志の旧名ナリ」とある。なお、七右衛門時常は延享二年（一七四五）小田志の森利右衛門の三男として生れ、小田志山・小田志村および弓野山三郷の庄屋孫左衛門の養子となり、文化十三年（一八一六）に没している。なお、同系図によると七右衛門は溝口市兵衛・高町藤兵衛の二人と共同して代

官（山内代官か）の反対を押し切って藩庁に磁器製造を願いでて許可されている。なお、さきにかかげた「渕家文書」の「口上覚」にある「南京釜」については『陶器辞典』に

文化・文政頃の磁器東伝の初期にあって磁器は必らず肥前丸窯を要する風なりしによって丸窯のことを南京窯と呼びたり

とあり、「南京焼」についても同書に

単に南京ともいい、磁器を意味す。往時、本邦には磁器を産せず、磁器は支那の舶載に仰ぎしかば、かの国の地名をとり、南京焼を磁器の名とせしなり。

とある。以上掲げた史料によって小田志山（大河内山）では「去々年」すなわち、文化三年（一八〇六）に磁器を焼いたことは明らかである。なお、この年には従来、普通の登窯の上の方の五つだけを南京釜にして焼いて―並南京釜―いたが、良い成果が得られなかったので、別に南京釜を一登塗り立てるために銀五貫目の拝借を願っている。なお、文化九年甲十一月付の同氏が提出したと思われる「願い奉り候口上覚」[5]に、

大河内山南京釜の儀、只今迄の所、並物釜壱登りの内にて焼き立て候得共、諸雑用の義過分ニ相懸り焼物の儀ニも煙吹き懸け等これあり、宜しき出来立申さざるにつき、当夏並物釜上より七軒差し潰し、別登りニ南京釜塗り直し参りニては焼物も相応出来立候え共、地行（今まで）零落の上、塗り替え諸雑用等過分ニ相懸り、依て今に何分相続成り難く御座候、右について御時節柄、近来恐れ至極ニ存じ奉り候えども、御定銀三〆目御拝借仰せ付けられ下され候ハヾ、御蔭を相続仕る儀ニ御座候（後略）

とあるので、南京釜を別登に設けることは文化九年ごろになってやっと達成されている。これは文化五年ごろ提出したと思われる「願い奉る口上覚」[6]の一節に、

（前略）弥、並南京焼き立て候儀、差し免され下され度く、当夏願い奉り候処、弓野原山より支所御座候趣御達し仕り候由にて、内々にて和熟（和睦する）の儀申し談じ仕り候様仰せ達せられ、承知仕り相談じ候処、中々相対和熟の筋聞き入れ候参り方にて御座なく候、素より、大河内ニ弓野同様の南京焼き立て候ハ夫丈、不益ニ相成り候儀は庄知申さる儀ニ御座候、然しながら、大河内の儀、已前より御用山と相立て置かれ、御直御用の儀も以前より相納め来り、御直御山方え土床御運上銀も相

納め来り候通りの山柄、既に刋に及ぶ候参り懸りの義ハ弓野よりも存じの前ニ候間、殊ニ御国中諸所山の内、弓野の義ハ当時（現在）吉田山・弓野山と双び、格別繁昌の山柄と申し、南京の上、大河内ニ焼き候同様の並物も焼き続け罷り在り、前文の通り、已前より御用山と相立て置かれ候大河内山刋に及び候参り方についてハ、少々の不益ハ堪忍仕り呉れ申すべき義かと釜焼中ニおゐて相心得候、（後略）

とある。従来、武雄鍋島家の御用窯であった大河内山（小田志山）は文化初年廃山寸前となり、南京釜を設けようとして、従来、南京焼をしていた弓野山から抗議をうけている。さきに述べたような大河内山が文化九年になるまで南京釜を別登に設けえなかった事情もこれに起因するかもしれない。また、文化十年十一月、大河内山庄屋徳兵衛・弓野山庄屋木下弥兵衛らは武雄鍋島家の係役人中村運之允・木々津伝七に対し次のような願書[7]を出している。

一　弓野原山・大河内山の儀、南京釜差し免され来り、御蔭を以て、相続罷りあり、有り難く存じ奉り候、然り候処、焼物目砂これなく候て相叶わず、右目砂の儀これまで御私領外より少々ツヽ相求め、押々（やっと）相済し来り候処、一向、手に入り申さず通り相成り候ニつき、釜焼方反的（ただちに）差し支え候ニつき、御私領内へ所々の砂石試み仕り候へども用達仕らず候、然るところ八並村諏訪の内、鳥越道筋えこれあり候目砂試み仕り候処、宜しき砂にて用達仕り候、今般差し免され置き来り候山にも同様目砂御座なく候て相叶わず、余慶の入用ニてハ御座なく候えども少々ずつこれなく御座候わでハ焼き入れ差し支え候品ニ御座候場所柄の儀にて、近来恐れ多く申し上げ難く存じ奉り候えども、御見分を以て御支に相成らず候わバ、右砂掘り取り候様差し免され下され度く願い奉り候、差し免され下さるに於ては、御蔭を以て焼き整え申し候儀ニ御座候（後略）

これによると、目砂という砂がどのように用いられたかは不明であるが、磁器焼成に必要欠くべかざるものだったことがわかる。また、武雄町八並諏訪山の鳥越道筋にそれが産出したことも明らかである。

また、文化ごろと思われる小田志山の釜庄屋が小物成所に願書[8]を提出している。その大意は次のとおりである。

天草石は近年、「上品」（上等）のところは「上方筋へ差し登し」、「下品」（下等）のもののみ此方に「積み越し」ている。



染付ばら模様水指と染付唐美人図茶わん（西川登町小田志奥川正昭蔵）

人、覚太夫ほか六人が有田では「渡世」（生活）ができないというので、禁を犯して賃銀の高い武雄私領弓野山に仕事に赴いた。それが皿山会所に摘発され「科銀」（罰金三拾匁）ずつもとられている。[6] 安永初期ごろから、すでに有田皿山からの陶技の導入がひそかに行なわれていたことがわかる。

なお西川登町小田志の奥川正昭邸には文化年代作と伝えられる染付ばら文様の水指がある。そのほか幕末にかけて製作されたと思われる染付ざくろ文茶筒、染付薄手コーヒー茶わん破片・染付唐美人図茶わん破片が蔵されている。

天保十四年（一八四三）九月、大河内山南京釜釜焼中から庄屋渕幸右衛門を通して武雄鍋島家の執行次郎左衛門・井手新五左衛門に提出した口上覚[10]の一節には次のように記している。すなわち、

「十五ヶ年以前までは極々下焼物ならでは出来申さず所」であった大河内山が「有田皿山を始め内外皿山焼物の内、泉山焼物さえ差し除き候えば大河内山焼物に手越候品合御座なく」、「江戸大坂始め諸々の売方の節も大河内焼売り仕廻いに相成らず候しかも、「高直」（高価）になっていて万一、国元に送ってこないことも予想される。そこで天草石より少々弱いけれども黒髪山前平山石を掘らせてほしい。御運上（税金）は年に二回一両ずつ納める。

これによると、小田志山などでは文化以前から天草の磁石で磁器製造に当っていたが、上方方面の需要が多くなったので供給不足が予期されることから黒髪山付近の磁石の採掘を計画している。

また、安永四年（一七七五）有田上幸平山の細工

えば余山の焼物入札仕らざる」などに売り捌かれた。したがって当時、大坂市場で大河内焼に圧倒されていた吉田山・内ノ山（嬉野町にある）の陶山は「至極相憎み」、「薪出方」をきびしく取りしまったほどであった。

なお、大河内山の焼物は長崎のオランダ商館を通してヨーロッパにも輸出されたらしく、西川登町小田志の奥川家にはそのとき使用されたと伝える



荷札印（西川登町奥川正昭蔵）

肥前武雄
奥川製　（八川）　陶器源

と彫った荷札印が蔵されている。

なお、いま掲げた天保十四年の大河内釜焼中が出した「口上覚」に「去々年」すなわち、同十二年に武雄領主に大河内山と弓野山が四拾両」の献上金を納めているが、「六部」（六割）は大河内山、「四部」（四割）は弓野山から納めていることでも前者の窯業が後者のそれをしのいでいることがわかる。これは同年弓ノ原山（弓野山）釜焼中から庄屋徳兵衛ついで川登代官久間善左衛門を通して領主にだした「口上覚」[11]の一節に

去春（天保十三年）までの処、至極不景気に相成り、亡山（閉山）にも引き移り候参り懸りにて、釜焼中も至極案相痛み仕り候処、当春に相成り候てハ伊万里筋も下品（下等）の焼物仕入れ仕り候故、少しは景気ついて一ヶ月に一釜位は焼立て呉候様伊万里仕入の人々より申す事につき前銀等も差し出し置き候次第にて御座候

とある。閉山寸前の弓野山は伊万里の陶商から前銀をもらって一カ月に一釜ほど下等品を焼いているほどに困窮していたのである。

(3)　その他の窯山

黒髪山に近い筒江山（山内町）の窯あとからは丸紋画や根曳の松を描いた突底の染付茶碗、内は緑地文描梅底画

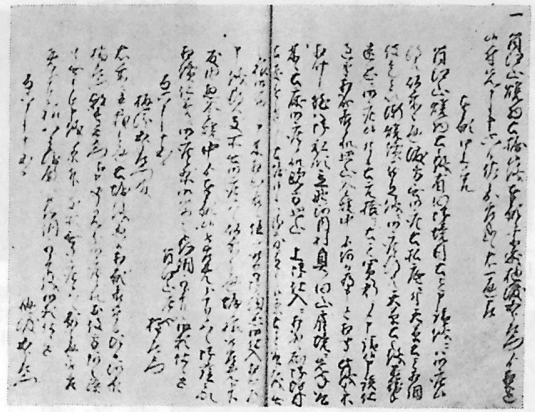

宝暦３年（1756）筒江山庄屋権左衛門の願書

（佐世保市早岐町橋口典政蔵「宝暦三年癸酉日記」）

で外は青磁釉の茶碗、外は菊模様で見込に粗野な山水画の小どんぶりが出土するといわれている。

宝暦三年（一七五三）六月十五日筒江山の庄屋権左衛門は武雄鍋島家係役人樋渡五郎左衛門を通して藩庁に次のような願書[12]を出している。

筒江山の焼物土の有田泉山の「境目土」を申しうけていたが、以前のように渡し方がなく、土が「払底」（不足）したので天草土を調え、ようやく焼き続けてきた。しかし、天草土も勝手が悪くなり、「土穴捨り土」（泉山の磁石のすてたもの）を使用してきたが、有田釜焼が抗議したので、これも用いることができないようになった。そこで武雄領立野川内村（山内町）の「奥ノ田山肩境」の土を採取した。ところが皿山が「上御仕入」（藩の陶器専売）になったので、「御境目土床」近辺の土も掘ることを禁ぜられた。しかし、今は「上御仕入」も中止になったので以前のように「奥ノ田山肩焼」の土を掘ることを許可してほしい。

これは前記武雄鍋島家の係役人より、多久民部を介して藩の御年寄や、御掛現方、有田心遣高木与惣兵衛などにも届け出たところ、いずれも支障ないとのことであった。そこで武雄鍋島家では筒江山庄屋、咾（庄屋の下の村役人の称）、釜焼などをよびだしてその旨を通達している。筒江山は武雄領であるが、日本における磁器発生の地に関係深い立野川内の韓国人が分系したものであるから、有田外山の一つとして泉山の磁石を使用することを許可され

ていた。宝暦三年筒江山の釜焼が立野川内の陶土の使用願いを提出しているのもこの立野川内の分系という関係も考えられるのであろう。

三の丸焼については牟田悌一著「浄天公」[13]に

公（鍋島茂義）ハ原料ヲ各地ニ求メ陶工半五郎ヲシテ三ノ丸ニ陶磁器ヲ焼カシメタ。其意匠及ビ釉薬ハ総テ公ノ御考案ナリキ。有田ヨリ供給シタル原料ニ関スル公文ハ現存スルト聞ク。又、窯モ竹林中ニ存在スルト云フ。（後略）

とある。『肥前陶磁史考』には

茂義は武雄城内に於いて砲銃等岳器のほか電信器・煉瓦・硝子等の製作を研究し、傍ら窯技を趣味として陶窯を築き、天草原料を以て磁器の製造を試みしものにて、領内の陶山小田志（西川登町）の窯焼奥川某召されて其任に当り、電信用器のほか、皿・鉢・丼等種々の染附物が焼かれている。

とある。すなわち、茂義が武雄城三の丸に窯を築き、黒牟田の江口半九郎や小田志の奥川某らの釜焼をよんで陶器や磁器の製作にあたらされたことを記している。また「浄天公」には武雄鍋島家に茂義と広渡心海合作の雪輪薄手の茶濾があり、後藤基一郎宅にも茶の湯に用うる純白の水甕があったし、同書の著者牟田悌一家には領主より拝領した小形の黒土瓶があったことを記している。なお、慶応元年（一八六五）十二月二十五日、武雄鍋島家の家臣松尾千内が御山方の原田八郎に提出した「口達」[14]の一節に次のようなものがある。

三ノ御丸焼物釜に山道これあり、武雄亘りの者が折々往来致し居り候につき、御場所柄、其通りにて相叶わず、吃度締り致し候様、御側筋より相達し相成り候につき、右道留の桓相整え置き候えども相損じ居り候（後略）

これによると、少なくとも慶応初年ごろまでに武雄鍋島家の邸（現在の武雄高校敷地）内に「三の御丸焼物釜」が御船山に接したところに設けられており、山中の山道を領民が通るために通行留めの桓が築かれていたことがわかる。昭和三十六年、武雄高校南校舎敷地造成この窯址が中に発見された。五室からなる登窯で、一番上の窯は間

近世口、奥行ともに広く、比較的完全な形で残っていた。武雄高校図書館の西側にあたる現地には「史跡三の丸窯跡」の石碑が建てられている。なお、いわゆる三の丸焼の磁器の原料はおそらく「浄天公伝」にあるように有田泉山からではなく『肥前陶磁史考』の述べているように天草磁石がもたらされたものであろう。

註 (1) 点綴された線糸文と密集せる花文を交えた文様が往時、伊豆三島明神よりわかちし暦の相貌（かたち）に類似せるがためにこの呼称がおこったとするのが普通である。（加藤藤九郎編『陶器辞典』）

(2) 武雄鍋島家蔵『文化十年酉戌日記』
(3) 西川登町弓野、池田久夫蔵『淵家文書』
(4) 同　書
(5) 前掲『文化十年酉戌日記』
(6) 前掲『淵家文書』
(7) 前掲『文化十年酉戌日記』
(8) 武雄鍋島家蔵
(9) 池田史郎編『皿山代官旧記覚書』安永四年未申渡帳
(10) 武雄鍋島家蔵『天保十四年九月より辰八月まで諸控大河内焼物願の件』
(11) 同　書
(12) 佐世保市早岐町東町、橋口典政所蔵『宝暦三癸酉年日記』
(13) 武雄鍋島家蔵
(14) 同家蔵

参考文献

中島浩気著『肥前陶磁史考』
肥前陶磁史研究会編『肥前陶磁史』
永竹威著『図説九州古陶磁』
武雄温泉株式会社編『武雄温泉と高麗焼』
山内町教育委員会編『かんこかんこ』

(四) 石　炭

(1) 野間山炭坑の開山

佐賀藩では文政初年（一八一八）ごろから西松浦郡伊万里山代地区、ついで杵島郡福母地区で石炭の採掘が行なわれていた。(1) 武雄領内においても牟田悌一著『武雄史談』に

天保ノ初年、公（鍋島茂義）に花島、永島、車峠等ニ石炭ヲ掘ラシメ之ヲ煉瓦製造等ニ使用シヌ

とあって、天保十一年以前にもこの地方に石炭が採掘されたことは想像されるが、これを証する適確な史料は未だ見出されていない。

「天保十一年子十二月十九日諸控帳」(2)（以下『諸控帳』と略称）に

花島村野間山の儀石炭掘方御手許より御整相成候に付き、我々儀地行の処、産物方役請持ち罷り在り候処、右石炭方心遣役仰せ付けられ、御請け申し上げ候事
天保十一年子十一月



天保11年「炭役場諸控帳」
（今泉文書）

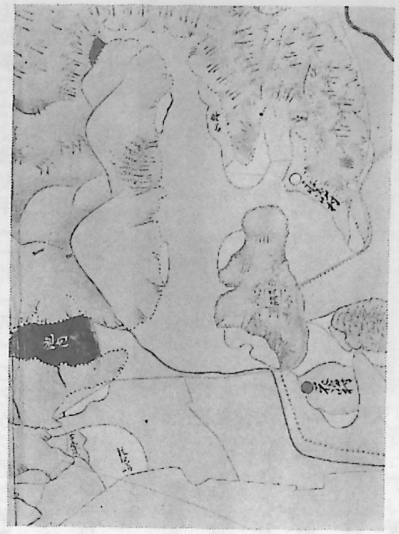

藩政時代の野間山炭坑一帯
（武雄鍋島家蔵武雄郷図より）

平山九郎左衛門
相賀加右衛門
松尾勘兵衛
下役古賀儀十
御厨吉三郎
平山弾三郎

とあるように武雄領野間山の石炭は武雄鍋島家の直営事業として天保十一年十月から開始され、従来、「産物方役」であった平山・相賀・松尾の三名が同下役に任ぜられた。同年十二月には北川和平・山口喜伝次の二人が下役に追加されている。ついで永島村の権太郎の屋敷を買い上げて「炭方御役場」とし、さらに同村野間の田地一反五畝余を買収して掘子（坑夫）小屋が建てられた。炭方御役場には、さらに「役場正ノ字付役」（坑夫が坑口まで運び出す炭樽の数を記入する役）や「焼炭・生炭請取兼売支配方」等の諸役が設けられ、同年十二月十九日から事業を開始した。(3)

(2)　坑内労働者の実態

野間山の「麻符」（坑道）の開きぞめは「諸控帳」によると、福母から熟練した坑夫を招いて天保十一年十一月六日より行なわれた。翌年の四月十八日に同所、同九月四日には貴明寺支配の椿山で新しい坑道を開かれた。しかし、これらの坑道は湧水が多く、同書に「五月二十六日より立坪より水ぬき掘懸ケ候事」というように「立坪（竪坑）を掘って排水している。



肥前物産図考（佐賀県立博物館蔵）の一節

これは安永三年（一七七三）の「肥前物産図考」(4)に

石炭のほり所ハ国により、処によりて違う也。必山のミにかぎらずして炭のあり所低きハ炭の上品也、低ハ先ヅ竪ニ掘、夫より又横にほる也、是を釣瓶掘と云、出水多く水溜り強き故に水も釣瓶にて汲みとり石炭もつり揚る也

とあるように、この地方の炭層が低い所にあったことも立坪が掘られた理由であろう。

この山の坑道の口あけは天保十一年十月初めに福母村より炭掘に熟練した坑夫七人を招いて実施した。「天保拾一年子十一月より十二月迄炭山仕繰帳」(5)によると、この費用として山伏へ精米三合・布施・線香および紙代・神酒・着の代金として銭八十三匁二分五厘を八百屋作兵衛に支払っている。山伏を呼んで神事を行なったものであろう。採掘に伴う災害が多かった当時の炭坑にあっては山神祭はすでにその半世紀ほど前から実施されていた。すでに「肥前国物産図考」に

毎月山神祭あり、炭ほり共信仰する也、炭山は四月十四日、廿四日の二日に弥宜・山伏の類を呼んで祈念する

と記している。「天保十一年子十一月廿六日仕繰炭写帳」[6]によると坑夫の総数九人が三人ずつ朝三交代で平均十盃ほど掘り出している。「正ノ字付役」は彼らが坑口に運び出す炭の樽数を勘定する役であろう。坑夫の賃銀は二百文、二百五十文、三百文の三段階になっていた。排水も時に応じて行なわれたが、この場合は採掘と違って一時に六人から八人と人数を増している。同書によると、天保十一年十二月二十五日から翌年五月二十二日までの掘賃は一日につき二百五十文で、延べ九百二十五日分の総賃銀二百三十一貫二百五十文、三月十日晩から大水が出て同二十八日まで水揚げ賃は延べ二百二十二日分、一日二百文ずつで四十六貫四百文を支払っている。「天保十二年丑四月立坪新仕繰目役控帳」[7]によると一日二交代で五人乃至六人で働き、水揚げの際は大体四人で行なっている。坑道の規模も大きくなり、湧水も少なくなってきたことを示すといえる。労賃も採掘で二百五十文から三百文、水揚げでは二百文から三百文と増えている。坑夫頭、すなわち、棟梁も置かれたらしく前掲「諸控帳」に

頭領の儀幸次郎壱人相立て置き候え共、今又、西の立坪まふロ明け候に付き、色々吟味等もこれあり候に付き、役内申談の上、虎五郎儀幸次郎同役申し付け、両人頭領に相成し申し候、尤も賃銀の義は壱日銭三百文を両人にて取納致すべき様申し渡し候事

とある。婦人の労働者もいたらしく、前掲「炭山仕繰中銀遣帳」によると梅野村の与平の女房が焼炭をつくるのに二日間働いており、「天保十一年子十一月二十六日仕繰炭写帳」[8]によると、同年二月六日に与平の女房が与平や民蔵とともに一日二百文、二月十六日から同十七日にかけて福次郎の女房が長助・次兵衛または与平・茂吉と組んで水揚げなどの抗外労働に従事している。掘子の出身地については「天保十一年子十二月賃銭かり越調子帳」[9]（別表1）によると掘子三十九人のうち他藩領十一、武雄領外の佐賀藩領十七、武雄領内十一になっている。他藩領としては肥後・矢上・筑前・大村・唐津・浦上などの隣接地で、特に大村・筑前が多い。このように他藩からの坑夫などの労働者の流入によって佐賀藩全体の人口は文政四年（一八二一）三十六万七千であったのが、弘化二年（一八四五）になると一挙に四十万を越えている。[10]

別表1　天保11年子12月より掘子（坑夫）共賃銭かり越調子帳

賃銀 貫・文	氏名	居所	所類居分	賃金 貫 文	氏名	居所	所類居分
925	市祐	母	△	821	野村村村	村野村津村上村前	○○○××△×○○○○○××××
4・408	郎助	福	△	3・167	野六	久冨前村野村	
4・821	長善	〃	△	3・065	梅境神大	〃	
4・340	好太	〃	△	662	境神	楠諸筑	
3・608	嘉介	〃	△	749	境嶋	花境宮唐大浦大筑	
3・509	卯喜	〃	△	712	亡虎	野	
3・898	庄源	〃	△	316	市郎	村	
2・887	久兵	〃	△	652	与五	村	
535	儀儀	〃	△	1・760	三吉	村	
1・945	亀進	〃	△	2・630	吉助	村	
207	儀儀	〃	△	460	助市	村	
3・490	茂大	〃	△	1・490	門郎	村	
180	郎助	〃	△	827	右衛郎	村	
1・322	吉郎	〃	△	2・769	五次郎	村	
5・308	蔵三	〃	△	1・704	郎作	村	
2・458	吉助	〃	△	3・204	北与	村	
2・675	郎郎	〃	△	1・698	清次	村	
767	郎郎	〃	△	1・556	惣次	村	
5・268	蔵助	〃	△		文伝兵末	村	
8・188	八蔵	〃	△				
1・230	蔵蔵	〃	△		計97・898		
	助吉吉	山町後瀬上前	△△△△

も、右石数だけの処潰地相成し候様願い奉り候（後略）

とある。これは石炭方役人、松尾勘兵衛・相賀加右衛門・平山九郎右衛門の三名が潰地の代地分として地米五石だけ武雄領蔵入地から補償するように願い出ている。『天保十二年丑永嶋村田方の内石炭掘御仕与につき運場所潰地畝数拍子達帳』[13]によると別表(2)のように潰地の補償として「田数四反八畝一六歩、地米三石一斗五升二合」を要求している。実際より一石八斗四升八合だけ多いが、これは「諸配分給地別紙坪附帳面の内、只今迄に相潰れ候ても未だ少々相残り居り候えば打追い掘方相成るに於ては、明年にも相成り候はばすべて相潰れ申すべき由相見え居候」と将来の損害を予想してであった。もっとも石炭方冥加金として

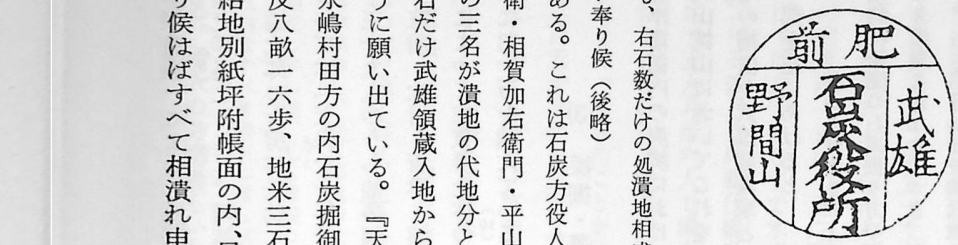

肥前野間山石炭方役人の印
（武雄町下西山今泉家蔵）

別表２　「天保12年丑２月永嶋村田方の内石炭掘場御仕与に付、運場所潰地畝数拍子達帳」

（永嶋村　庄屋栄吉）

場所	面積	地米高	所有者の区別
野間１	田　９畝６歩	７斗３升６合	立野円次郎給地
同所12	〃　４畝６歩	２斗６升５合	立野円次郎給地
同所９	〃　９畝３歩	５斗７升３合	道之助殿御給地
同所14の内	〃　５畝３歩	３斗２升１合	道之助殿御給地
同所13の内	〃　５畝27歩	３斗７升５合	足軽給
	〃　４畝23歩	２斗９升７合	足軽給
同所10の内	〃　18歩	１升８合	御蔵
同所	〃　16歩	３升４合	御蔵
野間	〃　24歩	５升	御蔵
同所南	〃　５畝３歩	３斗３升４合	御蔵
同所11	〃　11歩	２升３合	御蔵
〃	１畝27歩	１斗２升	御蔵
計	田数４反８畝12歩	３石１斗５升２合	

毎歳「米壱石」を領主に献じている。

当地の石炭は採炭場で武雄領内に売られるのと他領（佐賀藩領内）や他藩領に売り出される―旅出―とがあった。旅出の場合は馬に炭をのせて成瀬の土場まで運び、そこで船に積みこんだ。その途中の田地や道路に損傷を与えることが多く、蓮池藩蔵入地の百姓から抗議をうけたので米三石三斗分（一俵につき銭八十五文替）[14]で弁償した。

(4)　交　易

石炭を船に積んで領外へ移出する場合は住ノ江の本藩の役所に永島村庄屋から次のような届出が必要であった。

覚

仏津船頭
生炭　百弐拾樽　弐反帆反艘
鳴瀬ゟ下目出船

右之通御下向日数十日延にして差し出され下さるべく候、但し、武雄私領永嶋村掘出し石炭旅出根居壱万樽の内申し上ぐる儀に御座候、已上

永嶋村
庄屋栄吉

丑十一月十四日
住ノ江
御役所

また、武雄鍋島家の運上方からは

生石炭五拾樽弐帆壱反艘、仏津船頭栄左衛門成瀬より下目出船致し候、但し、元次郎根居高壱万樽の内永嶋村請元庄屋栄吉来

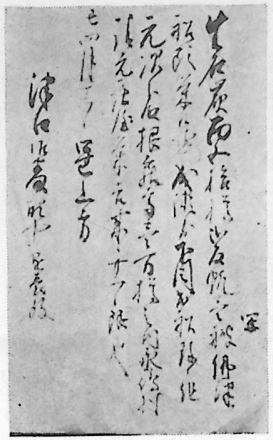

生石炭積出許可証
（武雄町下西山今泉家蔵）

ル廿一日限り也
丑四月十二日　　運上方
津口御番衆中懸表(俵カ)役

というような届出を提出した。(15)

「天保十一年子十二月　生炭旅出帳」(16)によると、石炭輸送にあたった武雄領の舟頭としては新堀（武雄市高橋町）の船頭常吉・仏津船頭栄左衛門・仏津同甚五郎・新堀同市太郎・仏津同納次郎の名が記されており、特に採炭地に近い仏津の船頭が活躍している。「天保十一年子十二月十九日炭売方控帳」(17)によると、武雄領外の佐賀藩内では今津・扇町・久富・千栗・住ノ江・成瀬・今宿・本庄町（現在の佐賀市本庄元町）・鹿ノ子（佐賀市本庄町）方面、佐賀藩外では肥後・久留米方面に多く積み出されている。前者の場合では焼炭が多く、後者の場合は生炭が多い。

武雄領内の天保十一年においては焼炭が生炭より需要が大で、村よりも町が多く購入している。村は薪や竹などの自給燃料に恵まれているからであろう。(18)大口の需要者は小田志の釜焼で、溝上の湯屋も得意先の一つである。翌十二年になると小田志釜焼の需要が前年と同じく目をひくが、成瀬の風呂屋も得意先として登場してくる。(19)

(5) 閉　山

最後に武雄鍋島家の野間山炭坑の経営はどうであったか。別表3「天保十一年子十二月より寅八月迄石炭方銀米請払帳」(20)にうかがわれるように、その収支は二百七十一貫七百十九匁(金で四十両二合八杓)の赤字で、そのうち、七

別表3　「石炭方銀米請払帳」による収支決算表
（天保11年子12月より天保12年寅8月までの）

収　入

（品　目）	（金　額）
	（貫）（文）
御下ヶ請銀	1964・340
売代銭納り	741・031
諸筋より納銀	125・245
計	2830・616……(A)
	421両2合2杓（金に換算）
	70両　（元請）
計	491両2合2杓

支　出

（品　目）	（金　額）貫　文
子11月より12月29日までの仕繰方	457・241
丑4月10日より5月25日までの立坪掘懸入費高（掘子賃銭・水揚用小樽・縄代等）	201・820
丑4月18日より9月24日までの立坪の脇より新麻符明方の諸入費（不成功）	623・581
5月29日より6月8日までの新麻符明方仕繰賃銭（不成功）	104・440
板場より東の方に新麻符明方の諸入費（不成功）	15・800
子12月より丑5月までの役場の下麻符2口仕繰方日数　925日分	277・650
子12月より丑12月までの成瀬土場借賃米銭	47・760
御蔵入蓮池領牛馬通行につき補方	23・980
子12月より丑12月までの生石炭2877樽8合、成瀬土場下シ駄賃	100・720
子12月より寅4月までの焼炭木俵2430俵、小俵3718俵、成瀬までの駄賃	56・346
子12月より丑12月までの日数　210日の頭領賃	63・000
丑正月より9月までの鯨油1石4斗代	86・400
子12月より丑12月までの麻符用松木　991形半代	75・867
子閏正月より寅3月まで諸式整方代銀（役場金入箱・吹子竹・ほげ・つるはし・むぎわら）	98・548
子12月より寅4月までの諸雑用渡方	201・888
丑暮野間山石炭床田地御物成并役場屋敷掘子小屋屋敷御物成納高	47・937
御上御初穂納丑正月14日　金1両代	6・720
子12月以後掘子共へ借越負銭	97・898
子12月より寅8月仕退方役場用筆紙墨代その他	34・709
惣合銭　（払出方）	3101・335…(B)　代金　461両5合08
丑6月運上金御永続方納	70両
計	531両5合08
請不足金　（B－A）	271・719…(C)　代金　40両2合8杓8余
至急渡すべき諸物代その他不足額	70・072…(D)　代金　10両4合2杓
残諮不足銭　（C－D）	201・647　代金　29両6合6杓

十貫七十二匁（金で十両四合二朸）は至急払うべきものであった。その出費の内容を検討すると、新麻布明方（新坑道の開さく）が特に高額であることや坑夫が多額の前借をしていることが目をひく。こうして前掲「諸控帳」に

一　炭掘り方の儀、御止め方相成り候様吟味の上、其段御伺い相成り、其通り仰せつけられ、十二月四日迄相済み申し候、
右につき、家具其外諸品御売り払い相成り候事

とあるように、天保十二年十二月四日になると武雄領野間山炭坑は、ついに閉山になったのである。

註　(1)『伊万里市史』続篇一六四―一七二ページ
(2) 武雄市武雄町下西山、今泉信彦所蔵文書、（以下『今泉文書』と略称する）
(3) 前掲「諸扣帳」
(4) 佐賀県立図書館所蔵
(5)「今泉文書」
(6) 同書
(7) 同書
(8) 同書
(9) 同書
(10)『佐賀県史』中巻、二〇三ページ
(11) 桧垣元吉「唐津藩石炭史の研究」（『史淵』第八十二輯　九二―九四ページ）
(12)「今泉文書」
(13) 同書
(14) 同書「天保十一年子十二月　諸控帳、炭役場」
(15)「今泉文書」
(16) 同書
(17) 同書
(18) 同書
(19) 同書「天保十一年子十二月　売炭方控帳」
(20) 同書「天保十二年丑十月　新山炭売方帳」

㈤ 武雄温泉

(1) 鍋島藩成立以前の武雄温泉

武雄温泉に関する最も古い史料は『肥前国風土記』杵島郡の条に

郡の西に温泉ありてこれを出す、厳岸峻極、人跡牢に及ぶ也

とあるものである。八世紀初頭の当温泉は峨峨たる岩石の間に湧出した自然のままの出湯で、まだ人々によく利用されていなかった。

中世における後藤氏治下における武雄温泉については確実な史料に乏しい。十六世紀半ばごろ北九州を征覇し「五州二島の大守」とうたわれた龍造寺隆信は当温泉に入湯している。すなわち、彼が弟の長信（多久家初代）に次のような書状を出している。(1)

御書面披見せしめ、其心を得候、随って塚崎の湯の儀申し入れ候、一日成り共、早々しく参り候様御用意肝要たるべく候、恐々謹言
八ノ廿九　　隆信 ㊞
長信まいる
御返
申給へ

これは天正三―五年ごろ隆信が長信に武雄温泉の入湯の世話を督促したものである。同じころのものと推定される十月九日付の長信あての彼の書状(2)の一節には、

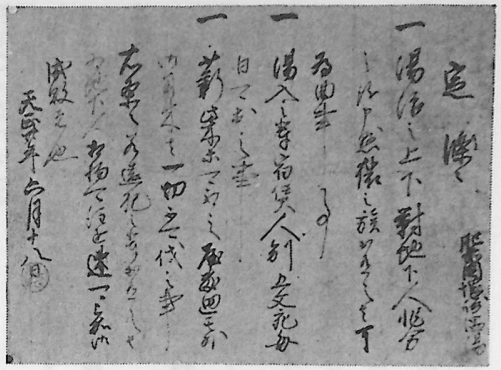

天正20年(1592)塚崎温湯の掟
(武雄鍋島家蔵豊臣秀吉朱印状)

先日塚崎湯の儀申し入れ候処、調え給い候、祝着候、何様是を以て快気たるべく候

とあるのは長信の世話によって入湯して爽快な気分になった隆信が満足の意を表したものであろう。

豊臣秀吉によって文禄・慶長の二回にわたる朝鮮遠征が実施されると十万余の軍勢が肥前の名護屋に駐屯した。戦陣の疲れをいやすべく多数の将兵がこの温泉を訪れて地元の人々に迷惑をかけることもあった。それで秀吉は次のような掟を出してこれを取り締まった。(3)

定　条々

肥前国塚崎温湯

一　湯治の上下、地下人に対し非分の儀申し懸け、猥りの族これあるに於ては曲事（違法）たるべき事

一　湯入の輩宿賃人別五文宛毎日出すべきの事

一　薪柴等これを取るべし、屋敷廻り其外御用木は一切これをきるべからざる事

一　右条々、若し違犯の輩これあるに於ては地下人として相拘え注進すべし

天正廿年（一五九二）六月十八日（朱印）

当時すでに宿泊して入湯する設備が整っていたし、宿賃も規定されていた。

藩祖鍋島直茂が家老鍋島生三宛の書状の一節に

昨日よりゆる〳〵と湯治せしめ、一段と気色もよく腫物にも相当申し□に候（中略）仍って湯治いよ〳〵相当候て気色も一

段とよく候間、心安く存ずべく候

と述べている。(4) これは元和初期と推定されているが、直茂は元和三年（一六一七）春ごろから耳に瘡ができ、それが腫れあがって汗が出て、食欲不振となり、翌四年六月三日逝去した。この書状は彼が腫物治療のため入湯したことを証するものであるが、それが武雄温泉であったかどうかは明らかでない。次の二通の書状はその温泉がやはり武雄温泉であったことを証するものである。その一通は直茂の次男で支藩鹿島鍋島家の藩祖となった忠茂が生三にあてた書状の一節である。(5) すなわち、

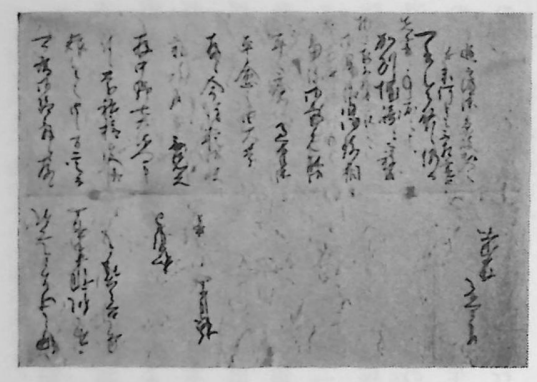

元和3年（1617）鍋島忠茂書状
（佐賀県立図書館蔵「坊所鍋島家文書」）

一書啓せしめ候、仍って加州（鍋島加賀守直茂）塚崎にて御湯治成され、湯相当致し、弥御気色能く、御耳の瘡も過半御平愈の由、大慶に存じ候

というものである。他の一通は直茂が長男で支藩小城鍋島家初代藩主となった元茂にあてたものである。その一節に(6)

頃日、湯治のため、五月廿二日より、つか崎へ罷り越し、ゆる〳〵と湯治せしめ、一昨五日帰宅せしめ候、気色にも相当せず候て腫物もやハらぎ申し候

とある。この二通の書状はいずれも元和三年と推定されており、前者は極月（十二月）十五日付、後者は十一月八日付のものである。

以上の史料によって鍋島藩政以前においても龍造寺隆信や藩祖鍋島直茂らがあるいは戦陣の疲れをいやしたり、あるいは病気の治療のため、武雄温泉にしばしば歩を運んだことは明らかである。

(2)　長崎街道の経路変更と武雄温泉

商品経済の発達によって自給自足をたてまえとする徳川封建体制の内的矛盾が大きくなった十八世紀前半期、長崎街道の経路が変更された。小倉より長崎に至るこの道路は脇街道であるので、長崎路、あるいは長崎往還と呼ぶのが正確であるが、通称に従って本稿では長崎街道と称する。この街道は初め小田（江北町）―成瀬―塩田―嬉野経由（塩田通り）であったのが小田―北方―塚崎（武雄）―嬉野経由（彼杵通り）に変更された。この経路変更の時点については『杵島郡史』、『武雄案内』、『諫早市史』などでは享保二年（一七一七）説をとっている。しかし、これを証する適確な史料がない。「吉茂公譜」[7]享保十三年（一七二八）三月十三日の条によると、長崎奉行三宅周防守康敬が長崎下向の旅中に「痔疾差発セラレ」用人より医師の派遣を乞うたので、相良宗庵を三宅の牛津・塩田逗留中付けた。しかし、同十四日の塩田出発の日になっても、痛み強く、二里（八キロメートル）ほど先の今寺村の山留所に立ち寄って入湯して養生した。しかし、それでも駕籠での旅行は困難だったので戸板に畳を敷いて釣台のようにして平臥ながら彼杵まで行ったと記している。すると享保十三年ごろまで長崎街道は武雄を経由（彼杵通り）せず、成瀬・塩田経由（塩田通り）であったことがわかる。

近藤典二が提供された黒崎宿（北九州市八幡区）代官所の記録と考えられる「若松集録巻一」[8]に所収する「長崎御奉行御下向懸合五十三」に

今度長崎御奉行松波備前守近々御下向ニつき、御領中御泊休并上下人数・次人馬共左の通り申し来り候、其心得あるべし、尤も御泊休所御茶屋の損繕等もこれあり候はば早々御僉議候て申し出られ候様仰せ談ぜらるべく、已上

九月廿四日　　山路嘉左衛門

泊　　休

小倉　　木屋瀬
飯塚　　山家
田代　　神埼
牛津　　塚崎
彼杵　　大村
矢上
長崎

一　人数弐百三拾人
一　次人足百五人
一　次馬六拾疋

右の通りニ候条、諸事例の通り御才判成さるべく候、尤も御泊休所・御茶屋〳〵損等もこれあり候ハバ、繕等の儀、御詮議早々御用聞え仰せ出さるべく候

已上

九月廿四日　　味岡団右衛門

とある。これは延享二年（一七四五）のもので郡奉行味岡団右衛門が長崎奉行松波備前守正房の長崎下向に際して、その宿泊、休憩の宿駅名、上下人数および次人馬数（宿駅間の公用旅行に提供する人馬数）を示し、泊休所茶屋等が損傷した場合は修理すべきことの詮議を御用聞に命じたものである。この時点では明らかに長崎街道は武雄を経由している。なお、この経路変更の理由については文化二年（一八〇五）十月十二日、嬉野を出発し武雄に向った有名な江戸の狂歌作者、蜀山人（太田南畝）がその旅日記「小春紀行」に

田間をゆきて直にゆけば塩田道なり、もとは塩田・成瀬・小田とゆきしを、もとの府井石谷備州、成瀬の宿にやどりて、その

国の富を称せしより、国の守これを恐れて新に柄崎より小田にいたる山道をひらきしといひ伝へり

と記している。これによると、宝暦七年（一七六一）より明和七年（一七七〇）の間、長崎奉行の職にあった石谷備後守清昌が成瀬に宿をとって国の富をたたえたので佐賀藩主鍋島重茂がこれを警戒して彼杵通り、すなわち、武雄経由にしたという。しかし、これを傍証する確実な史料がない。しかし、ともかく長崎街道が武雄経由になったことは塩田川の氾濫によるものであることは次に掲げる史料で明らかである。すなわち、『不動郷土誌』[9]の享保十三年（一七二八）六月五日の条に

大風ノ為メ嬉野・塩田方面ニ大洪水出デ、続イテ大風雨トナリ、西目三郷被害甚シク、家屋二一九戸ヲ倒シ（後略）

とある。また、「蓮池鍋島家請役所日記」[10]享保十四年四月二十日の条にも

塩田洪水の節、下川原渡用丸木船頭より訴え候は丸木一篇にての渡世成り難く候条、銀百目の拝借差出され度く（後略）

ということが記されている。

(3)　紀行文・日記に記された武雄温泉

管見の限りでは次のような紀行文や日記に武雄に関することが散見する。

(い)　安永五年（一七七六）日本紀行（ツンベルク）[11]
(ろ)　天明二年（一七八二）西遊雑記（古川古松軒）[12]
(は)　享和二年（一八〇二）筑紫紀行（菱屋平七）[13]
(に)　文化二年（一八〇五）小春紀行（太田南畝）[14]
(ほ)　文化三年（一八〇六）長崎紀行（伊沢蘭軒）[15]

(へ)　文化十年（一八一三）測量日記又は忠敬先生日記（伊能忠敬）[16]
(と)　文化十年（一八一三）日本九峰修行日記（野田成亮）[17]
(ち)　文政五年（一八二二）江戸参府紀行（フイッセル）[18]
(り)　文政九年（一八二六）江戸参府紀行（ジーボルト）[19]
(ぬ)　嘉永三年（一八五〇）西遊日記（吉田松陰）[20]
(る)　嘉永七年（一八五四）佐嘉日記（中島広足）[21]
(を)　嘉永六年―七年（一八五三―一八五四）長崎日記（川路聖謨）[22]
(わ)　右同、西征紀行（箕作元甫）[23]
(か)　右同、西使日記（古賀謹一郎）[24]
(よ)　右同、長崎旅中日記（岡本幡五郎）[25]

もっとも、これより以前でも元禄四年（一六九一）一月、長崎からオランダ商館長に随行して江戸に参府したドイツ人医師ケンペルも武雄温泉について伝え聞いたところを次のように記している。[26]すなわち、

有馬にある温泉にて湯本温泉と云ふは四肢の癱痺に効用あり、肥崎の柄崎温泉は之と似たるものなり

また、

肥前には水量多き温泉は武雄村にあり、やや小さきが嬉野村にあり、両方とも用方を心得るならば治効ありとある。

(い)はスウェーデン生れの植物学者兼医学者の日記である。嬉野温泉については観察しているが、武雄では昼食をとっただけで温泉に関する記述を見ない。(に)は有名な江戸の狂歌作者の日記であるが、「昼の休所は柄崎なり、又、竹尾ともいふ。あるじを別当伊兵衛といふ」とだけ記し、温泉に関する記述はない。(ぬ)も佐賀城下町についてはか

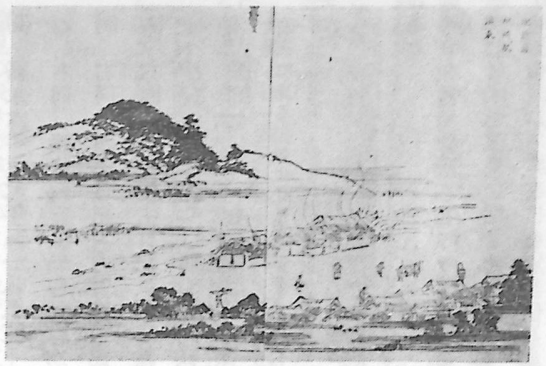

19世紀初頭の武雄温泉の風景（菱屋平七「筑紫紀行」より）

なり、詳細に記しているが、武雄については「柄崎より行くこと数町にして小坂あり、サン坂と云ふ」とのみ記し、温泉については記述を見ない。

(ろ)は備中生まれの蘭医、古川古松軒の日記で、彼は天明二年四月、郷里を出発、九州を巡歴して七月佐賀を通過している。この日記によると、

小田の大町より竹尾（武雄）へ三里、此処は佐賀候太夫竹尾何がしの在所にて大概よき町なり、温泉あり、功もある湯にて他方より入湯の人も来ると云へり

と当温泉について簡単に紹介している。(は)は尾張の商人菱屋平七の日記であるが、彼は享和二年、長崎への旅の往復、武雄温泉に浴し次にかかげるような詳細な記述を残しているほかに桜山（蓬萊山）を背景にした温泉街の風景まで画き添えている。これをみると、桜山の麓に三棟ほどの藁屋根の湯屋がならび、その窓からは湯煙りが立ちのぼっている。そして道路を隔てて向側には七軒ほどの民家が立ち並んでいる。手拭を肩にかけたり、手に下げたりした浴客らしい男女、旅籠にゆられて旅を急ぐ人、風呂敷包を背負い饅頭笠を冠って今しも出発しようとしている旅人、天秤棒をかついだ行商人など十九世紀初頭ののどかな武雄温泉街を描写していて興味深い。往きは同年四月二十七日、彼は武雄を通過しているが、

（前略）十町余行けば（川良村から柄崎宿北方よりこれまで一里十三丁）人家四百軒計り、佐賀の家臣衆の領地なり、此所に温瘡疥瘡などによしといふ温泉あり、遠近の人湯治に来り集る。さるによりて宿屋茶屋多し

と記し、当温泉が皮膚病の治療に効くとして遠近の湯治客が来遊したことを紹介している。

帰りには同年五年二十日、園木（彼杵）を出発したが、折りからの長雨に水量を増した一の瀬川の急流を危険を

冒して徒渉し、嬉野を過ぎること二里ばかりで日は暮れ、雨もひどくなった。そして、ようやく武雄に到着し、入湯してほっとした様子が次の一節にうかがわれる。

友繁伊兵衛といふに宿る。此宿に温泉あり、主の案内にて風呂の代りに往て浴す、湯屋の中を四つに仕切て、一の湯坪へ入こみ、二三は留湯、四をば侍湯と称す、何れも二間四方計を石にてたゝみあげて湯坪ふかく、温泉潔くして、いずれも心ゆくまで浴したれば、けふの行路の辛苦をも頓に忘たり、温泉の功能、湿瘡・疥瘡・脚気・中風等によしといへり

一の湯屋が四つの湯坪に仕切られ、入りこみ（だれでも入浴できる湯坪）、留湯、侍湯などの身分によって湯坪が区別されていることや、二間四方を石で畳みあげた、かなりに整備された浴場の様子がうかがわれる。

(は)は備中生まれの蘭医の日記で、彼は文化三年七月、長崎下向の途中、武雄を通っている。同日記の同年七月三日の条に

二里成瀬駅、二里塚崎駅、一商家に休す、駅長の家の温泉に浴す、清潔にして味淡し、脚気・疝気を愈すといへり

とある。「駅長の家の温泉」とは理解に苦しむが、本陣―肥前守茶屋―所属の温泉に浴したものか。当時、武雄温泉は脚気や疝気（腹や腰の痛み）に効験があるといわれていた。

(と)によると日向佐土原の山伏、野田泉光院成亮が全国の修験道の山々を巡歴し、文化十年五月十八日に武雄にきて四泊し、毎日入湯している。当温泉については

湯坪五つあり、一番は御前湯とて常人は入る事を得ず、二番は代十文湯、三番は代五文、四番は代四文とて一度〳〵入湯毎に取る也

と記している。御前湯（佐賀藩主専用の浴場）のほか料金によ



伊能忠敬肖像
（千葉県佐原市、伊能忠敬記念館蔵）

って区分された四等の湯坪があったことがわかる。文化三年より七年後になると湯坪が一つ増加している。

(ヘ)は全国を測量した有名な地理学者伊能忠敬の日記であるが、これには

武雄村枝湯町分、左ニ一向宗善念寺、三ツ辻、真直ニ二町計り本陣客屋あり、此所温泉湯壺六ヶ所、名湯也、右ニ制札、左ニ馬駅場、通名塚崎ト云（後略）

とある。(ト)と比較して湯坪がさらに一つ増えている。温泉の近くに本陣すなわち客屋がある。当温泉が名湯としてすでに有名であったこともわかる。

(チ)は長崎オランダ商館の書記フィッセルの日記である。彼は文政五年二月八日（太陽暦）商館長ブロンホーフに随行して江戸参府の途中、彼杵を出発して、嬉野を経て武雄についている。その日記には

此晩武雄にて藩侯の甚だ壮麗なる浴場を見たり、此地にも温泉あり

とある。藩主専用の浴場の壮麗さは外国人の目をひくものがあったのである。

(リ)によるとジーボルトは文政九年二月十七日（旧暦一月十一日）、彼杵から嬉野を経て武雄につき、温泉に浴している。その一節を左に掲げる。

嬉野から数時間進むと塚崎の温泉があるが、三つの登りという意味で三坂と呼んでいる高い山を越えて道が通じている。この塚崎付近の温泉はまた武雄温泉の名で知られていて、同じ名の山麓にあり、一般に嬉野温泉と同様の物理的・化学的性質を示している。ただ温泉の温度は列氏四〇度（摂氏五〇度）に過ぎず、（嬉野温泉は列氏七四―七三度（摂氏九〇―九一度））湯元の湯溜はもっと大きく浴室はいちだんと快適な設備をもっている。使節とわれわれは肥前藩主の浴場で入浴する許可をえた。木製の浴槽で湯元から湯が運ばれた。その清潔さは驚くほどで、もともと水晶のように透きとおった湯をまえもって馬の尾で作った細かい篩でこすのである。塚崎は小さな町で嬉野温泉と似通った病気（慢性病・痘瘡・瘢疹の病後の療養、癱痺・痛風・リウマチ）に利用され、広い効能があるといわれているから、たくさんの入浴客が訪れる

これを彼が嬉野温泉について記しているのと比較すると、十九世紀前半期における武雄温泉は嬉野温泉に比して湯量が少なく、温度も低い。しかし、浴槽はずっと広く、設備はずっと快適であって、特に藩主専用の浴場の清潔さ

は驚くべきものがあった。

(ヲ)は歌人中島広足の日記であるが、彼はこの年の三月十三日、伊万里を出立、宮野を経て夕方武雄に到着、弟子の相賀照忠をたずねて宿をこうた。あいにく病人がいて都合が悪かったので、照忠の案内で長崎屋に宿をとった。翌十四日まで雨が降り続いたので、「こゝは温泉の名だたる里なれば、けふはゆあみして」一日をくらそうとしたが、夕方になると雨が止んだので、照忠の案内であちこちを見物している。桜山の桜も大部分散ってしまっていたので

ひまもなくしだれる松に白雲のすぎて見ゆるは桜なりけり

と詠じている。

(ワ)(カ)(ヨ)は幕府勘定奉行川路聖謨、西丸留守居筒井政憲一行がロシヤ使節プチャーチンとの間に日露修好条約締結交渉のため長崎に西下したときの日記である。往復とも武雄を通っているが、往きは「二日分歩行候て」というほど先を急いでいたので、武雄は通り過ぎただけだったが、武雄について

塚崎という所は肥前守茶屋にて温泉有り、よき遊山所也、華清宮（唐の玄宗皇帝が驪山にたてた温泉宮）のいにしえ、おもい出らる。此辺、梅花咲きたり。

と記している。(ヨ)には「一、塚崎駅本陣茶屋原口利蘇右衛門」とあるので、武雄でも本陣（茶屋）で昼の休憩をとったと推察される。帰路は嘉永七年一月十八日、長崎をたち、翌十九日彼杵に一泊した一行は廿日、嬉野で昼休をとり、武雄に止宿している。(タ)に

きのうより、雨にて川々留りたれど、山川故に間もなく明くべしとの事也、これは西国の山川はみな岩橋なれば、水いずれは其上を流るる故にわたりがたし、四時（午前十時）より出立して、故なく塚崎に止宿せし也、ここは松



川路聖謨肖像（「ゴンチャロー フ日本渡航記」より）

平肥前守茶屋にて庭に温泉有り、至てよろし、領主も時には遊覧の地なるべし

当時の長崎街道は架橋が少なく、川水が道路と交差する所は岩の上を渡る所謂、岩橋があって水量が多いときは旅行者を悩ませた。聖謨一行もこの岩橋を渡るに暇どって図らずも武雄に宿泊した。この「肥前守茶屋」については(わ)に本陣の内に温泉あり、清冽鑑すべく、温暖身に適す、入浴すること久しくして肌肉の瘙攣解弛するを覚ぬ。

と記している。また、(か)の嘉永六年十二月八日に

午、柄崎に至る、舎に大湯池有り、石甃(いしだたみ)を以てす、諏訪綿湯に比す、頗る熱く人体に適す、琉気(硫カ)強し、舎広荘、肥侯茶屋に係る

この「肥前守茶屋」または「肥侯茶屋」については川田貞夫が『長崎日記・下田日記』の註に

茶屋は御船山の山麓にあり、佐賀鍋島家三支藩の一つである武雄領主茂義が隠居した弘化二年（一八四五）に造営した。

と説明している。佐賀鍋島家三支藩とは小城・蓮池・鹿島の三家であり、武雄鍋島家は所謂、親類同格の重臣である。したがって武雄鍋島家は三支藩の一つとするのは間違っている。しかし「肥前守茶屋」乃至は「肥侯茶屋」を御船山山麓の萩尾公園（現在の御船山楽園）にあった武雄領主の茶屋、すなわち、別荘とすることも検討する必要がある。温泉所在地から御船山楽園まで約一・五キロメートルほど隔たっており、しかも、川路聖謨一行が宿泊したのは旧暦一月半ばの厳冬の季節である。入浴したあと現在の御船山楽園にあった茶屋まで宿泊のため赴いたとは考えられない。さきにあげた(を)の川路の『長崎日記』の一節に「ここは松平肥前守茶屋にて庭に温泉有り」(わ)の箕作の『西征紀行』にも「本陣の内に温泉あり」とある。川路一行が宿泊した茶屋乃至本陣と彼等が入浴した武雄温泉はもっと隣接していると思われる。なお、本陣と茶屋については大島延次郎著『本陣の研究』に引用する『沼隈郡（広島県）誌』に

西国街道ノ諸駅ニハ本陣及ビ脇本陣ヲオク。藩ノ茶屋ヲ以テ之ニ充テ、茶屋ナケレバ民家ヲ充ツ、

とある。近藤典二もその著『島栖地方の宿場』の一節に[27]

幕府の道中奉行の管轄下にある五街道の宿駅にあっては、その宿駅における富豪の家をそれに当て、その主人を宿役人とし、これを本陣・脇本陣とよんだ。これに対し、脇街道の宿駅はその藩の大名の管理下におかれ、本陣に該当する施設は藩営の御茶屋であるのが普通であった。

と述べている。すなわち、長崎街道のような西国の脇街道においては藩主の茶屋が本陣にあてられるので、茶屋とも本陣とも称したのである。最近、発見された天保年間「武雄郷之図」によると「湯町」（この図では武雄町温泉通りをさすと推定される」の北のすみに「湯坪」、さらに「湯坪」の左に隣接して「御茶屋」と明記している。

以上かかげた史料を総合してみると、川路聖謨一行が嘉永七年に武雄温泉の藩主専用浴場「御前湯」入湯後、宿泊した「松平肥前守茶屋」は川田貞夫が註解する御船山楽園の場所にあった武雄領主の茶屋ではない。武雄温泉のそばにある佐賀藩主の別荘、すなわち茶屋兼本陣である。



隣接した湯坪と御茶屋
（武雄鍋島家蔵「天保年間武雄郷の図」より）

(4)　佐賀藩主と武雄温泉

慶長・元和から寛永期にかけて佐賀城、佐賀城下町の建設、藩法鳥ノ子帳の作製、三支藩の設置など藩体制の基礎を樹立したのは初代藩主鍋島勝茂である。彼が重臣多久長門安順あてにだした慶長十四年（一六〇九）ごろの書状の一節に[28]

我等塚崎の湯を汲ませ候て入り申すべく候条、暫くは此方逗留申すべく候

とあって、勝茂は長期間武雄に滞在して湯治している。このころからすで



鍋島直正公御年譜地取」肖像

に藩主専用の浴場があり、湯坪から湯を運んで使用している。

幕末になって、加地子猶予や農地分給による土地制度の改革、洋式の大砲や小銃・蒸気船製造などの軍事力の強化、藩校弘道館教育の拡充等の諸改革を推進したのは十代藩主鍋島直正である。彼もしばしば武雄温泉に赴いている。「直正公御年譜地取」[29]によって直正が慶応元年（一八六五）から明治元年（一八六八）の三年間、塚崎に入湯のため赴いた年月日を列記すると次のとおりである。

(1) 慶応元年（一八六五）三月二十九日
(2) 〃　二年（一八六六）三月二十一日
(3) 〃　二年（　〃　）十月二日
(4) 〃　三年（一八六七）三月二十五日
(5) 〃　三年（　〃　）九月二十五日
(6) 明治元年（一八六八）十月二日

隠居後のこととはいえ、歴代藩主として最も頻繁に武雄温泉に入湯している。これは彼の持病である痔の治療のためと推定される。彼は文久元年九月参府のため江戸まで旅行したが、その時分から痔疾の病状が悪化し、ついに隠居を決意するに至った。同年十一月、彼が幕府に提出した隠居届[30]に

当九月参府のため押して出で立ち候処、旅中より痔疾殊の外差し募り、其上不時眩暈をも差し添え、何分登城其外公務仕り候容躰ニ御座無く候、これによって今般隠居仰せ付けられ、家督信濃守（直大）え下し置かれ候様願い奉り候、（後略）

とある。こうして、翌二年二月幕府から隠居が許可された。元治元年（一八六四）は五月に池田屋騒動、七月に禁

門の変、八月に四国連合艦隊の下関砲撃と動乱に明け暮れた。直正も「一昨秋（文久二年）以来公武御間御周旋」を依頼するとの勅命を蒙ったが「病累ねて打ち重り止むを得ず」御猶予を願って上洛を延期している。この際の病気も登京延期の口実ではなかったのである。前掲「直正公御年譜地取」の同年四月十八日の条に

一、四月十八日御入湯のため塚崎え御越す、但し、塚崎御逗留中は上総（鍋島茂昌）宅入らせられ、日々湯治場御出ず、扨又、近傍所の御遊歩、且つ、猪鹿狩等も御覧遊ばさる。但し、以後、御入場湯治場茶屋に在らせらる事もこれあり。

とある。直正は彼の持病である痔疾の治療のために武雄にしばしば赴き、鍋島茂昌邸に逗留して毎日温泉に通い、入湯して治療したのである。そして時には付近を散策したり、狩猟を見物したり、或は浴場に隣接した「肥前守茶屋」―本陣―で休憩することもあったのである。彼の利用した浴場はいうまでもなく、藩主専用のいわゆる「御前湯」であったであろう。

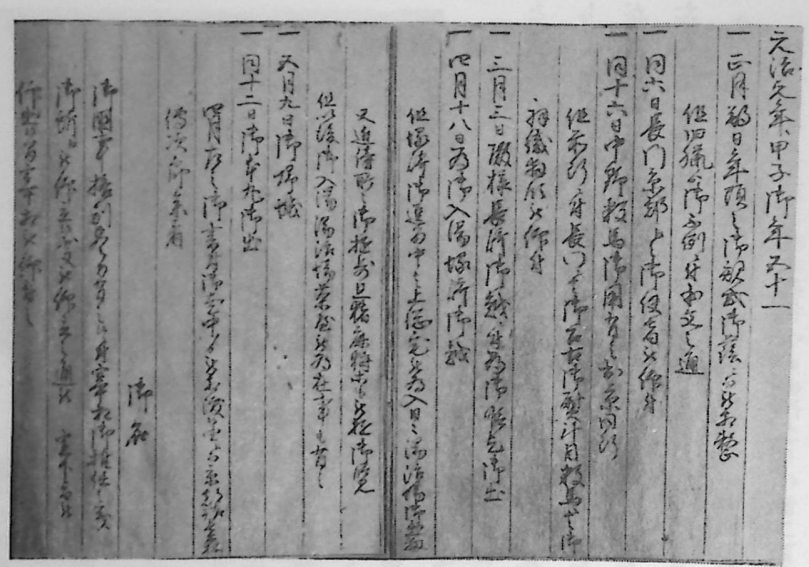

佐賀県立図書館蔵「鍋島直正公御年譜地取」元治元年（1864）4月18日の条

入浴規定と湯銭　当浴場の最も早い入浴規定は先述したように天正二十年の豊臣秀吉が定めた「塚崎温湯の

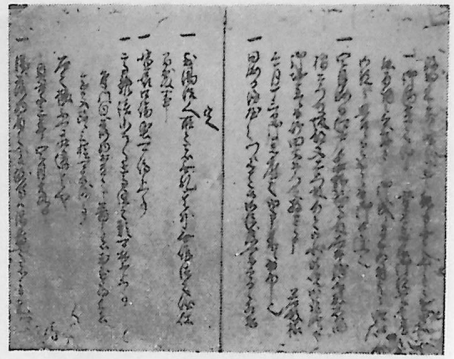

貞享３年（1686）武雄温泉入浴の掟の一節
（武雄鍋島家蔵「丙寅蔵諸扣」）

定」であろう。鍋島藩政期になると、藩体制の確立をみた十七世紀中ごろになると次に掲げるような、さらに詳細な掟ができている。すなわち、「丙寅蔵諸扣」の貞享三年（一六八六）四月晦日の条に(31)

一、同晦日湯屋の門にこれあり候御法度書今日相替えらる

定

一、湯治人に至り（対して）所の者無礼其外無作法の儀仕り間敷き事
一、喧嘩口論堅く停止すべき事
一、高雑談・小うた・高謡の類禁止すべき事

付けたり、門内へ落物これあるに於ては、直しおき、尋ね来る者へ念を入れ改め候上、慥に相渡すべき事

右の趣相違すべからざる者也

貞享三年四月廿九日

とある。これによると、湯治客に対する武雄地元の人の礼儀正しい態度、喧嘩口論の禁止、遺失物の管理等を規定している。なお、この掟については「今日相替えらる」とあるので、貞享三年以前の鍋島藩政期にすでに入浴規定ができていて湯屋の門に掲げてあったのを貞享三年に改定して掛け替えたものであろう。どのような点が改められたかは明らかではないが、この入浴掟のあとに次のようなことが記されている。(32)

一、湯に落物ある節、跡方（従来は）湯番の者手前に直し置き、尋ね来る者へ相渡し候仕形ニ候、右にては然るべからず、重ねて向後の儀、荷物これある節は湯番の者より木下彦左衛門へ相達し、彦左衛門手前に慥に渡し置き、尋ね来る者へ色立等引き合せ相改め相渡すべく候、若し、尋ね来る者これなくば、何迄も直し置き、然るべき旨、右書付同前にて原田杢兵衛ニ相

渡すべき事

これによると、落し物は湯番から心当たりの者に直接渡すのでなく、武雄鍋島家の担当役人の手を経て、よく確かめて渡すべきことが記されている。遺失物の管理が厳格になったのである。なお、湯番については「元禄九年（一六九六）諸扣日記」によると湯番惣兵衛の代人として湯町居住の市郎兵衛を命じたい旨を空閑源右衛門・南星杢之助より「頃日」申し上げたところ「其身様へは御存じ遊ばれず候条、武雄にて詮議次第然るべき旨仰せ付けられたしとある。すると湯番の任命は藩庁の許可を要したが、代人は武雄で選定することが任せられていたのである。

なお、湯銭については武雄領主が文久三年（一八六三）十一月に小納戸元〆・小納戸役に達した手頭の一節に(33)

一、湯銀の儀も前条同断、尤、湯元大修覆等の筋は格別につき、願いにより吟味の上、差し出すべく候。他事には決して差し出す間敷事

附、湯銀の儀はかねて別目安取り立ておくべき事

とある。これによると湯銭すなわち入浴料の収入は「山成銀・諸運上」などと同じく懸硯（機密費）に繰り入れられ、一般蔵入の収入とは区別された。ただ、浴場を大修理するときは特別に願いを出して吟味（調査）の上、下付することもあったが、他の事にはいっさい使わせなかった。そして湯銭の収入は別目安（特別出納簿）を作ることになっていた。

註　(1)　多久家文書50号『龍造寺隆信書状』『佐賀県史料集成』第十巻所収
(2)　同22号『龍造寺隆信書状』『佐賀県史料集成』第十巻所収
(3)　武雄鍋島家文書
(4)　坊所鍋島家文書77号、『鍋島直茂書状』『佐賀県史料集成』第十一巻所収
(5)　坊所鍋島家文書（未刊）
(6)　『元茂公御年譜』巻の二
(7)　佐賀県立図書館蔵

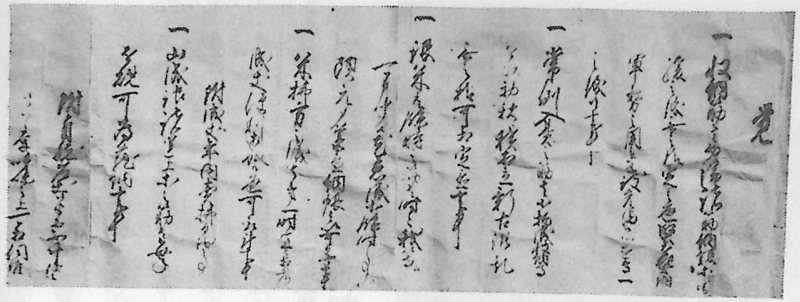

(8)　福岡県立図書館所蔵同書写本

役に対してだした手頭（武雄鍋島家蔵）

(9)　佐賀県立図書館蔵

(10)　同

(11)　『異国叢書』

(12)　『日本庶民生活資料集成』巻二

(13)　九州大学国史研究室蔵、福岡県立図書館蔵

(14)　『蜀山人全集』巻一（『新百家説林』所収）

(15)　森鷗外著『伊沢蘭軒』（『鷗外全集著作篇』第八巻所収）

(16)　千葉県佐原市伊能忠敬記念館蔵

(17)　『日本庶民生活資料集成』第二巻

(18)　「異国叢書」『ツーフ日本回想録』付録

(19)　平凡社『東洋文庫』87号

(20)　『吉田松陰全集』第十巻

(21)　長崎県立図書館蔵、佐賀市材木町、野中万太郎蔵

(22)　平凡社『東洋文庫』124号『長崎日記・下田日記所収』

(23)　『大日本古文書』幕末外国関係文書付録

(24)　同

(25)　九州大学国史研究室蔵

(26)　『異国叢書』

(27)　『鳥栖市史』研究篇第一集

(28)　多久家文書18号、『鍋島勝茂書状』『佐賀県史料集成』第八巻所収

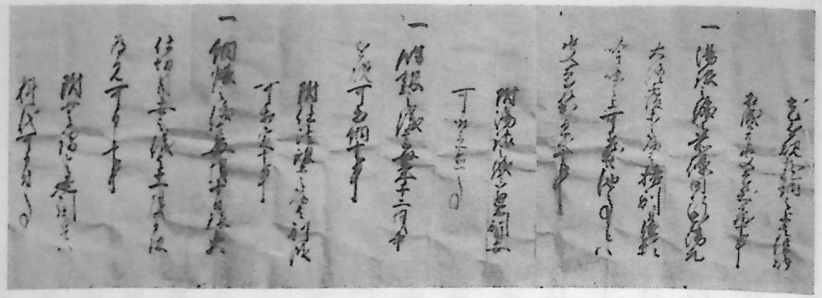

文久３年（1863）11月武雄鍋島領主が小納戸

(29)　佐賀県立図書館蔵

(30)　「鍋島直正公御年譜地取」文久元年十一月四日条

(31)　武雄鍋島家蔵

(32)　武雄鍋島家蔵「丙寅蔵諸扣」

(33)　武雄鍋島家蔵

㈥　身教館

(1)　身教館の成立

武雄鍋島領において最初に家中の士の教育のための学校、身教館が開設されたのは五代領主（家信を初代として）鍋島茂正の享保年間である。いかなる史料に基いたかは不明であるが、石井良一著『武雄史』によれば享保二年（一七一七）としている。これよりさき、佐賀藩においては元禄四年（一六五一）二代藩主鍋島光茂が城内二の丸に聖堂を建て、三代藩主同綱茂は城外鬼丸の観頤荘内に移した。鬼丸聖堂がこれである。国老多久茂文も元禄十二年（一六九九）領内東ノ原に「東原庠舎」を建て、河浪自安を教授に任じ、家中の教育にあたらせ、宝永五年（一七〇八）には今も現地に遺存する聖廟、恭安殿を設立した(1)。このように元禄・宝永・享保のころは佐賀藩においても文治主義的政策が実施された時代であった。茂正の先代茂紀は幕府の文教を掌さどった林家の門に入り、朱子学を修め、領内に学館の設立を企図した

が、生存中にこれを果たさなかった。茂正も山鹿素行について古学を修めた好学の領主であったので、先考の素志を果たすべく、茂紀の居館を学館としたのである。場所は現在の武雄市役所の西南、西田小路の中央で今の九州電力会社の社宅の位置にあった。入口は北にあり、西田小路より出入した。化政期（十九世紀初）の十代茂順、天保期（十九世紀半ばごろ）の十二代茂義いずれも文武を奨励した。十三代茂昌も戊辰戦争終了後、学館の経費を現米百石より百五十石に増加して、学制を改革したので、職員、生徒数も増加し、教育の成果も大いにあがった。



身教館のあと（武雄町西田小路）

(2)　校舎と職員構成

建物は二つあり、西方の建物を講文所、東方の建物を修文場と称した。敷地は五百四十坪、建物は百六十八坪であった。[2] 建物は明治二年（一八六九）二月十三日剣道場を除いて焼失したが、「身教館要略」[3]によると、修文場は二階建で、一階には領主臨校の間・教室・学頭出勤所・外生（通学生）の教室・外生句読師出勤所などがあり、二階には監厨（会計）、教員宿直所・食堂・内生（寄宿生）の教室等の諸部屋があった。

身教館は文武方の管轄下にあった。慶応二年（一八六六）「役繰帳」[4]によると、文武方は頭人二名、相談役二名、附役一名によって組織され、身教館は懸り合一名、学頭二名、局長一名、部御目附一名という構成である。「身教館要略」によると、



多久市東の原にある聖廟恭安殿

文武方頭人は家老の兼任であって（「役繰帳」では武具方頭人も兼ねている）別に役料はない。身教館学頭は役米四斗四升で上士がこれにあたり、文武局頭人を助けて学生を総轄する。監察（「役繰帳」の部御目附か）は役米三石八斗で、中士これにあたり、「教員及ビ生徒ノ勤惰ヲ監査シ、若シ怠惰不品行ノ者アルトキハ、直ニ封書ヲ以テ領主ニ上申スル」を任務とする。寮監は役米三石八斗、中士これを勤め、学頭を助け生徒を教育する。監厨は役米三石八斗で中士これにあたり、学校会計を掌る。そのほかに上中下士の別なく実力ある生徒をもって準教員とした句読師がある。役米は二石四斗である。門衛兼、僕は十二石一斗の役料で庶民のうちからこれを任命した。職員概数は維新前において十五人であった。[5] 天保より嘉永にかけての学頭には筑前の有名な儒者亀井南冥・昭陽父子に学んだ大野（山内町住吉）の人、清水竜門があり、慶応二年には松尾沢右衛門・小川源吾の二名がある。武雄村（武雄市武雄町）の庄屋の子でのちに藩校弘道館教授に任ぜられた一ノ瀬正助もこの学館の教授（局長）であった。

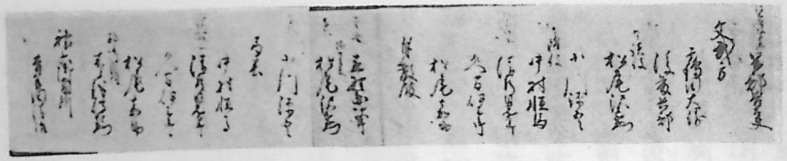

慶応2年（1869）の役繰帳より　（武雄鍋島家文書）

(3)　教育内容

生徒概数二百三十人で、うち寄宿生約八十人、通学生百五十人であった。寄宿生は貧富の差により飯料の半額または全額を給せられた。貞享から享保にかけての身教館卒業の儒者には『藤山考略』の編者栗原心斉や久間休兵衛・同弥次右衛門がある。維新前後には松尾致孝・立野元定・平吉誠紓などの錚々たる学者が輩出している。家中の子弟は十五歳に達すれば入学した。修学年限は五年乃至十二年である。入学を許可された生徒は礼服を着用し、恭しく教師の面前で挨拶をし、教師は小学あるいは孝経・論語等より修身上肝要な一、二章を講じてきかせ

た。束修（入学の際の教師への贈物）はあったが形式は一定せず、授業料はいらなかった。教科は文学と武術に大別され、文学は和学（国文学）・漢学（漢文学）・習礼（礼法）・兵学等があり、武術は弓馬・槍術・砲術・柔術があった。文学の教科書としては

小学・論語・孟子・大学・中庸・十八史略・国史略・歴史通鑑・元明史略・史記・左氏伝・国語・孔子家語・礼記・易経・書経・文章紀範・唐宋八大家・日本外史・日本政記・地理全誌・海国図誌・瀛環史略・福恵全書・集義和書・政談

があった。講義は聴講と輪講に分かれ、教師は四書五経を講説して古聖賢の嘉言善行について徳性を涵養し、修身斉家の理を教示した。読書は読書と作文に分かれ、第一年は通俗用文（日用文）を通して詞格語法（国文法）の大意を知らしめ、論説・志伝等の題を与えて漢文を作らせた。第二学年以上は専ら漢文を教授して読方・字義・句法・章法・文格等を理解させた。文学の授業は午前五時に開始され、午後四時までに終わるという猛烈なもので、朝一時間、昼一時間、晩二時間の休憩があった。武術は午後六時に始められ、午後九時に終わった。(6) なお、講堂には呉道子の筆になる孔子像と五カ条の壁書があって、毎年春秋と冬至にはこれを掲げて釈菜を行なっていた。壁書は次のとおりである。(7)

一、武士は国家の柱石たることを忘るべからず。身命は我物に非ず、国家の用と存すべきなり、第一生を好んでは何事も出来ぬものなり、武士は生ると其儘命は無きものと心得候こと、古人の語にて、身を捨ることを知りて初めて武士の部に入るものなり、決心さえ出来ぬれば何事も出来ぬということなし

一、万事後れを取るべからず、大事の思案は軽くすべし、平生能く武道を吟味致し、我身に迷のなき様に心懸くべし、大事の思案軽かるべし、何も身を捨る外他事なし

一、諸芸を専ら学ぶべし、芸は心の城郭、城郭固ければ事に望みて感ぜず、心懸け薄きは不覚者なり

一、毎事倹約を守るべし、人の繁栄、華美を少も羨むまじき也

一、武辺は麁忽ぞ、平生は叮嚀を守るべし、覚悟を極めたる人は必ず叮嚀温和なるものなり、無益の争は負けて居申すべし、不審の人は成るだけ交るべからず、各五ヶ条平生能々熟得すべし。もし、不吟味輩も気付候わば、遠慮なく切蹉致し、共に国家の用たる事を厚く心懸くべきなり。

葉隠精神の横溢した生徒心得といえよう。

春秋二回の大試験は家老、政務ならびに雑務の各局長、監察長（大目付）が臨校して実施された。四季の文武の小試験には文武局の職員や学館職員が臨席した。年度末には学生の成績の優劣および勤惰を評定し、優等・上等・下等の三等に分けて筆・紙・墨および大刀竹（竹刀）等を賞与した。(8)「清水竜門日記」(9) 天保七年（一八三六）二月二十三日の条には

身教館会業（試験）の儀、是迄の処、等を越え候致し方につき、以来ハ次第を踏み、孝経・小学・孟子・論語・学庸（大学・中庸）と会業致させ（後略）

とあるので経典の試験課目の順序も右に掲げるようにそのころ規定されたのであろう。なお、同書の同年十一月二十三日の条には

（上略）身教館詰人数段々相減り、諸稽古も大分に競わざるに相成り候由、御咄しの模様、御前へ申し上げ候処、上にも甚だ御心痛に思し召され、何の通りこれあり、相競い申すべき哉吟味いたし候様仰せられ候故（後略）

とあるので、当時は身教館の職員陣容も整わず、教育成果もあがっていないようである。しかし、維新前後には家中の士は文学においては論語・孟子・大学・中庸の講読をすまし、武術においては砲術・柔術のうち、一術の相伝を得なければ



咸宜園（大分県日田市淡窓町２丁目）

別表(1)　武雄領民の咸宜園入門者一覧

入門年月日	入門者住所	入門者氏名	年齢(歳)	紹介者氏名	備考
文政13(1830) 10.15	肥前武雄塚崎湯町	米安雄安	22	古賀万菴	
天保13(1842) 2. 2	杵島郡武雄	河原伝	19	深濠貫一	
嘉永5(1852) 4.14	肥前武雄	小川彦之進(小川弘人悴)	17	桟衡平	
安政3(1856) 7.27	武雄小田志	奥川源一郎(奥川嘉左衛門悴)	19	原田格之輔	
安政5(1858) 3.18	肥州武雄家中	清水晃太郎(清水駿平悴)	14	奥川玄一郎	(奥川源一郎と同人物?)
〃(〃) 3.18	〃	清水玄道(清水宗安悴)	14	〃	〃
安政6(1859) 2.22	肥前杵島郡武雄	寛静(大覚院悴)	19	清水晃太郎	
安政6(〃) 9. 7	肥前武雄	長学(吉祥坊悴)	19	池田謙蔵	
万延1(1860) 9.20	〃	松本岩雄	17	清水晃太郎	
文久2(1862) 11.16	〃	天城魁雄	22	昌井周要	
慶応1(1865) 8.17	〃	穎大演(妙輪寺二男)	18	清水寛二郎	
慶応1(〃) 8.22	〃	伊藤進一郎(伊藤伊之吉悴)	17	〃	
慶応1(〃) 9. 6	〃	小池鶴五郎(小池又次郎悴)	19	〃	

入門簿続篇(『淡窓全集』下巻)より作成

家名の相続を許さないように学館教育が重視され、強化されていた。

なお、豊後日田(大分県日田市)広瀬淡窓が創設した学塾、咸宜園(かんぎえん)に文政十三年(一八三〇)から慶応元年(一八六五)までの三五年間に別表(1)のごとく武雄領のものが十三名程入門している。西川登町小田志で先代まで窯業を続けていた奥川家や武雄町町柚木谷で医業を継承して清水家の先祖が入門したり、あるいは入門者の紹介者となっているのが注目される(10)。

(4)　私塾と寺小屋

私塾は幕末から明治初年に多く開かれたようで、およそ別表(2)のごとくである。立野、松尾、平吉はいずれも身教館の教授であった。

身教館は先述したように明治二年に焼けたが、その聖像と壁書は火災を免れ、最も

別表(2)　武雄領私塾一覧(嘉永2年(1849)より明治元年(1868)における)

名称	学科	所在地	開始年	廃止年	塾主名
桂山私塾	漢学・和学・筆道	武雄村	明治元年(1868)	明治38年(1905)	立野元定
	和学・漢学	〃	〃	明治18年(1885)	松尾致定
	漢学・算術奥義	〃	〃	明治20年(1887)	平吉誠舒
甕山書院	漢学・筆道	宮野村	嘉永元年(1848)	慶応3年(1867)	谷口中秋(藍田)

別表(3)　立野塾の内容

所在地	教師数	生徒数	学科	授業順序	教科書	習学年限	修業衆儀
武雄村	男…2 女…1	男…25 女…5	和漢学、朱子及び物徂徠・亀井昭陽を折衷、詩歌、文章、筆道	素読は四書五経を授く、講義は論語・孟子・大学・中庸・国語・左氏伝・詩経・書経・礼記・儀礼・周礼	四書五経・周礼・儀礼・国史略・元明史略・歴史綱鑑・十八史略・左氏伝・国語・日本外史・史記・八大家・政記・文章軌範・博物新篇・地理全志	3年	修業あり、一定の束なし、謝儀も同また同じ

別表(4)　武雄領寺小屋一覧

所在地	学科	習字師氏名身分	開始年
三間坂	読書・習字	牟田右衛門佐(士族)	安政5年(1858)
鳥海	読書・習字	馬場宝太夫(士族)	弘化元年(1844)
真手野	読書・習字	馬場龍之進(士族)	慶応3年(1867)
武雄	読書・習字	松尾定右衛門(士族)	弘化3年(1846)
宮野	読書・習字	黒髪常陸(士族)	安政元年(1854)

生徒数の多かった立野塾に移された。当塾の内容は別表(3)のとおりで、その授業順序や教科書も身教館にならっているし、釈菜祭も学館のように毎年春秋二季と冬至に行なわれていた。

藩政時代の寺小屋は別表(4)のごとくで、いずれも幕末に開かれたものが多い。(11)「旧佐賀藩武雄領学制沿革調」(12)によると、習字はいろは・名頭(姓名か)・村名・国名・日用文などを教え、教科書には商売往来・実語教・庭訓(ていきん)往来、女子用としては百人一首、女小学・女大学が使用された。寺小屋は塾が武士を対象にしているのに対し、農商の庶民を対象にしたものであろう。修業年限は一年乃至三年で、束修はあったが一定せず、月謝は大体米一升で、正月や五節句には各自の意向により謝金を納めることもあった。なお、生徒数は五十名内外で男女の比は五対一ほどであった。

註 (1)『佐賀県史』中巻
(2) 石井良一著『武雄市史』
(3)「武雄鍋島家史料」
(4) 同書
(5)「身教館要略」
(6) 同書
(7) 石井良一著『武雄史』
(8)「身教館要略」
(9) 九州大学文学部九州文化史研究施設所蔵
(10) 入門簿読篇『淡窓全集』下巻所収
(11) 別表(2)(3)(4)は「身教館要略」により作製
(12)「身教館要略」所収

七　犯科にみる庶民生活

武雄領内の犯科の記録については、長崎奉行所の犯科帳や小城藩の罰帳といったようなまとまった記録は残されていないが、断片的に残されている。(1)

犯科については当時の人々の政治に対する考え方や道徳観、庶民の生活の実態を知るうえで貴重な記録である。ここでは断片的な記録をもとに、特に元禄時代前後を中心に犯科を追ってみたい。

不義密通　下西山村の七兵衛は武雄の湯町に住む太郎右衛門の女房と密通し、これに加えて盗みを行なっていたので、元禄九年(一六九六)三月十二日に死刑となった。なお、太郎右衛門の女房も

…右女下西山村七兵衛と折々密懐仕候付て生害被仰付候也…(2)

として死刑となった。なお太郎右衛門についても、七兵衛と女房の密通を知りながら放置しておいた点や、盗品を受け取ったり、七兵衛に宿を貸したことが判明したので

…右の重科に依って杵島・松浦・藤津・右三郡御追放、尤　御城下へ罷越間敷旨、被仰出候…(3)

として追放されて佐嘉郡古瀬今泉村に移った。

元禄十年(一六九七)七月に草履取(足軽)の満之允は、夜になって真手野村の七兵衛の家に行き、主人の七兵衛が留守だったのに上りこんで酒を飲み、七兵衛が帰宅してから就寝後、七兵衛夫婦と娘が寝ている蚊帳の中にはいろうとして七兵衛になぐられた。この事件において満之允は蚊帳の中にはいたことは否定して水掛論となったが、夫の留守中に上がって酒を飲んだことは

…密懐の志ニ候…

ということと、七兵衛になぐられて無抵抗であったことが

…御扶持下し置かれたる者の処、其返答も仕まつらず未練者…

として武士にあるまじき行為(武士は相手に挑まれた場合は理由のいかんを問わずに戦かうものと考えられた)ということで居村追放、大小の刀をもつことを禁止された。なお、七兵衛の女房をはじめ、居合わせた



蚊帳人科帳

人は「叱」の処分をうけた。

元禄十年僧侶の満海は御家中追放（武雄領外への追放）をうけていたのに領内の比丘尼（尼僧）と仲良くなり、比丘尼と同棲したので、二人とも死刑となった。また、これに関連して田中七郎右衛門は満海が御家中追放であるのを知りながら、たびたび、自宅に立寄らせていたので杵島・松浦・藤津・佐嘉の四郡追放となり神埼郡の水馬場へ追放された。

…密懐ならびに衆道、大酒其外猥成儀　堅く制禁せしむべく候…

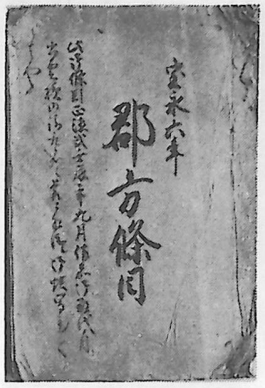

宝永6年郡方條目

元禄九年の郡方條目であるが、酒色を厳しく戒めている。下西山村の七兵衛や満海は余罪もあってやむを得ないという論もあるかも知れないが、もしかしたら被害者の立場にある太郎右衛門の女房や比丘尼の死罪は痛ましい。

不義密通については有夫の妻の場合だけに限られているのではなく、未婚の男女についても親（主として父親）の認めない関係は不義密通とされたが、なかには親の認めた関係でも社会的（政治的）に認められずに密通とされる場合もあった。

貞享二年（一六八五）大草野村の長兵衛と女房は小城の山伏の大宝院と娘のなつを結婚させようと考えて大宝院を家に出入りさせていたが、これについて庄屋や五人組からは他領の者（大きくは佐賀藩領であるが、小城・武雄などの大配分は大幅な自治が認められていたので小城領の者でも他領の者と考えていた）に無断で宿を貸してはいけないと注意されていた。それを長兵衛の留守に大宝院を宿泊させ、娘のなつと密懐させたというので、長兵衛夫婦と娘のなつの三人が杵島・藤津両郡追放となり、佐嘉郡の北原村に追放された。なお、そのときに長兵衛は大宝院と娘なつとの結婚をさせないという筈（誓約書）を代官あてに提出している。(4)

某娘、大宝院出入ニ付て　某妻夫娘三人の者杵島・藤津両郡相払われ候　向後御家中エ出入堅仕まつらず、且又　向々にお

いて右大宝院と某娘、縁組仕間敷候若、相背くにおいては　其科仰せつけらるべきの旨其意を得奉り候、右両条相背き候ハハ何の筋ニも仰せ付けらるべく候、後日のため一筆如件

貞享弐丑年
十二月廿七日　大草野村南　長兵衛
御代官
原田三左エ門殿
田中市右エ門殿

次は再婚にからんだ問題で

延宝三年（一六七五）鶴田太郎兵衛の被官で犬走村に住んでいる喜左エ門と同村の平右エ門の女房が密通したという疑いで取調べが行なわれた。事実は平右エ門が逼迫（生活困窮）のために女房を離別して女房の親の秋右エ門の所へ帰した。離別された女房は

…右女子、手前より喜左エ門へ申懸ケ候ハ…

として積極的に喜左エ門に近づいて、平右エ門から正式に去り状（三行半）をとって女房にしてくれと頼んだことが判明した。代官も「…事六ケ敷…」として処置に困り、内々に喜左エ門を袴野村に所払いにして内済ということにした。正式に去り状を受け取ってからであれば全く問題はないのであるが、三行半（そくだりはん）がなかったばっかりに実質的には離婚していても平右エ門の女房の行為は夫を見捨てる下届きな行為とみられ、喜左エ門との結婚は禁止された。喜左エ門こそ、全く迷惑な話であるが、男のもつ離婚権の重みと、形式を重んじた当時の為政者の

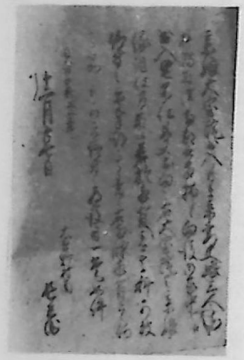

某娘

態度をうかがうことができる。(5)

結婚については武雄領内だけの通婚圏が普通で武雄地方の様に領地が入り組んでいるところでは同一村内でも蓮池領内に住む人との縁組は特に届け出て許可を得る必要があり、許可なしの男女関係は不義とされ、ひとたび不義密通とされると永久に結婚ができなかった。武雄領外の者との結婚の制約を物語るものとして、次の事件がある。

元禄十三年（一七〇〇）溝上儀左ヱ門は二人の娘をもっていたが、武雄領内では嫁にもらってくれる人がいないという理由で姉娘を武雄領外に嫁がせたが、続いて十八歳になる妹娘まで武雄領外に嫁がせたいという願書（御家中出願）を提出したところ

…畢竟、御家中を嫌い、他方を望み申す心底、旁(かたがた)不届至極…(6)

ということで妻子ともに姉娘の嫁した白石へ追放された。

武雄領外に縁付ける場合は、当然ながら随分と気を使い、御家中出願の内容も

本部村百姓　猪之助妹
廿三才　りう

右りう麁面者ニ御座候処　御家中ヱ似合の者御座なく候哉、相見合罷在候得ども召寄申すべしと申候者御座なく候ハヽ　小城御私領杉山村百姓敬蔵、遠縁の者ニ御座候処御家中出相叶候ニ御座候ハヽ　召寄て女房に仕まつるべき段申聞候段、幸ニ相心得御家中出願い奉り呉れ候様相歎申候…(7)

というように、ことさらに麁面者（容貌がみにくい）という言葉を用いている。

密通で罪のない子までが縁座法によって追放される例も貞享三年にある。

延宝四年、廣江喜左ヱ門は知人に頼まれて人妻との密通仲介をして、誓約書（密懐の誓紙前書）を書いてやり、中に人妻の夫が死ねば良いなどまで書いたので死刑となるべきところを特に赦されて伊万里郷の山代へ追放となっ

た。

元禄十五年、庭木村の被官河浪貞右ヱ門は同村の七郎右ヱ門の女房と密通したので武雄領から追放され伊万里の町家へ引き取られた。

女性をけがれた存在とした男尊女卑の風潮はゆがめられた性である衆道（男色）を生んだ。衆道については禁止されていたが

延宝元年、下黒髪の黒髪神社領の百姓神兵衛は無初院の若兵衛、関之助へ「…風流を申懸…」その上他人の書状を途中で取り上げて読んだので武雄領を追放されて上小田村へ追放された。

元禄三年、青柳与右ヱ門は不寝番を命じられていたのに抜出して酒を飲んだのと、衆道の御法度に背いたので死刑と定められていたが、武雄領主の意向によって

…御上様被聞召一命の儀、仰乞はれ候…

命だけは助けられて武雄領から伊万里へ追放された。この死刑から追放への減刑は本人に死刑を申渡して覚悟させ死場（死刑場）で命を助けることを伝えて髪のたぶさを斬るという、あくまでも死刑の形式にこだわったものであった。



帳者放追

色欲に基づく犯科とともに酒による失敗もかなり多い。売春については

…在々就中通筋の宿々ニて遊女らしきもの密々ニ人を集候躰の儀、これ有りては以の外然るべからず候間、兼て左様の儀、これなき様、堅く申付くべく候、若、相背き候者あらば本人ハ勿論、其所の庄屋、別当、五人組迄、其科申つくべき事…(8)

として禁止している。

大酒　延宝三年（一六七五）草履取の七兵衛と舸子(かこ)（水主）の作右ヱ門

が一緒に佐賀に出かける途中で酒を飲んで、酒屋に居合わせた者と酒のうえで喧嘩を始め乱闘となり、七兵衛は相手を押し倒して馬乗りとなり、脇差を抜いたが、相手を刺さずに逃がしてやった。その後、相手が多人数で上砥川町の路上で待伏せしており、二人とも捕えられたうえに大小の刀を奪われ、散々になぐられて逃戻ってしまった。この事件にたいして、下級の武士とはいいながら、武士が一度抜いた刀で相手を刺さずにそのまま納めたのは「不覚悟」であり、相手が多人数とはいいながら捕えられたというのは大酒のせいで心掛けが悪いからであり、大小の刀を奪われてなぐられながら、そのまま逃げ帰ったのは「…未練至極…」のふるまいであるとして七兵衛は死罪、作右ェ門は追放となった。喧嘩の理非よりも、武士としての気慨を問題にされている。

元禄元年（一六八八）蒲地新六は公用で佐嘉へ行き、用件を済して帰る途中で大酒を飲んだために焼米江湖を渡ろうとして深みにはまって溺れそうになり、衣類や脇差を捨て、もがいていたのを人々に助けられたので不心得として武雄領を追放となり有田へ追われた。

元禄二年、中野村政所の馬場戸太之允は大酒飲みで叔父が異見をしたが改まらないのでついに叔父の馬場神左ェ門が武雄領から追放して欲しいという願書を提出したので有田へ追放となった。この様に特に犯科がなくても目上のものが申請することによって処罰が行なわれるように封建的な身分制度は厳しかった。

元禄二年踊瀬村の作之介は大酒を飲んで酔狂し、川古村庄屋の戸太郎右ェ門を傷つけたので武雄領から伊万里へ、追放し養生料として銀五十目を戸太郎右ェ門に支払うことを命ぜられた。

元禄三年、武雄正左ェ門の被官の宮野村の千右ェ門は大酒を飲んで同村の部兵衛の留守に家にはいり込んだので、杵島・松浦両郡を追放になり、佐嘉城下への立ち入りを禁ぜられ伊万里へ移った。

元禄三年、前田作之助は知人の家で酒をねだったが出されないのを恨んで相手を傷つけ杵島・松浦両郡追放となって塩田へ移った。これなどは全く酒のつくった罪というものである。またこの事件にはほかにも処罰者があり、

作之助に傷つけられた原口儀右ェ門は、作之進に自分の脇差を抜き取られたのは「…緩者ニ而…」武士として油断があり、切られたときに眼に血が流れ入って、相手に立ち向かえなかったのは武士として不心得として杵島、松浦両郡を追放されて藤津郡久間村へ移った。また居合わせた山口加左ェ門も、予想された事件を防げずに、またこの事件について嘘の証言をしたので、前二者よりも重い杵島、松浦、藤津の三郡追放となって小城郡へ追われた。

元禄六年、梅野村の百姓伊勢熊は大酒を飲んで人を傷つけたので杵島郡を追放されて松浦郡桃川上原村に追われた。

元禄七年、加々良判兵衛与（くみ）の野中門之允は使の途中で大酒を飲み、老人に突当たって喧嘩となり、老人を組み伏せたが、逆に老人から刀を抜き取られ、そのまま立ちのいたのは臆病だとして杵島郡から追放となり有田に追われ、大小の帯刀を禁ぜられた。

元禄七年、成松武左ェ門は武雄領主の供をして供先で酒が出されたのに酔っぱらって正気を失って帰りの供ができなかったのは至極不届ということで死罪になるところを許されて武雄領および杵島郡を追放ということで伊万里に追われた。

元禄八年、武雄市進の被官の武雄湯町南兵衛は日常が大酒を飲み、素行不良であったので主人の武雄市進が武雄領からの追放（御家中追放）を願い出て願いどおり杵島郡川上村に追われた。

元禄九年、原田七右ェ門は女房や娘と一緒に酒を飲んでいたが酒に酔って飼犬を切り殺したので「…言語道断（同）の仕方有之候儀、不届至極…」として武雄領内から追放され塩田へ追われた。この事件は酒狂というよりも生類憐みの令に違反した要素が強く、同じ元禄九年の「郡方條目」には

一、公儀、仰出の通、捨馬不仕　并　生類あハれミ遊山の殺生致さざる様　猶以郡中の者共江稠敷申付べきの事

とある。

元禄十一年、福地彦四郎は江戸参勤の供をしていたが、江戸参勤の途中で飲酒や女遊びは厳重に禁止されていたのに酒を飲んだり女遊びをしたために妻や子供とともに武雄領内を追放され有田へ追われた。

元禄十五年、木村文七は公務の途中で酒を飲んで正気を失って喧嘩をしてかくしていたので「…不覚悟、未練…」ということで大小の刀を取り上げて武雄領内から有田へ追放した。

宝永二年（一七〇五）大屋兵左ェ門は大酒を飲んで口論となり喧嘩となったら逃げてきたので臆病であるということで武雄領内から白石の築切村に追放となった。

宝永三年、宮野村の勘太郎は親の岳左ェ門は常々酒癖が悪いから飲ませてはいけないと代官から申し付けられていたのに酒好きな親のためについ酒を買って飲ませたら、酔って人の女房に傷を負わせたので武雄領から大河内へ追われた。親孝行のとんだ結末である。

宝永三年、原民部左ェ門は大酒を飲んで金を払わずに請求した相手の女性を突き飛ばしたので相手の女性の兄弟から散々痛めつけられた上に脇差を取り上げられた。武士として商人風情のものから恥かしめられて手向かいもしなかったのは不心得として刀脇差を召し上げ、髪を剃って武雄領から伊万里に追放された。

酒にからんだ事件が非常に多かったことがわかる。

ここで武雄領から追放される場合に伊万里、塩田、有田などに追われるものが多いが、一体、どうなっているのであろうか、追放といっても、その規模からいって居村払い、御家中追放、（武雄領外への追放）杵島郡追放、杵島・松浦両郡追放、杵島・松浦・藤津郡三郡追放の場合などがあり、追放者には佐嘉城下への立ち入り禁止が附加されるのが通例である。追放された者が新しい住所を定めるのは追放者の自由ではなくて引請人が必要である。引請人は血縁者や縁籍をもつ、いわゆる親類があれば最も恵まれているが、そういう積極的な引請人がない場合は各地の庄屋、皿山などが労働力として受け入れるのである。伊万里、有田、塩田への追放者が多いのは、杵島郡追放

の場合は伊万里か有田へ、杵島、松浦両郡追放の場合は塩田へというように距離的に近いせいと、一方には労働力を必要とする地域だということである。元禄十五年に御家中追放となった平五左ェ門の一家は平右ェ門と男の子は白石の坂田村の光福寺が、女房は北方の百姓与四左ェ門が引き受けて受け取った。引請人によって一家は離散ということになるのである。

しかし、引請人のない場合はもっと悲惨である。元禄十一年盗の再犯で死刑になるところをやっと御家中追放ということで死刑を免がれそうになった鳥海村の弥兵衛は、追放先が定まらず

…払向無之ニ付て、元禄十四巳年十月一門共ゟ生害仕候也

結局、邪魔者扱いされて親類縁者の手によって殺されてしまった。同じ様なことは、宝永元年、脇差、衣服の盗みで死刑をやっと宥（ゆる）されて武雄領内からの追放の定まった立野河内村の段次も

…後日親類共ゟ払向無之候条、生害仕度儀相願候付て、如望差免…(9)

ということで縁座法によって連帯責任を負わされる血縁者達は一族の邪魔者で危険人物を合法的に消してしまうという陰惨なことが実際に行なわれたのである。

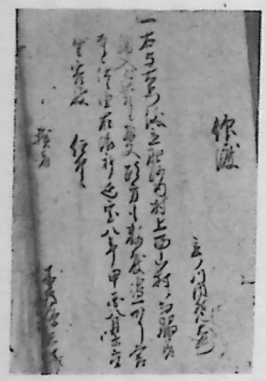

盗みに対する判決

盗み　盗みに対する処罰は厳しかったし、元禄前後においては追放が多く再犯の場合は死刑も行なわれている。

寛文七年（一六六七）木嶋形右ェ門の内男の善左ェ門は硯箱を盗んだために伊万里に追放された。

寛文十年、武雄湯町の権兵衛が盗みのために死刑となり宿を貸した人達が追放となった。

延宝元年（一七七三）柚木原村で庭木村の近右ェ門が陶器の大鉢八俵を

盗んで塩田に売りに行ったのを近右ェ門の親の徳右ェ門が気付いて代官所へ訴え出て息子が素行不良であるので、死刑にしてくれと願い出たが、少額の盗みであるので武雄領からの追放ということになり、有田に追われた。親の権限の大きかった当時も親子の断絶があったことがわかる。

延宝元年　廣瀬太左ェ門は禁止されていた花島村の山で竹を無断で切り取ったために「…御扶持召上…御家中追放…」となって有田に追われた。

延宝三年　岡部七右ェ門の知行地のあった繁昌村で百姓の七左ェ門、同人女房および、息子の清松が、盗み、年貢の不納、素行不良を理由に岡部七右ェ門から追放してほしいという願書が出たために三人とも有田へ追放になった。

延宝三年　庭木村の勝右ェ門は生活に困って、他人が苗代に蒔くために川に漬けていた種籾を盗んで売り払ったために塩田に追放された。

延宝三年　甘久村の弥七左ェ門の女房は生活のために花厳院に下女として住み込んでいたが盗癖があるということで本人だけ伊万里に追放された。

延宝四年　花厳院の被官の川良村の戸左ェ門は着物を「壱ツ」盗んだことがわかって杵島郡追放となって伊万里の山代へ追われた。

延宝四年　花島村の百姓熊之助は人の脇差を盗んで銀十匁九分で質に入れたことがわかり返すことになったが銀十匁九分（米換算約二斗）が工面できず自殺しようとしたが未遂のため「…御家中追放…有田へ払…」となった。

天和二年（一六八二）松尾近左ェ門与（組）の溝上左津右ェ門は盗みで死刑になるところを特別に赦されて「…杵島郡中追放…有田へ払…」となった。

天和二年　高橋町の千兵衛は盗人に宿を貸した容疑で調べられたが証拠不充分のため、別に素行不良の名目で閉

戸を命ぜられていたが、無断で外出したので「…杵島郡中追放……藤津郡戸坂仙原村へ払…」となった。

元禄二年（一六八九）原田李兵衛の被官で中野村に住んでいた源五左衛門は竹を盗んで切ったために過銀(罰金)を命ぜられていたが、数年間も支払わず、さらに竹を盗んだので死刑になるべきところを命だけは助けられて「…家内闕所（財産没収）…杵島・松浦両郡追放……藤津郡大殿分村へ払…」となった。

元禄二年　宮野屋敷番の草場小左ェ門の息子の長兵衛は盗みで捕えられ「…一門共ニ下され候、生害仕候ても心次第の由仰出され…」[10]として死刑にしてもかまわないということで長兵衛の親類一同へ引き渡されたので、親類一同が相談をして伊万里の久原村へ追放した。この様に処分が一族に任される場合もあったのである。

元禄四年　小川清太夫は「…御物置所ニ忍入御金箱の鎖を破り…」金を盗んだので死刑と定められたが、年少だったので「…死罪差宥御家中追放…伊万里へ払…」となった。公金を盗むことは私金よりも重くみられていたのである。

元禄五年　川良村（河良村）の百姓太郎右ェ門は薪を盗んで高橋の市で売り払い、盗みを抗議した人に無実を主張して乱暴して傷を負わせたので「…片鼻剃、片耳切の上、御私領追放…伊万里瀬戸村へ払…」となった。

元禄五年　久間休兵衛配下の小者の奥右ェ門は立てかけてあった刀を盗もうとして「…御家中追放……伊万里瀬戸村へ払…」となった。

元禄七年　高橋町の羽左ェ門は有田まで出かけて行って焼物用の陶土を盗もうとはかったので「…所払、御城下、有田郷追放……杵島郡永島大日村へ払…」となった。

元禄九年　上西山村の戸左ェ門は盗みの再犯のため死罪となった。

元禄十年　宮野村の山留（山の見張役）の喜助は宮野の山の木を二本盗んで切り有田の者に売ったので「…右喜助事　關所の上、所払い仰せ付けられ候、西谷峠より北ハ真手野、南ハ小田志を限りニ相払…」[11]として追放された。

元禄十五年　永島村の百姓覚兵衛は茸山にいるのを山番に見つかって見物にきたといったが盗みが目的とみなされ、さらに刃傷事件もからんで「…御家中追放…」となった。

元禄十五年　今山村の長助は禁止されていた松木を切り出し、円応寺の蔵から米、大豆を盗み出したので死罪になるところを命だけは助けられて「…杵島・松浦・藤津三郡追放…」となった。

元禄十五年　下西山村の乙右ェ門は円応寺に盗みにはいり、円応寺の手男の脇差・衣類を盗んだので「…御家中追放…」となった。

宝永二年（一七〇五）加々良判兵衛の知行地の百姓の宇右ェ門は年少の息子が盗みを働いたので躾が悪く、親が同意して盗ませたとも考えられたので不届至極ということで「…御私領追放…」となり伊万里へ払われた。

宝永二年　宮野村の百姓七之助は黒髪山の大杉二本を盗伐して伊万里に売り払ったので妻子ともに「…杵島・松浦両郡追放…」となり小城藩領の濱重村へ払われた。

宝永三年　立野河内村の太右ェ門は木を盗伐したので「…御家中追放…」となった。

宝永三年　空閑源左ェ門与（組）の力安儀左ェ門は武雄の温泉で剃箱を盗んだので「…御家中追放…」となり伊万里へ払われた。なお、儀左ェ門の長男の儀太夫は、父をかばうために嘘の証言をしたので追放となった。また大隈忠兵衛はこの事件を内済にしようとしたことなどによって同じく「…御家中追放…」となった。

宝永三年　永野村南の新三郎と弥太夫、それに三間坂村の又之允は城山で薪を切り取ったので武雄領から追放された。

博奕　賭博については幕府をはじめ、全国的に徹底した禁令が出されている。元禄五年の郡方手頭にも

一　博奕(賭)幷金銀米銭ニ而掛の勝負　前々より法度申付候。弥向後は猥なき様　念を入るべく候　兼而　定め置候ごとく　給人百姓によらず五人組内　能吟味せしめ相背く者あるにおいては組合の者より郡代迄早速申し出すべく候　若隠置き脇より顕

然たるにおいては五人組迄軽重により其科申付くべく候条　常々其儀(せんぎ)仕候様　郡中稠敷申付べき事

とある。しかし、博奕が流行したのは全国的な傾向であり、処罰例も多い。

寛文九年　宇土手村の助大夫は嬉野まで出かけて博奕を行ない、妻子とも一家四人が伊万里に追放されている。

元禄七年　武雄市進の被官で高橋に住んでいた江口次太夫は博奕のため所払いとなり杵島郡二俣村に追放された。

元禄十三年　鳥海村の只之允は博奕のため杵島・松浦両郡追放となった。

宝永三年　三間坂村の徒百姓戸右ェ門は盗みと博奕によって杵島・松浦両郡追放となり塩田の医者に引き取られた。

喧嘩　喧嘩による処罰例も多いが、扶持米をもらっている下級武士、（足軽、徒、小者など）が喧嘩をやったということよりも喧嘩の際に武士の威信を傷つけたことのほうがより重要なことにみられている。すなわち、武士は理由の是非にかかわらず、争いの場合には相手を倒すだけの日常の心得　―武士道において人におくれをとり申まじき事―という葉隠の中の言葉の持つ意味が処罰例のなかから理解できるのである。

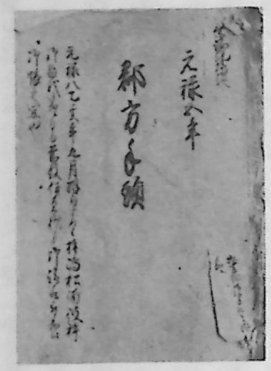

寛文九年（一六六九）大井権十郎は、商人と口論して取っ組み合いになり、組み伏せられてしまった。武士としては全く恥ずかしい事であり、その後でも相手を討ち果たすべきであるのに放置していたのは言語同断であり、切腹を命ぜらるべきところであるが特に赦されて有田へ追放された。

士・農・工・商の身分制度を否定する様な行為は絶対に許されなかったのである。

延宝元年　大野村の段次兵衛は宮野村はちのす原の百姓六兵衛が弟の借

銀を返さないので催促に押しかけ乱暴を働いたので武雄領内から追放された。

延宝五年（一六七七）小川弥五左ェ門の被官で甘久村に住んでいた次兵衛は馬に荷物を積んで高橋の市に売りに行った帰りに、とうめき縄手という所で弥兵衛という人に馬を引っかけて、これが原因で喧嘩となり乱暴を働いたので「…杵島郡中追放……伊万里へ払…」となった。

なお、この事件の取調べにあたって、甘久村の津左ェ門は次兵衛をかばって次兵衛が弥兵衛を組み伏せていた事実をかくして嘘の証言をしたので松浦郡市瀬山へ追放になった。同村のよしみで行なった嘘の証言が役人の心証を害し「…上をないがしろにする…」として追放されたのである。

貞享二年（一六八五）白木原山の惣右ェ門は口論からついに果たし合いの約束となり斬り合うことになったが、逆上してか、関係ない人を相手と間違えて傷つけたので「…御家中追放……塩田へ払…」となった。

貞享三年　高橋町の別当の九兵衛は町内での喧嘩を内済にしようとして嘘の証言をする様に人に勧めたので「…杵島・松浦両郡追放……塩田へ払…」となった。

貞享四年　柚木原村の志津右ェ門は喧嘩の常習者であり、事件について嘘の申立を行なったので「…杵島・松浦両郡追放……藤津郡嬉野へ払…」となった。

元禄元年（一六八八）成松九郎右ェ門与（組）の中野平五兵衛は喧嘩をしたうえに嘘の申立書（作り筈）を提出したので「…御家中追放……藤津郡敷並村へ払…」となり、小田志村の加右ェ門は「…作り筈…」を作成したので女房、息子一人、娘二人の一家五人が「…杵島・藤津両郡追放……松浦郡有田上幸平山へ払…」となっている。

元禄十二年　野口北右ェ門は鍋島大和の家臣と喧嘩をして取っ組み合いとなり、その後、相手が果たし合いのために野口北右ェ門の家まで押しかけてきたのに居留守を使ったのは、武士として未練がましい行為であるので死罪にすべきであるが特に命だけは助けるとして「…杵島・佐嘉両郡追放…」となった。

元禄十二年　三浦勘三郎は無届けで門外に出て酒を飲み、喧嘩して相手を傷つけたので追放となり武家奉公を禁止された。なお、門番の藤瀬森右ェ門は掟を破って鑑札（御門出入切手）なしに三浦勘三郎を通したので追放となった。

過失によるもの　寛文十一年（一六七一）前田作之助の息子の八太夫は闇夜に道を急いでいるとき、急に出合った人影に驚いて、とっさに刀を抜いて罪のない相手を斬殺した。夜の闇に対する恐怖と生兵法とでもいうべき武芸のもたらした事件である。

武士としての不覚悟として死罪ということに決ったが、被害者の親からの助命嘆願書も出て、若年のせいもあり「…御家中追放…」となって伊万里に追放された。

延宝三年（一六七五）中山勘右ェ門は開墾をするために草地に火を入れたところ、折からの風と乾燥のために火が広がって山林を焼いてしまった。無調法だということで処罰をうけたが、被害が小さかったせいもあって焼け跡に「…何木ニ而も三百本植立…」となった。

貞享四年（一六八七）永野村の吉右ェ門は山で木を切り出している途中、木を転ばしたところ、同僚にあたって死んだので杵島・藤津・松浦三郡追放となり諫早へ追われた。

貞享四年　花嶋村の六之助は武雄の湯町の人馬屋（人や荷物の運送を業務とするもの）で馬の番をしていたが、不注意から馬を逸走させて多くの人に心配をかけたので疎略であるとして「…御家中追放……杵島郡三法方小野原村へ払…」となった。

元禄二年（一六八九）立野河内村の正右衛門は同村のかきの内田原というところで闇夜に通行中、内心怖ろしいと思っていたのに正蔵という人の持っていた火縄の火をみて「…ばけ物と存じ切つけ…」たので臆病の至りだとして「…刀脇差取上、頭を剃、杵島・松浦両郡追放…」となり藤津郡下吉田村へ払となった。夜の闇については当時

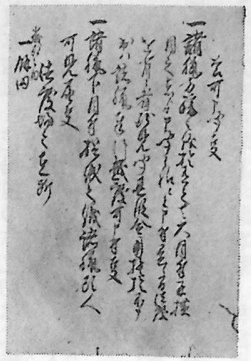

猟についての達

の人々が異常な恐怖心をもっていたことが理解できる。

元禄十三年　井手甚四郎は弓矢で的を射ていたところ、矢を拾っていた上西山村の万太夫に当たって死亡させたので「…御家中追放……伊万里へ払…」となった。なお、この事件は被害者の父親が追放されるという異例の事件に発展し、為政者の道徳観がいかに処罰を左右するものであるかが理解できる。死んだ万太夫の父親の上西山村の百姓長左ェ門は、井手甚四郎は過失で矢を息子に当てたので決して遺恨に思わない、今後は死んだ万太夫と同じ年頃の甚四郎を万太夫のかわりに「…子同前に存じ…」つき合いをするので科（処罰）など申付けずに欲しいと申し入れた。息子を不慮の事故で失い悲しみと憎しみを乗り越えた父親のけなげな決心とも受け取られるが、為政者はそうは受け取らなかった。

…人情に背き人倫の作法を取失ひ……右所存ニ候ハヽ、たとひ親主人を害シ候者ニも同意せしめ、害し候者を親主人同前ニ存ずべき覚悟の者と相聞え所詮、常ならざる心底、左様の者を御家中に召置かれ候儀相叶はず妻夫共ニ御家中立退…(12)

息子の仇を許す様な行為は人倫にもとり、封建的主従関係を否定する危険思想だとして有田の幸平山へ夫婦ともに追放された。非常に主観的な判断の強い処罰である。さすがに気がとがめたのか、八年後の宝永五年に赦されたが、今度は長左ェ門の方で帰らなかった。

その他　延宝三年（一六七五）岡部八郎右ェ門の被官で提川村にいた市右ェ門は同村の庄屋二兵衛が隠田をして検見役がきたときも二重帳簿で不正をしていると申し立てたので取調べが行なわれたが事実はなく「…無実を申懸候ニ相極リ…」として杵島・松浦両郡追放となり、塩田へ払われた。

延宝四年（一六七六）柚木原村の庄屋五郎兵衛は村人達と話し合って禁猟区（御法度場）で猪狩りをしたので所払いとなった。しかし、延宝八年には宥されて、後に梅野村庄屋になった。猪の害に苦しめられて禁猟区で狩りを

したのである。このほか、猪を射とめた吉太夫が、過代夫三十人をはじめ七人が過代夫二十五人から七人を命ぜられた。過代夫というのは罰として人夫役を勤めるもので、一日分の労役が一人役である。

延宝四年、鍋島備前守が武雄温泉を通った際、大庄屋の玉井伝兵衛が急な雨で馬が不足したので上西山村の八兵衛の支配している馬子の文之允と六太夫とに馬を出すように命じたが、しぶったので、急いでいた伝兵衛はついに二人をなぐってしまった。ところが恨んだ二人は翌晩、伝兵衛を待ち伏せて捕えて斬りつけたので

…頭人の下知ヲ相背のミならす、剰え刃傷せしめ(13)…

として二人とも死罪となった。

延宝五年十二月八日、武雄神社で、たたき狂言踊の折に見物にきていた梅野村の源太左衛門と永尾村の加戸左之允が喧嘩をして源太左衛門が左之允を斬殺したので死罪となったが、同じ日に左之允の兄の加戸忠衛門が死罪となった。理由は

1　弟と源太左ェ門が斬合っていたのに隠れていた。

2　左之允（弟）が捨てていた脇差で自分の身体を数か所傷つけ、周囲の稲を切って自分は隠れていたのではなく、一緒に戦っていたという嘘の証拠を作った。

3　弟の死体に自分に有利なように傷をつけて工作をした。

以上の理由によって「…前代未聞の仕形(14)…」ということで死罪となった。武士として臆病ということは破滅を意味している。葉隠の狂い死の思想を裏書きする事件である。事の理非や分別がここでも否定されている。

延宝六年　犬走下村では不作で、少しでも年貢が少なくなるように考え、役人が、その年の収穫量を調べる検見の坪刈りで籾の計量をするのに使用する桝を、実際より大きいものを散使の秋右ェ門が作り、庄屋の加右ェ門と共謀して検見をごまかし収穫量の数字を実際よりも小さくした。これが露見して庄屋が闕所の上、牢人となり、散使

の秋右ェ門が同じく關所の上、牢人となった。牢人となったのは庄屋、散使などの村役人には扶持人が任命される例があったからである。犬走下村の桝取の時之介も閉門に相当する「戸せき」に処せられた。

延宝八年　梅野村の覚之允は投身自殺を行なった様にみせかけて村を無断で抜け出した。

これは掟に背いたのみならず、人をあざむき、親兄弟もあるのに養育の義務も果たさず欠落して親類一同に迷惑をかけたのは許せない行為であるとして死罪となった。欠落で死罪となるのは例の少ないことである。

天和二年（一六八二）新堀の久兵衛は有田の皿山で働いていたが、対馬から焼物細工に雇うことをこっそりと申し入れられ銀子を受け取って対馬に行ったことがわかって牢に入れられた。佐賀藩では有田焼の技術の移出を厳禁しており、死罪になるべきところを特赦によって「…佐嘉、杵島両郡追放…」となり塩田へ払われた。

他領の旅人の宿泊については、郡方手頭に

一　他方の者　其外無縁の者ニ宿を借（貸）間敷事

但、海道筋一宿の儀　能相改の上　宿借シ候儀、不苦候　尤一宿の上ニ而其所の別当・咾・庄屋江可相届候

として禁止し、一泊の場合は届け出させることにしていたが

天和三年、武雄湯町の又左ェ門は旅人を無断で宿泊させたので妻子ともに「…杵島郡中追放……伊万里へ払…」となった。

天和三年　江島伊左ェ門与（組）の坂口松兵衛、同女房、同子伊勢は伊左ェ門の同輩に盗みの疑いをもち噂を流したので取調べが行なわれたが無実であったので伊万里に追放された。

貞享二年（一六八五）河原新之允は病気で奉公ができないので知行を貰っているのが心苦しいので知行の返上を申し出たが、まだ年も若いし、母親も経済的に苦しいだろうということで心遣いをしないでゆっくり養生する様にということで聞き届けずにいたところ、その後も病気で出仕せず再び知行の返上を願い出たが、これも却下してい

たところ無断で知行地の小楠村から宮野村へ移転してしまったので「…主人を軽んずる仕形…」として武雄領内から有田へ追放された。

元禄二年（一六八九）高橋町の弁之助は盗品の揚梅の皮（やまももの皮―染料）を買ったので武雄領から松浦郡山代の長濱に追放された。

元禄二年　隆峯沢太夫は素行不良で親の手に負えなくなったので父親の二兵衛が「…御家中追放…」を願い出て願いどおりになり川古村に追放された。父親は処罰の申請権も持っていたのである。

元禄六年　踊瀬村庄屋の時右ェ門は年貢米の取り立てに不正行為があり、死罪のところ特に赦されて踊瀬村で二日間往来に晒（曝）しておいて杵島・松浦両郡追放となり、藤津郡鹿島の中村に払われた。

元禄八年　大井孫大夫は突然自分で頭髪を剃って坊主頭になった。武士として無断で出家する様な行為なので取調べが行なわれたが本人が言うには極端に生活が苦しく、与知行（足軽としての知行）を返上してしまいたいと組頭や与仲間へ申し出たけれども知行を返上して足軽をやめることは認められず「…埒明かざるニ付…」ということで出家姿になるという非常手段に訴えたというのである。生活の苦しい下級武士の当局に対する精一ぱいのレジスタンスである。これに対して「…案内を遂げず不届至極……許可なしに……自身落髪…」したことに対して武雄領内から追放された。

元禄八年　広福寺の弟子の宗暦は、寺の品物を盗んで質に入れてばれたので自殺しようと決心したが、どうせ死ぬならと常日頃恨んでいた若党の権六を殺してからと寝ていたところを斬つけて負傷させたので死罪になるところを命だけは助けられて杵島・松浦・藤津三郡追放されて小城郡三木村の坊さんへ預けられた。

元禄十年　馬場清左ェ門の女房と娘ろくならびに息子の三人は、清左ェ門が落度があって扶持を離れたので生活に困り、清左ェ門に無断で家を出て、御城奉公するために夜間外出が禁じられているのに長屋御門に夜中にきたの

は「…不届至極…」清左ェ門に無断だったのは「…夫親を蔑…」行為だとして杵島・松浦・佐嘉三郡を追放され小城に払われた。扶持を離れた武士の一家が生活に追われてのあせりが、この事件となったのであろう。

元禄十三年　原田四郎左ェ門の被官で中野村の平次左ェ門の女房は原田三左ェ門の家に堕胎を行なうことを職業としている人物がはいったのをみて、これはてっきり家の中で堕胎が行なわれたにちがいない。下女達ではないようだし、原田三左ェ門は先年妻をなくしているので、きっと年比になる娘が子をおろした（堕胎）に違いないという噂を流したので取調べの結果、事実でないことがわかり「…御家中追放・武家奉公禁止…」となり焼米の比丘尼に下女として渡された。女の無責任なおしゃべりに対しての厳しい処罰である。

元禄十三年　富岡村の覚太夫は日頃の素行不良のため代官が追放を申し立てたので武雄領内から伊万里へ追放になった。

元禄十三年　堤貞兵衛は武士でありながら仏教の信仰心が厚く、地蔵講ということで人を集めて名号を称えさせていたので「…武士に不似合の僧法師の仕形、御合点まいらず…」として武雄領から追放された。

元禄十三年　手塚加兵衛は先年人を殺して牢人となったが、事情が考慮されて、もとの知行のままで召し出されるなど恩義があるのに息子が大酒飲みで主人の悪口をいったりするのでついに一家が杵島・松浦・藤津三郡追放となり佐嘉郡の川副上郷に払われ、さらに一家は武家奉公を禁止され、武家との縁組みを禁止された。息子の素行が悪いので恩義を知らない態度だと考えられたのである。この様なことがあるので親は素行不良の息子の勘当や追放を願い出ることを一家の存続を理由に正当化するのである。

元禄十五年　木津貞右ェ門は武雄の領主の御膳部頭人であったが役目に忠実でなく、御法度の衆道の相手を自分の家に呼び入れ、大酒をのみ、自分が管理している御膳部の公用の銀子や米を横領したので死罪に相当するが、特に宥して財産没収（闕所）の上、武雄領内から有田の上幸平山へ追放された。

宝永元年（一七〇四）庭木村の庄屋九兵衛は帳簿を作り替えて年貢が軽くなる様に「…私欲のため村人共申談じ…」ために死罪となり長男の新平の一家が武雄領から伊万里に追放となり、庄屋とともに村役人である咾の弁右ェ門、散使の次郎左ェ門も闕所の上、妻子ともに武雄領から伊万里の小石原、白石南郷の辺田にそれぞれ追放された。その他役人の河浪判左ェ門、石部万右ェ門、浦田名五右ェ門が闕所の上、妻子ともに武雄領から追放された。

宝永二年　松尾沢右ェ門与の歩行の下平与四之丞は下級武士で商業を営んでいたが人の切米を頼まれて売ったときに売れた値段よりも隋分低い値段で売れたと嘘をついたので「…刀を召上げられ、闕所の上、御家中追放…」となった。

宝永三年　柄崎町の善八は同町の半之允が女房を渡すといって半之允の女房を善八の家に連れてきたのは「…密通の申懸と相聞え…いかにも夫公認の密通の疑があるが、その点については不証拠（証拠不充分）であるが、半之允の女房をすぐに帰さなかったのは……未練の仕形…」として帯刀を禁止され、武雄領内から伊万里の一ノ瀬村へ追放された。

宝永五年　加々良判兵衛与の中尾善兵衛は年貢の蔵納を庄屋、散使だけに任せて見届けなかった。百姓に公の借銀の催促をしなかった理由で闕所の上、追放された。

宝永五年　江嶋市右ェ門は同僚に不正行為の取調べが行なわれていることを上司から口留めされていたにもかかわらずこっそりと伝えたことと年貢不正に加担したことによって闕所の上、松浦・杵島両郡追放となった。

宝永五年　武雄村庄屋の津太夫は村に割当てられた年貢米の納入期限に追われて他の公金を差繰って納めたので闕所の上、杵島・松浦両郡追放となった。

役人の不正行為や、村役人の年貢にからむ不法行為が多い。

以上、元禄時代を中心にしかも、追放の刑が史料の関係から多いが、追放が多かったのはまだこの時期が徒罪制

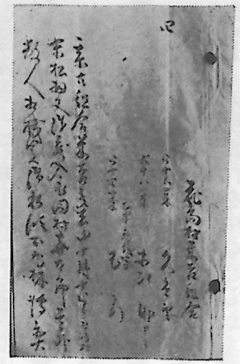

博奕取調書類

(懲役制度)が成立してなかったからであり、もっぱら、死刑と追放刑が行なわれていた。特に初犯者や罪の比較的軽いものが追放されていたが、追放については問題が多く武雄領の者は伊万里、有田・塩田などの本藩の蔵入地や三支藩、その他の配分地に追放され、反面、それらの住民が罪を得て武雄領にはいってくる場合もある。追放された人は生活の手段を失い、更生しようにもその手段がなく自暴自棄になる者も多く効果が少ない。また領内においては農業労働力の不足も著しくなってくると追放者を他領に出すことは労働力不足を促進することになる。

この様なことから佐賀藩においては天明三年(一七八三)十二月から徒罪制(懲役制度)が実施された。[15] 寛政二年(一七九〇)の『諸控』に

…元御歩行大草野村中野兵左ヱ門儀　無調法有之、徒罪仰せ付けられ候処　日数相満差免さる…

という様に徒罪が適用されていることがわかる。しかし、追放刑も廃止されたわけではなく、寛政二年　武雄村庄屋の増右ヱ門は無調法(内容不明)で追放されている。なお、この事件については増右ヱ門が召し使っていた下人の九左ヱ門が主人の増右ヱ門一家のために「…日料杯取相営…所々日料取、本結髪(元)付代銭の分自分遣方ニ仕、其余は皆以増右ヱ門妻子ニ遣候趣…下々ニは奇特の者…」[16]として日雇をして一家を養なった忠僕ぶりが話題となっている。

次に博奕についての一件史料を列記する。

永島村百姓
三十弐歳　末松　口書

尋

其方儀　去申十月十四日蓮池御私領大日村寅吉、其外相機関、於丸林　博奕相催候末　口留銀為差出由　何分之次第候哉可申出候

申出

一、御問題承知仕候　某義去申十月十四日花島村米吉同道井手ノ橋罷出　酒屋立寄候処　御蔵入永田村喜太郎、熊大郎、蓮池御私領茂手村恒吉、同領小野原村亀吉、米吉同大日村又八、三四郎　寅吉　儀吉　卯助何レも罷出、ひかり相催候半夜ニ入候付　今晩ハ日待ニ候条　何方ニ而も寄合可申相談　右寅吉親庄太郎所罷出酒給合候末　元俵相催可慰申合　相催居候処庄太郎差留候付　丸林ニ而可相催申合　夫〻同所罷出相催候処　某ニハ格別之勝負も無御座　然半村人共見咎候付　何レも罷帰申候　其末蓮池相聞　御用懸り共相成候通移行候条　口留銀差出候ハハ　於其筋　不申出段、右寅吉〻再応申聞候得共差出候義不相叶ニ付、申出候而も致方無之段相答、口留銀等差出候義無御座候

尋

右之通之所業者ニ付而ハ　外ニも博奕相催候義　可有之有躰可申出候

申出

一、御問題承知仕候　稠敷以拷問被仰問有躰申上候、去申二月初午、右米吉同道祐徳院参詣之帰り鹿島於高津原何方之者共元俵相催居候付　某共ニも相加り暫時相催候義　御座候　外ニと御座候而者勝負事等仕候義　毛頭無御座候

右ニ付而　被仰聞候者　去申十月　於丸林博奕相催　加之同二月於高津原も　辻元俵ニ相加リ候由　旁法外至極不届者之由被御差詰　一口可申上様無御座　重畳奉恐入候　右を以ハ何分之科をも可被仰付候

右聊相違不申上候已上

酉四月

小川弥右ヱ門殿

末松　墨印

樋口泉兵衛殿(17)

永島村末松の口書（供述書）であるが博奕が厳しい取締りにもかかわらず盛んであったことがわかるし、博奕に近宿を貸したものの処罰が厳しかったので、戸外で行なわれることが多かった様であるが、戸外での博奕はこの例でもわかるように人目につきやすく、口留のための金銭の要求もあったことが理解できる。博奕については村役人や五人組が連帯責任を負わされたが村役人は

永島村庄屋心遣
井手長右ヱ門
同村村役　申分
新兵衛

某共懸リ内末松義　去申十月十四日　花島村米吉拠又　御蔵入永田村喜太郎其外数人相機関、御私領於丸林博奕相催、加之去申二月初午右米吉同道祐徳院参詣之砌　鹿島於高津原も元俵相催候由　為役兼而何分之心遣罷在候哉　其次第可申上旨　被仰聞奉畏候、御法度筋ハ勿論疎之義等　無之通　堅ク手締罷在候付　右躰之義ハ有御座間敷相心得居候処　此節之一件初而承知仕　奉驚入候、兼而之心遣不行届処ゟ右之次第　今更いつれと可申上様無御座重畳奉恐入候　右之外申上候義無御座候　己上
酉四月
新兵衛　印
井手長右ヱ門印

小川弥左ヱ門殿
樋口泉兵衛殿

五人組も同様に

永島村末松組合
四十歳　豊三

三十五歳　定太郎
亡三右衛門後家
四十弐歳　はる

某共組合末松儀　去申十月十四日花嶋村米吉拠又　御蔵入永田村喜太郎其外数人相機関　御私領於丸林　博奕相催　加之同二月初午右米吉一同鹿島於高津原も元俵相催候由　組合として兼而何分之申合罷在候哉　其次第可申上旨　被仰聞　奉畏候末松義右躰之壱仕出候義此節初而承知仕　奉驚入候　御法度筋之義ハ勿論　疎之義等無之様兼々申合罷在候得共　右之次第為与合兼而之申合不行届通リ　今更何レと可申上様無御座重畳奉恐入候
右之外申上候義無御座候　己上
酉四月

亡三右ヱ門後家
はる　印
定太郎　印
豊三　印

小川弥左ヱ門殿
樋口泉兵衛殿

村役人や五人組も右のような書状を提出させられている。

武雄領のものが武雄で罪を犯した場合は、もちろん、武雄で「…御究…」があり、刑罰を定めたが、他領のものが武雄領内で罪を犯した場合の例として

延宝三年　白石六角郷今泉村の近右ヱ門が蔵を破って米一俵と大豆二俵を盗んで売ろうとしたことから捕えられたが「…本在所へ可申哉、又、盗物纔の儀候条追捨申ニ而も可有御座哉の由…」と迷った末、結果は盗人の取調書（口書）をつけて六角郷へ引き渡した。

延宝三年　高橋町の市ですりを捕えたら肥後の山家郡の者とわかったので佐賀本藩に処分を伺ったところ、本藩の評定場で処分を決めるということだったので佐賀まで護送した。武雄領などの大配分においては死罪などもその領内で定めてよかった。

「…大配分の儀は仕置の儀達ニ不及…」[18]

しかし重罪者で獄門にかけるものなどは伺が行なわれた。

註　(1)　御私領追放者帳、科人帳（武雄鍋島家）
(2)　元禄九年『諸事控』
(3)　『御私領追放者帳』
(4)　右同
(5)　『科人帳』
(6)　『御私領追放者帳』
(7)　『諸控帳』（天保九年）
(8)　元禄九年『郡方条目』
(9)　『御私領追放者帳』
(10)　右同
(11)　『御私領追放者帳』
(12)　右同
(13)　『科人帳』
(14)　右同
(15)　『佐賀県史』中巻参照
(16)　寛政二年『諸控』
(17)　戊辰戦争で戦死
(18)　『諸役所留書書抜』

八　西洋文化の受容

(一)　鍋島茂義の登場

十二代武雄領主（後藤家信より数えて）鍋島茂義は十代茂順の五男で幼名を孟太郎、富八郎といい、成長して十左衛門と称し、紀義ともいった。法名は鶴雲浄天である。[1]天保三年（一八三二）七月襲封、同十年九月隠居した。前室は本藩九代藩主鍋島斉直の女、寵、後室は鍋島山城直章の女、能である。彼は国学を松尾多門、漢学を久間守礼、蘭学をオランダ人に直接学び、和・漢・蘭の学に長じた。[2]天保元年（一八三〇）十代藩主鍋島直正が襲封するや諸役相談方頭人となり、倹約令を公布し、藩財政の充実に努力した。しかし、同三年、彼はなにゆえか「御叱り捨て」の処罰をうけ、藩職を辞している。天保六年（一八三五）八月佐賀城が二の丸長屋より出火し、御座の間、茶の間を除いて焼失した。彼はふたたび「御城普請方」に起用され、城の再建に活躍した。[3]

武雄領主としては陶工半五郎を招いて三の丸に陶磁器を焼かせたり、邸内にビイドロ（ガラス）製造工場を設けたり、製茶工場を設置したり、雁皮紙の製造、洋式馬具の製作奨励などの殖産興業に見るべき行績をあげた。しかし、彼の行績として特筆すべきは西欧文化を受容したことであろう。[4]

佐賀藩は寛永十九年（一六四二）以来、長崎港の警備を福岡藩と隔年交代で服務することとなった。武雄鍋島家も本藩に従って長崎港内沖の島の守備に当たっていた。文化五年（一八〇八）イギリス船フェートン号が長崎港内に不法侵入があった。長崎奉行



武雄領主鍋島茂義の墓
（武雄町川良円応寺境内）



高島秋帆肖像（有馬成甫著『高島秋帆』より転載）

松平図書頭康英は引責自殺し、佐賀藩主鍋島斉直も幕府より蟄居を命ぜられ、佐賀領内では歌舞音曲が禁ぜられた。[5] その後もイギリス船は文政五年（一八二二）浦賀入港、同七年五月常陸大津浜、同七年薩摩宝島上陸などの不法行為を繰り返した。武雄鍋島領主茂義は本藩主直正とともに外圧の威力を身にしみて感じ、軍備増強に邁進するのである。

(二) 砲　術

(1) 高島秋帆と西欧軍事学

天保五年（一八三四）武雄領主鍋島茂義は長崎に赴いたときに、同地の町年寄高島四郎太夫がオランダの砲術を心得ていると聞いた。そして早速その門に入り、御稽古取次（実際にならって領主に伝授する役）には平山醇左衛門三平）がなった。翌七年四月十四日平山は砲術の皆伝をうけている。[6] 高島四郎太夫秋帆の家は代々長崎町年寄を勤め、長崎会所の許可を得て脇荷貿易（私貿易）に従事していた。さて、彼の父の四郎兵衛は文化四年（一八〇七）に幕府から砲術の伝授に派遣された萩野流砲術の創始者坂本俊現に砲術を学んで、同四年には萩野流師範役になったが、秋帆もこれを父に学び、同流の師範役になり、門弟に教授する身になった。そして、やがて父のあとを継いで出島の台場（砲台）を受け持つことになり、商館長、陸軍大佐スチュレルについて西洋砲術を学んだと推察される。天保十三年（一八四二）十月二日、秋帆が密貿易の嫌疑で長崎において幕吏に逮捕され、その所蔵する蘭書が押領された。その蘭書目録によると築城・砲術・火薬製造・射撃・冶金・語学等に関するものが大部分を占め、彼

が蘭書を通じて西洋軍事学を貪慾にまでに吸収していたことがわかるのである。また「ヘーグ文書」や「バタビヤ文書」によると彼が天保三年（一八三二）から同七年にかけて輸入した兵器類はモルチール一・ホウィスル一・歩兵銃一三五・ヤーゲル二となっている。秋帆が非常な熱意をもつて西洋最新の火器の輸入に努めていたことがわかる。[7] 天保八年（一八三七）「御石火矢方諸控」によると、天保七年四月には平山醇左衛門は秋帆より西洋砲術の皆伝をうけて武雄に帰った。同六年四月、藩主直正は本藩の士坂部三十郎を茂義に入門させて西洋砲術を伝習せしめた。茂義が同年、野砲その他の雛形を作って直正に献上したことがその機会となったのである。

(2) 高島秋帆の武雄訪問

石井良一著『武雄史』によると高島秋帆は天保五年（一八三四）十一月に三千石の資格で武雄に来駕したという。「今泉文書」（年不明）に

来ル十一月久松頼次郎・高島四郎大夫召呼さる義に候はば其以前成立てされ候麻々
一　木筒の事
一　場所見合の事
一　車台見合の事
一　広福寺御細工場見合せ候事
一　御預り相成り候諸荷物広福寺細工場へ運び置き候事
（中略）
一　剣付筒磨き候事
一　罷り出で候上、荷物解き明け候節、荷造りに事馴れ候者四人ばかり立ち合い候様仰せ付けられたき事

とある。広福寺の細工場で秋帆を迎えるために準備している形跡が認められるので、石井の説は事実かもしれな

い。しかし、天保五年十一月に秋帆が武雄を訪れたことの決定的史料はまだ発見されていない。しかし、翌六年八月六日に秋帆が武雄をたずねたことは次に掲げる二つの史料で明らかである。一つは「今泉文書」[8]の次のような書状である。

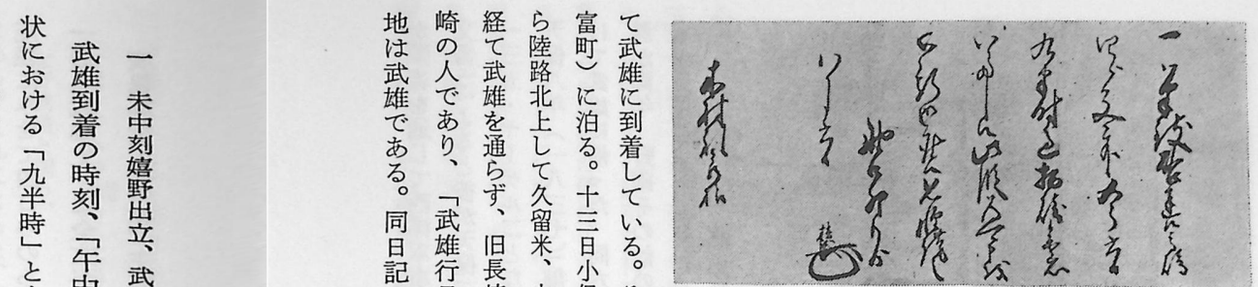

木村礼蔵あて野口卯左衛門書状（今泉文書）

一筆啓達致し候。高嶋四郎太夫其外今月六日九ッ半時過ぎ柄崎参着いたし候、此段申し越すべきため、斯の如くに御座候、恐惶謹言

八月六日　　野口卯左衛門
　　精成（花押）

（側用人）
木村礼蔵様

また、他の一つは長崎県立図書館蔵「武雄行日記」なる史料である。この日記の表紙には、未八月四日長崎出発、古賀（長崎市中里名付近）を経て大村に向い、その日は大村に泊り、翌五日大村を経て海路、彼杵に向い、嬉野に泊った。翌六日嬉野を出て武雄に到着している。そして十日まで武雄に滞在し、十一日武雄出発、牛津、佐賀を経て石塚（現在の佐賀郡諸富町）に泊る。十三日小保出発、柳川、山鹿を通って熊本に向い、十三日から十七日まで同地に滞在した。それから陸路北上して久留米、太宰府に向っている。二十三日太宰府を立ち、田代（鳥栖市田代大官町）、佐賀、牛津を経て武雄を通らず、旧長崎往還を通って塩田に向い、嬉野を経て二十六日大村に着いている。この日記の筆者は長崎の人であり、「武雄行日記」と表題があり、武雄での宿泊日数が五日の長きに及んでいる点からみて旅行の目的地は武雄である。同日記の八月六日の条には次のように記している。

一　未中刻嬉野出立、武雄之午中刻着、宿入之節少々雨、着祝として平山三平罷り越す

武雄到着の時刻、「午中刻」はちょうど午後一時で、さきに引用した「今泉文書」の野口卯左衛門の木村礼蔵あて書状における「九半時」と全く一致する。平山三平はもちろん、平山醇左衛門のことで、彼はそののちも九日、十日とこの筆者に会っており、十日には筆者が持参した道具を平山に渡し、筆者は木筒や野戦筒を見分している。なおまた、この筆者は七日、八日、九日と山々をのぼって「所々を見分」している。九日にはさらに「御茶屋」（温泉のそばにある本陣）に招かれて御馳走をうけており、招かれた人はこの筆者のほかに種田・野口・佐々木・加藤・尾上・塚原・福田・植柘（柘植か）・伊藤・木下・荒木・山本の十二名である。この筆者は武雄歴史研究会員の中島平一が推定されているように高島秋帆に間違いなかろう[9]。場所の見分は試射場の選定であろう。九日の御茶屋における接待は秋帆をはじめ、砲を輸送してきた門人たちに対する慰労と敬意を表したものであり、十日に高島が平山にわたした道具は秋帆が鋳造した大砲であろう。

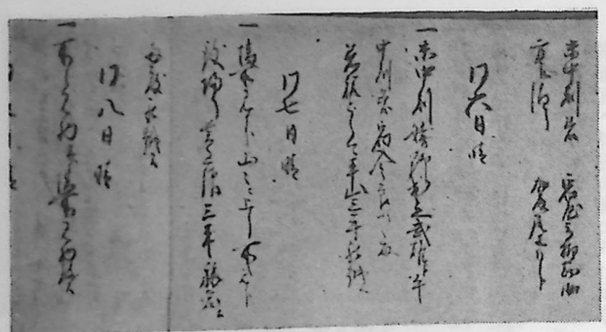

天保6年（1835）未8月「武雄行日記」の一節
（長崎県立図書館蔵）

旧武雄鍋島家蔵の臼砲の一つにはこの砲と思われるものがある。その砲には次のようなオランダ語と日本語の銘文が刻まれている。

皇国莫臼氏児開基高島四郎兵衛源茂紀、高島四郎太夫源茂敦、日本砲術家従 来未レ知下放レ之造上之、天保六年乙未七月令レ鋳二法門人鳥安宗八一鋳レ之ヲ

この砲こそ、さきにあげた「長崎行日記」に記されているように秋帆が八月九日に醇左衛門に渡した道具であろう。したがって同日記の表紙に「未八月四日」とあるのは天保六年の未である。また、さきに述べたように同日記にお

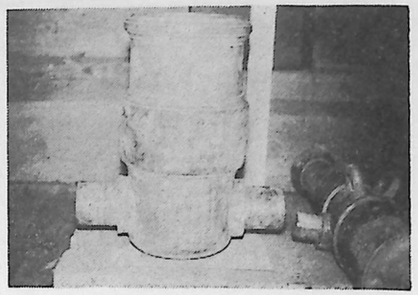

天保6年（1835）高島秋帆が鍋島茂義のため鋳造した日本最初のモルチール砲
（武雄鍋島家蔵）

ける秋帆の武雄到着の月日時刻と「今泉文書」にある野口精成の木村礼蔵あての書状のそれとが全く一致することからみて、同書状も天保六年のものである。以上の論述によって高島秋帆が、天保六年八月六日に武雄を訪れたことはまず疑問の余地がない。ただ、この砲が武雄で造られたものか、あるいは長崎で鋳造し武雄まで運ばれたものかは不明である。この砲とほぼ同じ銘文を秋帆が天保八年六月、肥後藩家老有吉市郎兵衛のために造った砲にもみることはあるいは後者ではないかと推察される。[10] そしたら武雄を秋帆が訪れたとき随行した十四人（うち二人は不快のため茶屋の招待に出席せず）の門弟たちは長崎で秋帆が造った大砲を武雄まで運んできたかと思われる。なお、住吉村大野（山内町住吉）在の儒者清水竜門はその日記[11]の天保七年十月十八日の条に

（前略）会談前後御茶屋御用これあり、罷り出で候処、御前召し呼ばれ、蘭筒銘の御相談遊ばされ候、罷り帰り、書き候て夜御湯元へ持参御覧に入れ候事

と記し、同日記同月二十二日の条には「平山醇左衛門蘭筒銘を取りに僕を遣す」と記している。これによると、竜門は天保七年（一八三六）十月十八日に武雄領主鍋島茂義に呼ばれて蘭筒の銘文の作製を依頼され、即日つくって茂義にみせて四日ののちに平山に渡して、谷口良三郎などの鍛冶屋につくらせたと思われる。この蘭筒銘は石井良一著『武雄史』に全文が収めてあるが、その一節に

天保五年甲年の秋、主君の長崎に祇候するや、四郎太夫を得て大に喜ふ、是に於てか乃ち許すに其術を以てす、蓋し、其意は

IN HET JAAR 1835
(HOLLANDSCH)
EERST GEGOTEN TE JAPAN

我国を以て実に西海の鎮にして長崎の土属となすを以てす、敢て以て伝えずんばあらず、後に遂に悉く其の得る所を以てこれを伝う、かつ肇めて其器を造りて以て献ず、彼の所謂、臼筒是也、主君已にこの伝を得るや、乃ち工に命じこれを造る、これを野戦筒と謂う、

とある。これによると、天保六年八月に秋帆が茂義に献じた砲は長崎で造ったものかもしれない。しかし、茂義は遅くとも翌七年十月までは武雄でこれと同じものを造らせている。これは武雄鍋島家蔵の天保六年銘と同じくおそらく銅製のものであろう。昭和十年に武雄鍋島家の庭内で発見された十六門の砲は銅製と鉄製が相半ばしたというが、はたして武雄で鉄製の砲を造る反射炉まで造られていたかは明らかでない。

(3)　高島秋帆の後継者—平山醇左衛門—

天保八年（一八三六）九月十八日には真手野（武内町真手野）の台場で高島秋帆相伝の砲術による大砲の試射が昼間二十五番、夜に入って六番行なわれた。モルチール筒（臼砲）によるボンベン（破裂弾）のそれは二十三日、二十四日、二十五日と三回にわたって平山醇左衛門によって行なわれた。モルチール筒打ちは「奥秘事」で平山だけが相伝されていたからであろう。夜はブランドコーゲル（焼夷弾）やリフトコーゲル（照明弾）、群鶴、火柳、三光星等の試射があった。群鶴以下はおそらく花火式の一種の発火信号であろうか。翌九年九月には富岡天神崎（武雄町富岡）で蟠桃・双蝶・三段発・琴古仙人・太平文字・夕陽・連環等の発火信号の試射を武雄領主が上覧している。同二十三日には十一月十九日には前年と同じメンバーによる臼砲と野戦筒の射撃が真手野台場で実施されている。同三度、例の花火信号の試射が下西山で行なわれている。天保十年七月には真手野台場が「色々差し支えこれあり候につき」というので永野村（東登町永野）に移転することになり、新台場の見分が実施され、年内にはこれが実施されている。[12]

天保十一年九月六日、藩主鍋島直正は神埼郡岩田（現在の神埼町岩田）で鍋島茂義が長崎で伝習した西洋砲術を検閲することにした。茂義はおりあしく病気だったので本藩の藩士坂部三十郎が指揮を代行することになった。坂部は茂義の弟で本藩の坂部明雅の養子となっていた。坂部はすでに前月よりたびたび武雄に赴いて永野台場でボンベン、ブランドの試射を行なって相当の成績をあげている。[18]岩田射的場における高島の蘭伝砲術の打順は一番よりも六番までは五丁半（六百十一メートル）に的を立て四百五十目野戦筒で行なっているが、六番には浦田八郎右衛門、七番は平山醇左衛門、八番より十番までは六丁半（七百二十二メートル）に的をたて十三貫モルチール筒でブランドゴーゲルを横田善吾、松尾又右衛門、浦田八郎左衛門など武雄の士が撃っている。十一番より十三番まではモルチール筒でボンベンを撃っている。この射撃演習は東風が強かったためか、予期の成績をあげることはできなかったが、昼食後は坂部が五発の早込、早打の実弾射撃や西洋銃陣の法を行ない、平山、浦田が十二丁（千三百三十三メートル）の的で三発の試射を実施した。同十一日夜は水ケ江御茶屋でリフトコーゲルの試発も閲覧した。そのあとで、藩主直正は茂義に対して「一統習熟の程相見え、御感悦思召され」というので、銀盃一と白銀三十枚を、茂義の家来に対して鰯一折と白銀十五枚を与えた。[14]なお、本藩の家中にも西洋砲術の修業を命じ、翌十三年三月には佐賀城下に蘭砲稽古場を設け、平山醇左衛門をして一カ月のうちに十五日を佐賀屋敷に詰めさせ、その補佐として浦田八郎右衛門、横田善吾をつけ、一般家士のため稽古日を三、八の日に開放した。同年十月、十五茶屋に大砲鋳造所を設け、大小の銃砲をつくることになったが、これにも製造方に平山淳左衛門も名を連ねている。寅六月五日（天保十三年）日付の平山の書状によると、彼は病身であるのに「佐嘉武雄ニ懸ケ繁リ往来」することは身体にもこたえ、経済的にも「差し支」えるので、佐賀の門弟には「当秋比」までに一時に皆伝したい旨を願い出ている。[15]

なお、平山は高島秋帆が幕府の命令で天保十二年（一八四一）五月九日、武州徳丸原（東京都板橋区下赤塚町）で洋式練兵および大砲の発射訓練を行なったときも随行し、これに参加した。すなわち、「今泉文書」にある中西

八郎助が木村礼蔵、旗嶋寿兵衛あての書状の一節に

此節高嶋四郎太夫出府に付、平山醇左衛門同伴致され、先月七日当地着、同人へ面会其御地の御様子共、委敷承り候（中略）然者、当春大御所様御薨去候ニ付、先月始比ハ御停止仰せ出し相成り、此節の義、格別厳重御取〆にて無双の栄地（繁栄した土地、すなわち江戸をさす）も当時（現在）至って寂寥たる事共にて御座候（後略）

とある。中西は江戸勤務で木村、旗嶋は武雄に勤務している。この文書の日付は三月十五日であるが、大御所すなわち、十一将軍徳川家斉は天保十二年（一八四一）一月に逝去しているので、この書状も同年三月十五日に出されたものである。したがって平山が高嶋に同伴して江戸に到着したのも同年二月七日であることは疑いない。平山醇左衛門自身も同年二月十四日に木村・旗嶋にあてた書状の一節に[16]

前文の次第につき、此節持ち越し候石火矢台其外諸道具の義も田口様御請け取りニ相成り、其段老中様え御申し上げニ相成り居り候迄の由にて、高嶋拝礼の義も相叶わず、砲術の模様も一向相分り申さず、何れ御葬送成り共、相済み申さず候については田口様より御伺いにも相成り難き御都合の由ニ御座候、然しながら、高嶋より相咄し候は御見分に相成る義に候わば、秋迄は相延し候義はこれあるまじく、何れ御停止（鳴物作事の停止）も五十日位にては相済み申すべく候間、四月末、五月始迄には打方も相成り申すべく候間、五月末により出立（江戸をでて武雄に帰る）の覚悟にて罷り在り候はば相違もこれあるまじく申す事に御座候

すなわち、前将軍家斉の逝去によって五十日ほど鳴物が禁止されたので高嶋の砲術実演も延期され、秋帆に随行した醇左衛門の帰国も延期されたのである。はたして秋帆の予想どおり、武州徳丸原の洋式砲術訓練は同年五月上旬に実施されたのである。

しかし、高島秋帆はそののち、洋学嫌いの幕府目付鳥居耀蔵のざん言にあい、密貿易の嫌疑をかけられ、翌十三年十月二日長崎で逮捕され、翌十四年二月江戸に護送され、伝馬町の獄屋に呻吟する身となった。[17]

佐賀藩においても秋帆が逮捕されると、同十三年、「高嶋流」砲術は「威遠流」砲術と改名された。同年十一月、平山醇左衛門・河原蟠平の両人も武雄領上西山白木峯（武雄町上西山）で打首の刑に処せられた。石井良一は秋帆が徳丸原の演習に用いた大砲や小銃の出所が武雄製のものがあったので、平山らが領主茂義の身代わりなったのでないかと推定されている。(18)

(三) 種　痘

天保、弘化のころ佐賀領内では天然痘が流行し、多くの死亡者がでた。長崎在住の藩医楢林宗健は長崎のオランダ人から英国では人に牛痘を植えて、痘を免疫する発明が行なわれ、香港においてもこれを実施しているとの噂を聞いた。十代藩主鍋島直正は侍医大石良英を通じてこの報告をうけ宗健をして長崎奉行に連絡してオランダ人に頼んで嘉永六年（一八四八）痘苗をとり寄せた。しかし炎暑のためすでに腐敗していた。そこで翌二年再び蘭医モーニッケに依頼してこれを取り寄せた。宗健はこれを早速長子永叔に植えたところ好成績を得た。そこで直正は大石良英を長崎に派遣し、永叔を佐賀に伴い嫡子淳一郎（直大）・次子皆次郎に植えたところ好成績であった。同年九月、参勤に際し、直正は島田南嶺に命じて痘種を持参させ、娘貢姫にも種痘を行なった。(19)

これがわが国における種痘の最初であるといわれるが、武雄領においては、すでに天保八年（一八三七）領主鍋島茂義が世子茂昌に種痘を実施したという。石井良一の説によると、この年、武雄の蘭医中村諒奄は長崎において貧家の男の子に牛痘をほどこし、武雄に連れ帰り、甥の平吉誠舒と誠舒の弟牟田忠行の二人に移植し、さらにその種を領主の世子茂昌にも植えたという。これは諒奄の妹で小川尉之進に嫁した園という女性の回想談によるもので、それによると、牟田忠行は天保八年生まれで、その年に種痘したからだという。しかし牟田謹一の写した「中村諒奄墓誌銘」(21)の一節には

天保二年（一八三一）学に就いてより、佐賀に開業す。其十年（一八三九）浄天公（鍋島茂義）の侍医となり、初めて種痘を余に苗す。弘化二年（一八四四）西山（武雄町下西山）に遷る。

とある。余とはこの墓碑銘の作者、平吉誠舒をさす。したがって中村諒奄がはじめて種痘を行なったのは天保十年である。これによると、石井良一説より二年あとということになるが、本藩の種痘に先立つこと十年であり、わが国における最初の種痘が武雄領内で行なわれたのである。また、石井良一に寄贈された、もと武雄城三の丸にあったという武雄鍋島家御用人が長崎の通詞（通訳）名村貞五郎にあてた書状(22)に

一筆啓進致し候、秋冷相催し候処、弥御堅固相勤められるべく珍重に存じ候、然れば蘭伝引痘稽古のため、家来中村群治（涼奄）差し越さる儀候条、御繁勤中御面倒の儀御座候えども、何卒御配慮を以て、急に習熟致し候通り御心添御頼み致し候、此段御意を得べきため、斯の如くに御座候

とある。この文書は年が不明であるが、石井良一の考証によると名村貞五郎が江戸より帰任したのは天保六年（一八三五）であるからそれ以後のものという。いずれにせよ、諒奄が種痘研究のため天保六年以後間もなく長崎に派遣されていたことは確実であろう。

なお、中村諒奄はその墓誌銘によると、そののち、文久二年（一八六二）になって再度、長崎に遊学し、オランダ人医師ポードウィンに医学を学び、ますます、その業を研さんし明治元年（一八六八）武雄の新町に開業した。『武雄史』によると、もと彼の屋敷は同町下西山の現在の今泉信彦邸であったが、木村娯山の希望によってこれを今泉家に譲って娯山の別荘である新町の屋敷を譲り受けて開業した。明治三年（一八七〇）本藩より招かれ、佐賀好生館（現在の佐賀県立病院）の小病



旧中村諒奄邸（武雄町下西山）

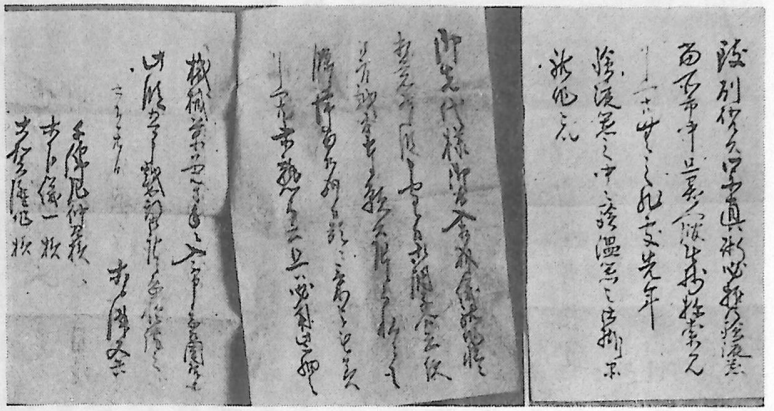

「木々津又六書状」（武雄鍋島家所蔵文書）

院長（副院長）に補せられ、医学会談所の教導をかね、翌四年中寮監にすすみ、同十年二月十八日逝去した。

㈣　写　真

牟田悌一著『浄天公』に

公（鍋島茂義）ハ木々津又六ヲシテ写真術ヲ長崎ニ学バシム

とある。この木々津又六が、長崎から武雄鍋島家の上司に出した次のような一通の書状[24]がある。

別啓致し候。写真術必携の験液器当所市中且つ、異人館残らず探索見候へども、これなく、然る処、先年験液器の中に験温器を仕掛け候品、祐作（長崎の貿易商人竹林祐作）を以て御先代様（鍋島茂義）御取り入れ相成り候儀、祐作慥に相覚え居り候段申し聞け候につき、相調子合い、急便差し越され度く願い奉り候、さ候て私ニも余り滞留相成り候につき、頻りに気をもみ候へども、未熟といい、且は必用些細の機械薬品等、手に入り申さず、甚だ相困り居り候、此段申し越すべきため、斯の如くに御座候、恐惶謹言

六月廿日　　木々津又六

千綿左仲太様

木下儀一　様

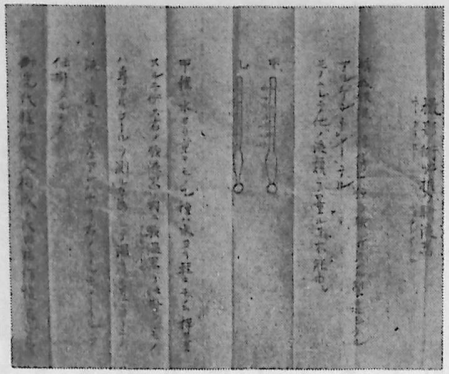

「撮影術必携験液器」（武雄鍋島家文書）

古賀隆作　様

これは彼が長崎で写真技術習業中に出したものであることは明らかである。この書状には「撮影術必携験液器（ホトガラヒー フォクトメーテル）」と題するさし絵つきの別紙が付せられている。その説明文に

硝酸銀液ノ醇薄一種ヲ験ルガタメニ製造シタルモノニシテ、他ノ液類ヲ量ル事能ザル由（中略）、右ノ験液器ノ内ニ験温器ヲ仕掛タルモノハ専ラアルコールヲ測ルガ為メニシテ温度ノ差アレバナリ、右ノテルモメートルヲ仕掛タルモノ御先代様御取リ入レ相成リ候由、祐作慥ニ存ジ居リ候

とある。さし絵の甲・乙は比重計と推定され、甲は水より重い硝酸銀液の濃度を、乙は水より軽いアルコールのようなものを計るものと思われる。そしてアルコール験液器には験温器が付せられている。これらの硝酸銀液もアルコールもおそらく写真機の湿板にぬられたものであろうか。なお、右に掲げた文書によると、これらの験液器は木々津が長崎市中を探したが、見あたらなかった。そこで以前に茂義のころに長崎の御用商人竹林祐作を介して購入したことを祐作から聞いたので、調査の上に武雄にあったら長崎に送り届けるように依頼したものと思われる。ほかに次のような関係文書[25]もある。

追って私写し試み候品少々御覧に入れ申し候。全体未熟の上、目鏡（レンズ）の性、（質）且つ、紙（印画紙）の製宜しからず故、紙ニ村（むらの当字）有りて麁末のもの出来候。抑、五大州中、亜国（アメリカ）、仏国ハ模写術（写真撮影技術）も第一等にて、目鏡の製作も亦、夫に准じ、英ハ最下等にて器械の工、製薬の術も未だ精巧を究めざるよし、惜むらくハ亜国か仏国かに御注文相成らず、

第一下手の英に御注文相成り候儀、彦馬（上野彦馬）頻りに歎息仕り候、上品の紙を入れ度く御座候へども、一箱ならで売り申さず、一箱は五束入れにて百両余りに相当り、甚だ相困り候儀ニ御座候事

これは木々津が試みにとった写真を武雄に送って技倆が未熟の上にレンズや印画紙の質が悪くて製品にムラができている理由について次のように説明したものである。それは武雄鍋島家が竹林祐作を介してカメラおよびその付属品を欧米諸国でレンズや薬剤の最もおくれているイギリスから輸入したからだというのである。すると、当時、すでに欧米諸国において写真技術ではアメリカが第一位でフランスがそれに次いでいて、イギリスは最もおくれていることや、上等な印画紙は高価で手に入れがたいことがわかるのである。

これら二通の写真関係文書が何年ごろのものかは記されていない。ところが「異国御注文器械御取入方長崎贈答控」[26]慶応四年（一八六八）に次のような写真関係史料がある。

(1)　三月十五日立て武雄より飛脚差し立て候廉々

一　ホトガラヒー（写真機）渡来の趣候処、何れの通り候哉否申し越し候様

(2)　三月廿八日竹林祐作より申し越し候廉々左ニ

一　ホトガラヒー代洋銀五百枚の処、金弐百五拾両直切り候由、右写方稽古のため誰か差し越し候様

これによると武雄鍋島家から外国に注文していたカメラが到着したかどうかを竹林にたずね、竹林は間もなくそれを二百五十両で手に入れたので、だれかを稽古に長崎に派遣するように求めている。また、同書に

(3)　四月廿七日達し竹林祐作よりの懸合左に

一　木々津又六義上野彦馬之写真伝習方存じ通り届き兼ね都合もこれあり候につき、江越英之丞、太躰相心得居り候につき、同人之も伝習相成り候通り相計い候由

(4)　（閏四月五日）木々津又六よりの懸合左に

一　写真術稽古方上野彦馬へ少し意味違い候義にて日数廿日余り染々稽古出来申さず、空しく罷りあり、漸く四月廿五日の

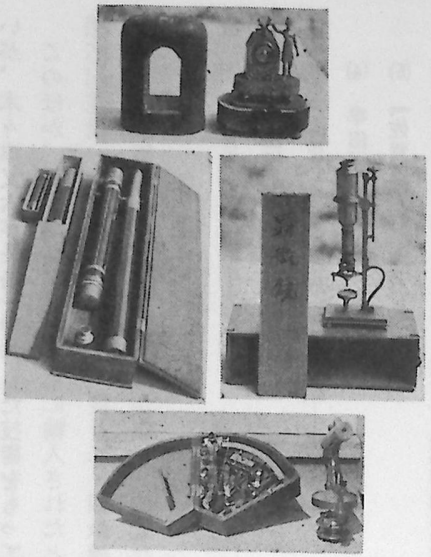

幕末ヨーロッパから輸入された諸器具（武雄鍋島家蔵）
（上）オルゴール（中左）望遠鏡（中右）顕微鏡（下）測量器具（オランダ・アムステルダム製）

比より詰め切り稽古相始め、未だ何日相懸り申すべきや向日数も差し分けざる由（後略）

(5)　同月同日（閏四月九日）同便にて木々津又六え懸け合い左に

一　写真術伝習方上野彦馬の都合、江越英之丞え伝習の都合御細書の趣具に承知す、両度の御紙面、御耳に達し候処、成る丈け差し急ぎ大抵伝習相成り候わば御引き払い相成り候様と仰せ出され候処、其御心得にて成るだけ御急ぎ成さるべく候

の三通の関係文書がある。これによると木々津は上野彦馬との折り合い悪く、二十日間ほども教えてもらえず、武林祐作は江越英之丞に伝習させたい旨を求めているが、木々津も四月二十五日ころから稽古することができたことなどがわかる。なお、この「異国御注文御取入長崎贈答控」は慶応四年（一八四八）の記録である。したがって、木々津又六が写真術伝習のため長崎の写真師上野彦馬のもとに派遣されたのは牟田悌一の説のように鍋島茂義の代（天保三年―同十年（一八三二―一八三九）ではなくて、その次の茂昌の代の慶応四年である。したがって、さきにあげた年不明の二通の写真関係文書も慶応四年のものであろう。もっとも、茂義も長崎の御用商人武林祐作を介して外国からカメラやその付属品はすでに購入していたと思われる。なお、上野彦馬は文久二年（一八六一）長崎において日本人としては最初に写真屋を開業した人である。そして長崎で坂本竜馬をはじめ幾多の明治維新の知名の士をうつし、西南戦争には従軍写真家として活躍したといわれる[27]。武雄鍋島家には、幕末に輸入されたカメラや付属品は残っていな

いが、木々津又六が長崎で習得した技術をもって写したと思われる軍装の鍋島茂昌の写真がある。

このほか、武雄鍋島家には幕末に輸入されたと思われるヨーロッパ製の望遠鏡六・(大二、小四)ウイムハースト感応起電機一・オルゴール一・尺度計二・顕微鏡一・測量器具(オランダ・アムステルダム製)四などが蔵されている。洋式砲術・種痘・写真のほか電気・測量などの西欧の技術の摂取も大いに行なわれたことが推察できるであろう。

註 (1) 石井良一著『武雄史』
(2) 牟田悌一著「浄天公」
(3) 「直正公御年譜地取」天保元年―天保六年
(4) 牟田悌一著「浄天公」
(5) 『佐賀県史』 中巻
(6) 「天保八丁酉年、諸控石火矢方」(武雄鍋島家蔵)
(7) 有馬成甫著『高島秋帆』
(8) 武雄町下西山今泉信彦蔵
(9) 中島平一「筆者不明の旅日記」武雄歴史研究会機関誌『湯が里』 第三〇号
(10) 有馬成甫著『高島秋帆』
(11) 九州大学文学部九州文化史研究施設蔵
(12) 「天保八丁酉年、諸控石火矢方」
(13) 秀島成甫著『佐賀藩銃砲沿革史』
(14) 「天保八丁酉年諸控石火矢方」
(15) 同書(14)と同じ)
(16) 今泉文書
(17) 有馬成甫著『高島秋帆』
(18) 石井良一著『武雄史』
(19) 『鍋島直正公伝』 第三編
(20) 石井良一著『武雄史』
(21) 武雄鍋島家蔵
(22) 石井良一著『武雄史』
(23) 木村娯山は今泉羊一の祖父にあたる。羊一は今泉信彦の父である。
(24) (25) (26) 武雄鍋島家文書
(27) 梅本貞雄『上野彦馬翁伝』

参考文献
遠藤早泉『高島秋帆』
有馬成甫『武雄の蘭学』

系図(鍋島茂昌家)

元住(千代、武次郎)　藏元妻子(浄達)　ノ進駅ヲツグ(徳美)　進ト改ム(浄盛)　称ス(一逸)　式部、左兵衛　(浄勇)　刑部、能登　妻子ヲ　将監、伝右衛門　(浄覚)　妻子ヲ　(浄徹)　刑部、若狭　(浄通)

武雄鍋島家（塚崎後藤家）系図

（　）内は法号，ゴチックは嫡子，女子は略す。

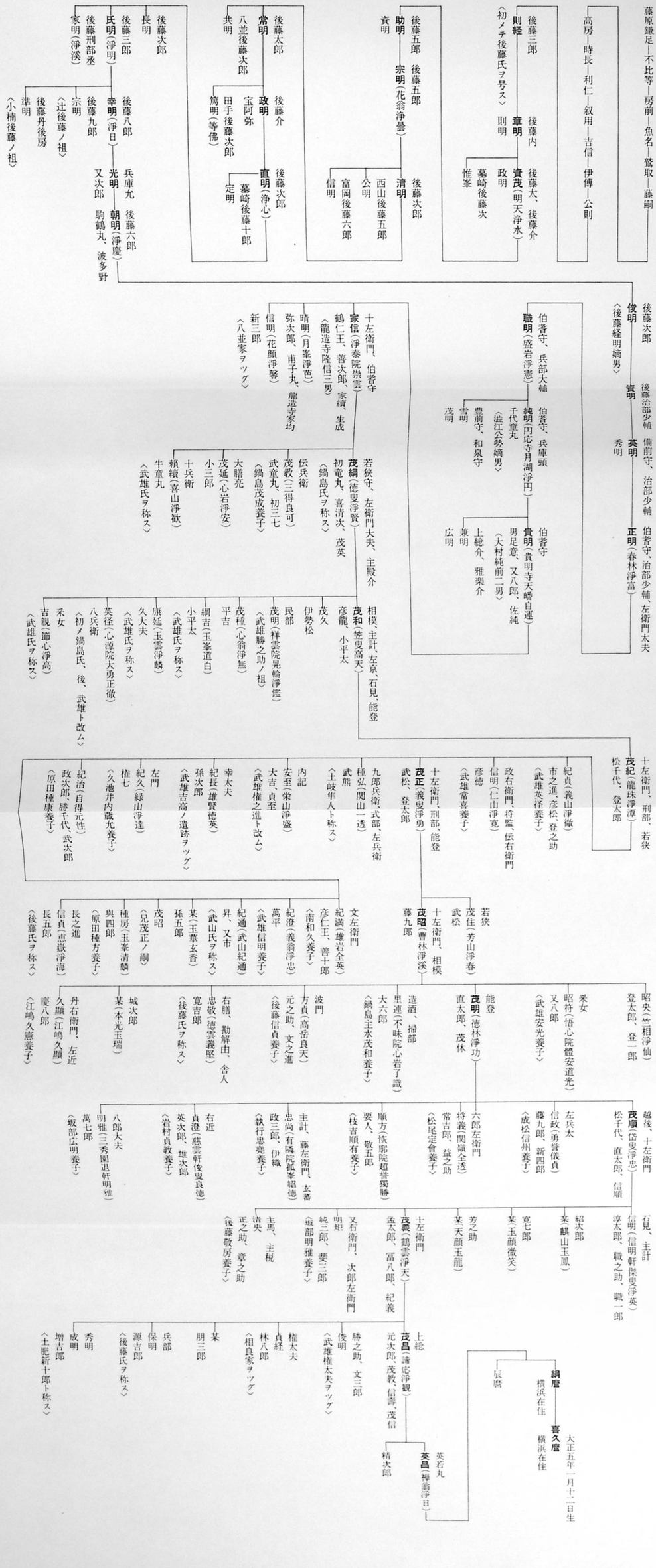

昭和四十七年三月三十一日発行

武雄市史　上巻

編者　武雄市史編纂委員会

発行者　武雄市

印刷　株式会社　帝国地方行政学会
（東京都中央区銀座七―四―一二）

営業所　東京都新宿区西五軒町五二番地
郵便番号　一六二　電話〇三―(三八)―二一四一（大代）

九州支社　福岡県福岡市中央区西中洲六番14
郵便番号　八一〇　電話〇九二―(七五)―二八六五

武雄市史　上巻

昭和56年11月15日　印刷
昭和56年11月25日　発行

揃定価 33,000円

著作権者との
申合せにより
検印省略

編　者　武雄市史編纂委員会

発行者　佐藤今朝夫

制作・川越泰博

〒170　東京都豊島区巣鴨3－5－18

発行所　株式会社 国書刊行会

電話 (917)8287(代表)　振替・東京5－65209

落丁本・乱丁本はお取替いたします。　印刷・セイユウ写真印刷㈱　製本・青木製本

頁	行	誤	正
4	14	戊辰戦後	戊辰戦役
12	18	管牟田川	菅牟田川
19	19	管牟田	菅牟田
48	19	写真説明 大川野盆を…	写真説明 大川野盆地を…
64	48	図版説明 池の内玉江溜池	図版説明 池ノ内・玉江溜池
67	64	図版説明 武雄高等通学圏	図版説明 武雄高等学校通学圏
82	67	図版説明（付：泉源間距離）	図版説明（付：泉源間距離）
99	82	図版説明 入場客の…	図版説明 入湯客の…
104	99	写真説明 三十四線	写真説明 三十四号線
115	20	背後は御舫山	背後は御船山
117	3	若木町字山中	若木町字中山
121	117	図版説明 伏戸神社	図版説明 伏戸神社
134	2	域島瓦	城島瓦
138	13	…の、洪積世	…の洪積世
147	12	海抜七千	海抜七十
148	8	平彫形刻刀	平形彫刻刀
169	13	写真説明 遺跡・出土土器の、底部に籾痕	遺跡出土土器に籾痕
181	10	などで煮たり炊いたり…	などで煮たり炊いたり…
183	3	山で、弥生時代	山で弥生時代
188	4	小域郡三日月町	小城郡三日月町
208	16	小国家）部落	小国家（部落
212	212	南朝は東晉	南朝は東晋
222	17	図版説明 物部守屋氏は	物部守屋は
223	12	朝延	朝廷
226	3	益城郡	益城郡
226	19	屋主忽男武雄心命（一にいう	屋主忍男武雄心命（一にいう
227	1	屋主忽男	屋主忍男
227	14	…う、大を…	…う。大を…
229	3	強大仕した	強大化した
255	9	経津主命	経津主命
259	17	救援を求め…	出兵を求め…
260	5	中大兄王子	中大兄皇子
261	11	訳語本営と…	本営と…
267	6	三井町	御井町
272	7	すでに列石	一部の列石
277	3	築紫野町	筑紫野町
277	6	風土記にする	風土記にある
284	2	駅やうまや	駅（うまや）
284	18	上の土地区画としての里の二通りがある	区域としての里と土地区画としての里の三通りがある
286	2	（花島）・湯里	（花島）・花島・南里・湯里
287	13	七ノ坪	七ノ坪、その他三〇頁参照
288	11	各々の里には三十～五十戸が塊村として配置されて、与えられた口分田などの耕作	条里制を施行した土地には五十戸よりなる行政区としての里がいくつかあって、与えられた口分田の耕作
288	14	里数は五十里といわれる（広島大学米倉二郎教授の算定）。（五カ二〇）	里数は優に五十里を超過する。（五カ二カ）
293	2	中男（少丁）は四分の一	中男（少丁）は肩は免ぜられ、調は四分の一
293	14	労使も…	労役も

頁	行	誤	正
294	5	司令に…	指令に。
299	12	（主張）	（主帳）
330	14	「曰の千杵島（七四三）を出す	「曰の（4）杵島（七四三）に出す
347	17	大宰師 前に述べた	大宰帥 後に述べる
402	15	さきに述べた「朝廷の御祈祷所」	あとに述べる「朝廷の御祈祷所」
407	15	予豫	伊豫
423	9	曽称崎庄内	曽禰崎庄内
426	9	西山、潮見	西山・潮見
433	14	連日野伐し	連日野伏し
434	3	中村、越前守	中村越前守
437	13	も、もいずれも	も、いずれも
441	11	神明の御爵	神明の御罰
474	7	塚崎長島両庄	塚崎長島両庄
480	3	西鶴田	両鶴田
488	15	…の経路に…	…の経略に…
489	3	天正十四年（一九八六）二月、竜造寺	天正十四年（一五八六）二月、龍造寺
490	9	史績三の丸	史跡三の丸
491	13	徒士屯	徒士屯
500	1	境ニ仕これ出し申さず	境ニ仕切これ出し得申さず
502	12	武田旧城焼失	武雄旧城焼失
507	1	長之亟	長之丞
515	16	石井良一『著	石井良一著』
532	11	依ツテ皆ハ木…其ハ木ヲ…	依ツテ皆八木…其八木ヲ…
534	4	橋 九兵衛	橋口九兵衛
554	5	…の投入を…	…の収入を
554	17	ハ不宜候条	ハ不宜候条
558	17	穂を担ひ	穂を拾ひ
578	11	保天9年	天保9年
580	16	單務之用	軍務之用
588	写真説明	鳥海村	鳥海村
590	16	本佐録の	本記録の
609	15	で、の武雄領	で、武雄領
613	3	湯田よりの	湯町よりの
614	4	二百九十七町歩	二百九十七万町歩
621	3	蓮池藩領	蓮池藩領
624	14	「御舫普請」	「御舫普請」
626	12	両村舫にて	両村舫にて
627	4	凌方	浚方
628	5～7	蓮池地藩蔵方 抑絵 それだけ直段 元禄9年黒牟山伊勢講衆がれてれ天照大神碑 白化粧がに鉄絵で絵模様・字模様をほどけこしたもの、人跡牢に及ぶ也 一右条々 同年五年二十日	蓮池藩領 「御舫普請」 両村舫にて 浚方 蓮池藩蔵方 柳絵 それだけ値段 元禄9年黒牟田山伊勢講衆がたてた天照大神碑 白化粧がけに鉄絵で絵模様・字模様をほどこしたもの、人跡罕に及ぶ也 右条々 同年五月二十日
647	4	関所	関所
648	15	関所	関所
654	19	関所	関所
683	4	嘉永六年	嘉永元年
689	19		
690	1		
708	9		